未来投資戦略 2017

—Society 5.0 の実現に向けた改革—

平成 29 年 6 月 9 日

| 第 1 ポイント・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • 1 |
|--|------|--------------|
| 基本的な考え方 | | |
| I Society 5.0に向けた戦略分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | - 7 |
| Society 5.0 に向けた横割課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | • 18 • 18 |
| B. 価値の最大化を後押しする仕組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | - 27 |
| Ⅲ 地域経済好循環システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | - 35 |

第2 具体的施策

| I Society 5.0 に向けた戦略分野・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | |
|--|-------------|
| 1. 健康・医療・介護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | - 39 |
| (1) KPI の主な進捗状況 | |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | |
| i)技術革新を活用し、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、新し | . () |
| 健康・医療・介護システムの構築 | |
| ① データ利活用基盤の構築 | |
| ② 保険者や経営者によるデータを活用した個人の予防・健康づくりの強化 | |
| ③ 遠隔診療・AI 等の ICT やゲノム情報等を活用した医療 | |
| ④ 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現 | |
| ⑤ ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上 | |
| ii)産学官民が一体となった健康維持・増進の取組促進 | |
| iii) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化 | |
| iv)グローバル市場の獲得、国際貢献 | |
| 2. 移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現・・・・・・・・ | - 48 |
| (1) KPI の主な進捗状況 | |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | |
| i) 実証プロジェクトの円滑・迅速な推進 | |
| ii)高度な自動走行の実現に向けた制度整備の加速 | |
| iii)技術開発の推進と協調領域の深化・拡大等 | |
| ① 走行映像データ・事故データ等の戦略的活用 | |
| ② 自動走行地図の実用化等 | |
| ③ 第5世代移動通信システム(5G)の実現・活用 | |
| ④ 車載セキュリティの確保 | |
| ⑤ ソフトウェア人材の育成 | |
| ⑥ 安全運転サポート車の普及の促進 | |
| iv) 小型無人機(ドローン)等の産業利用の拡大に向けた環境整備 | |
| v)自動運航船を社会に取り入れることによる海上物流の高度化 | |
| | |
| 3. 世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現・・・・・・・・・・・・ | - 53 |
| (1) KPI の主な進捗状況 | |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | |
| i)データ連携の先進事例の創出・国際標準化 | |
| ii)データ連携・利活用を促進する制度・ルール | |

| 4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等・・・・・・・・・・・・・56 |
|--|
| (1)KPI の主な進捗状況 |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 |
| i) インフラの整備・維持管理の生産性向上 |
| ii)生産性向上による産業インフラの機能強化等 |
| iii)民間投資の喚起による都市の競争力の向上等 |
| 5. FinTech の推進等・・・・・・・・・・・・・・・・・60 |
| (1) KPI の主な進捗状況 |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 |
| i)イノベーションのための環境整備等 |
| ① FinTech を活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速 |
| ② オープン・イノベーションの推進 |
| ii)国際的な人材や海外当局との連携・協働 |
| iii)企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン |
| ① 中小企業等を含む企業会計の IT・クラウド化 |
| ② 商流情報の IT 化の推進 |
| ③ 全銀システムの 24 時間 365 日対応化等 |
| ④ 金融 EDI の推進等による金・商流連携の推進 |
| ⑤ XML 新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応の容易化等 |
| ⑥ オールジャパンでの電子手形・小切手への移行 |
| iv)キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活用等 |
| 6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大・・・・・・・・・・・・・・65 |
| (1) KPI の主な進捗状況 |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 |
| i)徹底した省エネルギーの推進 |
| ii)再生可能エネルギーの導入促進 |
| ii)新たなエネルギーシステムの構築等 |
| iv)福島新工ネ社会構想の推進 |
| v) 革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化 |
| vi)資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等 |
| vii)安全性が確認された原子力発電の活用 |
| viii)日本のエネルギー・環境産業の国際展開の推進 |

| 7. ロ | ボット革命/バイオ・マテリアル革命・・・・・・・・・・・・・71 |
|--------------|---|
| (1) | KPI の主な進捗状況 |
| (2) | 新たに講ずべき具体的施策 |
| i) | ロボット革命 |
| 1 |) ロボット新戦略の実行・進化 |
| 2 |) 「改革2020」プロジェクト(先端ロボット技術によるユニバーサル未来社会の |
| | 実現) |
| ii) | バイオ・マテリアル革命 |
| iii) | 宇宙ビジネスの拡大 |
| iv) | 航空機産業の拡大 |
| 8. 既 | 存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化・・・・・・・・78 |
| (1) | KPI の主な進捗状況 |
| (2) | 新たに講ずべき具体的施策 |
| i) | 既存住宅の流通促進・空き家対策等に向けて講ずべき施策 |
| ii) | 次世代住宅の普及促進に向けて講ずべき施策 |
| II So | ociety 5.0に向けた横割課題・・・・・・・・・・・・・・・80 |
| A. 価 | i値の源泉の創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80 |
| 1. デ | ・一タ利活用基盤の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・80 |
| (1) | KPI の主な進捗状況 |
| (2) | 新たに講ずべき具体的施策 |
| i) | 公共データのオープン化の推進 |
| ii) | 事業者間のデータ流通 |
| iii) | パーソナルデータの利活用 |
| $i_{ m V}$) | 地域におけるデータ利活用 |
| $_{ m V}$) | データの越境移転等 |
| vi) | 情報アクセシビリティの確保 |
| vii) | 第5世代移動通信システム(5G)等の情報通信基盤の活用 |
| viii) | 電波周波数の調整・共用 |
| 2. 知 | 財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保・・・・・・・・・・・87 |
| (1) | KPI の主な進捗状況 |
| (2) | 新たに講ずべき具体的施策 |
| i) | 第4次産業革命に対応した知財・標準化戦略 |
| ii) | 知財・標準化人材の育成 |
| iii) | 地域の中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化 |
| $i_{ m V}$) | 公正な競争環境の確保 |

| 3. | 人材 | の育成・活用力の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・90 |
|-----|------|---|
| (1 |) KF | PI の主な進捗状況 |
| (2 |)新 | たに講ずべき具体的施策 |
| i |) 個 | 々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本拡充 |
| | 1 | IT 人材需給を把握する仕組みの構築、第4次産業革命に対応した IT スキル標準の |
| | | 改定 |
| | 2 | 実践的な能力・スキルを養成するための産官学連携したシステムの構築 |
| | 3 | 大学等の高等教育機関が「IT・データスキル」育成の重要なプレーヤーとなるため |
| | | の制度改正・政策支援 |
| | 4 | 「社会人の生涯学び直し」における「IT・データスキル」等育成の抜本拡充 |
| | (5) | 産業界をリードする IT 等トップ人材・専門人材の創出 |
| | 6 | 初等中等教育におけるプログラミング教育等の IT・データ教育の実装 |
| ii |) 生 | 産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進 |
| | 1 | 多様で柔軟な働き方の実現 |
| | 2 | 賃金引上げと労働生産性向上 |
| | 3 | 経営戦略としてのダイバーシティの実現 |
| | 4 | 女性活躍の更なる促進 |
| | (5) | 若者や就職氷河期世代の活躍支援 |
| | 6 | 障害者等の就労促進 |
| iii |) 生 | 産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革 |
| | 1 | 労働市場における「見える化」の促進 |
| | 2 | 中高年・高齢者の就業・転職促進 |
| | 3 | 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等 |
| iv |) 外 | 国人材の活用 |
| | 1 | 高度外国人材の更なる呼び込み |
| | 2 | 生活環境の改善 |
| | 3 | 就労環境の改善 |
| | 4 | 外国人留学生の就職支援 |
| | (5) | グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進 |
| | 6 | 建設及び造船分野における外国人材の活用 |
| | 7 | 在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化 |
| | 8 | 外国人材受入れの在り方検討 |
| 4. | イノ | ベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム・・・・・・・・・102 |
| (1 |) KF | PIの主な進捗状況 |
| (2 |)新 | たに講ずべき具体的施策 |
| i |)大 | 学のインセンティブ設計の抜本的強化 |
| ii |)我 | が国が強い分野への重点投資 |
| iii |)大 | 学等の投資受入れ・自己資金獲得促進 |

| v) 世界に打ち勝つイノベーターの育成・呼び込み | |
|---|------------|
| vi)ベンチャーの自発的・連続的な創出を加速 | |
| B. 価値の最大化を後押しする仕組み・・・・・・・・・・・・・・・1(| |
| 1. 規制の「サンドボックス」制度の創設・・・・・・・・・・・・・・1(| J 8 |
| (1) 新たに講ずべき具体的施策 i) プロジェクト単位の規制の「サンドボックス」制度の創設 | |
| ii) 国家戦略特区における自動走行、小型無人機等の「近未来技術」の実証を促進する取組 | 7 |
| 17 国本铁幅的区区4017 3日勤定门、小主黑八城寺90 1 近个不仅附」90 天血で促進する状態 | 1 |
| 2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT 化の一体的推進・・・・・・・・・・11 | 10 |
| (1) KPI の主な進捗状況 | |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | |
| i)政府横断での行政手続コスト削減の徹底 | |
| ii) デジタル時代の公共サービスの提供 | |
| iii)技術革新に合わせた行政手続の革新 | |
| 3.「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝・・・・・・11 | 14 |
| (1) KPI の主な進捗状況 | |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | |
| i)中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進 | |
| ① コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上 | |
| ② 経営システムの強化、中長期的投資の促進 | |
| ③ 企業の情報開示、会計・監査の質の向上 | |
| ④ 事業再編の円滑化 | |
| ii)活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進 | |
| ① 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等 | |
| ② 金融仲介機能の質の向上 | |
| 4. 公的サービス・資産の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大等)・・・・・・・・・・12 | 22 |
| 4. 公的リーに入り負性の民間開放(FFF/FFI の活用拡入等)・・・・・・・・・・ (1) KPI の主な進捗状況 | <u>_</u> |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | |
| i)成長対応分野で講ずべき施策 | |
| ii)成熟対応分野で講ずべき施策 | |
| iii)推進体制の整備・運用のための施策 | |
| | |

iv) 産学官のリソースを最大限活用した研究開発の促進

| 5. 国家戦略特区による大胆な規制改革・・・・・・・・・・・・・12 | 8. |
|--|---------|
| (1)KPIの主な進捗状況 | |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | |
| i)迅速な事業の具体化・実施 | |
| ii)更なる規制改革事項の追加 | |
| ① 「事後チェックルール」の整備等による、規制の「サンドボックス」制度の速やか | 7 |
| な創設 | |
| ② 「完全自動走行」の実現に向けた、公道実証実験の加速的推進 | |
| ③ 小型無人機 (ドローン) の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進 | |
| ④ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進等 | |
| ⑤ フィンテック分野等における外国人材の受入れ促進 | |
| ⑥ 既存事務所から保育所への転用を促す採光規定の見直し | |
| iii)指定区域の追加等 | |
| | |
| 6. サイバーセキュリティの確保・・・・・・・・・・・・・・・13 | 4 |
| (1) KPI の主な進捗状況 | |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | |
| 7. シェアリングエコノミー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13 | 6 |
| (1) KPI の主な進捗状況 | _ |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | |
| | |
| Ⅲ 地域経済好循環システムの構築・・・・・・・・・・・・・・・13 | - |
| 1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上・13 | 8 |
| (1) KPI の主な進捗状況 | |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | _ |
| i)中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本向上させる技 | ž |
| 資・イノベーション等の促進 | |
| ii)金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生 | • |
| 事業承継、適切な新陳代謝等の促進 | |
| iii)地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り込みの充実強化 | <u></u> |
| 2. 攻めの農林水産業の展開・・・・・・・・・・・・・・・・14 | 5 |
| (1) KPI の主な進捗状況 | |
| (2) 新たに講ずべき具体的施策 | |
| i)生産現場の強化 | |
| ① 農地中間管理機構の機能強化等 | |
| ② 米政策改革 | |
| ③ 経営体の育成・確保のための環境整備 | |
| ④ 外部からの人材・知見の取込み | |

| ii) バリ | リューチェーン全体での付加価値の向上 |
|---|---|
| 1 3 | 多様なデータに基づく農業への転換 |
| 2 / | ドリューチェーンの高度化 |
| 3 6 | 3次産業化の推進 |
| 4 | 見格・認証、知的財産の戦略的推進 |
| 5 1 | 食品表示の充実 |
| 6 : | ジビエの利活用の促進等 |
| iii)輸出 | 日の促進 |
| iv)林弟 | 芝の成長産業化と森林の適切な管理 |
| v)水產 | 産業の成長産業化と資源管理の充実 |
| 3. 観光・ | · スポーツ・文化芸術・・・・・・・・・・・・・・・・・151 |
| (1) KPI | の主な進捗状況 |
| , | に講ずべき具体的施策 |
| i)観光 | |
| | 見光資源の魅力を高め、地方創生の礎に |
| | 見光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に |
| | ドベての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| , | ポーツ産業の未来開拓 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |
| _ | スポーツを核とした地域活性化(「スポーツ未来開拓プラン」の実行) |
| | スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出促進 |
| | スポーツの海外展開の促進 |
| _ | スポーツ実施率の向上 |
| , , , , , , | と芸術資源を活用した経済活性化 |
| _ | て化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備 |
| | て化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上 |
| 3 = | コンテンツを軸とした文化芸術産業の強化 |
| |)成長市場の取り込み・・・・・・・・・・・・・・・・164 |
| | の主な進捗状況 |
| , | に講ずべき具体的施策 |
| | 「国企業の国際展開支援 イン・フェン・フェストを出った」 |
| | インフラシステム輸出の拡大 |
| | 経済連携交渉、投資関連協定、租税条約の締結・改正の推進 データ液法・利法界は係る国際的共済認識・メールの形式 |
| _ | データ流通・利活用に係る国際的共通認識・ルールの形成 |
| | 中堅・中小企業の海外展開支援 |
| | 写度外国人材の活用 この魅力ないかは拡発 |
| | この魅力をいかす施策 |
| (<u>1</u>) \vec{x} | 対内直接投資誘致の強化 |

- ② クールジャパンの推進
- ③ クリーンで魅力ある「日本型 IR」(特定複合観光施設)の整備推進
- ④ 2025 年国際博覧会の誘致
- ⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

法律名等につき、本文中では以下の略語等を用いることとする。

| 卸売市場法 | 卸売市場法(昭和46年法律第35号) |
|---|-----------------------------------|
| 海上運送法 | 海上運送法(昭和24年法律第187号) |
| 確定拠出年金法等の | 確定拠出年金法等の一部を改正する法律 (平成 28 |
| 一部を改正する法律 | 年法律第 66 号) |
| 学校教育法の一部を | 学校教育法の一部を改正する法律 (平成 29 年法 |
| 改正する法律 | 律第 41 号) |
| 割賦販売法の一部を | 割賦販売法の一部を改正する法律 (平成 28 年法 |
| 改正する法律 | 律第 99 号) |
| 官民データ活用推進 | 官民データ活用推進基本法 (平成 28 年法律第 103 |
| 基本法 | 号) |
| 銀行法等の一部を改 | 銀行法等の一部を改正する法律 (平成 29 年法律 |
| 正する法律 | 第 49 号) |
| 金融商品取引法の一 | 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成29年 |
| 部を改正する法律 | 法律第 37 号) |
| 建築基準法 | 建築基準法(昭和25年法律第201号) |
| 高圧ガス保安法 | 高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号) |
| 鉱業法 | 鉱業法(昭和25年法律第289号) |
| 工業標準化法 | 工業標準化法(昭和24年法律第185号) |
| 航空法 | 航空法(昭和27年法律第231号) |
| 港湾法 | 港湾法(昭和25年法律第218号) |
| 個人情報保護法等の | 個人情報の保護に関する法律及び行政手続にお |
| 一部を改正する法律 | ける特定の個人を識別するための番号の利用等 |
| | に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 |
| | 法律第65号) |
| 国家戦略特別区域法 | 国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) |
| 国家戦略特別区域法 | 国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の |
| 改正法案 | 一部を改正する法律案(平成 29 年 3 月 10 日国会 |
| VA III. / \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | 提出) |
| 次世代医療基盤法 | 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医 |
| 丁===:\L | 療情報に関する法律(平成29年法律第28号) |
| 下請法 | 下請代金支払遅延等防止法 (昭和31年法律第120 |
| 元 ≇柜馏冲 | 号) 天建中小人类长脚头(四手 45 年光净等 145 月) |
| 下請振興法 | 下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号) |
| 自転車活用推進法 | 自転車活用推進法(平成28年法律第113号) |
| 住宅宿泊事業法 | 住宅宿泊事業法(平成29年6月9日成立) |
| 省エネ法 | エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭 |
| | 和 54 年法律第 49 号) |

| 信用保証協会法 | 信用保証協会法(昭和28年法律第196号) |
|--------------------|--|
| 水道法 | 水道法(昭和 32 年法律第 177 号) |
| 水道法の一部を改正 | 水道法の一部を改正する法律案(平成 29 年3月 |
| する法律案 | 7日国会提出) |
| 地域における歴史的 | 地域における歴史的風致の維持及び向上に関す |
| 風致の維持及び向上 | る法律(平成 20 年法律第 40 号) |
| に関する法律 | |
| 地域未来投資促進法 | 企業立地の促進等による地域における産業集積 |
| | の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律 |
| | 第 40 号) |
| 中小企業信用保険法 | 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号) |
| 中小企業等経営強化 | 中小企業等経営強化法(平成 11 年法律第 18 号) |
| 法中心的意志 | 由.1 人类のよの 3.2 M 甘畑44年本で古れい。用 L |
| 中小ものづくり高度 | 中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関す |
| 化法 | る法律(平成 18 年法律第 33 号) |
| 著作権法 | 著作権法(昭和 45 年法律第 48 号) |
| 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正 | 通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成 20 年 注象第 50 号) |
| 行業法の一部を改正 する法律 | 律(平成 29 年法律第 50 号) |
| 電気事業法 | 電気事業法(昭和39年法律第170号) |
| 電気事業法等の一部 | 電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成 |
| を改正する等の法律 | 27 年法律第 47 号) |
| 電子帳簿保存法 | 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書 |
| | 類の保存方法等の特例に関する法律 (平成 10 年 |
| | 法律第 25 号) |
| 道路運送法 | 道路運送法(昭和26年法律第183号) |
| 道路運送車両法 | 道路運送車両法(昭和26年法律第185号) |
| 道路交通法 | 道路交通法(昭和35年法律第105号) |
| 独占禁止法 | 独占禁止法(昭和22年法律第54号) |
| 独立行政法人石油天 | 独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構 |
| 然ガス・金属鉱物資 | 法(平成 14 年法律第 94 号) |
| 源機構法 | |
| 都市公園法 | 都市公園法(昭和31年法律第79号) |
| 土地改良法 | 土地改良法(昭和24年法律第195号) |
| 農地法 | 農地法(昭和27年法律第229号) |
| パートタイム労働法 | 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律 |
| | (平成5年法律第76号) |
| バリアフリー法 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関す |
| | る法律(平成 18 年法律第 91 号) |

| 福島復興再生特別措 | 福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号) |
|-----------|----------------------------|
| 置法 | |
| 不正競争防止法 | 不正競争防止法(平成5年法律第47号) |
| 無電柱化の推進に関 | 無電柱化の推進に関する法律 (平成 28 年法律第 |
| する法律 | 102 号) |
| 労働安全衛生法 | 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) |
| 労働基準法 | 労働基準法(昭和22年法律第49号) |
| 労働基準法改正法案 | 労働基準法等の一部を改正する法律案(平成27年 |
| | 4月3日国会提出) |
| 労働契約法 | 労働契約法(平成19年法律第128号) |
| 労働者派遣法 | 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労 |
| | 働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 |
| | 号) |
| IR 推進法 | 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法 |
| | 律(平成 28 年法律第 115 号) |
| PFI 法 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の |
| | 促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号) |

第1 ポイント

基本的考え方

(成長戦略は、今どこにいて、何が求められているのか?)

アベノミクスの下で、60年ぶりの電力ガス小売市場の全面自由化や農協改革、 世界に先駆けた再生医療制度の導入、法人実効税率の20%台への引下げなど、 これまで「できるはずがない」と思われてきた改革を実現してきた。

政権交代以降、労働市場では就業者数は 185 万人近く増加し、20 年来最高の雇用状況を生み出した。企業は史上最高水準の経常利益を達成するとともに、設備投資はリーマンショック前の水準に回復し、倒産は 90 年以来の低水準となっている。

経済の好循環は着実に拡大している。

しかし、民間の動きはいまだ力強さを欠いている。これは、

- ①供給面では、長期にわたる生産性の伸び悩み、
- ② 需要面では、新たな需要創出の欠如に起因している。先進国に共通する「長期停滞」である。

この長期停滞を打破し、中長期的な成長を実現していく鍵は、近年急激に起きている第4次産業革命(IoT、ビッグデータ、人工知能(AI)、ロボット、シェアリングエコノミー等)のイノベーションを、あらゆる産業や社会生活に取り入れることにより、様々な社会課題を解決する「Society 5.01」を実現することにある。

この点で、日本は優位な環境にある。

- (1) 日本は世界に先駆けて、生産年齢人口の減少、地域の高齢化、エネルギー・環境問題といった社会課題に直面している。これは第4次産業革命による新たなモノ・サービスに対して、大きな潜在需要があることを意味する。
- (2) 第4次産業革命は、生産性の抜本的改善を伴うことから失業問題を引き起こすおそれがある。しかしながら、日本は長期的に労働力人口が減少し続けることから、適切な人材投資と雇用シフトが進めば、他の先進国のような社会的摩擦を回避できる。

¹①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上5番目の新しい社会。新しい価値やサービスが次々と創出され、社会の主体たる人々に豊かさをもたらしていく。

(3) これまでのインターネット上のデータ (バーチャルデータ) を活用した第一幕と異なり、今後主戦場となる医療介護、自動走行、工場設備、農業、建設といったリアルデータを活用する第二幕では、マーケットからのリアルデータの蓄積と、ソフトウェアとハードウェアのすり合わせや、ソフトウェアと現場のすり合わせが競争力の鍵を握る。いずれも日本が優位性を持ち得る。

こうした強みは、歴史的な転換期を迎える日本に大きなチャンスを与えるものである。

団塊の世代が75歳を迎える「2025年問題」が迫る中、現状を放置すれば、医療・介護の負担が重くのしかかり、労働力人口は減少し、蓄積してきた知恵や技術は散逸し、経済社会の活力は削がれてしまう。

付加価値を生み出す競争力の源泉が「モノ」や「カネ」である旧来の経済システムでは、「集約化」、「均一化」されていることが効率的な経済活動を可能とする成功モデルを生み出し、多くの組織や社会システムもそれを前提に設計されてきた。

しかし、第4次産業革命の進展により価値の源泉が「ヒト(人材)」・「データ」に移るSociety 5.0の経済システムでは、離れて「自立分散」する多様なもの同士を、新たな技術革新を通じてつなげ「統合」することが大きな付加価値を産む。「知恵」が価値を生み、多様な「個」がいかされる社会が到来する中、あらゆる世代の意欲ある人々が技術革新を味方につけ、眠っている様々な知恵・情報・技術・人材を「つなげ」、イノベーションと社会課題の解決をもたらす仕組みを世界に先駆けて構築できれば、経済活動の最適化・高付加価値化と活力ある経済社会を実現できる。それは、老若男女、大企業と中小企業、都市と地方を問わず、あらゆる人々や産業にチャンスを与えるものである。

他方で、第4次産業革命のイノベーションは、予測困難なスピードと経路で進んでいくことから、対応が遅れたり大胆な変革を躊躇したりすると、世界の先行企業の下請け化して、中間層が崩壊してしまうおそれがある。

第4次産業革命の進展により、これまでに実現不可能であると思われていた社会の実現が可能になっている。この間までは遠い将来の夢と思っていたことが、頑張れば手に届きそうなところまで来ている中、Society 5.0 への挑戦をいよいよ本格化する時期である。そのための戦略分野における取組を強力に推進することにより、新たなフロンティアを異次元の範囲とスピードで切り開いていく。

(今後の取組の視点)

これまでデジタル革命による劇的な変革は、コンピュータ産業や通信関連産業の内部にとどまっていたのに対し、第4次産業革命の波は、あらゆる産業、あらゆる社会生活を劇的に変革する可能性を秘めている。

ドイツの「Industry 4.0」や米国の「Industrial Internet」が、主として製造業の生産管理や在庫管理を IoT によって個別工場や企業の枠組みを超えて最適化しようとする試みであるのに対し、我が国は、製造業を超えて、モノとモノ、人と機械・システム、人と技術、異なる産業に属する企業と企業、世代を超えた人と人、製造者と消費者など、様々なものをつなげる Connected Industriesを実現していかなければならない。

我が国が目指す「Society 5.0」は、先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会課題を解決する試みである。

(具体的な進め方)

第1に、勝ち筋となり得る「戦略分野」への選択と集中を行うべきである。

戦略分野の特定に当たっては、

- ・我が国の強み(モノづくりの強さ、社会課題の先進性・大きさ、リアルデータの取得・活用可能性)をいかせる分野であるかどうか
- ・国内外で成長が見込まれる分野であるかどうか
- ・課題先進国のモデルケースとして世界にアピールできる分野であるかどうかといった視点を踏まえて選定するべきである。

こうした観点から、以下の5つの分野を中心に、我が国の政策資源を集中投入し、未来投資を促進する。

「健康寿命の延伸」

- 我が国は、グローバルにも突出して高齢化社会をいち早く迎えることとなる一方で、国民皆保険制度や介護保険制度の下でデータが豊富にある。
 - → 健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、「新しい健康・ 医療・介護システム」を構築することにより、健康寿命を更に延伸し、 世界に先駆けて生涯現役社会を実現させる。

「移動革命の実現」

- 物流の人手不足や地域の高齢者の移動手段の欠如といった社会課題に直面している一方で、日本のモノづくりについて AI・データとハードウェアのすり合わせに強みがあるとともに、自動車の走行データを大量に取ることができる。
 - → 物流効率化と移動サービスの高度化を進め、交通事故の減少、地域 の人手不足や移動弱者の解消につなげることにより、我々一人ひとり の生活の活動の範囲や機会を広げていく。

「サプライチェーンの次世代化」

- カンバン・システムなど従前から先駆的な取組がなされていたほか、綿密な「すり合わせ」力は我が国特有の強みであることに加え、工場のデータ、コンビニを中心とした流通のデータも豊富である。
 - → 個々の顧客・消費者のニーズに即した革新的な製品・サービスを創 出すること等を可能にしていく。

「快適なインフラ・まちづくり」

- 熟練労働者の高齢化や人手不足が顕著である一方、オリンピック・パラリンピック関連施設の建設や老朽施設の更新、防災対策といった大きなニーズがある。競争力のある建設機械とデータの融合によるサービスが売りとなる可能性を秘めている。
 - → 人手不足や費用の高騰に悩むことなく、効率性と安全性を両立させ、 安定した維持管理・更新を浸透させていく。

「FinTech」

- 先進国に比べていまだに現金取引比率が高く、また中小企業のIT活用も限定的であることから、FinTech導入による大きな効果が期待できる。
 - → 利用者にとっての金融関連サービスの利便性を飛躍的に向上させるとともに、企業の資金調達力や生産性・収益力の抜本的向上につなげていく。

第2に、価値の源泉の創出に向けた共通基盤の強化に取り組む。

まず、新しい社会インフラとなる「データ基盤(リアルデータプラットフォーム)」を構築する。政府・地方公共団体等の公共データについて、民間ニーズの高い公共交通や自動走行などの分野で徹底的にオープン化していくとともに、民間データについて、企業の枠を超えたデータの連携を後押ししていく。あわせて、データの利活用を促すように、知的財産制度や標準化をはじめとしたルールの高度化を実現する。

加えて、第4次産業革命に対応できる人材投資と労働移動の円滑化を進める。 第4次産業革命に伴い、産業構造と就業構造の急激な変化は避けて通れない。個人個人に求められる能力・スキルも大きく変わらざるを得ない。IT 人材が必要となるのは IT 産業に限らず全産業に及ぶ。2020 年には、IT 人材が約37万人不足すると予想される。更に多くの人材が IT を使いこなす能力を身につけていくことが必要となる。「IT 力強化集中緊急プラン」を策定し政策資源を集中投入する。

あわせて、生産性の向上と新しい価値創出力の強化に結び付く働き方改革を 進める。長時間労働の是正や非正規労働者の処遇改善に取り組みつつ、知識集約 型産業を中心とした新しい就業構造にふさわしい形で、職務と能力等の内容の 明確化や、それに見合った公正な評価・処遇を実現するとともに、労働市場の流 動性を高めるための取組にも挑戦していく。

また、資本集約型経済から知識集約型経済に変化する中、知と人材の拠点である大学・研究開発法人を中核として、産業界も巻き込み、社会全体で優れた研究開発やベンチャーが自発的・連続的に創出されるイノベーション・ベンチャーのエコシステムを構築するため、産学連携の推進や経営力を高める大学改革、我が国の強みを発揮できる分野への研究開発を進める。

第3に、「まずはやってみる」という「実証による政策形成」に舵を切る。

Society 5.0 に向けたイノベーションは、世界中で予測困難なスピードと経路で進化する中、社会を巻き込んで試行錯誤をしながら、失敗しても再び挑戦できるプロセスが有効となる。完全なデータと証明がないと導入できない従来の硬直的一律の制度設計では世界に後れを取ってしまい、日本は先行企業の下請け化するかガラパゴス化するしかなくなってしまう。このため、参加者や期間を限定することにより試行錯誤を許容する、規制の「サンドボックス」制度を導入する。

また、行政手続の在り方についても、事業者目線により徹底的に洗い直すことにより、規制改革・行政手続簡素化・オンライン化を一体的に推進し、重点分野の行政手続コストを原則20%以上削減することを目指す。

第4に、Society 5.0時代の産業構造に向けた新陳代謝システムを構築する。

コーポレートガバナンス改革を形式から実質に深化させ、果断な経営判断を 促す。この障害とならないよう、迅速かつ柔軟な事業再編を可能とする制度整備 を行う。

また、公共施設等運営権方式は、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能にし、民間企業に大きな市場と国際競争力のチャンスをもたらす。PPP/PFI

の活用拡大に向け、重点分野毎の課題の解決を図るとともに、民間事業者の意見も踏まえたガイドラインづくりなど、政府横断的な推進体制を整備する。

第5に、地域経済好循環システムを構築する。

地域の内外で、ヒト・モノ・カネ・データの結び付きを強め、活発な循環を促す。農林水産業、製造業、観光・スポーツ・文化芸術などサービス業の垣根を越えて、圏域全体で成長産業や良質な雇用の創出を目指す。

これらを進める上で、現状を打破する突破口となる具体的なプロジェクトを官民で戦略的に推進するとの視点が重要であり、「日本再興戦略 2016」(平成 28年6月2日閣議決定)の「官民戦略プロジェクト 10」をこの新たな成長戦略の下での取組に発展させた形で、民間の自律的な取組を促し、官民の適切な役割分担の下、様々な技術革新を社会に取り入れ、構造改革を進めていく。

その際、「改革2020」において提示されているように、年限を切り、官民が共に取組を具体化し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会など、我が国が注目を集める機会にショーケースとして世界に発信していくことが重要となる。「改革2020」の趣旨を成長戦略全体に広げ、目標逆算ロードマップ方式であらゆる施策を構築していく。

こうした取組が真に実を結ぶ鍵は、官民ともに、個々の組織が従来路線を漫然と踏襲する「タコツボ」構造から脱却する思い切った変革である。Society 5.0 を実現する主役はあくまで民間の活力であり、全ての産業で、従来型システムから舵を切り、知識集約型に産業構造を転換するための大胆な事業ポートフォリオの転換を断行する勇気と行動が求められる。そして、民間の創意工夫を引き出し、最適な事業環境を整備する責任を担う国の役割として、構造改革を果敢に進め、イノベーションの社会実装による成長戦略を政府横断的に強力に推進するための一元的な体制づくりにこれまで以上に注力する。

I. Society 5.0 に向けた戦略分野

I-1. 健康寿命の延伸

目指すべき社会像

団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年には、ビッグデータ・AI など技術革新を最大限活用し、最適な健康管理と診療、自立支援に軸足を置いた介護など、「新しい健康・医療・介護システム」が確立している。健康寿命を更に延伸し、世界に先駆けて生涯現役社会が実現している。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(高齢者・家族) 市街地から離れた実家に暮らす高齢の父親は、遠隔診療により、かつての週に1回から今では月に1回へと通院負担が軽減され、データ・AI を活用したかかりつけ医による診療を無理なく受けられる。要介護状態の母親は、データ・AI を活用した最適なケアプランにより、要介護度が改善し、自宅で過ごす時間が増え、団らんを楽しんでいる。
- ・(医療・介護現場) 医師は、これまでばらばらだった患者の健診・治療・介護 記録を、本人同意の下確認し、初診時や救急時に医療機関において患者情報 を活用し、個人に最適な治療がいつでもどこでも可能に。介護現場でも、ロ ボット・センサー等の活用により、夜間の見守りなどをめぐる職員の厳しい 労働環境は大幅に改善され、その分、専門性をいかして個々の利用者に最適 なケアの提供が可能に。

実現のために必要となる主要項目

データ利活用基盤の構築

(残された課題)

・地域での情報連携や、レセプト等のデータベース整備等が進んでいる。しかし、 健康・医療・介護データがばらばら、データベースごとに縦割りで、活用でき る主体も限られている。国民一人ひとりの健康・医療・介護のデータが有機的 に連結され本人が経年的に把握でき、ビッグデータ分析により新薬等の研究開 発等につなげるためのデータ利活用基盤を構築する必要がある。

(主な取組)

・自らの生涯にわたる医療等の情報を本人が経年的に把握でき、個人・患者本位で最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤としての「全国保健医療情報ネットワーク」の 2020 年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業

を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。

- ・研究者・民間・保険者等が、健康・医療・介護のビッグデータを個人のヒストリーとして連結し分析するための「保健医療データプラットフォーム」の 2020 年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。
- ・次世代医療基盤法が本年4月に成立したことを受け、前述のデータ利活用基盤との連携にも留意しつつ、同法による認定事業者を活用し、匿名加工された医療情報の医療分野の研究開発への利活用を進める。
- ・これらを支える基盤として、医療保険のオンライン資格確認及び医療等 ID 制度の導入について、来年度からの段階的運用開始、2020年からの本格運用を目指して、本年度から着実にシステム開発を実行する。

予防・健康づくり:保険者・経営者による「個人の行動変容の本格化」 (残された課題)

・保険者には個人のレセプト・健診データが集まっているが、運動や食生活等の生活習慣の改善や、糖尿病等の重症化予防に向けた具体的取組に十分つながっていない。保険者が個人へ働きかけを促すインセンティブ、経営者が主体となり従業員の健康維持・増進を図る取組も不十分である。

(主な取組)

- ・予防・健康づくり等に向けた加入者の行動変容を促す保険者の取組を推進するため、全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を今年度実績から公表するとともに、保険者に対するインセンティブを強化する。健康保険組合・共済組合の後期高齢者支援金の加算・減算制度について、加算率・減算率ともに、来年度から段階的に引き上げて2020年度には最大で法定上限の10%まで引き上げる。
- ・保険者のデータヘルスを強化し、企業の健康経営との連携(コラボヘルス)を 推進するため、厚生労働省と日本健康会議が連携して、各保険者の加入者の健 康状態や健康への投資状況等をスコアリングし経営者に通知する取組を、来年 度から開始する。

医療:新手法の導入促進による「質の飛躍的向上、医師・患者の負担軽減」 (残された課題)

- ・かかりつけ医等による対面診療と組み合わせたオンラインでデータを取りながらの遠隔でのモニタリング・指導等や、AIの活用を促進し効果的・効率的な医療を提供するための、十分なインセンティブやルールが設定されていない。(主な取組)
- ・遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病などの生活習慣病患者への効果的な指導・管理など、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診

療報酬改定で評価を行う。

- ・保健医療分野での AI 開発を戦略的に進めるため、画像診断支援、医薬品開発、 手術支援、ゲノム医療、診断・治療支援、介護・認知症を重点 6 領域と定め、 開発・実用化を促進する。
- ・AI 開発用のクラウド環境の整備・認証の仕組みの構築、AI を活用した医療機器の質や安全性を確保するための評価の在り方等のルール整備を進める。これらを踏まえ、医師の診療に対する AI を用いた的確な支援による医療の質の向上等について、次期以降の診療報酬改定等での評価を目指す。

介護:科学的介護の導入による「自立支援の促進」

(残された課題)

・介護予防や、要介護状態からの悪化を防止・改善させるための先進的な取組が一部に広まっているものの、国として目指すべき形として、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を具体的に示すには至っておらず、また、要介護度が改善すると報酬が減ることもあり、自立支援に向けたインセンティブの充実等を求める声がある。

- ・次期介護報酬改定において、効果のある自立支援について評価を行う。
- ・自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護の実現に向け、必要なデータを 収集・分析するためのデータベースを構築し 2020 年度の本格運用開始を目指 す。
- ・データ分析による科学的な効果が裏付けられた介護サービスについて、2021年 度以降の介護報酬改定で評価するとともに、そうしたサービスが受けられる事 業所を厚生労働省のウェブサイト等で公表し、国民に対する「見える化」を進 める。
- ・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、 その結果を踏まえて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の 見直しなど制度上の対応を行う。
- ・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・ 向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に酌み取 り開発シーズとつなげられるプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配 置する。
- ・ロボット介護機器の開発重点分野を再検証し、本年夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映する。

I-2. 移動革命の実現

目指すべき社会像

ヒト・モノの移動について、無人自動走行、小型無人機(ドローン)による荷物 配送や自動運航船等により、「移動革命」による物流効率化と移動サービスの高 度化が進み、交通事故の減少、地域の人手不足や移動弱者の解消につながってい る。2020年に国内販売新車乗用車の90%以上に自動ブレーキが搭載され、無人 自動走行の普及に向けた社会の受容性が高まりつつある。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(物流現場) e コマースの進展に伴い、物品取引が飛躍的に増大して、ドライバー不足と長時間労働に直面する中でも、一人のドライバーが行うトラックの隊列走行によって大量の貨物が輸送可能となる一方、ドローンを活用した個別配送が一般化することによって、大きな負担なく物流事業が継続でき、消費者ニーズに沿った新たな配送サービスが日々生み出されている。
- ・(発送・受取)四国の離島から北海道に暮らす友人に荷物を発送。自動運航船による運搬、トラックの隊列走行、無人自動走行、ドローンなどロボット技術の活用による個別配送の連携で、真冬でも迅速・安価に、安全・安心に荷物が到達。
- ・(高齢者・家族)鉄道や路線バスが廃線となり、仲間との囲碁の会や買い物・ 通院に車を使用していた高齢者が、心配する家族から運転を控えるよう勧め られていた。県道を走る自動走行バスと道の駅からの移動サービスが導入さ れ、住み慣れた土地で、家族に心配をかけずに暮らし、外出も続けられてい る。

実現のために必要となる主要項目

世界に先駆けた実証

(残された課題)

・現行の交通に係る制度体系や社会認識を抜本的に転換する可能性を秘めた自動走行技術等の 萌芽 が存在する中、こうした技術の高度化とともに制度転換に向けた課題の洗い出しや社会受容性の醸成に必要不可欠となる実社会における実証を、民間ニーズを踏まえた制度整備等の時期を明確にしながら十分実施することができていなかった。本格的な社会実装が停滞するおそれがある。

(主な取組)

- ・高速道路でのトラック隊列走行を早ければ2022年に商業化することを目指し、2020年に高速道路(新東名)での後続無人での隊列走行を実現するため、本年度中に後続車有人システム、来年度に後続車無人システムの公道実証を開始する。
- ・無人自動走行による移動サービスを2020年に実現することを目指し、本年度から、地域における公道実証を全国10か所以上で実施する。
- ・これらの車両内に運転者がいない、事業化を目指した自動走行の公道実証が可能となるよう、隊列走行に関する電子 牽引 の要件や車間距離に関連した事項の検討、無人自動走行による移動サービスに関する専用空間の要件など、必要な制度整備等を行う。
- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、最先端の自動 走行技術を国内外に発信するショーケース、レガシーとすべく、羽田空港や臨 海地域等において最先端の実証を行うとともに、制度整備等を行う。
- ・ドローンについて、来年に山間部等における荷物配送を実施し、2020 年代に は都市でも安全な荷物配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外 飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発や制度的 対応を進める。

データの戦略的収集・活用、協調領域の拡大

(残された課題)

- ・移動革命を実現する上で中核となる「データ」について、関係者が分散して保 有しており、十分に共有されていない。同時に、データを活用して付加価値を 生み出す仕組みができていない。
- ・我が国企業が自動走行分野の競争領域にリソースを投入できるよう、各社が協力して取り組む協調領域の拡大が不十分である。

- ・本年中に、走行環境の複雑性の指標化や共通して収集すべき実証データの明確 化など情報共有・収集体制を構築する。
- ・自動走行の鍵を握る技術である認識・判断技術の競争力を抜本的に強化するため研究開発を加速するとともに、走行映像データ・事故データ等の戦略的な収集・利活用の基本方針を、本年度中に取りまとめる。
- ・リアルタイムに変化する情報をひも付けたダイナミックマップの仕様・仕組み 等を検討し、来年度中に取りまとめる。
- ・自動走行実現のインフラとして、超高速、多数接続、超低遅延が可能となる第5世代移動通信システム(5G)の2020年までのサービス開始に向けた取組を推進する。
- ・自動走行車両のセキュリティの向上に向け、安全性評価の仕組みづくり等を進めるための工程表を本年度中に取りまとめる。

・2025 年までの自動運航船の実用化に向けて、来年度に船内機器等のデータ伝送の国際規格を我が国主導で策定する。また、2023 年度中の船舶の設備、運航等に係る国際基準の合意を目指すとともに、国内基準を整備する。

国際的な制度間競争も見据えた制度整備

(残された課題)

・将来の高度な自動走行の市場化・サービス化には、「ドライバーによる運転」 を前提としたこれまでの交通関係法規の見直し等が必要であり、国際的な制度 間競争も見据えて、本格的な制度整備等の検討の加速が課題となる。

(主な取組)

- ・2020年頃の高度な自動走行(レベル3以上)の事業化を目指し、システムによる運転に係る安全基準をはじめとする必要な交通関係法規の見直し等、本年度中に政府全体の制度整備の方針(大綱)を取りまとめる。
- ・官民一体で国家戦略として強力に実行する政府の司令塔機能を強化する。

I-3. サプライチェーンの次世代化

目指すべき社会像

開発・製造・販売・消費のあらゆる段階のデータをリアルタイムに取得・利活用することが可能となることで、個々の顧客のニーズに即した革新的な製品・サービスの創出、データ連携による無駄のない最適化されたサプライチェーン、スマート工場での安全で生産性の高い製造プロセスが実現している。データを収集し経営にいかす企業が増加し、製造業全体の労働生産性が年間2%以上向上している。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(消費者)日常生活のふとした機会に、着たい服をスマートフォンで入力。自分にぴったりの寸法、好みの色・素材の洋服が、既製品とさほど変わらない価格・手間で購入できるように。
- ・(中小製造業) 中小企業の現場に直接出向いてくれる専門家に相談し、自社に合った低コストで機能的なロボット・IoT ツールを導入。製造プロセスの効率化に加え、原材料仕入れ先や製品納入先とのデータ連携によって取引先の工場の稼働状況や販売計画から先回りした対応が可能になった。系列外の企業との取引も生まれ、年間の繁閑の変動を抑えつつ、売上を増やすことができた。

実現のために必要となる主要項目

世界に先駆けたデータ連携の先進事例創出/展開

(残された課題)

・国内の多くの中小企業では機器間・企業内のデータ連携が進んでおらず、大企業においても、工場や企業の枠を超えたデータ連携はこれからの段階となっている。モデルとなる先進事例や、取組を促す制度・ルールの整備が進んでいない。

(主な取組)

- ・本年度中に、国内外の複数企業にまたがるデータ連携の国際的実証を開始し、 統一的なデータ記述フォーマットを策定、2020年までに国際標準提案を行う。
- ・中小企業のデータ利活用や IoT・ロボット導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、2年以内に全国 40 か所程度の設置を目指す。
- ・自動車分野において、サプライチェーン全体でデータ等を活用し更なる迅速・ 高精度な「すり合わせ」開発を可能とすべく、車両の性能評価に係るシミュレ ーションモデルの構築を目指し、産学が連携して取り組む。
- ・IoT・データを活用して設備の常時監視を行うなど高度な産業保安に取り組む 事業者に対して規制上のインセンティブを付与するため、新たに開始した高圧 ガス保安法上の「スーパー認定事業所制度」等の普及を図るとともに、実証等 も踏まえ、IoTを駆使した高度な保安を促す分野の拡大を検討する。
- ・サプライチェーン上の複数事業者間でのデータ連携・利活用を促すため、個々の事業者でなく複数事業者で連携した省エネを適切に評価できる「連携省エネ」を新たな省エネの手法として位置付けるべく、必要な制度の見直しを検討する。
- ・製造現場に最新の IoT 機器を導入できるよう、まずは労働安全衛生法に基づく 防爆規制において、本年度中に最新の国際標準を取り入れるとともに、その後 の国際標準の改訂にも迅速に対応できる体制を検討する。

I — 4. 快適なインフラ・まちづくり

目指すべき社会像

日本全国津々浦々で、ICT・ロボット・センサー等を活用することにより、道路、橋、ダムといったあらゆる建設現場の生産性が向上(2025年度までに2割)している。人手不足等に悩むことなく、適切なインフラの整備・管理が浸透している。建設現場の労働環境も改善し、より魅力的な職場へ変化。これらにより、国民の快適で安全な日々の暮らしを支えている。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(平常時) ICT や3次元データ、専門的な技術力が必要な点検・補修を効率的に実施できるロボット等の開発・導入により、適切な管理が行われ危険箇所を早めに発見することで、不測の事故が減少するとともに、工事や補修期間が短縮され、通行規制が減少。
- ・(災害時) 大規模な地震が発生し、インフラも広い範囲で損傷したが、ドローンを用いることで短期間に点検が終わり、自動建機により危険箇所での復旧工事も早期に進行し、震災前の日常生活が早めに回復。
- ・(建設現場) これまで習得するのに何年もかかったノウハウも ICT 建機により短期間で身に付けられるようになる。週末返上でとりかかっていた工事でも、熟練工の長時間労働にしわ寄せせずに、土日の休日をきちんと確保することが可能になっている。

実現のために必要となる主要項目

インフラの特性に合わせた「公共が、牽引する社会実装」

(残された課題)

- ・公共部門による事業実施が大きな影響力を持つ建設分野においては、調査・測量から設計、施工、検査、維持管理・更新までの全てのプロセスで ICT 等を活用する「i-Construction」の取組が緒についたばかりであり、浸透が十分とは言えない。
- ・海運分野など民間事業者が主体となる分野においても、公共部門による制度整備が大きな影響力を持つ中、先進技術の開発に合わせた国内基準の整備、国際規格の標準化は整っていない。

- ・2019年までに、橋梁・トンネル・ダムといった土工・舗装等以外の工種や維持管理を含む全てのプロセスに ICT 活用の対象を拡大する。
- ・本年中に3次元データ利活用方針を策定し、2019年までにオープンデータ化に向けた具体的な利活用ルールを整備する。
- ・自治体工事を受注する中小建設企業に ICT 土工のメリットや基準を浸透させる ため、実工事での実演型支援を実施する。
- ・船舶の開発・建造から運航に至る全てのフェーズに ICT を取り入れる「i-Shipping」の推進に向け、来年度に船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を 我が国主導で策定する。
- ・インフラ点検及び災害対応ロボットの評価基準や試験手法等を本年度中に策定する。また、ロボット活用の手順を示した「ロボット点検手順」を水中ロボットについては本年度中に、橋梁・トンネル等の他分野においても順次策定

する。

- ・インフラ点検及び災害対応ロボットの開発目標の提示による開発促進のため、ロボットの利用場面に応じた要求性能を本年度より設定・公表する。あわせて、インフラ管理者と連携したロボット・AI 等の先進的なインフラ点検支援技術等の開発支援を進める。
- ・官民データ活用推進戦略会議・官民ラウンドテーブルにおける重点分野を中心 としたオープン化や、地域未来投資促進法における事業者からの提案制度の活 用等により、地域の社会課題の解決に資する、地方公共団体が保有するデータ の活用を促進する。

I — 5. FinTech

目指すべき社会像

利用者の安全・安心が確保される中で、ブロックチェーンなどの先進技術を活用する FinTech 企業や金融機関等が、オープン API 等を通じて連携・協働しつつ、利用者のために次々と競争的にサービスを提供。キャッシュレス決済が広く浸透。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(サービス利用者(個人))アプリを使って毎月の家計簿は自動作成。友人への送金もスマートフォンでできた。サービス申込み時の本人確認もオンライン。アメリカ留学中の息子への仕送りはブロックチェーンにより大幅に安価に。買い物で現金は使わない。
- ・(サービス利用者(企業))手形が無くなり、商流情報付き送金電文で煩わしい売掛金や税務書類の作業から解放された。商流情報のビッグデータ分析に基づく融資により、これまでは予測・対応できなかった資金ショートも回避できた。商品の到着、入金はブロックチェーンで秒刻みに把握。
- ・(FinTech 企業) 金融機関との API 連携で送金サービスを提供する FinTech 企業がついに上場。英国進出時は現地の当局がマッチングまでしてくれた。

実現のために必要となる主要項目

イノベーションに向けたチャレンジの加速

(残された課題)

・革新的な FinTech サービスの実証実験がいまだ不十分である。特に、法令遵守や監督対応上のリスクについての 躊躇・懸念があることが実証実験へのチャ

レンジを妨げている。また、ブロックチェーンの国際標準化の動きへの対応等に不可欠な、国際的な人材や海外当局との連携・協働が必ずしも十分に行われていない。我が国の FinTech ベンチャーが海外展開する際、進出先当局との連携が課題である。

(主な取組)

- ・FinTech 企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな 躊躇・懸念 (コンプライアンスや監督対応上のリスク) を払拭するため、FinTech に係る実証実験を容易化するための措置 (FinTech 実証実験ハブ (仮称)) を講ずる。関係省庁は、金融関係法令以外の障害除去のため当該措置の実施に協力する。
- ・ブロックチェーン実験用プラットフォームで、電子記録債権取引や本人確認、 決済・物流情報管理等金融インフラの高度化の実証実験を行う。
- ・ブロックチェーン技術に関して、国際的な研究機関等と連携した共同研究を推進しつつ、国際的なコンソーシアムへの金融当局の参加を検討する。
- ・英国・シンガポール当局との国際的な協力枠組みを活用し、FinTech 企業の海外展開を支援、枠組みの拡大を検討する。フィンテック・サミットを開催する。

オープン・イノベーションの推進

(残された課題)

・オープン API を核とした FinTech 企業と金融機関の連携が十分に広がっていない。我が国の比較的高度に発達した銀行システムのネットワークを活用し、利用者利便を大きく高める金融サービスの提供余地が残っている。

(主な取組)

- ・銀行法等の一部を改正する法律を施行した上で、API を提供する銀行の数や銀行が電子決済等代行業者と契約した数等についてフォローアップするとともに、オープン API 検討会等において、オープン API の推進に係る更なる課題を検討する。
- ・オープン・イノベーションの観点から、銀行代理業等に係る課題を検討する。
- ・金融業における新たな技術の活用や、金融機関が IT 等によりサービス・能力を機動的に開発・展開し、事業機会を拡大していく必要性等を踏まえ、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備等について、更に検討を進める。
- ・オープン API やブロックチェーン技術等を活用して、官民が効果的・効率的に 規制監督に係る対応を行う「RegTech」の推進に向けて検討する。

企業の成長力強化のための FinTech の活用促進

(残された課題)

•FinTech を企業の生産性向上につなげることが課題である。特に来年稼動のXML 新システムの効果を最大化する中小企業のIT化、XMLデータの活用等が課題 である。

(主な取組)

- ・金融 EDI の活用を起点とした「企業の成長力強化のための Fin Tech アクションプラン」により、財務・決済プロセス全体の一括した高度化を図る。
- ・XML 新システムを来年稼動し、2020 年までに XML 電文に全面的に移行する。 2020 年までに商流情報の標準化項目の普及、業種を超えた企業間の EDI 連携 を更に推進する。
- ・XML 新システム等のデータを活用した融資サービスや税務支援を検討する。本年秋以降、決済・物流情報をブロックチェーンで一体管理する実証実験を実施する。
- ・オールジャパンでの電子手形・小切手への移行につき官民連携して検討する。
- ・電子決済と連動する企業会計の IT・クラウド化を推進する。法人のネットバン キング利用の進捗状況のフォローアップを開始する。

キャッシュレス化の推進

(残された課題)

・海外諸国と比較して、キャッシュレス化が十分に進展していない。キャッシュレス決済の安全性・利便性の向上、事務手続の効率化、ビッグデータ活用による販売機会の拡大等を図ることが課題である。

- ・クレジットカード利用時の加盟店における書面交付義務の緩和について、電子 メール等の電磁的方法も可能とすることで、カード決済のコスト削減や消費者 の利便性の向上を図り、キャッシュレス化を後押しする。
- ・クレジットカードデータ利用に係る API 連携の促進を図りつつ、レシートの電子化促進のためのフォーマットの統一などの環境整備を本年度内に行う。

II. Society 5.0 に向けた横割課題

Ⅱ—A. 価値の源泉の創出

|Ⅱ―(A)―1.データ利活用基盤の構築、徹底したデータ利活用に向けた制度整備

目指すべき社会像

新たな社会インフラである「データ利活用基盤」の生成が官民連携により加速している。2020年までの集中取組期間を契機として、政府・地方公共団体等の保有するデータの利用と企業の枠を超えたデータ連携が格段に進み、官民のデータが安心して活用されている。民間との直接対話でニーズに応じて公開されたデータは、100%機械判読に適したファイル形式で提供されている。データを活用した日本発のモノやサービスが国際標準になり、国内外の市場に広がっている。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(旅行者) 2020 年オリンピック・パラリンピック競技大会で東京を訪れた国内外の様々なニーズを有する旅行者が、交通運行情報や施設情報を組み合わせた高度なナビゲーションにより、複雑な東京駅構内でも迷わずに乗り継ぎ、公共交通機関で会場や宿泊場所へスムーズに移動している。
- ・(国民生活) 個々人の状態に応じた適切な医療・介護サービス、消費者の 嗜好 に応じたカスタマイズ製品、学生の理解度に合わせた教育等、個人個人に合わせたサービスが様々な場所で享受できる。
- ・(農業現場)経験や勘のみに頼らず、熟練農家の知識、生育状況や気象など様々なデータを駆使して、新規参入者でも美味しく安全な作物を収穫でき、 生産性向上や経営改善によって稼げる農業が広がっている。
- ・(企業)マーケティングの精度・スピートが向上。バックオフィス業務を含む 開発や生産プロセス全体で無駄ゼロ・リードタイムゼロを実現しつつ、革新 的な製品・サービスを創出している。

実現のために必要となる主要項目

公共データの「オープン化」

(残された課題)

・これまで、政府のデータカタログサイトの開設や、地方自治体に対するオープンデータパッケージの開発及び提供など、国や地方自治体が保有するデータの提供に向けた環境整備を政府一体で進めてきたが、社会ニーズに対応した形で

の公共データのオープン化や、公共データを軸にした社会全体でのデータプラットフォーム形成は進んでいない。

- ・官民の専門家等から成る司令塔である「官民データ活用推進戦略会議」、同会議に設置された産業界・ベンチャー・民間有識者・関係省庁から成る民間人がトップの実行委員会の議論の下に策定された「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」(平成 29 年 5 月 30 日閣議決定)に基づき、オンライン原則化、オープンデータの促進、行政の IT 化・BPR の推進、データ流通基盤の整備、国と地方の施策の整合性の確保など、官民データ活用の推進を総合的かつ効果的に進める。
- ・公共データのオープン化を、2020年までを「集中取組期間」として、以下の取組を中心に行う。
 - -安全・安心・個人情報に配慮しつつ、利便性の高い形で公共データを提供するため、「オープンデータ基本指針」(平成29年5月30日高度通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)に基づき、本年中に、公共データの実態把握のための「棚卸し」を行う。
- ーベンチャー等を含めた民間との直接対話を行う「官民ラウンドテーブル」を本年度から随時開催し、8分野(※)を中心に、新たなサービス創出や諸課題の解決につながる形でデータをオープン化する。
 - (※「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」に示された重点分野。 ①電子行政、②健康・医療・介護、③観光、④金融、⑤農林水産、⑥ものづくり、⑦インフラ・防災・減災等、⑧移動。)
- ・登記所の地図データについて、官民データ活用推進施策の一環として、2021年度までに提供開始できるよう検討し、その具体的条件や内容を本年度中に決定する。
- ・産学官による気象ビジネス推進コンソーシアム等を通じ、電力、観光、流通、 保険、農業など多くの産業分野における気象情報の利活用を促進し、新たな気 象ビジネスを強力に創出するため、基盤的な気象観測・予測データの公開を進 めるとともに、本年度中に必要な制度を見直す。
- ・宇宙をビッグデータ基盤として位置付け、政府衛星データ(安全保障用途に係るものを除く。)について、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等の整備を行う。
- ・広域性・リアルタイム性及び利便性の高い海洋情報について、海運、漁業、再生可能エネルギーの開発など多くの産業分野での利用促進が図られるよう、我が国の海洋状況把握(MDA)における海洋情報の集約・共有・提供の基盤の一つとなる「海洋状況表示システム」の整備等を推進する。
- ・本年1月に運用を開始した法人インフォメーションについて、許認可情報等の 掲載情報を拡充し、来年度までに100万件の掲載を目指す。
- ・地方公共団体等の職員がオープンデータに必要な技術を習得できる試験環境の整備、データを保有する地方公共団体とそれを活用する民間企業等との調整・仲介機能の創設を本年度中に行う。

産業界・個人におけるデータ流通・利活用の加速化

(残された課題)

・プライバシー保護に関して国民が抱く漠然とした不安、データ連携や活用によるメリットが分かりにくい、データの利用権限が明確でない等により、企業や業種の枠を超えたデータ連携・活用が十分進んでいない。

(主な取組)

- ・企業間での適切な契約締結を通じたデータ利用権限の明確化と共有を促すべく、本年5月に策定したデータ利用権限に関する契約ガイドライン等の活用を 進める。同時に、本年度中を目途に産業界等との対話を通じて分野ごとに留意 すべき点の整理を行い、個別分野への展開を進める。
- ・データ利用者の利便性を高め、データ流通市場の拡大・活性化を促進するため、 民間事業者間の自主ルールの策定及びその普及促進を図るための民主導の枠 組みが本年度中に構築されるよう支援する。
- ・個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである PDS (Personal Data Store) や情報銀行、データ取引市場等について、官民連携 実証事業を行う。あわせて、個人の関与の下で信頼性、公正性、透明性を確保 するための制度の在り方等について検討し、本年中に結論を得る。
- ・個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する民間企業等からの相談対応や、これらを踏まえた事例集の公表等のデータ利活用促進に向けた情報発信等を本 年度中に開始する。

データ利活用を促す知財・標準化戦略

(残された課題)

- ・データの不正利用や知財利用をめぐる紛争への対応に関する懸念等が大きく、 企業や業種の枠を超えたデータ連携・活用が十分進んでおらず、データの利用 に伴う利害関係を適切に調整する知財システムの構築が課題である。
- ・官民の標準化体制が、モノのサービス化や標準化活動の多様化に未対応である。

- ・ビッグデータを活用した新規ビジネスを視野に入れた著作権法の柔軟な権利制限規定等の整備、データの不正な取得・使用・提供の禁止、知財の利害関係を調整する裁判外紛争解決手続(ADR)制度の創設、知財訴訟の証拠収集手続の強化等に関し、早期の関連法の改正を含め、必要な措置を講ずる。また、AIの生成過程・生成物に関する知財制度上の整理等を進める。
- ・国際標準獲得に向けた司令塔機能(政府 CSO (Chief Standardization Officer)) を含め、官民における戦略的・有機的な標準化の連携の在り方について検討するとともに、自動走行、スマート工場、IoT 等の重要分野における迅速な国際標準化、国際標準と各省規制との連携強化、工業標準化法の改正を目指した検討等を通じて、官民の標準化体制を強化する。

Ⅱ— (A) — 2. 教育・人材力の抜本強化

目指すべき社会像

求められる能力・スキルが常に変化していく中、「生涯学び直し」を続けられる人材の厚みが生まれている。あらゆる産業で IT との組合せが進行し、日本で働く全ての者が「IT 力」を備え、全ての企業人が、それぞれのニーズに応じた「IT 力」を身につけ、「IT 力」を活用した付加価値の創造を絶え間なく行うようになる。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(IT 専門人材) IT ベンダーで販売管理のシステムを古い言語(COBOL 等)で開発していたが、30歳代半ばで、e-learningで新しい技術(Python 等ビッグデータや AI に対応したプログラミング言語等)を習得。転職先の IT ユーザー企業で、顧客の好みにカスタマイズしたサービスを提供できる新たなシステムの開発を先導し、海外の IT 人材と比べても遜色のない給料で活躍している。
- ・(中小企業) 売り上げ減に悩んでいた旅館経営者が、従業員に、社会人講座で データを活用した最新の接客業を学び直してもらった。利用客の好みなどの 情報を全て「見える化」したシステムを使いこなすことで、利用客のニーズ に合った丁寧なサービスを提供し、顧客満足度と売上げ増を達成している。
- ・(若手) 小学校でのプログラミングの授業をきっかけに、10 年後の社会で自動走行車やロボットが日常生活に溶け込んでいる姿を自分で設計したいと思い、大学の工学部に進学。情報工学、機械工学のみならず、経営学など他分野も専攻した後、ベンチャー企業を創業。大手企業との共同研究に邁進している。

実現のために必要となる主要項目

「何を学ぶべきか」の羅針盤の提示

(残された課題)

・日本全体の「IT 力」の強化は、産官学が一体となって取り組む必要があるが、 具体的にどの分野の人材がどれくらい必要かについて十分に可視化されてい ないため、産官学が共通して目指すべき「羅針盤」が示されていない。

(主な取組)

・セキュリティ、データサイエンティスト、AI・IoT等から成る「データ・AI人材」等、今後、第4次産業革命下で求められる人材の必要性やミスマッチの状

況を明確化するため、IT 人材需給を把握する仕組みを早期に構築する。

・IT 人材に求められる能力・スキルを明確化するため、人材需給の見通しを踏まえつつ、必要な実務能力を明確化・体系化した指標(IT スキル標準)を全面的に改定し、IT スキルとして主流となりつつある新たな開発手法や、新技術に対応できる IT 人材に焦点を当てた新たなスキル標準を本年度中に策定する。

産官学連携による実践的教育

(残された課題)

- ・教育・人材育成を行う供給サイド(大学、専修学校、民間事業者等)が産業界のニーズを踏まえたサービスを提供する仕組みが十分に構築されていない。
- ・企業の現場で直面している実際の課題や現場の実データ、企業現場を熟知した 講師等のリソースが不足し「実践的な学び」を行える環境が整備されていない。
- ・各省庁がそれぞれ IT 力向上に向けた教育・人材育成に係る取組を行っているが、それぞれの取組が縦割りとなっており、横串が刺されていない。

(主な取組)

・産業界のニーズを継続的に把握しつつ、産業界の代表との実務レベルでの情報 共有等を目的とした大学関係者による大学協議体や専修学校による地域産業 中核的人材養成事業等による産学連携の取組を進めるとともに、これらの取組 を横断的に機能させるために、産業界と教育界による「官民コンソーシアム」 について検討し、本年度中を目途に設立し取組を開始する。

大学の数理・データサイエンス教育の強化、工学教育改革等

(残された課題)

- ・日本の工学教育は、学科の専門領域ごとに教員が配属されるなど縦割り構造になっており、例えば情報学科と機械学科を組み合わせた教育を行うなど、時代に即した柔軟な教育体制の構築が難しくなっている。
- ・数理・データサイエンス教育の重要性・必要性は分野を超えて高まっているが、 理系の一部の学生しか学んでおらず、文系理系を問わず、学ぶ機会が乏しい。

- ・工学教育システム改革について、学科ごとの縦割り構造の抜本的見直し、学士・修士の6年一貫制教育などの教育年限の柔軟化など、具体的な制度改正等の在り方について本年度中を目途に検討しつつ、来年度から順次実施し、2019年度からの本格実施を目指す。
- ・文系理系を問わず専門分野を超えた全学的な数理・データサイエンス教育等を 実施するためのセンターを拠点となる大学に整備し、全国的なモデルとなる標 準カリキュラムやモデル教材を作成し、他大学に普及展開する。
- ・小学校段階でのプログラミング教育必修化(2020年度~)に向け、学校現場での楽しみながら学べるデジタル教材の活用・評価と更なる改善等の産業界と教育現場が連携した取組を本年度秋から開始し、来年度から本格展開する。

誰もが学び直しできる社会

(残された課題)

- ・社会人が自発的にスキルアップのための学び直しをしようとしても、金銭的・時間的な制約等があり、必ずしもアクセスが容易ではない。
- ・企業における採用や処遇において、身に付けた能力・スキルが十分に評価されていないため、「学び直し」に対するインセンティブが不十分である。

(主な取組)

- ・民間事業者が社会人向けに提供する IT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度(仮称)」を本年度中に創設する。これを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。
- ・年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的な IT・データス キルを身につけることは重要である。意欲のある社会人の「学び直し」を充実 するため、個人に対する支援策を講ずる。
- ・働き手の能力を有効に発揮させるため、職務や能力等の内容の明確化とそれに 基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度など処遇体系全体が可能な 限り速やかに構築されるための施策を講じていく。

Ⅱ— (A) —3. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

目指すべき社会像

資本集約型経済から知識集約型経済に変化する中、知と人材の拠点である大学・ 国立研究開発法人を中核として、企業や投資家など産業界も巻き込み、社会全体 で優れた研究開発やベンチャーが自発的・連続的に創出され、イノベーションの 果実を次のイノベーションの種に投資(2020年度までに研究開発投資対 GDP 比 4%以上)していく好循環が実現。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(大学・研究開発法人)経営トップのリーダーシップで、所与の財源に活動を 収める従来の経営から、投資を呼び込み、自己資金を獲得する新たな経営へ 踏み出す。
- ・(研究者) 真に意欲と能力ある者が評価され、優秀な若手研究者が研究資金と ポストを確保でき、その研究成果が世界中の研究者から引用される。
- ・(企業/投資家)産学連携に積極的な大学との大型共同研究や、研究開発型ベンチャーへの投資を通じ、自前では難しい画期的な技術を素早く調達。
- ・(起業家) 学校を卒業し企業に就職、が当たり前ではなく、起業という選択肢が一般的になり、独創的なアイデアやシーズをビジネスにつなげた成功ストーリーが年齢を問わず次々と生み出される。

実現のために必要となる主要項目

「学」の中核機能強化に向けたインセンティブ強化及び自己資金獲得の促進 (残された課題)

・大学等や研究者の産学連携インセンティブが不十分であり、連携に向けた事務局体制整備が進んでいない。また、本格的な産学連携等に必要となる自己資金の獲得手段も限られている。さらに、運営費交付金と競争的資金の一体改革も途上である。結果として「学」を中核とした自発的な産学連携の好循環には至らず、個人のつながりによる小規模な共同研究に留まっている。

(主な取組)

- ・本年度から、各大学の産学連携の取組を比較評価できるデータを整備し、毎年 公開することで企業の連携先の検討を後押しし、投資を呼び込む。
- ・来年度から本格実施することとしている、各大学が設定した定量的な KPI を基準として産学連携の取組実績を評価し、結果を運営費交付金の重点配分に反映するルールに関し、評価結果の周知を強化する。共同研究に取り組む教職員が処遇及び環境で適切に評価・支援される人事制度改革など、大学の取組に対する評価等を通じて好事例を周知する。
- ・経営トップ配下の強力な権限で、部局を超え優れた研究者を組織化し、事業化・ 知財等専門人材により産学官連携を集中管理する新体制を、来年度中に構築す る。
- ・大学保有資産の魅力向上・一層の有効活用に向け、新しい活用モデルを広める ため、制度の見直し方針を本年度中に策定する。また、大学等への土地・株式 の寄附を活発化するため、受入れ実態の把握等の結果を受けて、本年度中に具 体的な方策や制度の在り方を検討する。

我が国が強い分野を支える拠点・人材への集中投資

(残された課題)

・諸外国の活発な研究開発投資に対し我が国は比較劣位となっている。我が国の研究力を世界トップレベルに維持するには、研究開発投資量の確保に加え、重要分野への集中、データ量の急増に伴う情報通信インフラへの投資やイノベーションを担う人材といった中核的資源の集中が鍵となる。

(主な取組)

- ・政府の研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつ つ、対 GDP 比 1 %にすることを目指すとともに、来年度に創設することとされ た「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費 (仮称)」により、研究開発 投資誘発効果の高い領域へ各府省施策の誘導等を行う。
- ・世界のCenter of Excellence を目指し、組織の長のトップマネジメントの下、 内外のトップ研究者を結集しベンチャーを含む産業界と連携してイノベーションを生み出せるよう、来年度中に少数の拠点に絞りリソースを集中投下する。 加えて、現在の取組を検証し、将来的に世界トップを狙える分野の拠点整備を 検討する。
- ・AI 開発やビッグデータ処理を加速できる、スーパーコンピュータを含む国際 的に優位な学術情報通信基盤の強化を検討するとともに、大学と併せ、共同研 究に取り組む企業等も活用できるようにする。
- ・優秀な人材が研究者を目指すよう、卓越研究員事業の推進等により若手研究者の安定した研究環境を確保するとともに、大学等における優れた人材育成・人事システム改革を加速する方策を来年度中に構築する。
- ・「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある外国人の生活環境、就労環境、極めてオープンとなってきている高度外国人材に係る入管制度等について、在外公館・JETRO等と連携しながら対外発信を行う。

ベンチャーの自発的・連続的な創出の加速

(残された課題)

・ベンチャーへのリスクマネー供給体制が弱く、グローバルに戦う大規模な資金が不足。政府調達にもアクセスし難く、成長を後押しできていない。

(主な取組)

- ・大企業によるベンチャーの M&A などファンド機能の強化を検討する。また、国立研究開発法人の研究開発成果を一層イノベーション創出につなげていくため、業務・財務の健全性確保等に配慮した上で出資業務の更なる活用の在り方について検討し、本年度中に結論を得る。
- ・機関投資家によるベンチャーキャピタルへの出資促進や投資環境の向上を図るため、ファンドの時価評価に係るガイドラインや投資モデル契約等の知的インフラを整備し、本年度中に実証を開始する。

- ・共同研究における特許を機動的に活用しベンチャー創出等につなげるため、大 学等の単独所有とするモデルを本年度中に構築する。
- ・政府調達における研究開発型中小・ベンチャーの活用を促進する試行的取組を本年度中に開始する。

Ⅱ—B. 価値の最大化を後押しする仕組み

Ⅱ— (B) — 1. 規制の「サンドボックス」制度の創設

目指すべき社会像

急速に進展する AI・ビッグデータ・分散台帳技術・自動飛行・自動走行をはじめとするイノベーションの成果を大胆に実証する機会が確保されることで、革新的な商品・サービスが次々と生み出され、生活の利便性が向上している。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(企業) 革新的なビジネスモデルのアイデアを有するスタートアップ企業が、 サンドボックスの枠組みの下で、AI・ビッグデータ等を活用した新しいビジネスモデルを実証。その実証が成功をおさめたことから、規制改革が実現し、 新しいサービス・商品が提供される。
- ・(家庭) 地元のベンチャー企業が新たな通信方式を元に、暮らしを便利にする サービスを考案。家庭内の冷蔵庫や電子レンジなどに蓄積される日頃のレシ ピデータや食材の使用データを相互に参照し、好みに応じた新しいレシピの 提案や、足りない食材を自動で近所のスーパーに注文してくれるもの。現行 の規制は新しい通信方式を想定していなかったものの、サンドボックスによ って、すぐに実証を開始。当局も一緒になって実証データを確認。これによ りスピーディにサービスイン。
- ・(高齢者)生活支援ロボットが、高齢者の健康状態のデータをチェック。異常があれば、自動でかかりつけ医に送信、高齢者にも簡単な健康管理が実現。
- ・(金融) 手形に比べ銀行訪問の手間や時間がかからない電子記録債権の利用コストが分散台帳技術により低下。中小企業の資金調達がスムーズに。

実現のために必要となる主要項目

プロジェクト単位の規制の「サンドボックス」制度の創設

(残された課題)

・イノベーションの成果を新たな付加価値の創出につなげていくためには、試行 錯誤のための社会実証を積み重ねることが不可欠である。だが、試行錯誤のた めの社会実証がなされなければ、必要なデータ等を取得することができず、規 制当局に対して「このようにやればうまくいく」という具体的なニーズを十分 に証明することができない悪循環に陥っている。

(主な取組)

・プロジェクト単位の取組として、参加者や期間を限定して、実証内容とリスク を説明した上での参加の同意を前提に、「まずやってみる」ことを許容する枠 組みを、既存の枠組みにとらわれることのない白地の形で創設する。

国家戦略特区における自動走行、小型無人機等の「近未来技術」の実証を促進する取組 (残された課題)

・個々の実証プロジェクトにおいて、多くの制度的制約が課せられているほか、 実証に係る事前規制や、関係機関との事前調整に多くの煩雑な手続を要する。

(主な取組)

・国家戦略特区において自動走行、小型無人機(ドローン)等の近未来技術の実 証実験を迅速かつ円滑に実施するため、関連する事前規制・手続を抜本的に見 直すための、規制の「サンドボックス」制度の創設を速やかに実現する。

Ⅱ— (B) — 2. 規制改革・行政手続簡素化・IT 化の一体的推進

目指すべき社会像

2020年3月までに、行政手続コストが原則20%以上削減され、国内外の企業にとって世界で一番活動しやすい事業環境が提供されている。企業は、行政手続による不要な手間から解放され、本業である付加価値創造活動に専念している。行政手続について、事業者にとって使い勝手の良い形でオンライン化され、書式・様式が共通化され、一度提出した情報は二度求められない(ワンスオンリー)。また、法人設立、社会保険料納付等においては複数機関への手続を一元化(ワンストップ化)している。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(中小企業)ある省庁等に提出した情報については、別の省庁から、同じ情報を求められることがなくなり、行政側の縦割りによって悩まされることがなくなる。例えば、複数の補助金の申請を行う時でも、同一事項は一回記入すればよい。
- ・(起業家) 起業家がベンチャー企業を設立する際、スマートフォン上で法人設立に必要な事項をQ&A 方式で入力等すると、法務局、税務署、労働基準監督署、年金事務所等への全ての申請情報等がオンライン上で送付される。

実現のために必要となる主要項目

行政目線の「行政手続」から事業者目線の「公共サービス」への転換 (残された課題)

・現行手続をオンライン手続に単に置き換えただけのものが多く、ビッグデータ や AI 等の技術革新、法人番号、マイナンバー等の新たな制度を十分に活用で きていないおそれ。省庁・制度横断での、利用者の利便性向上に取り組めてお らず、ワンストップ化(一元化)が図られていない。

(主な取組)

- ・2020年3月までに、「行政手続部会取りまとめ〜行政手続コストの削減に向けて〜」(平成29年3月29日規制改革推進会議行政手続部会決定)に沿って、営業の許認可や社会保険に関する手続など、事業者負担の重い分野において、行政手続を行うために事業者が作業する時間(行政手続コスト)について原則20%以上の削減を目指す。
- ・各省庁は、来年上半期を目途に、行政手続のオンライン化を含めた中長期的な電子行政推進の計画を策定する。各府省システムと法人インフォメーションとの連携など、横断的課題への対応の方向性を示す。
- ・法人設立時に利用者がオンライン・ワンストップで処理できるよう、民間クラウドサービスの活用も視野に、定款認証の面前確認や印鑑届出、外部連携 API 等の在り方を含め、あらゆる観点から官民一体で検討し本年度中に結論を得る。
- ・貿易手続に関し、貨物の滞留時間の短縮化等を実現するための全体最適化について、官公庁や民間事業者が一堂に会して制度面や技術面など総合的な観点から検討する官民協議体を立ち上げ、本年度中に結論を得る。
- ・迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障等総合的な観点から、利用者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。
- ・ブロックチェーン技術について、本年度中を目処に、政府調達等の分野で実証を開始。サンドボックス制度の活用やスマートコントラクトによる効率化促進等に向けて、運用・ルール面から検討。革新的な電子行政の実現に向けた計画を、来年度を目途に策定する。
- ・起業家目線で政府の支援策をスピーディーに活用できるワンストップ申請システム(ベンチャー支援プラットフォーム)を、本年度から試行的に運用する。 法人インフォメーションと連携した法人基本情報のワンスオンリー機能や、補助金等への展開について検討し、本年度中に方向性を得る。
- ・化学物質審査における試験負担の軽減、高圧ガス保安での「スーパー認定事業所」制度の推進、建設現場で ICT を活用する i-Construction を推進し、最先端技術の現場実装によって建設工事の検査日数短縮 (1/5) や検査書類削減 (1/50) を実現する。

Ⅱ — (B) — 3. 「稼ぐ力」の強化(コーポレートガバナンス改革を形式から実質へ)

目指すべき社会像

企業は、強化された経営システムの下、経営環境の変化に適切に対応し、過度に短期的な視点にとらわれず、中長期的な企業価値の向上の観点から経営を行う。投資家は、企業と深度ある建設的な対話を行い、持続的な成長を促す。これらの結果、ダイナミックな企業経営が可能となるとともに、資金調達の場としての資本市場の活性化が実現。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(企業・機関投資家) 相当数の3月末決算企業が7月に株主総会を開催するようになる中、我が社も今回初めて7月に株主総会を開催。余裕を持った決算作業が可能となり、開示書類の記載内容を共通化し、それを電子提供できるようになったこともあって、株主総会に向けて投資家とより突っ込んだやり取りができ、強い手応えを感じた。
- ・(取締役会・企業経営陣) 他社で社長や会長を務めた人物を社外取締役として スカウトしたことで、当社の取締役会の経営機能・監督機能は飛躍的に高ま った。その結果、新たな経営戦略上はノンコア事業と位置付けられながら、 先々代の実力社長の出身部門であったために売却できなかった事業の売却 を決断できた。他方で、コア事業を充実すべく他社のヘルスケア事業を買収 できた。
- ・(国民)経営成績や戦略等に関する十分な情報開示に加え、地球環境保護等への取組を示す ESG (環境、社会、ガバナンス)情報の提供にも積極的な企業への関心が高まり、資産ポートフォリオの一部をこれらへの投資に回した。

実現のために必要となる主要項目

企業と投資家の建設的な対話の促進

(残された課題)

- ・機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動が必ずしも行われていない。機関投資家による議決権行使結果の公表が不十分であり、議決権行使の透明性を懸念する指摘や、アセットオーナーによるスチュワードシップ活動等が十分に行われていないとの指摘が存在する。
- ・企業と投資家の対話の基盤となる開示については、対話に必要な情報が十分 に開示されていないとの指摘や、複数媒体に開示がまたがっており、投資家 にとって分かりにくいとの指摘、企業や投資家の行動が短期主義化している 背景の一つに四半期開示があるのではないかといった指摘が存在する。対話

の主要な場である株主総会も短期間に集中し、総会議案について十分な情報 と時間的余裕をもって対話しがたい状況である。企業を取り巻く経営環境の 変化への対応等についての情報提供の重要性も増大している。

(主な取組)

- ・「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」(以下「フォローアップ会議」という。)における議論・検討等を通じて、機関投資家によるガバナンス・利益相反管理の強化や議決権行使結果の公表の充実、アセットオーナーによる運用機関に対するモニタリング等、実効的なスチュワードシップ活動に向けた取組等を促していく。
- ・株主総会の招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した 部会において検討を行い、結論を得る。
- ・ESG 要素も念頭に置いた中長期的な企業価値向上に資する開示を含む情報提供 や対話、投資手法の普及・発展を図る。
- ・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示については、引き続き、関係省庁等が共同し、異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について必要な制度的な手当て、法令解釈や共通化の方法の明確化・周知等について検討を加速し、本年中に成案を得る。
- ・金融審議会において、十分かつ公平な情報開示を確保するとともに、上場企業の経営戦略・ガバナンス情報等を含め、上場企業と投資家との建設的な対話等に資する情報開示の在り方について、幅広い関係者の意見を聞きながら総合的に検討し、成案を得たものから本年度中に順次取組を開始する。
- ・四半期開示について、義務的開示の是非を検証しつつ、更なる重複開示の解消 や効率化のための課題や方策等を検討し、来年春を目途に一定の結論を得る。

経営システムの強化

(残された課題)

- ・コーポレートガバナンス改革が、コーポレートガバナンス・コード等への形式 的な対応に留まっているとの指摘が存在する。
- ・取締役会において、将来の経営戦略についての十分な議論がなされていない、 適切な社外取締役候補者を探すことに困難を来すことがある等の課題が存在 する。また、経営陣候補者の指名や後継者育成について、公正性・客観性が十 分確保されていない、業績連動報酬を含む経営陣への適切なインセンティブ付 けが不十分といった指摘が存在する。
- ・退任社長・CEO が相談役・顧問として当該企業において一定の役割を果たす慣行が存在する。企業経営に不透明な影響を及ぼしている場合があり、適正なガバナンス機能を阻害しているのではないかとの懸念が存在する。

(主な取組)

- ・フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、上場企業における客観性・ 適時性・透明性ある形での CEO の選解任や、必要な資質・多様性を備えた取締 役会の構成、戦略等を重視した取締役会の運営、これらに対する適切な評価な どの取組の強化を促していく。
- ・「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGS ガイドライン) (平成 29 年 3 月 31 日経済産業省策定)の周知を進める。企業における指名・報酬委員会の活用状況、経営経験者の社外取締役についての活用状況、インセンティブ報酬に関する導入・開示の状況等を本年度中に分析・公表する。
- ・退任した社長・CEO が就任する相談役、顧問等について、氏名、役職・地位、 業務内容等を開示する制度を株式会社東京証券取引所において本年夏頃を目 途に創設し、来年初頭を目途に実施する。

事業再編の円滑化

(残された課題)

・企業において、大胆な経営判断が必ずしも十分になされておらず、変革より も現状維持に力点がおかれている。その結果、収益性が低い事業を抱え込み 続けており、事業ポートフォリオの機動的な見直しや、経営資源を成長性・ 収益性の見込める事業に振り向けていくための取組が進んでいない。

(主な取組)

・事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事業再編を促進するための方策 について関係制度の検討を行い、来年度を目途に制度的対応を講ずる。

Ⅱ—(B)—4. 公的サービス・資産の民間開放

目指すべき社会像

国や地方公共団体が公共施設等の所有権を保有したまま運営を民間に委ねる公共施設等運営権方式の活用(2013~2022年度の10年間でPPP/PFIの事業規模を21兆円に拡大。うち公共施設等運営権方式の活用は7兆円。)を通じ、道路、空港、上下水道など日本のあらゆるインフラについて、多様なノウハウを持つ民間の参加者が、官民の対話を前提に、絶え間なく参入して切磋琢磨しサービス水準と効率性の向上を両立させることに成功している。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(空港) 空港施設の自由なレイアウトにより、セキュリティゾーンでも出発直 前まで見送り客と飲食・買い物が楽しめるなど、より快適・便利なサービス に生まれ変わっている。
- ・(上下水道) 地方公共団体の財源と職員が不足する中、民間による積極的なセンサーやシステムなどの最先端技術導入により、地方公共団体による適切なモニタリングを前提に、コスト抑制と長期的に適切な更新投資によるサービス向上等が行われている。
- ・(道路) パーキングエリアにおいて、民間事業者のノウハウや地域の資源をいかしたレストランの設置、物産展、各種イベントの開催等により、魅力が向上し、新たな利用者が増加している。

実現のために必要となる主要項目

需要が拡大する「成長対応分野」の公共施設等運営権方式導入の拡大 (残された課題)

- ・公共施設等運営権方式については、様々な法改正や法解釈明確化、ガイドラインの策定など、短期間で大胆な改革が進展。
- ・これにより、空港分野では昨年度までの集中強化期間中に設定された目標を達成しているが、今後、先行事例を踏まえた更なる横展開や、クルーズ船向け旅客ターミナル施設など新たな分野での導入拡大に向けた、制度面・運用面の課題が顕在化。

(主な取組)

- ・北海道における7空港(新千歳空港、函館空港、釧路空港、稚内空港、女満別空港、旭川空港、帯広空港)について、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、2019年までに運営権者選定を図る。
- ・公共施設等運営権方式について集中的に取組を強化する重点分野として、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設を新たに設定するとともに、先行事例の形成を図る。
- ・指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許すことが可能となるよう、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。

人口減少等需要が減少する「成熟対応分野」の公共施設等運営権方式導入の拡大 (残された課題)

・公共施設等運営権方式を活用する地方公共団体にとって、従来型発注方式から 切り替えることについて、メリットが必ずしも実感できず、横展開が進んでいない。

(主な取組)

- ・上下水道分野における地方公共団体による案件形成支援のため、公共施設等運営権方式を導入する事業に係る地方債を運営権対価で繰上償還する際の特例的な支援について、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。
- ・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限り、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感をなくす仕組みの導入について、平成28年度補正予算の執行状況等も勘案しつつ検討する。

推進体制の整備・運用のための施策

(残された課題)

・事業に不可欠な要素を官民間で移転させる仕組みを進める上で、官とともに担い手となる民間企業からも信頼され、その意見も踏まえて改善・精緻化していく体制等が不十分である。

(主な取組)

- ・瑕疵担保の負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産の買い取り等の際、契約において、一定の条件を満たした場合に施設の管理者が運営権者に一定の支払いを約束することが可能となるよう、在るべき姿の検討を本年7月末までに行い、必要に応じ、次期通常国会までに所要の措置を講ずる。
- ・PFI 事業の推進に当たり、内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織の在り方(外部の中立的な専門機関の組成を含む。)について、諸外国の事例を踏まえて検討し、必要に応じ、次期通常国会までに所要の措置を講ずる。

Ⅲ. 地域経済好循環システムの構築

(中堅・中小企業、サービス産業、農林水産業、観光・スポーツ・文化芸術)

目指すべき社会像

域内外のヒト・モノ・カネ・データの活発な循環をいかして、中小製造業、農林漁業者、観光・飲食・小売などのサービス事業者、スポーツ・文化芸術関連産業等が、付加価値・生産性を高めている。地域を牽引する企業が圏域全体の好循環の基盤となり、地域の特性をいかした成長産業や良質な雇用が生まれるなど、地域経済の好循環が実現している。2020年までに、黒字の中小企業・小規模事業者が140万社に倍増する、サービス産業の労働生産性の伸び率が倍(2%)となるなど、個々の事業者の付加価値・生産性向上と地域経済の好循環が両輪で進展している。

<変革後の生活・現場のワンシーン>

- ・(農林水産業)経験や勘のみに頼らず、生育状況・気象・市況などデータを駆使して最適作業や実需者との直接取引を実施。高い生産性を実現している。
- ・(観光地) 地元有志が設立したまちづくり会社や DMO (観光地域づくりの舵取り 役) が、地域の銀行やファンドから資金や経営支援を得て、景観を整備し、空 き店舗や古民家などの地域資源を再生。IT 企業出身者や若手人材が活躍し、観 光客のデータを分析して、街の活性化と個々の事業者の生産性向上を実現。国 内外からの観光客で四季を通じてにぎわっている。
- ・(地方都市) 自治体と地元企業等が連携し、魅力的なスポーツ観戦が楽しめるだけでなく、コンサートや健康づくりなど、多様な世代が集う地域の交流拠点となるスタジアム・アリーナを構想。民間投資やノウハウを活用し、魅力ある施設を効率的に整備・運営。街歩きアプリのクーポンで、スタジアム・アリーナの集客を商店街や観光施設にも呼び込んでいる。
- ・(小売) IT の専門性が特になくても、身近な税理士等の勧めでクラウドサービスを導入(月額数千円~)。POS レジや受発注システムと連携して売上・仕入れデータが自動生成され、経理や確定申告が簡単に。データ分析とAIによって商品の入替えと価格の最適化を行い、更なる顧客価値の高い新サービスを開始。

実現のために必要となる主要項目

地域の現場の付加価値・生産性を向上させる IT 化・データ利活用等の促進 (残された課題)

- ・IT 化、データ活用に向けた導入コストや人材・知識不足の課題があり、現場の創意工夫やバリューチェーン全体の付加価値向上を引き出すための事業環境整備や有用なデータのオープン化も遅れている。
- ・このため、中小企業、農林水産業、観光・スポーツ・文化芸術等の分野での IT 化・データ活用や、付加価値・生産性を伸ばす取組が不足していることにより、地域に根差し、機動的な経営判断ができるといった地域の事業者の「本来の強み」が十分にいかされていない。

(主な取組)

<中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業>

- ・中小企業等のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、専門家の支援 を本年度末までに1万社以上に対して行う等により、現場へのIT、IoT、ロボットの活用・導入を促進する。
- ・中小企業等への IT クラウドサービス等の更なる普及策について経営革新等支援機関等との連携も視野に検討し、本年中に結論を得る。

<農林水産業>

- ・公的機関等が保有する農業、地図、気象等の情報のオープン化等により、様々なデータを共有・活用できる「農業データ連携基盤」を本年中に立ち上げ、データに基づく付加価値や生産性の高い農業の現場への実装を推進する。
- ・農業生産資材の価格引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の強化 を目指し、生産資材業界の再編等を進める。農林水産物等の流通・加工の構造 改革のため、中間流通の抜本的な合理化を含めた事業・業界の再編等を進める。 <観光・スポーツ・文化芸術>
- ・データを活用した観光マーケティング等の高度化を目指し、都道府県別の入込 客数、消費額に関する統計調査を来年から本格実施する。ICT の活用や宿泊施 設の連携等による宿泊産業のビジネスモデルの変換を促進する。
- ・スポーツ分野における AI・IoT、ビッグデータやバイタルデータの利活用について、スポーツの現場での実証や事業化を推進するため、「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(仮称)」を構築する。

成長資金の供給、人材・ノウハウの活用

(残された課題)

- ・地域の経営者が、新事業や経営改善等に取り組む際に、自らの経営資源や知見だけでは、IT 化や必要な人材やノウハウの活用・確保は困難である。
- ・人材不足により、新事業展開や需要増、多様化するニーズへの対応などに対応 し切れない。経営者の高齢化により、円滑な事業承継は喫緊の課題である。

・経営者による課題把握や経営改善などの取組を後押しするため、地域金融機関等が事業者のニーズ・課題に応じ、事業者に対する成長資金や人材・ノウハウ面での支援を行うなど、金融仲介機能を一層発揮することが課題である。

(主な取組)

<中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業>

- ・地域金融機関と地域経済活性化支援機構(REVIC)や日本政策投資銀行(DBJ)の共同運営ファンドからのエクイティ資金の供給やハンズオン支援を進める。
- ・DBJと地域金融機関との協働によるリスクマネー供給やREVICから地域金融機関への専門家派遣を通じたノウハウの移転・浸透、日本人材機構の活用による人材支援などの取組を強化する。
- ・担保や個人保証に過度に依存しない融資を促進するとともに、金融機関と事業者双方の生産性向上に向けた取組を促すため、「金融仲介機能のベンチマーク」・「ローカルベンチマーク」・「経営者保証に関するガイドライン」について、事業者への普及や金融機関における活用状況の開示等を促す。
- ・今後5年程度を事業承継の集中実施期間とし、早期・計画的な事業承継準備(プレ支援)、事業承継を契機とした後継者等による経営革新等への支援(ポスト支援)を行う。分かりやすい事業承継診断手法を導入する。
- ・多様な人材の確保や創業等につながる副業・兼業を推進するため地域における モデル事例を創出する。
- ・最新の知見が豊富な大企業等人材の活用を視野に、送出し企業や受入れ企業、働き手、市場の抱える課題を調査し、インセンティブや受入れノウハウ等の必要な対応方針について本年度中に一定の結論を得る。

<観光・スポーツ・文化芸術>

- ・大学院・大学における観光などサービス経営に特化したプログラムの開発の支援を通じ 2019 年までに 30 校程度のコース等を形成する。来年度に2つの大学院における観光 MBA を開設する。これらの取組により、経営人材や専門人材の育成を図る。
- ・通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律による着地型旅行商品の企画・販売促進や地域ガイド制度の創設に取り組む。

<農林水産業>

・農業分野において地域の経済界と連携し、経営改善や人材マッチング等を推進するとともに、営農しながら本格的に経営を学ぶ場である農業経営塾を本年度に20県程度で開講する。

地域の面的活性化、圏域全体への波及

(残された課題)

・「地域の面的活性化」や「圏域全体への波及」の視点から、製造業のみならず サービス業なども含む幅広い事業を対象にした政策的支援が不足しており、 地域における事業性の高い産業、良質な雇用の創出が限られている。

- ・特定の地域に集中している国内外の旅行者が十分に全国各地に分散・拡大されておらず、観光資源の保存と活用をいかにレベルアップするかなどが課題。
- ・各地域で、幅広い資源を活用した地域一体の魅力的な観光地域づくりに必要な 文化芸術・スポーツ等幅広い関係者の巻き込みが不十分である。

(主な取組)

<中堅・中小企業・小規模事業者、サービス産業>

・地域未来投資促進法を活用し、地域経済 牽引 事業について、地方創生推進交付金、税制、地域経済活性化支援機構 (REVIC)・中小企業基盤整備機構等を活用したリスクマネー供給促進、地域でのデータ活用促進などの支援策を重点投入するとともに、新たな支援策を含め、更なる施策の展開を図る。関係省庁一体で案件発掘を行うなど連携体制を構築し、3年で 2,000 社程度の支援を目指す。

<観光・スポーツ・文化芸術>

- ・スポーツを核として、音楽イベントや健康づくりなど、にぎわいやコミュニティ創出の拠点で、経済活性化の起爆剤となるスタジアム・アリーナを、2025年までに新たに20拠点実現する。
- ・赤坂・京都迎賓館や桂離宮を含め、魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放、2020年までに全国200地域での古民家等の再生・活用、8つの国立公園を中心とした国立公園のブランド化、伝統芸能やスポーツイベント等の多言語化や夜間開催など、観光資源の魅力を高める取組を推進する。
- ・こうした強力な観光資源とともに観光地経営の司令塔となる世界水準 DMO を全国で 2020 年までに 100 組織形成するべく情報・人材・財政支援を行い、一体的な観光地域づくりを進める。宿泊、CIQ、交通、通信、決済、医療など、外国人観光客の受入れ環境を改善するとともに民泊サービスの健全な普及に取り組む。ビザ発給要件の戦略的な緩和や国別戦略に基づくプロモーション展開等による訪日旅行需要の取り込みを推進する。
- ・大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、来年度から地域ごとに「キッズウィーク」を設定し、学校休業日の分散化や学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、多様な活動機会の確保を図るとともに、官民一体となって推進する。
- ・文化財の更なる公開・活用を促進するため、文化財所有者・管理者からの相談 への一元的な対応等を行うセンター機能の整備に取り組むとともに、文化財 保護制度について持続的活用の観点から見直しを進める。

<農林水産業>

- ・日本食品海外プロモーションセンター (JF00D0) による農林水産物の輸出促進等により、2019年の農林水産物・食品の輸出額1兆円を実現する。
- ・鳥獣の捕獲から搬送・処理加工までつながるジビエのモデル地区を来年度に全国で12地区程度整備する。

第2 具体的施策

- |I Society 5.0に向けた戦略分野|
- 1. 健康・医療・介護
- (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》国民の健康寿命を 2020 年までに 1 歳以上延伸し、2025 年までに 2 歳以上延伸【男性 70.42 歳、女性 73.62 歳 (2010 年)】

⇒2013年:男性71.19歳、女性74.21歳

(2) 新たに講ずべき具体的施策

団塊の世代が全て 75 歳以上となる「2025 年問題」に間に合うよう、技術革新を最大限活用し、個人・患者本位で、最適な健康管理と診療、自立支援に軸足を置いた介護など、新しい健康・医療・介護システムを構築する。オールジャパンでのデータ利活用基盤を構築し、個人の状態に合った効果の高いサービス提供による、健康寿命の延伸と高齢者の自立した生活を実現する。また、AI、ロボット等も組み合わせて現場の生産性を上げながら、高齢化・人口減少下でも質が高く、効率的な健康・医療・介護のサービス提供を可能とするモデルを構築する。こうした仕組みを支えるため、効果的な民間サービスの育成・普及を促すとともに、日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化を進める。このように、費用対効果も勘案しつつ、基盤構築・制度改革・民間投資促進を一体的に進め、2020 年には新しいシステムを構築し、国民が安心できる医療・介護が 2025 年に国民生活に定着していることを目指す。

こうした健康・医療・介護サービスは、今後世界各国で必要とされる。 他国よりも早く課題に直面している日本で課題解決モデルを早期に作り上げ、グローバル市場の獲得と国際貢献を目指す。

i)技術革新を活用し、健康管理と病気・介護予防、自立支援に軸足を置いた、新しい健康・医療・介護システムの構築

- ① データ利活用基盤の構築
- ・個人・患者本位で、最適な健康管理・診療・ケアを提供するための基盤として、「全国保健医療情報ネットワーク」を整備する。同ネットワークは、患者基本情報や健診情報等を医療機関の初診時等に本人の同意の下で共有できる「保健医療記録共有サービス」と、更に基礎的な患者情報を救急時に活用できる「救急時医療情報共有サービス」等で

構成し、これら自らの生涯にわたる医療等の情報を、本人が経年的に 把握できる仕組みである PHR (Personal Health Record) として自身 の端末で閲覧できるようにすることを目指す。2020 年度からの本格稼 働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成 等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。

- ・「全国保健医療情報ネットワーク」のうち医療・介護事業者のネットワーク化については、クラウド化・双方向化等による地域のEHR (Electronic Health Record)の高度化を推進するとともに、広域連携の在り方(セキュリティ確保策等)やマイナンバーカード等を活用した患者本人の同意取得の在り方について、実証を本年度中に行う。PHR については、EHR の情報だけでなく保険者等の多様な主体が有するデータについて、本人のライフステージに応じて民間サービスを取り入れた多様な活用を可能とするよう、サービスモデルの構築等を来年度までに行う。特に、ウェアラブル端末等のIoT機器を用いた日々の健康情報の収集による効果的な生活習慣病予防サービスの確立に向けては、昨年度までの実証結果を踏まえ、より厳格な効果検証を本年度より3年間実施するとともに、当該事業等を通じて収集される健康情報を活用したAIアルゴリズム開発を通じ、新たな民間による健康情報利活用サービスの創出・高度化を図る。
- ・研究者・民間・保険者等が、健康・医療・介護のビッグデータを個人のヒストリーとして連結し分析できるようにするため、「保健医療データプラットフォーム」を整備する。同プラットフォームでは、レセプト・特定健診情報のNDB(National Data Base)、介護保険情報の介護保険総合データベース、DPC データベース等の既存の公的データベースについて、他のデータベースと併せて解析可能とする。2020年度からの本格稼働に向け、本年度中に実証事業を開始しつつ、具体的なシステム構成等について検討し、来年度以降、詳細な設計に着手する。
- ・本年4月に成立した次世代医療基盤法による認定事業者を活用し、匿名加工された医療情報の医療分野の研究開発への利活用を進める。上記の「保健医療データプラットフォーム」は公的データベースを基礎とした 悉皆的な情報を提供し、同法による認定事業者は、治療の結果であるアウトカム情報を含め医療分野の研究開発の多様なニーズに応えるデータを任意の仕組みで集めて提供する。
- ・これらを支える基盤として、医療保険のオンライン資格確認及び医療

等 ID 制度の導入について、来年度からの段階的運用開始、2020 年からの本格運用を目指して、本年度から着実にシステム開発を実行する。

・健康・医療・介護分野のデータの徹底的なデジタル化や標準化の取組については、技術の進展を踏まえつつ、データの利活用主体がデータの共有や二次利用を円滑に行えるよう、標準化すべきデータの範囲と標準化の手法を含め、具体的な施策について、2020年度からのデータ利活用基盤の本格稼働に間に合うよう検討を加速し実施した上で、その後も技術の進展等を踏まえて必要な施策を講じる。

② 保険者や経営者によるデータを活用した個人の予防・健康づくりの 強化

- ・予防・健康づくり等に向けた加入者の行動変容を促す保険者の取組を推進するため、保険者に対するインセンティブを強化する。健保組合・共済組合については、後期高齢者支援金の加算・減算制度について、加算率・減算率ともに、来年度から段階的に引き上げて 2020 年度には最大で法定上限の 10%まで引き上げる。協会けんぽについては来年度からインセンティブ制度を本格実施し、2020 年度から都道府県単位保険料率に反映する。国保については来年度から保険者努力支援制度を本格実施する。各制度共通の評価指標は、特定健診・特定保健指導の実施率に加え、がん検診、歯科健診の実施状況や ICT 等を活用して本人に分かりやすく健診結果の情報提供を行うこと等を追加することで、予防・健康づくりなど医療費適正化に資する多様な取組をバランス良く評価するものとする。また、保険者の責任を明確化するため、全保険者の特定健診・特定保健指導の実施率を今年度実績から公表し、開示を強化する。
- ・保険者による保険者機能発揮に向けた取組を強化するため、保険者機能の集約化による保健事業の再編を促すための共同実施モデルの整備等を行い、外部委託や民間事業者活用を促進する。
- ・保険者の有するデータを集約し、健保・共済組合、協会けんぽ、国保等の各被保険者情報を横断的に管理できるシステムにより、保険者が変わってもデータが引き継がれ効果的にデータヘルスを行える環境整備を行う。
- ・地方公共団体において保健師等が効果的にデータヘルスを行うため、 健康診断・レセプト等のデータを AI により分析し、保健指導施策立

案を行うモデルについて具体的な検証を行う。

- ・保険者のデータへルスを強化し、企業の健康経営との連携(コラボヘルス)を推進する。このため、経営者が、自社の健保組合の状況を全国との比較で客観的に把握した上で、保険者と連携して健康づくりに取り組めるよう、厚生労働省と日本健康会議が連携して、各保険者の加入者の健康状態や医療費、健康への投資状況等をスコアリングし経営者に通知する取組を来年度から開始する。同様の取組を共済組合はじめ他の保険者でも展開する。
- ・健康経営銘柄及び健康経営優良法人認定を拡大するとともに、働き方 改革等も踏まえ、必要な評価項目の見直しを行うこと等を通じて、健 康経営の質の向上と更なる普及を図る。

③ 遠隔診療・AI等のICTやゲノム情報等を活用した医療

- ・遠隔診療について、例えばオンライン診察を組み合わせた糖尿病等の生活習慣病患者への効果的な指導・管理や、血圧・血糖等の遠隔モニタリングを活用した早期の重症化予防等、対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより効果的・効率的な医療の提供に資するものについては、次期診療報酬改定で評価を行う。更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、2020年度以降の改定でも反映させていく。また、遠隔での服薬指導に関しては、国家戦略特区での実証等を踏まえ検討する。
- ・保健医療分野でのディープラーニングや機械学習等の AI 開発を戦略的に進めるため、画像診断支援、医薬品開発、手術支援、ゲノム医療、診断・治療支援、介護・認知症を重点6領域と定めて開発・実用化を促進する。AI 開発用のクラウド環境の整備・認証の仕組みを構築するとともに、実用化に向けて、AI を活用した医療機器の質や安全性を確保するための評価の在り方等のルール整備を行う。これらを踏まえ、医師の診療に対する AI を用いた的確な支援による医療の質の向上等について、次期以降の診療報酬改定等での評価を目指す。
- ・がん、難病・希少疾病領域でゲノム医療提供体制を整備する。がんについては、ゲノム変異や治療効果等に関する情報等を集約し、解析するための AI 基盤の整備や、医療関係者等が AI や情報技術を利用した治療を行うために全国的な支援の体制の整備(コンソーシアムの構築)を行う。また、条件付き早期承認による医薬品の適応拡大等を含めた

施策を行うとともに、一人ひとりに最適な最先端のがん治療を公的医療保険で受けられるよう有効性・安全性等を確認した上で保険適用を行う。さらに、全ゲノム解析や免疫関連検査等を利用した革新的治療法の開発、リキッドバイオプシー等を用いた低侵襲性の診断技術や超早期診断技術等の開発を推進する。難病については、ゲノム解析情報や臨床情報等の研究データを一元管理し、早期診断の実現や創薬開発を促進するための体制の整備を進める。

・災害時に被災地内で対応が困難な重症患者を被災地外に搬送し、治療する体制を構築するに当たり、医療活動訓練等の中で、被災地域で必要とされる医療モジュールの検討に取り組む。

④ 自立支援・重度化防止に向けた科学的介護の実現

- ・次期介護報酬改定において、効果のある自立支援について評価を行う。
- ・どのような状態に対してどのような支援をすれば自立につながるか明らかにし、自立支援等の効果が科学的に裏付けられた介護を実現するため、必要なデータを収集・分析するためのデータベースを構築する。本年度中にケアの分類法等のデータ収集様式を作成し、来年度中にデータベースの構築を開始し、2019年度に試行運用を行い、2020年度の本格運用開始を目指す。
- ・データ分析による科学的な効果が裏付けられた介護サービスについては、2021年度以降の介護報酬改定で評価するとともに、そうしたサービスが受けられる事業所を厚生労働省のウェブサイト等で公表し、国民に対する「見える化」を進める。

⑤ ロボット・センサー等の技術を活用した介護の質・生産性の向上

- ・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。
- ・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年

夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。加えて、生活支援ロボットの安全性に関する規格である ISO13482 と海外制度との連携を進めるための評価・試験データ取得等を支援し、ロボット介護機器のスムーズな海外市場展開を図る。

・介護職員の負担軽減のため、行政が求める帳票等の文書量の半減に向けて取り組むとともに、介護記録の ICT 化について普及を促す取組を強化する。加えて、これまでの処遇改善の着実な実施や、返済免除付きの貸付制度の活用等の多様な介護人材の確保策等に総合的に取り組む。また、AI を活用したケアプランの作成支援についても、実用化に向けた課題の整理などの取組を支援する。

ii) 産学官民が一体となった健康維持・増進の取組促進

- ・高齢となっても自分らしく生ききることの出来る「生涯現役社会」を 実現するために、医療・介護関係者や大学、民間事業者、地方公共団 体等の多様な主体の連携の下、高齢者の居場所と役割や仕事を創出し、 要介護状態になることを予防し、進行を抑制する。例えば、「仕事付き 高齢者向け住宅」(仮称)等について実証事業を実施し、認知症や要介 護状態の予防及び進行抑制に向けて、医学的・科学的に効果が認めら れるモデルケースの構築を進める。
- ・老化プロセスと年齢の相関関係を再評価するため、これまで蓄積された知見やデータを整理しつつ、加齢による生活機能や認知機能の低下等について類型化し、予防、治療、社会参加支援等に役立てる。
- ・民間の活力を社会的課題の解決に活用するため、民間資金を呼び込み成果報酬型の委託事業を実施するソーシャル・インパクト・ボンドなど、社会的インパクト投資の取組を保健福祉分野で広げる。このため、モデル事業の実施を通じた評価指標の設定等の環境整備や地方公共団体における案件形成の支援等を行う。また、行政・金融・実施事業者それぞれの課題や対応について、これまでの事例を踏まえた検証や整理を行う。

iii) 日本発の優れた医薬品・医療機器等の開発・事業化

・「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定、平成 29 年 2 月 17 日一部変更)等に基づき、国立研究開発法人日本医療研究開発機構

- (AMED) において、基礎研究から実用化まで切れ目ない研究管理・支援を一体的に行うことにより、日本発の革新的な医薬品・医療機器等の創出に向けた研究開発を推進する。
- ・健康寿命の延伸・患者 QOL の向上と医療経済価値を両立する革新的な 医薬品や再生医療等製品の創出を促進する。具体的には、最先端バイ 才技術や AI 技術等を活用した創薬基盤技術の開発に加え、再生医療 技術を用いた医薬品候補の安全性等の評価方法の開発、再生医療の実 用化を促進するためのナショナルコンソーシアムの構築、再生医療と リハビリテーション技術との融合による医療応用の推進等の、我が国 の優れた技術シーズの実用化支援等を通じ、国際競争力の高い医療産 業の構築を図る。
- ・生活習慣病や認知症の予兆を発見できるバイオマーカー・リスクマーカーの研究・開発を促進するとともに、開発されたバイオマーカーの有用性を検証する。また、生活習慣病や認知症の予防等の効果が期待できる医薬品等の研究・開発を進める。
- ・異業種参入により、ICT等の技術革新も取り入れた革新的な医療機器・システムの開発を支援するため、医療機器開発支援ネットワークの充実化、臨床現場・関係学会等との連携などの開発支援環境の整備を行う。また、革新的な医療機器・再生医療等製品の評価方法等を世界に先駆けて提案し、国際標準の獲得を図る。
- ・8 K 等高精細映像技術の内視鏡や診断支援システム等への応用の実用 化に向けた研究を行う。
- ・国立高度専門医療研究センター (NC) や学会等が構築する疾患登録システム等のネットワーク化を行う「クリニカル・イノベーション・ネットワーク」の構築による効率的な臨床開発のための環境整備や、PMDA の医療情報データベースシステム (MID-NET) の構築による医薬品等の評価と安全対策を高度化するための環境整備を進める。
- ・革新的な医薬品の早期実用化のため、リアルワールドデータなどの活 用を踏まえた条件付き早期承認制度を検討する。
- ・医療系ベンチャーが起業しやすい環境を整備するため、薬事や知的財産等の専門的な知識を有する人材の確保など総合的な支援の充実を行う。

iv) グローバル市場の獲得、国際貢献

- ・医療・介護の国際展開のうちアウトバウンドの推進は、一般社団法人メディカル・エクセレンス・ジャパン (MEJ) や独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO) 等を活用しながら、海外で日本の医療機関等が運営する現地医療機関(日本の医療拠点)の設立支援や、各国での人材育成・制度整備とパッケージ化した効果的な医療・介護サービスや医療機器・医薬品等の販路開拓・案件組成支援、開発途上国等のニーズを把握した上での相手国の保健・医療の課題解決に向けた医療機器開発などの取組を行う。また、海外における医療機器メーカーによるメンテナンス体制の構築・充実を推進する。
- ・医療のインバウンドの推進については、訪日・在留外国人患者が安心・安全に日本の医療機関を受診できるよう、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入環境の更なる充実を目指す。また、「改革2020」プロジェクトの一環として、本年1月31日に公表されたジャパン・インターナショナル・ホスピタルズ(JIH)の海外での認知度向上を図りながら、円滑な渡航や受診を支援するコーディネーターの質の向上や、現地受入拠点の整備等、引き続き必要な環境整備を進める。
- ・「アジア健康構想に向けた基本方針」(平成28年7月29日健康・医療戦略推進本部決定)に基づき、予防・リハビリテーション・自立支援など、我が国が培ってきた様々な高齢者施策の知見・経験をアジアの実情とニーズに見合う形で紹介し、新しいアジアに相応しいUHC(ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ)モデルの確立を目指す。民間事業者のアジア地域への展開を支援するとともに、介護人材への日本語教育の基盤整備、送出国との連携強化等を推進することにより、アジアにおける高度な介護人材の育成及び環流を推進する。
- ・「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」(平成28年 2月9日国際的に脅威となる感染症対策関係閣僚会議決定)等に基づ き、官民一体での我が国の医薬品等の途上国への提供に係る国際協力、 長崎大学の高度安全実験施設を中核とした感染症研究拠点の形成等 による研究能力・機能の強化、指定医療機関の拡充等を推進する。世

界保健機関(WHO)や「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」等の国際保健機関、途上国において必要な医薬品等の開発・普及を進めるグローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)、国際的なワクチン開発の取組等への支援を行うとともに、国際的な重要課題となっている薬剤耐性(AMR)対策を推進する。加えて、国際保健分野での日本のプレゼンスを発揮すべく人材の育成や国際機関への派遣を強化する。

2. 移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現 (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年に、自動ブレーキが、国内販売新車乗用車の 90%以上に 搭載

- ⇒国内販売新車乗用車の装着率: 45.4% (2015年)
- ※今回、新たに設定する KPI

《KPI》2020年に、安全運転支援装置・システムが、国内車両(ストックベース)の20%に搭載、世界市場の3割獲得

⇒国内車両の装着率: 6.5% (2015年) 世界市場獲得率の代替値: 40.5% (2014年)

《KPI》2030年に、安全運転支援装置・システムが、国内販売新車に 全車標準装備、ストックベースでもほぼ全車に普及

⇒国内販売新車の装着率: 42.2% (2015 年) 国内車両の装着率: 6.5% (2015 年)

(2)新たに講ずべき具体的施策

ヒト・モノの移動について、我が国が本格的な人口減少社会に直面し、 生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域における公共交通網維持、人 手不足が深刻化している物流分野への対応、交通事故の削減等が喫緊の 課題である。こうした社会課題に対応しつつ、産業競争力の強化等を図 るため、具体的なビジネスモデルを念頭に置いた上で、世界に先駆けた 無人自動走行による移動サービスの実現と社会に取り入れることを目 指し、制度整備、技術開発、実証環境整備などの取組を明確な期限を示 して強力に推進する。

社会に取り入れるための基本アプローチとして、自動走行のハード・ソフトの「技術」と「事業化」の両面で世界最先端を目指し、技術が完全に確立してからではなく、制度やインフラで補いながら、その時点の最新技術をいかして社会に取り入れていく。専用空間や中山間地域など比較的簡単なシーンから始め、安全・安心して実用化できる具体的事例を積み重ね、技術や社会的受容性を高めながら、都市の一般道路といった複雑なシーンに広げていく。

このため、まず、本年2月の未来投資会議で取りまとめた実行計画に基づき、より具体的なビジネスモデルを念頭に置いた車両内に運転者が

いない遠隔運行による公道実証やトラックの隊列走行の公道実証とい う新たな段階の実証を円滑・迅速に実施できるよう、必要な制度・イン フラの整備を時期を明確にして進める。その際、実証の成果・データを 関係者間でしっかり共有し、官民が積極的に対話・協力する連携体制の 下で、必要な制度整備等を進める。また、将来の高度な自動走行の市場 化・サービス化には、「ドライバーによる運転」を前提とした、これまで の交通関係法規の見直し等が必要であり、国際的な制度間競争も見据え、 2020 年頃に高度な自動走行の事業化を目指した本格的な制度整備等の 検討を加速する。さらに、自動走行のコア技術である認識・判断技術の 強化などの技術開発を加速するため、データの共有・活用等を進めなが ら、リアルデータプラットフォームを創出するなど、各事業者が戦略的 に協力して取り組む協調領域を深化・拡大していく。これらの実現に向 け、官民一体で国家戦略として強力に実行するための政府の司令塔機能 を強化しつつ、取り組む。制度・インフラ面の環境整備、研究開発等を 総合的・計画的に進めるため、「官民 ITS 構想・ロードマップ 2017」(平 成29年5月30日IT総合戦略本部·官民データ活用推進戦略会議決定) を政府一体で推進する。

陸上の自動走行に加えて、物流効率化や移動サービスの高度化に向けて、空路、海路における自動化にも積極的に取り組んでいく。そのため、小型無人機(ドローン)による荷物配送など産業利用を拡大していくとともに、「自動運航船」を社会に取り入れるため、研究開発や基準・ルールの整備などによる海上交通の高度化を進めるための取組を行う。

i) 実証プロジェクトの円滑・迅速な推進

- ・高速道路でのトラック隊列走行を早ければ 2022 年に商業化することを目指し、2020年に高速道路(新東名)での後続無人での隊列走行を実現するため、本年度中に後続車有人システム、来年度に後続車無人システムの公道実証を開始する。本年中に、公道実証に向けた安全を確保する車間距離に関連した事項について検討し、具体的な走行場所や走行方法を確定し走行計画を整備する。あわせて、ダブル連結トラックの実験の状況も踏まえ、隊列走行に用いる技術や実証の成果や運用ルール等に応じ、インフラ面等の事業環境を検討する。
- ・無人自動走行による移動サービスを2020年に実現することを目指し、本年度から、道の駅など地域における公道実証(遠隔運行によるもの

を含む。)を全国 10 か所以上で実施する。このため、専用空間の要件 設定や走行方法の具体化を本年中に行うなど、必要な制度整備等を行 う。

- ・2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、最先端の自動走行技術を国内外に発信するショーケース、レガシーとするため、国家戦略特区を活用するなど、羽田空港や臨海地域等において、遠隔運行や完全自動走行に向けた最先端の実証を行う。事業化を目指した実証が可能となるよう、2019年までに必要な制度や基盤を整備する。
- ・こうした実証を安全・円滑・迅速に進めるため、関係地方公共団体等とも密接に連携・協力しながら、国家戦略特区の活用を進めるとともに、当該特区において関連する事前規制・手続を抜本的に見直すための規制の「サンドボックス」制度の仕組みを検討し活用する。(後掲「II B 5. 国家戦略特区による大胆な規制改革」において詳細記載。)
- ・様々な走行環境における実証の成果・データを共有しつつ、官民が積極的に対話・協力する官民連携の仕組みの下、民間ニーズを踏まえた実証プロジェクトの工程管理、実証の成果・データの共有、必要な制度整備等を進める。本年中に、走行環境の複雑性の指標化や共通して収集すべき実証データの明確化など情報共有・収集体制を構築する。

ii) 高度な自動走行の実現に向けた制度整備の加速

・将来の高度な自動走行の市場化・サービス化に必要な交通関係法規の 見直し等について、国際的な制度間競争や国際条約に係る議論も見据 えつつ、2020年頃に完全自動走行を含む高度な自動走行(レベル3以 上)の市場化・サービス化に向け、制度整備の議論を加速し、本年度 中に、政府全体の制度整備の方針(大綱)を取りまとめる。

iii)技術開発の推進と協調領域の深化・拡大等

- ① 走行映像データ・事故データ等の戦略的活用
- ・自動走行の鍵を握る技術である認識・判断技術の競争力を抜本的に強化するため、研究開発を加速するとともに、安全評価と関連付けた質の高いデータ整備・利活用を進める観点から、開発を加速する走行映像データ・事故データ等の戦略的収集・利活用の基本方針を、本年度中に取りまとめる。

② 自動走行地図の実用化等

- ・自動走行地図について、企業の枠を超えて仕様を統一し、官民連携で 地図関連データの整備を進める。高速道路地図については、来年度中 の実用化を目指し、海外展開に向けた国際連携を推進する。一般道路 地図については、来年度中に整備方針を決定する。
- ・自動走行地図を基盤とし、その上にリアルタイムに変化する情報を紐付けたダイナミックマップについて、仕様や仕組み、プローブ情報の活用方法を検討し、来年度中に取りまとめる。

③ 第5世代移動通信システム(5G)の実現・活用

・自動走行等を社会に取り入れることに寄与する情報通信基盤整備のため、超高速、多数接続、超低遅延が可能となる第5世代移動通信システム(5G)の2020年までのサービス開始に向けた取組等を推進する。 (後掲「II - A - 1. データ利活用基盤の構築」において詳細記載。)

④ 車載セキュリティの確保

・車両外部からのサイバー攻撃への対応等、自動走行の安全性を確保する車載セキュリティについて、国際的に共通な開発プロセス、安全性評価の仕組み作りを進めるための工程表を本年度中に取りまとめ、人材育成を含め官民連携した取組を加速する。

⑤ ソフトウェア人材の育成

・自動走行の開発に必要なソフトウェア人材を確保するため、開発に必要な能力を整理しつつ、シミュレーションに精通した人材や革新的な 車載ソフトウェアの開発人材の育成システムを本年度内に確立する。

⑥ 安全運転サポート車の普及の促進

・高齢運転者による交通事故対策等の喫緊の課題に鑑み、自動車の安全 性能評価の拡充や先進安全技術の基準策定等を検討するとともに、先 進安全技術を搭載した自動車の普及の促進を図る。

iv) 小型無人機 (ドローン) 等の産業利用の拡大に向けた環境整備

・小型無人機について、来年には山間部などニーズの見込まれる地域で

荷物配送を実施し、2020年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める。福島浜通り地域の実証フィールドの活用を通じて機体の性能評価基準を本年度中に策定し、複数の機体の同時活動を可能とする運航管理システム・衝突回避技術等の開発や国際標準化を進めるとともに、目視外飛行の実現に向けた電波利用の在り方について、小型無人機の運航ルール・技術開発の進展も踏まえて、調査・検討を進める。あわせて、補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件を本年度中に明確化し、航空法に基づく許可・承認の審査要領を来年度早期に改訂するとともに、関係者との合意形成・安全対策の策定に取り組む協議会を活用した申請手続の合理化を検討する。こうした小型無人機などロボット技術の活用により、物流効率化など産業利用の拡大を図る。

v) 自動運航船を社会に取り入れることによる海上物流の高度化

・2025年までの「自動運航船」の実用化に向けて、船舶の設備、運航等 に係る国際基準の 2023年度中の合意を目指すとともに、国内基準を 整備する。そのため、来年度には、これらの基準の基礎となる要素技 術として、船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を我が国主導で策 定するとともに、改正後の海上運送法に基づき、運航効率化のための 最先端のデータ伝送技術等を活用した先進船舶が、2025年までに 250 隻程度で導入されることを目指す。

3. 世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上

⇒直近3年間(2013年~2015年)の伸び率の平均:1.4%

《KPI》2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80%に、 収集したデータを具体的な経営課題の解決に結びつけている企 業の割合を40%にする。

⇒2016年: それぞれ 67%、20%

※今回、新たに設定する KPI

(2)新たに講ずべき具体的施策

我が国は人口減少社会の到来によって需給両面で構造的な課題を抱える。こうした中、付加価値の源泉は「もの」から「サービス」、「ソリューション」への移行が加速している。この状況を、消費者・顧客の多様なニーズを潜在需要の開花につなげ、現場の生産性を飛躍的に高める大きなチャンスとしていく。

第4次産業革命において、我が国の産業が目指すべき姿は、「Connected Industries」、すなわち、高い技術力や現場の知見に裏付けられた臨機応変な課題解決力といった我が国の強みを最大限いかしながら、IoT等によって様々なものをネットワーク化し、顧客や社会の課題解決に資する新たな付加価値を生み出す産業社会である。第4次産業革命の技術革新により、開発・製造・販売・消費のあらゆる段階のデータをリアルタイムに取得し利活用可能となることで、個々の顧客のニーズに即した革新的な製品・サービスの創出、データ連携による無駄のない最適化されたサプライチェーン、安全で生産性の高い製造プロセスの実現を目指していく。

我が国は製造現場における個々の機器や最終製品の世界的に高いシェアにより潜在的には豊富なデータを取得・利活用できる素地がある一方、現状は、大企業で機器間・企業内のデータ連携は進みつつあるが、工場や企業の枠を超えたデータ連携はこれからの段階である。多くの中小企業では機器間・企業内のデータ連携が進んでいない。潜在的な強みを競争力につなげるため、工場・企業の枠を超えたサプライチェーン全体でのデータ連携を加速していくとともに、データに関する競争領

域と協調領域の切り分けを進め、協調領域においてリアルデータのプラットフォームの構築に取り組む必要がある。

このため、企業の枠を超えたデータ連携の先進事例の創出・国際標準化と、データ連携・利活用を促進する制度・ルールづくりを行うため、以下の取組を行う。

i) データ連携の先進事例の創出・国際標準化

- ・中小企業を含め、企業の枠を超えて、受発注・設計・生産・物流・販売・消費・保守等のデータ連携の先進事例の更なる創出と普及を進める。このため、国内での実証に加え、サプライチェーン上の国内外の複数企業にまたがる国際的実証を本年度から開始する。これらの成果を踏まえ、本年度中に統一的なデータ記述フォーマット(データプロファイル)を策定し、2020年までに国際標準提案につなげる。
- ・中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、IT・ロボット導入に関する専門家の支援を本年度末までに1万社以上に対して行う。また、製造現場の改善指導や IoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、今後2年以内で全国40か所程度の設置を目指す。あわせて、中小企業にロボット導入を提案・支援する「システムインテグレータ」を2020年までに3万人に倍増させる育成強化策を進める。
- ・日本の強みである「すりあわせ」開発を、デジタル技術を活用してサプライチェーン全体で高度化する。まず、自動車分野において車両性能評価のシミュレーションモデルの構築を目指し、産学が連携して取り組む。
- ・スマートサプライチェーンの実現を支えるものづくり人材のデジタルスキルの習得を促進するため、実践的なカリキュラムを本年度中に策定する。その際、本年3月の「ハノーバー宣言」の合意も踏まえ、ものづくりの強みを共有するドイツの産学とも連携する。
- ・「IoT 推進コンソーシアム」を通じた先進的な IoT 等ビジネスの発掘・ 育成等を強化するため、海外の IoT 推進団体等との連携や海外企業と のマッチング支援等の国際連携、「地方版 IoT 推進ラボ」として選定 した地域における具体的なプロジェクトの創出支援を推進する。更な る先進的プロジェクトの創出に向け、課題解決型のコンテスト形式に

よるプロジェクトの選定や、重要インフラ企業等が保有するリアルな 産業データを活用したデータ分析コンテストの開催等について本年 度中に検討し、具体的な取組を実施する。

ii) データ連携・利活用を促進する制度・ルール

- ・企業の枠を超えたデータ連携・利活用を促すため、本年5月に策定したデータの利用権限に関する契約ガイドライン等の活用を推進し、企業間での適切な契約締結を通じたデータ利用権限の明確化と共有を促進する。あわせて、本年度中に産業界等との対話を通じて分野別に留意すべき事項の整理を行い、個別の産業分野への展開を進め、必要に応じてガイドラインの改訂や追加的な措置を講じるとともに、データ利活用の権限の設定等の在り方に関して、国際的な議論を進める。
- ・安心してデータをやり取りでき、データの創出・収集・分析・管理等に対しての開発等の投資に見合った適正な対価を得られる環境を整備するため、データの不正取得の禁止など不正競争防止法の改正も視野に検討する。
- ・サプライチェーン上の複数事業者間での IoT 関連機器によるデータの連携・利活用を促すため、個々の事業者ではなく複数事業者で連携した省エネを適切に評価できる「連携省エネ」を新たな省エネの手法として位置付けるべく、必要な制度の見直しを本年度中に検討する。
- ・IoT・データを活用して設備の常時監視を行うなど高度な産業保安に取り組む事業者に対して規制上のインセンティブを付与するため、新たに開始した高圧ガス保安法上の「スーパー認定事業所制度」等の産業保安分野での普及を図るとともに、実証等も踏まえ、IoTを駆使した高度な保安を促す分野の拡大を検討する。
- ・製造現場のデータ収集・利活用に必要な最新の IoT 関連機器を迅速に 導入するためには、こうした機器を製造現場で使う際の安全規制に関 する国際標準を国内規制に速やかに取り入れる必要がある。このため、 まずは労働安全衛生法に基づく防爆規制において、本年度中に最新の 国際標準を取り入れるとともに、その後の国際標準の改訂にも迅速に 対応できる体制を検討する。

4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。

※今回、新たに設定する KPI

《KPI》2020 年までに、都市総合カランキングにおいて、東京が3位 以内に入る。

⇒2016年: 3位 (2012年: 4位)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

我が国の国際競争力を強化し、経済成長を促進するため、高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等の高速交通ネットワーク、国際拠点空港、国際コンテナ・バルク戦略港湾等の早期整備・活用を通じた産業インフラの機能強化を図るとともに、「賢く投資・賢く使う」戦略的インフラマネジメントやコンパクトシティ・プラス・ネットワークの取組を進め、生産性向上や民間投資の喚起等のインフラのストック効果が最大限発揮される取組を進める。あわせて、以下の施策を講ずる。

i) インフラの整備・維持管理の生産性向上

- ・調査・測量から設計、施工・検査、維持管理・更新までの建設プロセスについて ICT の全面的な活用を推進する i-Construction について、産官学の i-Construction 推進コンソーシアム企画委員会で昨年度末に取りまとめたロードマップを踏まえ、2019 年までに、橋梁・トンネル・ダムといった土工・舗装等以外の工種や維持管理を含む全てのプロセスに対象を拡大する。また、中小事業者や自治体への適用拡大を目指し、講習・研修を実施するなど ICT 導入を支援する。さらに、今夏までのデータ利活用方針の策定、データ様式の標準化を踏まえ、2019 年までにオープンデータ化が実現できるよう、具体的な利活用ルールを整備する。これらにより、2025 年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。
- ・インフラ点検及び災害対応の高度化・効率化に向けて、インフラ点検及び災害対応ロボットの評価基準や試験手法等を本年度中に策定する。ロボット活用の手順を示した「ロボット版点検手順」を、水中ロボットについては本年度中に、橋梁・トンネル等の他分野において

も順次策定する。開発目標の提示による開発促進のため、ロボットの利用場面に応じた要求性能を本年度より設定・公表する。あわせて、インフラ管理者と連携し、ロボット・AI等の先進的技術の開発支援を進める【再掲】。

ii) 生産性向上による産業インフラの機能強化等

以下の取組等を推進し、2020年までに物流事業者の労働生産性を2割程度向上させるなど、生産性革命の実現を図る。

- ・船舶の開発・建造から運航に至る全てのフェーズに ICT を取り入れ、造船・海運の競争力を向上させる「i-Shipping」の推進により、世界における我が国の船舶の建造シェアを 2025 年までに約 10% (20%→30%)向上させる。特に、2025 年までの「自動運航船」の実用化に向けて、船舶の設備、運航等に係る国際基準の 2023 年度中の合意を目指すとともに、国内基準を整備する。そのため、来年度には、これらの基準の基礎となる要素技術として、船内機器等のデータ伝送に係る国際規格を我が国主導で策定するとともに、改正後の海上運送法に基づき、運航効率化のための最先端のデータ伝送技術等を活用した先進船舶が、2025 年までに 250 隻程度で導入されることを目指す。
- ・国内産業基礎物資輸送の8割を担う内航海運の輸送効率化・生産性向上を図るため、個別の船舶の運航や保守、船員の雇用といった管理業務について、事業者の太宗を占める中小零細事業者から、技術と信頼のある船舶管理会社が集約して実施できるよう、本年度中に国土交通大臣による登録制度を創設し、2025年までに内航船舶の10%程度で船舶管理会社による管理が普及することを目指す。
- ・荷役機械の遠隔操作化に向けた制度改正を本年度中に行うとともに、 AI や IoT 等も活用することで港湾物流全体の効率化を推進する。
- ・2020年の船舶排出ガス規制強化に対応しつつ、荷役と同時に燃料供給を行い運航効率化を図るため、来年度までに世界最先端の我が国 LNG 燃料供給技術の国際標準化を目指す。
- ・我が国が競争優位を有するクール宅配便などのコールドチェーン物流 サービスについて、国際標準化を推進するため、まずは来年度までに、 ASEAN10 か国と共同でガイドラインを策定する。
- ・小型無人機について、来年には山間部などニーズの見込まれる地域で荷物配送を実施し、2020年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物

配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上 空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を 進める。【再掲】

- ・道路ネットワークのストック効果を最大限に発揮させ、迅速かつ円滑な物流の実現、交通渋滞の緩和等を図るため、首都圏 3 環状道路をはじめとする三大都市圏環状道路などについて整備を推進するとともに、利用重視の新たな料金体系の導入や ETC2.0 等のビッグデータを活用したピンポイント渋滞対策を実施する。
- ・高速道路と近傍に位置する大規模な物流拠点や工業団地、商業施設等の民間施設を直結するインターチェンジを民間企業の発意と負担により整備する制度の活用を推進するため、速やかに具体的なルール化を行う。
- ・今後の物流施策や物流行政の指針となる新たな総合物流施策大綱を速 やかに取りまとめ、関係省庁が連携した総合的・一体的な取組の推進 を図る。

iii)民間投資の喚起による都市の競争力の向上等

- ・都市再生緊急整備地域について、候補地域の早期公表や情報基盤の活用による民間の投資提案の強化、解決すべき社会的課題を明確にした指定基準への改正等により、効果的な民間投資が実現される地域に限定して指定するため、来年夏を目途に「都市再生基本方針」(平成14年7月19日閣議決定)の改正等を行う。
- ・公的不動産を含めた空き地等の有効活用やエリア単位での駐車場の 適正配置など、地域の実情に応じた柔軟な都市再編を図るための制度 見直しを本年度中に行い、都市開発を集中的に促進する。
- ・都市公園における持続的な施設の整備・更新を可能とし、魅力向上・利用増進を図るため、改正後の都市公園法等に基づき、民間主体がレストラン等の収益施設を長期間設置管理するとともに、その収益により広場等の公園整備が行われることを、本年度からの5年間で約100件実現することを目指す。
- ・2020 年頃までにリート等の資産総額を約30兆円に倍増することを目指し、成長性の高い不動産への転換や供給に向けた投資を促す観点から、環境性、快適性等の品質に優れた不動産を適正に評価するなど、投資家の利便性・信頼性の向上等を図るため必要な、一覧性・実用性

- に優れた不動産情報の整備・公開、新たな認証制度の創設、不動産鑑 定評価制度の見直しについて本年度中を目途に行う。
- ・官民データ活用推進戦略会議・官民ラウンドテーブルにおける重点分野を中心としたオープン化や、地域未来投資促進法における事業者からの提案制度の活用等により、地域の社会課題の解決に資する、地方自治体が保有するデータの活用を促進する【再掲】。
- ・所有者を特定することが困難な土地に関して、地域の実情に応じた適切な利用や管理が図られるよう、共有地の管理に係る同意要件の明確化や、公的機関の関与により地域ニーズに対応した幅広い公共的目的のための利用を可能とする新たな仕組みの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す。さらに、今後、人口減少に伴い所有者を特定することが困難な土地が増大することも見据えて、登記制度や土地所有権の在り方等の中長期的課題については、関連する審議会等において速やかに検討に着手する。
- ・官民連携による空き家・空き地の流通・利活用等を促進するため、地方公共団体や不動産関連団体等の取組を後押しするとともに、空き家等の活用・管理・除却への支援や全国版空き家・空き地バンクの構築を行う。また、インデックス等の充実、地籍整備や登記所備付地図の整備等により不動産情報基盤の充実を図る。あわせて、法定相続情報証明制度の利用範囲を拡大するとともに、所有者情報の収集・整備・利活用を推進するため、制度・体制の両面から更なる取組を進める。

5. FinTech の推進等

(1) KPI の主な進捗状況

- 《KPI》今後3年以内(2020年6月まで)に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す。
 - ※今回、新たに設定する KPI
- 《KPI》今後 10 年間 (2027 年 6 月まで) に、キャッシュレス決済比率を 倍増し、4 割程度とすることを目指す。
 - ※今回、新たに設定する KPI
- 《KPI》今後5年間(2022年6月まで)に、IT化に対応しながらクラウドサービス等を活用してバックオフィス業務(財務・会計領域等)を効率化する中小企業等の割合を現状の4倍程度とし、4割程度とすることを目指す。
 - ※今回、新たに設定する KPI
- 《KPI》2020 年度までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率(サプライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル: SCCC)を 5 % 改善することを目指す。
 - ※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

FinTechについては、決済高度化アクションプラン等、金融審議会報告及び決済高度化官民推進会議において示された課題・基本的方向性を踏まえ、利用者保護等にも留意しつつ、金融サービスの高度化を図り、利用者利便や企業の生産性向上等、我が国経済・金融の成長につなげていくとの観点から取組を加速する。

i) イノベーションのための環境整備等

- ① FinTech を活用したイノベーションに向けたチャレンジの加速 日本発の FinTech が世界をリードしていけるよう、FinTech を活用したイノベーションに向けた関係者のチャレンジを加速する観点から、以下の施策に取り組む。
- ア) チャレンジを容易化する環境整備 (FinTech 実証実験ハブ (仮称)) 金融庁において、FinTech に係る実証実験を容易化するための措置を

講じる。その際、金融規制当局においては、より能動的で深度ある対応を行うことにより、FinTech 企業や金融機関等が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな 躊躇・懸念(コンプライアンスや監督対応上のリスク)の払拭を図ることの重要性を踏まえた取組を検討するとともに、関係省庁においては、当該措置の実施について連携・協力することにより、金融関係法令以外の障害についても解決が図られるよう窓口の設置等に取り組む。

イ) ブロックチェーン技術の金融サービスにおける実用化に向けた取組 の加速

ブロックチェーン技術は、特に金融の仕組みそのものを変革するゲームチェンジャーとなる可能性が高いため、我が国金融ビジネスの競争力を確保する観点から、金融分野における実用化に向けた取組を先取的に進める。

具体的には以下のような取組を展開し、ブロックチェーン技術の実用 化に係る国際的なイニシアティブの確保と利用者利便向上、成長力強化 を目指す。

- ・ブロックチェーン技術に係る実証実験のためのプラットフォームの運用を開始し、これをブロックチェーン技術の実用化の核として、FinTech 企業と金融機関、金融庁・日本銀行等が連携・協働しつつ、電子記録債権取引や本人確認、決済・物流情報の管理等、金融インフラの高度化に向けた実証実験を推進する。
- ・ブロックチェーン技術に関して、我が国が国際的な研究を主導するため、国際的な研究機関等と連携した共同研究を推進するとともに、ブロックチェーン技術に係る国際的なコンソーシアムへの金融当局の参加について検討する。

② オープン・イノベーションの推進

FinTech を巡り世界的なイノベーション競争が生じつつあることを念頭に、我が国において、これまで高度に発達した銀行システムのネットワークや、決済等のビッグデータなど、金融面での充実したストックを戦略的に活用することを基本的な方向性として取り組む。

このため、オープンAPIを核としたオープン・イノベーション(FinTech 企業と金融機関等との連携・協働)のためのエコシステム形成を中心に、FinTech 企業が、銀行のネットワークをいかして、先進的なアイデアや

技術を実際の金融サービスへとつなげることを可能とする世界最先端 の環境・インフラを整備するよう取り組む。

こうした観点から、具体的に、以下の施策に取り組む。

- ・銀行法等の一部を改正する法律を施行するとともに、銀行によるオープン API の取組の進捗状況として、API を提供する銀行の数や銀行が電子決済等代行業者と契約した数、電子決済等代行業者として登録した者の数等についてフォローアップを行う。また、銀行代理業等に係る金融審議会報告で示された課題について検討を行い、オープン・イノベーションのための環境整備を推進する。さらに、FinTech 企業等の関係者において設置されたオープン API 検討会において、オープンAPI の推進に係る更なる課題について検討を進める。
- ・FinTech 企業等による金融サービスのイノベーションを促進するとともに、金融業における新たな技術の活用や、金融機関が IT 等によりサービス・能力を機動的に開発・展開し、周辺領域も含めて事業機会を拡大していく必要性等を十分に踏まえ、決済業務等をめぐる横断的な法制の整備等、金融機関等をめぐる法制の在り方について、更に検討を進める。
- ・FinTech に対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める。
- ・オープン API やブロックチェーン技術等を活用して、官民が情報連携を行うこと等により、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行えるようにする取組(RegTech)の推進に向けて、検討を行う。

ii) 国際的な人材や海外当局との連携・協働

FinTech の世界的進展の中で、我が国がイニシアティブを発揮していく観点から、国際的な連携・協働、ネットワーク形成等を推進することにより、国内外を問わず、最先端の人材・知見を結集した取組を行う。具体的に、以下の施策に取り組む。

- ・英国やシンガポールの金融当局との FinTech に関する国際的な協力枠組みを活用し、FinTech を巡る国際的な取組や FinTech 企業の海外展開を支援する。さらに、海外金融当局との協力枠組みの拡大について検討を進める。
- ・アジアを含む海外の優れた人材が日本で金融事業等を起業する(イン バウンド・ベンチャー)動きを促進する観点から、東京都とも連携し つつ、金融業の拠点開設サポートデスクにおける海外金融事業者の日

本拠点開設支援等を進める。

- ・オープン API やブロックチェーン技術等を活用して、官民が情報連携を行うことなどにより、官民が効果的・効率的に規制・監督に係る対応を行えるようにする取組 (RegTech) について、海外の関係者と連携しつつ、国際的に取り組む。
- ・FinTech 業界や民間団体とも連携して、FinTech に関する関係者が一 堂に会する国際会議(「フィンテック・サミット」)を開催する。

iii) 企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン

XML 新システムの整備を契機に、企業の財務・決済プロセス全体の高度化を図る観点から、金融 EDI 活用を起点として、企業の財務・決済プロセス全体を一括して高度化する「企業の成長力強化のための FinTech アクションプラン」を推進する。その際、オールジャパンでの電子手形・小切手への移行について検討を進める。

① 中小企業等を含む企業会計の IT・クラウド化

- ・経済産業省等において、産業界と連携し、中小企業等におけるバック オフィス業務の効率化等に資する IT・クラウド化の状況について、現 在実施している取組を踏まえ、より適切な目標値等について検討する。
- ・中小企業等のバックオフィス業務の高度化やデータを活用した新たな 法人向け融資サービスの活用につながるクラウドサービス等の導入 の推進に向けた取組を進めるとともに、企業の健康診断ツールである 「ローカルベンチマーク」も活用し、FinTech 導入先進事例を創出す る。
- ・電子決済等代行業者による電子帳簿保存法への対応を推進する。

② 商流情報の IT 化の推進

2020 年度までに、金融 EDI 情報として格納すべき商流情報の標準化項目の普及を図るとともに、業種を超えた企業間の EDI 連携を更に推進する。

③ 全銀システムの 24 時間 365 日対応化等

来年中に、全銀システムの24時間365日対応化を実現するとともに、 法人のネットバンキング利用の推進に向けて、進捗状況のフォローアップを開始する。

④ 金融 EDI の推進等による金・商流連携の推進

- ・金融機関における XML 電文化について、来年中の XML 新システム稼動 と、2020 年までの XML 電文への全面的移行について着実に取り組む。
- ・本年秋以降、金融関係業界において、金融庁等と連携しつつ、ブロックチェーン技術を活用した決済・物流情報の管理に係る実証実験を実施する。

(5) XML 新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応の容易化等

XML 新システム等のデータを活用(商流情報分析等) した融資サービスや税務支援(XML 新システムによる税務対応支援(電子領収書の発行等))を検討する。

⑥ オールジャパンでの電子手形・小切手への移行

手形・小切手について、企業・金融機関双方の事務負担を削減するとともに、ITを活用した金融サービスとの連携を可能とする観点から、全面的に電子的な仕組みへと移行することについて、官民が連携した検討を推進する。

iv) キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活用等

- ・割賦販売法の一部を改正する法律において措置したクレジットカード利用時の加盟店における書面交付義務の緩和について、電子メール等の電磁的方法も可能とすることで、FinTech の活用によるカード決済のコスト削減や消費者にとっての利便性の向上を図り、キャッシュレス化を後押しする。
- ・FinTech の活用等を通じた消費データの更なる共有・利活用を促進するため、クレジットカードデータ利用に係る API 連携の促進や、レシートの電子化を進めるためのフォーマットの統一化等の環境整備を本年度内に行う。
- ・全ての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境を整備すべく、金融機関の海外発行カード対応 ATM の設置促進について、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成 28 年 3 月 30 日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)に基づき、来年中にメガバンクの全 ATM 設置拠点の約半数(計約3,000台)の大半を海外対応に整備する。

6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年4月1日に電力システム改革の最終段階となる送配電 部門の法的分離を実施する。

⇒平成27年4月1日に電力広域的運営推進機関を設立。同年6月17日に送配電部門の法的分離等を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する等の法律が成立。同年9月1日に電力取引監視等委員会(現・電力・ガス取引監視等委員会)を設立。昨年4月1日に電力小売全面自由化を実施。

《KPI》2030年までに乗用車の新車販売に占める次世代自動車の割合を5~7割とすることを目指す。

⇒新車販売に占める次世代自動車の割合は35.8%(昨年度時点)

《KPI》商用水素ステーションを 2020 年度までに 160 か所程度、2025 年度までに 320 か所程度整備する。

⇒90 か所が開所済み(本年3月末)

(2)新たに講ずべき具体的施策

エネルギーミックスの実現及びパリ協定を踏まえ、エネルギー・環境 投資の拡大を図り、エネルギー制約を克服し、温室効果ガスの国内での 大幅削減を目指すとともに、世界全体の排出削減に最大限貢献し、経済 成長を実現する。このため、エネルギー効率の改善による収益改善と省 エネ投資の好循環の創出、固定価格買取制度等による再生可能エネル ギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立、電力・ガス市場の競争活 性化と自由化の下での公益的課題への対応、水素の利活用など新たな エネルギーシステムの構築に取り組む。また、戦略的な資源開発投資、 資源調達環境の整備、二次資源の着実なリサイクル、エネルギー・環境 産業の国際展開等を促進する。さらに、G7伊勢志摩首脳宣言を踏まえ、 2020年の期限に十分先立って長期の温室効果ガス低排出型発展戦略を 策定し、国連に提出すべく検討するとともに、気候リスク情報の基盤整 備を進め、国内各地域での農業や防災に関する適応策を促進し、国際展 開することで、投資リスクの低減や適応ビジネスの発展につなげる。

i) 徹底した省エネルギーの推進

- ・規制と支援の両面で事業者の省エネを促進する。経営層による省エネ 投資判断、省エネ法の定期報告データ等のオープン化、複数事業者が 連携した取組(スマート工場等のデータ連携、廃熱マッチング、貨物 輸送事業者と荷主の連携強化等)、省エネノウハウを有する民間企業 による中小企業の省エネ支援、エネルギー小売事業者の情報提供等を 促進する施策の検討を本年度中に進める。
- ・民生部門の省エネを推進するため、2020年までに、規制の必要性や程度、バランス等を十分に勘案しながら、新築住宅・建築物について段階的に省エネルギー基準への適合を義務化し、2030年までに新築住宅・建築物について平均でZEH・ZEB相当となることを目指す。このため、断熱性能やエネルギー消費性能の社会的認知の拡大を進める。
- ・運輸部門の省エネを推進するため、次世代自動車の普及や輸送事業者 の評価制度の構築・普及等による省エネを推進する。車載用蓄電池に ついては、現在の液系リチウムイオン電池よりも安全面等で性能が高 い全固体リチウムイオン電池等の開発・実用化を加速する。
- ・国民運動による低炭素型製品・サービス・ライフスタイルのマーケット拡大を図り、地方公共団体等と連携しつつ地域における省エネ取組の促進を図る。

ii) 再生可能エネルギーの導入促進

- ・系統設備の効率向上や地域間連系線等の整備、出力制御の実運用の効率化、出力予測や蓄電池の放電制御等に関する技術開発・実証、風力発電適地での送電網の整備・技術課題等の実証等、系統制約の解消に向けた対策を進める。
- ・太陽光発電の低コスト化・パッケージ化に向けた技術開発や風力発電のデータ産業化、コスト低減等に取り組む。また、環境アセスメント迅速化手法の一般化を進めるとともに、洋上風力発電導入促進のため、港湾法に基づく港湾区域の占用手続と電気事業法の工事計画届出の審査の合理化、一般海域の利用のルール化を行う。
- ・木質バイオマス、下水汚泥などの廃棄物バイオマス等のバイオマス発 電の導入拡大に向けた環境整備を行う。
- ・環境保全と両立した風力発電の導入促進に向けたゾーニング手法検討モデル事業を進めるとともに、風力・太陽光の導入促進のため、情報

共有や合意形成を推進するための地域協議会の設置等を進める。

iii) 新たなエネルギーシステムの構築等

- ・市場メカニズムを有効に活用して電力市場の競争活性化を促しつつ、3E+Sの実現を目指す。このため、卸電力市場の流動性を高めるとともに、ベースロード電源市場、容量市場、非化石価値取引市場などの新たな電力市場の創設及び連系線利用ルールの見直しを行い、2020年度を目安に導入することを想定して詳細な制度設計を進める。また、電力先物取引がLNGその他のエネルギー先物取引とできるだけワンストップで行われる環境を整備する観点も踏まえながら電力先物取引の検討を行う。
- ・「革新的エネルギーマネジメントシステムの確立(「改革2020」プロジェクト)」を目指し、ネガワット取引やバーチャルパワープラントなどに活用可能なエネルギー設備の拡大、通信規格の拡張、秒単位での高精度な制御技術の確立や通信インフラの整備等に向けた実証、定置用蓄電池の価格低減の取組を進める。さらに、再生可能エネルギーの最大限の活用のため、今年度から需要創出型ディマンドリスポンスの実証を行うとともに、省エネ法における電気需要平準化の制度見直しを本年度中に検討する。また、地産地消型のエネルギーシステムの構築を進める。
- ・水素エネルギーを本格活用する「水素社会」の実現に向け、家庭用、業務・産業用の燃料電池の導入を進めるとともに、水素ステーションの戦略的整備に向けた官民一体の新たな推進体制の構築、コスト低減等に向けた技術開発・実証、新たな規制改革実施計画に基づく水素ステーションの保安管理等に関する規制改革をパッケージで推進し、燃料電池自動車や燃料電池バス、水素ステーション等の普及を加速化する。これらに加え、国際的な水素サプライチェーン構築と水素発電の技術開発・実証を進めるとともに、2030年頃の本格導入に向けたシナリオ等を盛り込んだ、水素社会実現への政府を挙げての基本戦略を年内に策定する。

iv) 福島新エネ社会構想の推進

・「福島新エネ社会構想」(平成28年9月7日福島新エネ社会構想実現会議決定)に基づき、再生可能エネルギーの導入拡大等のため、風力

発電送電線の増強等の各種施策を進める。また、「再生可能エネルギー由来の CO_2 フリー水素の利用(「改革 2 0 2 0 」プロジェクト)」として、福島県内で再生可能エネルギーから大規模に水素を製造し、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の際にも活用することで、水素の可能性と福島の復興を世界に発信する。このため、実証設備の導入に本年度中に着手する。

v) 革新的エネルギー・環境技術の研究開発の強化

・産学官の研究会を設置し、「エネルギー・環境イノベーション戦略」(平成28年4月19日総合科学技術・イノベーション会議決定)で特定した有望分野のボトルネック課題の抽出とその解決に向けた検討を本年度から開始し、新たに実施すべきプロジェクトを検討するとともに官民挙げた取組を促す。

vi) 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等

- ・2016 年 11 月に改正された独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法に基づくリスクマネー供給支援や、アラブ首長国連邦(UAE)、ロシア等に対する資源外交等の強化により、我が国企業による資源権益確保を推進する。また、世界的な電気自動車普及拡大の動きを背景に価格が高騰しているリチウムやコバルト等の鉱物資源についても、探鉱・開発支援をはじめとする安定供給確保対策を着実に実施する。
- ・国内の在来型石油・天然ガス開発を更に進めるため、三次元物理探査 船の更新を含む探査体制の見直し、鉱区情報等のデータ利活用促進等 を行う。また、海洋資源開発に関して、メタンハイドレートについて は、海洋産出試験の結果等を踏まえ、開発・商業化に向けた技術開発 等の官民協力を促進する。海底熱水鉱床、レアアース泥等については、 開発・商業化に向けて官民で取り組む。
- ・我が国の誇る環境技術の先進性をいかして有用金属等のリサイクルを 進めるため、非鉄製錬所の生産性向上等に資する技術開発を行うとと もに、都市鉱山を活用したオリンピック・パラリンピック入賞メダル の製作等を通じ、小型家電リサイクル制度の定着と回収量増加、資源 循環システムの構築に向けた循環産業の競争力強化を図る。
- ・「LNG 市場戦略」(平成 28 年 5 月 2 日経済産業省策定)に基づき、官民 一体で柔軟かつ透明性の高い LNG 市場の実現に向けた取組を進める。

特に、仕向地制限の撤廃、我が国を含むアジア全体の LNG 市場の拡大を支援し、アジア大のエネルギー安全保障を実現する。

vii)安全性が確認された原子力発電の活用

- ・いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。
- ・原子力災害対策については、避難計画の策定、訓練や研修等による人材育成、道路整備等による避難経路の確保、放射線防護施設の整備等の充実・強化を推進し、住民の安全・安心の確保に努める。同時に、地域の声に耳を傾け、原子力発電に関わる全ての関係者が対話を重ね、不断に安全性を追求する枠組み(継続的な原子力の安全性向上のための自律的システム)の構築や、事故収束・被災者支援活動の充実・具体化に政府を挙げて取り組む等、原子力への社会の信頼回復に努める。
- ・安全性向上や放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、核不拡散の取組を前提に、国際協力も適切に進めながら、「高速炉開発の方針」(平成28年12月21日原子力関係閣僚会議決定)を踏まえるとともに、日本原子力研究開発機構や大学等が所有する高速実験炉や高温ガス炉等の試験研究炉も活用するなど、将来に向けた研究開発を推進する。あわせて、こうした分野の人材育成等に着実に取り組む。

viii) 日本のエネルギー・環境産業の国際展開の推進

- ・電力・ガス市場の小売全面自由化後の環境下において、エネルギー産業の国際的な競争力を強化し、海外展開を推進するため、発電所の運営・保守に関する国際規格策定を主導するとともに、ASEAN 諸国等での人材育成の強化、東アジア・ASEAN 経済研究センターの体制強化等により、新興国のエネルギー政策の整備を支援する。
- ・パリ協定の下、日本の優れた低炭素技術等の国際展開により、地球全体の排出削減に貢献しつつ我が国の更なる経済成長につなげる。「日本の気候変動対策支援イニシアティブ」(平成28年11月11日環境省策定)の推進、公的ファイナンスを活用した案件形成加速化と削減貢

献分の「見える化」、補助金に依存しない民間主導のプロジェクトの普及につながる二国間クレジット制度 (JCM) 等を通じて、海外で 2020 年度までの累積で1兆円の事業規模を目指す。

・循環産業の国際展開及び適切な資源循環システムの構築に向け、アジアの関係国に対し、高度な技術の導入や資源循環の促進によるメリットを積極的に発信するとともに、廃棄物発電、生活排水処理等に係るビジネスモデルや適切な技術の選定プロセスの確立、制度の導入等をパッケージで支援する。アフリカにおいても、廃棄物処理に係る人材育成、ガイドラインの作成等を進める。

7. ロボット革命/バイオ・マテリアル革命

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020年のロボット国内生産市場規模を製造分野で 1.2 兆円、サービス分野など非製造分野で 1.2 兆円

⇒2015 年度:製造分野約6,890億円、非製造分野約1,239億円(2014年度:製造分野約5,901億円、非製造分野約610億円)

《KPI》製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上

⇒直近3年間(2013年~2015年)の伸び率の平均:1.4%

《KPI》ロボット介護機器の市場規模、2020年に約500億円、2030年 に約2,600億円【約10億円(2012年)】

⇒2015年:24.7億円

《KPI》国内の重要インフラ・老朽化インフラについて、2020 年頃までには 20%、2030 年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検補修を高効率化

⇒次世代社会インフラ用ロボット点検等については、水中分野は2016年度より現場導入に向けた試行的導入を実施中。センサー等を用いた社会インフラのモニタリング技術については、順次現場検証を実施中。

《KPI》ほ場間での移動を含む遠隔監視による無人自動走行システム を 2020 年までに実現

⇒遠隔監視による農業機械の無人走行等の実現に向けた研究開発を「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」において実施中。また、有人監視下での農業機械の自動走行の市販化に向け、「農業機械の自動走行に関する安全性確保ガイドライン」(平成29年3月農林水産省策定)を策定。

(2)新たに講ずべき具体的施策

生産年齢人口の減少による人手不足という社会課題を、世界一のロボット活用社会の実現のための大きな機会とする。その戦略と道筋を示した「ロボット新戦略」を 2015 年 2 月に日本経済再生本部決定して以降、戦略に掲げた各分野(ものづくり、サービス、介護・医療、インフラ・災害対応・建設、農林水産業・食品産業)での技術開発・実証の

取組を加速してきた。これからは、開発・実証の段階から、実際に社会に取り込む段階へのシフトを本格化させる。

第4次産業革命を我が国全体に波及させるための鍵となる中小企業・小規模事業者へのロボット導入を進める。2020年までのロボット導入コストの大幅削減や、ロボットシステムの導入を支援する人材の倍増に向けた取組を推進する。

様々な分野の現場のニーズに応じたロボット導入を進める。これに向けて必要な技術開発・実証を加速するため、福島県浜通り地域に整備する新たな「福島ロボットテストフィールド」を来年度より順次活用できるよう整備し、世界に誇る次世代ロボットの実証拠点としていく。併せて、当該拠点を核とした産業集積の実現や周辺環境の整備、地元企業と域外企業の連携によるビジネス創出等を進め、ロボットを重点分野の一つとし、本年改正した福島復興再生特別措置法にも位置付けられた「福島イノベーション・コースト構想」を推進する。小型無人機についても、2020年代には人口密度の高い都市でも安全に物流利用が本格化するよう技術開発・制度的対応を進めるなど、産業利用を拡大していく。2020年に向けて、先端ロボット技術の現実の社会への取り込みやショーケース化を推進する「改革2020」プロジェクトについて、構想の具体化を加速する。

また、バイオテクノロジーの分野においてはビッグデータ・AI 技術との融合が急速に発展し、これまで利用し得なかった潜在的な生物機能を最大限活用することが可能になってきた。一方で、現状高コストなバイオ製品の国内市場は小さく、我が国が持つ要素技術を十分にいかせていない。今後、技術基盤の整備と市場創出を一体的に官民で連携して実施することで、革新的なバイオ技術を活用した新産業創出・循環型社会を実現する。

さらに宇宙分野においても、利用可能なデータの質・量ともに抜本的に向上する中、ビッグデータ・AI 技術を活用した新ビジネス・サービスは市場規模の大幅な拡大が見込まれ、今後我が国が国際競争を勝ち抜くための鍵となる。基盤となる宇宙機器産業と併せて、新産業創出を後押しする。

こうしたロボットや最先端分野の技術とあわせ、VR・AR¹等の幅広い産業分野に応用されうる新しい技術も進展している。移動しなくともその場で実体験に近い感覚がある、現実に情報を重ねられる、といった特徴とロボット等を組み合わせつつ、社会を変革しうる新しい商品・サービスの提供、人命に関わる分野での訓練、娯楽や観光など幅広い分野におけるイノベーションの創出が期待される。

i)ロボット革命

① ロボット新戦略の実行・進化

- ・中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、IT・ロボット導入に関する専門家の支援を本年度末までに1万社以上に対して行う。また、製造現場の改善指導や IoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、今後2年以内で全国40か所程度の設置を目指す。あわせて、中小企業にロボット導入を提案・支援する「システムインテグレータ」を2020年までに3万人に倍増させる育成強化策を進める。
- ・2020年までの小型汎用ロボット導入コスト2割以上削減に向け、汎用的な作業・工程に活用できる基盤となる共通の機能を備えたプラットフォームロボットについて、2019年度中に上市可能な水準となるよう開発を進める。
- ・介護現場でのロボット・センサー等の活用について、効果実証を着実に進め、その結果を踏まえて、利用者の生活の質の維持・向上と介護者の負担軽減に資するものについて、次期介護報酬改定の際に、介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応を行う。【再掲】
- ・今後の介護ロボット等開発では、自立支援等による利用者の生活の質の維持・向上と、介護者の負担軽減の両方を実現するため、現場のニーズを真に汲み取って開発シーズとつなげられるよう、プロジェクトを牽引するプロジェクトコーディネーターを新たに育成・配置する。また、ロボット介護機器の開発重点分野について再検証を行い、本年

¹VR・AR: VRとは Virtual Reality (仮想現実) の略。仮想空間にいるような没入感が体験できる技術。ARは Augmented Reality (拡張現実) の略。現実空間に重ね合わせて画像等の情報を映し出し、目前の環境に情報を付加した体験ができる技術。

夏までに戦略的な開発の方向性を取りまとめ、来年度以降の新たな開発支援対象に反映させる。加えて、生活支援ロボットの安全性に関する規格である IS013482 と海外制度との連携を進めるための評価・試験データ取得等を支援し、ロボット介護機器のスムーズな海外市場展開を図る。【再掲】

- ・インフラ点検及び災害対応の高度化・効率化に向けて、インフラ点検及び災害対応ロボットの評価基準や試験手法等を本年度中に策定する。ロボット活用の手順を示した「ロボット版点検手順」を、水中ロボットについては本年度中に、橋梁・トンネルなどの他分野においても順次策定する。開発目標の提示による開発促進のため、ロボットの利用場面に応じた要求性能を本年度より設定・公表する。あわせて、インフラ管理者と連携し、ロボット・AI等の先進的技術の開発支援を進める。
- ・地理空間情報(G 空間情報)を活用した、来年までの農機の有人監視下での無人システムの市販化、2020年までの遠隔監視による無人自動走行システムの実現等に向けて、農林水産分野における AI や IoT、ビッグデータ、ロボット技術について、研究開発と現場での実証を推進する。
- ・小型無人機について、来年には山間部などニーズの見込まれる地域で荷物配送を実施し、2020年代には人口密度の高い都市でも安全な荷物配送を本格化させるため、補助者を配置しない目視外飛行や第三者上空飛行など高度な飛行を可能とするための技術開発と制度的対応を進める。福島浜通り地域の実証フィールドの活用を通じて機体の性能評価基準を本年度中に策定し、複数の機体の同時活動を可能とする運航管理システム・衝突回避技術等の開発や国際標準化を進めるとともに、目視外飛行の実現に向けた電波利用の在り方について、小型無人機の運航ルール・技術開発の進展も踏まえて、調査・検討を進める。あわせて、補助者を配置しない目視外飛行に係る機体や操縦者等の要件を本年度中に明確化し、航空法に基づく許可・承認の審査要領を来年度早期に改訂するとともに、関係者との合意形成・安全対策の策定に取り組む協議会を活用した申請手続の合理化を検討する。こうしたドローンの産業利用の拡大に向けた技術開発・制度的対応を進め、これらを通じたドローン産業の活性化を図る。
- ・次世代ロボットの実現に向け、高精度のセンサーやカメラシステム等

の技術と AI 技術との融合分野に関するグローバル研究拠点において 模擬環境を整備し、例えば、AI による製造ライン制御、自律作業ロボットの連携等について、研究開発から実用化・事業化まで一貫した産 学官連携プロジェクトに本年度から着手する。

・2020 年に愛知県及び「福島ロボットテストフィールド」で開催する「World Robot Summit」(ロボット国際大会)に向け、海外との連携による競技分野のロボットの国際的な標準評価手法を構築しつつ、広報・周知活動を含め、来年度のプレ大会の準備を進める。

② 「改革2020」プロジェクト(先端ロボット技術によるユニバー サル未来社会の実現)

- ・産官学が参画する協議会の下で実証実験等を進めるとともに、本年度の「ロボカップ 2017 名古屋世界大会」において、地方公共団体等地元関係者と密に連携しつつ、ショーケース化を試行する。
- ・市街地・空港等でサービスを提供するロボットの早期実現に向け、具体的な活用事例を創出する実証事業を実施し、その成果を国際展示会等を通じて広く発信する。「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全性確保に関するガイドライン(第一版)」(平成28年6月ロボット革命イニシアティブ協議会策定)を実証事業で実際に現場で活用し、必要に応じて改訂を検討する。

ii) バイオ・マテリアル革命

- ・生物を活用した機能性物質生産のための産学官による技術開発を推進するとともに、革新的なバイオ素材等による炭素循環型社会や食による健康増進・未病社会の実現等に向け、本年度中を目途に我が国のバイオ産業の新たな市場形成を目指した戦略を策定し、制度整備も含めた総合的な施策を推進する。
- ・公的機関等が保有する生物資源データを集約した横断的データベース を整備するとともに、AI 等により解析するためのリアルデータプラットフォームを来年度中に構築し、産官学で利用できるようにする。
- ・成長が見込まれるバイオ分野に対する民間投資を加速するため、本年度中に、ゲノム編集技術の産業利用に当たり、使用する生物単位での申請に加え、技術を利用する施設単位での包括申請も可能とする等の円滑化を図る。またバイオ製品の環境配慮性能の評価等を通じた新た

な市場の創出、上場後のバイオ産業を投資対象とするファンドの創設 の促進等を通じた研究開発資金等の供給円滑化など、事業環境整備に 向けた施策を本年度中に検討する。

iii) 宇宙ビジネスの拡大

- ・「宇宙産業ビジョン 2030」(平成 29 年 5 月 29 日宇宙政策委員会取りまとめ)に基づき、民間事業者の積極的活用等により、宇宙の本格的なビジネス利用の推進及び宇宙機器産業の国際競争力強化を図る。
- ・宇宙をビッグデータ基盤として位置付け、AI等の解析技術と組み合わせつつ、政府衛星データ(安全保障用途に係るものを除く。)について、国際的な動向等も踏まえつつ、原則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示方法等の整備を行い、新たなビジネスの創出を図る。また、先進的な実証事例を生み出すべく、農林水産業、防災・インフラ維持その他の分野での宇宙データと地上データの融合に向けた実証を本年度から開始する。あわせて、政府・公的機関による国内事業者からの衛星データの活用(いわゆるアンカーテナンシー)を促進する。
- ・宇宙機器開発について、市場ニーズに対応した衛星のシリーズ化を図るとともに「宇宙用部品・コンポーネントに関する総合的な技術戦略」 (平成28年3月31日内閣官房・内閣府・総務省・文部科学省・経済産業省・防衛省取りまとめ)に基づき国産化支援等を行い、宇宙空間での実証事業を促進する。
- ・国際競争力強化を目指した H3ロケットの開発、民間小型ロケット事業の競争力強化、民間打ち上げ射場の整備に向けたガイドラインの整備等、世界的に旺盛な小型衛星打ち上げビジネス需要の我が国への取り込みを図る。
- ・宇宙利用のフロンティア開拓を担う小型衛星を大量に運用する「コンステレーション企業」等のベンチャー企業支援を強化するとともに、日本政策投資銀行等の政府系金融機関等も活用したリスクマネーの供給や宇宙資源探査等ベンチャー企業の事業性を高めるための制度整備の検討を進める。
- ・「宇宙基本計画」(平成28年4月1日閣議決定)及び「地理空間情報活用推進基本計画」(平成29年3月24日閣議決定)に基づき、来年度に準天頂衛星4機体制を確立し、高精度測位サービス等の実現を通じ

た、農業機械の自動走行、防災システムの高度化等を図る。さらに、G 空間情報センターを中核とした地理空間情報の流通・利活用を行う G 空間プロジェクトの推進、2023年を目途に準天頂衛星7機体制を通じた持続測位の実現及び衛星測位技術や地理空間情報技術に関する研究開発基盤の維持・強化を図る。また、アジア・太平洋における高精度測位情報の配信サービスの事業化支援や、欧州の Galileo 衛星の信号との相互運用性の確保を通じた欧州等への国際展開を図る。

iv) 航空機産業の拡大

- ・特殊工程(非破壊検査)を担う人材育成や IoT を活用した設備投資支援等を通じて、生産効率の向上に直結する一貫生産体制を実現した「松阪クラスター」モデルの展開を目指す。また、「全国航空機クラスター・ネットワーク」を構築し、全国のクラスターを国内外に一体的に売り込めるよう支援するとともに、拡大する海外需要を直接取り込む自立したクラスターを育成すべく、海外企業との商談機会の創出等を行う。
- ・さらに、我が国航空機産業の事業規模を拡大するため、先進的な技術 開発や人材育成、効率的なサプライチェーン構築などの支援を通じて ボーイングとの協業深化を図るとともに、これまで協力機会の少なか ったエアバス等とのマッチング機会を創出する。
- ・また、MRJ(三菱リージョナルジェット)を含む今後の完成機事業については、安全性審査を適確に行いつつ、トップセールスによる受注拡大やアジアなど新興国向けの人材育成や受注に向けた事前調査(空港インフラ等)等を実施するとともに、開発完了後のMRJを実証インフラ(テストベッド)とし、航空機関連部品の国内開発を加速する。

8. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化 (1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに既存住宅流通の市場規模を8兆円に倍増する (2010 年4兆円)。※可能な限り2020 年までに達成を目指す。

⇒2013年:4兆円

《KPI》2025 年までにリフォームの市場規模を 12 兆円に倍増する (2010 年 6 兆円)。※可能な限り 2020 年までに達成を目指す。

⇒2013年:7兆円

(2)新たに講ずべき具体的施策

人口減少と少子高齢化が進む中、経済成長を実現していくためには、 新たな住宅市場を開拓・育成する必要がある。

そこで、建替えやリフォームによる安全で質の高い住宅ストックへの更新を図りつつ、良質な既存住宅が適正に資産として評価される市場の整備や既存住宅を安心して取引できる環境の整備などの取組を総合的に進めることにより、既存住宅流通・リフォーム市場を活性化していく。

あわせて、相続等を契機に発生し、深刻化する空き家問題へ対応する ため、利用できるものは利用し、除却すべきものは除却するとの考え方 の下、個々の住宅だけでなく、居住環境や地域コミュニティといった住 宅地の魅力の維持・向上の観点からも、空き家の発生の抑制、適切な管 理等を図るとともに、市場での流通活性化や既存ストックの有効活用 を促進する。

また、IoT技術等を活用した次世代住宅の普及を促進することで、新たな住生活サービス市場の創出を図る。

i) 既存住宅の流通促進・空き家対策等に向けて講ずべき施策

- ・官民連携による空き家等の流通・利活用等の促進に向け、所有者情報等を活用した空き家の利活用のための仕組みの構築や財産管理制度等の円滑な活用方法の取りまとめを本年度中を目途に行うなど、地方公共団体、不動産関連団体等の取組を後押しするとともに、全国版空き家・空き地バンクを構築する。また、空き地の利活用に係る優良事例の横展開を行い、併せて必要な制度等について検討する。
- ・ 所有者不明土地の解消に向け、相続登記が長期にわたり行われていな

い土地を調査して所有者の把握を容易にするため、制度改正を含めた具体的施策の検討を行い、来年度中を目途に検討結果に応じた所要の措置を講じる。

- ・古民家の商業的利用や、空き家等のグループホーム・保育所としての 活用といった新たなニーズに対応するべく、既存建築物を他用途に円 滑に転用等するための建築規制の合理化を行う。
- ・若年・子育て世帯が、安心して空き家などの既存の民間賃貸住宅に円 滑に入居できるよう、適正に家賃債務保証を行う業者について本年秋 頃を目途に登録制度を創設する。
- ・老朽化マンションの再生の円滑化を図るため、敷地売却を活用した団 地型マンションの再生の仕組みを本年度中に構築する。

ii) 次世代住宅の普及促進に向けて講ずべき施策

・家庭内機器や関連データの連携・活用による新サービス創出に向けて、 製品安全やセキュリティの確保等についてモニター実証を実施し、そ の結果を踏まえて、データ流通等に関する共通ルールを策定する。ま た、来年を目途に、通信機能に関する国際標準化に向けた提案等を行 う。

I Society 5.0 に向けた横割課題

- A. 価値の源泉の創出
- 1. データ利活用基盤の構築
- (1) KPI の主な進捗状況
 - 《KPI》官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて 公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に 機械判読に適したファイル形式での提供率が100%
 - ※今回、新たに設定する KPI
 - 《KPI》2020 年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を 100%とする
 - ※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

今後、日本が直面する本格的な人口減少社会において経済成長を実現するためには、第4次産業革命等の技術革新の成果を社会に取り入れていくことによる生産性の飛躍的な向上が求められるが、データの徹底的な利活用は重要なカギの一つである。そのためには、「新しい社会インフラ」である「データ基盤」づくりへの未来投資を加速する必要がある。社会ニーズの大きい分野を中心とした公共データのオープン化をはじめ、個別分野におけるデータ流通基盤等のリアルデータのプラットフォーム、企業間のデータ流通を促進するためのルール、パーソナルデータの流通基盤等の整備や、これらを通じた民間ビジネス投資誘発が焦眉の急となる。また、データ利活用を最大限に進めるためには、公正な競争秩序の構築、Society 5.0 に対応した知財システムの構築の検討も喫緊の課題である。

今後、官民データ活用推進基本法に基づき設置された官民の専門家等から成る司令塔である「官民データ活用推進戦略会議」が強力なリーダーシップを発揮していく。同会議の下に産業界・ベンチャー、民間有識者、関係省庁から成る、民間人がトップの実行委員会が設置され、その議論を基に、「世界最先端 IT 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」が本年5月に閣議決定された。今後、8つの重点分野(電子行政、健康・医療・介護、観光、金融、農林水産、ものづくり、インフラ・防災・減災等、移動の各分野)を中心に、オンライン原則化、オープンデータの促進、行政の IT 化・BPR の推進、データ流通基盤やサービス

プラットフォームの整備、デジタルデバイド対策、国と地方の施策の整合性確保など、官民データ活用の推進を総合的かつ効果的に進めていく。

i) 公共データのオープン化の推進

- ・官民の専門家等から成る「官民データ活用推進戦略会議」を司令塔として、2020年までを「集中取組期間」として、全府省庁でオープンデータを強力に実行する。
- ・安全・安心・個人情報に配慮しつつ、利便性の高い形で公共データを 提供するための「オープンデータ基本指針」(平成 29 年 5 月 30 日 IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)に基づき、国や地 方公共団体が保有するデータとしてどのようなものがあるか実態把 握のための「棚卸し」を、IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略 会議の下、本年中に全府省庁にて実施する。
- ・官民ラウンドテーブルを本年度から随時開催し、棚卸しリストを基に、 官民データ活用推進戦略会議で設定した官民データ活用に向けた重 点分野を中心に、新サービス創出や社会課題の解決等につながる形で のデータのオープン化を推進する。このような官民の継続的な対話を 通じ、民間ニーズを吸い上げながら、必要に応じた重点分野の追加や 開示方法の在り方の検討に活用する。
- ・登記所の地図データについて、IT 総合戦略本部による官民データ活用 推進施策の一環として、2021 年度までに提供を開始することができる よう検討し、その具体的条件や内容を本年度中に決定する。
- ・産官学による「気象ビジネス推進コンソーシアム」等を通じ、電力、 観光、流通、保険、農業をはじめとする多くの産業分野での気象情報 の利活用を促進し、新たな気象ビジネスを強力に創出するため、基盤 的な気象観測・予測データの公開を進めるとともに、本年度中に省令 等の必要な制度の見直しを行う。
- ・宇宙をビッグデータ基盤として位置付け、政府衛星データ(安全保障 用途に係るものを除く)について、国際的な動向等も踏まえつつ、原 則無償での利用によるオープン化及び利用者目線での具体的な開示 方法等の整備を行い、AI等の解析技術と組み合わせつつ、新たなビジ ネスの創出を図る。また、先進的な実証事例を生み出すべく、農林水 産業、防災・インフラ維持その他の分野での宇宙データと地上データ

の融合に向けた実証を本年度から開始する。あわせて、政府・公的機関による国内事業者からの衛星データの活用(いわゆるアンカーテナンシー)を促進する。【再掲】

- ・広域性・リアルタイム性及び利便性の高い海洋情報を政府・公的機関 以外にも広く提供し、海運、漁業、再生可能エネルギーの開発など多 くの産業分野での海洋情報の利用促進が図られるよう、我が国の海洋 状況把握 (MDA) における海洋情報の集約・共有・提供の基盤の一つと なる「海洋状況表示システム」の整備や、MDA に資する研究開発など、 その能力強化に向けた取組を推進する。
- ・政府が保有する法人活動情報を一括検索、閲覧、取得できる法人インフォメーションにおいて、共通語彙基盤を使いつつ、許認可情報、間接補助金の受託情報等掲載情報の拡充を行い、平成30年度までに100万件の掲載を目指す。
- ・AI・IoT 等によるソリューションを、行政手続への導入や、支援措置 との連携、法制度に基づく規格化等を通じた幅広い社会実装につなげ るため、具体的な取組の方向性の検討を本年より開始する。

ii)事業者間のデータ流通

- ・本年5月に策定したデータの利用権限に関する契約ガイドライン等により、データ創出への寄与度等に応じた利用権限の設定等に関する留意点を整理し、企業間での適切な契約締結を通じたデータ利用権限の明確化と共有を促す。あわせて、本年度中を目途に産業界等との対話を通じて分野ごとに留意すべき点の整理を行い、個別分野への展開を進めるとともに、データ利活用の権限の設定等の在り方に関して、国際的な議論を進める。
- ・データ利用者の利便性を高め、データ流通市場の拡大・活性化を促進するため、データ流通プラットフォーム間の相互連携を実現するために最低限共通化することが必要な事項(データカタログ、カタログ用API)を整理した「データ流通プラットフォーム間の連携を実現するための基本的事項」(平成29年4月28日 IoT 推進コンソーシアム、総務省、経済産業省取りまとめ)の内容を踏まえ、民間事業者間の自主ルールの策定及びその普及促進を図るための民主導の枠組みが本年度中に構築されるよう支援する。
- ・イノベーションへの投資を促進するため、著作権法の柔軟な権利制限

規定の整備、データの不正取得・使用・提供の禁止等に関し、必要な法制度・対応するガイドラインや契約環境の整備を進める。(後掲「Ⅱ - A - 2.「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」において詳細記載。)

iii)パーソナルデータの利活用

・個人の関与の下でパーソナルデータの流通・活用を進める仕組みである PDS (Personal Data Store) や情報銀行、データ取引市場等について、その具体的なメリットの「見える化」に配慮しつつ、観光や医療・介護・ヘルスケア等の分野における官民連携実証事業の推進等を通じて先駆的な取組を後押しするとともに、具体的プロジェクトの創出に取り組む。あわせて、こうした実証事業や諸外国における検討状況等を踏まえてデータ流通・活用を更に促進するため、情報銀行やデータ取引市場について、個人の関与の下で信頼性、公正性、透明性を確保するための制度の在り方等について検討し、本年中に結論を得る。

iv) 地域におけるデータ利活用

- ・地域未来投資促進法に基づく事業環境整備の提案手続等の支援措置を 通じて、地域における IoT、AI、ビッグデータ等を活用した新たなビ ジネスの創出を図る。
- ・地域の課題解決を促進するため、地方公共団体等に対して、データ利活用に資する IoT の地域実装に係る計画策定支援、専門人材派遣等の人的支援、必要なルールの明確化、成功事例の横展開等の民間資金・ノウハウを活用した施策のパッケージ支援及び共通するオープンなプラットフォーム上で観光、防災等複数の分野でデータを利活用してサービスを提供するスマートシティの構築を積極的に行い、2020年度までに延べ800以上の地域・団体による成功事例を創出する。
- ・地方公共団体等の職員がオープンデータに必要な技術を習得できる試験環境の整備、データを保有する地方公共団体とそれを活用する民間企業等との調整・仲介機能の創設を本年度中に行う。また、地方公共団体が保有するパーソナルデータが適正かつ効果的に活用され、新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな住民生活が実現するよう、地方公共団体における非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入を支援するため技術的助言等を行うとともに、地方公

共団体が共同して非識別加工情報の作成の委託を行える仕組み等の 検討を行い、本年度中に結論を得る。

v)データの越境移転等

- ・日 EU 間の個人データの円滑な越境移転のための環境を整備するため、 日 EU 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの構築について、 引き続き戦略的に取り組む。
- ・CeBIT 2017 における日 EU 共同プレスステートメントを踏まえ、日 EU の関係省庁や政府組織関係者が参加するデータ・エコノミーに関する ハイレベル・専門家会合を開催し、対話を実施する。
- ・個人データの越境移転を引き続き促進するため、企業認証である APEC 越境プライバシールール (CBPR: Cross Border Privacy Rules) システムを推進する。
- ・本年5月の個人情報保護法等の一部を改正する法律施行等を踏まえ、 個人情報及び匿名加工情報の取扱いに関する民間企業等からの相談 対応を本年度上半期中に開始するとともに、個人情報保護に関するデ ータ利活用促進に向けて、相談結果等を踏まえた事例集の公表等の情 報発信等について本年度中に開始し、パーソナルデータに係る適切な 利活用環境を継続的に整備する。あわせて、個人情報保護委員会につ いて、データ利活用促進と国際的なデータ流通環境の整備に必要な体 制を整備する。

vi) 情報アクセシビリティの確保

・現行の「障害者基本計画(第3次)」(平成25年9月27日閣議決定) において位置付けられている情報アクセシビリティの向上について、 障害者政策委員会の議論を踏まえてその拡充に向け検討し、今年度中 に策定予定の障害者基本計画(第4次)において必要な施策を盛り込 む。

vii) 第5世代移動通信システム(5G)等の情報通信基盤の活用

・自動走行等の社会実装に寄与する情報通信基盤整備のため、超高速、 多数接続、超低遅延が可能となる第5世代移動通信システム(5G)の 2020年までのサービス開始に向けた取組等を推進する。本年夏に、周 波数確保に向けた基本戦略を取りまとめ、技術的条件や周波数確保の 検討を加速する。あわせて、本年度以降、交通などの分野で具体的な利活用を想定した総合的な実証試験を地方都市を含め実施するとともに、国際標準化活動への参画や電波利用環境の整備を積極的に推進する。また、5Gを含めたモバイル市場や IP 網への円滑な移行が求められる固定通信市場において、MVNO などの非インフラ事業者を含めた公正な競争を促進する。

viii)電波周波数の調整・共用

- ・周波数の有効利用の観点から、政府部門に割り当てられた周波数について、周波数が割り当てられている主体と用途について、通信の傍受・妨害等により各業務に支障が生じるおそれがないよう考慮しつつ、機密性に十分配慮した上で、海外の事例を参考にしつつ、積極的に開示できるような措置を講ずる。加えて、政府部門に割り当てられた周波数について、利用状況の実態をより正確に把握するために、第三者による監査などを含め、調査方法の在り方を検討し、必要な措置を講ずる。いずれも、来年度中に結論を得、順次措置を講ずる。
- ・次に周波数確保のための目標値を設定する際に、政府部門が利用している周波数の民間への開放、官民共用についても目標値を定めることを検討する。その際、米国・英国での先行事例も参考にしつつ検討する。
- ・政府部門に割り当てられた周波数の価値の精査を行い、これを管理・有効活用するための方策・体制の在り方についても関係省で検討する。
- ・周波数の官官共用・官民共用を推進する観点から、共用可能な場所、 時間及び送信電力等の共用条件の決定をより効率的かつ効果的な技 術を活用するなどとした、よりダイナミックな共用方法の検討を行い、 準備ができ次第、技術試験を行った上、平成32年度に結論を得る。
- ・周波数の効率的使用や再編促進の観点から、終了促進措置について、 民間事業者のみならず、公共業務用無線局への適用も視野に入れると ともに、新たに電波の割当てを受ける者が負担する費用の範囲として、 移行期間中の既存免許人の円滑な業務承継に必要な経費も考慮する など、より柔軟な制度へ拡充させることについて本年度中に検討し、 結論を得る。また、政府部門に対するインセンティブ付けなど、更な る再編促進の方策についても検討を行い、結論を得る。
- ・周波数の調整・共用に係る上記取組の進捗状況を踏まえ、公共の電波

- の有効活用に係る政府の管理体制について、必要に応じて、所要の見直しを行う。
- ・新規参入を促し、我が国の国際競争力を向上させる観点から、「実験試験局制度」について、一般消費者への試験的なサービスの提供の実験・試験が可能であること、既設の無線局の運用を阻害するような混信その他の妨害を与えるおそれがない場合は特定地域のみならず全国一律を対象とした免許が可能となることについて周知徹底を図る。また、申請・審査プロセスの透明化を図るため、申請者が同意する場合は申請時期・審査内容・免許交付の有無・決定時期等について、個別案件ごとに公開するとともに、当該実験が終了した後、実験結果を踏まえた軽微な中間審査プロセス等を経て同一周波数帯での通常免許の取得を可能とすることについて、是非を本年度中に検討し、結論を得る。

2. 知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保

(1) KPI の主な進捗状況

- 《KPI》今後 10 年間 (2023 年まで) で、権利化までの期間を半減させ、 平均 14 月とする。
 - ⇒2015 年度実績は平均 15.0 月
- 《KPI》中小企業の特許出願に占める割合を 2019 年度までに約 15%とする。
 - ⇒2015 年実績は 14%
- 《KPI》2020 年までに中堅・中小企業等の優れた技術・製品の標準化を 100 件実現する。
 - ⇒2016年末実績は、5件

(2) 新たに講ずべき具体的施策

第4次産業革命の進展に伴い、多様な主体間でデータが流通し、相互のつながりが急拡大している。他方、データの流通と利用の拡大は、データやその分析技術の価値を高めるとともに利害関係を複雑化させており、現行の知財システムが十分に対応できていないとの懸念がある。データ流通基盤が未整備で、不正利用された場合や紛争が生じた場合の対応に関する懸念等が大きいと、データや AI の利活用は進まない。したがって、データや AI の徹底的な利活用による Society 5.0 時代の経済成長を実現するためには、データの利用に伴う利害関係を適切に調整する知財システムを構築する必要がある。また、中小・ベンチャー企業を含む多数の関係者による協働も念頭に、知的財産権としての権利化、営業秘密としての秘匿化、標準化戦略の一層の強化の他、データの取得や利活用に関する戦略も含め、複合的なオープン・クローズ戦略の浸透を図ることが重要である。こうした状況を踏まえ、知財・標準化戦略を「知的財産推進計画 2017」(平成29年5月16日知的財産戦略本部決定)に基づき推進することが必要である。

i) 第4次産業革命に対応した知財・標準化戦略

・データ・AI の利活用やイノベーションへの投資が促進されるよう、ビッグデータを活用した新規ビジネスの進展を視野に入れた著作権法の柔軟な権利制限規定を整備し、対応するガイドラインや契約環境の

整備を進める。また、データの不正な取得・使用・提供の禁止、知財の利害関係を調整する裁判外紛争解決手続(ADR)制度の創設、知財訴訟の証拠収集手続の強化、知財と標準に関わる弁理士の役割等に関し、次期通常国会での法案提出を含め、必要な措置を講ずる。さらに、データの利用権限に関する契約ガイドライン等の整備やデータ流通基盤構築の支援、IoT 関連発明等に適切に対応する審査体制の整備・強化、AI の生成過程・生成物に関する知財制度上の整理等を進める。

・国際標準を通じた市場優位性を確保するため、民間の国際標準化活動やルール形成への支援を拡充するとともに、国際標準獲得に向けた司令塔機能(政府 CSO (Chief Standardization Officer))を含め、官民における戦略的・有機的な標準化の連携の在り方について検討する。あわせて、官民連携の下、自動走行、スマート工場、IoT 等の重要分野の国際標準における優位性を確保するとともに、国際標準と各省規制との連携強化、政府調達基準への国際標準の積極的活用、次期通常国会における工業標準化法の改正を目指した検討等を通じて、官民を挙げて国際標準化に戦略的に取り組む。

ii)知財・標準化人材の育成

・「知財創造教育推進コンソーシアム」を起点とした教材開発や全国の学習支援体制の構築を促進する。また、「標準化人材を育成する3つのアクションプラン」(平成29年1月31日標準化官民戦略会議標準化人材育成WG策定)等に基づき、産官学で標準化人材育成を強化する。

iii)地域の中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化

・「地域知財活性化行動計画」(平成28年9月26日特許庁公表)に基づく各種支援、新市場創造型標準化制度・標準化活用支援パートナーシップ制度の活用推進、地域拠点特許推進プログラムを含む出張面接審査等を通じて、中堅・中小企業における知財・標準化戦略の強化を促進する。

iv)公正な競争環境の確保

・デジタル市場における公正かつ自由な競争環境を確保し、イノベーションを促進する観点から、同市場の取引実態等を把握する。また、市場支配力を有する事業者が公正かつ自由な競争をゆがめていないか

を経済環境や市場の変化を踏まえて検証し、独占禁止法に違反する事実が認められた場合には、これに対して厳正・的確な法執行を行う。 さらに、法執行の実効性をより高め、違反行為を抑止するため、課徴金制度の見直しについて検討を進め、次期通常国会を含め、独占禁止法改正法案の提出を視野に、必要な措置を講ずる。

3. 人材の育成・活用力の強化

(1) KPI の主な進捗状況

- 《KPI》2022 年までに大学・専門学校等の社会人受講者数を 100 万人 とする。
 - ⇒2015年:約49万人(※今回、新たに設定する KPI)
- 《KPI》2022 年までに専門実践教育訓練給付の対象講座数を 5,000 と する。
 - ⇒2017年: 2,417講座(※今回、新たに設定するKPI)
- 《KPI》授業中に IT を活用して指導することができる教員の割合について、2020 年までに 100%を目指す。
 - ⇒2015年度:73.5%(※2014年度:71.4%)
- 《KPI》無線 LAN の普通教室への整備を 2020 年度までに 100%を目指す。
 - ⇒2015年度:29.8%(※2014年度:27.2%)
- 《KPI》2020 年末までに 10,000 人の高度外国人材の認定を目指す。 さらに 2022 年末までに 20,000 人の高度外国人材の認定を目 指す。
 - ⇒ポイント制の導入(2012年5月)から2016年12月までに高度外国人材と認定された外国人数は6,669人

(2)新たに講ずべき具体的施策

日本経済は、所得・雇用環境が改善する中にあって、潜在成長力の伸び悩み、デフレマインドの継続や将来不安からの消費の伸び悩み、中間層の活力低下といった課題を抱えている。

第4次産業革命の進展により、付加価値を生み出す競争力の源泉が、「モノ」や「カネ」から「ヒト(人材)」・「データ」に移っていく。人材への投資によって働き手一人一人の能力・スキルを産業構造の変化に合わせ、生産性を向上させていくことが重要となる。

AI・IoT の利活用、イノベーションの創出を通じて、ユーザーの多様なニーズに応えるサービス等が創出され、豊かな成長や健康長寿が実現し、年齢・性別等に関わりなく国民一人一人が多様な形で社会とつながり、能力・所得を高めることができる生涯現役社会、超スマート社会

(Society 5.0) という、将来の在るべき姿に向けた取組を、構造改革の好機として捉え、人的資本の質を高め、潜在成長力を引き上げていく必要がある。

こうした課題解決のカギは、「人材への投資を通じて経済社会の生産 性を上げること」であり、包括的に政策を推進していくべきである。

あらゆる産業でITとの組合せが進行する中で我が国の国際競争力を 強化し、持続的な経済成長を実現させるためには、ITを駆使しながら 創造性や付加価値を発揮し、日本が持つ強みを更に伸ばす人材の育成 が急務であり、「IT力強化集中緊急プラン」を策定し、次の考え方に基 づき教育・人材育成を抜本的に拡充することが必要である。

- ①人生100年時代に対応した、「社会人の生涯学び直し」も含めた教育・人材育成システムの再構築
- ②学び・働く「個人」に光を当てた支援
- ③第4次産業革命時代の競争の決め手となる「IT力」への重点化
- ④産業界の今後のニーズに合致した実践的な能力・スキルを養成するために、全体感をもって産官学の取組を統合

さらに、教育・人材育成の抜本拡充を効果的なものとするためには、働く一人一人の活力と主体性を引き出し、企業の生産性向上と新しい価値創出力強化に結び付けるための働き方の実現が不可欠である。働き手の能力を有効に発揮させるため、職務や能力等の内容の明確化とそれに基づく公正な評価を推進し、それに則った賃金制度など処遇体系全体を可能な限り速やかに構築していくことが望まれる。

外国人についても、起業家や高度外国人材の更なる受入れ拡大に向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労・起業を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図る。

また、第4次産業革命の進展により産業構造が急速に変化していく中で、企業も個人も柔軟かつ迅速に対応していくことが必要であり、生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革を進めていく。

以下、今後2~3年を視野に喫緊に取り組むべき内容を掲げていく。

i) 個々の働き手の能力・スキルを向上させる人材育成・人材投資の抜本 拡充

- ① IT 人材需給を把握する仕組みの構築、第4次産業革命に対応した IT スキル標準の改定
 - ・セキュリティ、データサイエンティスト、AI・IoT 等の先端 IT 分野等、今後、第4次産業革命下で求められる人材の必要性・喫緊性を明確化するため、経済産業省、厚生労働省、文部科学省等が連携して IT 人材需給を把握する仕組みを早期に構築する。
 - ・IT 人材に求められる能力・スキルを明確化するため、人材需給の見通しを踏まえつつ、情報サービスの提供に必要な実務能力を明確化・体系化した指標(IT スキル標準)を全面的に改定し、IT スキルとして主流となりつつある新たな開発手法や、新技術に対応できる IT 人材に焦点を当てた新たなスキル標準を本年度中に策定する。

② 実践的な能力・スキルを養成するための産官学連携したシステム の構築

教育機関において実践的なIT・データ等に係る能力・スキルや課題設定力の育成を図る教育を実施するため、インターンシップを積極的に活用するとともに、企業が現場で直面している実際の課題や現場の実データを用いたPBL(Project Based Learning:課題解決型学習)の手法などによる産学が連携した実践的な教育やそれらを用いたコンテスト形式の人材育成の取組を推進する。このため、産業界のニーズを継続的に把握しつつ、産業界の代表との実務レベルでの情報共有等を行うことを目的とした大学関係者による大学協議体の本年度早々の創設と産学協働による教育プログラムの構築・実施、専修学校による地域産業中核的人材養成事業等による産学連携の取組を進めるとともに、これらの取組を横断的に機能させるために、産業界と教育界による「官民コンソーシアム」について検討し、本年度中を目途に設立し取組を開始する。

③ 大学等の高等教育機関が「IT・データスキル」育成の重要なプレーヤーとなるための制度改正・政策支援

・新たな産業の創出など、AI・IoT・ビッグデータ等の産業構造改革を促す情報技術等を基盤とした人材育成に必要な工学教育システム改革について、学科ごとの縦割り構造の抜本的見直し、学士・修士の6年

- 一貫制など教育年限の柔軟化、主たる専門に加えた副専門分野の習得など、具体的な制度改正等の在り方について本年度中を目途に検討しつつ来年度から順次実施し、2019年度からの本格実施を目指す。
- ・文系理系を問わず専門分野を超えた全学的な数理・データサイエンス 教育及び情報技術教育を実施するセンターの整備、大学・高等専門学 校等の高等教育機関における情報セキュリティ等の情報技術人材育 成を推進する。
- ・これらの取組を進めるため、産業界との連携の下、産業界からの教員 やサポートスタッフの派遣の推進、教育プログラムの協働開発などの 取組を実施する。
- ・「実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関」におけるカリキュラム 策定等において、産業界のニーズを適切に反映できる仕組みを本年中 に構築する。
- ・専門職大学院の特色や強みをいかすため、他の課程の専任教員を兼務 可能とする制度改正等について議論し、本年秋を目途に必要な見直し を行う。既存の経営系大学院から専門職大学院への移行促進や、産業 界との連携による教育プログラムの共同開発等により、企業等の高度 な専門性を有するグローバル経営人材や地方の産業等を担う経営人 材の養成機能の充実強化を図る。
- ・高等専門学校について、理工系大学等と共同で教育課程の編成を可能 とするなど教育の高度化を図るとともに、教員や学生の海外派遣等に よる国際化や教育システムの海外展開を一体的に推進する。

④ 「社会人の生涯学び直し」における「IT・データスキル」等育成の 抜本拡充

- ・民間事業者が社会人向けに提供する IT・データ分野を中心とした高度 なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次 産業革命スキル習得講座認定制度(仮称)」を本年度中に創設する。こ れを専門実践教育訓練給付の対象とすることを検討する。
- ・企業の生産性向上に資する IT 人材の育成のため、各企業のニーズに 応じた在職者訓練のコーディネートなど総合的な事業主支援等を実 施する。
- ・年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的な IT・ データスキルを身に付けることは重要である。 意欲のある社会人の

「学び直し」を充実するため、個人に対する支援策を講じる。

⑤ 産業界をリードする IT 等トップ人材・専門人材の創出

- ・未踏 IT 人材発掘・育成事業で培われたコミュニティ等を活用して、豊富なネットワークを持つプロジェクトマネージャーのマンツーマン指導による事業化・起業支援の人材育成プログラムを創設する。このような取組により、チャレンジ精神溢れ将来の起業へとつながる人材を年間 100 名輩出することを目指す。
- ・破壊的イノベーションを創出する技術課題を公募し、研究開発を支援 する「異能 vation」プログラムを進める。
- ・「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」(平成29年4月18日 サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、重要インフラ・産業 基盤等の中核人材育成、官公庁及び重要インフラ事業者等を対象とし た実践的演習、若年層の発掘・育成等の各種人材育成施策を、各施策 間の連携強化を図りつつ推進する。
- ・IoT を支えるネットワークの運用・管理人材の育成について、本年内に、ソフトウェア・仮想化技術等を活用したネットワークの運用・管理に必要なスキルを明確化するとともに、スキルを身に付けるための実習・訓練、スキルの認定を一貫して行う体制を立ち上げ、実習・訓練を開始する。

⑥ 初等中等教育におけるプログラミング教育等の IT・データ教育の 実装

「未来の学びコンソーシアム」と連携し、2020 年度の新学習指導要領の全面実施を待つことなく、現場のニーズに応じた楽しみながら学べるデジタル教材の開発と学校現場での活用・評価、活用結果を踏まえた教材の更なる改善及び指導事例の蓄積に向けた産業界と教育現場が連携した取組を今年度秋から開始し、来年度から本格展開する。あわせて、新学習指導要領の全面実施に向けて、民間等と連携・協働した学校におけるプログラミング教育等の指導の支援体制の構築や教員の研修機会の確保の観点から、教育現場への民間等の外部人材の派遣支援等に取り組む。また、学校でのプログラミング教育を通じてITへの興味・関心を高めた児童生徒等に対し、地域において発展的・継続的に学べる環境づくりに資するガイドラインを策定する。さらに、2020 年度までに普通教

室における無線 LAN 整備率及び超高速インターネット接続率を 100%に引き上げることなどを目指し、学校における IT 環境整備を加速化させる観点から、学校現場で導入すべき IT 関連機器等の整備方針を優良な先進導入事例を参照しつつ本年中に策定するとともに、各自治体の導入状況をフォローアップしていく。また、EdTech やクラウド技術等を活用した民間による IT 教育サービスの振興により、教育課程内外で用いられる教育ツール・教材等の充実を支援する。

ii) 生産性・イノベーションカの向上につながる働き方の促進

① 多様で柔軟な働き方の実現

- ・長時間労働を是正し、働く方の健康を確保しつつ、創造性の高い仕事で自律的に働く個人が、意欲と能力を最大限に発揮し自己実現をすることを支援するため、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量労働制の見直し等を内容とする労働基準法の改正法案について、国会での早期成立を図る。
- ・長時間労働を是正するため、いわゆる 36 協定でも超えることができない、罰則付きの時間外労働の限度を具体的に定める労働基準法改正 法案を国会に提出する。
- ・仕事ぶりや能力が適正に評価され、意欲を持って働けるよう、同一企業・団体におけるいわゆる正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差の解消を目指す同一労働同一賃金を導入するため、パートタイム労働法、労働契約法及び労働者派遣法の改正法案を国会に提出する。
- ・労働者の健康確保に留意しつつ、副業・兼業を原則として認める方向で副業・兼業の普及促進を図る。
- ・働く方の健康確保のため、産業医・産業保健機能の強化を図る。このため、必要な法令・制度の改正を行う。
- ・柔軟な働き方が普及する中で、最新の技術を活用した健康管理手法等 について、好事例の収集、開発・普及支援等を行っていく。また、将 来的な導入も視野に入れ、新たな労務管理指標等を検討する。
- ・子育て・介護と仕事の両立や地方への人や仕事の流れの創出等、多様な人材の能力発揮を可能とするテレワークについて、長時間労働を招くことがないよう留意しつつ、その普及に向けて、ガイドラインの改定を行うとともに、関係府省が連携して国民運動等を展開する。

・「雇用関係によらない働き方」について、良好な就業形態となるよう、 実態を把握した上で、働き手が自律したキャリア・スキル形成を行う ことを可能とする支援策を検討・実施するほか、保護の在り方に関す る検討等を行う。こうした取組を通じて、企業・組織に属さない働き 方を選択肢の一つとして確立させる。

② 賃金引上げと労働生産性向上

過去最高水準の企業収益を継続的に賃上げにつなげて労働分配率を上昇させることにより総雇用者所得を増加させていくとともに、最低賃金について年率3%程度を目途として、名目 GDP の成長率にも配慮しつつ引き上げ、全国加重平均が1,000 円となることを目指す。賃上げしやすい環境の整備に向けて、中小企業等経営強化法による生産性向上支援や下請等中小企業の取引条件の改善等を図るとともに、金融機関と連携しながら企業の労働生産性の向上に資する設備投資を促進するなど賃金・生産性の向上に向けた支援を行う。賃金引上げに必要な経営力や収益を高めるため、セミナーや個別相談等の支援の枠組みを設け、飲食業等の生活衛生関係営業において先行し、他の業種へ拡大を図る。

③ 経営戦略としてのダイバーシティの実現

中長期的な企業価値向上につながるダイバーシティ経営の実践を促すため、昨年度策定した「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」(平成 29 年 3 月 ダイバーシティ 2.0 検討会取りまとめ)も踏まえ、継続的なダイバーシティ経営の取組で成果を生んでいる企業を表彰する新たな仕組みを導入する。

④ 女性活躍の更なる促進

「子育て安心プラン」に基づき、安定的な財源を確保しつつ、待機児童解消等の取組を推進する。これらを含め、女性活躍の更なる推進に向けて、「女性活躍加速のための重点方針 2017」(平成 29 年 6 月 6 日すべての女性が輝く社会づくり本部決定)に基づき、女性活躍情報の「見える化」徹底による労働市場・資本市場における活用の促進、女性活躍に資する働き方、男性の暮らし方・意識の変革、女性に対する暴力の根絶、待機児童解消のための取組等、必要な施策を推進する。なお、若い世代や子育て世帯に光を当てていく中で、個人所得課税の改革について、そ

の税制全体における位置付けや負担構造の在るべき姿について検討し、 丁寧に進めていく。

⑤ 若者や就職氷河期世代の活躍支援

学生等に対する早期からの職業意識形成の支援や業界・企業研究がし やすい環境整備等を行うとともに、就職氷河期世代を含む若者等が活躍 できるよう総合的な支援を行う。

⑥ 障害者等の就労促進

- ・来年4月の法定雇用率の引上げや障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の充実、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力をいかした就労支援の取組を進める。また、最新技術を活用した補装具等の普及を図るとともに、農福連携による障害者の就労支援を推進する。
- ・がんなどの病気を抱える方が治療状況に合わせた働き方ができるよう、経営トップ等の意識改革や治療と仕事の両立に向けたトライアングル型のサポート体制の構築等の取組を進める。

iii) 生産性・成長性の高い産業への「人の流れ」を実現する労働市場改革

① 労働市場における「見える化」の促進

転職・再就職の拡大に向けて、職業情報に関して総合的に提供するサイト (日本版 0-NET) や女性や若者が働きやすい企業の職場情報をワンストップで閲覧できるサイトの創設、技能検定やジョブ・カードの活用促進等により、職業能力・職場情報の「見える化」を促進する。また、高い付加価値を生み出すものづくり分野等の熟練技能者が評価されるよう、高度な技能を「見える化」するための取組を進める。

② 中高年・高齢者の就業・転職促進

年齢に関わりない転職者の受入れ促進のための指針の策定、ハローワークの専門窓口による高齢者への再就職支援の強化や、副業・兼業などの緩やかな労働移動環境の整備等の取組により、中高年・高齢者の就業・転職の促進を図る。また、中高年者が培った経験等を最大限活用し活躍できる環境整備のため、働き手へのキャリア教育の充実、送り出し側でのキャリア面談の徹底、受け手側での外部人材の活躍推進のためのノウ

ハウの獲得、労働市場における求職・求人情報の共有等のトータルパッケージでの対策を講じていく。

③ 予見可能性の高い紛争解決システムの構築等

解雇無効時における金銭救済制度を含む予見可能性の高い労働紛争 解決システム等の在り方については、「「日本再興戦略」改訂 2015」(平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)等に基づき設置した「透明かつ公正な労働 紛争解決システム等の在り方に関する検討会」の検討結果を踏まえ、労 働政策審議会の審議を経て、所要の制度的措置を講ずる。

iv) 外国人材の活用

第4次産業革命の下での熾烈なグローバル競争に打ち勝つためには、 高度な知識・技能を有する研究者・技術者をはじめ、情報技術の進化・ 深化に伴い幅広い産業で需要が高まる優秀な外国人材について、より積 極的な受入れを図り、イノベーションを加速し、我が国経済全体の生産 性を向上させることが重要である。

このため、国際的な人材獲得競争が激化する中、起業家や高度外国人材の更なる受入れ拡大に向けた前向きなメッセージを積極的に発信するとともに、自国外での就労・起業を目指す高度外国人材にとって我が国の生活環境や本邦企業の賃金・雇用人事体系、入国・在留管理制度等が魅力的なものとなるよう、更なる改善を図り、これらの人材が長期にわたり我が国で活躍できる戦略的な仕組みを構築する。

① 高度外国人材の更なる呼び込み

第4次産業革命の推進や、イノベーション創出のためには、多様な知見を有する高度外国人材の積極的な受入れが不可欠である。このため、高度外国人材の永住許可申請に要する在留期間を現行の5年から最短1年に短縮する世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設、高度人材ポイント制をより活用しやすいものとする観点からの要件見直し、高額投資家、IoT・再生医療等の成長分野で我が国への貢献が大きい外国人材の「「我が国への貢献」に関するガイドライン」への追加等に取り組んできたところ、我が国の高度外国人材に対する入管制度は国際的にも「極めてオープン」となってきている。起業家や高度外国人材の更なる呼び込みに向け、「Open for Professionals」のスローガンの

下、高度外国人材の在留資格認定申請を原則 10 業務日以内に審査する「高度外国人材ビザ・ファストトラック」、外国人研究者・技術者等が、出張で来日する際の在留資格の取得に当たって、在留資格に係る「本邦の公私の機関との契約」の解釈などの周知を含む我が国の入管制度や、外国人の生活環境や就労環境の改善状況について、ハイレベルを含め、在外公館・日本貿易振興機構(JETRO)等と連携しながら国内外に向け積極的な広報活動を行う。また、特に企業のイノベーションに結びつく高度 IT 人材を積極的に確保するため、海外現地において日本の求人情報等を活用したマッチング支援の在り方の検討に着手する。

② 生活環境の改善

必要とする全ての外国人子弟(小・中学生)に日本語と教科の統合指導(JSL(Japanese as a Second Language)カリキュラム)を可能な限り早期に提供するとともに、生活者としての外国人のための日本語教育の充実を加速させる。また、医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を 2020 年までに 100 か所で整備する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。これらの基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指すとともに、外国語対応が可能な拠点等に関する分かりやすい情報発信を行う。

③ 就労環境の改善

外国人材の活用を含むダイバーシティ経営の実践を促すため、「ダイバーシティ 2.0 行動ガイドライン」も踏まえ、先進的な企業の表彰等を通じ、外国人の活用に積極的な企業の結集を目指し、普及啓発活動を実施する。こうした取組等を通じ、我が国企業に対して、外国人登用に関する全体戦略の構築や、外国人を含めた全社的な人材マネジメント・職務内容の明確化・公正な評価の仕組み、英語でも活躍できる環境等の導入をはじめとした高度外国人材を積極的に受け入れるための就労環境整備を促していく。

④ 外国人留学生の就職支援

ODA 等を活用したアジアにおける高度外国人材育成・環流事業である

「イノベーティブ・アジア」事業により、本年度から 2021 年度までの 5年間でアジアのトップレベル大学等の 1,000 人の優秀な人材に対し、本邦の大学院、研究機関等における理工学等科学分野の研究のための留学や日本国内の企業等でのインターンシップの機会を提供することを目指す。また、外国人留学生の日本国内での就職率を向上させるため、本年度から、外国人留学生を対象に、日本語教育、キャリア教育、中長期インターンシップ等を含む「留学生就職促進プログラム」を国内の 12大学において実施するとともに、専修学校においても専修学校グローバル化対応推進支援事業を通じ国内企業への就職支援を行う。あわせて、外国人留学生や海外学生の採用を検討している企業等に対しては、外国人雇用サービスセンター等において、雇用管理に関する相談支援やサマージョブ等に係る支援を実施し、外国人留学生等の就職を促進していく。

⑤ グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進

小売業において、当該事業所管大臣の関与の下、企業グループ内での 短期間転勤、技術等の修得を行うことを可能とするため、「製造業外国従 業員受入事業」の仕組みを参考とした制度について、本年度内の開始に 向けて具体的な制度設計を行う。また、製造業、小売業以外の我が国経 済の成長に資する分野についても、当該仕組みを参考とした制度構築の 可能性及び必要性について、引き続き検討を行う。

⑥ 建設及び造船分野における外国人材の活用

外国人建設就労者受入事業は 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備等による当面の一時的な建設需要の増大に対応するため、緊急かつ時限的措置 (2020 年度で終了) として、即戦力となり得る外国人材の活用促進を図っている。現行制度では、関連工事が引き続き行われることが見込まれる来年度以降に入国して外国人建設就労者となる者が減少する恐れがあり、大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施工体制の更なる充実のため運用を見直す。また、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業についても同様の制度を実施してきており、造船分野においても同様に運用を見直す。

⑦ 在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化 外国人材の受入れを一層進めるに当たって、平成 30 年度からオンラ イン化を含めた新しい在留資格手続を開始するべく、所要の準備を進める等し、在留資格審査の大幅な円滑化及び迅速化を実現する。

そのため、在留管理基盤の強化に向けて、行政手続簡素化の原則も踏まえ、各種識別番号の活用の在り方など、外国人の就労状況を正確かつ 迅速に把握するための方策を検討する。

⑧ 外国人材受入れの在り方検討

経済・社会基盤の持続可能性を確保していくため、真に必要な分野に着目しつつ、外国人材受入れの在り方について、総合的かつ具体的な検討を進める。このため、移民政策と誤解されないような仕組みや国民的なコンセンサス形成の在り方などを含めた必要な事項の調査・検討を政府横断的に進めていく。

4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2025 年までに企業から大学、国立研究開発法人等への投資を 3 倍増とすることを目指す。

⇒2015年:1,209億円

《KPI》2020 年度までに、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比を 4 % 以上とする。

⇒2015年度:3.56%

《KPI》ベンチャー企業への VC 投資額の対名目 GDP 比を 2022 年までに倍増することを目指す。

⇒2013年~2015年の3か年平均:0.029%

(2) 新たに講ずべき具体的施策

資本集約型経済から知識集約型経済に変化する中、知と人材の拠点である大学・国立研究開発法人が持てる力を最大限発揮し、産学官で我が国の在るべき将来像を共創する中核としての役割がより高まっている。

これまでの大学改革や国立研究開発法人の改革により、イノベーションナショナルシステム構築が行われた。今後はイノベーションの果実が次に投資される好循環によりイノベーション・ベンチャーのエコシステムを構築することが必要である。

このため、研究開発投資の目標については、官民合わせた研究開発投資を対 GDP 比の4%以上とすることを目標とするとともに、政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比の1%にすることを目指すこととする。期間中の GDP の名目成長率を「中長期の経済財政に関する試算」の経済再生ケースに基づくものとして試算した場合、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)期間中に必要となる政府研究開発投資の総額の規模は約26兆円となる。また、2025年までに大学・研究開発法人等に対する企業の投資額を2014年の水準の3倍とすることを目指す。このため、大学等の有する優れた基礎研究力の強化・活用、我が国が強い分野への資源の集中と大学等における産学官連携体制の抜本的な強化、ベンチャーの自発的・連続的創出、AI等の新たな技術を社会に取り入れるこ

と、「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」(平成28年12月21日経済社会・科学技術イノベーション活性化委員会策定)を推進する。これに向けて、以下の取組を行う。

i) 大学のインセンティブ設計の抜本的強化

- ・大学のイノベーション力強化には、産学連携も含む大学の取組を評価しその結果を「見える化」しながら、投資を呼び込み自己収入を獲得する経営への転換の一層の促進、独自経営に活用できる多様な資源の獲得を加速し、大学がその資金を再投資して教育研究活動が充実し、更なるイノベーションが生まれる好循環の仕組みを構築することが重要である。このため来年度から本格実施することとしている、各大学が設定した定量的な KPI を基準として取組実績を評価し、結果を国立大学法人運営費交付金の重点配分に反映するルールに関し、大学の積極的な取組に対して投資が集まるよう評価結果の周知を強化する。あわせて、共同研究に取り組む教職員が処遇及び環境で適切に評価・支援される人事制度改革などの大学の取組に対する評価等を通じて良い取組を周知し、先進的取組を促進する。
- ・産学官連携の国の施策についても大学への投資の呼び込みを促すため、 課題選定時の審査要件に産業界の投資誘発効果を、採択先選定の評価 項目には「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」(平 成28年11月30日イノベーション促進産学官対話会議策定)の対応 状況を本年度より追加する。
- ・また、本年度から全国の大学の産学官連携の取組を比較評価できるデータを整備して毎年公開し、産業界が本データに基づき各大学の取組を評価し、共同研究の連携相手として有望な大学を選べるようにする。
- ・本格的な産学官連携体制の実施等を要件とする指定国立大学法人制度 を本年度開始する。また、企業等と連携し学際領域や我が国が強い分 野の最先端教育を提供する卓越大学院プログラム(仮称)については、 来年度の本格実施を目指し、本年度中に各大学の構想の具体化を加速 させるとともに、審査等の具体案をまとめる。

ii) 我が国が強い分野への重点投資

・「Society 5.0の推進と政府研究開発投資目標の達成に向けて」(平成 29年4月21日総合科学技術・イノベーション会議決定)に基づき、

政府研究開発投資について、「経済・財政再生計画」との整合性を確保しつつ、対 GDP 比 1 %にすることを目指すこととする。また「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」による民間研究開発投資の誘発等によって、民間企業の研究開発投資を対 GDP 比 3 %にすることを目指すことにより、官民合わせた研究開発投資の対 GDP 比 4 %以上とすることを目標とする。

- ・「科学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」において、来年度に創設することとされた「科学技術イノベーション官民投資拡大推進費(仮称)」により、民間の研究開発投資誘発効果の高いターゲット領域への各府省施策の誘導等を行う。
- ・世界のCenter of Excellence を目指し、組織の長のトップマネジメントの下、内外のトップ研究者を結集し、世界トップレベルの大学・研究開発法人の研究拠点がベンチャーを含む産業界と連携してイノベーションを生み出せるよう、来年度中に少数の拠点に絞りリソースを集中投下する。加えて、現在の取組の検証の上、将来的に世界トップを狙える分野の拠点整備について検討する。
- ・AI 開発やビッグデータ処理を加速するためのスーパーコンピュータ を含む国際的に優位な学術情報通信基盤の強化に向けて検討すると ともに、大学と併せ共同研究する企業等も活用できるようにする。
- ・AI に関する司令塔機能を強化しつつ、「人工知能の研究開発目標と産業化のロードマップ」(平成 29 年 3 月 31 日人工知能技術戦略会議取りまとめ)に基づき産学官で連携し、生産性、健康/医療・介護、空間の移動の各分野について社会への取り込みを目指し本年度中にオープンイノベーションによる研究開発プロジェクトに着手する。また、AI 学習効率の向上、自然言語処理、ディープラーニング翻訳、超高効率 AI 処理に資する半導体及び革新的センサー等の基盤技術開発及びその組込みシステムへの適用を加速する。
- ・AI の開発や社会に取り入れることを促す観点から、国内外の民間等の議論を踏まえ、開発者が留意すべき基本的な原則について、関係行政機関が連携しつつ、人工知能技術戦略会議において、開発者等と対話しながら国際的な議論に積極的に貢献する。

iii)大学等の投資受入れ・自己資金獲得促進

・経営トップ配下の強力な権限で、優れた研究者を部局を超え組織化し、

事業化・知財等の専門人材により産学官連携を集中管理する新体制を 来年度中に構築するとともに、地方大学支援のため来年度中の全国 5 か所での優れた技術移転機関の契約・事業化ノウハウの横展開につい て検討する。

- ・大学保有資産の魅力向上・一層の有効活用に向け、施設の戦略的なリノベーションを行う。また、土地等の保有資産の新しい活用モデルを全国の大学で広めるため、時代にそぐわない制度の見直し方針を本年度中に策定するとともに、大学等への土地、株式の寄附を活発化するため、受入れ実態の把握等の結果を受けて、本年度中に具体的な方策や制度の在り方について検討する。
- ・本年度早期に、大学等がベンチャーを支援する場合、コンサル料・施設利用料としても新株予約権を取得可能とし、新株予約権を行使して取得した株式も、当該株式公開後、一定の期間、保有することを許容する。

iv) 産学官のリソースを最大限活用した研究開発の促進

- ・科学技術イノベーション政策の効果を評価・分析するデータを体系的 に整備し、客観的根拠に基づく政策の PDCA サイクルを確立する。
- ・運営費交付金などの基盤的経費の確保を図りつつ、競争的資金をはじめとする公募型研究資金の更なる拡充を目指すとともに、間接経費に関する考え方や、研究費不正に係る応募資格制限の考え方等について、関係府省間で統一的な運用を図り、より効果的・効率的な予算執行を実現する。また、公募型の補助事業等と大学・国立研究開発法人の改革における取組の連携を促進する。
- ・科学研究費助成事業の安定確保・充実強化のため、「科研費改革の実施方針」(平成29年1月27日文部科学省改定)に基づき、「科研費審査システム改革2018」や「科研費若手支援プラン」の実施等を通じた改革を本年度から進める。
- ・優秀な人材が研究者を目指すよう、卓越研究員事業の推進等により若手研究者の安定・自立した研究環境を確保する。また大学等における優れた人材育成・人事システム改革を加速する方策を来年度中に構築する。
- ・官民協同した研究課題コンペティションやアワード型制度など、民間 の研究開発投資を呼び込む新しい研究支援手法について検討、本年度

中に結論を得る。

- ・基礎研究とその成果を活用した概念実証の支援や、将来にわたり継続 的に民間投資を誘発するための方策について来年度から改革を実施 する。
- ・産官でマッチング事業等を担う人材が事業や組織を超えて自在に連携 できる自律的コミュニティを確立する協議会を本年度から立ち上げ る。
- ・産学官連携を支える先端的な放射光施設等の研究施設・設備の共用ネットワークを推進・構築するとともに、来年度末までに研究組織内共用システムを 70 組織を目指して展開する。また、産学官が利用できる物質・材料開発等の研究開発に資するデータベース及び解析ツール等の構築・利活用に向けて、本年度からデータ収集や解析手法の開発等を進める。
- ・地域大学等の特色ある技術を核に事業をプロデュースするチームを創設、知財戦略の強化や最適な技術移転を促進し、地域におけるイノベーションエコシステムの形成を図る。

v)世界に打ち勝つイノベーターの育成・呼び込み

- ・産学官で連携しシリコンバレーやアジアなど学生も含めた海外派遣の 拡充、起業関係者とのネットワーク形成等を通じ、大学生や独創的な アイデアを持つ未踏 IT 人材等の起業の一貫した支援を来年度中に開 始する。また、独創的な ICT 技術課題を発掘する「異能 vation」プロ グラムを進める。
- ・デジタルサイエンス分野において、若手研究者の日米相互受入れ等を 図るコンソーシアムを本年度中に形成する。
- ・「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある外国人の生活環境、就労環境、極めてオープンとなってきている高度外国人材に係る入管制度等について、在外公館・日本貿易振興機構(JETRO)等と連携しながら積極的に対外発信を行い、高度外国人材を更に呼び込む。

vi) ベンチャーの自発的・連続的な創出を加速

・大企業によるベンチャーの M&A などイノベーションを創出するためのファンド機能の強化を検討する。

- ・国立研究開発法人の研究開発成果を一層イノベーション創出につなげていくため、業務・財務の健全性確保等に配慮した上で出資業務の更なる活用の在り方について検討し、本年度中に結論を得る。
- ・企業や投資家の共同研究・投資に資する大学等の研究者や技術シーズのデータベースを本年度中に300社分構築し、国内外に発信する。また、ベンチャーや企業、ベンチャーキャピタル等と共に整理したベンチャーと企業の連携に係る課題解決策の周知、地方公共団体や地域産業界・金融機関等の起業家支援機能の強化のためのメンター派遣等によりベンチャーの成長を支援する。さらに、素材等の研究開発型ベンチャーの技術の早期実用化を支援するため、必要な生産設備を備えた企業とのマッチングを来年度中に実施する。
- ・共同研究における特許を機動的に活用しベンチャー創出等につなげる ため、大学等の単独所有とするモデルを本年度中に構築する。
- ・機関投資家によるベンチャーキャピタルへの出資促進や投資環境の向上を図るため、ファンドの時価評価に係るガイドラインや投資モデル 契約等の知的インフラを整備し、本年度中に実証を開始する。
- ・社会的事業の構築を目指すソーシャルベンチャーの活性化や効果的な 活用の促進に向けた支援等の在り方を検討する。
- ・国の技術ニーズに照らして政府調達における研究開発型中小・ベンチャーの活用を促進する試行的取組を本年度から開始する。また、宇宙・海洋・防災等の基幹技術の研究開発において、ベンチャー等の外部技術を積極的に活用するための技術領域を本年度中に設定する。
- ・法人インフォメーションと連携し、政府の支援策の申請様式の共通化・ オンライン化によるワンストップ申請システムの試行運用を本年度 中に開始するとともに、他の手続への展開も視野に本格運用に向け課 題を整理する。

B. 価値の最大化を後押しする仕組み

1. 規制の「サンドボックス」制度の創設

(1) 新たに講ずべき具体的施策

急速に進展している AI・ビッグデータ・分散台帳技術・自動飛行・ 自動走行をはじめとするイノベーションの成果を大胆に実証する機会 を確保することにより、新たな商品・サービスに関するイノベーション を喚起し我が国経済を活性化する必要がある。

このため、具体的な社会実証を通じてイノベーションを促進する仕組みとして2つのアプローチから成る規制の「サンドボックス」制度を創設する。

第1に、プロジェクト単位の取組として、参加者や期間を限定することにより、「まずやってみる」ことを許容する枠組みを、既存の枠組みにとらわれることのない白地の形で創設する。

第2に、国家戦略特区において、事前規制・手続の抜本的見直し等により実証実験を迅速かつ円滑に実施するための枠組みを創設する。

i) プロジェクト単位の規制の「サンドボックス」制度の創設

- ・イノベーションの成果を新たな付加価値の創出につなげていくためには、試行錯誤のための社会実証を積み重ねることが不可欠である。試行錯誤のための社会実証がなされなければ、必要なデータ等を取得することができず、規制当局に対して「このようにやればうまくいく」という具体的なニーズを十分に証明することができないという悪循環を招来する。こうしたイノベーションは想定外のスピードで進展するため、従来の政策手法では国際的にも大きく立ち遅れ、ガラパゴス化してしまう懸念がある。参加者や期間を限定して、実証内容とリスクを説明した上での参加の同意を前提に、試行錯誤によるビジネスモデルの発展を促す規制の「サンドボックス」制度について、必要な法制上の措置を講じる。
- ・その際、こうした取組の実行に当たり関係省庁との間で、効果的な調整権限を発揮でき、イノベーションの社会実装による成長戦略を政府 横断的に強力に推進する一元的な体制を構築する。
- ・実証を前に進めるための柔軟な対応を行うとともに、実証が上手くい かなかった場合におけるデータも貴重な資産であることも踏まえ、実 証により得られるデータを確保する等、ハンズオン支援を丁寧に行い、

実証の成果をその後のルール整備や政策立案にいかす。

- ・各省庁の担当部門は、規制の執行部門とは異なる部門とし、イノベーションを推進する観点からの推進に責任を有するトップ直轄の部局とする。
- ・年内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、次期通常国会までに関連する法案を提出するなど必要な措置を講ずることとする。

ii) 国家戦略特区における自動走行、小型無人機等の「近未来技術」の実 証を促進する取組

- ・国家戦略特区において、自動走行、小型無人機(ドローン)等の近未 来技術の実証実験を精力的に行うとともに、これらを一層迅速かつ円 滑に実施するため、関連する事前規制・手続を抜本的に見直すための、 規制の「サンドボックス」制度の創設を速やかに実現する。
- ・その際、i)の制度の基本的考え方を踏まえつつ、国家戦略特区において、情報公開や、第三者・専門家による監視、評価、紛争処理システムなどの「事後チェックルール」を整備することにより、現行の法規制に係る事前規制・手続を撤廃ないし必要最小限まで縮減する。
- ・現在国会提出中の国家戦略特別区域法の改正法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。 (後掲5.「国家戦略特区による大胆な規制改革」において詳細記載。)

2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、 日本が先進国3位以内に入る。

⇒2016年10月公表時26位(前年比2位後退)

《KPI》2020年3月までに重点分野の行政手続コスト ¹を 20%以上削減する。

※今回、新たに設定する KPI

(1 「行政手続部会取りまとめ~行政手続コストの削減に向けて~」に沿って、9つの重点分野について削減。事項によっては2022年3月まで。ただし、「国税」、「地方税」については、電子申告義務化の実現を前提として大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定し、「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。以下同様。)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

これまで政府は、政府のポータルサイト e-Gov を整備するとともに、個別の規制改革、行政手続の簡素化を積み重ねてきた。「日本再興戦略2016」を踏まえ、外国企業目線で、「規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」(平成29年4月24日対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループ決定)をまとめ、法人設立時の出資金払込等の手続の改善等、必要な措置を講じた。国内企業目線で、「技術革新に合わせた行政手続の革新」、「行政手続の重複排除」という観点から、スマート保安などの先行的な取組を未来投資会議構造改革徹底推進会合において決定し、着手した。また、更に事業者の負担を抜本的に改善するために、「行政手続部会取りまとめ~行政手続コストの削減に向けて~」に沿って、2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指すという大きな一歩を踏み出した。

今後は、規制等の趣旨を十分に尊重しつつも、行政目線の「行政手続」 から事業者目線の「公共サービス」に発想を大きく転換し、最新の IT 技術と法人番号、マイナンバーなどの新たな制度を最大限活用しなが らあらゆる手続を見直して、省庁横断的に利用者の利便性の向上に取 り組むことが不可欠である。

具体的には、諸外国の状況も踏まえつつ、単に現行手続をオンライン

手続に置き換えるのではなく、あらゆる領域において、同じ目的又は同じ内容の申請・届出等の書式・様式を共通化するとともに、政府内の情報共有により一度提出した情報は二度と求めないこと(ワンスオンリー)を横串原則とする見直しを実施する。さらに、複数の機関に対する同様の書類の手続が求められる法人設立、社会保険料納付等においては電子手続の一元化(ワンストップ化)を図る。また、税務手続においては、電子申告等における国・地方間の情報連携を徹底する。ビッグデータやAIといった技術革新に合わせて行政手続をも革新させ、事業者側及び行政側双方にとって効率的・効果的な制度・手続を構築する。さらに、我が国の事業環境改善に必要な課題や解決のための手法について、諸外国でできていることがなぜ日本でできないのか、という観点から、不断に検討する。事業者目線での規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進を通じ「世界で一番企業が活動しやすい国」を実現する。

i) 政府横断での行政手続コスト削減の徹底

- ・「行政手続部会取りまとめ」に沿って、各省庁は事業者目線で2020年3月までに事業者の行政手続コストの20%以上の削減を目指す。ただし、「国税」、「地方税」については、電子申告義務化の実現を前提として大法人の電子申告利用率100%等、別途の数値目標を設定し、「調査・統計に対する協力」については、統計改革の基本方針等を踏まえて対応する。各省庁は本年6月末までに基本計画を策定し、可能な事項は速やかに着手する。来年3月までに規制改革推進会議行政手続部会の見解及び基本計画策定後の取組状況を踏まえ、基本計画を改定する。なお、進捗状況については、規制改革推進会議行政手続部会がフォローアップを行う。
- ・各省庁は、「デジタル・ガバメント推進方針」(平成29年5月30日IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)及びこれに基づき本年中に策定する政府横断的な実行計画を踏まえ、来年上半期を目途に、行政手続のオンライン化を含めた中長期的な電子行政推進の計画を策定する。その際、規制改革推進会議行政手続部会が定める重点分野等を踏まえる。あわせて、各府省システムと法人インフォメーションとの連携による政府機関間の情報共有など、横断的課題への対応の方向性を示す。
- ・国民や事業者のニーズが高く、早期の効果発現が見込まれる分野等を、

本年内に重点分野として設定し、先行的に BPR を実施するとともに、成果の横展開や他分野への拡張を行う。また、地方公共団体の IT 化・BPR を推進し、業務の共通化・標準化等を行いつつ、本年度末までのクラウド導入市区町村の拡大(約 1,000 団体)、更には情報システム運用コストの圧縮(3割減)を図る。

ii) デジタル時代の公共サービスの提供

- ・本年3月に取りまとめたマイナンバーカード利活用推進ロードマップに基づき、子育て、相続などライフイベントに係るサービスのワンストップ化・API連携等によるマイナポータルの利便性向上、スマートフォンの活用等アクセス手段の多様化のほか、マイキープラットフォームの活用による地域経済応援ポイントの導入、チケットへの活用、公的個人認証と連携した民間認証の普及、券面への旧姓併記の推進等マイナンバーカードの利用範囲の拡大を推進するとともに、その基盤整備に取り組む。
- ・法人設立に関し、利用者が全手続をオンライン・ワンストップで処理できるようにする。そのため、関係する全ての手続をオンラインで完結させるとともに、外部連携 API を活用した民間クラウドサービスの活用も視野に、定款認証の面前確認や印鑑届出、外部連携 API 等の在り方を含めて、制度面・技術面の総合的な観点から、今夏までに官民が一体となって本格的に検討を開始し、本年度中に結論を得る。
- ・貿易手続に関し、貨物の滞留時間の短縮化等を実現するための全体最適化について、官公庁や民間事業者が一堂に会して制度面や技術面など総合的な観点から検討する官民協議体を今夏までに立ち上げ、速やかに検討を開始し、本年度中に結論を得る。
- ・迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等の IT 化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。

iii) 技術革新に合わせた行政手続の革新

・起業家目線で政府の支援策をスピーディーに活用できるワンストップ 申請システム(ベンチャー支援プラットフォーム)について、本年度 から試行的な運用を開始する。また、法人インフォメーションとの連 携による法人基本情報のワンスオンリー機能や、中小企業向け補助金 等への展開について検討を行い、本年度中に一定の方向性を得る。

- ・ブロックチェーン技術について、本年度中を目処に、政府調達や申請手続等の分野で、政府の情報システム等への先行的な導入を見据えた実証に着手する。その際、電子委任状に係る制度やサンドボックス制度の活用、個別機器等の分散型認証の仕組みの構築やブロックチェーンに記録されるデータの真正性確保やアクセス権確認のための公的個人認証の活用、スマートコントラクトを活用した手続の効率化の促進等の実現に向けて、運用・ルール面の課題について検討する。その結果も踏まえ、こうした新たな技術も取り込んだ業務改革により、効率性や利便性の向上に資する革新的な電子行政の実現に向けた計画を、来年度を目処に策定する。
- ・化学物質審査について、事業者の試験に要する負担を軽減するため、これまで申請されたデータ等の AI 分析を本年度より開始し、動物試験に係るスクリーニング試験の不要化を目指す。また、化学構造コードを用いて審査書類を作成することで、事業者の負担や申請処理の迅速化・効率化につながる新システムを 2019 年度から運用することを目指す。
- ・産業保安に関し、IoT・ビッグデータ等を活用して常時監視を行うなどの高度な自主保安を行う事業者に対して規制上の優遇措置を認める高圧ガス保安法における「スーパー認定事業所」を着実に実施する。また、官民双方のコスト合理化・情報の電子化を図るため、現状紙で窓口に提出されている年間約25万件の産業保安法令に基づく申請について、安全を前提とした手続の簡素化、IT化を行う。2019年度中の電子申請システム利用開始を目指す。
- ・鉱業法に基づく鉱業権の登録手続等の電子化による行政手続の簡素化 や鉱区情報等のデータ利活用促進を通じて、石油・天然ガスなどの鉱 業分野に資金力・技術力のある民間企業が広く参画しやすい事業環境 の整備を図る。2019年度中のシステム供用開始を目指す。
- ・調査・測量から設計、施工・検査、維持管理・更新までの建設プロセスにおいて ICT 等を全面的に活用する i-Construction を推進し、最先端技術の現場実装によって建設工事の検査日数を5分の1に短縮、検査書類を50分の1に削減するなど、2025年度までに建設現場の生産性の2割向上を目指す。

3.「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳 代謝

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》大企業 (TOPIX500) の ROA について、2025 年までに欧米企業に遜 色のない水準を目指す。

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 中長期的な企業価値向上に向けた取組の一層の推進

これまでの継続的な取組により、企業の取締役会の構成の変化や投資家の企業との対話に臨む姿勢の積極化、また、政策保有株式の縮減に向けた動きなど、コーポレートガバナンス改革には着実な進展が見られる。他方で、我が国企業は、欧米企業と比較すると、事業ポートフォリオの転換等が十分に進まず、収益力の面でいまだ改善の余地がある。第4次産業革命の急速な進展など、企業を取り巻く経営環境が変化する中で、企業が「稼ぐ力」を改善し、持続的な成長を実現するためには、取締役会等の適切な監督の下、中長期的な視点に立った投資家との「建設的な対話」を通じて、経営陣が果敢にリスクテイクを行い、中長期的な企業価値の向上に向けて、人材力、研究開発力、ブランド力などの向上に向けた投資や事業再編などの取組を進める必要がある。

このため、引き続き、実効的なコーポレートガバナンス改革に向けた 取組を深化させるとともに、大胆な事業再編を後押しする制度改革など、 中長期的な企業価値の向上を促すための取組を進める。

① コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上

企業と機関投資家の中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実効性を向上させることで、コーポレートガバナンス改革の進展を更に後押しするため、本年5月、スチュワードシップ・コードを改訂し、運用機関におけるガバナンス・利益相反管理の強化等を求めるとともに、年金基金等のアセットオーナーの役割を明確化した。

アベノミクスのトップアジェンダであるコーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」における議論・検討等を通じて、以下のような取組の強化を促していく。

- ・機関投資家による、スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえた、 ガバナンス・利益相反管理の強化、議決権行使結果の公表の充実、自 己評価、運用機関に対するモニタリング、企業側に「気づき」をもた らす付加価値の高い対話などの実効性あるスチュワードシップ活動 等
- ・上場企業による、資本政策を含む経営方針・経営戦略、経営状況等、 投資家との建設的な対話に資する情報提供や、より実効的な対話等の 実施
- ・経営陣や取締役会がその役割・責務を実効的に果たすことを確保する ための、客観性・適時性・透明性ある形での CEO の選解任や、必要な 資質・多様性を備えた取締役会の構成、戦略等を重視した取締役会の 運営、これらに対する適切な評価
- ・株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示と保有の合理性のない政策保有株式の縮減

また、我が国におけるコーポレートガバナンスに関する取組への国際的な理解を高めていく観点から、これらの取組の内容を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信していく。

② 経営システムの強化、中長期的投資の促進

- ・「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針」(CGS ガイドライン)(平成 29 年 3 月 31 日経済産業省策定)の普及・周知を進めるとともに、企業における指名・報酬委員会の活用状況、経営経験者の社外取締役についての活用状況、インセンティブ報酬に関する導入・開示の状況等を本年度中に分析・公表する。
- ・我が国においては社長・CEO が取締役を退任した後も、当該会社において相談役、顧問等の役職及び地位を得て、社外活動や社内への指導助言等、引き続き一定の役割を担うという慣行が存在している。コーポレートガバナンスに関する透明性向上の観点から、退任した社長・CEO が就任する相談役、顧問等について、氏名、役職・地位、業務内容等を開示する制度を株式会社東京証券取引所において本年夏頃を目途に創設し、来年初頭を目途に実施する。
- ・グローバルな観点から最も望ましい対話環境の整備を図るべく、引き 続き、株主総会の招集通知や議決権行使プロセス全体の電子化、株主 総会の日程や基準日を国際的にみて合理的かつ適切に設定するため

- の環境整備の取組を進め、対話型株主総会プロセスの実現を目指す。
- -特に、開示情報の充実に向けた環境整備の一環として、株主総会の 招集通知添付書類の原則電子提供について、法制審議会に設置した 部会において検討を行い、結論を得る。
- -株主総会の開催日の柔軟な設定を可能とするための法人税等の申告期限延長の特例の適用等について、手続等の整備・周知を図る。また、対話型株主総会プロセスの実現に向けた関係者による取組の進展についてフォローアップを行い、内外に情報発信していく。
- ・「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス ESG・非財務情報と無形資産投資 」(価値協創ガイダンス)(平成29年5月29日経済産業省策定)を踏まえた企業の情報提供・報告のベストプラクティスの分析及びそれを推進する場の設置、機関投資家による運用機関に対するガイダンスの活用促進、非財務情報へのアクセス向上を目的とした関係者による取組を行う。また、企業と投資家の対話の場となる「環境情報開示基盤」の実証を行う。これらの取組等を通じ、ESG(環境、社会、ガバナンス)要素も念頭に置いた中長期的な企業価値向上に資する開示を含む情報提供や対話、投資手法の普及・発展を図る。

③ 企業の情報開示、会計・監査の質の向上

活力ある資本市場を実現し、持続的成長を図る企業に対する円滑な資金供給、国民の安定的な資産形成を実現するためには、投資家の投資判断に必要な情報が十分かつ公平に提供されること、また、こうした開示が効果的かつ効率的に行われることが必要である。

グローバル化、技術革新の進展等により、上場企業が経営課題の複雑 化に直面する中、上場企業による総合的で分かりやすく充実した情報開 示を促進するため、企業・投資家を含む幅広い関係者の意見を聞きつつ、 開示の在り方について総合的な検討を行う。

あわせて、我が国で用いられる会計基準の品質向上、複雑化する企業活動に対する適正な会計監査の確保に継続的に取り組むことで、企業による情報開示の信頼性を確保していく。

ア)企業による情報開示の質の向上

投資家の投資判断に必要な情報の総合的な提供を確保するため、引き 続き、関係省庁及び株式会社東京証券取引所は共同して制度・省庁横断 的な検討を行い、2019年前半を目途とした、国際的に見て最も効果的か つ効率的な開示の実現及び株主総会日程・基準日の合理的な設定のため の環境整備を目指すなどの観点から、以下の総合的な検討及び取組を進 める。

- ・事業報告等と有価証券報告書の一体的開示を可能とするため、引き続き、制度・省庁横断的な検討を行う場において、関係省庁等が共同し、企業・投資家等の意見を聞きながら、異なる制度間で類似・関連する記載内容の共通化が可能な項目について必要な制度的な手当て、法令解釈や共通化の方法の明確化・周知等について検討を加速し、本年中に成案を得る。
- ・本年1月27日に開催された未来投資会議における議論も踏まえ、金融審議会において、企業・投資家、関係省庁等を集めた検討の場を設け、市場や開示をめぐる環境が変化している中で十分かつ公平な情報開示を確保するとともに、上場企業の経営戦略やガバナンス情報等を含む上場企業と投資家の建設的な対話や、中長期的な企業価値向上や中長期投資促進に資する上場企業の情報の開示の在り方について総合的な検討を行い、成案を得たものから本年度中に順次取組を開始する。
- ・決算短信については、本年2月に、自由度を高め、「速報」としての役割に特化するとともに、業績予想開示の多様化を後押しするための見直しが行われた。当該見直しの効果の分析結果や、国際的な状況や議論も踏まえ、四半期開示については、義務的開示の是非を検証しつつ、企業・投資家を含む幅広い関係者の意見を聞きながら、更なる重複開示の解消や効率化のための課題や方策等について検討を行い、来年春を目途に一定の結論を得る。
- ・引き続き、株主総会の招集通知や議決権行使プロセス全体の電子化や、 株主総会の日程や基準日を国際的にみて合理的かつ適切に設定する ための環境整備の取組を進め、対話型株主総会プロセスの実現を目指 す。【再掲】

イ) 会計基準の品質向上

我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、関係機関等と連携して、国際会計基準 (IFRS) の任意適用企業の拡大促進、のれんの会計処理等 IFRS に関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成に向けて必要な取組を推進する。

ウ) 会計監査の品質向上・信頼性確保

監査法人が、実効的な組織運営の下で高品質な会計監査を提供することで、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立するため、監査法人のガバナンス・コード(平成29年3月31日金融庁策定)を踏まえた各監査法人の改革の実施状況のフォローアップや、業務管理態勢の検証等により、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図る。

④ 事業再編の円滑化

第4次産業革命の進展というグローバルな環境変化の中、「稼ぐ力」を 高めるためには、コーポレートガバナンス改革の取組の深化と併せ、事 業ポートフォリオを機動的に見直し、経営資源を成長性・収益性の見込 める事業に振り向けていくことが必要である。このため、株式を活用し た再編の促進策も含め、事業ポートフォリオの迅速な転換など大胆な事 業再編を促進するための方策について広く関係制度の検討を行い、来年 度を目途に必要な制度的対応を講じる。

ii) 活力ある金融・資本市場の実現を通じた円滑な資金供給の促進

① 家計の安定的な資産形成の促進と市場環境の整備等

我が国に蓄積された国民の富を安定的に増大させる資金の流れを実現するため、家計の金融資産をバランスのとれたポートフォリオに移行していくことが重要である。このため、家計と金融機関に対して総合的に取組を進めていく。

家計における少額からの積立を利用した長期・分散投資による資産形成を促す観点から、積立 NISA を含め、NISA 制度全体の更なる普及・促進を図るとともに、家計の実践的な投資知識の深化につながる金融・投資教育等を充実させる。

金融商品の販売・開発等を行う全ての金融機関等が、「顧客本位の業務 運営に関する原則」(平成29年3月30日金融庁策定)を踏まえ、より 良い金融商品・サービスの提供を競い合うよう促していくことで、家計 の安定的な資産形成を促進する。

- ア) 積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と金融・投資教育の充実等
- ・家計の安定的な資産形成を促すため、積立 NISA を含む NISA 制度全体 の更なる普及・促進を図るほか、ジュニア NISA について手続におけ る負担が大きい等の指摘があることも踏まえ、手続の改善を検討する。

- ・また、家計の投資に関する知識(投資リテラシー)が深まるよう、実 践的な投資教育等を推進するとともに、投資家における投資信託の比 較・選択に資する情報提供の在り方を検討する。さらに、これまで資 産形成に関心のなかった層も対象に、確定拠出年金制度や職域での NISA 制度の利用を促進する。
- ・上場投資信託(ETF)が国民の安定的な資産形成に活用されるよう、ETF 市場の流動性の向上、ETF の認知度の向上等に関する市場関係者の取 組を政府として促していく。

イ)「顧客本位の業務運営」の定着

「顧客本位の業務運営に関する原則」を踏まえ、金融機関等において、 実効的な取組方針を策定する等の取組を進める際に、その取組が形式的 なものに止まることなく、より良い金融商品・サービスの提供を競い合 うといった実質を伴う形で確立・定着していくことが重要である。した がって、金融庁において、各金融機関等の取組方針と取組の実態が乖離 していないか等についてモニタリングを行い、それを通じて把握した事 例等の様々な形での公表を検討する。また、各金融機関等に対し、顧客 本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための 成果指標(KPI)を、取組方針等に盛り込んで公表するよう働きかける。

ウ)株式等の高速取引への対応

市場の安定性や効率性、投資家間の公平性、中長期的な企業価値に基 づく価格形成、システムの脆弱性等の観点から懸念が指摘されている株 式等の高速取引への制度的な対応を図るため、金融商品取引法の一部を 改正する法律を施行し、市場の公正性・透明性・安定性を確保するため の環境整備を推進する。

エ) 中長期的な投資の促進に向けた取組

中長期的な視点からの投資を促進することにより、投資先企業の持続 的な成長を図るとともに、投資家にとって中長期的な投資リターンの拡 大を図ることで、日本経済全体の好循環を実現することも重要な課題で ある。

このため、積立を利用した長期・分散投資の普及・促進や、コーポレ ートガバナンス改革の「形式」から「実質」への更なる深化、高速取引 に関する登録制の導入、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に取 り組む。

オ)金融・資本市場の利便性向上と活性化

- ・決済リスクの削減や市場の効率性の向上等を図るため、国債については2018年5月1日のT+1化、株式・社債等については2019年4月又は5月のT+2化の実施に向けた、日本証券業協会等による各種の取組の着実な実施を促す。
- ・引き続き、総合取引所を可及的速やかに実現するとともに、電力先物・LNG 先物の円滑な上場を確保するよう、積極的に取り組む。
- カ)金融規制に関する国際的な議論への対応・海外当局との協力等の強化金融規制に関する国際的な議論が、経済の持続的成長と金融システムの安定の両立といった日本の考え方と整合的なものとなるよう努めていく。また、低金利環境やテクノロジーの進化など、国内外で共通する環境変化に対応した金融規制・監督の在り方に関して国際的な意見発信などを行い、議論に貢献する。加えて、金融機関の活動や金融取引のグローバル化に対応するため、海外当局との間の監督協力・技術協力を強化するほか、「グローバル金融連携センター」における新興国当局職員の受入れを通じて知日派を着実に育成する。

キ) 東京国際金融センター構想の推進

金融面において、東京が魅力あるビジネスの場として認知され、世界中から人材、情報、資金の集まる拠点として発展していくことは重要である。こうした観点からは、年金基金などの世界有数のアセットオーナーの存在が我が国の強みの一つと考えられる。これを踏まえ、日本のアセットオーナーからの運用受託が見込まれる海外資産運用業者等について、金融業の登録申請等をスムーズに進め、「ファストエントリー」を実現するため、金融業の拠点開設サポートデスクにおいて、東京都とも連携しつつ、海外金融事業者の日本拠点の開設を促進していく。

また、その際、海外当局との連携を強化し、海外で実績のある海外資産運用業者の円滑かつスピーディーな登録を図る。

さらに、我が国の国際的なプレゼンスを高め、東京の国際金融センターとしての地位を向上させる観点から、本年4月、金融分野における国際機関の事務局としては初めて我が国に開設された IFIAR (監査監督機関国際フォーラム)事務局の円滑な運営を確保するために必要な支援を引き続き行っていく。

ク) 個人型確定拠出年金(iDeCo) や企業年金等の普及・充実

確定拠出年金法等の一部を改正する法律の円滑な施行や中小企業等 への周知を図るとともに、リスク分担型企業年金制度の周知や、年金基 金等におけるスチュワードシップ・コードの受入れの促進等を通じて、 iDeCoや企業年金等の普及・充実を図る。

② 金融仲介機能の質の向上

金融機関は、人口減少や高齢化の進展、低金利の継続等、経営を取り 巻く様々な環境変化に適時適切に対応し、我が国産業・企業の持続的成 長を金融面から支援することが期待される。こうした観点から、金融機 関の健全性確保や、経済や市場のストレス時でも金融機関が十分な金融 仲介機能を発揮すること及び事業性評価に基づく企業価値向上につな がるアドバイスとファイナンスの提供といった質の高い金融仲介機能 を発揮すること等を通じ、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等 につなげていく。

ア) 我が国産業・企業の競争力・生産性の向上等に向けた安定的な金融機能の発揮等金融機関は、経済・市場の大きな変化に機動的に対応し、金融仲介機能を安定的に発揮することを通じて、我が国産業・企業の競争力・生産性の向上や円滑な新陳代謝の促進に向けた取組を金融面から支援することが求められる。こうした観点から、金融機関における強固な経営管理・リスク管理態勢の構築や財務基盤の更なる強化を促していく。特に、システム上重要な金融機関については、引き続き、政策保有株式の着実な縮減を求めていく。また、国際金融規制の見直しや足元の低金利の状況等も踏まえ、金融機関に対しては、ビジネスモデルの変革等を通じた経営基盤の強化やガバナンス強化に向けた取組を促していく。地域金融機関については、地域における人口減少等の継続を踏まえ、自らのビジネスモデルを検証し、将来にわたって健全性を維持し金融仲介機能を円滑に発揮していくため、持続可能なビジネスモデルの構築に向けて具体的かつ有効な取組を行うよう促していく。

イ) 金融仲介機能の更なる充実・強化

金融機関が企業の生産性向上等を支援し、その結果金融機関も安定した顧客基盤と収益を確保する取組(顧客との「共通価値の創造」)は金融機関の持続可能なビジネスモデルの有力な選択肢であるとともに、地域経済の活性化にもつながる。

こうした観点から、金融機関が担保・保証に過度に依存する融資姿勢 を改め、取引先企業の事業内容や成長可能性等を適切に評価(事業性評価)し、企業価値向上に資するアドバイスとファイナンスが行われるよ う、引き続き金融機関の組織的・継続的な対応を促しつつ、諸般の取組を行う。(後掲「Ⅲ - 1.中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」において詳細記載。)

ウ) 官民ファンド等による成長資金の供給

官民ファンド、政府系金融機関に求められる、補完性の原則、外部性の原則に留意しつつ、民間からの成長資金の供給を促すため、引き続き機能発揮に向けた取組を検討する。

4. 公的サービス・資産の民間開放 (PPP/PFI の活用拡大等)

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》10年間(2013年度~2022年度)でPPP/PFIの事業規模を21 兆円に拡大する。このうち、公共施設等運営権方式を活用した PFI事業については、7兆円を目標とする。

⇒2013 年度~2015 年度の事業規模(2017 年 1 月時点の数値)

- PPP/PFI 事業:約9.1 兆円
- ・公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業:約5.1 兆円

(2)新たに講ずべき具体的施策

公共施設等運営権方式については、公共施設等の運営に民間の経営原理を導入することにより、厳しい財政状況の下での効果的・効率的なインフラ整備・運営を可能とするとともに、民間企業に大きな市場と国際競争力強化のチャンスをもたらすものである。こうしたことから、

「PPP/PFI 推進アクションプラン (平成 29 年改定版)」(平成 29 年6月9日民間資金等活用事業推進会議決定。以下この節において「アクションプラン」という。)に掲げられた空港、水道、下水道、道路、文教施設、公営住宅について、引き続きその進捗や数値目標の達成に努めるほか、新たに掲げられたクルーズ船向け旅客ターミナル施設及び MICE 施設についても数値目標の達成に向けた取組を強化する必要がある。

そのため、公共施設等運営権方式が重点的に対象とする分野を、「空港、文教施設、クルーズ船向け旅客ターミナル施設、MICE 施設など国内外訪問客増加等による需要拡大に対応した分野(成長対応分野)」と「水道、下水道、有料道路、公営住宅、公営発電施設、工業用水道など人口減少による需要減少等に対応したアセットマネジメントの高度化や新規事業開発が必要な分野(成熟対応分野)」に分類し、以下に掲げるそれぞれの分野特有の課題の解決を図る。

これにより、事業に不可欠な要素を官民間で移転させる仕組みを構築し、納税者や利用者の立場に立って、公共サービス・資産の担い手を、官と民から適切に選択されるようにすることが重要である。

そして、この仕組みは官とともに担い手となる民間企業からも信頼され、その意見も踏まえて改善・精緻化していくことが重要である。そのためのガイドライン、改善メカニズムを含めた推進体制を整備し、運用していくための施策も併せて実施する。

i) 成長対応分野で講ずべき施策

- ・安全性に配慮することを前提に、国内線の保安区域内への旅客以外の者の入場、同区域への厨房機器等の持込み、国内線と国際線の保安検査の二段階化とCIQ施設の移設を可能とする仕組みの導入又は運用の明確化について、運営権者の対応に合わせて検討する。
- ・国と運営権者の間で区分所有されている CIQ 施設について、運営権者 への所有権移転及び国への貸与を進め、ターミナルビル内の柔軟なレ イアウト変更を可能にすることを運営権者の対応に合わせて検討す る。
- ・北海道における7空港(新千歳空港・函館空港・釧路空港・稚内空港・ 女満別空港・旭川空港・帯広空港)での公共施設等運営権方式の活用 については、広域的な観光周遊ルート形成などの観光戦略の観点から、 イコールフッティングの確保や特定地方管理空港運営者制度の活用 のため必要な施策を実施し、アクションプランに掲げられた「5原則」 に基づき、2019年までに運営権者選定を図る。
- ・指定管理者でない公共施設等運営権者が、特定の第三者に対して、公共施設等の設置の目的の範囲内であっても使用を許すことが可能となるよう、PFI法について、次期通常国会において必要な法制上の措置を講ずる。
- ・クルーズ船旅客ターミナルについて、公共施設等運営権方式が活用されるよう、福岡市のウォーターフロント再開発・公共施設等運営権案件等において、海外の事例やユーザーのニーズを踏まえたスキーム構築を支援し、先行事例の形成を図る。

ii) 成熟対応分野で講ずべき施策

- ・地方公共団体による公共施設等運営権方式の上下水道事業への導入を 促進する観点から、一定の期間を設け、今後の横展開の呼び水となる 先駆的取組を通じ当該事業に有する債務を運営権対価で繰上償還す る際に、補償金の免除・軽減により特例的に支援するため、PFI 法に ついて、来年度から適用されるよう必要な措置を講ずる。
- ・水道法の一部を改正する法律案の成立後、改正後の水道法に基づき、 省令等に委任されているものや、民間企業が水道事業の運営に関わる ことを前提にした料金原価の算定方法等に関する事項について、関連 する地方公共団体や民間企業、専門家の意見等を踏まえながら、必要

な措置を講ずる。

- ・水道事業において、先行案件を形成するために、公共施設等運営権方式の国内における成果が確認される前に取り組む案件など一定のものに限って、交付金や補助金による措置等によって、地方公共団体の新たな負担感を最大限なくす仕組みの導入について、平成28年度補正予算の執行状況等も勘案しつつ検討する。
- ・公営発電施設については、重点分野の指定と数値目標の設定について 検討し、本年度中に結論を得る。
- ・林業の成長産業化に向けた先駆的な取組として、国有林野において、 民間事業者が長期・大ロットで伐採から販売までを一括して行うこと により現行より有利な立木資産の売却となる手法の可能性を検証す るため、必要なデータ等を示した上で、民間事業者等からの改善提案 の公募を本年中に実施する。

iii) 推進体制の整備・運用のための施策

- ・官民の適切なリスク分担を構築する上で、瑕疵担保の負担や運営権対価の返金、契約満了時の必要な資産等の買取り等の際、契約において、一定の条件を満たした場合に施設の管理者が運営権者に一定の支払を約束することが可能となるよう、関係府省における本年7月末までの契約の在るべき姿の検討結果を踏まえ、内閣府は当該支払を管理者が行う法的根拠の必要性を検討し、必要に応じ、次期通常国会までに、PFI 法について所要の措置を講ずる。
- ・上下水道事業においては、一定の定義された範囲を超える物価変動が 生じた場合には料金への転嫁を可能とする仕組みとするため、本年内 を目途に関係府省において物価変動の定義と料金への転嫁に関する 計算式を明らかにし、関連するマニュアルや許可基準の中に規定する など、活用を徹底する仕組みを構築する。これを踏まえ、内閣府にお いてガイドラインを策定する。
- ・適切なマーケットサウンディングの方法(開示すべき情報・項目と対話の方法等)について、関係府省による海外事例調査や関係者へのヒアリング等を通じた本年7月末までの検討結果も踏まえ、内閣府において、ガイドラインを策定する。
- ・管理者以外の有する既存事業の引継ぎを運営権者に求める場合には、 運営権者に過度のリスクを負わせて引き継がせることとならないよ

うにすることとし、これについて内閣府においてガイドラインを策定する。

- ・運営権者を選定する審査委員会について、原則として議事録を公開するというルール化について、関係府省は今後の対応を検討し、内閣府は本年7月末までを目途に民間事業者側への意向確認を行い、確認において問題がなければガイドラインを策定する。
- ・関係府省は、海外の事例や類似分野の取組等を参考に、本年7月末までに「アクションプラン」に記載された観点からVFM(Value For Money: 支払いに対して最も価値の高いサービスを供給すること)の算定方法、対価の支払い方、評価方法について検討する。その結果を踏まえ、内閣府はガイドラインを策定する。
- ・運営権者への地方公共団体による出資や特定の企業による出資枠について、必要性が明確であり出資以外の方法ではその必要性に明確に応えることができない場合を除いて、認めないこと、また、たとえ出資を認める場合でも、出資額に対して過大な株主権限を要求することにより入札参加者の資金調達必要額が不確定になるような条件を付さないこととし、これについて内閣府はガイドラインを策定する。
- ・公共施設等運営権方式を活用した PFI 事業の推進に当たっては、以下の「5原則」が必要であることから、内閣府の機能や権限、その権限の行使のための組織の在り方(外部の中立的な専門機関の組成を含む)について、諸外国の事例を踏まえて検討し、必要に応じ、次期通常国会までに PFI 法について所要の措置を講ずる。
 - ①ガイドライン化されたルールの運用と遵守徹底 分野を超えて公共施設等運営権方式が遵守すべきルールを、官民の議論を踏ま えてガイドラインにまとめ、これを個別案件において徹底的に実施させる仕組 みであるべき。
 - ②入口から出口までのハンズオン支援の実施 公共施設等運営権方式を初めて活用する地方公共団体など、ノウハウに乏しい 管理者に対してプロジェクトの「入口から出口まで」並走し、徹底的に支援で きる仕組みであるべき。
 - ③関係省庁との協議のワンストップ化 新たな分野やアプローチで公共施設等運営権方式に取り組む管理者が、複数の 関係省庁と協議する際に、管理者ができるだけワンストップで協議が可能な窓 口となる仕組みであるべき。
 - ④PDCA サイクルの確立

全ての公共施設等運営権方式の案件で、運営権者の選定後に選定プロセス全体 を振り返って評価し、官民双方の立場から改善点を明らかにし、ガイドライン 等に常に反映させることができる仕組みであるべき。

- ⑤管理者と運営権者の間での調整・仲裁機能の確保 公共施設等運営権方式の事業開始後においても、運営権者からの改善要望を聞
 - き、これを管理者に伝えることで、新たな取組を常に生み出せる仕組みであるべき。
- ・これらのほか、アクションプランに掲げられた公共施設等運営権方式 に係る各取組について、関係省庁が連携しながら実行する。
- ・我が国の公共施設等運営権方式に関する制度や個別事業について、地 方公共団体に積極的に周知するとともに、国内外の主要都市において、 事業者や投資家向けの説明会を開催する。

5. 国家戦略特区による大胆な規制改革

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020 年までに、世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、 日本が先進国3位以内に入る

⇒2016年10月公表時26位(前年比2位後退)

《KPI》2020 年までに、世界の都市総合カランキングにおいて、東京が 3 位以内に入る(2012 年 4 位)

⇒2016年10月公表時3位(前年比1位上昇)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

(残された「岩盤規制」の改革等による国家戦略特区の加速的推進)

「国家戦略特区」については、2013年12月に成立した国家戦略特別 区域法に基づき、2015年度末までの2年間を集中取組期間とし、いわ ゆる岩盤規制全般について突破口を開いてきた。

また、昨年度からは、国家戦略特区の「第二ステージ」を加速的に推進するため、本年度末までの2年間を「集中改革強化期間」として、「幅広い分野における『外国人材』の受入れ促進」などの重点的に取り組むべき6つの分野・事項を中心に、残された「岩盤規制」の改革を行うことなどを「新たな目標」として設定したところである。

なお、これまでに国家戦略特区により実現した規制改革事項は、全国的措置等を含め70以上となっており、特に、都市計画の手続迅速化、いわゆる民泊(宿泊可能な住居)の解禁、医学部の新設、地域限定保育士制度の創設、雇用条件の明確化(雇用労働相談センターの設置)、公立学校の民間開放、農業委員会の事務分担の見直しなど、永年にわたり実現できなかった規制改革を実現してきた。

また、2014年5月、2015年8月、昨年1月と3次にわたり指定してきた10の区域(「東京圏」(東京都、神奈川県、千葉県千葉市、成田市)、「関西圏」(大阪府、兵庫県、京都府)、「新潟県新潟市」、「兵庫県養父市」、「福岡県福岡市・北九州市」、「沖縄県」、「秋田県仙北市」、「宮城県仙台市」、「愛知県」、「広島県・愛媛県今治市」)において、合計242もの事業が、それぞれ83回、30回開催した国家戦略特別区域会議(以下「区域会議」という。)及び国家戦略特別区域諮問会議を通じ内閣総理大臣により認定され、現在、目に見える形で迅速に進展している。

さらに、本年3月には、「日本再興戦略2016」に盛り込んだ規制改革

事項に加え、区域会議及び全国から募集した提案を基に、前述の6つの分野・事項を中心に新たな規制改革事項等を定めた国家戦略特別区域 法改正法案を、国会に提出しているところである。

i)迅速な事業の具体化・実施

現在の 10 の指定区域においては、国家戦略特別区域法に基づく規制 改革事項を余すことなく活用し、具体的事業を目に見える形で迅速に実 現するよう、関係地方公共団体等に強力な働きかけを行う。

その際、昨年度末までの取組に対する評価を受け、更なる改革につなげることとし、同法及び「国家戦略特別区域基本方針」(平成26年2月25日閣議決定)にのっとり、国家戦略特別区域諮問会議等において、改革の成果を厳格に評価した上で、PDCAサイクルによる進捗管理を行っていく。

ii) 更なる規制改革事項の追加

国家戦略特区に関し、特に前述の重点的に取り組むべき6つの分野・ 事項など、これまでの積み残しを含め、全国から募集する規制改革提案 に加え、規制の「サンドボックス」制度の創設などの以下の規制改革事 項等について、国家戦略特別区域諮問会議や国家戦略特区ワーキンググ ループにおいて、国家戦略特別区域法等に新たに追加すべく検討を進め、 次期国会への提出も含め、速やかに法的措置等を講ずる。

その際、国家戦略特区に指定されていない地域からの提案や、結果として国家戦略特区における措置とならなかった提案についても、必要に応じ、「全国規模又は少なくとも特区の二者択一の下で改革を実現する」との観点から、全国規模の規制改革措置として、または、構造改革特区・総合特区における規制改革措置として積極的に検討を進め、実現を図る。

また、国家戦略特別区域基本方針において、「少なくとも年2回は提案募集を実現する」としていることに基づき、本年についても夏の間に全国の地方公共団体や民間からの提案募集を行う。

(「近未来技術」の実証を促進する、規制の「サンドボックス」制度の創設等)

① 「事後チェックルール」の整備等による、規制の「サンドボックス」 制度の速やかな創設

- ・国家戦略特区において、我が国の成長戦略、第4次産業革命を 牽引する「近未来技術の実証」を高い頻度で行うことにより、地方発・全国初のイノベーションを加速的に推進することが重要である。
- ・このため、国家戦略特区において引き続き、自動走行、小型無人機(ドローン)等の近未来技術の実証実験を精力的に行うとともに、これらを一層迅速かつ円滑に実施するため、諸外国の「規制の砂場(レギュラトリー・サンドボックス)」を参考に、国家戦略特区において関連する事前規制・手続を抜本的に見直すための、規制の「サンドボックス」制度の創設を、速やかに実現する。
- ・具体的には、今国会に提出中の国家戦略特別区域法改正法案の規定に基づき、具体的な方策について、本法案施行後1年以内を目途として早急に検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずることとするが、その際、国家戦略特区において、情報公開や、第三者・専門家による監視、評価、紛争処理システムなどの「事後チェックルール」を整備することにより、現行の法規制に係る事前規制・手続を撤廃ないし必要最小限まで縮減する。

② 「完全自動走行」の実現に向けた、公道実証実験の加速的推進

- ・「『日本再興戦略』改訂 2015」や「日本再興戦略 2016」に基づき、国家 戦略特区では、昨年 11 月の仙北市における無人バスの実証実験や、 本年 3 月の東京都 (大田区) における第 1 回「サンドボックス分科会」 の開催などの取組を行ってきたところであるが、今後とも、必要な規 制改革を伴う場合を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を 検証していく。
- ・また、いわゆる「完全自動走行 (レベル4、5)」までの技術開発を目指すため、本年中を目途に特区等において無人自動走行による移動サービスに係る公道実証を実現すべく、
 - 遠隔型自動走行システムの公道実証実験について、特区自治体との 一層の協力・連携の下での、道路交通法上の道路使用許可に係る規 制・手続の見直しや明確化
 - ハンドル・アクセル・ブレーキペダル等を備えない車両の公道実証 実験について、特区自治体との一層の協力・連携の下での、道路運 送車両法上の保安基準(代替の安全確保措置)に係る規制・手続の 見直しや明確化

等を検討し、可能な限り早急に所要の措置を講ずる。

- ・また、実証実験を実施しようとする民間事業者等からの要望に基づく 無人自動走行等に係る新たな制度的・技術的課題として、
 - 公道実証実験に際しての、事故等に係る責任対象(現行は運転手個人)の在り方
 - 信号情報について、車両上のカメラ等で検知できない場合も想定した上での、特区自治体や事業者への円滑な提供
 - 貨物・旅客車両のタイムシェアリングの実現 等についても、国家戦略特区ワーキンググループや各特区の区域会議 等において、事業実現に向け、早急に論点整理を行っていく。
- ・さらに、前述の国家戦略特別区域法改正法案の成立後、同法案にも規定した、民間事業者に対し関係法令上の手続に係る各種相談への対応や情報提供等を行うとともに、必要に応じ手続の代行等も行う「近未来技術実証ワンストップセンター」を、東京都や仙北市、愛知県等の区域会議の下に速やかに設置し、公道実証実験に係る道路管理者や警察などの関係機関との調整等を迅速かつ円滑に行えるようにする。

③ 小型無人機 (ドローン) の海上飛行等に係る実証実験の加速的推進

- ・「『日本再興戦略』改訂 2015」や「日本再興戦略 2016」に基づき、国家 戦略特区では、昨年4月の千葉市や7月の仙北市における実証実験等 を行ってきたところであるが、今後とも、必要な規制改革を伴う場合 を含めた実証実験等を高い頻度で行い、その効果を検証していく。
- ・ドローンについては、来年頃には山間部などニーズの見込まれる地域 における目視外飛行を実現することを目標としているが、本年中に予 定している千葉市の沿岸海上などの国家戦略特区における実証実験 については、当該目標を前倒しして実現することを目指し、安全を確 保しつつ、事前の規制・手続を最小限のものとする必要がある。
- ・具体的には、例えばドローンが水上に安全に着水するための各種装置の整備や熟練者による操作の義務付けを検討するなど、特区自治体と事業実施者に対して具体的安全対策の提示を求めるとともに、前述の「近未来技術実証ワンストップセンター」を、千葉市等の区域会議の下に速やかに設置し、漁業を含む船舶関係者や国土交通省などの幅広い関係機関との調整等を迅速かつ円滑に行えるようにする。

(幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進など、重点的に取り組むべき6つの分野・事項等の推進)

④ 幅広い分野における「外国人材」の受入れ促進等

- ・国家戦略特区における「外国人材」の受入れについては、2015年7月に改正した国家戦略特別区域法改正法に盛り込んだ「家事支援人材」や「創業人材」に加え、今国会に提出中の国家戦略特別区域法改正法案には、「クールジャパン・インバウンド人材」や「農業人材」についても、特例措置を盛り込んだところである。
- ・引き続き、これらの外国人材の受入れに係る事業計画の認定を着実に 行っていくとともに、関連産業の活性化やインバウンド対応を促すた め、国家戦略特区において受け入れるべきその他の幅広い外国人材に ついても、地方公共団体や民間からの提案等に基づき、必要な検討を 進めていく。
- ・特に、国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業の実施に当たっては、 地方公共団体と国の行政機関で構成する「協議会」を核とした適切な 管理の下、一定水準以上の技能等を有する農業支援外国人材の在留を 通算3年間可能として、当該人材が、雇用契約を結ぶ特定機関から農 業経営体に派遣され農業支援活動に従事することにより、産地での多 様な作物の生産等を推進し、経営規模の拡大等による農業の成長産業 化・国際競争力の強化を図る。

⑤ フィンテック分野等における外国人材の受入れ促進

- ・都市の国際金融機能の強化に向け、フィンテック分野等への外国企業 の進出を促進するため、地方公共団体の支援の下、国内金融機関や投 資家等とのネットワークを構築した外国人が帰国することなく継続 して創業活動を行うための対応の在り方について検討し、本年中に結 論を得る。
- ・また、金融外国人材の受入れを一層推進するため、高度人材ポイント制において、特別加算措置を可能な限り速やかに講ずるとともに、当該人材の親や家事使用人の帯同要件の在り方について検討し、本年中に結論を得る。

⑥ 既存事務所から保育所への転用を促す採光規定の見直し

・待機児童対策として既存事務所から保育所への転用を促進するため、

保育室ごとに求められる建築基準法の採光のための窓に関する規定について、保育環境にも配慮した利用がなされる場合には、採光規定上有効となる大きさの窓のない事務室を保育室に転用することができるよう、所要の措置を速やかに講ずる。

iii) 指定区域の追加等

全国の地方公共団体や民間からの経済効果の高い規制改革提案があればスピーディに対応し、一つ一つの具体的事業を実現するとともに、本年中を目途に、大胆な規制改革事項を提案した、熱意ある地方公共団体に対しては国家戦略特区の4次指定を実現する。

なお、現在、被災地等において、復興支援及び被災地を拠点とするイノベーションの推進を図るため、様々な近未来技術を活用する取組が積極的に行われている。また、これらの取組等により、第一次産業や観光分野等を中心とした被災地の活性化が期待されるところである。

こうした観点から、国家戦略特区の4次指定については、特に、被災 地を含めた区域の指定を積極的に考慮していく必要がある。

iv) 成功事例等に係る広報・PR 活動の抜本的強化

国家戦略特区における成功事例等の広報・PR活動の抜本的強化を図ることにより、指定区域以外の地方公共団体・民間事業者にも規制改革による経済成長及び地域活性化に向けた取組の可能性を示し、国家戦略特区の効果を全国に拡大していく。

具体的には、これまでも取り組んできている内閣府・地方公共団体主催によるシンポジウムの開催や、テレビ番組・パンフレット等の作成については一層の拡充を図るとともに、現在、東京都と養父市に設置している内閣府と特区自治体との「特区推進共同事務局」等を通じた体制強化を図ることにより、特区ごとの広報総合戦略を抜本的に強化する。

6. サイバーセキュリティの確保

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》2020年までに、情報処理安全確保支援士の登録者数3万人超を 目指す

⇒2017年4月1日:4,172名

(2) 新たに講ずべき具体的施策

あらゆる場面で快適で豊かに生活できる超スマート社会、Society 5.0では、安全なサイバー空間の確保が経済・社会活動の重要な基盤になる。データ利活用等を通じたイノベーションを社会に取り入れていくことによって国民生活の利便性が今後更に高まっていくことが期待される一方、技術の発展を背景とした攻撃手法の高度化・大規模化、防護対象の拡大等によってサイバーセキュリティ上の脅威は確実に高まっている。したがって、サイバーセキュリティ対策は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における万全の対策実現や経済・社会活動の安定確保に不可欠な「未来への投資」となる。今後は、現行のサイバーセキュリティ戦略にとどまらない抜本的な取組を検討し、政府機関及び重要インフラ等に関する取組強化、IoTセキュリティの強化、信頼できるセキュリティ人材の育成・確保等の必要な取組を官民を挙げて迅速かつ強力に推進していくべきである。

特に、情報通信、電力、金融等の重要インフラについては、その機能が停止・低下した場合には国民生活・企業活動に重大な悪影響を及ぼしかねない。障害・事故情報に限らず、その予兆段階と思われる情報を含め、各分野から広く情報を集約するなど、サイバー攻撃に係る対処態勢を強化する枠組み等を検討していくことで、重要インフラサービスの安全かつ持続的な提供を確保していく必要がある。

- ・本年夏にサイバーセキュリティ戦略本部が取りまとめる「2020年及び その後を見据えたサイバーセキュリティの在り方」を踏まえ、2020年 東京オリンピック・パラリンピック競技大会等に向けて、政府機関及 び重要インフラ等に関する取組強化、IoT セキュリティの強化、セキ ュリティ人材の育成、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策の強化等を図 る。
- ・重要インフラ防護については、「重要インフラの情報セキュリティ対策 に係る第4次行動計画」(平成29年4月18日サイバーセキュリティ

戦略本部決定)に基づき、サービスの安全かつ持続的提供の観点からその具体化を行う。これを含め、内閣サイバーセキュリティセンター (NISC) が官民連携の活性化を進める結節点として機能するよう、専門機関等を活用し、障害・事故情報に限らず、予兆段階と思われる情報を含めたサイバーインシデント関連情報を集約・分析し、関係主体と共有する体制強化を図るとともに、その情報を対処につなげることができるよう、サイバー攻撃に係る対処態勢を強化する枠組みについて本年度中に結論を得て、速やかに必要な制度的措置等を講じる。

- ・IoT システムの設計・開発・運用に係る概念について、国内において 官民が連携してモノ・ネットワーク、システム等に関する各種基準等 への組込みを促進するとともに、その国際標準化に積極的に取り組み、 国際標準を踏まえた安全、高品質な IoT システムの実現を通じて、国 際的な競争力強化を目指す。また、IoT 機器のセキュリティ対策の強 化に向けて、継続的かつ広範な実態の把握、利用者等への対策の実施・ 周知、同様の被害を防止する取組等を推進するための官民等の関係者 による連携の枠組みを本年度中に構築し、必要な対策を推進する。
- ・「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」(平成29年4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成、官公庁及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的演習、若年層の発掘・育成等の各種人材育成施策を、各施策間の連携強化を図りつつ推進する。
- ・セキュリティ産業の活性化を推進するため、需要・供給両面から取組を進め、好循環を生み出す。需要面に関しては、政府が積極的に調達すべきセキュリティ製品・サービス分野及び要件の明確化とリストの改定による活用の奨励、サイバーセキュリティ経営ガイドライン等の普及啓発によって中小企業も含めた経営層の更なる意識改革を図るとともに、IoT 産業等の関連産業等の成長を見据え、企業におけるセキュリティ投資を促進する。供給面に関しては、本年度中に一定の品質を備えたセキュリティ製品・サービスの認定制度を整備し、その供給を促す。こうした取組と併せて、本年度中に策定する「サイバーセキュリティ研究開発戦略」に基づく技術開発やセキュリティバイデザインの普及推進等を図り、セキュリティ産業の国際競争力強化等を図る。

7. シェアリングエコノミー

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》シェアリングエコノミー活用地方公共団体の事例を平成 29 年度中に少なくとも 30 地域で創出する。

※今回、新たに設定する KPI

(2) 新たに講ずべき具体的施策

シェアリングエコノミーは、十分に使われていないモノ、空間、知識・知恵、技能等の遊休資産を ICT の活用によって共有する幅広いビジネスであって、新たなビジネス領域の創出による我が国経済の活性化や国民生活の利便性向上、新しい生活産業の実装による地域経済活性化に寄与することが期待されている。

我が国におけるシェアリングエコノミーは 黎明 期にあり、今後も多様な分野で多様なサービスが登場することが期待されるが、一方で従来想定していなかった課題が発生することも容易に想定される。そのため、本年1月に内閣官房に設置されたシェアリングエコノミー促進室等において、民間部門の創意工夫を最大限尊重することによってシェアリングエコノミーの普及促進を図るとともに、安全・安心等の確保に向けて必要な検討を併せて行う必要がある。具体的には、安全・安心を確保するための自主的なガイドラインの普及促進や、グレーゾーン解消制度の活用支援等に取り組むほか、その他分野横断的課題が生じた場合に必要な検討等を迅速に進めていくことが求められる。

また、シェアリングエコノミーは海外でも急速に普及しており、官民協働による国際的なルールづくりに向けた検討の動きが見られることから、今後我が国の取組事例の積極的な発信を通じて、国際的な合意形成に貢献していくべきである。

- ・本年1月に設置されたシェアリングエコノミー促進室を中心に、「シェアリングエコノミー推進プログラム」(平成28年11月10日シェアリングエコノミー検討会議中間報告)に基づき民間団体等の自主的ルールの普及展開によるシェアリングエコノミーの安全性・信頼性の確保を高めるほか、今後議論の本格化が見込まれる官民協働による国際的なルールづくり等の場に参画し、我が国の取組事例の積極的な発信を通じて国際的な合意形成に貢献する。
- ・シェアリングエコノミー促進室において、民間事業者・地方公共団体

等からの相談に適切に対応して必要な情報提供や調整、法令解釈に係るグレーゾーン解消制度の活用等に向けた支援を行う。また、これらの相談対応や今後のシェアリングエコノミーの進展・変化によって施策を見直す必要性や分野横断的な課題等が生じた場合には、必要に応じて検討を行う。

・シェアリングエコノミーを活用した地域の社会課題解決や新しい生活産業の実装による地域経済の活性化のため、シェアリングエコノミー伝道師の地方公共団体派遣や、民間事業者と地方公共団体をマッチングする仕組みの本年度中の整備等を進め、大都市圏や地方中核都市、過疎地域等の異なる課題を抱える地方公共団体ごとに、モデルとなるシェアリングエコノミー活用の事例を本年度中に少なくとも30地域で創出することを目指す。また、抽出されたベストプラクティスを本年度中目途に取りまとめ、幅広い地方公共団体への横展開・普及啓発を進める。

Ⅲ 地域経済好循環システムの構築

- 1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上
- (1) KPI の主な進捗状況
 - 《KPI》2020 年までに黒字中小企業・小規模事業者を 70 万社から 140 万社に増やす

⇒2015年度:923,037社(2014年度:859,753社)

《KPI》サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020 年までに 2.0% (2013 年: 0.8%) となることを目指す

⇒2015年:1.3% (2014年:1.0%)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

地域の雇用や経済を支える中堅・中小企業・小規模事業者、サービス 産業の付加価値を高め、生産性を向上することがローカルアベノミク スの鍵である。

事業者は、地域に根差し、現場感覚に優れ、産業構造などの環境変化に迅速・柔軟に対応できるという特性を有している一方、生産性の伸び悩みや人手不足に直面している。

域内外の「ヒト・モノ・カネ・データ」の循環は、これまで地域の事業者へ十分に行き渡って来なかった。これを改善するとともに、地域に雇用と所得を生み出し、経済環境の変動等にも強く真に自立した地域経済構造を確立することや、日本経済の抱える課題に先行して直面する中小企業・小規模事業者の再生を実現することで、日本経済再生の試金石とする。

このため、第1に、中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を抜本的に向上させるための投資やイノベーション等を促進する。これに向け、IT化・ロボット導入、データ利活用等に取り組む。

第2に、金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じて、生産性 向上の取組や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝を促進する。 2020年頃に到来する団塊世代経営者の引退期を円滑な事業承継により 乗り越える。経営者の経営改善・生産性向上の意欲を高め、金融機関が 事業性評価・経営支援を適切に行う動機付けになるよう信用保証制度 を強化する。金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に 依存しない融資を促進し、成長資金の供給を加速する。これらを各種支援機関の相互連携・機能強化・質の向上を図りつつ推進する。

第3に、事業性の高い地域産業や良質な雇用・賃金が、地域に投資・人材を更に呼び込む好循環を作る。域外への販売が大きく、その多くを域内から調達する中核企業等とその取引群を重点支援し、当該企業の生産性向上・地域経済圏の活性化とともに外需の取込みも図り、圏域の中小企業・小規模事業者等が一体として発展することを目指す。観光・スポーツ・文化芸術・先端ものづくり分野といった地域の成長分野において、地方公共団体・中核企業など地域の関係者による「地域ぐるみ」の計画的な取組を強力に支援する。世代を超えた交流人口の拡大等の地域活性化の取組の推進、兼業やIターン等による人材の活用や経営人材の育成により、地域の成長を支える。これらの取組により、「地域への未来投資」を拡大し、今後3年程度で、投資拡大1兆円、GDP5兆円の押上げを目指す。

あわせて、「まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)」(平成28年12月22日閣議決定)及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」 (平成29年6月9日閣議決定)に基づき、地方創生の新たな展開等を図る。

i)中小企業・小規模事業者、サービス産業の現場の付加価値生産性を 抜本向上させる投資・イノベーション等の促進

- ・製造業の「カイゼン活動」等のノウハウを応用し、業種・業態別に抽出した具体的な労働生産性向上ノウハウを全国の中小企業・小規模事業者・サービス業に展開する国民運動を、本年5月に官民で発足した「生産性向上国民運動推進協議会」の活動により推進する。
- ・中堅・中小製造業のデータを用いた新サービス・付加価値創出に向け、IT・ロボット導入に関する専門家の支援を本年度末までに1万社以上に対して行う。また、製造現場の改善指導や IoT・ロボットの活用・導入を支援する「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の整備に向けた取組を促し、今後2年以内で全国40か所程度の設置を目指す。あわせて、中小企業・小規模事業者にロボット導入を提案・支援する「システムインテグレータ」を2020年までに3万人に倍増させる育成強化策を進める。
- ・中小企業・小規模事業者の「スマート化」を共通のプラットフォーム

を構築しながら推進するため、IT クラウドサービス等の導入による多数の中小企業・小規模事業者の付加価値向上・業務効率化に向け、IT クラウドサービス等による生産性向上の効果やセキュリティ対策等の「見える化」、サービス間の連携、企業間取引(EDI)、業務プロセス改善(BPR)の促進等を通じた更なる普及策について、中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関や事業分野別経営力向上推進機関等との連携も視野に入れて検討し、本年中に結論を得る。

- ・中小企業等経営強化法による業種別アプローチの効果を最大限に引き出すよう、関係省庁が中小企業庁と連携し、業種毎の実効性を高めるため、業種の特性に応じた生産性向上の指針の策定や業種ごとに 室引する事業者団体との連携・推進体制づくりを計画的に行う。実施状況のフォローアップを踏まえて、同法に基づく基本方針や、生産性の低い分野における事業分野別指針の策定等、制度上の措置を講じる。サービス産業も含め、中小企業・小規模事業者の「攻めの投資」による生産性向上を後押しし、来年にリーマンショック前を超える設備投資14兆円を目指す。
- ・中小企業・小規模事業者の技術開発からその事業展開における第4次 産業革命への対応に向け、中小ものづくり高度化法の指針などを含め 技術開発の枠組みについて、IoT やAI 等の技術革新を一層取り込み付 加価値向上を進めるための見直しを本年度中に行う。
- ・サービス産業の高付加価値化に向け、サービス業に関わる人材が備えるべきスキルを「おもてなしスキルスタンダード(仮称)」として本年中に策定する。2020年までに30万社への普及を目指す「おもてなし規格認証」と併せて普及を行い、2020年頃を目途に3万人の取得を目指す。また、優れたサービスに適正な対価が支払われず、事業者の生産性向上を強く制約している商慣行等の是正に必要な対応策を検討し、本年度中に結論を得る。
- ・昨年12月の、違反行為事例の大幅追加等を行った下請法運用基準、望ましい取引慣行を追記した下請振興法に基づく下請振興基準、下請代金の現金払いの原則化の要請に基づき、昨年度末までに策定した主要業界の自主行動計画(自動車・電機電子・トラック・建設など8業種)における適正取引や付加価値向上の取組を促進し、下請Gメンによる調査等を通じて、下請事業者の取引条件の着実な改善を図る。また、自主行動計画策定業種における中小企業等経営強化法に基づく事業

分野別経営力向上推進機関の認定を拡大する。

ii) 金融機能の活用や一貫した支援体制の構築を通じた、生産性向上や円滑な事業再生・事業承継、適切な新陳代謝等の促進

- ・地域企業に対する成長資金の供給や人材・ノウハウを含む経営支援、地域経済の面的活性化に、地域金融機関が関係機関と連携して一層積極的に取り組むよう促す。地域金融機関の目利き力強化に向けた取組や、民間金融機関の投融資の呼び水となるような、官民ファンドや政府系金融機関による成長資金の供給を一層促進する。また、地域金融機関と地域経済活性化支援機構(REVIC)や日本政策投資銀行(DBJ)の共同運営ファンドからのエクイティ資金の供給やハンズオン支援、DBJと地域金融機関との協働によるリスクマネーの供給やREVICから地域金融機関への専門家派遣を通じたノウハウの移転・浸透、日本人材機構の活用による人材支援等の取組を強化する。
- ・金融機関による事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しない 融資の促進により、成長資金の供給を加速するとともに、金融機関と 事業者双方の生産性向上に向けた取組を促すため、「金融仲介機能の ベンチマーク」・「ローカルベンチマーク」・「経営者保証に関する ガイドライン」について、中小企業支援機関を通じた事業者への普及 や金融機関における活用状況の開示等を促し、金融機関・事業者双方 への普及・活用を政府一体となって推進する。
- ・今後5年程度を事業承継の集中実施期間とし、従来の事業承継支援に加えて、早期・計画的な事業承継準備(プレ支援)、事業承継を契機とした後継者等による経営革新等への支援(ポスト支援)に取り組む。新たに分かりやすい事業承継診断手法を導入し、年間5万件の診断を行うなど施策を抜本強化し、事業引継ぎ支援センターの支援を通じたM&A等の成約件数の年間2,000件を目指す(直近の約5倍)。また、多様化する中小企業・小規模事業者の事業承継の実態を踏まえ、事業承継税制等の効果を検証しつつ、引き続き、事業承継関連制度における対応等について検討する。さらに、地域としての成長性の確保を図るため、地域における中小企業・小規模事業者の事業統合・再編等の効果的な連携について、必要な方策の具体化に向けた検討を行い、本年内に結論を得る。
- ・信用保証制度について、本年度に制度改正した中小企業信用保険法及

び信用保証協会法等に基づき、プロパー融資と保証付融資との適切な組合せの実現に向けた指針の整備等に取り組むとともに、各保証協会・各金融機関の保証利用の状況を中小企業庁と金融庁がモニタリングし、実効性を担保する。資金繰り管理・採算管理など事業者の早期段階からの経営改善の取組を促すための支援策を本年度から講じる。

- ・商工会・商工会議所等の中小企業団体・よろず支援拠点・経営革新等支援機関・中小企業再生支援協議会・事業引継ぎ支援センター等について、全国・地方双方のレベルで連携を強化し、優良事例の共有を図る。よろず支援拠点の実績向上のための行動指針や評価手法の策定等を行い、本年度より新たな仕組みを導入する。最も身近な支援機関である商工会・商工会議所の課題解決能力を向上させ、効果的な支援を実施する。中小企業等経営強化法に基づく経営革新等支援機関の数は2万6千まで拡大してきたところ、各機関の具体的な経営支援内容を事業者目線で「見える化」するとともに、経営支援活動の質の維持・向上のための対応策を本年内に具体化し実行する。
- ・創業支援の成功要因の分析を踏まえ、支援機関間の連携強化や潜在的な創業者の掘り起こしを図る観点から、創業支援事業計画の認定制度の見直しも視野に、今後の創業支援策について検討し、本年度中に結論を得る。
- ・地域での創業を活性化し、事業の持続可能性を向上させる観点から、 日本政策金融公庫等の政府系金融機関と地域金融機関・中小企業支援 機関・地方公共団体等の連携を促進し、創業前後で切れ目なく経営支 援とともに行う創業金融を活性化するため、本年度中に、創業支援ネ ットワークの取組や地域金融機関との協調融資スキーム等の優良事 例の分析・収集・発信を行う。
- ・事業継続の取組の普及を図るため、昨年度創設した事業継続計画(BCP) 策定等の取組を積極的に行う企業等を第三者が認証する「国土強靱化 貢献団体認証制度」について、来年度末までに400件の認証を目指し、 中小企業・小規模事業者向けのBCP策定に係るノウハウ集の活用によ る普及啓発や、金融機関等への周知・説明を通じて、例えば金融機関 がBCPに関連した融資等を行う際に本認証を活用するよう促進するな ど、本認証取得のインセンティブの充実等を推進する。

iii)地域中核・成長企業の投資拡大・生産性向上、人材育成、外需の取り 込みの充実強化

- ・本年度改正した地域未来投資促進法を活用し、地域ぐるみで地域活性化を引っ張る地域経済 牽引事業について、地方創生推進交付金、税制、地域経済活性化支援機構(REVIC)・中小企業基盤整備機構等を活用したリスクマネー供給促進、データ利活用による新サービス創出、地域の課題解決につながるオープンデータ化、規制の特例、専門人材による戦略策定・販路開拓等の支援策を重点投入するとともに、新たな支援策を含め、更なる施策の展開を図る。効果的な実施に向け、地域経済 牽引事業の担い手の候補となる地域の中核企業を明らかにするため、地域内外の取引等をデータ分析するシステム(RESAS)の活用等により、本年夏を目途に2,000 社程度を選定・公表する。関係省庁一体で案件発掘を行うなど連携体制を構築し、3年で2,000 社程度の支援を目指す。
- ・地域の産官学金等が一体となって取り組む施策を引き続き推進しつつ、 このうち、地方創生の観点から革新的な施策の案について提案募集等 を行い、先導性と横展開可能性の最も優れた提案について、地方創生 推進交付金や地域経済循環創造事業交付金、農山漁村振興交付金等関 係府省庁による支援策をパッケージで実施する仕組みを推進し、近未 来技術の実装等による新しい地方創生を目指す。
- ・商店街の活性化に向けて、地域に期待される商店街の特徴や機能を類型化し、規模・ステージに合った支援の在り方について検討し、本年中に結論を得る。中心市街地活性化に向け、地方公共団体のまちづくり施策との連携強化等を図る。
- ・経営人材や右腕人材等の中核人材について、最新の知見が豊富な大企業等の人材の活用を視野に、送出し企業や受入れ企業、働き手、市場の抱える課題を調査し、インセンティブや受入れノウハウ等の必要な対応方針について本年度中に一定の結論を得る。
- ・中小企業・小規模事業者が直面する人手不足に対応するため、「中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドライン」(平成29年3月中小企業庁策定)の普及、よろず支援拠点での相談体制の充実、都道府県労働局との連携、雇用関係助成金の活用促進等を通じた支援を行う。あわせて、多様な人材の確保や創業等につながる副業・兼業を推進する

ため、地域のモデル事例を創出する。長時間労働規制への対応も含め、「働き方改革実行計画」(平成29年3月働き方改革実現会議決定)の実践が中小企業・小規模事業者において進むよう、周知徹底や相談体制の整備など必要な支援策を実施する。

- ・大学院・大学におけるサービス産業の経営人材の育成に特化した実践的経営プログラム・カリキュラムの開発を支援し、2019 年までに 30 校程度の学部・学科・コースを形成する。さらに、世界最高峰の高等教育機関との連携を進め、食分野や観光分野において、2020 年代初頭に国際的な専門教育プログラムを国内に形成する。
- ・中小企業大学校について、地域の事業者からのアクセス改善に向けた 研修の拡充や、高度実践プログラムの導入など機能強化を検討し、本 年度中に試行し、来年度から実施する。
- ・高齢化に対応した新たなサービス・製品の創出を地域社会の活性化に つなげるため、産官学金が連携して取り組むプラットフォームを本年 度中に形成し、データ収集・分析や、モデル地域での実証等を行う。
- ・「新輸出大国コンソーシアム」について、よりきめ細かな支援を行うべく検討する。あわせて、JETROによるサービス分野におけるマッチング等の海外展開支援に関し、ロシア・中東欧・中南米等の新たな市場の開拓、アジアの新興国での医療・介護分野の支援、スポーツ及びIoTの重点的な支援を行う。
- ・中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、海外向けeコマース等を活用した販路開拓や海外デザイナー等を活用したブランディング等の支援について本年度中に結論を得る。

2. 攻めの農林水産業の展開

(1) KPI の主な進捗状況

- 《KPI》今後10年間(2023年まで)で全農地面積の8割が担い手によって利用される(2013年度末:48.7%)
 - ⇒2016年度末:54.0%
- 《KPI》今後 10 年間(2023 年まで)で資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを 2011 年全国平均比4 割削減する(2011 年産: 16,001円/60kg)
 - ⇒2015年産の担い手のコメの牛産コスト
 - · 個別経営* 11,397 円/60kg (29%減)
 - ·組織法人経営** 11,996 円/60kg (25%減)
 - * 認定農業者のうち、農業就業者1人当たりの稲作に係る農業所得が他産業所得と同等となる個別経営体(水稲作付面積15ha以上層)
 - **米の販売金額が第1位となる稲作主体の組織法人経営体(平均 水稲作付面積約26ha)
- 《KPI》今後 10 年間(2023 年まで)で法人経営体数を 2010 年比約4 倍の5万法人とする(2010年:12,511法人)

⇒2016年:20,800法人

《KPI》 6次産業化の市場規模を 2020 年度に 10 兆円とする

⇒2015年度:5.5兆円

《KPI》2019 年に農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する(2012年: 4,497億円)

⇒2016年:7,502億円

(2) 新たに講ずべき具体的施策

地域に密着した産業である農林水産業の生産性を高め、基幹産業としての維持・発展と従事者の所得向上を図る。

このため、「日本再興戦略」、「農業競争力強化プログラム」(平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)等に基づき、これまでの改革の取組を着実に実行するとともに、農林水産業を取り巻く環境の変化に対応し、農林水産業の競争力強化を更に加速させてい

く。その際、外部からの人材・知見の取り込み、バリューチェーン全体 での付加価値の向上、データに基づく産業への転換等に向けた取組の 強化を図る。

これらを具体化するため、以下の施策に取り組む。

i)生産現場の強化

① 農地中間管理機構の機能強化等

- ・農地中間管理機構(機構)の機能強化のため、中山間地域や果樹産地での利用の促進、農地利用最適化推進委員との連携の強化、機構事業に係る事務の効率化等を進めるとともに、そのフォローアップを行う。
- ・土地改良事業については、農地の大区画化や汎用化・畑地化等の実施 を強化する。また、土地改良法等の改正によるほ場整備事業と機構と の連携円滑化を受け、担い手が使いやすい農地の整備と集積・集約化 を併せて推進する。

② 米政策改革

- ・米政策の改革を着実に進めることにより、農業経営体が自らの経営 判断に基づき作物を選択できる環境を整備する。
- ・米の直接支払交付金及び行政による生産数量目標の配分は、2018年産から廃止する。
- ・ ノングルテンの米粉も含め米の新たな需要開拓の取組を国内外で推進する。
- ・これらの改革を進める中で、これまでの政策を検証しつつ、更なる取組や自立的な経営判断を促すような政策について検討する。
- ・主食用米及び飼料用米の生産性向上については、担い手への農地集積・集約化、生産資材価格の引下げ、省力栽培技術の導入等の取組を効果的に進めるとともに、コスト削減・単収向上の状況を検証し、PDCAサイクルを通じ KPI を確実に達成する。

③ 経営体の育成・確保のための環境整備

- ・農協・農業委員会等改革について適切にフォローアップを行う。
- ・地域の経済界とも連携し、経営の法人化、円滑な経営継承、経営管理 能力の向上、他産業との人材マッチング等を推進する。
- ・営農しながら本格的に経営を学ぶ場である農業経営塾を本年度に 20 県程度で開講するとともに、外国人材受入れの在り方に関する検討 状況に留意しつつ、外国人材の活用による人材力の強化策について

検討を進める。

- ・株式会社日本政策金融公庫等の事業性評価融資の点検・改善を行う ことにより担保・保証人に依存しない融資を推進する。
- ・農業ビジネスについて、民間金融機関からの資金調達に際して信用 保証制度が幅広く利用可能となるよう、保証制度を見直す。
- ・経営管理を適切に行っている農業者のためのセーフティネットとして、農業経営全体の収入に着目した収入保険制度を創設する。
- ・生産資材価格の引下げと農業及び生産資材関連産業の国際競争力の 強化を目指し、生産資材業界の再編を進めるとともに、生産資材に関 する各種法制度及びその運用等について、国際標準に準拠するとと もに、生産資材の安全性を担保しつつ、合理化・効率化を図る。
- ・農業生産を支える多様な施設・設備の設置や運用による担い手の多様な経営発展に資するため、農業ハウス等の農地法における取扱いについて検討を行う。あわせて、農地の有効活用及び農業者の所得向上に資する営農型太陽光発電の促進策を検討する。
- ・所有者不明の優良農地の利活用の促進策を検討する。
- ・日本型直接支払制度を着実に推進するとともに、中山間地域において、その特色をいかした所得向上の自発的な取組を促進する。
- ・都市農業振興のため都市農地の貸借の促進に係る制度を創設する。

④ 外部からの人材・知見の取込み

- ・6次産業化・農商工連携の推進のため、商工会・商工会議所等の経済団体を活用し、人材育成、新商品の企画・開発、販路開拓等を含めた農林漁業者と中小企業者等のニーズやシーズをマッチングさせる取組を全国的に推進する。
- ・経済界との共同により最先端のモデル農業の開発・普及を進める。
- ・他分野の専門家や農林漁業者が参加し、産学官の連携を図る、「「知」の集積と活用の場」を活用し、実践的技術の創出を進める。
- ・最先端技術の橋渡し人材の育成・支援、研究機関のネットワーク化 等により、先進技術の現場への実装の円滑化・迅速化を図る。

ii) バリューチェーン全体での付加価値の向上

- ① 多様なデータに基づく農業への転換
 - ・異なる農業 ICT システムの連携、共有すべきデータの標準化、公的機関等が保有する農業、地図、気象等の情報のオープン化や提供等により、様々なデータを共有・活用できる「農業データ連携基盤」を本年中に立ち上げる。

- ・「農業データ連携基盤」を活用したデータに基づく農業の現場への実装を推進するため、民間企業等と連携して、活用事例の拡大と新たなサービスの創出を促進するとともに、幅広い主体の参画を進め、流通や消費までバリューチェーン全体に取組を広げることを目指す。
- ・人工知能、IoT、ビッグデータ、ロボット技術等の活用を、果樹、施設園芸、畜産・酪農等の多様な分野において、バリューチェーン全体にわたって進めるため、研究開発と現場での実証を推進する。
- ・データに基づく農林水産業のノウハウが流出しないよう、知的財産 保護の方策を検討する。

② バリューチェーンの高度化

- ・流通・加工の構造改革を進めるため、中間流通の抜本的な合理化を含めた事業・業界の再編や、農産物の規格の見直し、牛乳・乳製品の生産・流通等の改革等を推進する。
- ・農産品物流の効率化のため、パレット化、共同輸送、モーダルシフト等を進める。
- ・卸売市場法について、経済社会情勢の変化を踏まえた抜本的な見直 しを行い、合理的理由のなくなっている規制を廃止する。
- ・食品ロスの削減について、事業者及び消費者、地方公共団体と連携した国民運動を進める。特に、小売・消費レベルでの食品ロス削減を進めるため、食品小売業、外食産業が異業種(IoT、気象等)と連携した需要予測や物流効率化の取組を推進する。

③ 6次産業化の推進

- ・インバウンド向け商品の開発、輸出対応施設の整備等、6次産業化に 関する多様化する現場ニーズに円滑に応えることができるよう、関 係施策の集約・再編を進めるなど6次産業化の支援策を総合的に推 進する。
- ・農林漁業成長産業化ファンドについて、本年5月に措置された農業 法人等に対する直接出資の仕組みを活用しつつ、株式会社日本政策 金融公庫と連携を図りながら、ファンド活用を推進する。

④ 規格・認証、知的財産の戦略的推進

- ・日本産のアピール力を強化するため、日本農林規格(JAS)を戦略的に制定・活用するとともに、その国際規格化を進める。
- ・地理的表示(GI)の登録を進めるとともに、諸外国との GI 相互保護 手続を活用し、我が国の高品質な農林水産品の海外でのブランド価

値を保護する。また、ブランド化に向けた地域の取組を推進する。

- ・国産農林水産物の輸出増や国内での販路拡大に向けて、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、生産現場における国際水準の GAP (農業生産工程管理)の実施及び認証取得の拡大、有機農業等の持続可能な農業の普及・拡大、HACCP (食品製造等に関する危害要因を分析し、特に重要な工程を監視・記録するシステム)に基づく衛生管理の制度化及び森林認証材の普及を推進するとともに、日本発の GAP 認証、HACCP をベースとした食品安全管理規格認証及び水産エコラベル認証の仕組みに関し、普及及び国際承認に向けた民間団体の取組や、国際標準の議論に参画できる人材育成体制整備を促進する。
- ・優良な植物品種の開発と海外における品種登録を促進し、日本産農 産物の国際競争力を強化する。

⑤ 食品表示の充実

・消費者の選択に資するよう、全ての加工食品を対象に、製品に占める 重量割合上位1位の原材料について、原料原産地表示の導入を進め る。

⑥ ジビエの利活用の促進等

・鳥獣被害防止のため有害鳥獣の捕獲を強化するとともに、捕獲鳥獣の有効活用を通じた地域の所得向上を図るため、ジビエの需要開拓を図りつつ、人材育成、流通ルールの導入など安全・安心なジビエの供給体制を整備する。これと併せて、鳥獣の捕獲から搬送・処理加工までつながるモデル地区を来年度に全国で12地区程度整備する。

iii) 輸出の促進

- ・「農林水産業の輸出力強化戦略」(平成 28 年 5 月 19 日農林水産業・地域の活力創造本部取りまとめ)及び「農林水産物輸出インフラ整備プログラム」(平成 28 年 11 月 29 日農林水産業・地域の活力創造本部決定)に基づき、輸出促進の取組を着実に実行する。
- ・日本食品海外プロモーションセンター (JF00D0) を核として、綿密な需要把握、日本食文化と一体となったブランディング・プロモーション、継続的な商流確立に向けた販売支援等を行う。また、インバウンド観光施策と一体で、お土産等の市場開拓を推進する。

iv) 林業の成長産業化と森林の適切な管理

- ・林業所得の向上のための林業の成長産業化の実現と森林資源の適切な管理のため、森林の管理経営を、意欲ある持続的な林業経営者に集積・集約化するとともに、それができない森林の管理を市町村等が行う新たな仕組みを検討し、年内に取りまとめる。この検討は、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村主体の森林整備等の財源に充てることとされた森林環境税(仮称)の検討と併せて行う。
- ・施業集約化に資するため、林地台帳の整備とともに、地理空間情報 (G空間情報) とクラウド等の ICT やリモートセンシング技術を活用した資源状況や境界の把握等を進める。
- ・ICT を活用し、素材生産業者、加工業者、需要者等が需給情報を共有するなど、木材のジャストインタイムでの供給に向けた取組を進める。
- ・木材需要の拡大のため、CLT(直交集成板)等について、量産化によるコスト削減や中高層建築物等への利用の推進とともに、「地域内エコシステム」としての木質バイオマスの熱利用等を進める。また、セルロースナノファイバーやリグニン等について、国際標準化や製品化等に向けた研究開発を進める。

v) 水産業の成長産業化と資源管理の充実

- ・漁業所得の向上のための数量管理等による水産資源管理の充実や漁業の成長産業化等を強力に進めるために必要な施策について、関係 法律の見直しを含め、検討を行う。
- ・資源評価の精度向上のため、ICTを活用し、資源、漁獲、気象等に関する大量の情報を一元的に蓄積し、分析・提供する仕組みを設ける。
- ・海上の高速通信インフラの整備状況も踏まえ、漁船への高速通信の効率的な普及に向けた検討を行う。
- ・ICTの開発・普及を推進し、経験と勘のみに頼らない漁業を実現する。
- ・水産物取引や物流の在り方の総合的な検討や ICT の活用により、最 も高い価値を認める需要者に商品が効率的に届くシステムを構築す る。

3. 観光・スポーツ・文化芸術

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。

⇒2016年: 2,404万人(2012年: 836万人)

《KPI》訪日外国人旅行消費額を 2020 年に8兆円、2030 年に15 兆円とすることを目指す。

⇒2016年:3兆7,476億円(2012年:1兆846億円)

《KPI》スポーツ市場規模(2015 年:5.5 兆円)を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す。

⇒5.5 兆円 (2015 年)

《KPI》全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流 拠点として、2025年までに新たに20拠点を実現する。

※本年度、新たに設定する KPI

《KPI》2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円 (GDP 比 3 %程度) に拡大 することを目指す。

⇒2015年:8.8兆円(2014年:8.7兆円)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

事業性の高い地域産業や良質な雇用・賃金が地域に投資・人材を更に 呼び込む好循環を作るため、地域経済への波及効果が期待できる観光・ スポーツ・文化芸術等といった地域の資源や魅力をいかした分野の成 長を後押ししていく。

観光は、「地方創生」への切り札、GDP600兆円達成に向けた成長戦略の柱であることから、観光が持つ広範な経済波及効果を念頭に、「インバウンド」と「国内観光」の両輪による観光振興を図るとともに、特定の地域に集中している国内外の旅行者を全国各地に分散・拡大させていく。

このため、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)及びそれを踏まえた「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)並びに「観光ビジョン実現プログラム2017(観光ビジョンの実現に向けたアクシ

ョン・プログラム 2017)」(平成 29 年 5 月 30 日観光立国推進閣僚会議 決定)に基づき、観光先進国の実現に向けて取り組む。その際、各地方 ブロックにおいても、関係省庁の地方支分部局をメンバーに加えた「観 光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を開催し、関連施策を省庁横断 的に効果的に推進する。

スポーツを核とした地域活性化は構想から具体化の段階に入っている。スタジアム・アリーナ改革への機運が全国で高まっている中、民間の投資や知恵を活用した魅力の高いスタジアム・アリーナを地域コミュニティの中核として地域活性化の起爆剤とするため、様々な支援策を政府横断的に講じるとともに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシーとしてスポーツ人口の拡大を図ることにより、スポーツ産業を我が国基幹産業へ成長させる。

産学官連携による文化芸術資源の活用を通じた地域活性化・ブランドカ向上やコンテンツを軸とした文化の社会的・経済的価値等の創出に向け、文化庁の機能強化を図りつつ、文化芸術産業の経済規模(文化GDP)及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大し、文化芸術・観光・産業が一体となり新たな価値を創出する「稼ぐ文化」への展開を推進する。

消費マインドの喚起策も進める。「プレミアムフライデー」が地方にも浸透するよう、好事例の横展開等を通じて官民が連携して定着・拡大を図り、働き方改革による休暇取得の促進、高付加価値の商品・サービスの提供等を通じ、ライフスタイルの変革にもつなげる。

地方公共団体や地元企業を巻き込んだ地域ぐるみの取組を法律、予算、税制措置、金融機能等の政策手段を総動員して地域経済 室 引事業を後押しし、観光・スポーツ・文化芸術等の地域資源の魅力や関連するサービス産業の付加価値・生産性を向上させることにより、世代を超えた交流人口を拡大し、国内外からより多くの人が何度も長期間にわたり訪れる地域を実現する。

i)観光

- ① 観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に
- ア) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放
- ・赤坂・京都迎賓館について、一般公開を通年で実施するほか、季節に 応じた夜間開館など魅力向上の取組を進める。また、特別開館の取組

を進める。赤坂迎賓館前の公園に観光の呼び水となるカフェ等を有する施設を整備するため、本年度に設計業務に着手する。

- ・ 桂離宮について、一日当たりのガイドツアー回数・総定員を拡充する ほか、外国人専用の英語ガイドツアーを新たに実施する。
- ・公的施設の公開の拡大に伴う維持管理費用の増大への対応と更なるサービス水準の向上を図るための料金徴収の在り方について、引き続き、 有識者の意見を踏まえ検討する。

イ) 文化財の観光資源としての開花

・文化財単体ではなく地域の文化財を一体とした面的整備やネイティブの専門人材を活用した多言語解説などの取組を1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備する。優良な取組を実施する観光拠点形成のモデルとして、4か所の地域を重点支援する。さらに、VR技術の活用、地方における国宝等の展覧促進によるその保存・活用ノウハウの地方への蓄積、文化財修理の入札など手続の改善を行う。

ウ)国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

- ・「国立公園満喫プロジェクト」で選定された8つの国立公園において、公募等により民間の知恵や資金を最大限活用し、上質なホテル誘致、アクティビティ充実、上質なガイド育成、ビジターセンター等への民間ツアーデスク設置、景観デザイン統一、外国人に配慮した施設整備、施設の維持管理や自然保全コストについて利用者が負担する仕組みの導入等を進めるほか、海外への情報発信、消費額等「質」に着目した指標の開発等を進める。8つの国立公園の事例やノウハウを他の公園に情報提供するなどして横展開する。
- エ) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上
- ・2020年を目途に全国の主要な観光地での景観計画策定を促進するほか、「景観まちづくり刷新モデル地区」10地区を重点支援する。
- ・無電柱化の推進に関する法律や地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく無電柱化を、PFI手法等も活用しつつ、推進する。

オ) 滞在型農山漁村の確立・形成

・農泊に取り組む体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等への支援を行い、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を2020年までに500地域創出するととも

に、「Savor Japan」、「日本農業遺産」などの取組を行う。

- カ) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進
- ・地域の古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設等に改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や農山村地域を中心に 2020 年までに全国 200 地域で展開する。

キ)新たな観光資源の開拓

- ・「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、ナイトエンターテインメント、伝統芸能等の新しい外国人向けコンテンツの開発、演劇、スポーツイベント等の多言語化、外国人枠の設定、夜間開催等の受入体制整備を進めるとともに、これらのコンテンツの SNS も活用した情報発信強化のための官民検討会を立ち上げる。また、国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進する。
- ク) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大
- ・2020 年までに外国人受入可能な伝統的工芸品産地を 100 か所以上に 拡大するため、伝統的工芸品等の産地への海外有識者の招へい等を行 う。

ケ) 広域観光周遊ルートの世界水準への改善

- ・全国 11 の地域における広域観光周遊ルート形成計画について、それ ぞれにおけるモデルコースを中心に、滞在コンテンツの充実等の取組 を支援するほか、地域の魅力や課題の発見、施策の提案を行うととも に、地域関係者の能力向上の支援を行う。
- ・街道、社寺、酒蔵、古民家、アニメ、サイクリング等のテーマ別観光 に取り組む地域をネットワーク化し、情報発信強化による地方誘客を 目指す。
- コ)「観光立国ショーケース」の形成の推進
- ・釧路市・金沢市・長崎市における「観光立国ショーケース実施計画」に対して、3都市と民間事業者とのマッチングの場の創設による民間 投資の促進のほか、関係省庁が連携を取りつつ、優先的に支援を行う とともに、必要な規制改革について速やかに対応を進める。

サ)東北の観光復興

・東北6県の外国人宿泊者数を2020年に150万人泊(2015年の3倍) とするため、観光資源の磨上げ、受入環境整備、広域観光周遊ルート 形成の促進、旅館の再生・活性化、デスティネーション・キャンペーンによるプロモーション等に取り組むとともに、仙台市及び仙台空港を含む周辺エリア(「復興観光拠点都市圏」)への重点支援のほか、福島県における国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施する。

② 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

- ア) 観光関係の規制・制度の総合的な見直し
- ・通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律により、通訳案内士 以外の者による有償ガイド行為を全国において可能とするほか、通訳 案内士の質の維持・向上を図る。また、ランドオペレーターの登録制 度の導入により業務の適正化を図るとともに、地域に密着した事業者 が着地型旅行商品を企画・提供しやすい制度を整備する。
- ・ICT の活用、宿泊施設間の連携等による生産性向上のほか、宿泊産業のビジネスモデルの変換の促進に取り組む。
- イ) 民泊サービスへの対応
- ・住宅宿泊事業法により、住宅宿泊事業を営む者に係る届出制度並びに 住宅宿泊管理業を営む者及び住宅宿泊仲介業を営む者に係る登録制 度を設ける等の措置を講じ、民泊サービスの適正な運営を確保する。
- ウ) 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化
- ・トップレベルの観光経営人材の恒常的な育成拠点を一橋大学及び京都大学の大学院段階 (MBA を含む。)に来年度から形成するため、実践的・専門的な教育プログラムの開発等を行うとともに、既存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けカリキュラムポリシーの策定を促進するほか、学校教育法の一部を改正する法律により、実践的な職業教育を行う専門職大学を創設する。
- エ) 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の 提供
- ・日本ならではの宿泊体験や上質なサービスを提供する宿泊施設等多様 なニーズに合わせた宿泊施設を地方を含めた全国各地で提供するこ とに向け、官民ファンド、関係機関等からのまちづくりと一体となっ た投融資及びノウハウ支援等により、宿泊施設に対する投資の促進を 図る。
- オ)世界水準のDMOの形成・育成
- ・2020 年までに世界水準 DMO を全国で 100 組織形成するため、日本版

- DMO 候補法人に対するワンストップ相談対応、「DMO ネット」の機能強化、「地方創生推進交付金」等を活用した総合的な支援を行う。
- ・都道府県単位の入込客数及び旅行消費額に関する統計調査を来年1月 より本格実施する。
- カ)「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開
- ・地域経済活性化支援機構 (REVIC) が有する観光まちづくりに関する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を来年度以降も安定的・継続的に提供できる体制を整備する。
- キ) 次世代の観光立国実現のための財源の検討
- ・昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長戦略や地方創生の柱となる状況を踏まえて、今後さらに増加する観光需要に対して高次元で観光施策を実行するために必要となる国の財源の確保策について検討を行う。
- ・検討に当たっては、他の観光先進国の取組も参考にしつつ、観光立国 の受益者の負担による方法により、観光施策に充てる財源を確保する ことを目指す。
- ク) 訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化 ・欧米豪や富裕層を含めた「訪日旅行に関心がない層」を取り込むべく、
 - 外国人有識者アドバイザリーボード、マーケティングやICTの専門人材の活用等によるプロモーション実施体制の強化、デジタルマーケティングを活用した各市場のニーズ把握により、在外公館や民間企業等と連携しつつ、国別戦略に基づいた現地目線でのプロモーションを市場ごとに展開する。外国人の視点を入れたJNTOウェブサイトの抜本的リニューアル、ブロガーやSNSの活用を進める。また、地方公共団体・DMOとの連携やコンサルテーション等の地方支援を行う部署の設置により、地方が行うプロモーションの質の向上を実現する。なお、プロモーションの実施に当たっては成果の管理と施策への反映を徹底する。
- ・「ホストタウン」の推進を通じ海外への情報発信等を強化する。

ケ) MICE 誘致の促進

・「MICE 推進関係府省連絡会議」において、本年度中に政府横断的な支援策をアクションプランとして取りまとめる。また、「グローバル MICE 都市」を中心に MICE 誘致・開催力を世界水準に引き上げるほか、ユニークベニュー施設での会議等の開催促進のための支援を行う。

コ) ビザの戦略的緩和

・訪日プロモーション事業の重点 20 か国・地域のうち、訪日に当たって ビザが必要な 5 か国 (中国・フィリピン・ベトナム・インド・ロシア) を対象に、政府全体で、プロモーションによる認知度向上や受入環境 の整備と連動して、ビザ緩和を積極的に実施する。

③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に ア) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

- ・空港での入国審査待ち時間 20 分以内を目指し、バイオカート対象空港の拡大の検討、プレクリアランスの早期実現、顔認証技術の導入、外国人出国手続等における自動化ゲートの利用拡大に向けた検討等を進める。また、成田・関西空港において入国諸手続所要時間公表システムの導入に向けた準備を進める。
- ・ボディスキャナーを 2019 年までに全国の主要空港へ導入するほか、 2020 年までにその他の先進的な保安検査機器の導入を進める。
- イ)キャッシュレス環境の飛躍的改善(海外発行カード対応 ATM の設置 促進を含む)
- ・3メガバンクの海外発行カード対応 ATM を 2020 年までに全 ATM 設置 拠点の約半数で整備(計約3千台)することを目指し、3メガバンク に対し、来年中にその大半を設置するよう着実な取組を促す。
- ・2020年までに、外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設及び観光スポットにおいて「100%のクレジットカード決済対応」及び「100%の決済端末の IC 対応」を実現することに向け、決済端末の設置を働きかける。
- ウ) 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現
- ・2019 年度までに約3万か所の防災拠点等におけるWi-Fi環境の整備を推進する。また、来年までに既設のWi-Fiアクセスポイント等20万か所以上で認証連携の仕組みを構築するほか、新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の2020年までの解消を目指す。
- ・「グローバルコミュニケーション計画」(平成26年4月11日総務省発表)に基づき、多言語音声翻訳システムの研究開発と普及拡大に向けた実証実験等を行う。
- ・JNTO 認定の外国人観光案内所を本年度中に1,000 か所程度とすることを目指し、宿泊施設等への案内所の整備を促進するほか、観光拠点情

- 報・交流施設の整備や観光地周辺の公衆トイレの洋式化等を促進する。
- ・ムスリム旅行市場からの誘客のための省庁横断のアクション・プラン を本年度中を目途に策定する。
- ・自転車活用推進法に基づく取組を通じて、国内外のサイクリストにも 安全で快適な自転車利用環境を創出する。
- エ) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実
- ・医療通訳等の配置支援等を通じて、受付対応等も含めた「外国人患者 受入れ体制が整備された医療機関」を 2020 年までに 100 か所で整備 する目標を前倒し、本年度中の達成を目指す。また、外国語診療が可 能な「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」(約 900 か所)を更に充実す る。
- オ) 高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備
- ・本年3月から国内での購入が可能となった「ジャパン・レールパス」 の一層の認知度向上を図るとともに、外国人旅行者が購入しやすい環 境の整備を促進するほか、共通乗車船券等の造成・情報発信等により、 観光地へのアクセスの利便性向上を図る。
- ・「高速道路ナンバリング」や道路標識の表記の改善を 2020 年の概成に 向けて実施する。高速道路会社が、国、地方公共団体、レンタカー事 業者等と連携して地方の高速道路において周遊ドライブパス等の企 画割引を展開する。
- ・国家戦略特別区域法第 16 条の 2 に基づく道路運送法の特例措置である「自家用有償観光旅客等運送事業」の活用を図る。
- カ) 地方空港等のゲートウェイ機能強化
- ・「訪日誘客支援空港」に対し、着陸料の割引・補助、CIQ施設整備等への支援を行い、新規就航・増便の促進、航空旅客の受入環境高度化を図る。また、北海道における複数空港の一体運営(コンセッション等)の実現に向け、本年中にマーケットサウンディング等を実施する。
- ・羽田・成田両空港の処理能力を2020年までに各4万回拡大する。羽田空港では、飛行経路見直しに必要な施設整備、環境対策の推進、丁寧な情報提供、民間と協力したターミナルビル拡充に取り組む。拡大される発着容量は、訪日外国人旅行者数の目標達成を戦略的に進めるために重要な路線や、国際競争力の強化に資する日本発の直行需要が高い路線への活用を主眼とし、関係国との協議に向けて準備する。成田空港では、第3滑走路整備、夜間飛行制限の緩和等について、地方公

共団体の要望等を踏まえ、関係機関と速やかに検討を進め、更なる機能強化に取り組む。

- ・羽田空港での駐機可能スポットの増設等や、成田空港での関係者間の協議を進め、首都圏のビジネスジェットの受入環境改善を図る。
- ・中部空港におけるLCC専用旅客ターミナルの整備、新千歳空港におけるエプロン拡張、誘導路の新設やCIQ施設の整備、新石垣空港におけるエプロン拡張等を推進し、地域の拠点空港等の機能強化を図る。
- ・成田空港・羽田空港を世界に誇る日本の玄関口とするため、関係者連絡会を活用して、鉄道・バスによる空港アクセスの改善等に取り組むとともに、空港をゲートウェイにした情報発信拠点を整備する。

キ) クルーズ船受入の更なる拡充

- ・係船柱や防舷材、桟橋等の整備を推進するほか、移動式ボーディング ブリッジ等の設置を支援する。また、クルーズ船社と港湾の「マッチ ング」サービスの提供等によってクルーズ船寄港の「お断りゼロ」を 実現する。
- ・民間による旅客ターミナルビル等の整備に対する無利子貸付制度の活用を進めるとともに、港湾法の一部を改正し、旅客ターミナルビル等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める協定制度の創設を通じて、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を図る。

ク) 公共交通利用環境の革新

・全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とすべく、東海道山陽新幹線での本年夏までの開始及び九州新幹線での早期 導入に向け、関係鉄道事業者との調整を進める。また、手ぶら観光カウンターの主要交通結節点への設置を促進するほか、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等におけるバリアフリー化、無料公衆無線 LAN 環境の整備、多言語表示の充実等を図る。

ケ)休暇改革

・大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育 現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、来年度から地域ごとに 「キッズウィーク」を新たに設定し、学校の夏休みなどの長期休業日 の一部を学期中の平日に移して設定する学校休業日の分散化や分散 化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、休日における多 様な活動機会の確保を図るとともに、これらの取組を官民一体となっ て推進する。

- コ) オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進
- ・「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」(平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定)の施策を着実に推進するほか、バリアフリー法を含む関係諸制度の検討を行うとともに、バス・タクシーのバリアフリー車両の導入促進、主要鉄道駅や観光地周辺のバリアフリー化、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路の連続的・面的なバリアフリー化等を進める。

ii)スポーツ産業の未来開拓

- ① スポーツを核とした地域活性化(「スポーツ未来開拓プラン」の実 行)
- ・スポーツを核とした経済活性化の起爆剤となるスタジアム・アリーナを、スポーツのほか音楽イベントや健康づくりなど、賑わいやコミュニティ創出の拠点とするスタジアム・アリーナ改革を進める。具体的には、スタジアム・アリーナのプロフィットセンター化に向け、地域のニーズに応じた専門家の派遣や、施設の効率的整備・運営に向けた公共施設等運営権方式等のPPP/PFIの活用、施設の集客機能・利便性の向上に向けた高速無線 LAN や 4 K・8 K 等の高度な映像・配信技術等の活用、本年改正した都市公園法の制度の活用、ネーミングライツ(命名権)等による民間活力の導入促進、地域未来投資促進法の活用等を通じた地域経済を 童 引する地域ぐるみ事業の集中的支援等を通じて、施設整備の計画策定や地域における官民連携に向けた支援を行う。
- ・「部活動指導員」の制度化を契機として、部活動指導の質の向上及び新たなスポーツ指導ビジネスの創出を通じて、子どものスポーツ実施率の向上を目的に、地域特性に応じた学校と地域のスポーツ団体・企業等との協働に向けた取組を進める。
- ・こうしたスポーツを核とした地域活性化に向けた政府一体の取組を、「スポーツ未来開拓プラン」として、本年より実行していく。

② スポーツコンテンツホルダーの経営力強化、新ビジネス創出促進

・スポーツ関連団体の経営人材の充実に向けたインフラを整備するべく、 学位 (スポーツ MBA) の創設も見据えた、育成、マッチング、研究開 発を柱とする教育機関の設立に向け、スポーツ団体・大学・研究機関 等と連携して検討を進める。

- ・大学スポーツについて、適切な組織運営管理や健全な大学スポーツビジネスの確立等を目指す大学横断かつ競技横断的統括組織(日本版NCAA)の平成30年度中の創設を目指し、産学官連携協議会を設置し制度設計を進める。大学におけるスポーツ分野のキャリア形成・地域貢献・資金調達力の向上等の取組を戦略的かつ一体的に管理・統括する部局の設置や人材の配置について、今後5年間で100の大学が取り組むよう推進する。
- ・スポーツ分野における AI・IoT、ビッグデータ等の研究や、バイタルデータ等の利活用について、スポーツの現場における実証や、事業化を促進するため、スポーツ団体、企業、関係省庁、大学の連携による「スポーツオープンイノベーションプラットフォーム(仮称)」の構築に向けた検討を行う。
- ・「スポーツツーリズム」を活性化・定着化させるための官民協働による プロモーション戦略を本年度中に策定し、実施する。また、地方公共 団体・スポーツ団体・観光産業等が連携した「地域スポーツコミッション」の取組支援、スポーツ・文化芸術・観光の分野における更なる 連携・融合を促進する。
- ・アスリートが競技に専念できる環境の整備と引退後のキャリアの構築について、個々の選手に適した取組を行うため、スポーツ団体や企業等の関係機関が連携した検討を行うとともに、デュアルキャリアや学び直し、学校・地域等における活躍の場の拡大など現役時代と引退後をつなぐアスリートキャリア支援の方策について検討を行う。

③ スポーツの海外展開の促進

- ・日本独自のスポーツコンテンツ(体育、部活動、運動会、町道場等) の教育的効果等の付加価値を地域の実情に応じて海外展開すること について、国際交流との連動も視野に、官民連携によるスポーツ国際 協力戦略を検討する。
- ・スポーツのライブ中継がコンテンツとしての強みを持つことをいかし、 海外地域での放映権ビジネスの拡大を狙い、我が国プロスポーツリー グ等におけるインバウンド促進等の戦略的取組について検討を行う。

④ スポーツ実施率の向上

・女性のスポーツ実施率の向上について、国民及び幅広い関係者に対し

てメッセージを発信する「女性スポーツキャンペーン」を検討し、本 年度中を目途に結論を得る。

- ・スポーツ関係機関の役職員等の女性比率に関する目標・対策等の方針 について、スポーツ関係機関と共同で検討し、本年度中を目途に結論 を得る。
- ・障害者のスポーツ実施率の向上に向けて、スポーツ関係団体、経済界等と連携し、障害のある子供たちが参加する全国的なスポーツイベントの開催を推進するとともに、全ての特別支援学校を地域の障害者スポーツの拠点として活用するための支援を行う。

iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化

① 文化芸術資源の活用の更なる促進に向けた体制・制度の整備

- ・我が国の誇る文化ストックの継承・発展と創造による社会的・経済的価値等の創出に向け、民間部門の創意工夫により新たな需要の創出を図りつつ、文化芸術産業の経済規模(文化 GDP)及び文化芸術資源の活用による経済波及効果を拡大するため、関係省庁の連携により「文化経済戦略(仮称)」を本年中に策定する。
- ・文化芸術資源を活用した新たな需要やイノベーションの創出のため、 学芸員の質的向上や高度プロデューサー人材等の育成をはじめ、多様 な人材の戦略的な育成・確保を図る。
- ・文化財の更なる公開・活用を促進するため、地方公共団体、博物館・ 美術館等の文化財所有者・管理者の相談への一元的な対応や情報発信 を行う文化財公開・活用に係るセンター機能の整備に取り組むととも に、文化財保護制度について持続的活用の観点から見直しを進める。 文化財の適切な周期での修理・整備・美装化及び防災・防犯に取り組 むとともに、ユニークベニューや多言語解説等の優良事例の普及や、 VR や「クローン文化財」(高精度な文化財の複製)の技術等を活用し た公開を促進するための検討を行う。

② 文化芸術資源を核とした地域活性化・ブランド力向上

・「上野文化の杜」等をモデルとして、文化クラスター(文化集積地区) 創出に向けた地域文化資源の面的・一体的整備を関係省庁が連携して 集中的に支援する。文化芸術に対する国・地方の支援策への専門家に よる助言・審査・評価等(アーツカウンシル機能)の連携・強化、日 本遺産のブランド力向上に取り組むとともに、文化施設の多言語対応 や夜間開館等の推進に向けたマネジメント改革等を促すガイドラインを本年度中に策定する。

- ・イノベーションを促進するため、高度デザイン教育に取り組む大学等高等教育機関によるプラットフォームの構築等を支援し、モデルとなる教育カリキュラムを検討するとともに、地方大学も含めた横断的な産学連携を図り、高度デザイン人材の育成を図る。また、企業のブランド力向上に資するデザインの保護・活用の在り方を検討する。
- ・「beyond2020 プログラム」の認証組織を拡大すること等により、日本文化の魅力を国内外に発信する「文化プログラム」を全国展開し、地域活性化や共生社会の構築につなげる。また、海外の第一線で活躍する文化人の参画、在外公館やジャパン・ハウスの活用等により、日本文化の国内外への戦略的な発信を強化し、文化による日本ブランドの構築を図る。
- ・国際文化交流の祭典の実施を推進する体制の整備等を促進するとともに、2020年までに、海外派遣される「文化交流使」による発信強化、外国人アーティスト及び著名外国人の招へい等の双方向型の文化交流を強力に推進する。
- ・障害者の文化芸術活動の機会の拡大に向け、文化芸術の作品等に関する説明の提供・創造活動の充実や施設の利用環境の整備、優れた芸術作品を商品化し、その利益を創作者や施設等に還元する取組等を促進する。

③ コンテンツを軸とした文化芸術産業の強化

- ・地域コンテンツの新たな市場開拓のため、急拡大するアジアのコンテンツ市場開拓に向けた各国との官民対話を拡充するとともに、国内外におけるビジネスマッチングイベントの開催や、業界団体等とともにVR/AR 等の先進的なコンテンツ技術を活用するためのガイドラインを整備する。
- ・コンテンツ産業や観光の振興、地方創生等につながる映画やマンガ・ アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野の国内外への発信機能の強化等 を図る。
- ・我が国の知的資源・文化芸術資源を一元化し新規ビジネス・サービス を創出するため、各分野でのデジタルアーカイブ化や、国立国会図書 館を中心とした分野横断の統合ポータル構築を推進する。

IV 海外の成長市場の取り込み

(1) KPI の主な進捗状況

- 《KPI》2018年までに、FTA比率70%(2012年:18.9%)を目指す。
 - ⇒2016年度末時点:40.0%
 - ※日本の貿易総額に占める、2016 年度末時点における EPA/FTA 発 効済・署名済の国との貿易額の割合(2016 年貿易額ベース)
 - ※6本の経済連携交渉を早期妥結に向け推進中(交渉中のものを 含めると85%)。
- 《KPI》2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する (2012 年末時点 19.2 兆円)。
 - ⇒2016 年末時点: 27.8 兆円
- 《KPI》2020年までに中堅・中小企業等の輸出額2010年比2倍を目指す。
 - ⇒2014 年度:14.9 兆円(2010 年度:12.6 兆円)
- 《KPI》2020 年に約30兆円(2010年:約10兆円)のインフラシステムの受注を実現する。
 - ⇒2015年:約20兆円
 - ※KPIは「事業投資による収入額等」を含む。
- 《KPI》2020 年度までに放送コンテンツ関連海外売上高を 500 億円 に増加させる。
 - ⇒2015 年度:288.5 億円
 - ※従来の KPI (「2018 年度までに放送コンテンツ関連海外市場売上高を現在 (2010 年度) の約 3 倍に増加させる。」) は、2015 年度実績で達成。 (2010 年度: 66.3 億円、目標: 約 200 億円)

(2) 新たに講ずべき具体的施策

日本企業の活力を海外展開し、新興国を中心に拡大を続ける海外の成長市場を獲得し、その恩恵を我が国の地域に取り込み好循環の拡大を図る。

この目標を達成するため、我が国企業の比較優位とも言える IoT 等 Society 5.0 時代の高度技術をいかした海外展開を図り、これら技術を 有しながらこれまで海外展開に踏み切れなかった中堅・中小等我が国企業の海外展開を支援し、また、対内直接投資の誘致やクールジャパン

の推進等において、日本の魅力を高める施策を講ずる。

具体的には、i)「我が国企業の海外展開支援」として、インフラシステム輸出の拡大、貿易・投資の国際ルールづくり、データ利活用促進に資する国際的な共通認識形成・ルール整備、中堅・中小企業支援及び先端分野の高度外国人材を活用すべく積極的に受け入れる取組、ii)「日本の魅力をいかす施策」として、対内直接投資誘致強化、クールジャパンの推進、クリーンで魅力ある「日本型 IR」(特定複合観光施設)の整備推進、2025 年国際博覧会の誘致及び海外日系社会との連携を通じた成長市場の取り込みをそれぞれ検討・推進する。

i) 我が国企業の国際展開支援

- ① インフラシステム輸出の拡大
 - ・インフラシステム輸出による経済成長の実現とともに我が国企業の競争力強化のため、将来にわたり勝ち続けるインフラシステム輸出を目指し、他の競合国と差別化を図るべく、「インフラシステム輸出戦略(平成29年度改訂版)」(平成29年5月29日経協インフラ戦略会議決定)における重点施策を、テロ対策を含む安全対策に十分配慮の上、官民一体となって推進する。また、「自由で開かれたインド太平洋戦略」の下での地域の連結性強化にも留意する。
- ・電力、鉄道、情報通信等の主要産業・重要分野において、IoT、AI等の高度なICTの活用も念頭に、我が国インフラ輸出産業が将来にわたる競争力強化に向けて進むべき方向性を示した海外展開戦略を策定する。
- ・同戦略も踏まえたインフラシステム輸出の展開に向け、トップセール スを推進し、また政策支援ツールを一層有効活用するとともに、次の 取組を行う。
 - 「質の高いインフラ投資」の概念を国際的に普及させつつ、インフラの「質」が正当に評価されるよう、相手国の入札制度改善・体制強化等に向けた支援に引き続き取り組む。その際、適切なメンテナンス・更新の必要性に係る理解促進・情報共有に努める。
 - 「面的開発」(都市形成・改善、地域開発、回廊・拠点開発)の推進をはじめ、「最上流段階」である開発計画の策定や既存計画の見直し、法制度整備支援、人材育成等の推進や、新興国が選好する PPP 案件への提案力・実行力の強化に取り組むことにより、我が国企業の受

注機会拡大を目指す。

- その他、ア)インフラ案件に関する相談窓口、法的側面支援等に関する機能・体制の充実等の官民のコンサルティング機能強化、イ)我が国企業が新たな市場に進出し一層の競争力強化を図るための他国と連携した第三国への取組の推進、ウ)鉄道、空港、都市・住宅、下水道等の分野で案件形成から完工後の運営・維持管理までを公的機関・企業がより本格的に実施できるようにする制度的措置の検討を含め更なるインフラシステム輸出を推進する体制構築を進める。

② 経済連携交渉、投資関連協定、租税条約の締結・改正の推進

- ・自由で公正な市場を、アジア太平洋地域をはじめ、世界に広げていくため、我が国が締結した TPP 協定の発効に取り組むとともに、参加国・地域の拡大について議論を進めていく。また、日 EU・EPA、RCEP、日中韓 FTA などの経済連携交渉を、戦略的かつスピード感を持って推進する。我が国は、自由貿易の旗手として、こうした新しい広域的経済秩序を構築する上で中核的な役割を果たし、包括的で、バランスのとれた、高いレベルの世界のルールづくりの 牽 引者となることを目指す。包摂的でイノベーション志向の成長をアジア地域に実現し、また質の高い RCEP を実現するための対 ASEAN 協力を具体化していく。
- ・「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」 (平成28年5月11日公表)の下、2020年までに100の国・地域を対象とする投資関連協定(投資協定及び投資章を含む経済連携協定)の署名・発効を目指し、体制を強化しつつ交渉に取り組む。現在交渉中の協定を含めると合計82の国・地域をカバーする見込みであるところ、本年内に、相手国と協議の上、更に13か国との間で新規に交渉を開始することを目指す。
- ・租税条約については、我が国との投資関係の発展が見込まれる国・地域との間での新規締結や既存条約の改正を通じ、我が国企業の健全な海外展開を支援する上で必要な租税条約ネットワークの質的・量的な拡充を進める。

③ データ流通・利活用に係る国際的共通認識・ルールの形成

• IoT やビッグデータ等、技術革新による成長に向けた潜在力を最大限

に発揮するため、サイバーセキュリティを確保する等の正当な公共政策目的がある場合を除き、情報の自由な流通の促進、データ・ローカライゼーション(サーバー設置要求)やソースコードアクセス・移転要求といったデータ保護主義的政策の禁止等の国際ルール形成に努める。

- G20、G7、OECD、APEC、WTO 等の国際フォーラムや EPA/FTA 等で共通認 識を形成し協力を進める。
- ・WTO や経済連携交渉等を通じて、デジタル貿易ルール形成を ^産引する。

④ 中堅・中小企業の海外展開支援

- ・「新輸出大国コンソーシアム」について、よりきめ細やかな支援を行う べく検討する。
- ・日本貿易振興機構(JETRO)によるサービス分野におけるマッチング等の海外展開支援に関し、ア)ロシア・中東欧、中南米等の新たな市場の開拓、イ)アジアの新興国での医療・介護分野の支援、ウ)スポーツ及び IoT の重点支援分野化を行う。
- ・その他、中堅・中小企業に対する次の支援策を検討・推進する。
- -安全対策(「中堅・中小企業安全対策ネットワーク」の更なる拡大を図りつつ、安全対策マニュアルの配付・拡充やセミナー・研修・訓練実施等を通じ情報発信・共有を強化、ODA等による途上国でのテロ対策支援)
- -現地トラブル対策(在外公館、JETRO や法曹を含む専門家等による進出日本企業向け法務・労務・税務相談等コンサルテーション及び調査研究)
- ービジネス関係者の移動の促進 (APEC ビジネストラベルカード発行対象の中堅・中小企業への拡大による申請数の増加を受けた迅速な発行)

⑤ 高度外国人材の活用

・「Open for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある外国 人の生活環境、就労環境、極めてオープンとなってきている高度外国 人材に係る入管制度等について、在外公館・JETRO 等と連携しながら 積極的に対外発信を行い、高度外国人材を更に呼び込む。【再掲】

ii) 日本の魅力をいかす施策

① 対内直接投資誘致の強化

- ・「規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめ」(平成29年4月24日対日直接投資推進会議規制・行政手続見直しワーキング・グループ決定)を踏まえ、規制・行政手続等に関し外国企業が直面するビジネス上の課題を効果的に解決する。また、JETROに「外国企業パーソナルアドバイザー制」を導入し、重点10分野の英語情報発信や、誘致担当者と専門家チームによる、関係省庁等との連携を通じた外国企業へのコンサルテーションの充実及び個別課題の解決を図る。
- ・特に、外国企業の研究開発等高付加価値部門を積極的に誘致し、我が 国のイノベーションにつなげる。
- ・「対日直接投資の拡大に向けた誘致方策(「改革2020」プロジェクト)」については、ア)2019 年から 2020 年に開催される Regional Business Conference に向けて、自治体交流を外国企業とのビジネス交流につなげるべく、ビジネス交流イベント等を実施する。また、イ)2020 年のグローバル・ベンチャー・サミットにつなげるべく、大企業や投資家、ベンチャー企業等のマッチングイベント等の集中的な実施を検討する。

② クールジャパンの推進

- ・コンテンツや食、デザイン、観光等、我が国の魅力を、在外公館やジャパン・ハウス等も活用して国内外に発信し、お互いの相乗効果も図りつつ、地域産品の販路拡大や訪日外国人の増加等を通じた経済成長につなげる。その際に不可欠なクールジャパン関連産業の事業創出や持続的発展に資する取組を、クールジャパン機構やクールジャパン官民連携プラットフォーム等を有効活用しつつ推進する。
- ・「クールジャパン人材育成検討会第一次とりまとめ」(平成 29 年 5 月 26 日クールジャパン人材育成検討会決定)に基づき、プロデューサー等の育成支援、産業ニーズを踏まえた実践的な高等教育の仕組み作り、地域の魅力や新たなブランドをプロデュースし海外に展開できる人材の育成・活用、外国人材活用・集積等、クールジャパン人材の育成・集積を戦略的に推進する環境整備を図る。
- ・地域経済活性化に直結する取組として「クールジャパン拠点構築検討 会最終報告書」(平成 29 年 5 月 17 日クールジャパン拠点構築検討会

- 決定)に基づき、ジャパン・ハウスを含む内外拠点や産業間の連携、 地域産品データベース構築等を推進する。
- ・映画の海外展開促進のため、「映画の振興施策に関する検討会議報告書」(平成29年3月28日映画の振興施策に関する検討会議決定)に基づき、国際共同製作の基盤整備、内外作品のロケの促進、フィルムセンターの機能強化、映画祭を通じた日本映画等への関心の掘り起こし等を推進する。
- ・コンテンツの海外展開について、ローカル放送局等への支援策の充実 や海外市場を念頭に置いたコンテンツ製作のための資金調達・権利処 理スキームの環境整備の検討等を通じて、放送コンテンツに関する新 たな海外売上高目標達成など一層の海外展開の促進に向けて取り組 す。
- ・「日本産酒類の輸出促進連絡会議改訂対応方針」(平成29年3月28日日本産酒類の輸出促進連絡会議決定)に基づき、日本食品海外プロモーションセンター(JF00D0)の活用等による販路開拓・市場の拡大、地理的表示制度活用促進等による品質・ブランド力向上、酒蔵ツーリズム推進等を通じ、日本産酒類の一層の輸出拡大を図る。

③ クリーンで魅力ある「日本型 IR」(特定複合観光施設)の整備推進

- ・昨年末にIR推進法が成立したことを受け、国民の理解を得つつ、制度 設計について、本年夏頃の大枠取りまとめを目指して検討を進める。
- ・家族連れで楽しめるエンターテインメント施設や、国際会議場・展示場等を一体的に運営し、日本の伝統・文化・芸術をいかしたコンテンツを導入することで、国際競争力の高い滞在型観光を実現する。また、大規模な民間投資により大きな経済効果を創出し、IRからの送客で全国に経済効果をもたらすとともに、カジノ収益の幅広い公益目的への還元を図る。その際、世界最高水準のカジノ規制の導入、それを的確に執行するための体制の整備、依存症などの様々な懸念への万全の対策を行う。

④ 2025 年国際博覧会の誘致

・2025年国際博覧会の日本開催を、Society 5.0 がもたらす未来の社会・ 経済システムやライフスタイル等の姿を世界に発信し、イノベーショ ンを促進する機会にすることにより、海外の成長市場を取り込む起爆 剤とする。

・来年11月予定のBIE (博覧会国際事務局)総会における開催地決定投票に向けて、政府は自治体や経済界とともにオールジャパンの体制で国内外の支持獲得に向けた必要な措置を講じる。

⑤ 海外日系社会との連携を通じた成長市場の取込み

・中南米諸国等の日系社会と連携して、これら諸国の市場を開拓するべく、在外公館やジャパン・ハウス、独立行政法人国際交流基金等も活用し、日本文化・コンテンツ・イベントの PR、日本語教育、在外教育施設の教育機能の強化、日本事情の発信、日系農業者と日本企業とのビジネス交流や研修、日系人のインバウンド観光、留学需要の掘り起こしや科学技術分野の交流等を拡充・推進するとともに、地方公共団体等と連携しながら、日本とゆかりのある方々を含む日系社会とのネットワーク強化のための施策等を拡充・推進する。

中短期工程表

- ※ 全政策分野に関して2013年度から現時点までの進捗状況を示すとともに、当面3年間 (2019年度まで) と2020年度以降の詳細な施策実施スケジュールを整理したもの。 政策群ごとに達成すべき成果目標 (KPI) を設定する。
- ※ KPIのうち下線を付したものは、「日本再興戦略2016」の中短期工程表から追加・変更 したもの。

| I .Society 5.0に向けた戦略分野 | Ⅱ.Society 5.0に向けた横割課題 |
|--|---|
| 1. 健康・医療・介護・・・・・・・2 2. 移動サービスの高度化、「移動弱者の解消」、物流革命の実現・12 | B. 価値の最大化を後押しする仕組み 1. 規制の「サンドボックス」制度の創設・・・・・・・114 |
| 3. 世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現・・・・・・・17 4. インフラの生産性と都市の競争力の向上等・・・・・・19 | 2. 規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進・・・・・・・115 3. 「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝・120 |
| 5. FinTechの推進等・・・・・・・・・・・28 6. エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大・・・・・・・31 7. ロボット革命/バイオ・マテリアル革命・・・・・・・・・56 | 4. 公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)・・・・・・1345. 国家戦略特区による大胆な規制改革・・・・・・・1366. サイバーセキュリティの確保・・・・・・・・・・137 |
| 8. 既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化・63 | 7. シェアリングエコノミー・・・・・・139 |
| II.Society 5.0に向けた横割課題 | Ⅲ.地域経済好循環システムの構築1. 中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/ |
| A. 価値の源泉の創出 1. データ利活用基盤の構築・・・・・・・・・・66 2. 知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保・・・・・・・72 3. 人材の育成・活用力の強化・・・・・・・77 | 1. 中全企業・中小企業・小規模事業者の単新/ サービス産業の活性化・生産性向上・・・・・・・・・140 2. 攻めの農林水産業の展開・・・・・・・・・・・・・157 3. 観光・スポーツ・文化芸術・・・・・・・・・・164 |
| 4. イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム・・・・・99 | Ⅳ. 海外の成長市場の取り込み ・・・・・・・・・190 |

中短期工程表「健康・医療・介護」①

| | 0010年度 0010年度 | | KDI |
|---------|--|---|-------------------------------|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 税 | |
| | | | |
| | 健康・医療戦略推進本部の下に設置された次世代医療 基盤協議会(2015年1月~)等において継続的に検討 | CT / 次世代ICT基盤協議会及びその下のワーキンググループにおける包括的な検討・調整等、 / 医療・介護・健康分野のデジタル基盤の構築・利活用 | |
| | | | |
| | <医療等分野におけるIDの導入> ■ 医療等分野における番号制度の活用等に関する | 療保険オンライン資 【 | |
| | 研究会において報告書を取りまとめ(2015年12日) | 確認システムの整備 医療保険オンライン資格確認システム 確認の基盤も活用し、医 野のIDに | |
| | 医療保険オンフィン貧格確認システムの整備に向けて、 | 同けて、具体的なシ テムの仕組み・実務 について開発・構築 について検討 に導入 格導入 | • 国民の健康寿命 |
| | | に使 | * <u>国民の健康寿命</u> を2020年までに |
| | くビッグデータ活用等> | 3.40 | 1歳以上延伸し、 |
| | 「医療等分野データ利活用プログラム」を策定(2016年3世代医療ICT基盤協議会) | ま者データの長期追跡、各データベース間の連携、民間利活用の拡大に向けて引き続き検討 | <u>2025年までに2</u> |
| | | | <u>歳以上延伸</u> |
| デ | 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関 法律の成立(2017年4月) | 新法の円滑な施行 | • 全国保健医療情 |
| 171 | | | 報ネットワークの |
| ター | | 保健医療データプラットフォームの整備に向けて実証実施実証結果等踏まえ設計 | 2020年度からの |
| 利 | | | <u>本格稼働</u> |
| │ | 人图 L O 医病 健康体制 O 体 A M A 活 图 > | | • 2020年度までに |
| タ利活用基盤の | <個人の医療・健康等情報の統合的な活用> | | 400床以上の一 |
| 盤 | ● 各地の医療情報連携ネットワークで共有されている | 全国規模のネットワーク整備に向けて実証実施実証結果等踏まえ設計 | 般病院における |
| の | の調査等を実施 | クラウド型EHRモデルの構築、 EHR間の相互接続基盤の在り方検討 全国への普及展開の促進 本格稼働 本格稼働 | 電子カルテの普 及率を90% |
| 構築 | • 在宅医療・介護の関係者による情報連携を図るため | | <u> </u> |
| | │ 標準規格の検討 ・ 平成28年度診療報酬改定において、画像情報・検査・ | 在宅医療・介護分野における多職種が共有すべき情報項目等の標準化の推進 | |
| | 果等の電子的送受に関する評価等を実施 | 引き続き、診療報酬上のICTを活用した医療情報の共有の評価の在り方を検討 | |
| | • 各都道府県が策定する医療計画に地域医療情報連 | | |
| | ネットワークの今後の取組を記載することを促進 | システム仕様等の標準化、クラウド化等によるネットワークの整備・運営コストの低減 | |
| | | 電子版お薬手帳の普及推進 | |
| | 「クラウド時代の医療ICTの在り方に関する懇談会」におし | | |
| | 「グラント時代の医療に「の任り力に関する恋談会」にあり 個人が自らの健康・医療・介護情報を収集・活用する仕紙 | 個人か目りの健康・医療・介護情報を収集・活用する性組み \ 社会実装 \ | |
| | (PHR)等について検討結果を取りまとめ(2015年11月) | (PHR)の実現に向けたモデル研究を実施 他分野や他主体への横展開 | |
| | | | |
| | 企業・保険者が有する健診情報や、個人から取得する健 報等を活用し、糖尿病軽症者等の行動変容を促す「個別 | | |
| | 康サービス」の実証事業を実施(2016年度) | 効果を示す | |
| | | | |

中短期工程表「健康・医療・介護」②

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|---------------|--|---|------|
| | 2010年及「2010年及 | 辦管 東安 | INF1 |
| | <保険者による予防・健康づくり> | 税 | |
| 保 険 | 保健事業の実施等に関する指針の改正等(2014年4月)、健保組織等におけるデータヘルス計画の策定・事業実施、有識者からなる3体制を中央・全ての都道府県レベルで整備し、国保等の取組を支 | | |
| 者や経営者によ | 糖尿病性腎症の重症化予防等の好事例の横展開に向け、2015年 月発足の日本健康会議の下に各種WGを設置し、支援策の調整・ 施 | | |
| | 保険者と民間事業者のマッチングを推進するため、2015年度、 2016年度に「データヘルス・予防サービス見本市」を開催 | 保険者による民間事業者の活用拡大に向けた実態把握・ 課題整理を行い、民間事業者の活用拡大に向けた取組を実施 | |
| | 「特定健診・保健指導の医療費適正化効果等の検証のための「 キンググループ」において、特定健診・保健指導による検査値の 善状況及び医療費適正化効果等について、最終取りまとめを必 | 検索には、これにより、一般ないのないには、これにより、 実施 | |
| ·AI等のT | (2015年6月) • 医療保険制度改革において、後期高齢者支援金の加算・減算キの見直しや、国保等において、新たなインセンティブ制度を創設(2015年5月関連法案成立)。保険者種別に関わりなく共通的に進すべき取組を取りまとめ(2016年1月) | 別が見て心がしてい対して天地 保険者努力支援制度の本格実施 保険者努力支援制度の本格実施 | |
| YCTやゲノを活用し | 国保において、保険者努力支援制度の趣旨を現行補助制度をして前倒しで実施(2016年度実施) ヘルスケアポイントの付与や保険料への支援などの実施方法等 | 使期高節有医療制度における新になインセンテイノ制度 | |
| ァし ノた | ついてのガイドラインの策定(2016年5月) ・ 保険者全数調査やデータボータルサイトを通じて、保険者の予に 健康づくりに関する取組状況の見える化を推進 | 各保険者の加入者の健康状態等をスコアリングし経営者 に通知する取組の具体的な仕組みを検討 | |
| 個人の | <遠隔診療> | -1.T-: | |
| 祝を舌用 八の予防・健 | | 対面診療と遠隔診療を適切に組み合わせることにより 効果的・効率的な医療の提供に資するものについては 2018年度診療報酬改定で評価 更に有効性・安全性等に関する知見を集積し、 2020年度以降の改定でも更に反映 | |
| , IX± | <ai活用></ai活用> | 画像診断支援、医薬品開発、手術支援、ゲノム医療、診断・治療支援、介護・認知症を | |
| びまである。 | | 画家が耐文法、医朱田研光、子州文法、アンム医療、診断・治療文法、介護・認知症を重点6領域と定めて開発・実用化を促進 | |
| Ó | <ゲノム(がん)> | AI基盤の整備や、医療関係者等がAIや情報技術を利用した治療を行うための全国的な | |
| 強化/ | | 支援体制の整備(コンソーシアム構築)等を通じた、ゲノム医療提供体制の整備 | |
| ĺ | <ゲノム(難病)> | ゲノム解析情報や臨床情報等の研究データを一元管理し、 早期診断実現や創薬開発を促進するための体制整備 | |
| | | 平 別診断 美 気 で 刷 来 開 光 を 促 進 す る た あ の 体 前 室 哺 | |

中短期工程表「健康・医療・介護」③

| | 1 /: | 型粉上性女 健康 ⁻ 色源 ⁻ 月 設] ② | |
|------------------------|--|---|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | (PI |
| | | 概算要求 粉制改正要望等 秋 年末 通常国会 | |
| | | (杭州以正安王寺) | |
| | <自立支援・重度化防止に向けた 科学的介護の実現> | | |
| ロボット・ 自立 | 介護サービスの質の評価に関連するアウトカム評価としての加算の効果検証に着手介護保険制度におけるサービスの質の評価に関する調査研究事業を実施 | ・効果のある自立支援について評価を行う ・ケアの分類法等のデータ収集様式作成 ・ケアの分類法等のデータ収集様式作成 ・本格運用開始 ・本格運用開始 | |
| /ト・センサー等自立支援・重度 | <ロボット・センサー等の技術を活用した 介護の質・生産性の向上> | | |
| ―等の技術を活用し 重度化防止に向けた | ロボット等の導入による介護現場の生産性向上などの アウトカムデータを収集・分析するための実証実施 | 特別によるが、最低場所でストリートの主義を表現して、 | 小介護機 市場規模、 年に約500 、2030年に 00億円 |
| た科学的介 | <ロボット介護機器開発> | ボット 導入: | 分野の口 介護機器 台数、2030 |
| の質・生産性の場合で | 移乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボット 介護機器開発企業への補助事業 介護現場への導入に関するマッチング支援、相談窓口 の開設等 | 開発重点分野 ロボット介護機器の開発・本格導入の実現 | 00台 |
| 性 性 向 上 | 生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482正式発行、 我が国のロボット介護機器が世界で初めて同規格に 基づく安全認証を取得(2014年2月) | 国内認証の実施 | |
| | 障害者の自立支援に資するロボット技術を活用した機器の開発促進 シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施(2014年度~) | 個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるためのシーズ・ ニーズマッチング強化事業等、障害者の自立支援に資するロボット技術を活用した機器の 開発促進を継続 | |
| | | | |

中短期工程表「健康・医療・介護」④

中短期工程表「健康・医療・介護」⑤

| | | 应为工性权· (姓脉·) 应尔· 川 设] ① | |
|------------|--|--|-----|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 税制改正要望等 | |
| | <介護を支える保険外サービス市場の創出等> | | |
| | 地域包括ケアシステムと公的保険外サービスの連携促進するための「保険外サービス活用ガイドブック」を 定・公表(2016年3月) | | |
| 产 | | 地域における保険外サービスについて、利用者や家族、ケアマネジャー等の関係者が情報を取得できるよう体験会等を実施 | |
| 産学官民が | 市町村が民間企業による健康増進・生活支援・介護 サービスの多機能拠点等を把握し、介護サービス情 表制度を活用して住民に情報提供する仕組みを構築 | | |
| _ | | 介護食品の普及に向けた取組を実施 | |
| 体上 | <薬局・薬剤師の活用等> | | |
| こなった | 患者のための薬局ビジョン推進事業等を実施(2014年度~2016年度)、健康サポート薬局の公表制度の施行(2016年41日) | 薬局・薬剤師を活用したセルフメディケーションの推進、健康サポート薬局の活用推進 | |
| 体となった健康維持・ | 一般用医薬品のインターネット販売等の適切なルール等を 備する改正薬事法成立(2013年11月)、政省令改正(2014 月)及びガイドライン公表(2014年3月) | | |
| 増進 | スイッチOTCの一般用としてのリスク評価期間を原則 年から原則3年以下に短縮 | スイッチOTCを加速するための、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の 承認審査における審査期間の短縮、相談体制の拡充等 | |
| 増進の取組促進② | | | |
| | | | |

中短期工程表「健康・医療・介護」⑥

| | | 一位为工任权 医尿 万段10 | |
|----------|---|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 | |
| | <医療分野の研究開発の推進> | 税算なが、 | |
| | 健康・医療戦略推進本部設置(2013年8月) 健康・医療戦略推進法及び国立研究開発法人日本医療 開発機構(AMED)法の成立(2014年5月) 健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の策定 (2014年6月) AMEDの設立(2015年4月) 健康・医療戦略及び医療分野研究開発推進計画の一部 (2017年2月) | AMEDITトス医療分野の研究問発の推進 | |
| 日本発の優れ | <イノベーション推進> 「医療分野の研究開発に関する総合戦略」に基づき、ナルセンターと企業等との連携強化のため、治験連携事務設置及び疾患登録システムの構築を開始 | | ●疾患登録情報を 活用した治験・ 臨床研究を2020 |
| た医薬品 | 薬事法改正法、再生医療等安全性確保法の成立 (2013年11月)・施行(2014年11月) | 改正法、新法の円滑な施行 | 年までに20件実 施 |
| | iPS細胞等再生医療研究の推進、ヒト個別化医療や最先端医療機器開発の | 計細胞等を用いた研究等に対する補助金等の支援による再生医療実現化プロジェクトの推進 推進 | 疾患登録情報を 活用した治験・ |
| 医療機器等 | 早期・探索的臨床試験拠点整備事業及び臨床研究品質 体制整備事業の実施等 | 臨床研究中核病院等の整備 | 臨床研究に関す るガイドライン等 |
| 放 架 | 2014年度~ 医療機関(11施設)での医療機器開発の人材育成 | 医療機器開発の人材育成を実施する医療機関を選定し、事業を実施 | を2020年までに |
| 车 | 2014年10月 「医療機器開発支援ネットワーク」の構築 | 医療機器開発支援機関の連携体制の運用・整備、医療機器産業への参入支援 | 5件策定 |
| の開発・事 | 平成26年度診療報酬改定:医薬品、医療機器やそれらを組みせた新規医療材料のイノベーション評価を実施 平成28年度診療報酬改定:医療ニーズの高い医療材料の評迅速導入加算の継続、医薬品と併せて開発された医療機器の収載の迅速化等を実施 | 改定結果を踏まえた、適切なイノベーション評価 | 2020年までに、 医薬品・医療機 器の審査ラグ |
| 業 | | 常勤職員数(上限)を2018年度末までに1,065人体制へ(第3期中期計画期間) | LOI |
| 化① | (独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)の強化、薬事戦 談(2013年10月~)の実施 | | |
| | 市販後情報収算 | 体制の強化等による、迅速な医療機器・再生医療等製品承認の実現 | |
| | 先駆け審査指定制度の検討、試行的運用 | 先駆け審査指定制度の試行運用を含む、世界に先駆けた革新的医薬品・医療機器等の実用化の推 進(「先駆けパッケージ戦略」) | |
| | 「国際薬事規制調和戦略」の策定、実行 | 同戦略に基づき国際規制調和・国際協力を推進することで、国内・国外メーカーの対日投資の呼び込みや、優れた 製品の輸出拡大による我が国の医薬品・医療機器産業の活性化を促進 | |
| | 革新的医薬品、医療機器 | 再生医療等製品の安全性、有効性の評価方法の確立に資する研究等の推進 | |
| | | | |

中短期工程表「健康・医療・介護」⑦

| | ı | 1 /== | -79] | - 1 | 又「烶 | . /~; < | | - ///\ | 7 I H. | | | 1 | 1 | |
|---------------|--|-------|-------------------------|---------------|-----------------|----------------|------|--------|--------|------|------|---------|---------|-----|
| | 2013年度~2016年度 | | | 2 | 2017年 | 度 | | | | 201 | 8年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
| | | | | | [要求 正要望等 | - 1 | 秋 —— | 丰末 | 通常 | 常国会 | | | | |
| | | | | 176 111 198 3 | <u> </u> | | | | | | | | | |
| | 製薬会社等のスーパーコンピュータ利用促進方策の 2014年度~ ポスト「京」の開発開始 | 検討 | •「京」の • 効率的 • スーパ | } | | | | | | | | | | |
| | 2013年4月 後発医薬品の更なる使用促進のためのロマップ公表 | ード | ロードマ | | | | | | | | | | | |
| 日 | <先進的な医療へのアクセス向上> | | | | | | | | | | | | | |
| 本発の優 | 先進医療の評価に際し、抗がん剤について、新たな専門評価 創設、運用開始(2013年11月)。再生医療、医療機器について 門組織を創設、運用開始(2014年12月)。 | | | | | | | | 制度の | 運用 | | | | |
| 優 | <療養時のアメニティ向上> | | | | | | | | | | | | | |
| れた医薬品・ | 意見募集及び中央社会保険医療協議会での議論を踏まえ、 の見直しを実施(2016年6月)。療養の給付と直接関係の無い スの範囲を明確化(2016年6月)。 | | 選 | 選定療養 | として導 | 入す | -べき | 事例等 | 手を定期的 | 的に把握 | 配、随田 | 寺、中医協で検 | 討·措置 | |
| 薬 | <保険適用評価時の費用対効果評価制度導入等 | > | | | | | | | | | | | | |
| 뷴 | 中央社会保険医療協議会(中医協)費用対効果評価専門部会 | | | | | | | | | | | | | |
| 医废 | て、医療技術の費用対効果評価について検討し、2016年度より 品・医療機器について、費用対効果評価を試行的導入 | 人、医楽 | 保険適用となる仕続 | | | | | | | | | | | |
| 機 | <新たな保険外併用の仕組み(「患者申出療養」の | 0創設) | > | | | | | | | | | | | |
| 器 | 患者申出療養制度を施行(2016年4月) | | 制度の運用 | | | | | | | | | | | |
| 療機 器 等の | <「人道的見地から実施される治験(日本版コンバ | ッショネ | ートユー | -ス)」> | | | | | | | | | | |
| 開発 | 人道的見地から実施される治験の仕組みの検討、 開始(2016年1月) | 運用 | | | | | | 新たた | は制度の | 周知、週 | 用 | | | |
| 事 | <8K等活用> | | | | | | | | | | | | | |
| 事業化② | 8K等超高精細映像データの医療分野での利活用けた検討(2016年8月報告書公表) | に向 | | 8K≆ | 超高精 | 細映 | と像デ- | ータの | 医療分野 | 野での利 | 活用に | 向けた取組の | 推進 | |
|)) | | | | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「健康・医療・介護」⑧

| | 2013年度~2016年度 | | | | 20174 | 午座 | | | | 2010 |) 任 由 | 2010年度 | 2020年度~ | KDI |
|------------|---|------------|--------------------------------|-----------------------------|---|-------------------------|--------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|--------------|------------------|---------------|---|
| | 2013年度、2010年度 | | | 押 | 201/3 算要求 | ΤÌ | | | | | 十戊 | 2013千段 | 2020年及~ | KPI |
| | | | | | _{井女小} <u>牧正要望等</u> | 二 | 秋 | 年末 | 通常 | 国会 | | | | |
| | <医療の国際展開> | | | | | | | | | | | | | |
| | 健康・医療戦略推進本部の下に 医療国際展開タスクフォースを設置(2013年7月) | | | | | | | | | | | | | |
| | 医療法人の現地法人への出資に係るルールの明確化 (2014年3月) | | | | MEJ •J | IETRO | 等を活 | 用し、新 | 興国中心 | かに日本 | の医療技 | 処点の創設等 | | |
| | 海外における日本の医療拠点構築に向けた課題整理や の方向性の取りまとめ(2016年3月) | や今後 | | | | | | | | | | | | |
| | 2014年10月 「医療機器開発支援ネットワーク」の構築 | | | | | | | 海外ī | 市場への | 進出支 | 援 | | | |
| | 新興国等における医療機器のメンテナンス体制の向上 た課題の整理や今後の方向性の取りまとめ(2016年3) | | | | メン | テナン | ノス体制 | 制の強化 | と等を通 | じた医 | 療機器の | の販売拡大 | $\overline{}$ | 海外に日本の 医療拠点を |
| グロ | WHO等の国際的な組織と連携しつつ、世界的 官民 | | | | 齢化・認 国向けの | | | | | が国の打 | 支術・知 | 見の国際社会・ | への発信 | <u>医療拠点を</u> <u>2020年までに20</u> か所程度創設 |
| バル | 厚生労働省とバーレーン・トルクメニスタン・カンボジア・ス・ミャンマー・トルコ・ベトナム・メキシコ・ブラジル・インタール・イラン・フィリピン・タイ・ロシア・サウジアラビア名保健当局との間で、医療・保健分野における協力関係 | ド・カ S国の | 各国の輸出を | | - 局間の関 - | 係樹」 | 立を通し | た、公白 | 内医療保 | · 険制度な | などの法 | 制度の整備を含 | さめたパッケージ / | ● 日本の医療技 術・サービスが 獲得する海外 |
| 市場の獲得、国際貢献 | (改革2020> 2014年11月 医療国際展開タスクフォースの下にインパウンドキンググループを設置 2015年6月「医療渡航支援企業認証等ガイドライン」の策定2017年1月「日本国際病院(仮称)」としてジャパン・インターナル・ホスピタルズを公表2017年1月 医療国際展開タスクフォースの下に在留外国人へ正な医療の給付等に関するワーキンググループを | -ショナ | | | 医療渡り | 航支援 | 企業の ンター | 日するタ 認証枠; ・ショナル | | 者の受力 関用、外間 タルズ」 | 国人患者 のリスト | 受入れを行う の随時更新、 | | 市場規模を 2030年までに5 兆円 |
| 献 | 外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を40か所程度 | へ拡充 | を2020 2017年 • 基幹と ながら | 0年まで 下度中の なる医療 、外国 | 受入れ体に100から に100から り達成を目 を機関に 人患者の れ環境の | 所で整 指す 加え、 受入わ | 備する 地域の t体制の | 目標を前 実情を置)裾野拡 | が倒し、 が割し、 がまえ / | | 左記 | の取組を着実に | 実施 | |
| | 2016年5月 医療国際展開タスクフォースの下にアジア 構想ワーキンググループを設置 2016年7月 健康・医療戦略推進本部において「アジア 想に向けた基本方針」の決定 2017年2月 官民連携のプラットフォーム「国際・アジアを 想協議会」の発足 | 健康構 | | | | E | 民間事 | 業者のア | 本的介護 アジア地域 人材の育 | すへの展 | 開支援、 | | | |
| | | | | | | Λ | | | | | | | | |

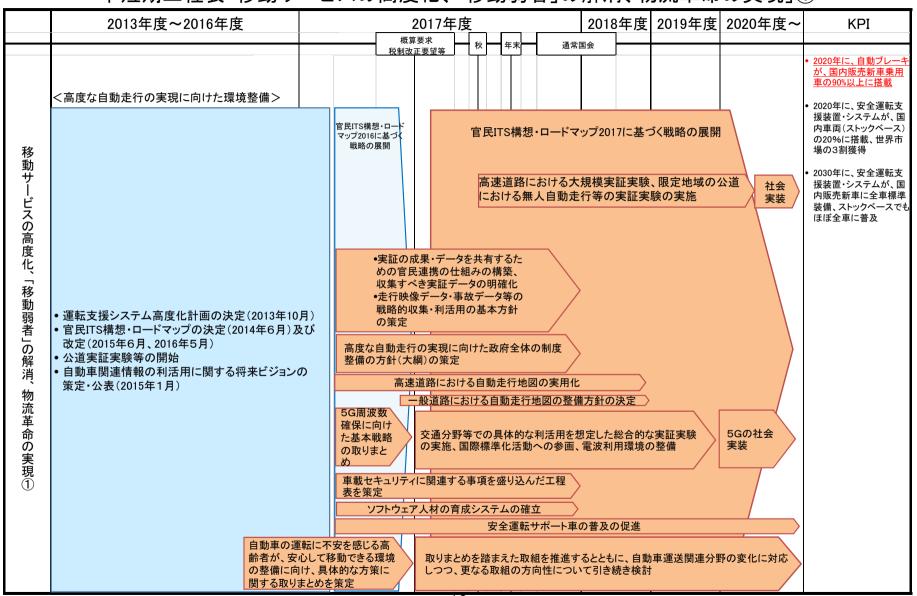
中短期工程表「健康・医療・介護」⑨

| | | 「应利工住权」 医冰 区泳 儿 皮」 | |
|-----------|---|--|-----|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 | |
| | <地域医療連携推進法人制度の創設等> | | |
| | 2015年9月 「地域医療連携推進法人制度」の創設等を容とする関連法案の成立 2016年12月 省令等の改正(大学附属病院の大学からの別法人化を可能とすること、及びその要件でした大学設置基準の一部を改正) 2017年2月 関係政省令の公布(地域医療連携推進法)係) | 地域医療連携推進法人制度の設立・活用事例を把握し、情報提供や助言等の支援を実施 大学附属病院の大学からの別法人化について、改正省令等に基づく運用の開始 | |
| 地域 | <がん対策の取組の一層の推進> | | |
| 地域医療連携推進法 | 「予防」「治療・研究」「がんとの共生」を柱とした「がんまかしまれる。 「ではないでは、一般では、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、」では、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、「ではないできる。」では、「ではないできる。」では、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、」では、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、」では、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、「ではないでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、」では、「ではないでは、」では、「ではないでは、これでは、「ではないでは、」では、「ではないでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | 同プランに基づきがん 対策を推進 次期「がん対策推進 基本計画」の策定 次期「がん対策推進 | |
| 推 | <医療・介護サービスの高度化> | | |
| 進法 | 「医療の質の評価・公表等推進事業」として9団体(同一 含む)を選定し、医療の質の評価・公表を推進 | ついて研究を実施し、事業の見直しについて検討 「実施状況を踏まえ、制度的活用を検討」 | |
| 人」制度の日 | 都市部の高齢化対策に関する検討会において、都市部高齢化対策としての地域包括ケアシステムについて検報告書公表(2013年9月) 介護保険事業計画(市町村)、介護保険事業支援計画 | 対、 地域の課題やニーズ等を把握し分析するための支 援ツールの提供、他の都道府県・市町村の統計 | |
| の具体化等 | 道府県)の策定 ・全都道府県で地域医療構想の策定完了(2017年3月) | 市町村で「第7期介護保険事業計画」、都道府県で 「第7次医療計画」及び「第7期介護保険事業支援計 画」を策定 第7次医療計画及び第7期介護保険事業 (支援)計画を実施 | |
| 寺 | | | |

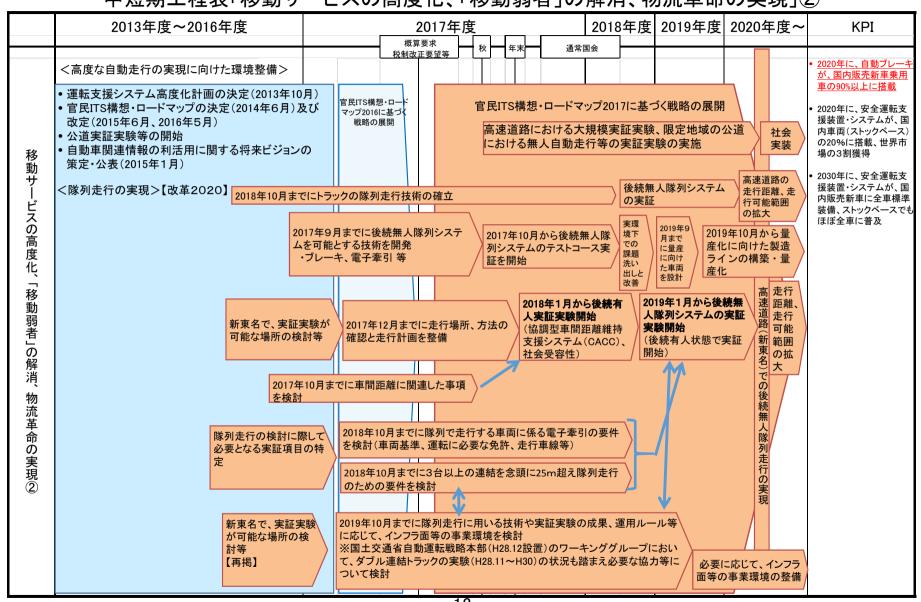
中短期工程表「健康・医療・介護」⑩

| | | 应为工性权 | |
|----------------|---|---|---|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 機算要求 | |
| | <安心して歩いて暮らせるまちづくり> | 349934 | |
| | 2014年年6月 リートによる高齢者向け住宅等の取得・運 関するガイドライン公表 2015年6月 病院不動産を対象とするリートに係るガイドラ 公表 | ヘルスケアリートの美及政務等の取組を継続 強化 | |
| | 2014年5月 地域公共交通の活性化及び再生に関する法 の一部を改正する法律成立 2014年8月 交通政策審議会地域公共交通部会にて 取りまとめ | 地域公共交通確保維持改善事業や出資制度の活用により、 地域公共交通網形成計画に基づく公共交通ネットワーク再 編を着実に実施 | |
| (良質な医療安心して歩い | • 地域公共交通確保維持改善事業において、地域公共交 活性化再生法に基づく地域公共交通ネットワークの再編 対する支援内容を充実(平成27年度予算) | | |
| で歩いて暮らせ | 地域公共交通ネットワークの再構築を図る事業に対する 資制度を創設(地域公共交通の活性化及び再生に関す 律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構 の一部を改正する法律(平成27年法律第28号)・平成27 財政投融資計画) | 法法 を活用し、普及啓発等を実施(長期にわたり安定的な労働力(バースの運転者等)を確保し、地域公共交通の充実を図るもの) | 地域公共交通網 形成計画の策定 総数 2020年度 |
| へのアクセスらっせるまちづっ | 地域公共交通の充実のためにはバスの運転者等の確保 要であるところ、長期にわたって安定的な労働力の確保を るため、女性・若年者雇用に取り組む先進事例等を収集・ 析した手引書を作成(平成27年度) | 必 ことができる住宅・ ことができる住宅・ ボスの運転者等の確保について、女性・若年者雇用に取り組む先進事例 まちづくり・交通の実現 | に100件 |
| (向上) | ビッグデータを活用し、地域のバスの利用状況、人の移動況や地域住民のニーズ等を把握する手法を検討し、マート調査や経営分析するデータ収集・分析ツールを作成するもに、路線バス事業者等がバス路線再編の計画、実施、関直しを継続的に行うビジネスモデルを策定 | ツ | |
| | 自動車の運転に不安を感じる高齢者が、安心して移動で環境の整備に向けて、具体的な方策に関するとりまとめを定 | アリナとの)を浴まるに収斂を推進するととも、 東ルる収斂() 月間 | |
| | 超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普図るための先導的な取組を実施(平成26年度予算) | を 超小型モビリティ等の活用による交通・移動システムの普及を図 るための先導的な取組を継続、導入を加速 | |
| | | | |

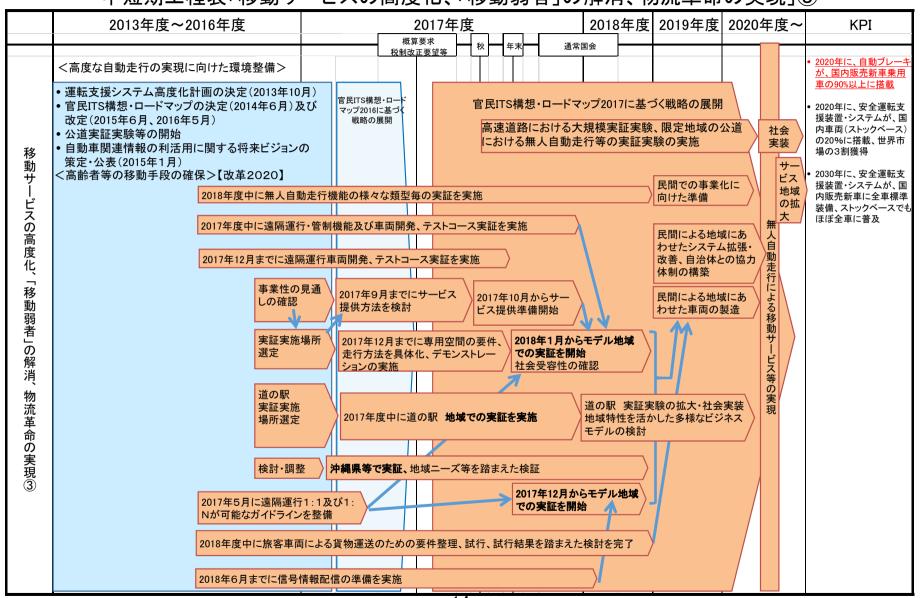
中短期工程表「移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現」①



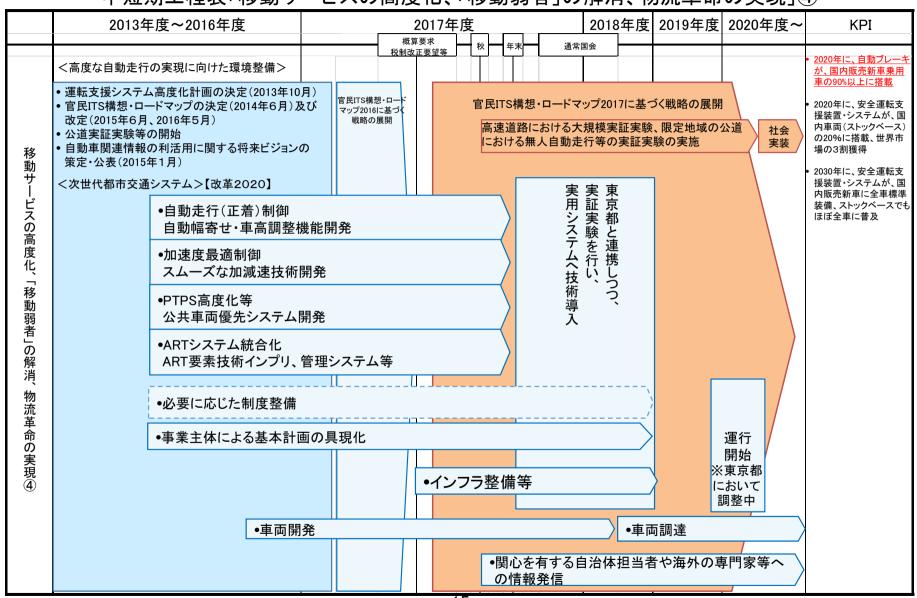
中短期工程表「移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現」②



中短期工程表「移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現」③



中短期工程表「移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現」④



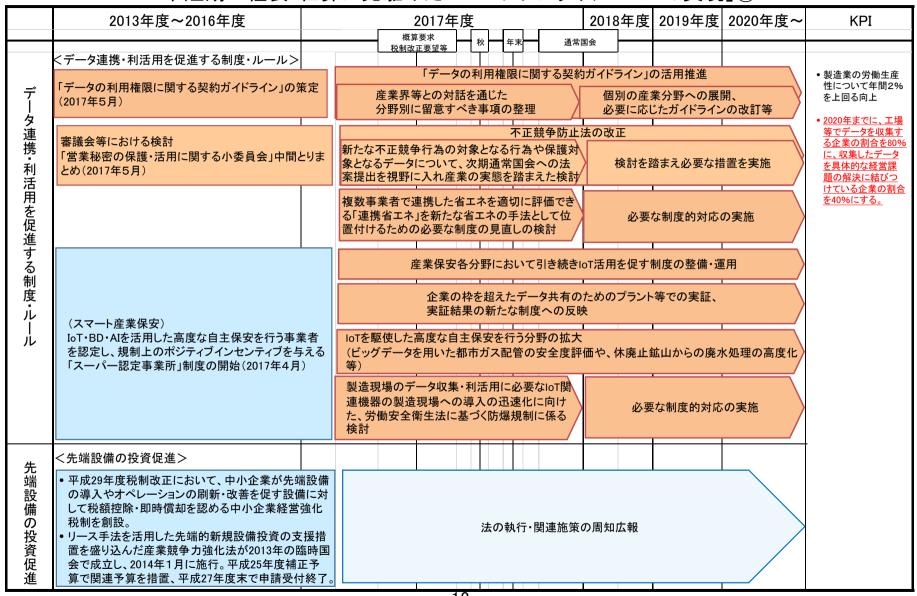
中短期工程表「移動サービスの高度化、「移動弱者」の解消、物流革命の実現」⑤

| | 中 | | | 2017年 | | | | , _— , · | | | ı | 2020年度~ | 1 |
|------------|--|------|---------|-------------------|--------|--------|------------|----------------------|---------------------|--------------------|-------------------------------|---------------|---|
| | | | | 算要求 (正要望等 | | 火 — | 丰末 | 通 | 常国会 | | | | |
| | <小型無人機> | | | | | | | | | | | | |
| 移. | 「小型無人機に関する関係府省庁連絡会議」におし 運用ルール全体の骨子の取りまとめ(2015年6月) | | | | | | | 向けたロ・ 必要な措置 | | ぴ」に基っ | l づく技術開発・3 | 実証、環境 | |
| 移動サービ | ・航空法の改正による小型無人機の基本的な飛行川 ルの導入(2015年12月)・「小型無人機に係る環境整備に向けた官民協議会 おいて、利活用と技術開発に関するロードマップの | 山間に向 | | おける目れ 目の実施 | 視外昇 | 飛行に | よる | る利活用の |)本格化 | í | 有人地帯におり うによる利活用 句けた取組の3 | 月の本格化に) | |
| えの | 定(2016年4月)・改訂(2017年5月)及び制度設計(| | 機体 | や操縦者 | 等の | 要件(| り明 | 確化 | $\supset \setminus$ | | | | |
| ビスの高度化、 | 方向性の取りまとめ(2016年7月) • 小型無人機等のロボットにおける電波利用の高度 のための使用周波数帯の拡大等の制度整備(2016 8月)、携帯電話の上空利用に係る制度整備(2016 | 6年 | | | | | | 航空法(許可·承 査要領(| 認の審 | | 新たな審査要 | 受領の運用 | |
| 移 | 7月) | | | | 制 | 度の道 | 囯用 | ・更なる電 | ②波利用(| こ向けた | :検討 | | |
| 動品 | | | | | | | Π | | | | | | |
| 者 | | | | | | | | | | | | | |
| 「移動弱者」の解消、 | <i-shipping></i-shipping> | | | | | | | | | | | | |
| • | | | Γi-Ship | ping」の | 推進 | | | | | | | | |
| 流 | | | 船内機 | 器等のデ | ータ | 伝送(| | る国際規 | | | > | | |
| 命 | 海上運送法及び船員法の一部改正(2017年4月) | | | 6/\ 66 ~ = | п. /# | v要 6十7 | | 内基準の | | \ = / 6 | 2000/T\ | \Rightarrow | |
| 物流革命の実現⑤ | | | | おかけり | 文ί (京) | | | 「係る国際 動運航船」 | | | (023年) | | |
| 現 | | | | <u> </u> | | | □ <i>=</i> | *) X= /// L///] | | | I | | |
| (5) | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 6 | | | | | | | | |

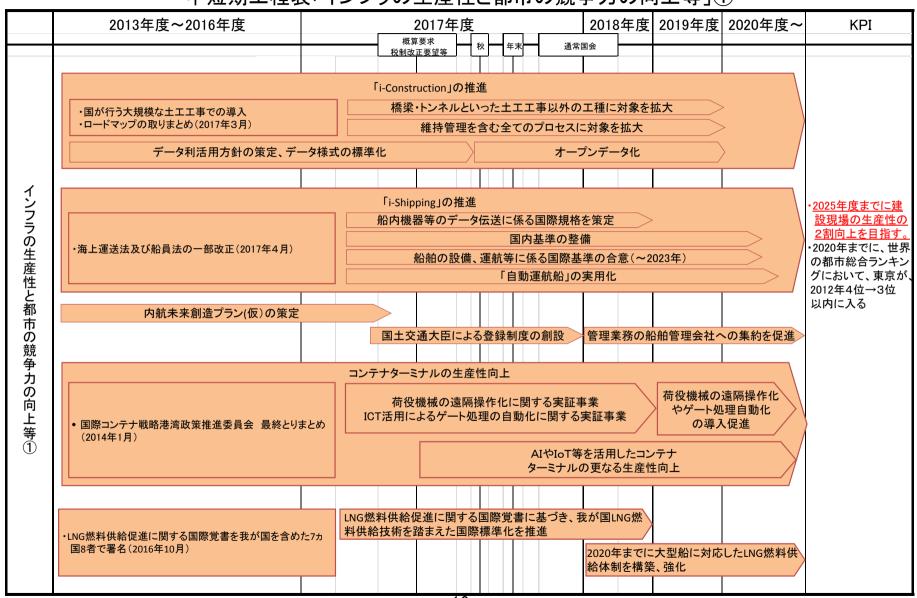
中短期工程表「世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現」(1)

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|------------------|---|--|--|---|
| | | 概算要求 | 会 | |
| | < データ連携の先進事例の創出・国際標準化> ・ センサー等で収集したデータを、工場間、工場と本利間、企業間など組織の枠を超えて活用する先進事例の創出、国際標準提案に向けた実証等 ・ IoT・インダストリー4.0協力に係る日独共同声明 | サポーノエーントの国内はの特徴 | 文企業にまたがる国際的実証 国際標準化に向けた取組 | 製造業の労働生産性について年間2%を上回る向上 2020年までに、工場等でデータを収集する企業の割合を80% |
| デ | (2016年4月) • 日独共同声明(ハノーヴァー宣言)(2017年3月) | モノづくり人材のデジタルルスキル習得のため の実践的カリキュラム策定 | カリキュラムの導入促進 | に、収集したデータ を具体的な経営課 題の解決に結びつけている企業の割合 を40%にする。 |
| - タ連携の先進事例 | 「スマートものづくり応援隊」の拠点整備 (2016年度:5拠点) 汎用的な作業・工程に活用できる基盤となる共通の機能を備えた「プラットフォームロボット」の導入が変果的な分野や実用化のために必要な研究開発分野備えるべき仕様等を整理、取りまとめ | 「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点の拡大(全国40か所へ) | (ンテグレーター)の倍増(2020年まで) 点 拠点を通じた支援 | |
| の | (2016年6月) | IT・ロボット導入の専門家による 1万社への支援 | 専門家による継続的な支援 | |
| 創出•国際標準化 | | 「すりあわせ」開発におけるデジタル車両性能評価のシミュレーションモ・ | | |
| · 华 化 | 「IoT推進コンソーシアム」の設置(2015年10月)(「Io 推進コンソーシアム」の下に、「IoT推進ラボ」、「スマートIoT推進フォーラム」を設置) 一新ビジネスに向け、公募プロジェクト37件への資支援や制度的課題への対応(2015年度~2016年度) 「IoTセキュリティガイドラインver1.0」の策定(2016年7月) | 両面からの支援、複数企業の中長期的な実証の設置の促進等) ・国際機関等との事業連携・国際協力の推進 | | |

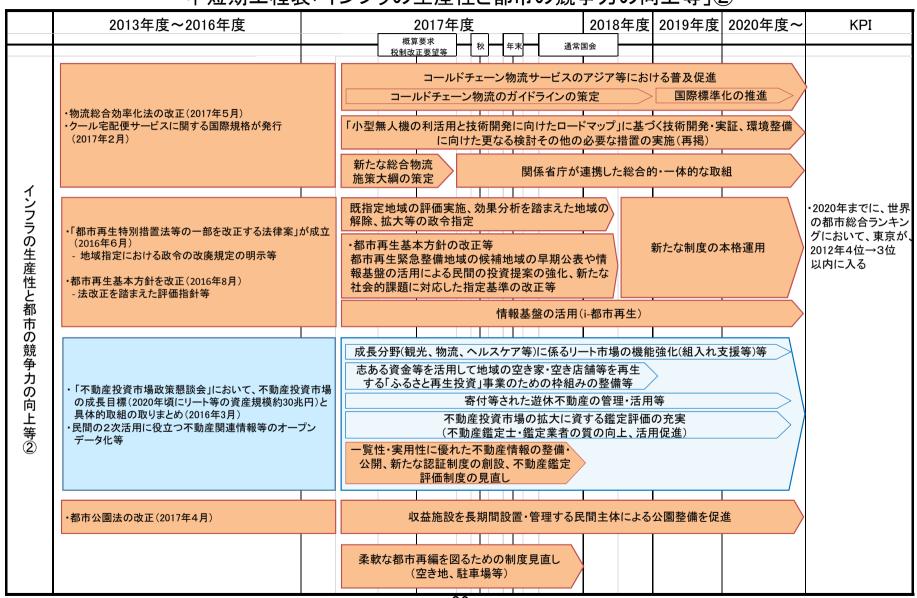
中短期工程表「世界に先駆けたスマートサプライチェーンの実現」②



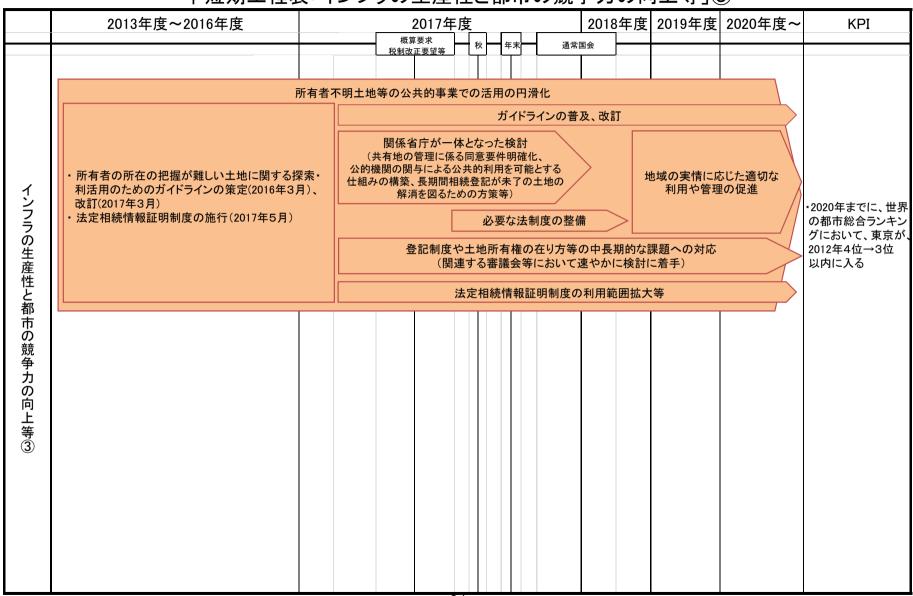
中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」①



中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」②



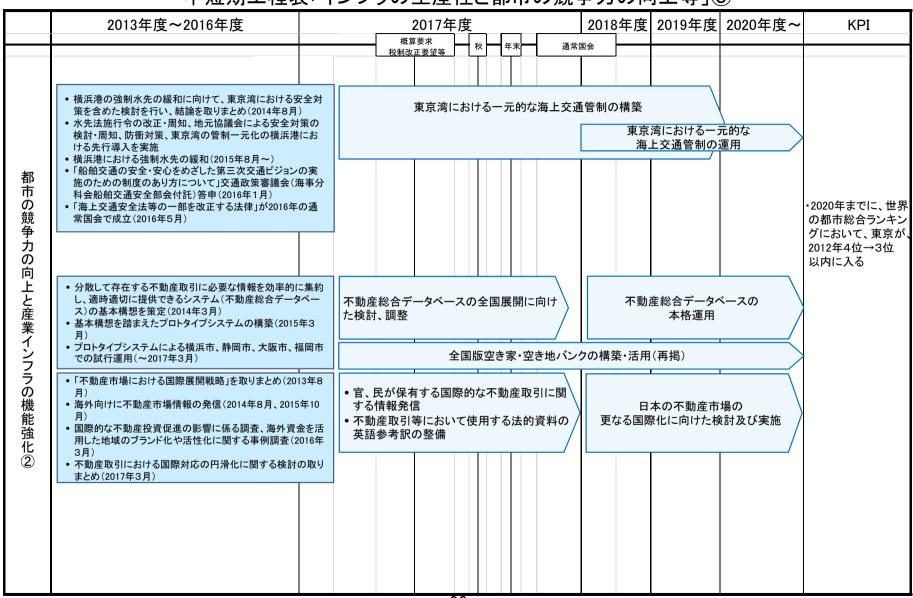
中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」③



中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」④

| | 小巫幼一年 | 「インノノの主産住と御川の競争力の円工寺」(4) | | | | | | | | | |
|------------------|---|--|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度2018年度 2019年度 2020年 | F度~ KPI | | | | | | | | |
| | | 概算要求 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | ・総合的な交通政策の基本的な枠組みを定めるる 政策基本法に基づく交通政策基本計画を閣議院 (2015年2月) | | | | | | | | | | |
| 都市の競 | ・都心直結線(都心-首都圏空港)整備に関する 現況調査等を実施 ・東京圏における今後の都市鉄道の在り方(空港 アクセス等)について交通政策審議会で審議・2 (2014年5月~2016年4月) | 「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」(交通政策審議会答申) を踏まえた必要な措置の実施 | | | | | | | | | |
| の 競 争 力 | 三大都市圏環状道路の整備 | | | | | | | | | | |
| の 向 | 高速道路等へのアクセス性の高い物流拠点の整備等を促進するため、物流拠点との直結や道路空間の有効活用を推進 | | | | | | | | | | |
| 上と産業インフラ | 利用重視の新たな料金体系の導入やETC2.0等のビッグデータを活用したピンポイント渋滞対策の実施 | | | | | | | | | | |
| インフ | ・特車ゴールド制度の導入(2016年1月~) | ダブル連結トラック導入を可能とする基準緩和や特車通行許可に係る審査期間の短 | 縮 | | | | | | | | |
| フの機能 | ・物流を考慮した建築物の設計・運用に係る手引きの第 (2017年3月) | ま引きを周知し、活用を推進 | | | | | | | | | |
| の機能強化の | | 安全性能、経済性等に係る格付け制度の創設や日本主導の国際規格の策定 | | | | | | | | | |
| 1 | 2016年度までに大水深コンテナターミナルを12バース | を備 国際コンテナ戦略港湾における大水深コンテナターミナルの整備 | | | | | | | | | |
| | ・港湾運営会社への国の出資を可能とする港湾法ので (2014年4月成立) ・阪神国際港湾株式会社の設立(2014年10月)及び同 対する国の出資(2014年12月) ・横浜川崎国際港湾株式会社の設立(2016年1月)及で 同社に対する国の出資(2016年3月) | ±に 国際コンテナ戦略港湾における港湾運営会社による一体的かつ効率的な港湾運営 | | | | | | | | | |
| | | 00 | | | | | | | | | |

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」⑤



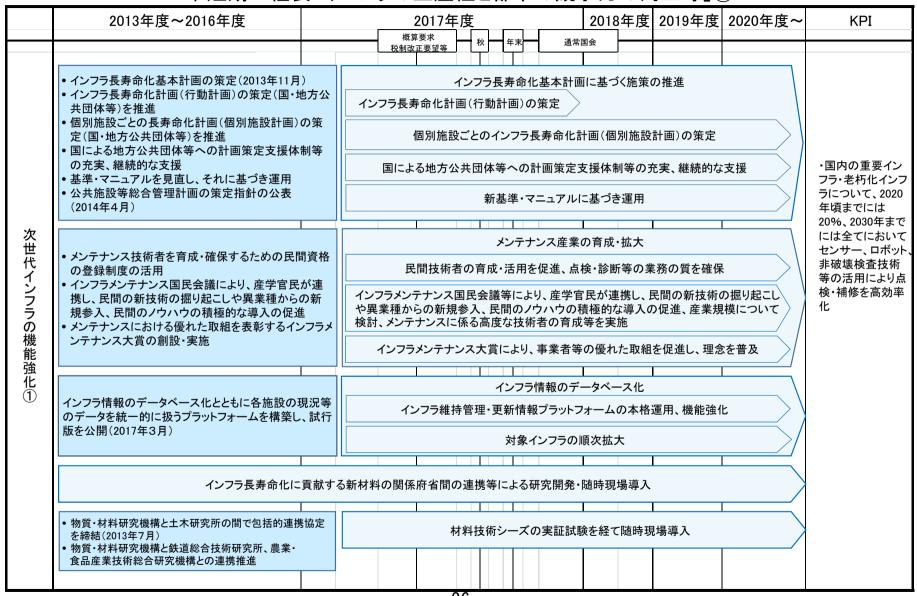
中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」⑥

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|----------|--|--|-----------------------------------|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 4末 通常国会 | |
| | | | |
| | ・空きビル等既存ストックの再生・有効活用のための不マネジメント手法(ビジネス手法の多角化と関係者間コーディネート等)の検討 | ガイドラインの作成・普及 | |
| | | | |
| 都市の競争力 | ・不動産価格指数(住宅)の試験運用及び本格運用の限 (2015年3月)・不動産価格指数(商業用不動産)の試験運用の開始 (2016年3月) | ・不動産価格指数(住宅)の提供・活用・不動産価格指数(商業用不動産)の開発・提供・活用 | ・2020年までに、世界 の都市総合ランキン |
| 事力の向上と産業 | ・都市開発の円滑化のための土地境界情報の整備の加速化の一環として、国土調査事業十箇年計画の中間見直しを実施(2014年8月) ・新技術やITの活用等による地籍整備の新たな促進策検討 | 新技術やITの活用等による地籍整備を 普及・推進するとともに、技術・制度の両面から 新たな促進策を検討 新たな促進策を検討 次期国土調査 事業十箇年 計画の策定 | グにおいて、東京が、 2012年4位→3位 以内に入る |
| 業インフラ | ・都市再生等の基盤となる都市部における登記所備付 地図の整備を推進するため、新たな3つの計画を策定 (2015年4月) | 登記所備付地図作成作業の推進 | |
| | | | |
| の機能強化③ | ・都市再構築戦略検討委員会において中間取りまとめ (2013年7月) ・大都市戦略検討委員会において「大都市戦略」を策定 (2015年8月) ・「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成 (2016年6月) | 民間都市開発、国際的なビジネス・生活環境の形成、 シティセールスの強化等に係る支援措置を実施 | |
| | | | |

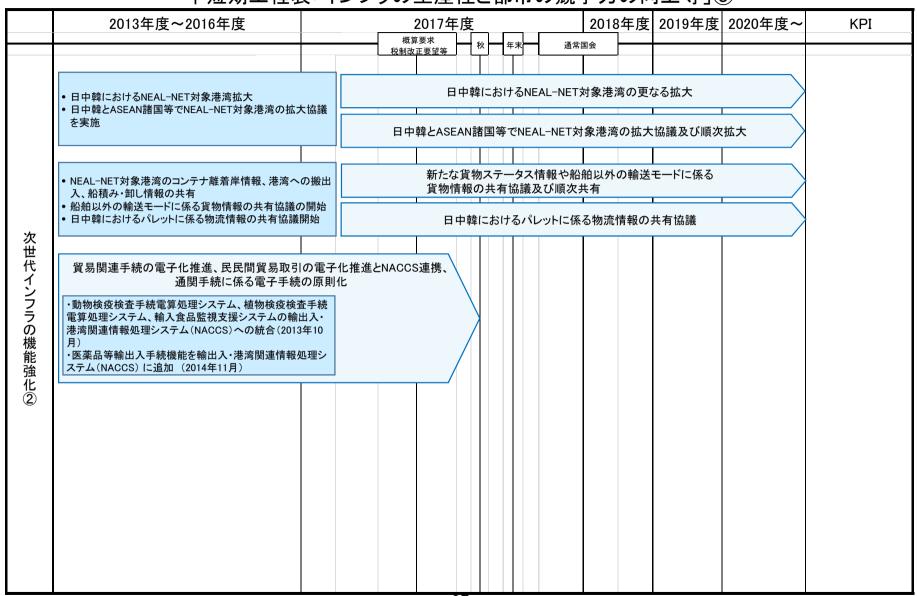
中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」⑦

| | | <u> </u> | | | | | | | |
|---|--------------------------|-------------------------------------|----------------------|-------------------------|--|--|--|--|--|
| 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019 | 9年度 2020年度~ | KPI | | | | | |
| | 概算要求 秋 年末 通常 | 30 | | | | | | | |
| | 「「「「「」」」 | 当云 | | | | | | | |
| 【 | | | | i | | | | | |
| | • 立地適正化計画に基づく都市機能や居住の立 | 地誘導等について支 | 援措置を実施 | [| | | | | |
| • 市町村によるコンパクトなまちづくりを支援するため、都市 | • 立地適正化計画制度についての周知・普及を図 | | | į | | | | | |
| 再生特別措置法を改正して立地適正化計画制度を創設 | ム等を通じて、都市のコンパクト化に取り組むす | | 1 2) 1 1/2/22 122) | | | | | | |
| ! (2014年8月施行) | • 既存ストックを活用して、地域の身の丈に合った | | ※太司能レオス新たか | | | | | | |
| • 関係府省庁による「コンパクトシティ形成支援チーム」を設 | 市街地再開発手法の周知・普及 | 2.祝侯切川街地舟册; | 先を可能とする初だな | | | | | | |
| ┆ | | 코빵스=꼭벼 노니로 [| <u> </u> | ! | | | | | |
| • 新たな市街地整備手法の創設を含む「都市再生特別措置 | ・国際的なビジネス・生活環境の向上に向けて、 | 当院会議場や外国人 | 対心の医療、十首(他/ | į | | | | | |
| **** | 設等を整備 | | → 122 | | | | | | |
| 都 都 | ・空き店舗、遊休施設等のリノベーション事業など | の地域の民間活動へ | >文援 | | | | | | |
| 市 - • 交通政策審議会地域公共交通部会において最終取りまと | | | | | | | | | |
| (0) 1 | | | | ・2020年までに、世界 | | | | | |
| 競! ・「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を | | | | の都市総合ランキン グにおいて、東京が、 | | | | | |
| 争 : ひ正する法律」成立(2014年5月) | | \! | | | | | | | |
| 力 ! • 地域公共交通確保維持改善事業において、同法に基づく地 | 地域公共交通確保維持改善事業 | 2012年4位→3位 | | | | | | | |
| の | 地域公共交通網形成計画に基づく公共す | 以内に入る | | | | | | | |
| 向 🕌 (平成27年度予算) | | | | | | | | | |
| 上 | | | | į | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| 産 | | | | ! | | | | | |
| ■ 業 法の一部を改正する法律」成立(2015年5月)・2015年度財 | | | | i | | | | | |
| ↑ | | | | [[| | | | | |
| ン : - 「中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法 | | | \ | ! | | | | | |
| フ 律」が成立(2014年4月)し、同法に基づく基本方針が改定 | • 民間投資の喚起を軸とする中心市街地活性化 | に向けた必要な措置 | の宝施 | ! | | | | | |
| ラ (同年7月) | • 稼げるまちづくり取組事例集「地域のチャレンシ | | | [[| | | | | |
| ● ・ 法改正等により創設した制度により、中心市街地の活性化 | | | | | | | | | |
| 機 に に資する民間プロジェクトを支援 | 10日成果パラケーク2017の周和寺16の初末7 | 括的政策パッケージ2017の周知等による稼げるまちづくりの推進 | | | | | | | |
| 能 - ***・***・**・**・**・**・**・**・**・**・**・**・* | | | / | ! ! | | | | | |
| 強 組事例集「地域のチャレンジ100」の取りまとめ(2017年3月) | | | | ! | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| ④ Jアラート(全国瞬時警報システム)の自動起動装置を全て | ↓ Jアラートの情報伝達訓練、システムの強化、 | | X . | | | | | | |
| の市区町村で整備(2016年度末時点) | 戸別受信機などによる情報伝達手 | 段の多重化・多様化の | り推進 | | | | | | |
| בידו | 一トによる緊急情報のリアルタイムでの提供 | | | | | | | | |
| J) . | 「ころの糸心情報のファルブイムでの徒法 | | | | | | | | |
| 全ての指定都市で新型レーダによる詳細なリアルタイム雨量 | | | | | | | | | |
| 全 (の行足が中で新型レーダによる評価なりアルダイム附重 観測を開始(2015年6月) | 観測・予測研究・データ画 | 記信の更なる高度化 | > | | | | | | |
| | | | / | | | | | | |
| 「『出田・ウヘトロナ『剑体※・吹った眼話・ウ | 2000年十八、ピック・パニリンピック声 | 古十合の即歴ナカ門 | 31= 1 to t- | | | | | | |
| 「『世界一安全な日本』創造戦略」を閣議決定 | 2020年オリンピック・パラリンピック東 | | | | | | | | |
| (2013年12月) | 「『世界一安全な日本』創造戦 | ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 连進 | | | | | | |
| | 25 | | | | | | | | |

中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」⑧



中短期工程表「インフラの生産性と都市の競争力の向上等」⑨



中短期工程表「FinTechの推進等」①

| | 2012年年,2012年年 | L /9] —— 1 I | | | | | | 左曲 | 0010年座 | 2020年帝 | VD. | |
|-------------|--|---|-----------------------------|------------|-------|----------|-------------|------------|-----------------|-----------------|-------------------------------|--|
| | 2013年度~2016年度 | | 2017年月 | 基 | | | 20182 | 中及 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | |
| | | ————————————————————————————————————— | 概算要求 訓改正要望等 | 秋 | 年末 | 通常 | 国会 | | | | | |
| | <fintechを活用したイノベーションに向けたチャレンジ< td=""><td>の加速></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>今後3年以内</td></fintechを活用したイノベーションに向けたチャレンジ<> | の加速> | | | | | | | | | 今後3年以内 | |
| | | チャレンジを容易 | 温化するための‡ | 告置(FinTe | ch宝証 | 主験ハブ(仮 | | <u>*</u> る | | | (2020年6月まで) | |
| | チャレンジを容易化するための措置(FinTech実証実験ハブ(仮称))を講じる ・ 金融庁は、FinTechに係る実証実験を容易化するための措置を講じる ・ 関係省庁は、当該措置の実施について連携・協力し、解決が図られるよう取り組む | | | | | | | | | | | |
| | | • 関係省庁は、 | 当該措置の実施 | 語についてi | 重携•協∶ | カし、解決か | 「図られる」 | よう取り | 組む | / | <u>上の銀行におけ</u> | |
| 1 7 | | ブロックチェーン | | | | | | | | | <u>るオープンAPIの</u> 導入を目指す。 | |
| ベ | | ブロックチェー電子記録 | ン技術に係る実 信権取引 | 証実験の | ためのフ | ゚ラットフォー | ムの運用を | を開始 | | | <u></u> | |
| | | 本人確認 | | | | | | | | \rangle | • <u>今後10年間(2027</u> | |
| ショ | | 決済・物流ブロックチェー | <u>年6月まで)に、</u> キャッシュレス決 | | | | | | | | | |
| 1 ン 1 | | | ン技術に関して | | | | | ∲加につ | いて検討 | | 済比率を倍増し、 | |
| ر ق | 「コンニックメンイン」に関ナス大神本人業の本品が大学として | b & > . T : | ○登坦 中日は | #/=::/ | しこで | (==5.7= | / \ O +# ** | + 14 14 | 7 | | 4割程度とするこ | |
| ため | 「フィンテック・ベンチャーに関する有識者会議」の検討等を通じ、フィン | ケックヘンチャー | の登場・成長が: | 進ん ぐいく | よフ環境 | (エコシステ | ム)の構築 | で進め | ବ | | <u>とを目指す。</u> | |
| め | <オープン・イノベーションの推進> | | | | | | | | | | • <u>今後5年間(2022</u> | |
| の環境整備等 | | A17 1 7 0 1 | 1+ 1L T + 7 \ \ | 1 ++ | | | 施行 | で後の状 | ┃ ∜況を踏まえ、必要 | ■に応じ更なる取組 \ | 年6月まで)に、IT | |
| | | 銀行法等の一部 | を改止する法律 | を施行 | | | / の核 | | | | <u>化に対応しながら</u> クラウドサービス | |
| | • 金融機関によるフィンテック企業等への出資の容易化や | オープンAPIを核としたオープン・イノベーション(連携・協働による革新)の推進等 ・ 改正銀行法を施行するとともに、APIを提供する銀行の数等についてフォローアップ ・ 銀行代理業等に係る金融審議会報告で示された課題について検討 ・ オープンAPI検討会において、オープンAPIの推進に係る更なる課題について検討 | | | | | | | | | 等を活用してバッ | |
| | 仮想通貨交換業への登録制の導入等を内容とする「情報 | | | | | | | | | | クオフィス業務 | |
| | 通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法 等の一部を改正する法律」(平成28年法律第62号)が2016 | | | | | | | | | | <u>(財務・会計領域</u> | |
| | 年の通常国会で成立し、2017年4月に施行 | 全副業での新せ | (歩の手用や 全 | これは明まれ | T7:#_ | .ビフた 歩雨 | 的1-8%。 | 展問 | 国辺領域も今め | 事業機会を拡大して | 等)を効率化する 中小企業等の割 | |
| | • 利用者保護を確保しつつ、金融機関とオープン・イノベー | いく必要性等を | 合を現状の4倍程 | | | | | | | | | |
| | ション(連携・協働)を促進するため、「銀行法等の一部を | | 度とし、4割程度 | | | | | | | | | |
| | 改正する法律案」を2017年の通常国会に提出 | FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討 | | | | | | | | | <u>とすることを目指</u> <u>す。</u> | |
| | | RegTechの推進に向けて検討 | | | | | | | | | 7 o | |
| | | 7,2,0 | | | | | | | | , | • <u>2020年までに、日</u> | |
| 国際的な | <国際的な人材や海外当局との連携・協働> | | | | | | | | | | 本のサプライ | |
| 際 | | # 551 | | + 40 - 4 - | | | | - 45 H | | 1 D 5 6 ± 15 | <u>チェーン単位での</u> 資金循環効率(サ | |
| と的 のな | • ブロックチェーン技術について、国際共同研究を立 | | | | | nTechを巡る | る国際的な | 取組や | FinTech企業の海 | 外展開を支援 | プライチェーン | |
| の4 | ち上げるとともに、全銀協において検討会の報告を 取りまとめ(実証実験のためのプラットフォーム設立 | 海外金融当局との協力枠組みの拡大を検討 | | | | | | | | | キャッシュコン | |
| 単なり | を決定) | インハワント・ペ める | ンチャーを促進す | ずる観点か | り、果尿 | .都とも埋携 | しつつ、海 | 外金融 | 事業者の日本拠点 | は開設文援寺を進 | <u>バージョンサイク</u> ル:SCCC)を5% | |
| 15 to | • FinTechの促進等に向け、英・星当局との協力枠組 | | | | | PM: // | 65. | | | | 改善することを目 | |
| 建携・協働 外 | みを構築 | RegTechについ | (、海外の関係 | 百と埋携し | つつ、国 | 除的に取り | 組む | | | | <u>指す。</u> | |
| 1991 外 | • 各国のFinTech関係者が参加する第1回フィンテッ | 業界·民間団体 | と連携し、FinTed | chに関する | 世界の | 関係者が一 | 堂に会する | フィンラ | ー テック・サミットを開 | 催 | | |
| 当局 | ク・サミットを開催 | | | | | | | | 1 | | | |
| ᄱ | | | 20 | | | | | | | | | |

中短期工程表「FinTechの推進等」②

| 横算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 ・ 今後3年以 (2020年6) に、80行程 上の銀行1 をオープン 導入を目打 | | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | | 2019年度 2020年度~ | KPI |
|---|-----------|--|---|--|---|---|
| ・ 今後3年以 (2020年6) に、80行程 上の銀行! るオープン 導入を目打 ・ 今後10年間 | | 2010 1/2 2010 1/2 | 概算要求 4 年 38 | 1 1 | 2010 1/2 2020 1/2 | |
| 未の成長 金融EDIの推進等による金・商流連携の推進 ・金融機関におけるXML電文化について、来年中のXML新システム稼働と、2020年までのXML電文への全面的移行について着実に取り組む よの全面的移行について着実に取り組む ・金融関係業界において、金融庁等と連集してロックチェーン技術を注明した決済・物流情報の | 企業 | <企業の成長力強化のためのFinTechアクションプ・ | 税制改正要量等 | 52] | | 今後3年以内 (2020年6月まで) に、80行程度以上の銀行におけるオープンAPIの導入を目指す。 今後10年間(2027年6月まで)に、 |
| ・全銀システムの24時間365日化について、全国銀行協会が、「全銀システムのあり方に関する検討状況 (最終報告)」を取りまとめ、公表(2014年12月)。銀行業界においてシステム設計/開発を開始。 ・全銀ネットが、全銀システムの稼働時間拡大の目標を平成30年後半(準備が整った銀行から参加するため、銀行ごとに参加時期は異なる)と公表(2016年7月)。 ・XML電文の新システム構築に係る具体的方針を決定。 ・XML電文の新システム構築に係る具体的方針を決定。 ・XML電文の新システム構築に係る具体的方針を決定。 ・XML新システムの24時間365日化が可能な環境の整備に向け、銀行業界においてシステムを設計/開発し、全銀システムの24時間365日化が可能な環境の整備に向け、銀行業界においてシステムを設計/開発し、全銀システムの24時間365日化が可能な環境の整備に向け、銀行業界においてシステムを設計/開発し、全銀システムの24時間365日化が可能な環境の整備に向け、銀行業界においてシステムを設計/開発し、全銀システムの24時間365日化が可能な環境の整備に向け、銀行業界においてシステムを設計/開発し、全銀システムの24時間対応化を実現・法人のネットパンキング利用の推進に向けて進捗状況のフォローアップ XML新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応の容易化等・XML新システム等のデータを活用した融資サービス・税務対応の容易化等に対応が表別を認力を対応を認力を対応するの表別を対応を認力を対応と対応を認力を対応の表別を対応を認力を対応を認力を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応であるの表別を認力を対応を認力を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を認力を対応を認力を認力を対応を認力を対応を認力を認力を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を対応を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力を認力 | のFinTechア | 協会が、「全銀システムのあり方に関する検討状況 (最終報告)」を取りまとめ、公表(2014年12月)。銀 行業界においてシステム設計/開発を開始。 ・全銀ネットが、全銀システムの稼働時間拡大の目標 を平成30年後半(準備が整った銀行から参加するた め、銀行ごとに参加時期は異なる)と公表(2016年7 月)。 ・XML電文の新システム構築に係る具体的方針を決 | 金融EDIの推進等による金・商流連携の推進 ・金融機関におけるXML電文化について、来年中の 文への全面的移行について着実に取り組む ・金融関係業界において、金融庁等と連携し、ブロッ管理に係る実証実験を実施 金融EDI情報として格納すべき商流情報の標準化項連携をさらに推進する 中小企業等を含む企業会計のIT・クラウド化 ・バックオフィス業務の効率化等に資するIT・クラウいて検討 ・中小企業等のバックオフィス業務の高度化につな「ローカルベンチマーク」も活用し、FinTech導入先・電子決済等代行業者による電子帳簿保存法対応 全銀システムの24時間365日対応化等 ・全銀システムの24時間365日対応化等 ・全銀システムの24時間365日でが可能な環境の整一人開発し、全銀システムの24時間対応化を実現 ・法人のネットバンキング利用の推進に向けて進捗 XML新システム等のデータを活用した融資サービス・XML新システム等のデータを活用した融資サービオールジャパンでの電子手形・小切手への移行 | DXML新システム稼働 ックチェーン技術を活 頭目の普及を図り、業 ド化の状況について、 がるクラウドサービス 送事例を を推進 を備に向け、銀行業界 が状況のフォローアップ 、代税務対応の容易検討 | 用した決済・物流情報の 種を超えた企業間のEDI 、より適切な目標値等につ 、等の導入の推進に向けて、 早においてシステムを設計 プ | 2020年までに、日本のサプライチェーン単位での資金循環効率(サブライチェーンキャッシュコンバージョンサイクル:SCCC)を5%改善することを目 |

中短期工程表「FinTechの推進等」③

| | | 2017年 2017年 2017年 2017年 2017年 | KDI | | | | | | | |
|----------------------|---|--|--------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | KPI | | | | | | | |
| | | 概算要求 | | | | | | | | |
| | | 祝制改正安皇寺 | | | | | | | | |
| | | | • <u>今後3年以内</u> | | | | | | | |
| | <キャッシュレス化の推進、消費データの共有・利活。 | | (2020年6月まで) | | | | | | | |
| | - マイイングエレスにの正定、万貫ケープのスト 利力 | | に、80行程度以 | | | | | | | |
| | • キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効 | 関係省庁で取りまとめた「キャッシュレス化に向けた方策」に基づく下記施策の推進 | <u>上の銀行におけ</u> | | | | | | | |
| | 性向上を図るための対応策を取りまとめ、公表(201 | | <u>るオープンAPIの</u> 導入を目指す。 | | | | | | | |
| | 年12月) | • クレジットカード等を消費者が安全に利用できる環境整備 | <u>等八で口担り。</u> | | | | | | | |
| | - ← 1277/ - ● 産業構造審議会割賦販売小委員会において、決済 | | • 今後10年間(2027 | | | | | | | |
| キャッ | 行業へのFinTech参入等の取引環境の変化を踏ま | | 年6月まで)に、 | | | | | | | |
| 9 | FinTechによるイノベーションを促す新たな規制・制厂 | | <u>キャッシュレス決</u> | | | | | | | |
| シュレ | 環境整備を提言(2015年7月) | ビッグデータの政策的活用(各種統計・調査への寄与、新たな消費統計の作成)の検討等 | <u>済比率を倍増し、</u> | | | | | | | |
| 1 7 | • 第192回臨時国会において、「割賦販売法の一部を | 数 | <u>4割程度とするこ</u> とを目指す。 | | | | | | | |
| ス | 正する法律案」が可決・成立し、同月に公布(2016年 | | <u>CZ 日189。</u> | | | | | | | |
| 化化 | 12月) | 金融機関の海外発行カード対応ATMの設置促進 | • 今後5年間(2022 | | | | | | | |
| の | ● 割賦販売法の一部を改正する法律(平成28年法律) | 第 メガバンクの全ATM設置拠点の約半数(計約3,000台)の大半を海外対 | 年6月まで)に、IT | | | | | | | |
| 推 | 99号)の成立を受け、2018年6月までの円滑な施行 | | <u>化に対応しながら</u> | | | | | | | |
| の推進、消 | 向けて、本年2月より産業構造審議会割賦販売小園 | クラウドサービス かた ブロー・ ** | | | | | | | | |
| | 員会を再開し、政省令等の整備に係る検討を実施す | <u>等を活用してバッ</u> 施行を通じ、クレジットカード決済端末\ <u>クオフィス業務</u> | | | | | | | | |
| 井井 | (2017年2月から) | の1000/10 計片 () 生の中人 中心 たり | <u> </u> | | | | | | | |
| 消 費 デ | • キャッシュレス決済のビッグデータの利活用に向けた | │ │ クレジットカード決済端末のIC対応化等による不正使用対 │ │ レジットカード利用環境を実現 | <u>等)を効率化する</u> | | | | | | | |
| lí | 環境整備の具体的方策として、「クレジットカード産業 | ₹ 策の義務付けや、クレジットカード利用時の加盟店におけ \ | 中小企業等の割 | | | | | | | |
| タ | とビッグデータに関するスタディグループ」報告書を | | 合を現状の4倍程 | | | | | | | |
| Ó | 表(2016年2月) | 部を改正する法律による改正後の割賦販売法の円滑な / 施行を通じ、FinTechの参入によるイノベ | 度とし、4割程度 | | | | | | | |
| 共 | • クレジットカード決済に関する必要なデータ標準化を | 他们与阿尔克·双首节等还证明 | <u>とすることを目指</u> オ | | | | | | | |
| 有 | │ 行うため、「クレジットカードに関するデータ標準化ワ ロープリ報告書を公表(2016年12月) | | <u>す。</u> | | | | | | | |
| • ∫ il | インノフルーノ」報古者で公衣(2010年12月) | | 2020年までに、日 | | | | | | | |
| タの共有・利活用等 | | | <u>本のサプライ</u> | | | | | | | |
| | クレジットカード会社とFinTech企業との連携を促す観点から | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | <u>チェーン単位</u> での | | | | | | | |
| 生 | 「クレジットカードデータ利用に係るAPI連携に関する検討会が中間取りまとめを公表(2017年6月) | 資金循環 | | | | | | | | |
| 77 | が中间取りまとめを公表(2017年6月) | 1大町五川住人の私口自私 / 6との | プライチェーン | | | | | | | |
| | | | <u>キャッシュコン</u> バージョンサイク | | | | | | | |
| | • 流通·物流分野における情報の利活用に関する対応策と | 電 電子レシートのフォーマットの統一化等の環境整備 策定したフォーマットの普及 | <u>ハーションサイク</u> ル:SCCC)を5% | | | | | | | |
| | 子レシート仕様書を取りまとめ、公表(2016年5月) | | <u>ル・3000/と3/0</u> 改善することを目 | | | | | | | |
| | • 電子レシートを用いた個人を起点にした購買履歴の管理 | 個 たわらに た時間屋原工 カの本語を日地す絵計会 | <u> </u> | | | | | | | |
| | 係る実証実験を実施(2017年3月) | 個人を起品にした購員復歴ナータの流通を目指9 検討会 における検討 検討会の結果を踏まえたデータ流通環境の整備 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | |
| | | _ 20 _ | | | | | | | | |

中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」①

| | <u> </u> | | _ , ,,, | ١ | -A | ישכי | יף ניו | 707 | ノしかん | <u> </u> | , ,–, •. | | <u>., </u> | ì |
|---------------------|---|----|---------|------|-------------------------|------|-------------|-----|----------|------------|--|---------|---|--|
| | 2013年度~2016年度 | | | | 2017年 ^{፲要求} | | 1 [| | | | 8年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
| 電力 | <電力システム改革> | 関を | | | 正要望等 | , A | · · | 年末 | 通常 | 学国会 | | | | |
| 電力システム、ガス | 改革の第3段階(送配電部門の法的分離等)に必 措置を盛り込んだ電気事業法等の一部を改正する の法律が2015年の通常国会で成立 ・電力取引監視等委員会設立(2015年9月) ※電力・ガス取引監視等委員会に改編 (2016年4月) | | | | 送配電 | 部門 | の法的 | 内分离 | ≝のための | の環境整 | 聲備 | | 送配電 部門の 法的分離 (2020年4 月1日) | 2020年4月1日に 電力システム改 革の最終段階と なる送配電部門 の法的分離を実 |
| システム及び | 商品先物取引法を改正し、「電力」を先物取引のに追加(2014年6月)電力先物市場協議会が報告書を取りまとめ(2015年6月)LNG現物市場創設(2017年4月) | 対象 | エネノ | レギー先 | 物市場 | の整値 | 帯 (電 | 力先物 | 物市場の | 設計の身 | 具体化、 | LNG店頭市場 | の充実等) | 施する ・地域間連系線等 の増強を後押しするための環境整 |
| ガスシステム及び熱供給システム改革の断 | <地域間連系線等の増強を後押しするための環境整備> FC(周波数変換設備)を、120万kWから210万kWまで増強(※2020年度を目標に運用開始)、その後300万kWまで増強 北本連系設備を、60万kWから90万kWまで増強 (※2019年3月を目標に運用開始) | | | | | | | | | | 備を行い、FC(周 波数変換設備)の 増強(120万kWか ら210万kWまで) については2020 | | | |
| 스 | <ガスシステム改革> | | | | | | | | | | | | Τ | 年度を目標に、北 本連系設備の増 |
| 改革の断行 | 導管の中立性確保等を盛り込んだガス事業法の 部改正を含む電気事業法等の一部を改正する等 法律が2015年の通常国会で成立 小売全面自由化を実施(2017年4月) | | | 天然 | I | | | | 保等のたのなり方 | 1 | | | 導管部門の 法的分離 (2022年4月 1日) | 強(60万kWから90 万kWまで)につい ては2019年3月の 運用開始を目指 す |
| | | | | | I | | | | | T | | l | | |
| | <熱供給システム改革> | | | | | | | | | | | | | |
| | 料金規制の撤廃等の熱供給事業法の一部改正を 電気事業法等の一部を改正する等の法律が2015 通常国会で成立 ・料金規制の撤廃等の実施(2016年4月) | | | | | | | | | | | | | |

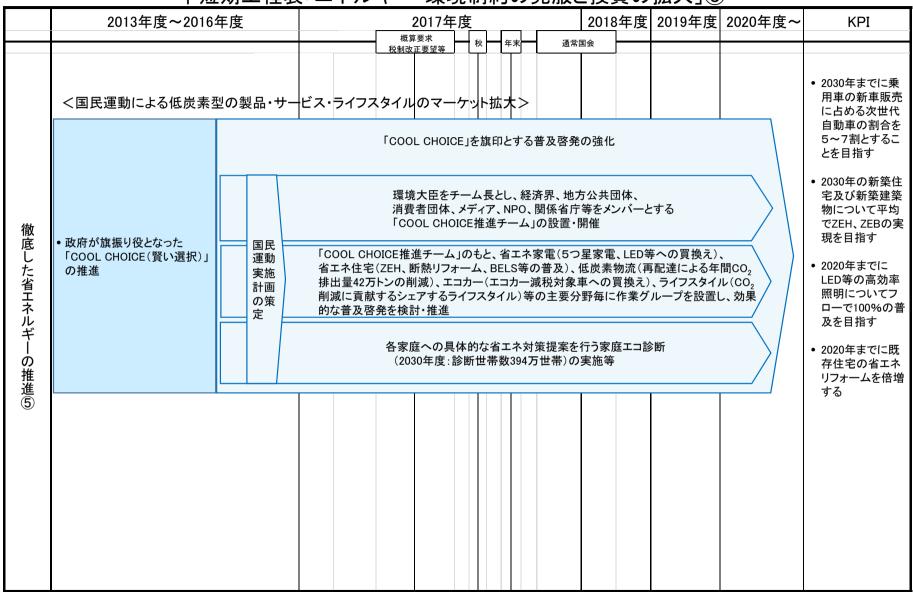
中短期工程表「エネルギー・環境制約の克服と投資の拡大」②

| | 一一一一一一一一一 | | |
|----------|---|--|-------------|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 承 | |
| # | <エネルギー基本計画の策定> | 税制改正要望等 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | |
| 基本計画の策定 | 第4次エネルギー基本計画を閣議決定(2014年)長期エネルギー需給見通し(2030年)を決定(207月) | | |
| | <事業者の省エネの推進> | | |
| | 業務部門における産業トップランナー制度(ベンラク制度)の創設 (コンビニエンスストア業において産業トップランラ度を導入(2016年4月)、ホテル業及び百貨店業で産業トップランナー制度を導入(2017年4月)) | 中に全産業のエネルギー消費量の7割のカバーを目 一制 指す(スーパー、貸事務所、ショッピングセンター等に | |
| 徹底 | セメント製造業、洋紙製造業、ソーダ工業におい トップランナー制度における目指すべき水準を見 (2016年4月) | エネルキー需給や技術的動向等の変化により対応すべき事態が生じた場合に 業種ごとに産業トップランナー制度の見直しを検討 | |
| した省エネ | | 経営層による省エネ投資判断を促進するため 省エネ法告示(工場等におけるエネルギーの 使用の合理化に関する事業者の判断の基準) の見直しを検討 | > |
| ネルギーの推進① | 小委員会」にて、原単位改善に向けた事業 者単位の省エネ取組に対するインセンティ ブの強化、複数事業者が連携して行う省エ 表取組の促進策の在り方等を検討し、「中 | 単位の改善に即した省エネや、業界やサプライチェーン 立で複数事業者が協調して行う省エネ(スマート工場の 一タ連携、廃熱マッチング、貨物輸送事業者と荷主の連 金化、大企業から中小企業への省エネ技術の供与や 業連携等)を後押しするよう、支援制度や省エネ法に基 制度の見直しを検討 | |
| 1 | | 荷主との連携による省エネ化を推進 省エネ法の定期報告データのオープン化の促進(ニーズ調査・データベース構築) | |
| | | | |
| | 全国19の省エネルギー相談地域プラットフォーム動を支援(2016年度) | D活 全国に省エネ支援窓口が存在するよう自治体と連携するととも に、省エネルギー相談地域プラットフォームによる支援を充実 | |
| | | 省エネノウハウを有する民間企業(エネマネ事業者等)による中小企業支援を促進 | |
| | | エネルギー小売事業者に対する省エネガイドラインの検討 提供の促進 | |

| | 中 | エイルヤー・環境制制の兄服と技具の拡入」。 | |
|---------|--|---|---|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| 徹 | <民生部門における省エネの推進> | 概算要求 | • 2030年の新築 住宅及び新築 |
| | 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (建築物省エネ法)」が成立(2015年7月)、表示制度 第一次では、1001年7月日、大田地湾等機 | 新築住宅・建築物の 省エネ基準への段階的適合義務化 (大規模建築物から) ZEHの加速的な普及・ZEBの実現 | 建築物につい て平均でZEH、 ZEBの実現を 目指す |
| | 等の誘導措置を施行(2016年4月)、大規模建築物の省エネ基準への適合義務等の規制措置を施行(2017年4月) ・省エネ基準に一次エネルギー消費量基準を導入(2015年4月完全施行) ・一次エネルギー消費量等級を住宅性能表示基準に導入(2014年2月) ・新築及び既存の非住宅建築物を対象に「建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)」を開始(2014年4月)、評価対象に新たに住宅を追加(2016年4月) ・環境・ストック活用推進事業等による住宅・建築物の省エネ化の推進 ・大エ・工務店向け省エネ技術講習会を実施 | ZEHロードマップ のフォローアップ、 所要のインセン ティブ見直し | 【補助指標】 • 2020年の新築住宅の省エネ基準適合率を100%とし、ハウスが第2世 |
| 底したが | | ZEHビルダーによる自主目標管理の推進・強化 | の新築注文戸 建住宅の過半 数をネット・ゼ ロ・エネル |
| た省エネルギー | | | ギー・ハウス化 する • 2020年の新築 ビルの省エネ |
| ーの推進② | 既存住宅の長期優良化に係る基準案を取りまとめ、 長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施を通じて 基準案の検証(平成25年度補正予算~)を行い、認 定基準として告示(2016年4月) 長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の創設 (2017税制改正) 住宅性能表示制度における既存住宅の表示事項に 「温熱環境・エネルギー消費量に関すること」を追加 ・建築物省エネ法に基づく表示制度等が施行、「建築 物省エネルギー性能表示制度(BELS)」の評価対象 に新たに住宅を追加(2016年4月) | 長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施、長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の周知及び増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及 住宅性能表示制度、建築物省エネ法に基づく表示制度等の普及により、断熱性能やエネルギー消費性能の社会的認知を拡大 | 基準の とし、 |
| | | | |

| | 中 | | | | | | | | |
|-----------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 | ∼ KPI | | | | | | |
| | <民生部門における省エネの推進> | 概算要求 税制改正要望等 | | | | | | | |
| 徹底した | 建築材料(断熱材、窓など)をトップランナー制度に追加できるよう、省エネ法改正(2013年5月) LED電球をトップランナー制度の対象に追加(2013年11月) 建築材料(断熱材)をトップランナー制度の対象に追加(2013年12月) 建築材料(窓:サッシ及び複層ガラス)をトップラン制度の対象に追加(2014年11月) ショーケースをトップランナー制度の対象に追加(年3月) 「照明器具等判断基準ワーキンググループ」にて熱灯をトップランナー制度の対象に追加する旨の書を策定(2017年3月) | 7 | 2020年までに LED等の高効率 照明についてフローで100%の 普及を目指す | | | | | | |
| 底した省エネルギー | 省エネ型自然冷媒機器の導入補助 フロン類対策の今後の在り方について検討(2017年 | 冷凍冷蔵分野では世界トップクラスの省エネ性能を有する我が国の脱フロン型の 自然冷媒機器の導入を促進 | | | | | | | |
| -の推進③ | 月環境省取りまとめ) | | | | | | | | |

| | 2013年度~2016年度 | | KPI |
|--------------|--|---|---|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | |
| | <運輸部門における省エネの推進> | | |
| | 「自動車産業戦略2014」を策定(2014年11月) | 左記戦略に基づいて、先進的で活性化された国内市場の形成 | • 2030年までに 乗用車の新車 |
| | EV・PHV・FCV・CDVの導入補助 | 引き続き車両購入時の負担軽減・初期需要創出を図り、世界に先駆けて自立的な市場の確 立を目指す | 販売に占める 次世代自動車 の割合を5~7 |
| | 車載用蓄電池等に関する研究開発を実施 | 車載用蓄電池等の大幅な性能向上・コスト低減に向けた研究開発を実施 | 割とすることを目指す |
| 徹 | DC充電に関する国際標準発行(2014年3月) 車両とインフラ間の充電通信に関する国際標準(2014年3月) | 発行 電池・充電関連の国際標準化において、我が国が積極的に貢献 | 【補助指標】 • EV·PHVの普及 |
| 底し | 47都道府県及び高速道路会社4社が充電インフ 備のビジョンを策定し、インフラ整備を推進 公共用充電器は2.4万基を整備(2016年12月) | ラ整 公共用の充電器については、最適配置を目指すため、都道府県の充電器整備計画(ビジョン)を必要に応じて点検・見直す。また、非公共用の充電器については、特に共同住宅や職場を中心に整備を進める。 | 台数を2020年 までに最大で 100万台とする ことを目指す。 |
|)た省エネルギーの推進④ | 累計90か所の商用水素ステーションが開所済み(2017年3月末時点) 累計10か所の再エネ由来水素ステーションが開所済み(2017年3月末時点) 規制改革実施計画等に基づき、水素ステーション等に係る規制の見直しを実施 効率的で低炭素な輸送手段への転換や更なる物流等の効率化、低炭素化を推進 | 水素ステーションの普及・整備拡大 戦略的整備に向けた官民一体の新たな 推進体制の構築 水素ステーションに対する導入支援等の実施 商用水素ステーションの先行整備 (4大都市圏を中心に累計100か所程度) 再エネ由来水素ステーション(比較的規模の小さなステーション)の整備 (2020年度までに累計100か所程度) 低コスト化等に向けた研究開発・実証 規制の総点検 新たな規制改革実施計画等に基づく規制改革 トラック輸送事業者及び船舶の運行効率に関する省エネ評価制度の構築・普及 再配達の削減に向けたオープン型宅配ボックスの導入支援や、鉄道等へのモーダルシフト、物流システムの効率化を推進し、物流システム全体を低炭素型に転換 | FCVの普及台数を2020年度に4万台程度、2030年までに80万台程度とすることをする。 ・商用水を2020年度までに160か所程度、2025年度までに320か所程する 備する |



| | 2013年度~2016年度 | | | <u>2017年</u> | 度 | | | | 201 | 8年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|----------|---|----------------------|--|---------------------|-------|-----------|---------|-------|---------------------------|------|-----------------------------------|----------|---|
| | <再生可能エネルギーの導入促進> | | | 算要求 正要望等 | 利 | k — | 年末 | 通常 | 国会 | | | | |
| | 再生可能エネルギーの導入拡大に向けて、系統整備や向けた環境整備、ベースロード電源である地熱発電への | ・系統運用の加 の支援策の強 | な域化、蓄電 化など、各電 | 池の研究 『源の特性 | 開発・ | ・実証 態を | 張環境である。 | アセスメン | ↓ 小手続 <i>0</i> ンスの取 |)迅速化 | L 、バイオマス発育 Nに取り組む | 電の導入拡大に | |
| | <固定価格買取制度の見直し> | | | | | | | | | | | | |
| | 買取制度運用WGにおいて、回避可能費用の算力法と認定制度の在り方を見直し(2014年3月) 充法を続ルール・認定制度の在り方を見直し | | 定価格買 | 取制度(F | IT) σ | の安況 | 定的か | つ適切な | :運用 | | | | |
| 再生可能エネルギ | (2015年1月) • 2015年度、2016年度、2017年度参入者向け買取格・賦課金を決定 (それぞれ2015年3月、2016年3月、2017年3月) • FIT法の改正による固定価格買取制度の見直し認定制度・価格決定方式の見直し・買取義務者更等) | 取(新 買 | 再生可能エネルギーの特性や実態を踏まえつつ、再生可能エネルギー間のバランスの 取れた導入や、最大限の導入拡大と国民負担抑制の両立が可能となるよう、固定価格 買取制度の見直しを行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずる | | | | | | | | | | |
| 能工 | <系統制約の解消> | | | | | | | | | | | | |
| ネルギ | 電力広域的運営推進機関の発足(2015年4月)広域系統長期方針の策定(2017年3月) | | 地域間連系線の運用ルールの見直し | | | | | | | | | | |
| ĺ | <研究開発の推進> | | | | | | | | | | | | |
| の 導 | 太陽光発電・風力発電の低コスト化に向けた技術 | 胆 森 | 太陽光パネルと屋根材とのパッケージ化など低コスト化に向けた技術開発 | | | | | | | | | | |
| 入伊 | 太陽儿元电 風刀元电の個コハドにに同じた政府 | I II I 76 | メンテナンスのデータベース作成等による風力発電のデータ産業化 | | | | | | | | * | | |
| の導入促進① | <改革2020> 気象観測・予測データの活用による安定的な電力 | | 光・風力 <i>0</i> は備と連動し | | | | | | | 、蓄工 | 自然変動電 御技術の活 | 源発電予測・制用 | |
| | 北海道・東北において風力発電向けの送電網を整 技術の実証を行う事業を開始 | を備し | 送電網の整備・実証による風力発電の導入拡大 | | | | | | | | • 2020年までの地 熱発電タービン 導入量での世界 | | |
| | 地熱発電に関する技術研究開発事業を開始 | | 地熱発電タービンの高度化に向けた技術開発等を通じ、世界市場獲得支援 | | | | | | | | 市場7割を獲得する | | |
| | 福島県沖で浮体式洋上風力発電施設を運転開発 2,000kW(2013年11月)、7,000kW(2015年12月)、 5,000kW(2017年2月) | 始 | 福 | 島県沖で | 3基を | を運り | Ħ | | | | での浮体式洋. 化を目指す | 上風力発電 | 9 る2018年頃までに 世界で初めて浮 |
| | 長崎県五島市沖で2,000kWの浮体式洋上風力発施設を運転開始(2013年10月)、関連技術を確立 | | | 式洋上風スト化手法 | | | 施工 | こついて、 | 低炭素 | 化手法 | ф | | 体式洋上風力を商業化する |

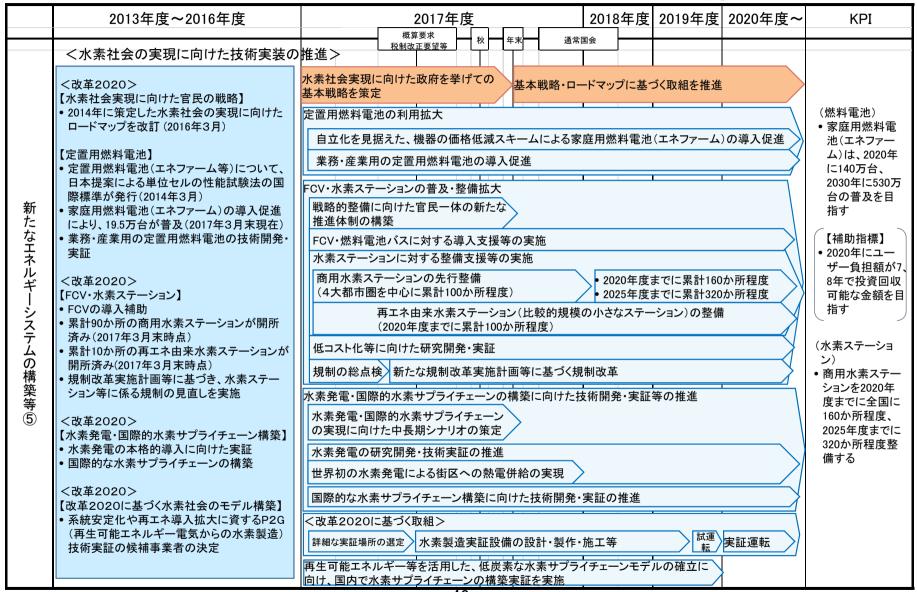
| 2013年度 2019年度 2019年度 2020年度~ KPI | | | |
|---|--|--|-----|
| 「現場の上では多くでは、 | 2013年度~2016年度 | | KPI |
| 地域の方々の理解促進、ボテンシャル調査支援等により導入促進 風力発電・地熱発電の環境アセスメントに活用できる 環境基礎情報のデータベースを公開(2014年5月) ・電気主任技術者の統括事業場への選任でもって 個別の発電所ととの選任に替えることができる要件 を明確し(2013年9月) ・小型地熱発電に関するボイラー・タービン主任技術者 の選任要件を見直し(2013年9月) ・小型地熱発電に関するボイラー・タービン主任技術者 の選任要件を見直し(2013年9月) 「農林漁業のの促進に関するボイラー・タービン主任技術者 の選任要件を見直し(2013年9月) ・心型地熱発電に関するボイラー・タービン主任技術者 の選任要件を見直し(2013年9月) 「農林漁業のの促進に関するボイラー・タービン主任技術者 の選任要件を見直し(2013年9月) 「農林漁業のの促進に関する流律」が2013年の 促進に関する流律」が2013年の 促進に関する流程が2016年度の通常国会で成立して、荒廃患地 の活用など第1種産地においても例外的に農地転用を 可能とするよう措置。 ・改正港湾法が2016年度の通常国会で成立し、港湾区 域等の占用や学第1を表生を公募により決定する占用公募制度が創設 ・当該制度により、港湾に詳上風力発電が設め構造の 審査基準を策定 港湾における洋上風力発電が設め構造の 審査基準を策定 港湾における洋上風力発電が設め構造の 審査基準を策定 港湾における洋上風力発電が設め構造の 審査基準を策定 港湾における洋上風力発電が設め構造の 著法における洋上風力発電が設め構造の 著法における洋上風力発電が設め構造の 審査基準を策定 港湾における洋上風力発電が設め構造の 著法における洋上風力発電が設め構造の 著法における洋上風力発電が設め構造の 著法における洋上風力発電が設めで構造の 著法における洋上風力発電が設めで構造の表土を対しませない。 本語に記述は表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表生を表 | <規制制度改革の推進> | 概算要求 税制改正要望等 利 | |
| 環境保全と両立した風力発電の導入促進に向けたゾーニン 成果を踏まえた導入促進 の在り方の検討 ・電気主任技術者の統括事業場への選任でもって 個別の発電所ごとの選任に替えることができる要件 を明確化(2013年9月) 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が2013年の 臨時国会で成立(2014年5月施行)。同法に基づ(再生 可能エネルギー発電波備の整備について、荒廃農地 の活用など第1種農地においても例外的に農地転用を可能とするよう措置。 * 改正港湾法が2016年度の通常国会で成立し、港湾区 域等の占用予定者を公募により決定する占用公募制度が創設 ・ 当該制度により、港湾に洋上風力発電が円滑に導入されるよう、「港湾における洋上風力発電施設の構造の 審査基準を策定 港湾における洋上風力発電施設の構造の 報査基準を策定 を設し、 港湾における洋上風力発電施設の構造の 報査を認め を | 風力発電・地熱発電の環境アセスメントに活用できる | 地域の方々の理解促進、ポテンシャル調査支援等により導入促進 風力発電・地熱発電における地域のエネルギー資源の有効活用と環境や地元に配慮した | |
| を明確化(2013年9月) ・小型地熱発電に関するポイラー・タービン主任技術者の選任要件を見直し(2013年9月) 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が2013年の臨時国会で成立(2014年5月施行)。同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備について、荒廃農地の活用など第1種農地においても例外的に農地転用を可能とするよう措置。 ・改正港湾法が2016年度の通常国会で成立し、港湾区域等の占用予定者を公募により決定する占用公募制度が創設 ・当該制度により、港湾に洋上風力発電が円滑に導入されるよう、「港湾における洋上風力発電施設の構造の審査基準を策定 港湾における洋上風力発電施設の構造の審査基準を策定 港湾における洋上風力発電施設の構造の審査基準を策定 港湾における洋上風力発電施設の構造の審査を設めませた。 港湾における洋上風力発電施設の構造の表電施設の表電施設の表電施設の表で表が、表面に設し、表面に設し、表面に設し、表面に対しる洋上風力発電施設の表面に表し、表面に表し、表面に設し、表面に表し、表面に表し、表面に表し、表面に表し、表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表面に表 | | グ手法検討モデル事業 | |
| を明確化(2013年9月) ・ 小型地熱発電に関するボイラー・タービン主任技術者 の選任要件を見直し(2013年9月) 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネ ルギー電気の発電の促進に関する法律」が2013年の 臨時国会で成立(2014年5月施行)。同法に基づ〈再生 可能エネルギー発電設備の整備について、荒廃農地 の活用など第1種農地においても例外的に農地転用を 可能とするよう措置。 ・ 改正港湾法が2016年度の通常国会で成立し、港湾区 域等の占用予定者を公募により決定する占用公募制 度が創設 ・ 当該制度により、港湾に洋上風力発電が円滑に導入 されるよう、港湾における洋上風力発電施設の構造の 審査基準を策定 ・ 造談制度により、港湾に洋上風力発電が円滑に導入 されるよう、港湾における洋上風力発電施設の構造の 審査基準を策定 ・ 造談制度により、港湾に洋上風力発電が円滑に導入 を指摘管理の方法の審査 ・ 大変における洋上風力発電施設の工事実施 | Ī | 地域協議会の改良寺 | |
| 『農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」が2013年の臨時国会で成立(2014年5月施行)。同法に基づく再生可能エネルギー発電設備の整備について、荒廃農地の活用など第1種農地においても例外的に農地転用を可能とするよう措置。 *********************************** | を明確化(2013年9月)小型地熱発電に関するボイラー・タービン主任技術の選任要件を見直し(2013年9月) | | |
| ・改正港湾法が2016年度の通常国会で成立し、港湾区域等の占用予定者を公募により決定する占用公募制度が創設 ・当該制度により、港湾に洋上風力発電が円滑に導入されるよう、「港湾における洋上風力発電の占用公募制度の選用指針は存等字が表(2016年7月) ・当該制度の選用指針は存等字が表(2016年7月) ・当該制度の選用指針は存等字が表(2016年7月) ・おきないまり、1016年7月) ・おきないまり、1016年7月) ・おきないまり、1016年7月) ・おきないまり、1016年7月) ・おきないまり、1016年7月) ・おきないまり、1016年7月) ・おきないまり、1016年7月) | 「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エルギー電気の発電の促進に関する法律」が2013年の臨時国会で成立(2014年5月施行)。同法に基づく再可能エネルギー発電設備の整備について、荒廃農地の活用など第1種農地においても例外的に農地転用 | | |
| 域等の占用予定者を公募により決定する占用公募制度が創設 | | 港湾における洋上風力発電の円滑な導入に向けた事業環境の整備 | |
| | 域等の占用予定者を公募により決定する占用公募 度が創設 ・当該制度により、港湾に洋上風力発電が円滑に導 されるよう、「港湾における洋上風力発電の占用公場 | 港湾における洋上風力発電施設の構造の 審査基準を策定 港湾における洋上風力発電施設の 港湾における洋上風力発電施設の工事実施 大法の審査 大法の審査 | |
| | | | |

| | 中 | | - イルイ 環境前が少元 | | 1/A/ | 9 | | |
|---------|--|----------------|---|---|--------------------------------|---------------------------------------|-----|--|
| | 2013年度~2016年度 | | 2017年度 | 2018年月 | 度 2019年度 | 2020年度~ | KPI | |
| | | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 | 通常国会 | | | | |
| | <電力分野の新規参入とCO ₂ 排出抑制の両立> | | | | | | | |
| 新たなエネルギ | 電気事業者による自主的枠組みのPDCAサイクル等を含む規約の発表と電気事業低炭素社会協議会の創設 発電段階において、省エネ法で設備単位・事業者単位の効率基準の設定などのルール整備、小売段階において、供給高度化法で2030年度に非化石電源比率44%以上を目標とするなどのルール整備(2016年4月) 電気事業者の自主的枠組みにおける取組状況等をフォローアップ(政府は2016年11月に、環境省は2017年3月に実施) | • 自 | の審議会において、電力業界の自主的枠組み 主的枠組みの「実効性」と「透明性」を担保する 適切に運用し、毎年度取組の進捗状況を評価 | るために、省エネ | | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | | |
| イルギー | <石炭火力等の火力発電に係る環境アセスメントの明確化·迅速化> | | | | | | | |
| ーシステ | 「最新鋭の発電技術の商用化及び開発状況 (BATの参考表)」を見直し(2017年2月) | | 毎年度見直し、 | 、必要に応じ修正 | : | | | |
| ムの構築等① | 2013年6月以降に環境影響評価法に基づく審査を 完了した火力発電所13件(新設8件、リプレース5件 について、審査期間を平均約140日分短縮 | | 環境アセスメントの明確化・迅速化 | と(3年→リプレー | スでは最短1年引 | 童) | | |
| 等 1 | <電気料金の抑制> | | | | | | | |
| | 各電力会社からの電気料金値上げ申請に対し、 大限の経営効率化を踏まえたものであるか、厳正 審査し、値上げ幅を圧縮(2013年度~2015年度) 託送料金について、電力取引監視等委員会が厳に審査を行い、その結果を踏まえて、経済産業大が認可(2015年度) 料金適正化の観点から、電力会社ごとに、原価算期間終了後の小売電気料金の事後評価を実施(2015年度~2016年度) | EIC 正 :臣 | 託送料金や経過措置期間中の小売電気が行われた場合には、引き続き、電気事会が専門的かつ客観的な視点から厳正業大臣が判断を行う 料金適正化の観点から、電力会社ごとに後評価を実施する 送配電事業の効率化・託送料金の低廉付定期的に託送収支の事後評価を実施する | 業法に基づいてな審査を行い、そ な審査を行い、そ に、原価算定期間 比・質の高い電力 | 電力・ガス取引監 の結果を踏まえ 終了後の小売電 | 記視等委員 て、経済産 気料金の事 | | |
| | | | | | | | | |

| | 中位労工性教「エベルギー」「境境前がりた成と技具の加入」(19 | | | | | | | |
|-----------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度2018年度 2019年度 202 | 20年度~ KPI | | | | | |
| | | 概算要求 秋 年末 通常国会 | | | | | | |
| | <高効率化に向けた技術開発・最新設備の | 税制改正要望等 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 「」 | 次世代火力発電 に係る技術ロード マップに基づき、 2025年度頃まで に段階的に次世 代火力発電の技 | | | | | |
| 新た | 2013年12月に60万kW級と100万kW級のUSCが国で運転開始 2013年8月に本邦企業がマレーシアからUSC機等受注 | USC(超々臨界圧火力発電)(実用化済)の導入 | 術確立を目指す 【補助指標】 • A-USCについて 2020年代の実用化 を目指す(発電効 | | | | | |
| 新たなエネルギ | A-US(| GCC、IGFCの実用化に向けた次世代発電技術開発 | 率:現状39%程度 →改善後46%程 度) • IGCCについて、 | | | | | |
| | 二酸化炭素貯留適地調査 二酸化炭素回収·貯留(CCS)技術開発 | | | | | | | |
| システムの構築等② | (LNG火力) | | →改善後 46%程度) • IGFCについて、2020年度までに酸素吹きIGCCの発電技術及びCO。分離回収技術(物理回収法)を確立し、2025年度までの技術の確立、2030年代の実用化を目指す(発 | | | | | |
| | 2013年8月以降1,600度級LNG火力が国内で 順次運転開始 | 高効率ガスコンバインドサイクル発電(1,600度級)の導入、 1,700度級の実用化に向けた次世代発電技術開発 | 電効率: 現状 39% 程度→改善後 55% 程度) ・ LNG火力について、 | | | | | |
| | | | 2020年度頃までに 1,700度級ガスター ビンの実用化を目 指す(発電効率:現 状 52%程度→改善 後 57%程度) | | | | | |

| | 一 一 一 一 一 一 | 1170 深光中川の万山版と「久兵の山太八」。 | |
|--------------|---|---|------------|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 | |
| | | 税制改正要望等 | |
| | <市場メカニズムを活用した電力市場の競争え | 5性化と公益的課題への対応▶ | |
| | | | |
| | 電力システム改革貫徹に向けた課題に対応 | | |
| | するため、ベースロード電源市場、連系線利 | | |
| | 用ルール、谷里巾塚、非化石価値取り巾塚に、ヘー人口間にて、電力システノカ某男数のための政策 | ード電源市場、連系線利用ルール、容量市場、非化石価値取引市場等の整合性を確保しつ ・細な検討等を実施。その後、各制度の整合性を確保しながら、詳細設計を踏まえて導入。 | |
| | 小委員会においてその意義と基本的な考え方 | 神谷探引寺で天心。(の後、音列及の正日江で唯体しながら、計画政制を組みたて等人。 | |
| | を整理(2017年2月) | | |
| | C正在(2017年2717) | | |
| | | | |
| 新 | <itの活用による再エネ・省エネ融合エネルキ< li=""></itの活用による再エネ・省エネ融合エネルキ<> | ーシステムや地産地消のエネルギーシステムの構築▶ | |
| 新たなエネ | | | • 電力会社は、各 |
| な | 2014年3月に開催された経済産業省の「スマートメー | | 社のスマートメー |
| Ţ | ター制度検討会」において、全ての電力会社が、従来 | | ター導入計画に |
| ネ | の導入計画を1年~8年前倒すことを表明 | 電力会社等によるスマートメーターの本格導入を促進 | 沿って、2020年代 |
| ルギ | • 電力会社等によるスマートメーターの本格導入を開 | BUSINESS OF THE GOVERNE | 早期に全世帯・全 |
| 1 | 始 | | 事務所へのス |
| シ | | | マートメーターの |
| えテ | エネルギーマネジメントシステムについて、実証事業 | WA - OAK IVEL WIN USING DENO NEW OF NOW 15 th # T III IV | 導入を目指す |
| テ | や導入補助等を実施 | 料金メニューの多様化等に伴い、HEMS、BEMS、MEMS、CEMS等が本格普及開始 | |
| <u>ل</u> | | | |
| 構 | 「スマートハウス・ビル標準・事業促進検討会」において、電 | IoT時代の到来を踏まえ、高度なエネルギーマネジメントや、新たなサービスの創出に向け | |
| 第 | カ利用データを利活用した新サービス創出に向けてプライ | て更なる措置を検討 | |
| 筝 | バシーマニュアルを策定 | 72001221111 | |
| の構築等③ | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | /1 | |

| | 2013年度~2016年度 | | 2017年度 2018年度 2019年月 | 2020年度~ | KPI |
|-------------------|--|-------------------|--|---------|---|
| | | | 概算要求 科制改正要望等 秋 年末 通常国会 | | |
| | <itの活用による再エネ・省エネ融合エス< td=""><td>トル</td><td>ギーシステムや地産地消のエネルギーシステムの構築></td><td></td><td></td></itの活用による再エネ・省エネ融合エス<> | トル | ギーシステムや地産地消のエネルギーシステムの構築> | | |
| 新たなエネルギーシステムの構築等④ | <改革2020> • スマートコミュニティ4地域でのディマンドリスポンス(DR)実証の結果、電気料金の変動(電気料金型DR)によって2割のピークカットが継続的に可能であることを確認 • 4地域における実証での成果をいかし、ネガワット取引をはじめとするディマンドリスポンスに係る実証事業等を実施 • エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスの確立に向けた産学官有識者による検討を開始 • ネガワット取引のガイドラインを策定(2015年3月) • ネガワット取引に関する技術実証を実施 • ネガワット取引市場の創設に向けた検討を開始 | リワット取引市場創設 | エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスの振興 需要家側エネルギーリソースの拡大 価格低減メカニズムを組み度の省庁横断的な展開 需要家側エネルギーリソースの有効活用に向けた環境整備 需要家一アグリゲーター 電力会社ーアグリゲーター間のサイバー セキュリティの在り方の検討 ネガワット取引等において活用されるエネルギーリソースの制御量の適切な記ネガワット取引市場の円滑な運用 送配電事業者によるネガワットの活用 制御技術の向上(バーチャルパワープラントの構築に向けた実証) 分単位での遠隔制御の実証 秒単位での遠隔制御の実証 需要創出型ディマンドリスポンス(上げDR)の活用 需要創出型ディマンドリスポンス(上げDR)の実証 省エネ法における電気需要平準化の制度見直しを検討 | 平価方法の検討 | 節電した電力量を取引する『ネガワット取引市場』を、2017年中に創設する。 |
| 4 | 関係省庁連携の下、地産地消型のエネルギーシス | ステノ | の導入を推進 | | |
| | | | | | |



| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ KPI | | | | | | | | | |
|----------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 2010年及「2010年及 | 極怖面中 | | | | | | | | | |
| | | 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | | | | | | | | | |
| | <福島県における再生可能エネルギー等の導力 | 、拡大> | | | | | | | | | |
| | | 「福島新エネ社会構想」の推進 | | | | | | | | | |
| | | 阿武隈山地・福島沿岸域における風力発電計画の実現に向けて効率的に | | | | | | | | | |
| | • 福島新エネ社会構想実現会議を設置(2016年3月) | 送電線を増強 | | | | | | | | | |
| | ●「福島新エネ社会構想」決定(2016年9月) | <改革2020> | | | | | | | | | |
| | 送電線敷設に向けたルートを検討するFS調査を実施 (~2017年3月) | 再エネを用いた大規 再エネを用いた大規模水素製造や輸送・貯蔵に係る | | | | | | | | | |
| | ・再エネを用いた大規模水素製造実証の仕様の検討 | 模水素製造実証の 実証の実施、東京2020オリパラ競技大会の際の福島 実証場所の選定 県産水素の活用 | | | | | | | | | |
| | (~2017年3月) | 米性小糸の石川 | | | | | | | | | |
| 4 = | • 3市町において、スマートコミュニティの構築に向けたマスタープランの策定完了(~2017年3月) | 福島県でのスマートコミュニティ構築事業の実施 | | | | | | | | | |
| 福島新エネ社会構想の推進 | | | | | | | | | | | |
| 新 | | 福島再生可能エネルギー研究所を核とした技術開発や実用化支援等の実施 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 社 | | | | | | | | | | | |
| 基構 | | | | | | | | | | | |
| 想 | | | | | | | | | | | |
| 単 | | | | | | | | | | | |
| 進 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2 | 019年度 2020年度~ KPI |
|-----------------|--|---|---|
| | | 概算要求 科制改正要望等 秋 4末 通常国会 | |
| | <革新的エネルギー技術の開発> | 祝制改正要望寺 | (パワーエレクトロ |
| | 第114回総合科学技術会議において、「環境エギー技術革新計画」を改訂(2013年9月)当該計画のフォローアップを実施(2015年3月) | 国際的な発表及び計画に基づく研究開発の推進(進捗状況 | ニクス) • 2020年までに、 新材料等を用いた次世代パ ワーエレクトロ |
| | 「エネルギー・環境イノベーション戦略」を策定(| 次世代デバイス、次世代太陽光、次世代地熱、次世代蓄電池、水素等の革新的な技術の開発を重点化するとともに、政府が一体となっ | 素(製造・貯蔵・輸送・利用) た研究開発体制を強化 に事業化を目指 |
| 単 新 的 | 年4月) | 産学官の研究会を設置し、ボトルネック課題の抽出等を行い、新たの検討や産業界主体の取組を促す | 上に実施すべきプロジェクト |
| 革新的エネル | <次世代デバイス・部素材(パワーエレク | - クス等) > | |
| ギー・ | 大口径・高品質SiCウェハの実用化など、新材料等用いた次世代パワーエレクトロニクスの本格的な事業化に向け、研究開発事業を実施 | SiCに加えて、GaN等の革新材料を用いた省エネルギーに資する次世代パワーエレクトロニクスの事業化に向けた革新的な研究開発・普及を加速 | 発•技術開 |
| 環境技術 | 「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の課題 1つとして次世代パワーエレクトロニクスを決定 | 研究開発計画に基づき、研究機関を選定し、本格的に研究開発を実施 | |
| の 研究 開発 | <蓄電池> | | (蓄電池) • 国内企業による |
| 開発の強化 | 定置用リチウム二次電池の性能に関し、IEC(国間電気標準会議)において日仏共同提案で国際標を発行(2014年11月) 定置用リチウム二次電池の安全性に関し、IEC(I際電気標準会議)において日仏共同提案で国際準を発行(2017年2月) | レドックスフロー電池の安全性に関し、 IEC(国際電気標準会議)において 日本提案で国際標準を作成 | 先端蓄電池の 市場獲得規模 2020年に年間 5,000億円を目 指す(世界市場 の5割程度) ※車載用・電力 |
| | 系統用蓄電池について、研究開発・実証等を実施 | 系統用蓄電池について、研究開発・実証等を通じ、低コスト化 | 护藤田萎電池 |
| | 車載用蓄電池等に関する研究開発を実施 | 車載用蓄電池等の大幅な性能向上・コスト低減に向けた | - 研究開発を実施 ・ 2020年までに系 統用蓄電池のコ ストを半分以下 に(2.3万円 /kWh以下) |

| Г | | -イルヤー・現境前別の兄服と技具の扱入」⑩ | |
|-----------------------|---|--|---|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 税制改正要望等 | • 2030年に国産を含 |
| | <安定的な資源開発投資の促進> | | む石油・天然ガスを 合わせた自主開発 |
| | | 安定的かつ安価な資源の確保の推進 | 比率を40%以上とす る。 |
| 資源価格の低迷下での資源安全保障の強化等① | ・第192回臨時国会において「独立行政法人石油天然 ガス・金属鉱物資源機構法の一部を改正する法律 案」が成立(2016年11月公布・施行)。企業買収等に 対する出資支援を可能にする等、JOGMECのリスク マネー供給機能を大幅に強化。また、平成28年度第 2次補正予算においてそのための財源を措置。 | 我が国企業による国内外の継続的な上流開発投資を支援 | 2030年にベースメタルの自給率を80%以上とする |
| | **** *** ** | 豪州・イクシスLNG生産開始(予定) ・我が国企業が主導・操業する初めての大型LNGプロジェクト まが国企業が保有するアブダビ海上油田権益の延長交渉 | |
| 1 | 2回日アフリカ資源大臣会合」を開催、共同議長総括を取りまとめ・採択 • 2016年11月、ペルーエネルギー鉱山省と鉱業分野に関する覚書を締結 • 2017年2月、鉱業投資会議「マイニング・インダバ」に併せて、南アフリカ共和国と鉱業分野における両国間の協力関係の強化を図るための覚書を締結 | 石油・天然ガス分野及び鉱物資源分野における資源国との関係強化 | |
| | | | |

| | 中 型 男 工 住 3 | <u> </u> | -11/0- | 1 | 坏 | 力し | ו נינוו | ניו | U) | グじか | <u> </u> | 汉. | 貝 V. | コルノく」(| <u> </u> | |
|------------------|---|--|-----------------------------|------|------------------------|----|---------|-------------|----|------|----------|----|-------------|---------------|---------------------------------------|--|
| | 2013年度~2016年度 | | | | 2017年 _{要求} | ΤŢ | | <i>;</i> ;; | | 132 | | | 年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
| | <二次資源の確保> | | | 税制改工 | 正要望等 | | 秋 | 年末 | | 进 | 常国会 | | | | | |
| | 「都市鉱山」の利用によるレアメタル等の再資源化いては、小型家電リサイクル法等に基づくリサイク | ルを | 特定有害 部を改正 等の改正 | する法 | 律案成 | | | | | | | | 令 | | 行状況も踏ま 明的な見直しを | |
| 資源 | 実施するとともに、回収量向上や技術開発を推進 ・ 国内外で発生した二次資源について、我が国の環境技術の先進性を活かしつつ非鉄金属のリサルを着実に進めるため、「特定有害廃棄物等の列等の規制に関する法律の一部を改正する法律を閣議決定し、第193回通常国会へ提出(2017年) | 製品製造プロセスと再資源化プロセスの連携により、「都市鉱山」から有用金属資源を効率的にリサイクルする革新技術・システムの開発を着実に実施する | | | | | | | | | | | 評価・見直しる | | | |
| 価格の低迷下 | 月) • 2018年度を目標年次とする小型家電の回収量にる新たな目標の設定(2017年4月) | | 新たな目 小型家電 活用した を推進 | の更な | なる効果 | 刨● | 効率 | 的な | 回収 | ₹•処理 | や都 | 市鉱 | 山を | 家電リサイク | 組により、小型 ルル制度の循環 定着と循環産業 化を図る | |
| | <石油コンビナートの設備最適化・高付加 | 中価値 [.] | 化> | | | | | | | | | | | | | • 今後10年間 |
| での資源安全保障の | 置装備率は当初の目標である50%程度を達成 ・ 重質油処理能力向上のための分子構造解析等 | の判断基準に基づき、国内製油所の残油処理装 備率は当初の目標である50%程度を達成 油処理能力向上のための分子構造解析等に | | | | 、新 | | 判断 | | | | | | 油コンビナート製業者による | 内の更なる国内の重質油 | (2023年まで) で、アジアで トップクラスの 国際競争力を もつコンビ ナート群を再 |
| 強 化 等 ③ | 必要な実験装置を導入 | | | | | | | | | | | | | | | 構築 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | 10 | | | | | | | | | | |

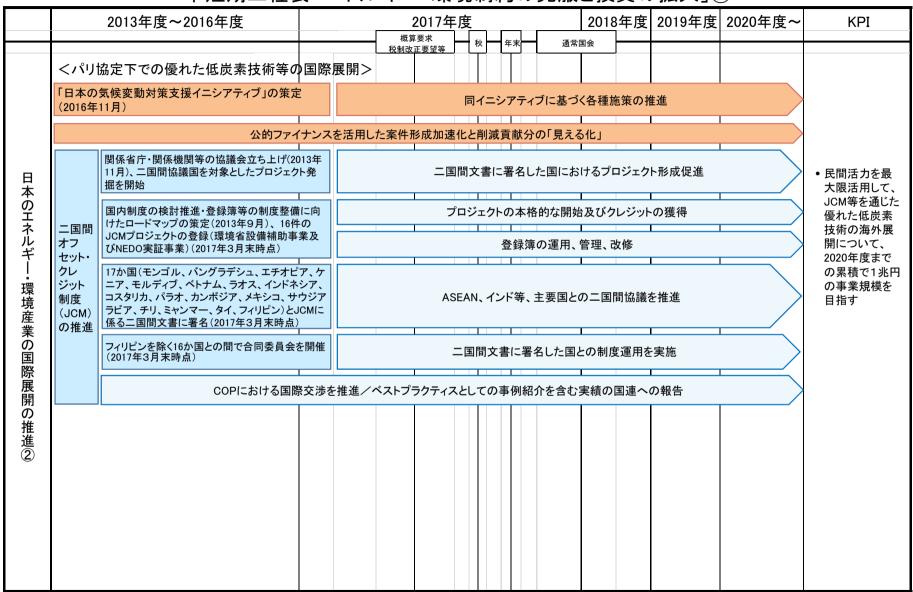
| 2013年度 2016年度 2019年度 2019年度 2020年度 KPI 塚戸東京 |
|--|
| (本) |
| そ石油・LPガス供給インフラ等のリスク対応力強化> 製油所における非常用3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム(衛星通信等)、ドラム缶石油充填出荷設備)導入の推進(導入割合は38%(2012年度末)から100%(2015年度末)に上昇) ・巨大地震発災時における、石油製品の供給回復目標の設定等を内容とする「系列BCP」の見直し、格付け評価を実施(2016年3月) ・高圧ガス設備(球形貯槽)の耐震基準の見直しを実施(2014年1月) ・高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ で表別をとする「不列度では、他のでは、他のでは、他のでは、地域では、他のでは、地域では、またのでは、また |
| 製油所における非常用3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム(衛星通信等)、ドラム缶石油充填出荷設備)導入の推進(導入割合は38%(2012年度末)から100%(2015年度末)に上昇) 巨大地震発災時における、石油製品の供給回復目標の設定等を内容とする「系列BCP」の見直し、格付け評価を実施(2016年3月) 高圧ガス設備(球形貯槽)の耐震基準の見直しを実施(2014年1月) 高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ 製油所等における①耐震・液状化対策、②設備の安全停止対策、③入出荷バックアップ能力増強対策等の実施を促進 「系列BCP格付け審査を継続し、各社の「系列BCP」を不断に見直す ・災害時に地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備と防災訓練の実施・災害時に中核SSや住民拠点SSの稼働状況等を速やかに把握する連絡システムの構築・運用 ・災害時にLPガスの供給拠点となる「中核充填所」の機能強化 ・大規模災害を想定した自治体と石油業界等との連携による燃料供給体制の一層の整備の促進 ・需要家側への燃料備蓋(自衛的備蓋)の推進 |
| 製油所における非常用3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム(衛星通信等)、ドラム缶石油充填出荷設備)導入の推進(導入割合は38%(2012年度末)から100%(2015年度末)に上昇) 巨大地震発災時における、石油製品の供給回復目標の設定等を内容とする「系列BCP」の見直し、格付け評価を実施(2016年3月) 高圧ガス設備(球形貯槽)の耐震基準の見直しを実施(2014年1月) 高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ 製油所等における①耐震・液状化対策、②設備の安全停止対策、③入出荷バックアップ能力増強対策等の実施を促進 「系列BCP格付け審査を継続し、各社の「系列BCP」を不断に見直す ・災害時に地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備と防災訓練の実施・災害時に中核SSや住民拠点SSの稼働状況等を速やかに把握する連絡システムの構築・運用 ・災害時にLPガスの供給拠点となる「中核充填所」の機能強化 ・大規模災害を想定した自治体と石油業界等との連携による燃料供給体制の一層の整備の促進 ・需要家側への燃料備蓋(自衛的備蓋)の推進 |
| 製油所における非常用3点セット(非常用発電機、非常用情報通信システム(衛星通信等)、ドラム缶石油充填出荷設備)導入の推進(導入割合は38%(2012年度末)から100%(2015年度末)に上昇) 巨大地震発災時における、石油製品の供給回復目標の設定等を内容とする「系列BCP」の見直し、格付け評価を実施(2016年3月) 高圧ガス設備(球形貯槽)の耐震基準の見直しを実施(2014年1月) 高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ 「ベックアップ能力増強対策等の実施を促進 「系列BCP格付け審査委員会」による格付け審査を継続し、各社の「系列BCP」を不断に見直す 災害時に地域住民の燃料供給拠点となる「住民拠点SS」の整備と防災訓練の実施 災害時に中核SSや住民拠点SSの稼働状況等を速やかに把握する連絡システムの構築・運用 災害時にLPガスの供給拠点となる「中核充填所」の機能強化 大規模災害を想定した自治体と石油業界等との連携による燃料供給体制の一層の整備の促進 需要家側への燃料備蓋(自衛的備蓋)の推進 |
| 常用情報通信システム(衛星通信等)、ドラム缶石油 充填出荷設備)導入の推進(導入割合は38%(2012 年度末)から100%(2015年度末)に上昇) ・巨大地震発災時における、石油製品の供給回復目標の設定等を内容とする「系列BCP」の見直し、格付け評価を実施(2016年3月) ・高圧ガス設備(球形貯槽)の耐震基準の見直しを実施(2014年1月) ・高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ |
| 充填出荷設備)導入の推進(導入割合は38%(2012 年度末)から100%(2015年度末)に上昇) ・巨大地震発災時における、石油製品の供給回復目標の設定等を内容とする「系列BCP」の見直し、格付け評価を実施(2016年3月) ・高圧ガス設備(球形貯槽)の耐震基準の見直しを実施(2014年1月) ・高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ ・高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ |
| 年度末)から100%(2015年度末)に上昇) ・巨大地震発災時における、石油製品の供給回復目標の設定等を内容とする「系列BCP」の見直し、格付け評価を実施(2016年3月) ・高圧ガス設備(球形貯槽)の耐震基準の見直しを実施(2014年1月) ・高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ |
| |
| 標の設定等を内容とする「系列BCP」の見直し、格付け評価を実施(2016年3月) ・ 高圧ガス設備(球形貯槽)の耐震基準の見直しを実施(2014年1月) ・ 高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づした自治体と石油業界等との連携による燃料供給体制の一層の整備の促進 ・ 需要家側への燃料備蓄(自衛的備蓄)の推進 |
| 資 け評価を実施(2016年3月) |
| 格 ┃ ● 高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ ┃ ┃ ● 霊要家側への燃料備蓄(自衛的備蓄)の推進 |
| 格 ┃ ● 高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ ┃ ┃ ● 霊要家側への燃料備蓄(自衛的備蓄)の推進 |
| 格 ┃ ● 高圧ガス設備の耐震強化に向けた指導文書に基づ ┃ ┃ ● 霊要家側への燃料備蓄(自衛的備蓄)の推進 |
| |
| 低 (2015年5月) ・ 指導文書に基づき、高圧ガス設備の耐震補強に向けて事業者が策定した |
| |
| ・ 内閣府・消防庁・経産省の3府省庁において大規模 |
| |
| で (2015年3月) |
| め ┃ • 都市ガスの安定供給のための経年管対策の加速化 ┃ 保安上重要な建物(学校、病院、地下街、地下室等)の経年管の削減促進 |
| |
| 安 |
| 全 • 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る 2018年度までに緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤 |
| 保 基本的な事項に関する計画」を変更(2014年3月) 災害即応部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)を12部 |
| 暲 ┃ ● 緊急消防援助隊にエネルギー・産業基盤災害即応 ┃┃ 隊設置 |
| の 部隊(ドラゴンハイパー・コマンドユニット)2部隊を新 |
| 強 】 設(2015年3月) |
| • エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボッ |
| 強 設(2015年3月) 化 ・ エネルギー・産業基盤災害対応のための消防ロボッ |
| ④ ボットの1次試作を完了(2017年3月) / 化 / 化 |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |
| |

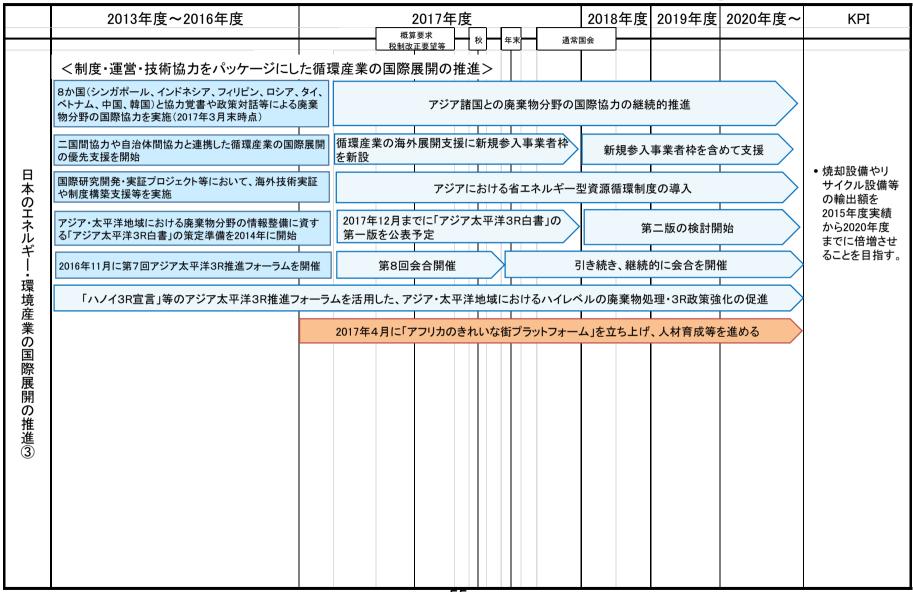
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|---------------|--|---|-----|
| | 2010 1 /2 2010 1 /2 | 概算要求 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 | |
| 資源価格 | ・製油所の事故要因を分析し、ビッグデータ解析手による製油所の稼働信頼性向上の可能性を検討・IoTやビッグデータの活用等による先進的な自主に取り組むなど、「産業保安のスマート化」を推進産業構造審議会保安分科会において進捗を取りめ(2016年4月) ・IoT・BD・AIを活用した高度な自主保安を行う事業を「スーパー認定事業所」として認定し、規制上のジティブインセンティブを与える新制度開始(2017:月) | 表と 表と 製油所の稼働信頼性向上に資する新技術を活用した事 故の防止策や、IoTやビッグデータの活用等により高度な 保安を実現する事業所への制度上の優遇措置等を実施 | |
| の低迷下での資源安全保障の | (備蓄の機動性向上> 国家備蓄石油製品の増強を行った結果、全国需要4日分の備蓄を確保(2014年6月)。さらに、それを国10地域ブロック毎に、地域需要の4日分の備蓄制構築を完了(2017年2月)。 タンク容量が不足する地域において、国家備蓄石製品を蔵置するタンクの新設・改修を支援した(20年3月)。 国家備蓄石油ガスの増強を行った結果、135万トン備蓄を確保(2017年3月)。 | 全本 由 自 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 信 | |
| の強化等⑤ | <地域における石油・LPガスの安定供給の石油元売会社、販売事業者、業界団体及び国で組織する「SS過疎地対策協議会」を設置(2015年3 | SS過疎地対策協議会のまと、地域の安定供給対策の実施・展問 | } |
| | | _ 50 _ | |

| 2013年度 2019年度 2019年度 2019年度 2020年度 KPI | 一 | | 1 771 3 | | | | | |
|---|--|--------------------------------|---------|----------|------------|--------|---------|-----|
| | 2013年度~2016年度 | | 2017年度 | Ę | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
| | | | 概算要求 | 利 在末 | 通党国会 | | | |
| | | | 税制改正要望等 | | | | | |
| 指すべく「LNG市場戦略」を策定し、北九州で開催した G7エネルギー大臣会合において公表 G7伊勢志摩サミット(2016年5月)において、仕向地 制限の緩和等を含む、更なる透明性及び柔軟性がある、良く機能する天然ガス市場の強化について、先進 国間で確認 LNGの受渡しや必要なインプラへの第三者アクセスの催保 LNGの受渡しや必要なインプラへの第三者アクセスの催保 LNGの受渡しや必要なインプラへの第三者アクセスの催保 LNGの受渡しや必要なインプラへの第三者アクセスの催保 LNGの受渡しや必要なインプラへの第三者アクセスの催保 LNGの受渡しや必要なインプラへの第三者アクセスの催保 ENGの受渡しや必要なインプラへの第三者アクセスの催保 LNGの受渡しや必要なインプラへの第三者アクセスの催保 アジア等でのLNG取引の活性化に向けた、アジア等でのLNG利用拡大やLNGバンカリング等、新たな需要拡大の促進 | <流動的なLNG市場の創出とLNG取引ハ | がの実現> | | | | | | |
| 月)において、アジアにおける天然ガス利用促進に向けた政策オブションの検討を提案 2012年度より、LNG産消会議を毎年度開催し、2016年度会議(2016年11月)ではLNC需給を反映した価格指標や、アジアのLNG需要拡大に関するパネルディスカッションを開催 東京商品取引所が海外の価格報告機関との間で価格指標が成等に向けた協力に関する覚書を締結(2016年11月) ・LNG現物市場の創設(2017年4月) ・LNG現物市場の創設(2017年4月) ・LNG売物市場の創設に向け、LNG のスポット取引価格に関する政府統計を2014年4月より公表 仕向地制限の緩和などによるLNG市場の柔軟化の促進 | 指すべく「LNG市場戦略」を策定し、北九州で開催 G7エネルギー大臣会合において公表 ・G7伊勢志摩サミット(2016年5月)において、仕向 削限の緩和等を含む、更なる透明性及び柔軟性が る、良く機能する天然ガス市場の強化について、分 価 国間で確認 格 ・LNG市場の拡大及びアジア大のエネルギー安全付 | した 地 があ 走進 R障 9 | | LNG取引の流 | | l | 促進 | |
| 原 文 カッションを開催 東京商品取引所が海外の価格報告機関との間で価格指標形成等に向けた協力に関する覚書を締結 (2016年11月) LNG現物市場の創設(2017年4月) LNG先物市場の創設に向け、LNGのスポット取引価格に関する政府統計を2014年4月より公表 位向地制限の緩和などによるLNG市場の柔軟化の促進 | 性 月)において、アジアにおける天然ガス利用促進に 迷 けた政策オプションの検討を提案 ・ 2012年度より、LNG産消会議を毎年度開催し、20 年度会議(2016年11月)ではLNG需給を反映したし 指標や、アジアのLNG需要拡大に関するパネルラ | 6 | L | | | 確立による | | |
| ・LNG現物市場の創設(2017年4月) ・LNG先物市場の創設に向け、LNGのスポット取引価格に関する政府統計を2014年4月より公表 (6) | 具 スカッションを開催 源 東京商品取引所が海外の価格報告機関との間で 安 格指標形成等に向けた協力に関する覚書を締結 全 (2016年11月) | 価 | | | | | | |
| | 保 ・ LNG現物市場の創設(2017年4月) ・ LNG先物市場の創設に向け、LNGのスポット取引格に関する政府統計を2014年4月より公表 | 価 | 仕向地制 | 制限の緩和などに | よるLNG市場の柔軟 | 化の促進 | | |
| | 等 ⑥ | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

| | 中 | エヤルイ 塚境前がり元成と汉貝の加入」位 | 1 |
|-------------------|---|---|-----|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | 1 12 2 | 概算要求 4 年 | |
| | | 税制改正要望等 | |
| | <安全性が確認された原子力発電の活用> | | |
| 安全性が確認された原子力発電の活用 | 「新規制基準」施行(2013年7月) ・原子力規制委員会は、川内原子力発電所1、2号炉(2014年9月)、高浜発電所3、4号炉(2015年2月)、伊方発電所3号炉(2016年1月)、高浜発電所1、2号炉(2016年4月)、美浜発電所3号炉(2016年1月)の原子炉設置変更を許可 ・2017年5月19日現在、川内原子力発電所1号炉(2015年9月~)、川内原子力発電所2号炉(2015年1月~)、伊方発電所3号炉(2016年9月~)、高浜子電所4号炉(2017年5月~)が通常運転中 | いかなる事情よりも安全性を全てに優先させ、国民の懸念の解消に全力を挙げる 前提の下、原子力発電所の安全性については、原子力規制委員会の専門的な判 断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合する と認められた場合には、その判断を尊重し原子力発電所の再稼働を進める。その 際、国も前面に立ち、立地自治体等関係者の理解と協力を得るよう、取り組む。 | |

| | 中应朔工往4 | • | | 1 | | Ť | L/DI | | | | | |
|-----------|---|-----------|---|---------|----------|-----------|------|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | | 2017年度 | | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | | | | | |
| | | | 「 | 国会 | | | | | | | | |
| | <美しい星への行動(ACE、ACE2.0)> | | <イノベーション>(革新的技術の開発等) | | | | | | | | | |
| | | | 第4回ICEFの開催 | ICEF Ø | 継続的な開催 | | | | | | | |
| | • COP19において、イノベーション、アプリケーション | | | | | | | | | | | |
| | パートナーシップの三本柱で技術で世界に貢献す 「攻めの地球温暖化外交戦略-Actions for Cool Earth (ACE)」を発表(2013年11月) | ්ති | 2020年度までの国地方の基礎的財政収支黒字化 ドルの投資を目指す | とを前提として | つつ、官民合わせ | せ5年で1100億 | | | | | | |
| | earth (AGE)]を発表(2013年11月) e ICEF(Innovation for Cool Earth Forum)の開催(第 | 1 | <アプリケーション(ACEのみ)>(日本の技術の海 | 外展開等) | | | | | | | | |
| 旦 | 回:2014年10月、第2回:2015年10月、第3回:201 年10月) | | 二国間文書に署名した国におけ | | | | | | | | | |
| 本のエネ | COP21において、安倍総理より、2020年における 民合わせて約1兆3000億円の途上国支援実施と | | 2018年度を目途に温室効果ガス観測技術衛星の | | | | | | | | | |
| エネ | 経済成長との両立の鍵であるイノベーション強化 | | 別・大都市別排出量の監視を行う(2020年度以降 | 降を目途に国 | 別・大都市別の | 排出量測定・ | | | | | | |
| ル | 本柱からなる貢献策「美しい星への行動 2.0(ACE2.0)」を発表(2015年11月) | | 削減対策を行うことを提案) <パートナーシップ>(途上国支援等) | | | | | | | | | |
| ギー | 2.0(AOE2.0/]を光及(2015年11月) | | | | | | | | | | | |
| 環 | 途上国支援の実施 途上国支援の更なる強化に取り組む 途上国支援の実施 | | | | | | | | | | | |
| 境産 | <エネルギーインフラ輸出を通じたエネル | ギー | 産業の国際展開の推進> | | | | | | | | | |
| 環境産業の国際展開 | インドネシア、タイ、インド、ミャンマーとエネルギー 策対話を実施 | 政 | 東南アジアを中心にエネルギー政策対話を実施 各国のエネルギーマスタープランづくりを支援 対象国の見直し・拡大 | | | | | | | | | |
| 際 | | | | | | | | | | | | |
| 展盟 | APECエネルギー大臣会合で合意した「質の高い電 インフラガイドライン」の普及 | [力 | アジア地域等への | 普及を促進 | | | | | | | | |
| <u>ත</u> | 1277% 1772] WEAK | | | | | / | | | | | | |
| の推進① | | | | | | | | | | | | |
| 1 | エネルギー管理制度の質の向上に向けた対象国の 極め |)兄 | エネルギー管理の判断基準の策定・運用能力向 支援 | 上に向けた | トレーニングシス | (アムの構架を) | } | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | 最先端の高効率火力発電所の導入に向け、FS支 | 援、専門家港 | | の技術協力を実 | | | | | | |
| | IGCC等先端技術の導入促進 | | 施 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| • | | | <u> </u> | • | | | | | | | | |

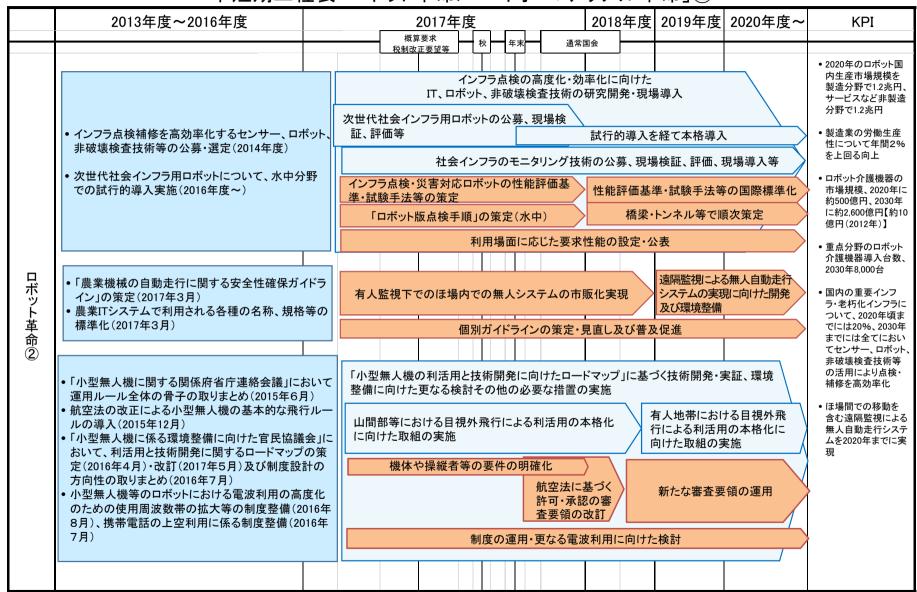




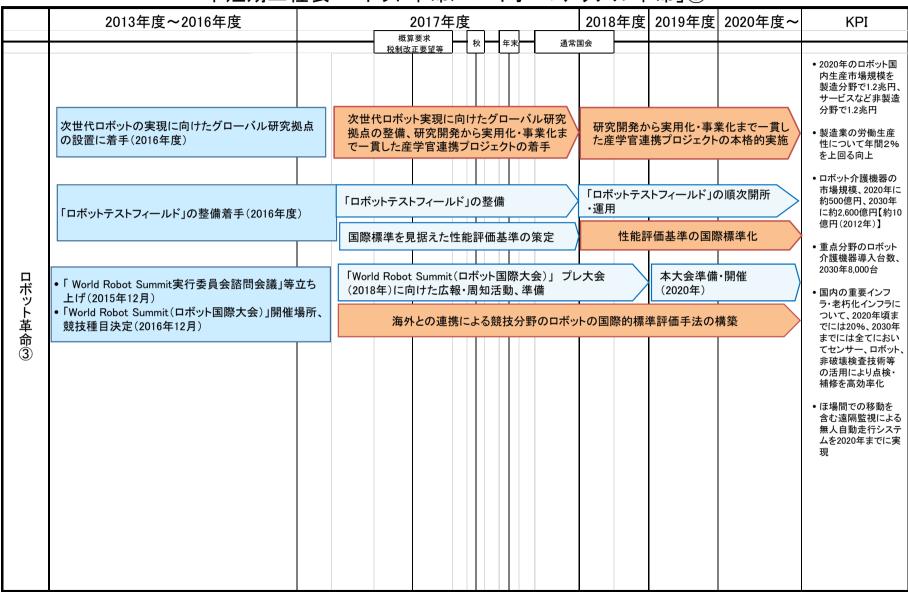
中短期工程表「ロボット革命/バイオ・マテリアル革命」①

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|----------|---|---|--|
| - | | 概算要求 | |
| | <ロボット新戦略の実行・進化> | 7年 7 | • 2020年のロボット国 |
| | 2014年9月より「ロボット革命実現会議」を開催し、「ロボット新戦略」を策定(2015年2月日本経済再生本部決定)「ロボット新戦略」の推進母体として「ロボット革命イ | フォローアップを踏まえつつ、「ロボット新戦略」の着実な遂行 (技術開発、人材育成、導入実証、規制改革・安全基準策定等による現場への普及促進) 「ロボット革命イニシアティブ協議会」の取組を推進 | 内生産市場規模を 製造分野で1.2兆円、 サービスなど非製造 分野で1.2兆円 |
| | ニシアティブ協議会」を立ち上げ(2015年5月) | (製造業のビジネス変革・スマート化に係るドイツ等と連携した国際標準化提案等の推進) | 性について年間2% |
| | • 「スマートものづくり応援隊」の拠点整備 | ・ 小型汎用ロボットの導入コストを2割以上引下げ(2020年まで) ・ ロボット導入支援人材(システムインテグレーター)の倍増(2020年まで) 「スマートものづくり応援隊」に相談できる拠点 | を上回る向上 • ロボット介護機器の 市場規模、2020年に |
| | (2016年度:5拠点) | の拡大(全国40か所へ) | 約500億円、2030年 に約2,600億円【約10 |
| | • 汎用的な作業・工程に活用できる基盤となる共通の | | 億円(2012年)】 |
| | 機能を備えた「プラットフォームロボット」の導入が効果的な分野や実用化のために必要な研究開発分野備えるべき仕様等を整理、取りまとめ(2016年6月) | | 重点分野のロボット 介護機器導入台数、 |
| | m// 0 と 上 が 4 と 正 立 (4) ひ と 8) (2 0 1 0 0) 1) | IT・ロボット導入の専門家による 1万社への支援 専門家による継続的な支援 | 2030年8,000台 |
| ロボッ | | 173TI VOX 18 | • 国内の重要インフ |
| | | | ラ・老朽化インフラに |
| ト革命 ① | ロボット等の導入による介護現場の生産性向上等のアウトカムデータを収集・分析するための実証実施 | □ボット等を用いた介護に係る 導入による介護現場の 生産性向上などのアウトカムデータを収集・分析するための実証実施 「対策を用いた介護に係る 介護報酬や人 員・設備基準の 見直し後の介護報酬や人員・設備基準等 の適用 | ついて、2020年頃までには20%、2030年までには20%、2030年までには全てにおいてセンサー、ロボット、非破壊検査技術等の活用により点検・補修を高効率化 ・ ほ場間での移動を |
| | 移乗介助・見守り支援等の重点分野に対応したロボッ 介護機器開発企業への補助事業 | 問及手上八 取 | 含む遠隔監視による 無人自動走行システ ムを2020年までに実 |
| | 介護現場への導入に関するマッチング支援、相談窓口 の開設等 | ロボット介護機器の開発・本格導入の実現 | 現 |
| | 生活支援ロボットの国際安全規格ISO13482正式発行、 我が国のロボット介護機器が世界で初めて同規格に 基づく安全認証を取得(2014年2月) | 国内認証の実施 | |
| | 障害者の自立支援に資するロボット技術を活用した根器の開発促進 シーズ・ニーズマッチング強化事業の実施(2014年度~) | 個別具体的な障害者のニーズを的確に把握した機器開発をスタートさせるためのシーズ・ ニーズマッチング強化事業等、障害者の自立支援に資するロボット技術を活用した機器の 開発促進を継続 | |
| | | _ 56 _ | |

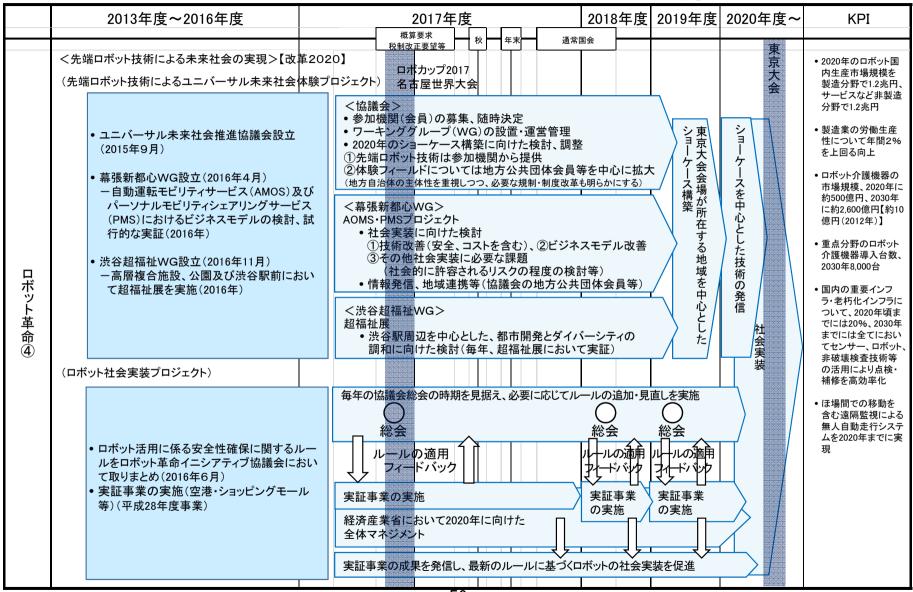
中短期工程表「ロボット革命/バイオ・マテリアル革命」②



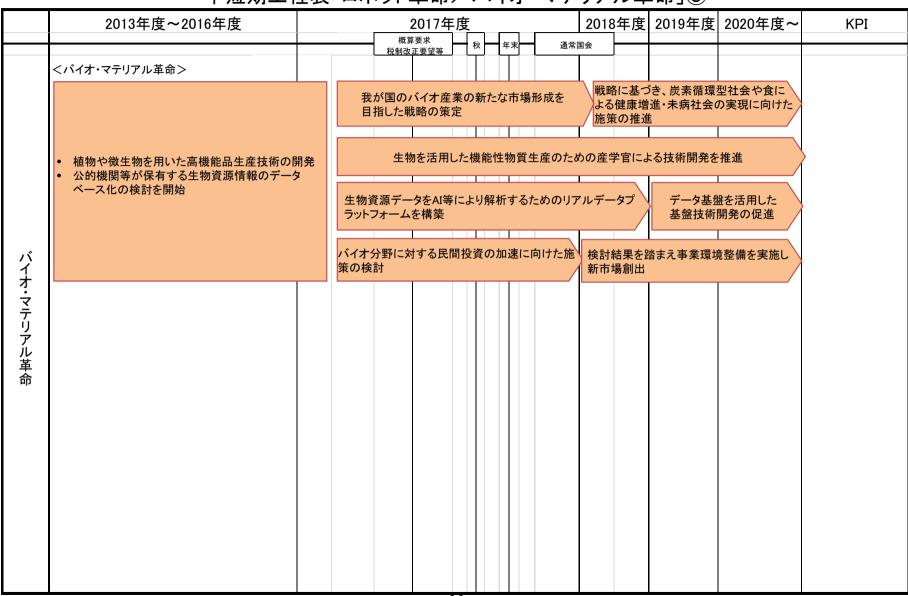
中短期工程表「ロボット革命/バイオ・マテリアル革命」③



中短期工程表「ロボット革命/バイオ・マテリアル革命」④



中短期工程表「ロボット革命/バイオ・マテリアル革命」⑤



中短期工程表「ロボット革命/バイオ・マテリアル革命」⑥

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|------|--|---|------|
| | 2010-12 2010-12 | 概算要求 4 海份国会 | 1012 |
| | <宇宙機器・利用産業の強化・拡大> | 税制改正要望等 | |
| | | 準天頂衛星4機体制を確立 | |
| | | 準天頂衛星7機体制を通じた持続測位の実現 衛星測位技術や地理空間情報技術に関する研究開発基盤の維持・強化 | |
| | | アジア・太平洋における高精度測位情報の配信サービスの事業化支援 欧州Galileo衛星との相互運用性確保を通じた欧州等への国際展開 | |
| | - ・「宇宙基本計画」を策定(平成28年4月) | G空間情報センターの稼働を契機に、G空間プロジェクトを推進 準天頂衛星システム等に高度なセキュリティ対策を行い、その安定的な利用環境を確保 | |
| | • 「宇宙産業ビジョン2030」を策定(平成29年5月) | 民間事業者の宇宙関連ビジネスへの 参入促進のためのロードマップ策定 を入促進のためのロードマップ策定 | |
| 宇宙ビジ | • 「宇宙用部品・コンポーネントに関する総合的な技術 戦略」を策定(平成28年3月) | 政府衛星データ(安全保障用途に係るものを除く)のオープン化及び利用者目線での開示方法整備 農林水産業、防災・インフラ維持その他の分野での宇宙データと地上データの融合に向けた実証 | |
| ネス | 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する 法律及び衛星リモートセンシング記録の適正な取扱 いの確保に関する法律が成立し、ロケット打上げ市 | 民間小型ロケット事業の競争力強化 小型衛星コンステレーション企業等のベンチャー企業への支援強化 政府系金融機関等も活用したリスクマネーの供給、ベンチャーの事業性を高める制度整備の検討 | |
| が拡大 | 場等への民間参入のための環境整備、衛星リモートセンシング装置の使用に係る許可制度等を創設(平成28年度臨時国会) | 部品・コンポーネントの国産化支援等を行い、宇宙空間での実証事業を抜本強化 「宇宙システム海外展開タスクフォース」の立 | |
| | • G空間情報センターの稼働(平成28年11月) | ち上げと推進 ・ アジア、中東等の有望案件の実現に取り組む | |
| | 「地理空間情報活用推進基本計画」を改定(平成29 年3月) | 「スペース・ニューエコノミー創造ネットワーク(S-NET)」を通じて、宇宙ベンチャー創出、イノ ベーションを促進し、2020年度までに100の宇宙関連新事業の創出を目指す | |
| | | 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する許認可制 度整備の準備 ロケット打ち上げ市場等への 民間参入のための環境整備 | |
| | | 民間打上げ射場の整備に向けたガイドラインの整備 | |
| | | 衛星リモートセンシング記録の適正な取扱いの 確保に関する許認可制度整備の準備 衛星運用・画像販売事業の育成等 | |
| | | 宇宙空間における国際的なルールの策定に向けた取組の推進 | |
| | | 我が国宇宙産業の国際競争力を強化するためH3ロケットや次世代衛星の開発を推進 | |

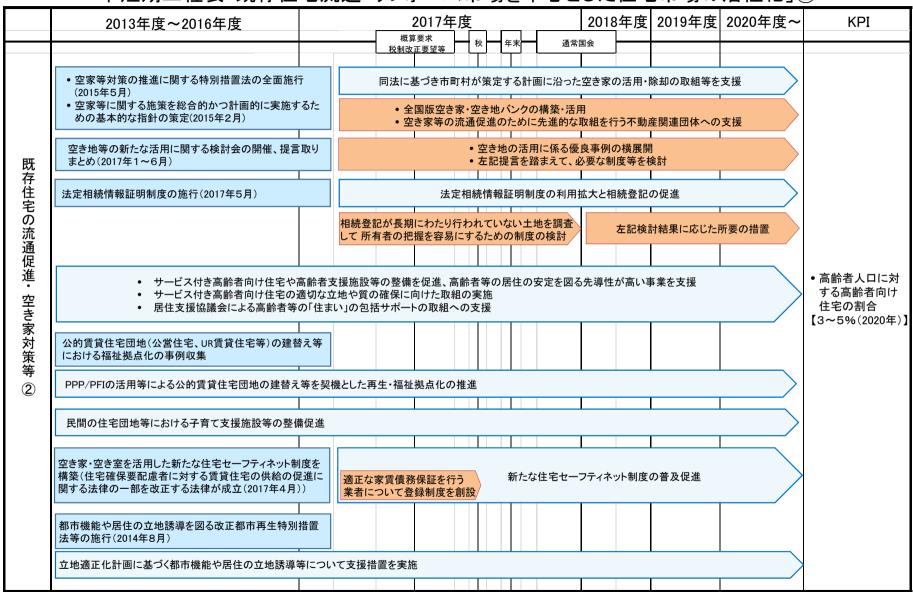
中短期工程表「ロボット革命/バイオ・マテリアル革命」⑦

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|----------|--|---|-----|
| | | 概算要求 4 4 5 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 | |
| | <航空機産業の拡大> | 税制改正要望等 | |
| | 「航空機部品産業における生産管理・品質保証: ブック」策定(2017年3月) 「国内航空機産業クラスターフォーラム」を2015年 毎年開催 | ・ 生産効率の向上に直結する一貫生産体制を実現したモデルを展開 | |
| | 日仏間の民間航空機産業協力を目的とした日仏 クショップを2013年より毎年開催(WSの成果とし 仏共同研究開発プロジェクトを実施中) | | |
| 航空機会 | | MRJに対する安全性審査を適確に実施 MRJを含む今後の完成機事業の受注拡大、新興国向けの人材育成等 MRJを実証インフラとし、航空機関連部品の国内開発を加速 | |
| 航空機産業の拡大 | | | |

中短期工程表「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化」①

| | 2013年度~2016年度 | | KPI |
|------------------|--|--|--|
| 既存住宅の流通促進・空き家対策等 | 既存住宅インスペクション・ガイドラインを策定し、講補助事業における活用により普及を促進(2013年6月) 「中古戸建て住宅の建物評価の改善に向けた指針」定(2014年3月) 鑑定評価における留意点の策定、既存住宅価格査をニュアルの改訂(2015年7月) 住み替えの円滑化支援(住宅団地型既存住宅流通イデル事業の実施等:2014~2015年度) 既存住宅の長期優良化に係る認定基準を告示(2017月) 宅地建物取引業者と他の専門事業者の連携による「トップサービスの開発を支援 レインズ(不動産流通標準情報システム)の利用ルー機能の改善(2016年1月) 宅地建物取引業法を改正し、重要事項説明に建物料査(インスペクション)の実施の有無等を位置付け(206月) 長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の創設(2年度税制改正) 「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与事業者団体の登録制度(=『安心R住宅(仮称)』)の(2017年) | ・ 住宅ストック・維持向上促進事業等によるインスペクションの普及促進、良質な住宅ストックが適正に評価される市場環境整備 ・ 長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施、長期優良住宅化リフォーム推進事業の実施、長期優良住宅化リフォームに係る税制特例の周知、増改築に係る長期優良住宅認定制度の普及 ・ 宅地建物取引業者と他の専門事業者の連携促進 ・ 不動産取引の信頼性・安全性の向上、既存住宅の品質の向上・可視化 ・ リバースモーゲージを含む高齢者の持ち家資産の活用、その他流通環境の整備に向けた検討等 ・ 「住みたい」「買いたい」既存住宅の流通促進に寄与する事業者団体の登録制度(=『安心R住宅(仮称)』)の開始、消費者等へ普及・定着 | 2025年までに既存住宅流通の市場側(2010年4兆円)※可能なほ達を目指す。 2025年までにリフォームの市場規模を12兆円に倍 |
| 1 | 改正耐震改修促進法の施行、耐震診断義務付け対策物に対して、通常の助成に加え、国が重点的・緊急に支援する仕組みを創設(2013年11月) 都市機能や居住の立地誘導を図る改正都市再生特置法等の施行(2014年8月) 改正マンション建替え法の施行、専門家による相談体の整備等の老朽化マンション等の課題の解決のため支援措置を実施(2014年12月) 改正都市再生特別措置法等を施行し、市街地再開発業における組合員の算定方法を見直し(2016年9月) 改正建築基準法施行規則を施行し、一団地認定の職による取消しの手続きを明確化(2016年10月) | ### おり、耐震診断・耐震改修を促進 ・ 住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に対する支援等を実施 ・ 立地適正化計画に基づく都市機能や居住の立地誘導等について支援措置を実施 ・ 老朽化マンション等の課題解決のための支援措置等を実施 敷地売却を活用した団地型マンション再生の仕組みの構築 空き家の多いマンションの建替え等の促進に向けた合意形成ルールの合理化 | 増(2010年6兆 円)※可能な限り 2020年までに達成 を目指す。 |

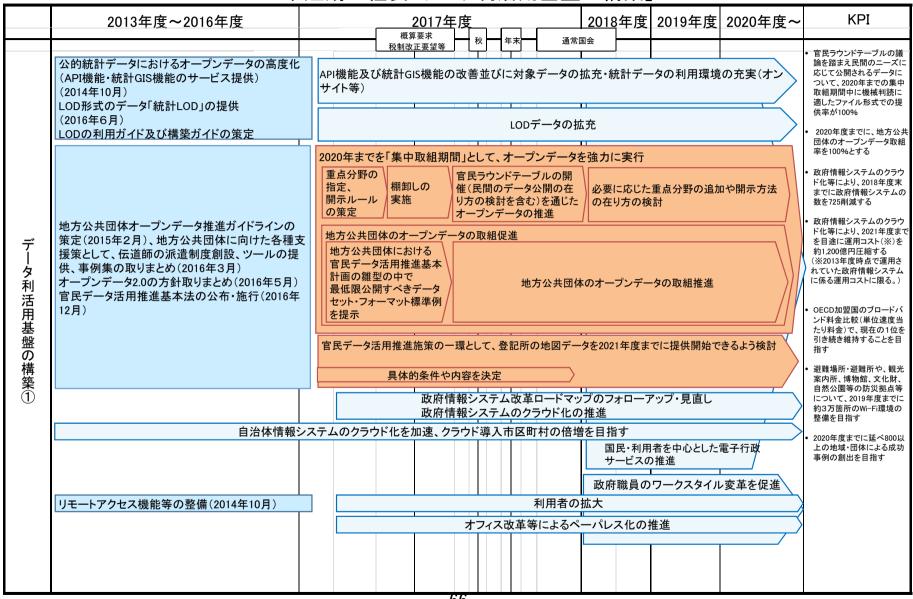
中短期工程表「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化」②



中短期工程表「既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅市場の活性化」③

| | 2013年度~2016年度 | | | | 2017年 | 度 | | | | | 2018 | 年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|------------|----------------------------------|------|-------|-------|------------|------|-------------|-----------|------|------|--------|-------|--------|---------|-----|
| | | | | 概算 | 要求 正要望等 | | 秋 | 年末 | | 通常国 | | | | , ,,,,, | |
| | | | | 税制改 | 正要望等 | | | T | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | ICTの活用、住宅の省 | エネ化 | 、木材利用 | 用の促進 | 等により、 | | ,, <u> </u> | . 41 34 | £` | !#! | * ** = | /D ># | | | |
| | 健康の増進や環境負 | 何の低 | 順に奇与 | するスマ- | ートウェル | ノネス | 任宅0. |)先進 | Eモナル | レの構造 | 梁•晋及 | 促進 | | | |
| | 民間等による省エネ・省CO2技術の普及啓発に寄与す | る住宅 | 等の先導 | 的プロジ | ェクトをす | を援(2 | 2014年 | 度~ |) | | | | | | |
| | - | | | | | | | П | | | | | | | |
| | | | | | 連データ | | 隽∙活月 | 月を仮 | 産進する | るための | の環境整 | を備に | | | |
| 次 | IoT住宅、健康住宅、セキュリティ住宅などの先進的な | יאני | 向けた | モニター | 実証等を I | 実施 | 1 | | | ı | | | | | |
| 世 | 世代住宅について、課題整理 (2016年度) | | | | 卸に関する | | クをカル | i— | する技術 | 析的対 | 策と保険 | ミによ | | | |
| 次世代住宅の普及促進 | | | | | 実証の支 | | に向け | ナた拐 | 星案を実 | €施 | | | | | |
| 宅 | | | | | | | | | | | | / | | | |
| 普 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 及 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 促進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| Æ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | \ | | | | | | | | | |

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」



中短期工程表「データ利活用基盤の構築」②

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|--------------|---|---|--|
| | | 概算要求 和 和 在末 通常国会 | |
| データ利活用基盤の構築② | 「気象ビジネス推進コンソーシアム」の設置 「第1回気象ビジネスフォーラム」の開催 (2017年3月) | 「気象ビジネス推進コンソーシアム」等を通じた気象情報の利活用促進、気象ビジネスの創出 実証プロジェクトによる新たなビジネスモデルの創出、フォーラム等による産業界のマッチング 人材の育成 気象ビジネスの創出に必要な基盤的な気象観測・予測データの公開 省令等の必要な制度の見直し | 官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100% |
| | 「法人インフォメーション」の検討・構築 | 「法人インフォメーション」の掲載情報の拡充 | 2020年度までに、地方公 共団体のオープンデータ取 |
| | 「広へインフォケーフョン」の検討・構業 | 一点人インフィケーフョン」の指載相乗の加力 | 組率を100%とする |
| | データの利用権限に関する契約ガイドラインの策定 (2017年5月) | 産業界等との対話を通じて分野ごとに留意すべ き点の整理を行い、個別分野に展開 | 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する |
| | データ流通プラットフォームを運営する事業者が共通して整備すべきデータ項目やAPIの在り方を整理した基本的事項を取りまとめ(2017年4月) <個人の関与のもとでのデータ流通> | 民間事業者間の自主ルールの策定及びその 普及促進を図るための民主導の枠組みが構 築されるよう支援 | 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1.200億円圧縮する(※2013年度時点で運用されていた政府情報システム おいた政府情報システム おおいた政府情報システム おおいた政府情報 おおいた政府で運用されたびた政府情報 おおいた政府情報 おおいた政府所有知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知知 |
| | <個人の関与のもとでのナーダ流通> | | に係る運用コストに限る。) |
| | 個人の関与の下でデータ流通・活用を進める仕組みであるPDS、情報銀行、データ取引市場の実現に向けた課題等を整理(2017年3月) | 官民が連携した実証事業を実施しつつ、 情報銀行等の制度の在り方等について検討 た取組を推進 | OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目 |
| | <データ利活用促進に向けた環境整備> | | 指す 避難場所・避難所や、観光 案内所、博物館、文化財、 |
| | 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が2015年の通常国会で | | 自然公園等の防災拠点等 について、2019年度までに 約3万箇所のWi-Fi環境の 整備を目指す |
| | 成立(2015年9月) 「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」が2016年通常国会で成立(2016年5月) | 国民・事業者への周知・広報 | 2020年度までに延べ800以上の地域・団体による成功事例の創出を目指す |
| | ・汎用的なガイドラインや匿名加工情報に係るルールの整備 ・経済産業省にで「匿名加工情報作成マニュアル」の とりまとめ(2016年8月) | 67 | |

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」③

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|--------------|---|--|---|
| データ利活用基盤の構築③ | <地域におけるデータ利活用> | 概算要求 | 官民ラウンドテーブルの議論を踏まえ民間のニーズに応じて公開されるデータについて、2020年までの集中取組期間中に機械判読に適したファイル形式での提供率が100% 2020年度までに、地方公共団体のオープンデータ取組率を100%とする |
| | 地域未来投資促進法の成立(2017年5月) | 地域未来投資促進法に基づく事業環境整備の提案手続等の支援措置を通じて、地域におけるIoT、AI、ビッグデータ等を活用した新たなビジネスの創出を図る | |
| | 「地域IoT実装推進ロードマップ」の策定(2016年12月) | 「地域IoT実装推進ロードマップ」の実現に向け、計画策定支援、人的支援、必要なルールの明確化、成功事例の横展開等の施策のパッケージ支援を積極的に行い、 IoTの地域実装を推進 | 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する |
| | 「地方創生IT利活用促進プラン」の策定 (2015年6月IT総合戦略本部決定) | 地域サービスイノベーションクラウドの普及推進 ふるさとテレワークの全国展開の促進 ふるさとテレワークの全国展開(モデル拠点の整備) ICT街づくりの成功モデル等の普及展開 | 政府情報システムのクラウド化等により、2021年度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮する(※2013年度時点で運用されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) |
| | データ利活用型スマートシティの基本構想についてとり まとめ(2017年1月) | ・先導的なデータ利活用型スマートシティを全国数カ所で 構築し検証 ・重要な課題について隘路を解消するための集中的な 取組に着手 | OECD加盟国のプロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す 避難場所・避難所や、観光 |
| | | 地方公共団体等の職員がオープンデータに必要な技術を習得できる試験環境の整備、デー整備した試験環境及び調整・仲介機能の タを保有する地方公共団体とそれを活用する 民間企業等との調整・仲介機能の創設 | 案内所、博物館、文化財、自然公園等の防災拠点等 について、2019年度までに 約3万箇所のWi-Fi環境の 整備を目指す • 2020年度までに延べ800以 上の地域・団体による成功 事例の創出を目指す |
| | _ <データの越境移転> | 地方公共団体の非識別加工情報を提供するための仕組みの円滑な導入支援 地方公共団体が共同して非識別加工情報の 作成の委託を行える仕組み等の検討 | |
| | 「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が2015年の通常国会で成立(2015年9月) | 民間企業等からの個人情報保護法に関する相談への対応体制を整備するとともに、 データ利活用促進に向けた情報発信の取組を開始 国際的なデータ流通環境の整備に向けた諸外国との協力関係の構築等の取組の推進 | |
| | | 60 | |

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」④

| _ | . , | が下げない。 かいたがを買い得る。 | |
|-----------|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 | |
| | | 税制改正要望等 | 官民ラウンドテーブルの議 論を踏まえ民間のニーズに 応じて公開されるデータに |
| | 工程表該当施策を中心に、規制 重点課題について分野複合的な | / | ついて、2020年までの集中 取組期間中に機械判読に 適したファイル形式での提 |
| | 「官民ミッション」の派遣、実証事業の強化や 国際イベントを通じた戦略的な広報の推進、 我が国のICTに精通した現地人材育成の推進、JICTの積極 用によるリスクマネーの供給拡大等、機動的で実効的な官員 体制を構築 | | 供率が100% 2020年度までに、地方公 共団体のオープンデータ取 組率を100%とする |
| | | | • 政府情報システムのクラウ |
| | 情報通信審議会で新たな情報通信技術戦略を検討 IoT技術開発・実証推進体制 の構築 | 社会全体のICT化の推進のために必要な技術の確立、社会実証の推進 | ド化等により、2018年度末 までに政府情報システムの 数を725削減する |
| | <第4次産業革命を支える情報通信環境整備> | | 政府情報システムのクラウ |
| デ | 世界最高レベルの光通信技術やネットワー | ク仮想化技術の実用化に向けたテストベッドの | ド化等により、2021年度ま でを目途に運用コスト(※) |
| líl | 整備及び産学官への開放 世界最喜い | ドル(1Tbps級)次世代光通信技術の研究開発の推進 革新的光ネットワーク技術の研究開発の | を約1,200億円圧縮する (※2013年度時点で運用さ |
| タ | 第4世代移動通信システムの早期実用化に向け新 | がくFraba版/久世代先過日文前の研究の記述 | れていた政府情報システム に係る運用コストに限る。) |
| 利活 | な周波数帯を割当(2014年12月) | サービスの普及・拡大に向けた取組を推進 | に保る遅用コヘドに限る。) |
| 利活用基盤の構築④ | 移動通信システムの国際的追加周波数分配に向け際電気通信連合 (ITU) 世界無線通信会議 (WRC-1等に提案 | | OECD加盟国のブロードバンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す |
| 構 | ケールルおもいるに、コールに | N. (**) (**) (**) (**) (**) (**) (**) (** | ・ 避難場所・避難所や、観 |
| 築 | 男5世代移動通信ンステム(5 | G)等の周波数をより高度かつ効率的に利用可能とする技術の研究開発の推進 | 光案内所、博物館、文化 財、自然公園等の防災拠 |
| 4 | | 5G周波数確保 交通分野等での具体的な利活用を想定した総合的な実証実験 5Gの社会実 | 点等について、2019年度 |
| | | に向けた基本戦略のとりまとめ の実施、国際標準化活動への参画、電波利用環境の整備 装 | までに約3万箇所のWi-Fi 環境の整備を目指す |
| | | | • 2020年度までに延べ800以 |
| | 移動通信システム用の周波数の確保等 既存業務の周波数共用・再編・移行等(| のため、周波数有効利用技術の研究開発・技術試験、 D推進 | 上の地域・団体による成功 事例の創出を目指す |
| | ····································· | | |
| | 小型無人機等のロボットにおける電波利用の高度化の の使用周波数帯の拡大等の制度整備(2016年8月)、携 | | |
| | おり、 話の上空利用に係る制度整備(2016年7月) | 帯電 制度の運用·更なる電波利用に向けた検討 / / / / / / / / / / / / / / / / / / / | |
| | | | |
| | | 圧倒的に速く、限りなく安く、 | |
| | | 多様なサービスを提供可能で | |
| | | オープンな通信インフラの整備 | |
| | | 60 | |

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」⑤

| | 2013年度~2016年度 | | | | | 2 | 2017 | 7年月 | 更 | | | | | | 2018 | 3年度 | 20 | 19年月 | 茰 | 2020年 | 度~ | 7 | KPI |
|-------|---|------------|---|----------|------------|-----|-----------|--------------------|-------|-----------|-----------|---------|------|------------|----------|-------------|------------|---------------------------------------|------|---------------|-----|---------------|---|
| | | | | | | 概算要 | | _ | 秋 | | 年末 | | 通' | 常国会 | <u> </u> | | | | | | | Ŧ | |
| | | | | | 税 | 制改正 | 要望等 | 等 | T | | T | | | | - | | | | | | | • | 官民ラウンドテーブルの 議論を踏まえ民間のニー |
| | 「2020年代に向けた情報通信政策の在り方」につい 報通信審議会答申(2014年12月) 電気通信事業法等の一部を改正する法律の成立(2 年5月)、施行(2016年5月) | | | | į | 条件 | 不利: | 地域等 | 等に | おけ | る、 | 光化 | 2支援 | 等に | こよる | 多様 オー | なサー プンな | | 提供ンフ | も可能で ラの整備 | | | ズに応じて公開される データについて、2020年 までの集中取組期間中に 機械判誘に適したファイ ル形式での提供率が 100% 2020年度までに、地方公 共団体のオープンデータ 取組率を100%とする |
| | 総務省の研究会において、期間拘束・自動更新付契約の方について検討を行い、「方向性」を公表(2015年7月)解約期間延長の実現(2016年3月)プッシュ型通知の義務化(2016年5月)新料金プラン導入の実現(2016年6月) | 在り - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのカラウェルが変を725削減する |
| データコ | モバイルネットワークの機能開放、SIMロック解除の推進について、ガイドライン・省令改正(2016年3月、2017年1月) | | | | | ガイ | ドライ | イン・イ | 省令 | 改正 | を置 | 当まえ | え、M\ | VNO | を含む | めた事 | 業者 | 間競争⊄ | D促 | 進 | | | ウド化等により、2021年 度までを目途に運用コスト(※)を約1,200億円圧縮 する (※2013年度時点で運用 |
| 利活用基础 | 「固定電話網の円滑な移行の在り方」について情報 審議会 一次答申(2017年3月) | 通信 | 3 | 向け 我が | た検 国 σ. | り基幹 | 幹的な | 〕通信 | | | | | | | | いて、 :取組(| | | 環境 | や利用者 | 利 | | されていた政府情報システムに係る運用コストに限る。) |
| 盤の構築⑤ | 「IPv6によるインターネットの利用高度化に関する研究会第四次報告書の公表(2016年1月) 上記報告書アクションプランの進捗状況の調査結果を公(2017年3月) | | | | | | 多 | が通信 ・機能 ・線ネ・ | ルー | タを | 利月 | 用する | るアド | ホッ | ク | ∙検証 | | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ | | 応したモ 一クの高 | | N | バンド料金比較(単位速度当たり料金)で、現在の1位を引き続き維持することを目指す |
| 9) | 「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る度の在り方」について情報通信審議会答申(2015年12月 | | N | И2М∶ | 等向 | け専り | | | 入 | | M2 | 2M等 | 向け | 専用 | 番号 | の活月 の推進 | | | | | -\/ | | 光案内所、博物館、文化 財、自然公園等の防災拠 点等について、2019年度 までに約3万箇所のWi-Fi |
| | 国際ローミング料金の低廉化について、二国間協調開始(2015年2月) | 機を | | | | | | 9 | 小国 | 政府 | との |)=[| 国間協 | 協議• | •多国 | 間協請 | の推 | 進 | | | | > • | 環境の整備を目指す 2020年度までに延べ800 以上の地域・団体による 成功事例の創出を目指 す |
| | 衛星放送での4K・8K実用放送のチャンネル数拡大向けた周波数割当等の制度整備の実施(2016年64K・8K実用放送の事業認定(2017年1月)衛星放送での4K・8K実用放送のチャンネル数拡大 | 月) | | | 技術 | | 証及 4K• | とび試 ・8K放 | 験放び送の | (送(D普 | D実 及・打 | 施 推進 | に向い | 1+1= | 周知 | 広報等 | | | • | 実施 | | > | , |
| | 向けた技術的実証の実施(2017年3月) | | | | Ē | 当及∵ | 推進 | IC当 | たつ | て必 | 安と | となる | oIF漏 | 澳 交 | 可策等 | の技術 | 可的謀 | 題対策 | のき | 美施 | | | |

中短期工程表「データ利活用基盤の構築」⑥

| | 2013年度~2016年度 | <u> </u> | KPI |
|------------|--|--|---|
| | 2010 12 2010 12 | 概算要求 4 海齿尾会 | 1(1.2 |
| | <産業構造・就業構造の変革への遅滞ない対応> | 税制改正要望等 | 官民ラウンドテーブルの議 論を踏まえ民間のニーズに 応じて公開されるデータに |
| | IoT・ビッグデータ・人工知能がもたらす産業構造 就業構造の変化の絵姿と、その対応の検討(20 4月中間取りまとめ) | | ついて、2020年までの集中 取組期間中に機械判読に 適したファイル形式での提 供率が100% |
| | <未来社会を見据えた共通基盤技術等の強化> | | 2020年度までに、地方公 共団体のオープンデータ取 組率を100%とする |
| | 未来の幅広い分野における産業創造や社会 変革に対応するため、新たな時代を支える共通基 技術に関して重点的に取り組むべき課題等やその 進方策を取りまとめ | | 政府情報システムのクラウド化等により、2018年度末までに政府情報システムの数を725削減する 政府情報システムのウラウ |
| タ利活用基盤の構築⑥ | 確立及び社会実装の推進 ・同様に、IoT・ビッグデータ・人工知能の分野を表・次世代人工知能の研究開発、実用化及び産業省等の出口官庁及び内閣府も含めた府省連携の | 級処理技術、高性能デバイス、ネットワーク技術、電波利用技術等については、コアテクノロジーの 記えて融合・活用する次世代プラットフォームの整備に必要となる研究開発や制度整備改革等の推進 比支援等に関しては、総務省・文部科学省・経済産業省の他、厚生労働省、国土交通省、農林水産 の強化により、一体的に推進 レーションを実現する最先端スーパーコンピュータの利用に係る研究開発とその産業利用の促進 | れていた政府情報システム に係る運用コストに限る。) OECD加盟国のプロードパンド料金比較(単位速度 たり料金)で、現在の1位を 引き続き維持することを目 指す 避難場所・避難所や、観光 案内所、博物館、文化財、 自然公園等の防災拠点等 について、2019年度までに 約3万箇所のWi-Fi環境の 整備を目指す |
| | | 公共用周波数帯の割当・用途の開示及び利用状況調査方法の見直し公共用周波数の民間開放に係る目標設定 | 2020年度までに延べ800以上の地域・団体による成功事例の創出を目指す |
| | | 官官・官民共用化の推進 |) |
| | | より効果的な周波数再編の促進 実験試験局制度の周知徹底及び新たな試験的免 許制度の是非の検討 | |
| | | | |

中短期工程表「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」①

| 2013年度~2016年度 | | ΡI |
|--|---|----|
| <第4次産業革命に対応した知財等の制度整備> | 概算要求 税制改工要望等 | |
| ・知的財産戦略本部のもとに「新たな情報財検討委会」を設置し、第4次産業革命(Society 5.0)の実践向けて、データやAI(AI学習のプロセスや生成物)の新たな情報財の利活用促進の基盤となる知財でテムの在り方について検討を行った(2016年度) ・文化審議会著作権分科会において、新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定の在り方代作物等のアーカイブの利活用促進等について検討上、報告書を取りまとめた ・ライセンシング環境の整備に資する著作物等の権情報を集約化したデータベースの構築に向けた検等を官民連携して実施(2016年度) | 正競争行為の対象となる行為や保護対象となるデータについて、次期通常国会への法案提出を視野に入れ産業の実態を踏まえた検討を行う AI学習用データの作成促進のための環境整備を行うとともに、AIの生成過程・生成物に関する知財制度上の在り方について具体的な事例に即して検討する 「デジタル・ネットワーク時代に対応した柔軟性」 本記の取組を踏まえ、必要な措置を実施 を記の取組を踏まえ、必要な措置を実施 「デジタル・ネットワーク時代に対応した柔軟性」 本記の取組を踏まえ、必要な措置を実施 | |
| 知 * * * * * * * * * * | | |
| 標準 ・知財の利害関係を調整する裁判外紛争解決手続 (ADR)制度の創設、知財と標準に関わる弁理士の 割等に関し、必要な制度の在り方を検討する | 後 法制面の詳細について検討し、次期通常国会 | |
| 知財紛争処理システムの機能強化の在り方につい 産業界を始めとした関係者の意見を踏まえつつ、 的に検討を進め、2016年度中に法制度の在り方に する一定の結論を得る | 【体 │ 法制面の詳細について検討し、次期通常国 │ 応じて適 │ | |

中短期工程表「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」②

| | 2013年度~2016年度 | | 201 | 17年度 | | | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|-------------------------|--|---|---|--|--|----------------------------|---|---|--------------------|------------------|---|
| | | | 概算要求 税制改正要 | | 秋 | 丰末 | 通常 | 国会 | | | |
| | <国際標準化推進体制の強化> | | | | | | | | | | |
| 第4次産業革命(Soc-ety 5 O)に対応 | 新市場創造型標準化制度において、中堅・中小学等の26件の提案について、標準化を行うことを決このうち5件の規格を策定 各地域における潜在的な標準化案件を面的に発る、「標準化活用支援パートナーシップ制度」のパナー機関を全国47都道府県に設置 大学及び大学院における標準化関連講義の拡充講師派遣等を実施 2017年1月に、産官学が取り組むべき標準化人材成施策を取りまとめた「標準化人材を育成する3・アクションプラン」を策定 大型パワーコンディショナー及び大型蓄電池に関試験認証設備を整備 | また 掘一 や 育の すめ規新小標国標対き戦認新 法法 はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます はいます | 官民における 関連間における 関連間の 関連の で で で で で で で で で で で で で で で で で で で | る標準支柱人所の大新続 では となど は となど とな とい で は とい と は とい と は とい と は ま に と は とい と は に は と い と は と い と は と い と は と い と は と い と ま ま に せ に せ に せ に ま に せ に ま に せ に ま に ま | ・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・機・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・<td>りの化ア 先クに連設と 次の化諸 端シお携等に 期記</td><td>準化の連携形式を開きている。 いっぱい はいい いっぱい はいいい いっぱい はいいい はいいい はいいい</td><td>携の在り方を ートナーシップ 強化等、国際 国際標準化を打 」等に基づいて 票準化責任者(大学にまたがる</td><td>制度の活用等展開を念頭に</td><td>による中 置いた Y</td><td>国際標準化機関における幹事国引年度末でに100件末までに100件末までに増やすりでで業・中小企技術・製品の標準する100件実現する</td> | りの化ア 先クに連設と 次の化諸 端シお携等に 期記 | 準化の連携形式を開きている。 いっぱい はいい いっぱい はいいい いっぱい はいいい はいいい はいいい | 携の在り方を ートナーシップ 強化等、国際 国際標準化を打 」等に基づいて 票準化責任者(大学にまたがる | 制度の活用等展開を念頭に | による中 置いた Y | 国際標準化機関における幹事国引年度末でに100件末までに100件末までに増やすりでで業・中小企技術・製品の標準する100件実現する |
| した知財・ | 情報通信審議会におけるICT分野の標準化体制強化に向けた検討 ICT分野のデジュール及びフォーラム標準化活動進 | の推 実施 | の継続的な | 対応や | 毎外のI | oT関 | 系団体と(| 行うための体行の連携、若手国 | 制整備、定期的 国際標準化人材 | | |
| 標準化戦略② | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」③

| | 2013年度~2016年度 | | | | 2017 | 生度 | Ę | | | | 2 | 018 | 年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|-------------------------|---|--|--------------------------|------------------------------------|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------|---------------------------|-----------------------------|----------------------------------|-------------------|-------------------|----------------------|---|--------------|---|
| | | 1 | | | 算要求 2) | ¥ | 秋 | <u> </u> | 末 | 通' | 常国会 | · - | | | | |
| | <国際的に遜色ないスピード・質の高い審査実現> | > | | ተንር መካ ፍ | 以正安主 | च | Т | | | | | | | | | |
| 第 4 | 一部の例外を除き審査の権利化までの期間を36 以内を実現(2014年度)外部有識者により構成される審査品質管理小委の提言(2015年4月、2016年4月)を踏まえて、品理システムを強化 | 員会 | | | | | | | | | | | | ₹備・強化 管理システムを | E強化 | 今後10年間 (2023年まで) で、権利化まで の期間を半減 させ、平均14 |
| 次 | <グローバルな権利保護・取得の支援> | | | | | | | | | | | | | | | 月とする |
| 第4次産業革命(Soc-ety 5˙0)に対応 | 2016年度にインドの新人審査官約400名、タイの審査官約50名に対して現地研修を実施。 2015年1月に「中韓文献翻訳・検索システム」をリスし、中国語・韓国語の特許文献のデータ受領後月以内に和文翻訳を民間提供できる体制を実現 2017年3月現在、ASEANにおけるPCT全加盟国国)及び米国等で受理した国際出願を対象とした調査を実施。 特許法条約及びシンガポール条約(商標)に対応特許法等の改正を実現する「特許法等の一部をする法律案」が2015年の通常国会で成立、2016年6月11日に我が国について約が発効。 | リリー 後6か 記(9か に国 に国 に こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ こ | 国の 知財 ・ 事 北に | 知財庁 システム 国によっ プロデュ ついて | の審査 ムを輸 る国際 ューサ 検討(・ | を官の 出 調査(ーによ ~2018 | 受 <i>入</i> の対 3年原 | れ * 象国 大学 g) | 等により拡大が | り、海ヶ など、審 業が保 ^っ | ト支援 野査の 有する | 後体制)グロ る知則 | の強(-バル オの中/ | 審査官の派遣 比を図るととも1 ・化を推進 小企業等によっ 祭登録制度の3 | こ我が国の る活用・事業 | |
| | <職務発明制度の見直し> | | | | | | | | | | | | | | | |
| l した 知財 | 発明の奨励に向けた職務発明制度の見直し等で 「特許法等の一部を改正する法律」が2016年4月施行 施行 おおおおおおおおおおます。 おおおおおおます。 おおおおおおます。 おおおおおおます。 おおおおおます。 おおおおおます。 おおおおます。 おおおおます。 おおおおます。 おおおおます。 おおおおます。 おおおおます。 | | | 職 | 務発明 | 制度の | の見 | .直し | 等を含 | 含む本で | 女正に | こ関す | -る普及 | と・啓発等を実 | 施 | |
| 煙 | <営業秘密保護対策の推進> | | | | | | | | | | | | | | | |
| た知財・標準化戦略③ | 企業情報の漏えいに関する最新の手口やその変に関する情報交換を行う「営業秘密官民フォーラ設置・開催するとともに、営業秘密に関するメールジンの配信を開始 営業秘密の漏えいに対する抑止力向上のための正競争防止法の一部を改正する法律」が2016年1日に施行 2016年2月に「秘密情報の保護ハンドブック」を第2016年12月に「秘密情報の保護ハンドブックのでき」を策定 | ラム」を ルマガ の「不 ミ1月 策定 | (高 ●「秘密 ● 中小 (特 | 企業等 | る手口 り保護 の総合 秘匿(| 1や被 ハンド ら的な 比を含 | 害実が知ります。 | ミ態を ・ク」・ ナ保語 ーーフ | -継続□ 「秘密 ┋・活 月 | 的に情 情報の 戦略 <i>0</i> | 保護 のワン | ハン | ップ支持 | 7のてびき」の行 爰体制の整備 略や、営業秘 |) | |

中短期工程表「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」④

| | I | | |
|-----------|---|--|-----|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 | |
| | くない 振進ルーサの本代へ | 税制改正要望等 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 | |
| | <知財・標準化人材の育成> | | |
| | 次期学習指導要領の方向性に沿って、知的財産 する資質・能力が教育課程総体として育まれるよ 学校における教科横断的なカリキュラム・マネジンの実現を図る | 各 | |
| 知財. | • 関係府省、関係団体、教育現場、企業等から構成れる「知財創造教育推進コンソーシアム」を、201 月に構築 | | |
| -標準化人材の育成 | • 知財教育に資する教材を作成 | 知財教育に資する教材等の在り方の調査研究を踏まえて開発したサンプル教材について、知財創造教育推進コンソーシアムを通じて活用促進 次期学習指導要領の方向性を踏まえた著作権教育に資する教材の在り方に関する調査研究を行い、最新の話題も考慮した教材等の在り方を検討した上で、教材を開発し、普及を促進 | |
| | 標準化に関する全社的な戦略の推進を担う最高 化責任者 CSO (Chief Standardization Officer)の 等、企業内体制の強化を促進 | | |
| | 日本規格協会(JSA)と連携し、標準に関する資本度を創設 | 制標準化に係る資格制度の普及推進 | |
| | 2017年1月に、産官学が取り組むべき標準化人を 成施策を取りまとめた「標準化人材を育成する3 アクションプラン」を策定 | - 1 ※ 6 生前のほれ 久心辛になける最早糟准化青仁夫(パハ)の設置を引き続き促すとと。 1 | |
| | | | |

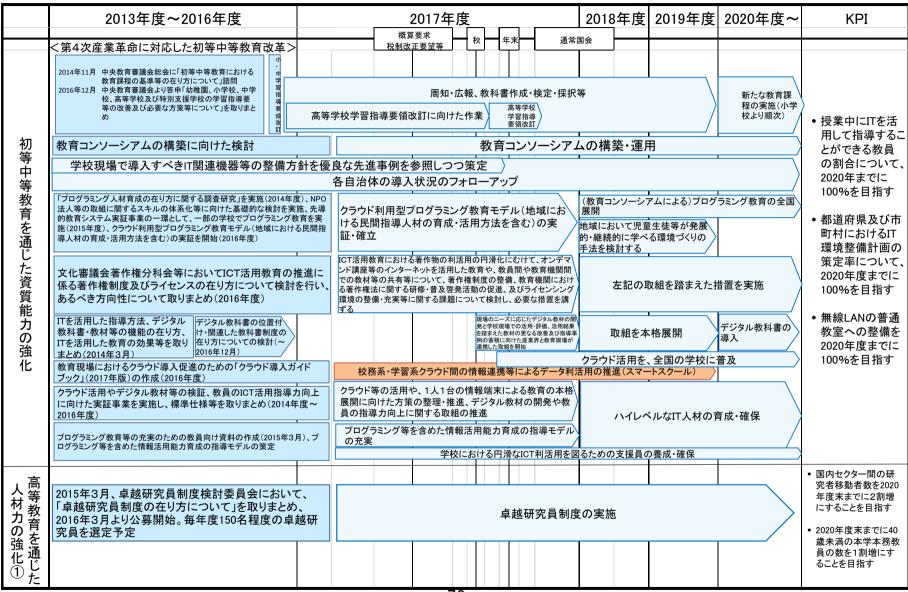
中短期工程表「知財・標準化戦略の推進、公正な競争環境の確保」⑤

| | 2013年度~2016年度 | | | | 2017 | 年度 | | | | | 2018 | 年度 | 2019年月 | ₹ 2020年度~ | KPI |
|-----------------------|---|-----------------------------------|------|-------------|---------------|--------|--------------|-------|-----------------|-------------|--------------|---------|----------------|---------------|--|
| | | | | | 算要求 対正要望等 | Н | 秋 — | 年末 | | 通常国 | 国会 | | | | |
| | <地域中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化> | | | 100 110 150 | XLYET | | | | | | | | | | |
| 地域の中堅・中小企業の知財・標準化戦略強化 | 地域・中小企業支援を推進、体制を強化するため、2016年9月に「地域知財活性化行動計画」を策算 2016年11月に、地域中小企業等の特許権利化が活用を支援する地域拠点特許推進プログラムをとした、面接審査に関連する施策を拡充。 2017年4月に、特許庁内において、地域イノベーン促進室を新設。経済産業局において、営業秘農業分野の知財を含め、横断的な課題に対応すめ、「特許室」を「知的財産室」に改組。 標準化官民戦略に基づき、2014年7月に新市場型標準化制度を構築。2017年3月までに、中堅・企業等からの26件の提案について、当該制度をして標準化を行うことを日本工業標準調査会で対し、このうち5件の規格を策定。 各地域における潜在的な標準化案件を面的に発するため、地域のパートナー機関(自治体・産業機関、地域金融機関、大学・公的研究機関)と一団法人日本規格協会(JSA)が連携して標準化の援等を行う「標準化活用支援パートナーシップ制のパートナー機関を全国47都道府県に設置。 | と権始 シ密る 創中活央 終振般文。利め ョ、た 造小用定 掘興財 | 中堅・ | 中小企 | よろす 地方 | ず支援におり | 受拠点 ナる権 フラジャ | 及び。利化 | よろする技術を表現しています。 | 「支援がの推進の推進」 | 拠点全間 に必要 場創造 | 国本部(な体制 | の体制強化 整備・強化 | 生化活用支援で、製品の標準 | 中山窟を2019年の かに2019年の かのに かのに かのに かのに かのに かのに かのに かのに かのに かった がって かって かった がって かった がって かった がった がって かった がった がった がった がった がった がった がった がった がった が |
| | 地域の課題 | 解決に責 | 貢献し、 | 地域社: | 会を支え | える人 | 、材育 | 成や | 研究原 | 成果の | 還元 | | | | 100件実現する |
| 公正な | <公正かつ自由な競争を維持するための実態把 | 握と厳ロ | Eな法執 | (行> | | | | | | | | | | | |
| 公正な競争環境の確保 | デジタル市場における取引実態を把握するためデジタル市場において市場支配力を有する事業より、独占禁止法に違反する事実が認められた。 | 者が公司 | | | | | | | | 済環境 | で市場 | の変化 | た踏まえて | 食証する等に | |
| L | <u>l</u> | | | | | 7.0 | | | | | | | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」①

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|-------------|--|---|---|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | |
| | <「第4次産業革命 人材育成推進会議」の設置 | → | |
| | 2016年12月 第4次産業革命 人材育成推進会議を設 | 第4次産業革命の時代に求められる人材像や資質等の検討、政策への反映 | |
| 個 | <it人材需給を把握する仕組みの構築、第4次産< td=""><td>美革命に対応したITスキル標準の改定></td><td></td></it人材需給を把握する仕組みの構築、第4次産<> | 美革命に対応したITスキル標準の改定> | |
| 々の働き手の | 2017年2月 理工系人材に関する産学官円卓会議において、産業界の人材の専門知識ニーズに関する調査を実施 2017年3月 情報セキュリティ人材について産業別・専門分野別の人材需給調査を実施 | セキュリティ、データサイエンティスト、AI・IoT等の先端IT分野等、今後、第4次産業革命下で求められる人材の必要性・喫緊性を明確化するため、IT人材需給の状況を把握する仕組みを早期に構築 | |
| 能力・スキル | 2017年4月 ITスキル標準について、「セキュリティ領域」 や「データサイエンス領域」の類型を拡充 | ITスキルとして主流となりつつある新たな開発手法や、新技術に対応できるIT人材に焦点を当てた新た新たなITスキル標準の普及促進なスキル標準を策定 | • 2022年∶大学·専 |
| モル | <「社会人の生涯学び直し」における「IT・データス | -ル」等育成の抜本拡充> | • <u>2022年: 大字・専</u> 門学校等での社 |
| た向上させる人材育成 | | 民間事業者が社会人向けに提供するIT・データ分野を中心とした高度なレベルの職業訓練講座について、経済産業大臣が認定する「第4次産業革命スキル習得講座認定制度(仮称)」を創設 | 会人受講者数を) <u>100万人</u> (<u>2015年: 約49万</u> 人) |
| せる人 | | 年代・職種を問わず、様々な人材が多様な機会を通じて基礎的なIT・データスキルを身に付けることは重要である。意欲のある社会人の「学び直し」を充実するため、個人に対する支援策を講じる。 | |
| 材 | <産業界をリードするIT等トップ人材・専門人材の創 | 出> | • <u>2022年: 専門実践</u> |
| 育 成 • | | 豊富なネットワークを持つプロジェクトマネージャーのマンツーマン 指導による事業化・起業支援の人材育成プログラムを創設 名輩出 | 教育訓練給付の対 象講座数を5,000 (2017年: 2417講 |
| 人材投资 | 【「異能vation」プログラム】 戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に、独創的なり 向け特別枠として「異能vation」プログラムを設置。2014年度 から、独創的な技術課題への挑戦を支援。 | | <u>座)</u> |
| 人材投資の抜本拡充 | | 「サイバーセキュリティ人材育成プログラム」(平成29年4月18日サイバーセキュリティ戦略本部決定)に基づき、重要インフラ・産業基盤等の中核人材育成、官公庁及び重要インフラ事業者等を対象とした実践的演習、若年層の発掘・育成等の各種人材育成施策を各政策間の連携強化を図りつつ推進 | |
| 充 | | IoTを支えるネットワークの運用・管理人材の 育成について必要なスキルの明確化、スキル を身に付けるための実習・訓練、スキルの認 定を一貫して行う体制の立ち上げ、実習・訓練 の開始 | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」②



中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」③

| | 2013年度~2016年度 | | 2 | 2017年 | 度 | | | | | 2018 | 3年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|------------------|--|---|----------------------------|---------------------------|--------------|--------------------|----------------|-------------------|---------------|-------|-----------|---|---|-----------------------------|
| - | | | | 正要求 正要望等 | - ∤ ≉ | 秋 — | 年末 | Ę — | 通常 | 国会 | | | | |
| | <トップレベル情報人材の育成と高等教育におけ | る数理教育の | 120.11.2.3 | 业 女 主守 | | | | | | | | | | |
| | 2016年12月 数理及びデータサイエンス教育の強化 る懇談会において、「大学の数理・デー エンス教育強化方策について」取りまと | タサイ | | | | | | | | 1 | | て <mark>育コアカリキュ</mark> I デルとなる標準カ | ラムの策定等 | } |
| | AI・IoT・ビッグデータ等を牽引するトップレベル 人材の育成 | IoT・ビッグデー AIトップし 我が国が強みを ための国際研究 | ンベル人材 いかせる分 | の育成に 野でビッグ | 向け データ | た取約 タ等の | 組の | 実施 | 《教育プロ | ブラム | 、ファン | H | より発展的な研究 と人材育成を実施 において、トップレ 材を育成 | |
| 高等数 | <「第4次産業革命 人材育成推進会議」の設置 2016年12月 第4次産業革命 人材育成推進会議を | > | 第4次産 | 業革命の | 時代 | に求 | めら | れる。 | 人材像や | 資質等 | の検討、 | 政策への反映 | | • 2022年:大学•専 |
| 教育を逐 | 設置 <実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の | 制度化> | | | | | | | | | | | | 門学校等での社 会人受講者数を 100万人 |
| 高等教育を通じた人材力の強化② | 2015年3月 実践的な職業教育を行う新たな高等 教育機関の制度化に関する有識者会 議において、「実践的な職業教育を行 う新たな高等教育機関の在り方につ いて(審議のまとめ)」を取りまとめ | 学校教育法改 | 正法案提 | 出等 | | | | 設置 | 置認可手 | 続き | | 専門職 | 大学の開設 | <u>(2015年:約49万</u> 人) |
| M 力 の 2 | 2016年5月 中央教育審議会答申「個人の能力と 可能性を開花させ、全員参加による 課題解決社会を実現するための養育 | 「度専門職業丿 | 養成機能 | もの充実 | > | | | | | | | | | |
| 強 化 ② | の多様化と質保証の在り方について」 取りまとめ 2017年3月 学校教育法の一部を改正する法案閣 議決定 | 等のニーズをB • 経営系専門職: | 皆まえた核と 大学院につい 人養成を主た | なる科目の ハて、各校の たる目的とす | 明確)特徴 | 化・可 数を伸 む方大: | 視化 ばす 学に | ≾等) 形での おける |)機能強化 修士課程 | 2策の実施 | 包 | | 連携の促進、企業 | |
| | | | | | | | | | | L | | I | | |
| | | 校における企 同教育プログラム | | | | | ム構 | 操へ | の支援 | | | | | |
| | 2017年3月 これからの専修学校教育の振興のありフ | 万検討 | | | | | によ | る地域 | 成や産業界 | 早のニース | ズを踏まえ | た実践的な職業 | 教育の充実 | |
| | 会議において、「これからの専修学校教 振興のあり方について」(報告)を取りまる | ., 産業 | 界のニーズを と質の保証・向 | 踏まえた専修 句上を図るたる | を学校 めに必 | の専門 必要な制 | 引人材 制度的 | すの育成 内措置等 | 機能の | | | | | |
| | | | 専門学校に 開の促進 | こおける、 | 今後 | の社 | 会の | 変化 | や企業ニ | ーズに | 対応した | 教育プログラム | の見直し推進・海 | |
| | インターンシップ | の単位化、中長 | 期・有給の | インターン | シッ | プ等を | を実 | 施する | る大学等 | の取組 | 生進 | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」④

| | | | L/DI |
|------------------|---|---|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 根制改正要望等 秋 日本 日本 通常国会 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日 | |
| | <実践的な能力・スキルを養成するための産官学連携 | たシステムの構築> | |
| | | 大学協議体や専修学校による地域産業中核人材養成 事業等による産学連携の取組を進めるとともに、これ らの取組を横断的に機能させるために「官民コンソー シアム」を設立し、取組を開始 | |
| 高等教育を通じた | 2015年3月 理工系人材育成戦略を策定 2015年5月 理工系人材育成戦略を踏まえた理工系人 材育成に関する産学官円卓会議を設置 2016年8月「理工系人材育成に関する産学官行動計 画」を策定 2016年12月 理工系人材育成に関する産学官円卓会詞 の下に人材需給ワーキンググループを設 置し、円卓会議への報告を取りまとめ | 産業界の代表との実務レベルでの 情報共有等を目的とした大学関係 者による大学協議体を2017年度 早々に創設 ・大学協議体と産業界が実務レベルで教育機関側と産業界側それぞれに対する要望・産学 連携の在り方について意見交換、寄附講座等の産学が連携した教育活動の実施等 ・産業界は、大学協議体との意見交換に参加するための体制の整備や具体的な産学協働に よる教育プログラムとその協力方策を提示 →これらの取組を並行して実施し、産学協働による教育プログラムの構築・実施等を推進 行動計画の実施・フォローアップ | • <u>2022年:大学・専門学校等での社</u> 会人受講者数を |
| を温 | く大学等の享等教育機関が「IT・データスキル」 育成(| 重要なプレーヤーとなるための制度改正・政策支援> | <u> 云八文碑 日 奴で</u> 100万人 |
| 世上 | へ入子寺の同寺教育(成園がTT*) アスキル 目 | 7至安なプレート となる7.000年11月日本土 以来又1版 | (2015年:約49万 |
|) た 人 材 | 2017年1月 大学における工学系教育の在り方に関する検討 委員会発足 | AI·IoT·ビッグデータ等を基盤とした人材育成に必要な 工学教育システム改革について、具体的な制度改正等 の在り方について検討 | <u>, </u> |
| 力の強化 | | 産業界との連携のもと、産業界からの教員やサポートスタッフの派遣の推進、教育プログラムの協働開発 等の取組を実施 | |
| 化 ③ | <若者に対する就職支援の実施> | | |
| | わかものハローワークの充実(2013年度3か所→2015年度2 か所) (平成26年度~28年度予算) | わかものハローワークの充実によるフリーター等の正社員化支援 | |
| | 就職・採用活動開始時期変更に向けた支援策の実施 | 新卒者等に対する支援策の実施 | • 2020年:20~34 歳の就業率: |
| | ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の普及拡大、 卒応援ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や 職後の定着への支援(平成26年度~29年度予算) | | 79% |
| | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑤

| マー高年人材の最大活用> 大学 | _ | 1 7 = 7 9 1 | 住农「人物の自然」活用力は | | |
|--|---------------|--|--------------------------------|---------------------------------------|---|
| | | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| ②企業における人材育成等の取組の情報提供の促進> 東職者にとって実用性が高く、人材育成に前向 さな企業が精験的に評価されやすいデータ 、 | | | | 学用会 | |
| 対処方針を取りまとめ さな企業が積極的に評価されやすいデータ | | <企業における人材育成等の取組の情報提供の促進> | 税制改正要望等 | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | |
| マー高年人材の最大活用> | | 対処方針を取りまとめ | きな企業が積極的に評価されやすいデータ | | 。 - |
| 企業の人人材材管理理のでは多くとは、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では、では | | 試行在籍出向プログラムの開始(平成28年度予算、平成29年 | | 東かる支援制度の創設を日指す | ンターの機能強 化や民間人材ビ ジネスの活用に より、今後3年以 内(2017年まで) |
| 企業 | | 度予算) | 更なる支援制度の在り方を検討、結論 / | 人 文本の文法明及の相談と自由す | |
| を | 企業 | <未来を創る若者の雇用・育成のための総合的対策のか | 速化> | | 支援(2013年度: |
| ### 2016年4月 2016年4月 | の | | 「セルフ・キャリアドック」等の普及促進、積 | 極的な情報提供 | |
| ・キャリア形成促進助成金やキャリアアップ助成金の活用による、OJTとOff-JTを組み合わせた雇用型訓練の取組促進 ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の普及拡大、新卒応援 ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や就職後の定着への支援(平成26年度~29年度予算) 2015年9月 積極的な職場情報の提供の仕組み等を内容とする「若者雇用促進法」成立 2015年11月 ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の職場情報を提供するボータルサイトを創設 2016年1月 職場情報の具体的な項目として、キャリアコンサルティングの有無(「セルフ・キャリアンク」を含む)等を省令に規定(同年3月施行) 2016年10月 ポータルサイトの機能を拡充した「若者雇用 | 材 | | 「セルフ・キャリアドック」の導入モデル・実施マニュアルの作成 | > | |
| ・キャリア形成促進助成金やキャリアアップ助成金の活用による、OJTとOff-JTを組み合わせた雇用型訓練の取組促進 ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の普及拡大、新卒応援 ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や就職後の定着への支援(平成26年度~29年度予算) 2015年9月 積極的な職場情報の提供の仕組み等を内容とする「若者雇用促進法」成立 2015年11月 ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の職場情報を提供するボータルサイトを創設 2016年1月 職場情報の具体的な項目として、キャリアコンサルティングの有無(「セルフ・キャリアコンナッルティングの有無(「セルフ・キャリアドック」を含む)等を省令に規定(同年3月施行) 2016年10月 ポータルサイトの機能を拡充した「若者雇用 | 管理の促 | •キャリア形成促進助成金の要件・インセンティブとして「セルフ・キャリアドック」を追加 | | 組み合わせた雇用型能力開発の推進を通じた企 | ● 2020年:20~34 歳の就業率: |
| ユースエール認定企業・若者応援宣言企業の普及拡大、新卒応援 | <u>進</u> ① | キャリア形成促進助成金等の活用による、教育訓練休暇等の制度の導入促進キャリア形成促進助成金やキャリアアップ助成金の活用によ | サービス分野を中心とした成長分野における第 | 業界内共通の検定、社内検定の普及・拡大 | • <u>2022年: 大学・専</u> <u>門学校等での社</u> |
| 2015年9月 積極的な職場情報の提供の仕組み等を内容とする「若者雇用促進法」成立 2015年11月 ユースエール認定企業・若者応援宣言企業 の職場情報を提供するポータルサイトを創設 2016年1月 職場情報の具体的な項目として、キャリアコン サルティングの有無(「セルフ・キャリアドック」を含む)等を省令に規定(同年3月施行) 2016年10月 ポータルサイトの機能を拡充した「若者雇用 2016年10月 ポータルサイトの機能を拡充した「発生の発生の発生の発生の発生の発生の発生の発生の発生の発生の発生の発生の発生の発 | | ハローワークによる卒業後も含めた正社員就職や就職後の定着へ | | た正社員就職や就職後の定着への支援 | <u>100万人</u> (2015年:約49万 |
| 促進総合サイト」を開設 | | とする「若者雇用促進法」成立 2015年11月 ユースエール認定企業・若者応援宣言企業 の職場情報を提供するポータルサイトを創設 2016年1月 職場情報の具体的な項目として、キャリアコン サルティングの有無(「セルフ・キャリアドック」 を含む)等を省令に規定(同年3月施行) | • 職業紹介事業者や募集情報提供事業者によ | る、企業の職場情報の積極的な提供促進 | <u> </u> |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑥

| 中位朔工性及「八物の自成」活用力の強化」の | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | | |
| | | ## では、 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | 2013年9月・2014年11月・2015年11月、2016年11月 若者の「使い捨て」が疑われる企業等に対する重点監督の実施 2014年9月 労働条件に関する電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」を開始 同年10月 大学生等を対象とした労働条件セミナーを開始 同年11月 労働条件ポータルサイト「確かめよう労働条件」を開設(平成25年度補正予算、平成26年度~29年度予算) 2015年7月 「労働条件に係る遺法の疑いのある事業場情報」監視を開始し、インターネット上の求人情報等を労働基準監督署による監督指導等に活用 | 「労働条件相談ほっとライン」の開設日を週6日から7日とし、回線を増加するなど、引き続き、相談体制・情報発信・監督指導等を強化 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| 企 | 地域人材育成コンソーシアムの組成支援 (平成25年度補正予算、平成26年度補正予算) | 地域人材育成コンソーシアムの組成による複数企業間での人材育成を目的とした出向や 他企業でのOJT研修等の人材育成に係る各種取組を広く社会に拡大する | | | | | | | | | |
| 企業の人材 | 2013年10月、起業家支援等のためのポータルサイト立上げ 経営の各段階に応じた専門家のサポート体制を地域ごとに 整備 (平成26年度予算) | 起業家支援等のためのポータルサイトによる若い起業家の応援 経営の各段階に応じた専門家のサポート体制を地域ごとに整備 | • 2020年: 20~34 歳の就業率: 79% | | | | | | | | |
| 管 | | | | | | | | | | | |
| 理の | わかものハローワークの充実(2013年度3か所→2015年度28か所) (平成26年度~28年度予算) | わかものハローワークの充実によるフリーター等の正社員化支援 | • <u>2022年:大学・専</u> 門学校等での社 | | | | | | | | |
| 人材管理の促進② | 就職・採用活動開始時期変更に向けた支援策の実施 | 新卒者等に対する支援策の実施 | <u>会人受講者数を</u> 100万人 (2015年:約49万 | | | | | | | | |
| | 社会人の学び直し等のための産業界と協働したオーダーメード型 プロウラムの開発・実証(平成26年度予算、平成27年度予算、平 | 産業界と協同したオーダーメード型プログラム の開発・実証の推進 普及の促進 | <u>,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</u> | | | | | | | | |
| | 成28年度予算) | 専修学校におけるeラーニングの積極的活用等による学び直し講座の開設等の推進 | | | | | | | | | |
| | 若者雇用促進法が2015年の通常国会で成立 | 法の着実な施行法の見直しを検討 | | | | | | | | | |
| | 人材確保・育成のための施策、周知・啓発運動、 所要の制度改正等を実施・検討 | 医療・福祉、建設業、製造業、交通関連産業等における雇用管理改善・マッチング対策・人材育成など、 若者をはじめとする人材確保・育成対策の総合的な推進 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | 00 | | | | | | | | | |

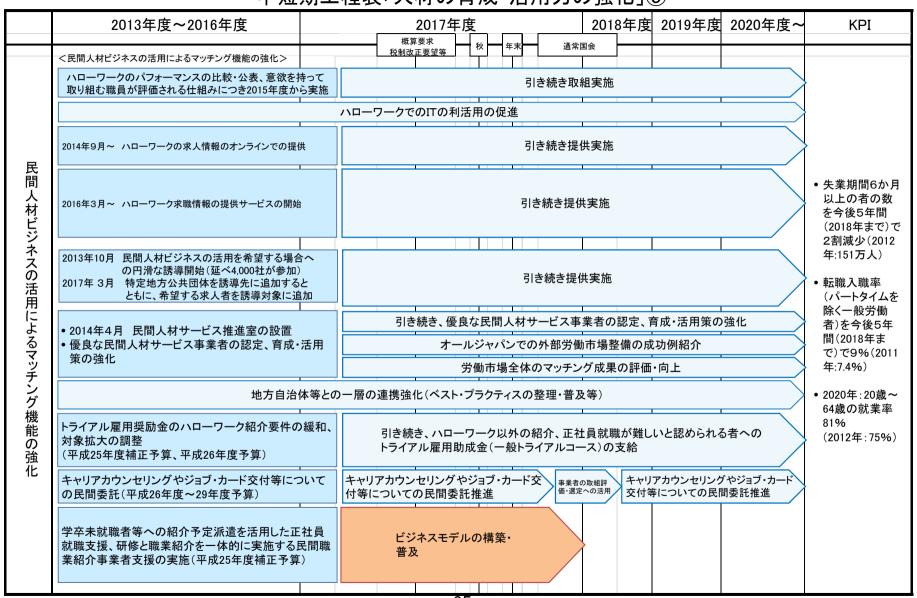
中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑦

| 中 の の の の の の の の の の の の の | | | | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | |
| | | 概算要求 | | | | | | | | |
| 行き過ぎた雇用維持型か | 2014年4月 雇用調整助成金から労働移動支援助成金への資金シフト(平成26年度予算) ※雇用調整助成金:545億円(一平成25年度1,175億円) ※労働移動支援助成金:301億円(一平成25年度2億円) 2015年4月 雇用調整助成金から労働移動支援助成金への資金シフト・予算規模の逆転(平成27年度予算) ※雇用調整助成金:193億円(一平成26年度545億円) ※労働移動支援助成金:349億円(一平成26年度301億円) 2014年12月~ • 「キャリア・パスポート(仮称)構想研究会」報告書まとめ • 「ジョブ・カード制度推進会議」にて普及浸透方策まとめ • これらの検討状況の公表・機運の醸成 2015年4月 企業内人材育成推進助成金によるジョブ・カードのインセンティブ付与 2015年10月 ジョブ・カード新制度へ移行 | 秋 | 失業期間6か月以上の者の数を今後5年間(2018年まで)で2割減少(2012年:151万人) 転職入職率 | | | | | | | |
| ら労働移 | ジョブ・カードの電子化やネット化による共有促進のための調査研究実施 2015年12月~ ジョブ・カード制度総合サイトの創設、ジョブ・カード作成支援ソフトウェア等の開発・リリース | ジョブ・カードの電子化による活用促進 | (パートタイムを 除く一般労働 者)を今後5年 間(2018年ま | | | | | | | |
| 移動支援型へ | 2014年7月 キャリア・コンサルタント養成計画策定 2015年 体制整備の方策についての検討・結論を踏まえ、職業能力 開発促進法改正を含む改正法が成立、キャリアコンサルタ ント登録制度の施行(2016年4月) 2015年4月 企業内人材育成推進助成金によるインセンティブ付与 | キャリアコンサルタント登録制度の円滑な執行 キャリアコンサルティング技法の開発及びキャリアコンサルタントの養成 インセンティブ付与等によるキャリアコンサルティング 体制整備の推進 | で)で9%(2011 年:7.4%) • 2020年: 20歳~ | | | | | | | |
| の政策転換① | 2014年6月~ 能力評価制度全体の見直し等、職業能力開発促進 法を含む政策全体の在り方について検討 2015年 職業能力開発促進法改正を含む改正法が成立 2014年度~2016年度 サービス分野の検定制度のモデル事例の開発 | サービス分野を中心とした成長分野における業界内共通の検定・社内検定の普及・拡大 | 64歳の就業率 81% (2012年:75%) | | | | | | | |
| 1 | | 改正雇用保険法の円滑な施行に向けた取組 引き続き、中長期的なキャリア形成を目指す訓練を受講する社会人に対する支援を着実に執行 | | | | | | | | |
| | ・ 中長期的なキャリア形成を目指す訓練を従業員に受講させた事業主に対する支援(平成26年度予算)・ 2014年10月~ 事業主に対する支援を着実に執行 | 引き続き、事業主に対する支援を、着実に執行 | > | | | | | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑧

| 0010左座,0010左座 | 0017年中 | 0010左曲 0010左曲 0000左曲。 | KDI | | | | | | |
|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 2013年度~2016年度 | | 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | |
| | ──────────────────────────────────── | 国会 目 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 | | | | | | | |
| | | | • 産業雇用安定セ | | | | | | |
| 強化(平成25年度補正予算、平成26年度予算、平成 27年度予算、平成29年度予算) | | | ンターの機能強 化や民間人材ビ ジネスの活用に より、今後3年以 内(2017年まで) で2万人の失業 なき労働移動を | | | | | | |
| | | | 支援(2013年度: 1万人) ・今後3年間(2017年まで)で公共職 | | | | | | |
| 職業訓練の開発・実施・検証を行う地域レベルのコンソーシアムの形成(平成26年度~28年度予算) コンソーシアムにより、地域ニーズを踏まえた職業訓練の実施 | | | | | | | | | |
| 職業訓練サービスガイドライン研修を全国で実施 | 引き続き、職業訓練サービスガイドライン研修 を全国実施 | 民間教育訓練機関の質の向上の推進 | 訓練機関及び求 職者支援訓練の 認定を受ける民 間教育訓練機関 | | | | | | |
| 客観的な民間委託の職業訓練の調査研究開始 | 調査研究を踏まえた職業 | 訓練の見直しの検討 | のうち、職業訓練 サービスガイドラ イン研修を受講 | | | | | | |
| | | | した者等の割合 を100%とするこ とを目指す | | | | | | |
| | | | • 今後5年間(2019 年まで)で地域に おいて職業訓練 の質を検証・改 善する仕組みを 47都道府県に展 開することを目指 す | | | | | | |
| | 個人の課題に応じた支援メニュー策定、民間の訓練機関を活用した講習・訓練等の実施 職業訓練の開発・実施・検証では、コンソージ 職業訓練サービスガイドライン研修を全国で実施 | | ・産業雇用安定センターの出向・移籍あっせん機能の 強化(平成25年度補正予算、平成26年度予算、平成 27年度予算、平成29年度予算) ・個人の課題に応じた支援メニュー策定、民間の訓練機関を活用した講習・訓練等の実施 機関を活用した講習・訓練等の実施 職業訓練の開発・実施・検証を行う地域レベルのコンソーシアムの形成(平成26年度~28年度予算) コンソーシアムにより、地域ニーズを踏まえた職業訓練の実施 職業訓練サービスガイドライン研修を全国で実施 引き続き、職業訓練サービスガイドライン研修 を全国実施 | | | | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑨



中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑩

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | |
|------------|---|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | | | | | |
| | <グローバル化等に対応する人材力の強化> | | | | | | |
| | 2013年12月 国家公務員総合職試験への外部英語 導入方法の決定・公表 2015年度~ 導入開始 | 満実な実施、 導入後3年を目途に、実施状況等を踏まえた上での人事院による必要な見直し | • 2020年:海外へ | | | | |
| グローバル化等に対応 | 2014年3月 官民が協力した海外留学支援制度の創設 26年度予算)、民間資金を活用した奨学会 「官民協働海外留学支援制度〜トビタテー JAPAN日本代表プログラム〜」の学生募 1期生) 2014年4月 「若者の海外留学促進実行計画」策定 2014年6月 第1期生323人(106校)を選抜、同年8月から 留学開始 第6期までに計2,440人を選抜 | 度 学 (第 官民が協力した海外留学支援制度の着実な推進 | の大学生等の留学を6万人から12万人に倍増 ・2020年:外国人留学生の受入れを14万人から30万人に倍増 ・2017年:英語教 | | | | |
| 2対応する人材力 | 2013年12月 「世界の成長を取り込むための外国人留等 受入れ戦略(報告書)」取りまとめ、優秀な 人学生確保のための重点地域等を設定 2014年7月「留学生30万人計画実現に向けた留学生の 境支援の在り方に関する検討会」報告書 | 国 重点地域における日本留学のブラットフォームの中核となる海外拠点整備、 宿舎等の環境の整備や就職支援の充実・強化、外国人留学生のネットワーク強化、 日本語教育の推進等及び海外に向けた日本留学に係る情報発信の強化等による受入れ環 / | 員の英語力強化 (TOEFL iBT 80 程度等以上 中 学校:28%から 50%、高校52% から75%) | | | | |
| の強化① | 「スーパーグローバルハイスクール」の創設 (2014年度:56校、2015年度:56校、2016年度11校、計123校を | 指定校等のネットワークの構築、高校生が国際的に発信できる機会の創出 等の取組を推進 | 2018年:国際バカロレア認定校(2013年6月現在DP:16校)等を | | | | |
| | 一部日本語による国際バカロレアの教育プログラ(日本語DP)の開発に着手(平成25年度予算より) 日本語DPの拡充(日本語で実施可能な科目の拡等)及び導入 日本語DP等による国際バカロレア候補校の申請定手続に係る支援 国内大学入試における国際バカロレアの活用促設な国際バカロレア導入に向けた環境整備(教育程の特例措置、教員の養成・確保等) | 引き続き、国内大学入試における国際バカロレアの活用促進及び 国際バカロレア導入に向けた環境整備(教育課程の特例措置、教員の養成・確保等) 引き続き、日本語DP等による国際バカロレア候補校の申請・認定手続に係る支援 | 200校 | | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑪

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|-----------|---|--|---|
| | | 概算要求 4 年 海世国会 | |
| | | 税制改正要望等 | |
| | 2013年12月 小・中・高等学校における英語教育の強化のため、「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画」を発表 | 次期学習指導要領の周知・広報、新教材の開発、教科書作成・検定・採択新たな教等 | • 2020年:海外へ |
| | 2014年4月 現職教員への英語指導力研修の強化 | 高等学校学習指導要領の改訂 | の大学生等の留 学を6万人から12 |
| グロー | 2014年9月 有識者会議において、「今後の英語教育の改善・ 充実方策について(報告)」を取りまとめ 2015年6月 「生徒の英語カ向上推進プラン」を策定 | 現職教員の英語指導力向上、生徒の英語力の向上状況の把握・検証を通じたPDCAサイクルの構築 | 万人に倍増 • 2020年: 外国人 |
| 一バルル | 2016年12月 中央教育審議会において、「幼稚園、小学校、 中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指 導要領等の改善及び必要な方策等について」を | 次期学習指導要領の改訂・実施に向けた指導体制の強化、外部人材の活用促進などの環境整備 | 留学生の受入れ を14万人から30 万人に倍増 |
| 等に | 取りまとめ 2017年3月 小・中学校新学習指導要領の公示 | 在外教育施設における質の高い教育の実現、海外から帰国した子供の受入れ環境整備 | 2017年:英語教 員の英語力強化 |
| 化等に対応する人材 | サービス産業生産性協議会の再構築(2015年2月末 現在の活動参加企業数1740社(2013年比約10倍)) サービス産業の高付加価値化に関する研究会の開催 | 企業のイノベーション促進、サービス産業の新陳代謝促進 | (TOEFL iBT 80 程度等以上 中 学校:28%から 50%、高校52% から75%) |
| 力の強化② | 国際機関の日本人職員増強戦略の策定 人材発掘・育成の強化 若手日本人送り込みの強化 (JPO(Junior Professional Officer)派遣制度の拡充) | 人材の発掘・育成(2025年までに国連関係機関の日本人職員を1,000人(現在約800人)に することを目指し、国連広報を含めた広報活動の強化、日本人(特に女性)の就職・昇進支 援、JPO(Junior Professional Officer)派遣制度の拡充、幹部候補となる中堅レベルの日 本人の送り込み強化、国際機関経験者の外務省での積極的な登用・活用) | 2018年:国際バカロレア認定校(2013年6月現在DP:16校)等を200校 |
| | スーパーグローバル大学創成支援 2014年10月 採択校決定・事業開始 | 採択校の支援・取組状況の公表、人材教育システムのグローバル化による 世界トップレベル大学群の形成 中間評価 | 今後10年間 (2023年まで)で |
| | | | 世界大学ランキ ングトップ100に 我が国の大学 が10校以上入 ることを目指す |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑫

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | |
|-------------|--|---------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 | | | | | | | | |
| | <多様な働き方の実現> | 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | | | | | | | | |
| | 2013年9月~ 労働時間法制について、労働政策審議会で総合的に議論・取りまとめ 2015年4月 長時間労働を是正し、働く方の健康を確保しつつ、創造性の高い仕事 的に働、個人が、意欲と能力を最大限に発揮し自己実現をすることをす ため、高度プロフェッショナル制度の創設を血重業務型裁量労働制の を内容とする「労働基準法等の一部を改正する法律案」を2015年の通 に提出 | _{慧する} | | | | | | | | |
| 働 | 大学の研究者等に対し、労働契約法の特例(無期転換申込権 での期間(5年間)の10年間への延長)を設けること等を規定し 究開発力強化法等改正法(議員立法)」が2013年の臨時国会に て成立 | 「研 | | | | | | | | |
| 働き方改革の実行 | 現行の業務区分による期間制限を撤廃し、全ての業務に共通す 遺労働者個人単位の期間制限及び派遣先の事業所単位の期間 を設けること等を内容とする労働者派遣法改正法が2015年の過 会で成立 | 制度の普及を図る | | | | | | | | |
| ⊕ Ø | 「派遣労働者のキャリア形成支援事業」を実施(平成26年度~29年度予 | 事業を着実に執行 | ● 2020年:20歳~ | | | | | | | |
| 美 行 · | 「ジョブ・カードを活用した登録型派遣労働者等の職業能向上等に係る調査・研究事業」を実施(平成26年度予算 | カの 事業の成果を踏まえてジョブ・カードの活用促進を図る | 64歳の就業率 81% | | | | | | | |
| 実現① | 2014年7月~ 「『多様な正社員』の普及・拡大のための 者懇談会」報告書を公表・労働契約法の 釈について通知するとともに、周知を実 | 解 好事例、就業規則の規定例等について情報発信 | (2012年:75%) | | | | | | | |
| (多 様 | 加えて、好事例・就業規則の規定例等の 報発信を実施。 | 「多様な正社員」導入拡大のための政策的支援 | • 2020年度末:不 本意非正規雇用 | | | | | | | |
| (多様な働き方 | 専門的知識を有する有期雇用労働者及び定年後の高齢 ついて無期転換ルールの特例等を設けることを内容とす 「専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別 置法」が2014年成立、2015年4月施行 | パンフレットの配布等を通じた法律の趣旨・内容の周知 | 本息非正規雇用 労働者の割合 10%以下 (2014年:18.1%) | | | | | | | |
| の実現① | 通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別 扱いの禁止の対象者の拡大等を内容としたパートタイム 法改正法が2014年成立、2015年4月施行 | | | | | | | | | |
| | 2016年1月 今後5年間の正社員転換・待遇改善に係る目標や 的な取組を定めた「正社員転換・待遇改善実現プラ 策定 2016年3月 各都道府県労働局にて「地域プラン」を策定 | | | | | | | | | |
| | 最低賃金は全国加重平均で2013年度は764円(対前年度15円 げ)、2014年度は780円(対前年度16円引上げ)、2015年度は (対前年度18円引上げ)、2016年度は823円(対前年度25円弓 ・中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援の充成26年度~平成29年度予算) | 18日 | | | | | | | | |
| | | 00 | | | | | | | | |

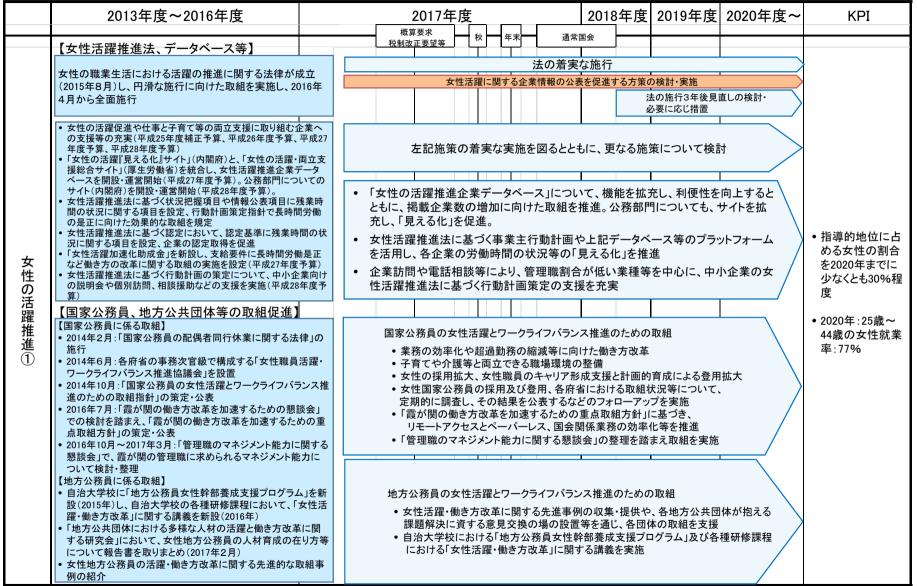
中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」③

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|--------------|---|--|----------------------------------|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | |
| | | 10.0734.124.57 | |
| 働き方 | 2016年12月 同一労働同一賃金のガイドライン案を策定 | 働き方改革実行計画に基づき関連法案を国会に 提出 施行準備・改正法の施行・施行後5年を経過した後適当な時期において、見直しを 行う 非常勤職員の処遇について、民間における同一 | |
| 働き方改革の実行 | | 国の非常勤職員の処遇改善について、関係省庁間で検討 労働同一賃金の実現に向けた取組も踏まえながら、必要に応じてさらなる取組を推進 | ● 2020年:20歳~ |
| 実行·実現① | | •長時間労働を招かないよう、労働者が自ら確認する ためのツールの雛形や、企業が副業・兼業者の労働 時間や健康をどのように管理すべきかを盛り込んだ | 64歳の就業率 81% (2012年:75%) |
| 50(多様 | | ガイドラインを策定 ・モデル就業規則を改定し、就業規則等において合理的な理由なく副業・兼業を制限できないことを周知 | • 2020年度末:不 本意非正規雇用 |
| な働きさ | | •最新の技術を活用した健康管理手法等について好事例の収集、開発·普及支援等を実施 •将来的な導入も視野に入れ、新たな労務管理指標等を検討 | 労働者の割合 10%以下 (2014年:18.1%) |
| (多様な働き方の実現②) | | 「雇用関係によらない働き方」について、良好な就業形態となるよう、実態を把握した上で、働き手が自律したキャリア・スキル形成を行うことを可能とする支援策の検討・実施、保護の在り方に関する検討等を通じて、企業・組織に属さない働き方を選択肢の一つとして確立 | |
| | | ガイドライン刷新 改定ガイドラインの発出・施行/周知・普及 | |
| | テレワークの普及に向けた新たなモデル確立の実証事業、課題抽 出のための取組を措置(平成25年度補正予算、平成26年度予算、平成26年度補正予算、平成27年度予算、平成28年度予算) | 国家戦略特区によるテレワーク導入企業に対するワンストップの相談支援実施等により導入支援・利用促進 テレワークデイなど関係省庁連携した国民運動の検討・実施・規模拡大 | |
| | | 国家公務員について、テレワークの環境整備、リモートアクセス機能の全省導入 | |
| | | 00 | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」個

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | |
|------------------------|--|---|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 | | | | | | | | |
| | <長時間労働の是正等> | 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | | | | | | | | |
| 働き | 「ニッポンー億総活躍ブラン(2016年6月2日間議決定)」において、「労働基準法につい 労使で合意すれば上限なく時間外労働が認められる、いわゆる36(サブロク)協定におい 時間外労働規制の在り方について、再検討を開始する」とされたことを受け、「働き方改・ 現会議によいて、罰則付きの時間外労働の上限規制の導入等、長時間労働の是正に て議論し、2017年3月28日に「働き方改革案行計画」を取りまとめた | ・労働時間等の設定の改善に関する特別措置法を改正し、事業者は、前日の終業時刻と翌日の始業時刻の間に一定時間の休息の | • 2020年:20歳~ 64歳の就業率 81% (2012年:75%) | | | | | | | |
| 働き方改革の実行・実現②(長時間労働是正等) | 2013年9月・2014年11月・2015年11月・2016年11月 適重労働等が疑われる企業等に対する重点監督の実施 2015年1月~ 月100時間超の残業を把握したすべての事業場等に対する監督指導の付同年4月から「適重労働援滅特別対策班」を東京及び大阪労働局に設置年5月から社会的に影響力が大きい企業が、違法な長時間労働を繰り返場合に、是正を指導した段階で公表 2016年4月~ 監督指導の対象を従来の月100時間超から月80時間超の残業を把握しての事業場に拡大、本省に「適重労働援滅特別対策班」を設置、47労働 「適重労働特別監督監理官」を任命 2017年1月~ 使用者による労働時間の適正な把握のための新たなガイドラインの策定法な長時間労働等を2事業場で行うなどの企業に対する全社的な監督指是正指導段階での企業名公表制度の受件拡大、36位定未締結事業場にする監督指導の徹底など、違法な長時間労働等もない取組の強化 | 新たに、本省に「過重労働特別対策室」を設置し体制の強化を図るとともに、引き続き、監督指導等を強化 | | | | | | | | |
| 現② 長時 | ・トラック運送事業者、荷主、国交省、厚労省、経産省等が参画する「トラック 送における取引環境・労働時間改善協議会」を中央(2015年5月)及び各都府県(2015年7月・8月)で立ち上げ、先進事例の共有や実態調査、長時間働改善に向けたパイロット事業を実施 ・上記協議会の枠組みの中で、運賃・料金の適正収受に向けた方策の検討開始(2016年7月) | | | | | | | | | |
| 間 | 「朝型」の働き方等に関して、労働時間等設定改善法に基づくガイドラインに | 「朝型」の働き方等を、好事例の収集・情報発信及びシンポジウムの開催等により国民運動として推進 | | | | | | | | |
| ▮働 | り込むことについて、労働政策審議会で検討し、2015年2月に取りまとめ | 取りまとめを踏まえ、労働時間等設定改善法に基づくガイドラインの改正・周知 | | | | | | | | |
| 是正 | 2015年春以降「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の普及に向け、関係労使区への協力要請や、地方公共団体及び企業等への働きかけを実施 | 引き続き「ゆう活(夏の生活スタイル変革)」の国民運動を展開。国家公務員については、率先して実施するほか、地方公共団体に対し、地域社会をリードする役割を果たすよう積極的な取組を働きかけ。 | | | | | | | | |
| 等 | | ・長時間労働是正に向けた企業の取組を促進することを目的として、労働時間等設定改善法に基づくガイドラインの見直し検討・普及・中小企業に対する支援体制の充実 | > | | | | | | | |
| | 2016年度から各府省等における調達時のワーク・ライフ・バランス 推進企業の加点評価等を開始 | 各府省、独立行政法人等における調達時のワーク・ライフ・バランス等推進企業の加点評価等の実施、地方公共団体での取組の促進、 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に関する調達や民間企業等の調達における取組を促進するための働きかけの実施 | \rangle | | | | | | | |
| | 2016年度よりIT産業における多重下請構造と長時間労働の改善に係る官 民の協議の場を設置し、実態把握を開始 | IT産業における多重下請構造と長時間労働の改善に係る官民の協議の場の設置、実態把握、改善方策の推進等 | | | | | | | | |
| | 第4次産業革命に対応した組込みソフトウェア等のIT産業の構造転換を促 | するための技術者能力の向上等の取組推進 | | | | | | | | |
| | | 働く人の健康確保のための産業医・産業保健機能の強化のため必要な法令・ 制度改正 施行準備・周知期間をとった上で段階 制度改正 | | | | | | | | |
| 見労え働 | データベース化の検討 | 分野を問わない職場情報のデータベース構築 データベースの運用(労働環境の「見える化」推進) | | | | | | | | |
| る化促進の | | 様々な職業情報のあり方について関係省庁や民間が連携し て調査・検討する研究会を立ち上げ 調査・検討する研究会を立ち上げ | | | | | | | | |
| 進り | | 熟練技能者の高度な技能を見える化するための取組を進める | | | | | | | | |
| ステムの構築等高い紛争解決シ | 「あっせん」「労働審判」「和解」事例の分析・整理、諸外国の関係制度、運用に関する調研究を実施(2014年度) 「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」を設置(2015年16「透明かつ公正な労働紛争解決システム等の在り方に関する検討会」報告書を取りまと(2017年5月) | 「『日本再興戦略』改訂2015」(平成27年6月30日閣議決定)等に基づき設置した「透明かつ公正な労働紛 会解決システル等の充い方に関する検討会」の検討禁甲を終する、労働政等実議会の実践を終て、配要 | | | | | | | | |
| | | _ 90 _ | | | | | | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」①5



中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」⑥

| | 2013年度~2016年度 | | | 201 | 7年度 | | | | 2018 | 年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | |
|----------|---|----------------------|---------------|--|----------------|-----------|--------|--------------|--------|----------------|------------|---------------------------------------|---|--|
| | | | | 概算要求 税制改正要望 | | 秋 — 4 | 末 | 通常 | 国会 | | | | | |
| | 【女性が働きやすい制度等への見直し】 | | | | | | | | | | | | | |
| | 2017年度税制改正において、女性を含め、働きたい人が就意識せずに働くことができる仕組みを構築する観点から、配除等について、配偶者の収入制限を103万円から150万円にげるなどの見直しを行うこととした | 業調整を 記偶者控 こ引き上 | 2018年 | ti 云 床 障 n Fからの導え fを進める | | | 1寸() | 0.7 (英語) * 3 | 2018 | 年分以 | 後の いて適用 | | | |
| | 大企業で働く短時間労働者を対象とした被用者保険の適(2016年10月) 中小企業等で働く短時間労働者を対象とした労使合意に用者保険の適用拡大(2017年4月) | | | 労働者に対す 措置を講ずる | る被用者係 | 保険の適 | 用範囲に | こついて、2 | 019年9月 | 月末まで | こ検討を加え、そ(| の結果に基づき、 | | |
| | 国家公務員の配偶者に係る扶養手当については、2017年4段階的に配偶者に係る手当額を他の扶養親族と同額まで派などの見直しを行うこととする「一般職の職員の給与に関す等の一部を改正する法律」が2016年11月成立 | 或額する | | | | | 着到 | 実な法の | 施行 | | | | | |
| | 厚生労働省において「女性の活躍促進に向けた配偶者手当方に関する検討会」の報告書を取りまとめ(2016年4月)、「当の在り方の検討に関し考慮すべき事項」について広く周知 | | | 企業の配 | 偶者手当に | 関するリー | -フレット(| の改定等によ | る関係団 | 体への周囲 | EQ. | 引き続き周知 を実施し、施行 状況を踏まえ た更なる検討 | 2020年:第1子出 産前後の女性の 継続就業率: | |
| 女 | 【有価証券報告書における役員の女性比率記載】 | | | | | | | | | | | | | |
| 女性の活躍推進② | 有価証券報告書において役員の女性比率の記載を義務付け 府令を公布(2014年10月) | る内閣 | | 有価証券報告書・コーポレートガバナンス報告書等を通じた 女性の登用状況の情報開示 | | | | | | | | | 55% | |
| 占 | 【ダイバーシティ経営の実現】 | | 10=10-6- | | × > - 47 | ***** | - 0.35 | k 10 \hr | | | | | • 2020年: 男性の | |
| 推 | 「なでしこ銘柄」の選定、「ダイバーシティ経営企業100選」等((2012年度~毎年度実施) | | | 立ち上げ、ダイル 訴求力を高める | | | | E·投資家 | | ・シティ経 『践を更』 | | 制度の導入等により、 - | 育児休業取得 率∶13% | |
| 進 | 【子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の |)整備】 | | | | | | | | | | | | |
| (2) | 子育てや介護と仕事が両立しやすい就業環境の整備等を育児・介護休業法を改正(2016年3月) 保育所に入れない等の場合の離職を防ぐため、育児・介護を改正(2017年3月) | | 円滑な | 施行に向い | ナた取組 | \rangle | 着 | 実な法の | の施行 | | | | • 2020年: 男性の 配偶者の出産直 後の休暇取得 率:80% | |
| | 【次世代法の改正、少子化対策大綱】 | | | | | | | | | | | | 4.0070 | |
| | 次世代育成支援対策推進法(次世代法)を延長・強化する「次社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援推進法等の一部を改正する法律」が2015年4月1日施行 | | • (プラ | ・ 法の着実な施行 ・ (プラチナ)くるみんマークの普及促進、(プラチナ)くるみんマーク取得企業における雇用環境改善の働きかけ ・ 長時間労働の是正に向けた働き方の見直しに関する事項を強化した認定基準の的確な運用 | | | | | | | | | | |
| | 「少子化社会対策大綱」の推進(平成27年3月20日閣議定) | 議決 | | | 産直後から んきゅうパ | | | | 男性の子 | 育て目的 | りの休暇の取得促 | 進 | | |
| | 【家事支援サービス】 | | | | | | | | | | | | | |
| | 「家事支援サービス事業者ガイドライン」(2015年1月) 「家事支援サービス事業者自己診断ツール」(2016年2月)の第 | | 家事支援† 要の検討 | ナービスに関す | | | | 事業者ガイト 向けた所 | ·ライン」(| の普及促 | 進 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」①

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | , KPI | | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 概管亜セ | | | | | | | | |
| | 【待機児童解消】 | 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | | | | | | | | |
| | ● 「待機児童解消加速化プラン」緊急集中取組期間(2013年度・2014年度)、取組加速期間(2015年度~) ● 待機児童解消に向けた緊急対策(2016年3月~) ● 切れ目ない保育のための対策(2016年9月~) ● 子ども・子育て支援新制度等による取組 ● 保育の受け皿の整備状況の的確な実態把握等(2015年度~) ● 「子育て安心プラン」の策定(2017年5月) | 「待機児童解消加速化プラン:取組加速期間」 「子育て安心プラン」に基づき、安定財源を確保しつつ、取組を推進 企業主導型保育事業の活用を含む子ども・子育て支援新制度等による取組 保育の受け皿の整備状況の的確な実態把握等 | 「子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消を 担指すとともに、 女性活躍を推進 | | | | | | | |
| | 「保育士確保プラン」の策定(2015年1月) | 保育士確保プランの実施 2017年度から新たに実施する処遇改善について着実に取り組むとともに、安定財源を確保しつつ、 引き続き保育人材確保策を総合的に実施 | > | | | | | | | |
| | 保育士の社会的評価向上に向けて諸外国調査を実施(2016年度) | 中長期的により評価を向上させる方策を検討 | > | | | | | | | |
| | 朝夕の保育士配置要件の特例措置の在り方について検討・結論 (2015年) | 朝夕の保育士配置要件の特例措置の実施 (保育の受け皿拡大が一段落するまでの当分の間) | > | | | | | | | |
| | 福祉系国家資格所持者等が保育士資格を取得しやすくするための方 策について検討・結論(2016年度) | 福祉系国家資格所持者等が保育士資格を取得しやすくするための方策について 順次所要の措置 | > | | | | | | | |
| 女 | | 大規模マンション建設時の保育所併設の促進 | > | | | | | | | |
| 女性の活躍推進③ | 潜在保育士の掘起しのための効果的対策の実施 (短時間勤務の保育士の取扱いに関する運用是正に向けた周知(2015年)、 仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金の創設(2016年)) 保育士の雇用環境改善に向けた保育事業者の取組支援 (卒業生の保育士就業率等、定量的就業成果を保育士養成施設助成の評価 指標へ取り入れ(2015年)、保育補助者の雇上支援や保育所等におけるICT化 | 潜在保育士の掘起しのための効果的対策の実施 (仕事を離れた人が再び仕事に就く場合の再就職準備金の活用等) 新卒保育士の就職率の向上に向けた取組 保育士の雇用環境改善に向けた保育事業者の取組支援 (保育補助者の雇上支援や保育所等におけるICTの活用等) 等 (本計本のをとしての活用等) 等 (本計本のをとしての活用等) (本計本の表別をとしての活用等) (本計本の表別をとしているには、またの表別をとしている。 (本計本の表別をとしているには、またの表別をとしているには、またの表別をとしているには、またの表別をとしているには、またの表別をとしているには、またの表別をとしているには、またの表別をとしているには、またの表別をとしているには、またの表別をとしているには、またの表別をとしているには、またの表別をといるといるには、またの表別をといるには、またの表別をといるには、またの表別をといるには、またの表別をといるには、またの表別をといるには、またの表別をといるには、またの表別をといるには、またの表別をといるには、またの表別をといるといるには、またのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのまたのま | | | | | | | | |
| 3 | の推進を実施(2016年)) • 保育士試験の年2回実施(2015年、2016年)等 | 保育所における第三者評価の受審促進 実施状況を踏まえ更に受審促進 段階的な受審率の引上げに向けた取組 | | | | | | | | |
| | 都市公園内における保育所等の設置を可能とする特例措置、 地域限定保育士制度の創設を可能とする特例措置を盛り込んだ。 改正国家戦略特別区域法が成立(2015年7月) 和三公司の表現を表現している。 和三公司の表現により、日本の表現によります。 「本の表現により、日本の表現によりまり、日本の表現により、日本の表現により、日本の表現により、日本の表現により、日本の表現により、日本の表現ではまり、日本の表現ではまりまり、日本の表現ではまりまり、日本の表現ではまりまりまりまり。 | 都市公園内における保育所等の占用について適切に運用 | | | | | | | | |
| | 都市公園内における保育所等の設置について国家戦略特区において事業認定を実施(2015年11月、2016年2月、4月、9月、12月、2017年2月) 地域限定保育士制度について国家戦略特区において事業認定(2015年9月)及び試験実施(2015年10月、2016年10月) 都市公園内における保育所が東京圏、仙台市、福岡市で開園(2017年4月) 国家戦略特区における保育所等の占用特例を一般措置化する改正 | 地域限定保育士制度の実施(国家戦略特区の活用) | > | | | | | | | |
| | 都市公園法が成立(2017年4月) 通常国会に小規模保育事業の対象年齢の拡大、地域限定保育士 試験の実施主体の拡大を盛り込んだ改正国家戦略特別区域法を提 出(2017年3月) | 小規模保育事業の実施(国家戦略特区の活用) | 放課後児童クラ ブについて、2019 年度末までに約 | | | | | | | |
| | 「放課後子ども総合プラン」の策定(2014年7月) 所要の制度的措置の実施(次世代法に基づく「行動計画策定指針」の策定(2014年11月)等) | 「放課後子ども総合プラン」の着実な実施 | 30万人分を新た に整備する | | | | | | | |
| | | 0.2 | | | | | | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」®

| | 2013年度~2016年度 | | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | | | |
|---------------|--|---|---|--|--------|-------------|---------------------------------------|--|--|--|
| | | | 概算要求 秋 年末 通常 | (国会 | | | | | | |
| | <中高年・高齢者の活躍推進> | | 税制改正要望等 | | | | | | | |
| | ○下向子 同節日 ♥ン/口座日/にたノ | | | | | | | | | |
| 高齢者・障 | 職域拡大や雇用環境の整備を行う事業主を対象とした 用安定助成金の助成上限額を引き上げるなど拡充 (平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算 さらに、65歳以上への定年引上げ等を行った事業主を とした65歳超雇用推進助成金を創設。平成29年度より 成金に高年齢者雇用安定助成金を統合(平成28年度・ 平成29年度予算)。 ハローワークの高年齢者の相談窓口における再就職 (平成26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算 予算)。 高年齢退職予定者キャリア人材バンク事業の実施(平 平成29年度予算)。 | I)。 対象 同助 予算、 支援等の実施 I、平成29年度 | 高年齢者の継続雇用に取り組む企業 65歳以降の継続雇用延長や65歳まで援を充実 高年齢者の再就職支援の充実 | • 2020年:60歳~ 64歳の就業率: 67% (2012年:58%) | | | | | | |
| 高齢者・障害者等の活躍推進 | 2015年6月に「生涯現役社会の実現に向けた雇用・就に関する検討会」報告書を取りまとめ 65歳以上の者への雇用保険の適用拡大やシルバーノ業務拡大等を盛り込んだ「雇用保険法等の一部を改立2016年3月成立 地域のニーズを踏まえた高年齢者の多様な雇用・就業を行う事業を推進(平成28年度予算、平成29年度予算 | ・改正雇用保険法等の着実な施行・地域で多様な雇用・就業機会を確保する仕組みを全国展開 | | | | | | | | |
| | | | 年齢に関わりない多様な選考・採用機会の拡大に向けて、転職者の受入れ促進のための指針を策定 | 経済界へ | の要請 | 施行状況に応じて見直し | • 2020年: 障害者の 実雇用率:2.0% | | | |
| | <障害者等の活躍推進> | | 全国マッチングネットワークを活用した公 年齢に関わりなく職務に基づく公正な評 | | | | (2012年6月1日 現在:1.69%) ※2018年4月から | | | |
| | 障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじ 参加支援の充実(平成26年度予算、平成27年度予 年度予算、平成29年度予算) | の 引き続き、障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加支 援の実施 | | | | | | | | |
| | | | _ 0/ _ | | | | | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」 「別

| | 2013年度~2016年度 | | | | 017年 | 变 | | | | 2018 | 3年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|---------|--|-------------------------------------|--|---------------------|------|-----|--------------|-----|------|------|-----|--|---------|---------------------------------|
| | | | | 概算要税制改正等 | | 秋 | — 年 | 末 | 通常 | 国会 | | | | |
| | <高度外国人材の受入促進> | | | 1/1/11/19 (0.5.11.) | 女王寸 | T | | | | | | | | |
| | ポイント制の活用の促進に向けて、2013年12月に和等の認定要件等の見直しを行うため法務省告 高度外国人材に特化した在留期間無期限の新し創設を含む入管法一部改正法が2014年の通常は一港在的にポイント制対象者が多い業界においても・在留資格審査手続の対応事例等の周知(2016年・世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカー・「我が国への貢献があると認められる者への永住イン」の改定 | 労環: 在外: | pen for Professionals」のスローガンの下、改善されつつある外国人の生活環境、就 環境、極めてオープンとなってきている高度外国人材に係る入管制度等について、 外公館・JETRO等と連携しながら積極的な対外発信 高度外国人材の受入れ加速化 | | | | | | | | | 2020年末までに 10,000人の高度 外国人材の認定 を目指す。さらに 2022年末までに 20,000人の高度 外国人材の認定 外国人材の認定 のののである。 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 のののでは、 ののでは、 | | |
| 外 | └──────────────────────────────────── | | | | | | | | | | | | | <u> 外国人材の認定</u> <u>を目指す。</u> |
| 国人材の活用① | 3 | ドラインを 進 実 5年5月) 定]) | プログラムを選を選ア事の調整 | | | | | | | | | | | |
| | <it分野における外国人材の活躍促進></it分野における外国人材の活躍促進> | | | | | | | | | | | | | |
| | コンピューター協会を母体として、アジア等IT人材定 着支援協議会を設立(2015年11月) 第4回日印共同作業部会(JWG)を開催(2016年11月) 在留資格「技術」と「人文知識・国際業務」の統合(2015年4月) IT分野の人材に関する在留資格要件の明確化・周知(2015年12月) | | | | IT分§ | 野にお | さける : | 外国。 | 人材の活 | 躍促進 | | | | |
| l | <観光分野における外国人材の活躍促進 | > | | | | | | | | | | | | |
| | ホテル・旅館等における専門的な知識を要するフロント業務等に関して在留資格が認められる場合の明確化、周知(2015年12月) | ★> | | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」20

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ KPI | | | | | | | | | |
|----------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | <観光分野における外国人材の活躍促進> | 概算要求 | | | | | | | | | |
| | 外国人スキーインストラクターの在留資格に係る実務経験年数要件を見直し、法務省令及び告示を改正(2016年7月) | 外国人スキーインストラクターの受入れ促進 | | | | | | | | | |
| | 通訳案内士として活動している外国人から、活動状況や外国人材の活用方策等についてヒアリングを実施し、具体的な取組を開始 | 通訳案内士業務における留学生等外国人材の活躍推進 | | | | | | | | | |
| | <経済連携協定に基づく介護福祉士候補者 | か活躍促進等> | | | | | | | | | |
| 外国人材の活用② | 経済連携協定に基づく介護福祉士候補者及び介護福祉 入れ対象施設の拡大等について、厚生労働省・外国人グ 受入れの在り方に関する検討会において検討を行い、2 月に取りまとめた報告書を踏まえて、2016年4月に受入 施設の拡大を実施 経済連携協定に基づく介護福祉士の就労範囲に訪問系 を追加するに当たっての必要な対応について、厚生労働 人介護人材受入れの在り方に関する検討会において検 2016年10月に取りまとめた報告書を踏まえて、2017年4 EPA介護福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加 | 士の受 計護人材 116年3 れ対象 サービス 省・外国 討を行い、 | | | | | | | | | |
| | <外国人技能実習制度の見直し> | | | | | | | | | | |
| | 外国人の技能実習の適正な実施及び 技能実習生の保護に関する法律が 2016年臨時国会で成立 | 施行準備 施行(2017年11月1日~) | | | | | | | | | |
| | 対象職種の拡大(随時) | | | | | | | | | | |
| | 介護の対象職種追加について、厚生労働省・外 護人材受入れの在り方に関する検討会において を行い、2015年2月に中間報告書を取りまとめ | 質の担保など、介護サービスの特性に基づく要請に対応できるよう具体 的な制度設計を進め、技能実習制度の見直しの詳細が確定した段階で、 介護サービスの特性に基づく要請に対応できることを確認の上、新たな 技能実習制度の施行と同時に対象職種への追加を行う | | | | | | | | | |
| | <グローバル展開する本邦企業における外国人従業員の受入れ促進> | | | | | | | | | | |
| | 製造業における海外子会社等従業員の国内受入いて、経済産業大臣の認定を前提とした制度であ業外国従業員受入事業」の開始取組拡大に向けて、対象分野等についてニーズ訓 | る「製造」を対象を対象して、小売分野への制度拡大 | | | | | | | | | |
| | 検討を実施 | 可で称で、4次和加入に刊けて、対象の野寺について一一人調査の工、快割を美地 | | | | | | | | | |

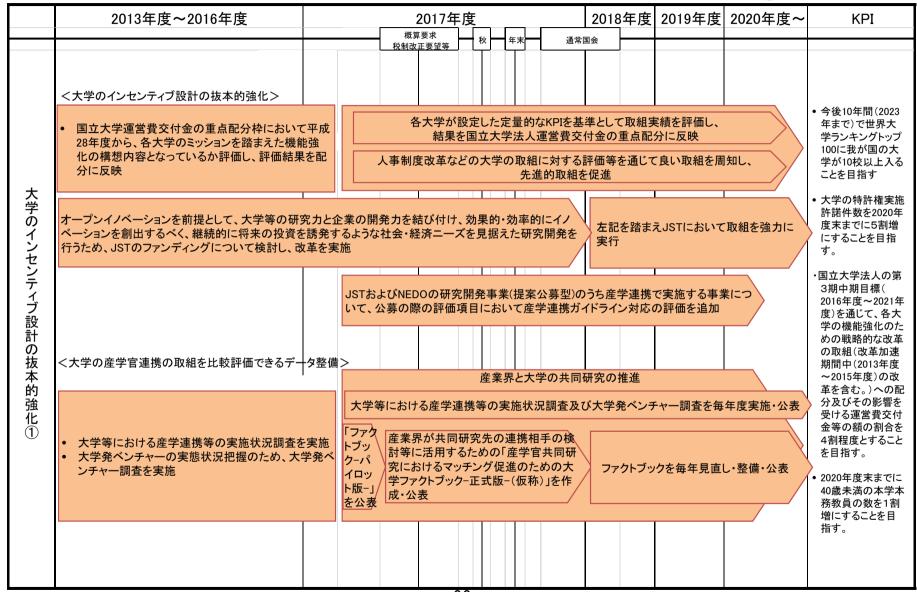
中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」②

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | | | |
|---------|--|---|------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | <外国人家事支援人材の活用> | ## 「 | | | | | | | | | | |
| 外国人材の活用 | ・外国人家事支援人材の入国・在留を可能とする特例措置を盛り込んだ改正国家戦略特別区域法が成立(2015年7月) ・東京圏及び関西圏の国家戦略特区において家事支援外国人受入事業を認定 | 外国人家事支援人材の活用 | | | | | | | | | | |
| | <介護分野の国家資格を取得した外国人留 | 学生の活躍支援等> | | | | | | | | | | |
| | 介護福祉士の国家資格を有する者の国内 における就労を認めるための新たな在留資 格の創設を盛り込んだ入管法一部改正法が 2016年臨時国会で成立 | 施行準備 施行(2017年9月1日~) | | | | | | | | | | |
| | | 留管理基盤強化と在留資格手続の円滑化・迅速化> | | | | | | | | | | |
| 用 ③ | | 連識別番号の活用の在り方など外国人の就労状況を正確かつ迅速に把握するための方策の検討、在留管 整の強化在留資格手続のオンライン化に向けた所要の準備オンライン化を含めた在留資格手続 の円滑化・迅速化 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | <外国人受入れのための生活環境整備> | | | | | | | | | | | |
| | 外国人受入れのための生活環境整備について、担当する省庁が速やかかつ着実に実施 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | 外国人患者受入れ体制が整備された医療機 40か所程度へ拡充 医療機関、銀行、電気・ガス等の外国語対応 能な拠点等について、2016年中にJETROホー ページにおいて一元的に掲載 |
| | | | 日常生活の場面での外国語対応拡充及び情報発信 | | | | | | | | | |

中短期工程表「人材の育成・活用力の強化」②

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | |
|-------|---|---|-----|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 秋 年末 通常国会 | | | | | | | |
| | <外国人受入れのための就労環境整備> | | | | | | | | |
| | 「ダイバーシティ2.0行動ガイドライン」とりまとめ(平成 29年3 月ダイバーシティ2.0検討会) | 企業の表彰等を通じ、外国人の活用に積極的な企業の結集を目指し、普及啓発活動を実施 | | | | | | | |
| | 外国人材にとっても魅力ある就労環境等を整備してい くことを記載した働き方改革実行計画(平成29年3月28 日働き方改革実現会議決定)を取りまとめ | 企業における職務等の明確化と公正な評価・処遇の推進や、英語でも活躍できる環境の整備など、外国人を更に積極的に受け入れるための就労環境の整備 | | | | | | | |
| 外 | <建設及び造船分野における外国人材の活用> | | | | | | | | |
| 外国人材の | 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会関連施設整備等による建設需要の増大に対応するため、外国人材の活用促進につき緊急かつ時限的措置(2020年度で終了)。造船分野も同様の措置をとる。 | 関連工事が引き続き行われることが見込まれる2018年度以降に入国して外国人建設就労者となる者が減少するおそれがあり、大会の成功に万全を期すとの制度の趣旨に鑑み、施工体制の更なる充実のため運用を見直す。造船分野においても同様に運用を見直す。 | | | | | | | |
| 材の活用④ | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」(1)



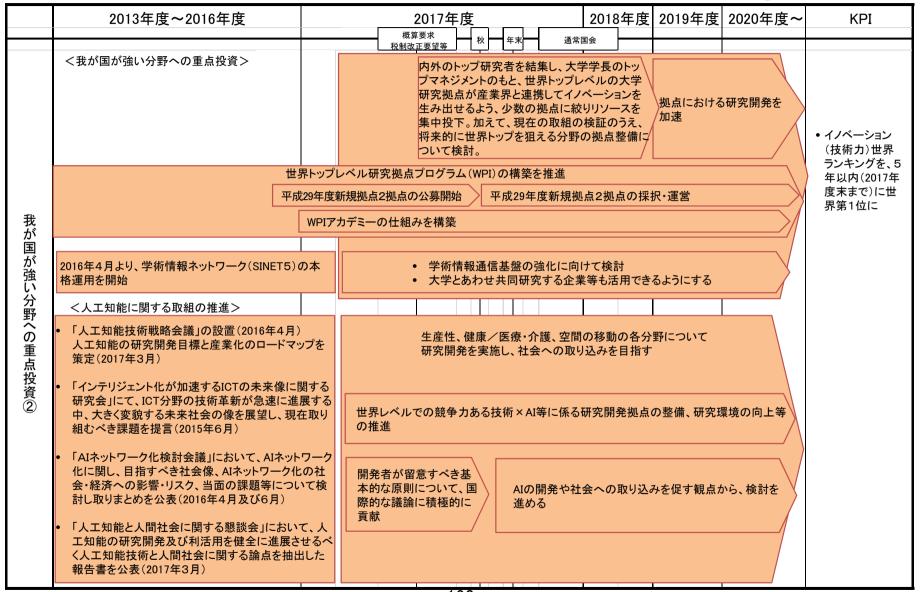
中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」②

2018年度 2019年度 2020年度~ 2013年度~2016年度 2017年度 KPI 概算要求 秋 通常国会 税制改正要望等 <大学改革> 今後10年間(2023 産業界の代表との実務レベ 年まで)で世界大 ルでの情報共有等を目的と 2015年3月、理工系人材育成戦略を策定 学ランキングトップ した大学関係者による大学 2015年5月、理工系人材育成戦略を踏まえた理工系 100に我が国の大 協議体を2017年度早々に 学が10校以上入る 人材育成に関する産学官円卓会議を設置 ことを目指す 2016年8月、「理工系人材育成に関する産学官行動 大学協議体と産業界が実務レベルで教育機関側と産業界側それぞれに対する要望・産 計画は多策定 学連携の在り方について意見交換、寄附講座等の産学が連携した教育活動の実施 等 大学の特許権実施 2016年12月、理工系人材育成に関する産学官円卓 産業界は、大学協議体との意見交換に参加するための体制の整備や具体的な産学協働 許諾件数を2020年 会議の下に人材需給ワーキンググループを設置し、 度末までに5割増 による教育プログラムとその協力方策を提示 円卓会議への報告を取りまとめ にすることを目指 →これらの取組を並行して実施し、産学協働による教育プログラムの構築・実施等を推進 大学の 行動計画の実施・フォローアップ 大学のガバナンス改革に関する学校教育法及び国立 国内セクター間の 大学法人法の改正法に基づき、2015年に総点検・見直 各大学への周知・徹底、円滑な施行に向けた取組等 インセンテ 研究者移動者数を しの結果調査を実施 2020年度末までに • 2014年4月、国立大学法人等から大学発ベン 2割増にすることを チャー支援ファンド等への出資を可能とする産業競 目指す。 争力強化法施行 イブ 出資事業に取り組む大学の出資認定・認可等 国立大学法人の第 大阪大学、東北大学、京都大学、東京大学につい 3期中期目標(設 て、ベンチャーキャピタル及びファンド設立のための 2016年度~2021年 事業計画を認定、1号ファンドへの出資認可 計 度)を通じて、各大 年俸制適用者数約12.400人(2016年5月現在) **ഗ** 学の機能強化のた 計画に基づき、年俸制、学外機関との混合給与、クロスアポイントメントを促進 抜 • 「国立大学経営力戦略」に基づき、法人ごとに中期計 めの戦略的な改革 年俸制の導入状況の調査 本 画に人事給与システム改革等に関する計画を記載 の取組(改革加速 的 期間中(2013年度 2013年11月、「国立大学改革プラン」策定。2014年1月、 国立大学法人における第3期中期目標期間の改革推進 強化 国立大学法人評価委員会の体制強化、同年4月から ~2015年度)の改 革を含む。)への配 運営費交付金の戦略的・重点的配分を実施(平成26年 「3つの重点支援の枠組み」による重点配分(KPI等を用いた進捗状況の評価) 度は18大学、平成27年度は30大学に重点配分)。 2015年6月、「国立大学経営力戦略」策定。同年12 分及びその影響を 受ける運営費交付 学長裁量経費も活用した教育研究組織や、学内資源配分等 月、同戦略等を踏まえ、第3期中期目標期間の運営 金等の額の割合を 費交付金の重点配分に係る評価手法等を決定(「3 の見直しを促進 4割程度とすること つの重点支援の枠組み」)。 を目指す。 平成29年度予算において、機能強化促進係数、学 指定国立大学法人制度の適切な運用 長裁量経費の係数及び額を決定し、上記評価手法 2020年度末までに 財務運営の自由度拡大方策の適切な運用 による重点配分を実施。 40歳未満の本学本 平成28年度税制改正において、国立大学法人等へ 国立大学法人等への一定の個人寄附に係る税額控除制度の運用 務教員の数を1割 の一定の個人寄附に係る税額控除制度を導入(所 増にすることを目 卓越大学院プログラム(仮称)の実現に向けた各大 得控除制度と選択可) 卓越大学院プログラム(仮称)の本格実施 2016年5月、指定国立大学法人制度、財務運営の 指す。 学の構想の具体化を加速、審査基準等の具体化 自由度拡大方策を盛り込んだ「国立大学法人法の 卓越研究員制度の運用 一部を改正する法律」が成立。

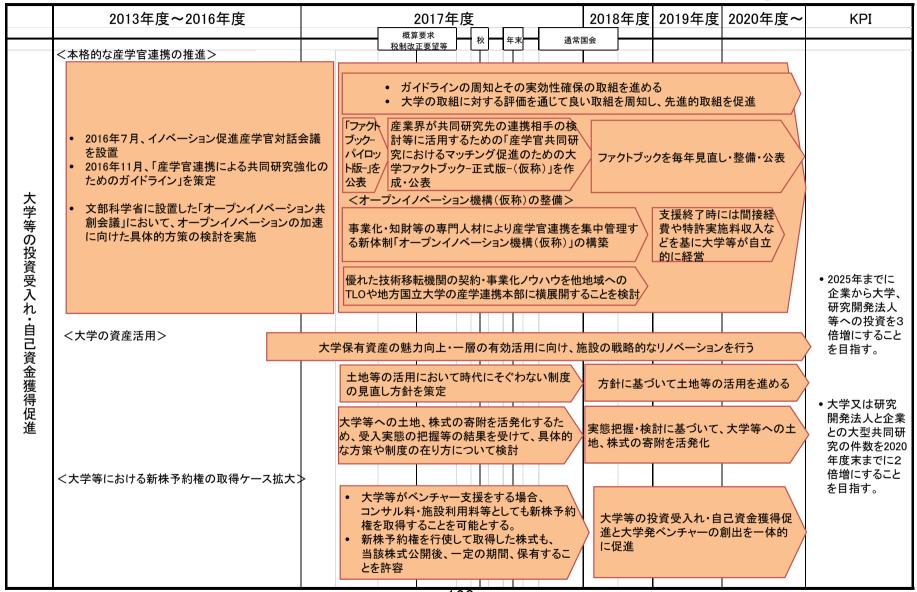
中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」③

| | 2013年度~2016年度 | | | | | | | | | 3年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|-----------------|--|----------------------------|---|--------------|---|-----|---------------------------------|--|---|--|---|---|--|
| | | | | 算要求 改正要望等 | 利 | k — | 年末 | 通常 | 国会 | | | | |
| 我が国が強い分野への重点投資① | 問会議と総合科学技術・イノベーション会議 の下に「経済社会・科学技術イノベーション 活性化委員会」を設置 | ナ、以下の「 ・ 予算編成 ・ 研究開発 | 学技術イノベーション官民投資拡大イニシアティブ」を踏まえ、研究開発の官民投資拡大に向以下の「3つのアクション」を強力に実行 予算編成プロセス改革アクション 研究開発投資拡大に向けた制度改革アクション Eビデンスに基づく効果的な官民研究開発投資拡大アクション | | | | | | | | | | |
| | 総合科学技術・イノベーション会議において、政府研究開 発投資目標対GDP比1%達成に向けた具体的な道筋を 定めた「Society 5.0の推進と政府研究開発投資目標の 達成に向けて」を決定(平成29年4月) | | | | | | | | | | | 企業から大学、 国立研究開発 法人等への投 資を3倍増にす ることを目指す | |
| | 総合科学技術・イノベーション会議において、2015に創設する方針の科学技術イノベーション官民投大推進費(仮称)」(推進費)に係る研究開発投資ゲット領域を決定 | 資拡 した | 高い民間研究開発投資誘発効果が見込まれるターゲット領域に対して各省施策を誘導するとともに、産業界から評価の高いSIP型マネジメントを各省に展開、官民の研究開発投資を拡充 | | | | | | | | | | イノベーション (技術力)世界 ランキングを、5 年以内(2017年度末まで)に世界第1位に |
| | | | | | | | ト 先 特 シ に 我 を | ップ人材や 端の戦略 定国立がませ 産学官が が国が 戦略的に | 企業と研究られている。 でのでは、 でのでは、 できる | の共同を法分のの共同を大きののようののようのでは、おいまでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ | 開発法人につ研究施設を備ることを目をいて、東京において、非京証拠点の所はのの国際研究が は、まないではないでは、 は、ままでは、ままがいまでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は | えた、世界最 所的なイノベー 競争領域を中心 が成を推進 ボッグデータ等 | |

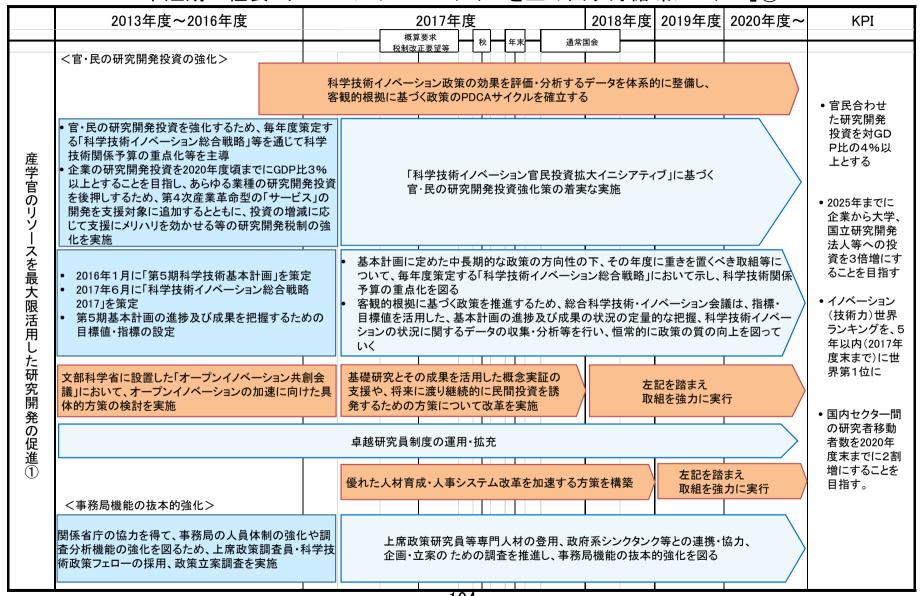
中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」④



中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑤



中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑥



中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑦

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|-------------|---|--|--|
| | 2010年及「2010年及 | 概算要求 和 在本 通常国会 | IXI I |
| | <「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)」の | □ 税制改正要望等 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | |
| | 平成26年度予算で「戦略的イノベーション創造プロラム(SIP)」を創設し、10課題を決定。平成27年度は課題追加。 SIPガバニングボードを開催し、各課題のプログラディレクターの選定、研究開発計画の策定等を実 | 各課題の研究開発計画に基づき、本格的に研究開発を実施 総合科学技術・イノベーション会議による管理運営・評価の実施 | |
| 産 | <「革新的研究開発推進プログラム」(ImPACT)の | 推進> | |
| 産学官のリソースを | 平成25年度補正予算として550億円を計上し、「革的研究開発推進プログラム」(ImPACT)を創設するともに、改正科学技術振興機構法に基づき同法人基金を設立。 平成26年度にプログラム・マネージャーを12名任命平成27年度に更に4名任命。 | 5と ・ 各研究開発プログラムの全体計画に基づき、研究開発を実施 ・ 総合科学技術・イノベーション会議による管理運営・評価の実施 | イノベーション (技術力)世界 ランキングを、5 年以内(2017年 度末まで)に世 界第1位に |
| 最 | <競争的研究費改革> | | 3535 I IZIC |
| スを最大限活用した研究 | 2015年3月、競争的資金制度における消耗品や備購入、設備・施設の共用等の運用改善に関するルを統一化 2017年2月までに、競争的資金制度以外の公募型資金における間接経費の措置等について、新規採より、大学等に対し間接経費30%措置を概ね導入 | ール ・ 競争的資金制度以外の公募型研究資金について、間接経費30%措置の対象制度の拡大 を順次実施 ・ 直接経費からの人件費支出の柔軟化、デュアルサポートシステムの再構築を図るための | 2025年までに 企業から大学、 国立研究開発 法人等への投 資を3倍増にす ることを目指す |
| 究開発の促進② | | 官民協同した研究課題コンペティションや アワード型制度など、民間の研究開発投資 を呼びこむ新しい研究支援手法を検討 見直しを進める | • 官民合わせ た研究開発 投資を対GD P比の4%以 上とする |
| | 2017年1月、科学研究費助成事業(科研費)の抜 的な改革についての具体的な実施方針・工程表 改定 2016年12月、若手研究者の挑戦を促す「科研費: 手支援プラン」を策定 | を 率の向上、国際共同研究や分野融合の促進等を図る | |
| | | 105 | |

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑧

| 発法人と企業と 会 最 大 の ・ NEDOの第3期中期目標等を変更し、新規採択額に占 の の ト の の の の の の の の の の の の の の の の | | 一 中 应 粉 工 性 衣 「 1 / | ・・ フョン・・・ファヤーを土の山ヶ灯旭塚フステム」 | |
|--|--------|---|---|---|
| ・ | | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| で 2015年までに で 2015年まで | | | | |
| 開発法人制度創設 国立研究開発法人制度創設 国立研究開発法人制度の有実な推進 - 2025年までに 企業から大学、 | | | 位削以止安主寺 | |
| 「・「独立行政法人改革等に関する基本的な改善事項への対応を決定 ・「記別議決定において、具体的な改善事項への対応を決定 ・上記別議決定に基づき、報酬・給与、課達、自己収入の股資を3 かの投入等について、経統的にフォローアップ かの投入等について、経統的にフォローアップ かの投入等について、経統的にフォローアップ かの投入等について、経統的にフォローアップ かの投入等について、経統的にフォローアップ かの投入等について、経統的にフォローアップ かの投入が高いて、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は | | | 研究 国立研究開発法人制度の着実な推進 | - 2025年士云!- |
| 2016年5月、「特定国立研究開発法人」制度の創設を盛り込んだ「特定国立研究開発法人」に表研究開発等の促進 に関する特別措置法」が成立、同年10月から施行 <国立研究開発法人の機能強化と「クロスアボーントメント」制度の積極的な導入> ・NEDOの第3期中期目標等を変更し、新規採択額にしかる割合として、ベンチャー、中小・中堅企業への支援 割合を20%以上とする目標等を設定 ・理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、物質・材料研究機構等について、中長期目標・中長期計画にクロスアポイントメントや民間との共同研究を一層推進等するための取組を記載 ・科学技術振興機構の中長期目標・中長期計画を変更し、「権渡し機能の強化等につながる取組を明記 ・2014年12月、クロスアポイントメント実施に当たっての医療保険、年金等に関する各種法制度との関係等を確認し、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」として公表 ・型化学研究所、で37名(2016年10月現在) ・型化学研究所ではかて16名、産業技術総合研究所 報と2017年2月現在)、物質・材料研究機構において、267名にクロスアポイントメント制度を通用(2017年2月現在)、物質・材料研究機構において、37字や研究開発法人等において、クロスアポイントメント制度を積極的に導入・活用 ・大学や研究開発法人等において、クロスアポイントメント制度を積極的に導入・活用 | 産学官の | 年12月閣議決定)において、具体的な改善事項 対応を決定 ・上記閣議決定に基づき、報酬・給与、調達、自己 | への 改善策に係る適切な運用の確保 改善が必要な事項について、継続的にフォローアップ | 企業から大学、 研究開発法人 等への投資を3 倍増にすること |
| した 研究機構等について、中長期目標・中長期計画にクロスアポイントメントや民間との共同研究を一層推進等するための取組を記載 科学技術振興機構の中長期目標・中長期計画を変更し、「橋渡し」機能の強化等につながる取組を明記 セの機能強化を図る ・ 2014年12月、クロスアポイントメント実施に当たっての医療保険、年金等に関する各種法制度との関係等を確認し、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」として公表 ・ 国立大学法人等において、267名にクロスアポイントメント制度を適用(2016年10月現在) ・ 理化学研究所において15名、産業技術総合研究所において15名、産業技術総合研究所において44名(2017年2月現在)、物質・材料研究機構において87名(2016年3月末現在)にクロスアポイントメント制度を適用 | リソー | 込んだ「特定国立研究開発法人による研究開発等の | | 大学又は研究開発法人と企業と |
| した 研究機構等について、中長期目標・中長期計画にクロスアポイントメントや民間との共同研究を一層推進等するための取組を記載 科学技術振興機構の中長期目標・中長期計画を変更し、「橋渡し」機能の強化等につながる取組を明記 セの機能強化を図る ・ 2014年12月、クロスアポイントメント実施に当たっての医療保険、年金等に関する各種法制度との関係等を確認し、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」として公表 ・ 国立大学法人等において、267名にクロスアポイントメント制度を適用(2016年10月現在) ・ 理化学研究所において15名、産業技術総合研究所において15名、産業技術総合研究所において44名(2017年2月現在)、物質・材料研究機構において87名(2016年3月末現在)にクロスアポイントメント制度を適用 | を最 | <国立研究開発法人の機能強化と「クロスアポイ | ントメント」制度の積極的な導入> | の大型共同研究 |
| した 研究機構等について、中長期目標・中長期計画にクロスアポイントメントや民間との共同研究を一層推進等するための取組を記載 科学技術振興機構の中長期目標・中長期計画を変更し、「橋渡し」機能の強化等につながる取組を明記 セの機能強化を図る ・ 2014年12月、クロスアポイントメント実施に当たっての医療保険、年金等に関する各種法制度との関係等を確認し、「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」として公表 ・ 国立大学法人等において、267名にクロスアポイントメント制度を適用(2016年10月現在) ・ 理化学研究所において15名、産業技術総合研究所において15名、産業技術総合研究所において44名(2017年2月現在)、物質・材料研究機構において87名(2016年3月末現在)にクロスアポイントメント制度を適用 | 大限活 | める割合として、ベンチャー、中小・中堅企業へ | | 増にすることを目 |
| ##2 日息点 20 で 公表 • 国立大学法人等において、267名にクロスアポイント メント制度を適用(2016年10月現在) • 理化学研究所において15名、産業技術総合研究所 において44名(2017年2月現在)、物質・材料研究 機構において87名(2016年3月末現在)にクロスアポイントメント制度を適用 | した研究開発 | 研究機構等について、中長期目標・中長期計画 スアポイントメントや民間との共同研究を一層推 するための取組を記載 • 科学技術振興機構の中長期目標・中長期計画 | にクロ 進等 理化学研究所、宇宙航空研究開発機構、物質・材料研究機構等について、引き続き その機能強化を図る E変更 | 10 7 0 |
| | | の医療保険、年金等に関する各種法制度との 等を確認し、「クロスアポイントメント制度の基本 組と留意点」として公表 ・ 国立大学法人等において、267名にクロスアポ メント制度を適用(2016年10月現在) ・ 理化学研究所において15名、産業技術総合研 において44名(2017年2月現在)、物質・材料 機構において87名(2016年3月末現在)にクロ | 関係 木的枠 イント 大学や研究開発法人等において、 クロスアポイントメント制度を積極的に導入・活用 究所 研究 | |
| | | | | |

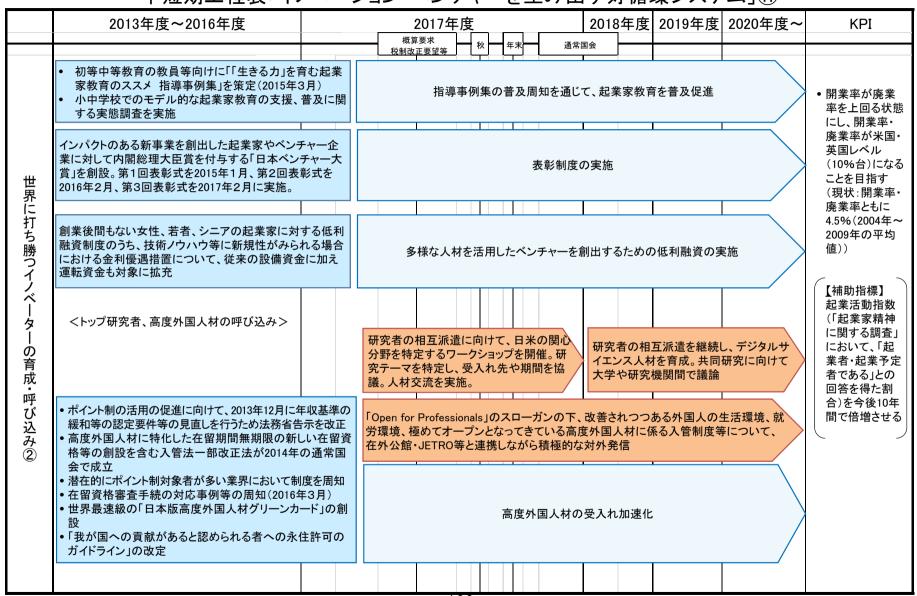
中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」 ⑨

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | |
|------------|---|--|---------------------------------|--|--|--|--|
| | | 概算要求 大 大 大 大 大 大 大 大 大 | | | | | |
| | <オープンイノベーション推進> | | | | | | |
| | 革新的シーズを有する大学等と、研究機関を | にしたオープンイノベーションアリーナの形成を通じたイノベーション・サイクル・システムの構築 | | | | | |
| | 文部科学省に設置した「オープンイノベーション共議」において、オープンイノベーションの加速に向し体的方策の検討を実施 | | • 2025年までに 企業から大学、 研究開発法人 | | | | |
| 産学官のリソー | 産官の技術シーズとニーズのマッチング事業の取ける現状と今後について課題を抽出 | 技術シーズと ニーズのマッチン グに関する協議 会の設立、シンポッシームの開催 | 等への投資を3 倍増にすること を目指す。 | | | | |
| ースを最大限活用 | 産学官が共用可能な研究施設・設備間のネットワ・ 築や研究組織内での研究設備・機器の共用化にご 議論 | | ・大学又は研究開発法人と企業との大型共同研究の件数を2020年 | | | | |
| | 物質・材料開発等の研究開発を加速するためのデ の戦略的な共有・利活用について検討 | を学官が利用できる物質・材料開発等の研究開発に資する データベース及び解析ツール等の構築・利活用に向けて、 データ収集や解析手法の開発等を進める | 度末までに2倍 増にすることを目 指す。 | | | | |
| た 研 | | を対象とした幅広い支援の拡充、支援プラットフォームの構築 システム(RESAS)の利用促進、必要なデータの追加検討 | | | | | |
| 究 開 | <研究開発推進体制の強化> | | | | | | |
| 発の | NEDOにおい | プロジェクト・マネジメント人材を育成・確保し、活躍の場を提供 | | | | | |
| した研究開発の促進④ | | 5国内外の科学・産業技術動向の調査・分析 「優位性」を活かした戦略・ロードマップの策定 | | | | | |
| | 国立研究開発法人が主体となり、国家プロ | ジェクトの成果を確実に社会への取り込みにつなげる(サンプル提供、技術の国際標準化等) | | | | | |
| | <地域における産学官連携の促進> | | | | | | |
| | マッチングプランナーによる企業の技術ニーズと大学等のシーズのマッチングの促進 | | | | | | |
| | 異分野連携研究開発拠点の採択拠点3件を 決定 | 異分野連携研究開発拠点を2か所以上形成 | } | | | | |

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」⑩

2018年度 2019年度 2020年度~ 2013年度~2016年度 2017年度 KPI 概算要求 → 秋 → 年末 诵常国会 税制改正要望等 <ベンチャーや新事業創出の担い手育成> くシリコンバレーと日本の架け橋プロジェクト> 中小企業・中堅企業・ベンチャー企業を米国等のイノベーション先端地域に派遣し、 開業率が廃業 中小・中堅・ベンチャー企業をシリコンバレー等に派 イノベーション拠点の訪問、現地企業との交流等を実施 率を上回る状態 遣(企業の架け橋) 起業家、大企業内の新事業に挑戦する人材、ベンチャー支援人材をシリコンバレーに にし、 開業率・ • 大企業内の新規事業担当者や起業家等をシリコン 派遣し、ベンチャービジネスのスキル向上や提携先発掘等を後押し 廃業率が米国・ バレーに派遣(ヒトの架け橋) 英国レベル 東京とシリコンバレー双方でビジネスマッチングイベ 日米の大企業・投資家、ベンチャー企業等のマッチングイベントやシンポジウムの開催 (10%台)になる ントやシンポジウムを開催(機会の架け橋) (東京、シリコンバレー)を通じた、事業提携、共同研究、投資、M&A等の促進 ことを目指す 世 <起業人材海外武者修行支援体制の整備> 界に打 (現状:開業率・ 民間団体と我が国の起業家育成の中核大学(次世代アントレプレナー育成プログラムを実) 文部科学省に設置した「オープンイノベーション共創会 廃業率ともに 施する大学)との協力により、起業を志す学生・若手研究者に対して、海外大学等での武 議」において、オープンイノベーションの加速に向けた具 4.5%(2004年~ 者修行から、その後の起業挑戦まで一貫して支援 体的方策の検討を実施 ち勝つ 2009年の平均 <アジアにおけるベンチャー活力の取り込み> 値)) タイにおいて大使館主催のピッチイベントを開催。また、 ビジネスイベントや共同実証、各国関係機関との連携強化等により、日本人のアジアで アジアのベンチャーを日本に招聘、日本企業との協力 の起業やアジアベンチャーへの日本企業による投資・事業提携等を促進 覚書を締結 【補助指標】 ベ 起業活動指数 <未踏IT人材発掘·育成事業> (「起業家精神 ITを駆使してイノベーションを創出することができる、 タ 未踏事業によるITイノベータの発掘・育成の推進 に関する調査」 突出した若い人材を発掘・育成 • 未踏修了者等のITイノベータの能力を活かした事業化の促進 において、「起 未踏事業修了者に対する事業化支援の実施。 **ഗ** 業者:起業予定 育 者である」との 成 <「異能vation」プログラム> 回答を得た割 戦略的情報通信研究開発推進事業(SCOPE)に、独創 独創的なICT技術課題の発掘により、破 呯 独創的なICT技術課題を発掘 合)を今後10年 的な人向け特別枠として「異能vation」プログラムを設置。 壊的イノベーションの創出を促進 7, 2014年度から独創的な技術課題への挑戦を支援。 間で倍増させる 込み (1) <大学発新産業創出プログラム> 海外の投資家とのネットワーク構築等の関連施策と連携することで、我が国の研究開発 大学の革新的技術の研究開発支援及び民間の事業化 型ベンチャーの創出とグローバル展開を加速 ノウハウをもった人材による事業育成を一体的に実施 • 「グローバルアントレプレナー育成促進事業」により先 進的な起業家育成を行う大学を支援。2017年度から は「次世代アントレプレナー育成プログラム」を実施。 大学・大学院の起業家教育講座の教員ネットワークの強化及び国際化 起業家教育を受講している大学・大学院生を対象とす るビジネスプランコンテストの実施(起業家教育に係る 教員も参加)。

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」①



中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」①

| | 2013年度~2016年度 | | 2017年度 | | | | 2018 | 年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|--------|---|-------------|-------------------------|-------|------|-------|------|------------------|------------------|------------------------------------|---|
| | | #M.E | 概算要求制改正要望等 | 秋 — | 年末 | 通常 | 国会 | | | | |
| | <ベンチャー・チャレンジ2020の実現> | 祝 | 制改正安呈寺 | | | | | | | | |
| | ベンチャー関連施策を有機的に統合・連携し、2年までのロードマップとなる「ベンチャー・チャレ 2020」を策定(平成28年4月) | | ベンチャー 国のベン | | | | | | るとともに、 !施 | | 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・ |
| | 政府全体のベンチャー支援に係る政府関係機 ソーシアム、アドバイザリーボードを設置(平成 月、11月) | | 遣プログラムを多)提携関係を構 | | ながら | 、複数の | 国際ビ | ジネス ⁻ | マッチング | 2020年 グローバル ベンチャーサ ミットの開催 | 廃業率が米国・ 英国レベル (10%台)になる ことを目指す |
| ベンチャ | <ベンチャー投資促進> | 検討する | こよるベンチャー | -のM&A | などイ | ノベーショ | ョンを創 | 出する | ためのファン | ド機能の強化を | (現状∶開業率・ 廃業率ともに 4.5%(2004年~ |
| 一の自発的 | 2013年の研究開発力強化法の改正により、科学 術振興機構等において、出資業務を開始 同機構の出資型新事業創出支援プログラム(科 24年度補正予算)では、2016年度までに12件の を実施 | 国立研究開業務・財務の | 発法人の研究の健全性確保等 に結論を得る | | | | | | | | 2009年の平均値)) |
| 連続的な | VCファンドのパフォーマンスベンチマーク形成に向 国際的な時価評価手法の研究(2015年度)、時価語 フレームワークの策定・検証(2016年度) | ファンドの時 | 特価評価に係る 手の実証を開始 | ガイドラ | インや | 投資モ | | | 価評価に係る 契約等の普及 | ガイドラインや促進 | 起業活動指数 (「起業家精神 に関する調査」 において、「起 |
| な創出を加速 | 2013年9月に申請様式の改正を行い手続負担の車を図った。また、2013年秋から2013年度末にかけて全国10カ所での施策PRを実施。さらに、2016年度、都道府県への確認事務の移譲を実施。 | | エンジェ | ル税制 | 活用促 | 進のため | かの、制 | 度の周 | 知•普及 | | 業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる |
| 1 | 平成26年度税制改正において、ベンチャー投資促制を創設。平成29年度税制改正において、特に地の利用拡大に向けた所要の改正を実施。 | 制度の | D利用促進に向 D在り方に関す | | 知•普及 | t | > | | | | ベンチャー企業 へのVC投資額 |
| | 産業革新機構における意思決定プロセスの簡略化定した産業競争力強化法が2013年の臨時国会でし、2014年1月に施行 | | 産 | 業革新 | 機構に | よるベン | チャーえ | 支援の糺 | 継続 | | の対名目GDP 比を2022年まで に倍増(現状: 0.029%(2013年 |
| | クラウドファンディングの手法を用いた地域資源活 ベンチャー等の新しい資金調達手段を軸とした起き 援モデルの検討 | | クラウドフ | アンデ | ィングを | 活用した | ベンチ | ヤー投 | 資を加速化 | | -15年の3か年 平均) |
| | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」③

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | |
|------------|---|---|---|--|--|--|
| | | 概算要求 | | | | |
| | <大企業等とベンチャーの連携促進> | 税制改正要望等 | | | | |
| | 大学発ベンチャーの実態状況把握のため、大学発ベンチャー調査を実施 NEDOが認定したベンチャーキャピタル等の支援を受ける研究開発型ベンチャー企業等に対して、マッチング等の支援を実施(平成26・27・28年度補正予算・平成29年度当初予算) | 大学等の研究者や技術シーズのデータベース データベースを更に拡充するとともに、 国内外への発信を強化 国内外への発信を強化 ベンチャーや企業、ベンチャーキャピタル等と共に整理したベンチャーと企業の連携に係る課 題解決策の周知及びベンチャーキャピタルの知見をいかした研究開発型ベンチャーへのハン ズオン支援等 | 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になるコークを見なる。 | | | |
| ベンチャーの | 活躍している起業家や投資家等の国内有数のメンター陣の活用により全国各地から有望な学生や若手起業家を発掘・育成し、更なる成長や事業化を支援するビジネスプラン発表会「起業家万博」、「起業家甲子園」を毎年度開催 | | ことを目指す (現状:開業率・ 廃業率ともに 4.5%(2004年~ 2009年の平均 値)) | | | |
| の自発的・連続的な創 | 産業革新機構の主導で、素材・化学分野特化型の「ユニバーサルマテリアルズインキュベーター(UMI)ファンド」が設立。出資・経営サポートに加え、ニーズとシーズのマッチング等を実施。 素材等の研究開発型ベンチャーへの調査を実施し、技術の早期実用化を支援するため、必要な生産設備を備えた企業の活用によるスケールアップ促進が有効ということが判明。 | 素材等の研究開発型ペンチャーと、技術の早期実用化に必要な生産設備を備えた企業との マッチングを実施 | 【補助指標】 起業活動指数 (「起業者を調でした。 において、「発力」 において、「発力」 において、「発力」 において、「発力」 | | | |
| 出を加 | 共同発明による知財の機動的活用、死蔵回避のための モデルケースの構築を実施 | 構築したモデルの普及・活用を図るとともに、 東なる高度化を図る 共同発明に基づいたベンチャー企業の設立 も含め、多様な出口の創出を促進 | 者である」との 回答を得た割 合)を今後10年 | | | |
| 速 | 大企業とベンチャー企業の連携等を促進するための「ベンチャー創造協議会」を創設(2014年9月) ※民間事業者のオープンイバーションの取組を推進する「オープンイノベーション協議会」(2015年2月創設)と合併(2017年3月) | オープンイノベーション・ベンチャー創造協議会※の運営 | 間で倍増させる ベンチャー企業 へのVC投資額 | | | |
| | 種類株等の活用の促進策やM&Aの促進策について検討を実施し、2015年3月に報告書を作成 | 種類株等の活用の促進 | の対名目GDP 比を2022年まで に倍増(現状: 0.029%(2013年- | | | |
| | NEDOが認定したベンチャーファンド等の支援を受ける研究開発型ベンチャー企業等に対して、マッチング 等の支援を実施(平成26・27・28年度補正予算・平成29年度当初予算) | | | | | |
| | | _ 111 _ | | | | |

中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」個

| | <u> </u> | マーフコン・プライト とエグロッジ 旧様フハーゴ」 | T |
|---------|--|--|---|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 通常国会 | |
| | | 税制改正要望等 | |
| | <ベンチャーや新事業創出の担い手及び目利き | 「援人材の育成> | |
| | 「新事業創出のための目利き・支援人材育成等業」による、目利き・支援人材の育成等(平成2補正予算) 「先端課題に対応したベンチャー事業化支援等業」による、目利き・支援人材の育成等(平成2補正予算) | 年度 目利き・支援人材ネットワークの活用 | 開業率が廃業率を上回る状態にし、開業率・廃業率が米国・英国レベル(10%台)になる |
| べ | <政府調達での参入の促進> | | ことを目指す (現状:開業率・ |
| ベンチャーの自 | 研究開発ニーズの解決のために、政府調達による開発型中小・ベンチャー企業の技術・着想を発掘めの検討を開始 | | 廃業率ともに 4.5%(2004年~ 2009年の平均 値)) |
| 自発的•連続的 | | 基幹技術の研究開発において、 ベンチャー等の外部技術を積極的に活用する ための技術領域を設定 | 【補助指標】 起業活動指数 (「起業家精神 に関する調査」 において、「起 |
| ┃ な ┃ | • 官公需における創業10年未満の新規中小企業活用への配慮を新たに加え、官公需について | | 業者・起業予定 者である」との |
| 創出を加速③ | 小企業の受注機会の確保に関する法律を改立 行(2015年8月) ・ 新規中小企業者との契約比率の目標や受注の の増大のための措置を定めた、国等の契約の 方針を閣議決定 | 機会 平成29年度の「国等の契約の基本方針」 毎年度「国等の契約の基本方針」を改訂し、 機会 表策定し、基本方針に基づく運用を実施 基本方針に基づく運用を実施していく | 回答を得た割合)を今後10年間で倍増させる |
| | 2015年3月、NEDO中期目標等を変更し、大幅に付けられたプロジェクト管理を行う人材の下でのメントの充実、中小・中堅・ベンチャー向け目標の等を実施 | ネジ NEDOにおいて 恋雨! た山期日標等に其づき 業務を実施 | ベンチャー企業 へのVC投資額 の対名目GDP 比を2022年まで |
| | | 政府の支援策の申請様式の共通化・オンライン化によるワンストップシステムの試行運用を本年度中に開始 本格運用、法人インフォメーションとの連携や他の手続への展開 | に倍増(現状: 0.029%(2013年 -15年の3か年 平均) |
| | | _ 112 _ | |

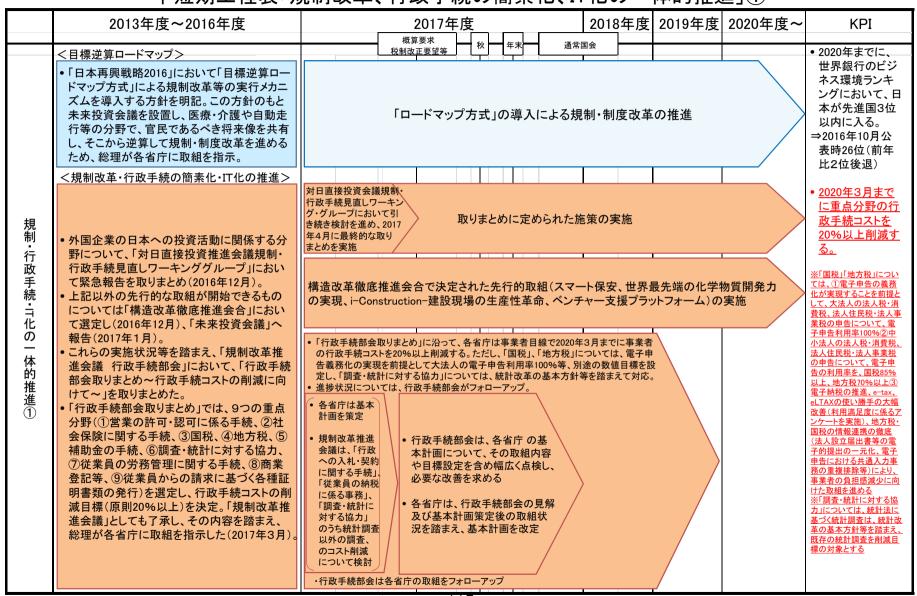
中短期工程表「イノベーション・ベンチャーを生み出す好循環システム」 ⑤

| | 概算要求 | |
|--|--|--|
| | | |
| 既存企業の経営資源の活用(スピンオフ・カーブアウ | ◇支援、オープンイイベーション推進)> | • 開業率が廃業 率を上回る状態 にし、開業率・ |
| 甫正予算•平成26年度補正予算) | 目利き・支援人材ネットワークを活用したスピンオフ・カーブアウト支援 | 廃業率が米国・ 英国レベル (10%台)になる ことを目指す (現状:開業率・ |
| ・副業に関する委託調査を実施 | 兼業・副業の促進のための地域 のモデル事例等の創出 | 廃業率ともに 4.5%(2004年~ 2009年の平均 値)) |
| 廃業資金を含めた第二創業に対する融資制度の拡充 N規模企業共済契約者を対象とした廃業準備貸付制 度を創設(2015年10月) | 不採算事業に係る廃業資金の支援も含めた第二創業を促進 | 【補助指標】 起業活動指数 (「起業家精神 に関する調査」 |
| ド職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用 保険給付の取扱いの明確化・周知(2014年7月) | 求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用保険給付の取扱いの周知を引き続き 実施 | において、「起業者・起業予定 |
| | | 者である」との 回答を得た割 合)を今後10年 間で倍増させる |
| | | ベンチャー企業 へのVC投資額 の対名目GDP 比を2022年まで に倍増(現状: 0.029%(2013年- 15年の3カ年平 均) |
| 一 第一 | 新事業創出のための目利き・支援人材育成等事業」 を活用したスピンオフ・カーブアウト支援(平成25年度 記下9・平成26年度補正予算) 014年1月には、当該事業の取組を周知するためのシ ポジウムを開催 業業・副業に関する委託調査を実施 意業資金を含めた第二創業に対する融資制度の拡充 規模企業共済契約者を対象とした廃業準備貸付制 を創設(2015年10月) に職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する雇用 | を活用したスピンオフ・カーブアウト支援(平成25年度 記下9・平成26年度補正予算) 014年1月には、当該事業の取組を周知するためのシ ポジウムを開催 ・ 製業・副業に関する委託調査を実施 ・ 東業・副業の促進のための地域 のモデル事例等の創出 ・ 東業・副業の促進のための環境整備の検討 ・ 大変事業に係る廃業資金の支援も含めた第二創業を促進 ・ 大変事業に発る廃業資金の支援も含めた第二創業を促進 ・ 大変事業に発る廃業資金の支援も含めた第二創業を促進 ・ 大変事業に発る廃業資金の支援も含めた第二創業を促進 ・ 大変事業に対する雇用保険給付の取扱いの周知を引き続き |

中短期工程表「規制の「サンドボックス」制度の創設」

| 2013年度 |
|--|
| 秋 改正要望等 秋 本木 瀬市国本 マンドボックス」の創設 規制の「サンドボックス」の創設 関連する オタカ宝正を実施 様々な宝正を実施 様々な宝正を実施 様々な宝正を実施 株々な宝正を実施 株々な宝正を実施 株々な宝正を実施 株々な宝正を実施 株々な宝正を実施 株々な宝正を実施 大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田 |
| <プロジェクト単位の規制の「サンドボックス」の創設> 規制の「サンドボックス」の創設 現制の「サンドボックス」の創設 のための見体的な方等を検討 法案を提出 法案を提出 は表々な実証を実施 |
| |
| |

中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」①



中短期工程表「規制改革・行政手続の簡素化・IT化の一体的推進」②

| | | 2017年度 2010年度 2010年度 2020年度 20 | KDI |
|-----------|--|--|---|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 | |
| | | | 2020年までに、 世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、日本が先進国3位以内に入る。 ⇒2016年10月公表時26位(前年比2位後退) |
| | | | |
| 規 制 | <行政手続のオンライン化> | 対日直接投資、起業、引越、結婚、退職等の分野で必要になる一連の 行政手続をワンストップで提供するための検討 | |
| 行 | 「IT利活用の裾野拡大のための規制制度改革集中 | アクションプランを改定し、そこに掲げられた各項目の着実な実施とフォローアップ | |
| ·行政手続·IT化 | アクションプラン」を取りまとめ (2013年12月 IT総合戦略本部決定) | 行政手続オンライン化計画(仮称)の策定 | |
| <u>の</u> | 「IT利活用に係る基本指針」(2015年6月 IT総合戦略 本部決定) | 各府省システムと法人インフォメーションとの 連携によるバックオフィス連携など横断的課 題の検討 | |
| 体的推進② | | IT利活用裾野拡大のための規制・制度改革の推進 | |
| (2) | | | |

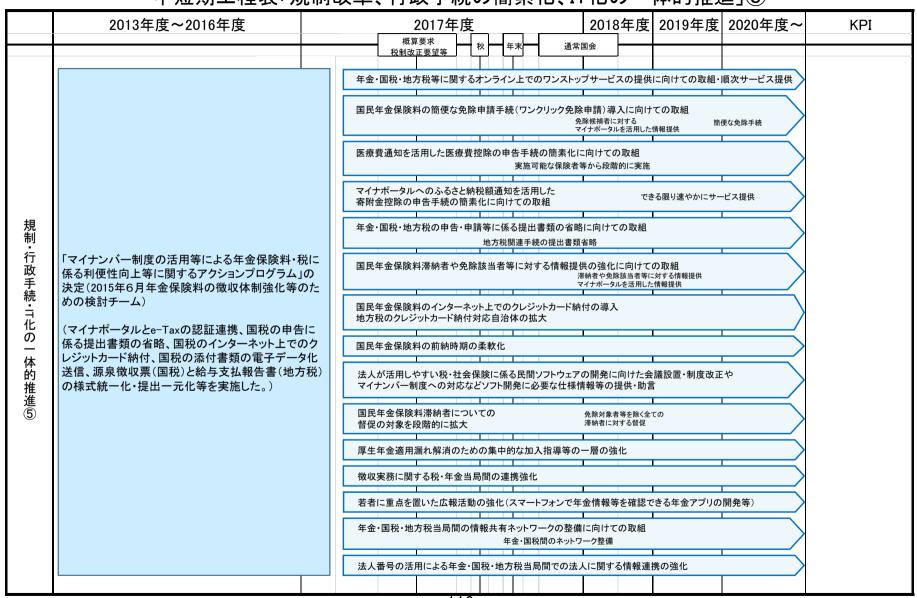
中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」③

| _ | 一一一一一一一一一一 | ででは、11以上がい間系に、11 | | かり作り | E1@ | |
|-------|-----------------------------------|---|---------------------------------|--------|---------|---|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 秋 年末 通常 | 国会 | | | |
| | <法人設立関係手続のオンライン・ワンストップ化> | 法人設立関係手続のオンライン・フンストップ化に向け、官民一体となった検討を開始 | | | | • 2020年までに、 世界銀行のビジ ネス環境ランキ ングにおいて、日 |
| | <貿易手続改革の検討の実施> | 貿易手続改革に 関する官民協議会 の立ち上げ、検討を 開始 | | | | 本が先進国3位 以内に入る。 ⇒2016年10月公 表時26位(前年 比2位後退) |
| 規制 | <裁判手続等のIT化> | 裁判に係る手続等のIT化を推進する方策について 速やかに検討し、本年度中に結論を得る | | | | |
| 行政手続・ | <ベンチャー支援プラットフォーム> | ベンチャー支援プラットフォームの試行的な運用 | 運用経験を踏業向け補助金 | | | |
| □化の一体 | <ブロックチェーン技術を活用した政府調達等> | 政府調達や申請手続等の分野で、政府の情報システム等へ の先行的な導入を見据えた実証に着手 | 革新的電子 行政の実現 に向けた計画 の策定 | | | |
| 体的推進③ | <世界最先端の化学物質開発力の実現> | AIによる最先端の有害性予測手法開発プロジェクト | -の開始・スク | リーニング試 | 験の不要化 | |
| 9) | | 基本設計の 検討 構築 | システムの | | | |
| | <産業保安法令関連手続のIT化> | 産業保安法令に基づく申請について、安全を前提と | した手続の簡 | 素化、IT化 | | |
| | <鉱業権の登録手続等のIT化> | 鉱業権の登録手続等の電子化による行政手続の管 データ利活用を促進するためのシステムの構築 | 簡素化や鉱区 | 情報等の | | |
| | <i-construction></i-construction> | 検査日数5分の1に短縮、検査書類50分 | かり に削減等 | この取組を推 | 進 | |
| | | 117 | | | | |

中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」④

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|-------------|---|---|-----|
| | <マイナンバー等の利活用拡大> | 秋月日本 秋日 日本 通常国会 でイナンバー制度の導入、社会保障・税分野等に | |
| | | おける業務改革の推進 | |
| | 預貯金付番等を可能とするマイナンバー法等改正 法の成立(2015年9月) | マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討 (戸籍事務・旅券・在外邦人の情報管理、証券分野等において公共性の高い業務) | |
| | マイナンバーカードの | 0公的サービスや資格証明に係るカードとの一体化等に関する検討 | |
| | マイナン | マイナンバーカードと国家公務員身分証ー体化 バーカードのキャッシュカード等としての利用に向けた検討・実現 | |
| | | マイナンバーカードの利便性向上策について検討し、可能なものから順次実現(旧姓併記等の券面記載事項の充実、海外における継続利用等) | |
| 規 制 行 | マイナンバーカードの公的個人認証機能について、 読み取りに対応 したスマートフォンが発売され、また スマートフォンへのダウンロード に関する技術実証を実施 | マイナンバーカードの読み取り対応スマートフォン スマートフォンを活用した の拡大や対応サービス(アプリ)の導入を推進し、 読み取り申請開始 公的個人認証機能のスマートフォンへのダウン スマートフォンへの利用者証明機能の ロードのための実施体制などの運用面及び法制度の検討を実施 ダウンロードの実現 | |
| ·行政手続·IT化 | 自動車検査登録事務 全都道府県共同利用システム構築 | 提出書類の更なる合理化等のための制度上の措置の検討・実施 マイナンバーカードを健康保険証として利用 | |
| て化の一 | | ナる各種公的資格確認機能をマイナンバーカードに持たせることについて、 に検討を進め、可能なものから順次実現 | |
| 体的推進④ | ワンストップサービス/プッシュ型サービス | や本人確認に係る官民連携等に関する検討 電子私書箱構築のための官民連携した仕組みの検討 電子行政手続への多様なアクセス手段の確保 本格運用開始 | |
| 4 | | マイナポータルの順次利用開始 | |
| | マイナンパーカード1枚で新たな魅力的な生活モデルを提供 地域経済応援ポイントの導入により、商店街をはじめとする地域の 消費を拡大 | マイキープラットフォームの 検討・構築 運 用 | |
| | マイナンバーカードの公的個人認証機能について、読み取りに対応したスマートフォ 売され、またスマートフォンへのダウンロードに関する技術実証を実施 | ンが発 マイナンバーカード及び法人番号を用いた政府調達における契約までの一貫した電子化を順次開始、地方公共団体での利用可能化 | |
| | 公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等 現に向け、2017年通常国会に法案を提出(2017年3月) | の実 公的個人認証サービスを活用した法人間取引等における権限の認証等の実現に向けた制度整備の具体 化、制度の利用開始 テレビなど多様なアクセス手段の確保 | |
| | 「公開情報への法人番号の併記について」策定(2015年3月各情報化統括責任者(CIO)連絡会議) | | |
| | 「法人インフォメーション」の検討・構築 | 「法人インフォメーション」の掲載情報の拡充 | |

中短期工程表「規制改革、行政手続の簡素化、IT化の一体的推進」⑤



中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」①

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|--------------------|---|--|---|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | |
| | <コーポレートガバナンス改革による企業価値の向上> | | |
| コーポレートガバナンス改革によっ | •「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」において、「機関投資家による実効的なスチュワードシップ活動のあり方」についての意見書を取りまとめ(2016年11月)、これを踏まえ、スチュワードシップ・コードを改訂・公表(2017年5月) | 「フォローアップ会議」における議論・検討等を通じて、以下のような、ガバナンス改革に向けた取組の強化を促すとともに、これらの検討や取組の内容を、海外に向けて、適時かつ効果的に情報発信する ・機関投資家による、スチュワードシップ・コードの改訂を踏まえた、ガバナンス・利益相反管理の強化、議決権行使結果の公表の充実、自己評価、運用機関に対するモニタリング、企業側に「気づき」をもたらす付加価値の高い対話などの実効性あるスチュワードシップ活動等 ・上場企業による、資本政策を含む経営方針・経営戦略、経営状況等、投資家との建設的な対話に資する情報提供や、より実効的な対話等の実施 ・経営陣や取締役会がその役割・責務を実効的に果たすことを確保するための、客観性・適時性・透明性ある形でのCEOの選解任や、必要な資質・多様性を備えた取締役会の構成、戦略等を重視した取締役会の運営、これらに対する適切な評価 ・株式の政策保有に関する方針の分かりやすい開示と保有の合理性のない政策保有株式の縮減 | 大企業 (TOPIX500)の ROAについて、 2025年までに欧 米企業に遜色のない水準を目指す。 |
| ガバナンス改革による企業価値の向上① | | | |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」②

| | - 中超朔工性衣・・形式」から | 八人只」 | | | | /// | T | | | | |
|-------------|--|-----------------------|---|-----------|------|-------|-------|------------------|---------|-----|--|
| | 2013年度~2016年度 | | 2017年月 | ₹ | | | 2018年 | 度 2019年度 | 2020年度~ | KPI | |
| | | | 概算要求 | 秋 | 年末 | 通常 | 国会 | | | | |
| | <コーポレートガバナンス・コードの策定及びコーポ 2013年臨時国会に社外取締役の導入に関する会社 改正法案を提出。2014年通常国会で成立し、2015年 月に施行。 | ·一トガバナンス 去 | | | | | | | | | |
| コーポレートガ | 「「責任ある機関投資家」の諸原則 《日本版スチュワードシップ・コード》 ~ 投資と対記通じて企業の持続的成長を促すために ~ 」の策定・表(2014年2月)。 「コーポレートガバナンス・コード原案 ~ 会社の持続な成長と中長期的な企業価値の向上のために ~ 」策定(2015年3月)、コーポレートガバナンス・コード | ある3 の更なる3 カーポレー | | 必要な | 施策を | 議論∙提言 | | 全体のコーポレートに情報発信する | | | |
| バナ | 適用開始(2015年6月)。2017年1月時点で3,500社 超える上場会社がコードへの対応状況を公表。 ・形だけでなく実効的にガバナンスを機能させるため 「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナス・コードのフォローアップ会議」を設置(2015年8月 同会議において、「取締役会のあり方」についての 見書を取りまとめ、国内外へ情報発信(2016年2月 | 国内外にワードシッ | 国内外に向けた情報発信・周知活動の実施によるコーポレートガバナンス・コード、スチュワードシップ・コードの普及・定着 機関投資家によるスチュワードシップ・コードの受入れ状況の公表 | | | | | | | | |
| ンス改革による企業価値 | 収益力の低い事業の長期放置を是正するため、企業 おける経営改善や事業再編を促すための施策につい 検討する「日本の「稼ぐ力」創出研究会」を開催し、検 結果を取りまとめ(2015年5月) | この日本とは | うを踏まえた必! | 要な措置 | 置の実 | 施 | | | | | |
| で向上の | 収益性や経営面での評価が高い銘柄のインデックス 「JPX日経400」の算出開始(2014年1月) | | | | | | | | | | |
| • | 「上場会社は、取締役である独立役員を少なくとも1: 以上確保するよう努めなければならない」旨の上場裁 則の改正(2014年2月実施) | | | | | | | | | | |
| | コーポレートガバナンス・コードの適用開始を踏まえ 監督指針の改正等(2016年6月) | 金融機関に | こよる適切な取 | 組状況 | のフォロ | i— | | | | | |
| | | | 12 | \coprod | | | | | | | |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」③

| | 2013年度~2016年度 | | | 2017年 | 度 | | | | 2018年 | 度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | |
|----------|---|---------------------------|---------------------------------|--------------|-------------|------------|----|----------------|-------------|----|---------|----------------|------------------------------------|--|
| | | | | 算要求 (正要望等 | 利 | <u> ا</u> | 末 | 通常 | 国会 | | | | | |
| | <経営システムの強化、中長期的投資の促進> 「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究による提言取りまとめ(2015年4月) | 会」 | | | | | | | | | | | | |
| | ●「CGS(コーポレート・ガバナンス・システム)研究会 | اص ا | コーポレートガバナンスの実効性の更なる向上に向けた取組の検討等 | | | | | | | | | | | |
| 経 | 報告書における提言を踏まえ、企業の「稼ぐ力」を | 鱼 CGS | ガイドライ | | | | | | | | | | | |
| 経営システム | 化するために有意義と考えられる具体的な行動をまとめた「コーポレート・ガバナンス・システムに関す実務指針」(CGSガイドライン)を策定(2017年3月) ・ 平成29年度税制改正において、役員給与の損金等の範囲の拡大やスピンオフの課税繰延べに関する | である。 現任し 就任で 等にで | ンた社長・C する相談役 ついて開示 削設 | 、顧問 | | | | は任した社長 そを実施 | ・CEOが就 | 任す | る相談役、顧問 | 等についての開 | • <u>大企業</u> <u>(TOPIX500)の</u> | |
| ムの強化 | 制の改正を実施 | 税制 | 改正を踏っ | まえた役員 | 員へ 0 | のイン | セン | ティブ報酬 | やスピンオ | つの | 活用の促進 | | ROAについて、 2025年までに欧 | |
| 中 | <プラットフォーム作りの推進> 中長期的情報の開示や統合的な報告の在り方、企 投資家の対話・エンゲージメント促進の方策等を検 るための産業界・投資家コミュニティ、関係機関から プラットフォームを創設(2015年6月) | 対す 報告 | | 企業と投 | | | | | 報の開示すメント促進の | | | | 米企業に遜色の ない水準を目指 す。 | |
| 長期的投資の促進 | <投資の最適化等を促す政策対応に係る検討> 「価値協創のための統合的開示・対話ガイダンス-E 非財務情報と無形資産投資-」(価値協創ガイダンス 公表(2017年5月) | 場の場の | 設置、機同 | | による | る運用 | 機関 | に対する | | | | それを推進する 務情報へのア | | |
| | 「環境情報開示基盤」の開発 | 「環」 | 竟情報開 | 示基盤」の | 実証 | E | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | 0.0 | | | | | | | | | |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」④

| | 2013年度~2016年度 | <u> </u> | 2018年度 2019年 | | |
|---------------------|--|---|------------------|-------------|---|
| | 2013年及~2010年及 | ## 第 声 世 | | -皮 2020年度~ | KPI |
| 経営システムの強化、中長期的投資の促進 | 〈経営システムの強化、中長期的投資の促進〉 〈株主総会プロセスの見直し等〉 ・株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会が招集通知添付書類/議決権行使の電子化の課題や必要な措置、適切な基準日設定の在り方等について提言取りまとめ(2016年4月)。関係者の取組についてフォローアップ会議の開催(2017年2月、3月)。招集通知添付書類の電子化については、法制審議会において、会社法制の見直にについて諮問(2017年2月)。 ・全国株懇連合会が適切な基準日設定について、基準日を変更する場合の定款変更議案例などの実務対応について取りまとめる(2016年10月)とともに、全株懇定款モデル等の変更を決定(2017年2月)。 ・上場企業等が定時株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、例えば3月期決算企業が株主総会を7月以降に開催する場合、法人税の申告期限を株主総会後まで延長できる制度の導入(2017年4月)。 ・全国株懇連合会がグローバルな機関投資家等の株主総会出席ガイドラインを策定(2015年11月)するとともにガイドライン実施のためのモデル定款等を策定(2016年4月)。 | 招集通知添付書類の電子提供の促進・拡大に向 内容等について結論を得、必要な措置を実施 | めの課題と方策について ・ | 、関係団体等に | • 大企業 (TOPIX500)の ROAについて、 2025年までに欧 米企業に遜色の ない水準を目指 す。 |
| | <u> </u> | 100 | | | · |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑤

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|----------|--|---|---|
| | | 概算要求 | |
| | <企業による情報開示の質の向上> | 10.0750 (2.4.77) | |
| | 国際的に見て最も効果的かつ効率的な開示の 2019年前半を目途に目指すなどの観点から、J | 実現及び株主総会日程·基準日の合理的な設定のための環境整備を 下の総合的な検討及び取組を進める | |
| | 事業報告等と有価証券報告書の一体的開示につい 投資家との建設的な対話に積極的な企業の協力を 実際の開示事例に基づく対照表を作成し、企業から の記載が困難だと指摘された項目について、関係省 おいて具体的な共通化の進め方について検討 | 行つ場において、異なる制度間で類似・ 関連する記載内容の共通化が可能な 通 項目について必要な制度的な手当て、 | |
| 企業の情報開示、 | | 金融審議会において、十分かつ公平な情報開示を確保するともに、上場企業と投資家の建設的な対話や、中長期的な企業価値向上や中長期投資促進に資する上場企業の情報の開示の在り方について総合的に検討し、成案を得たものから本年度中に順次取組を開始 | • <u>大企業</u> (TOPIX500) <i>の</i> |
| 示、会計・ | 決算短信について、自由度を高め、「速報」としての役特化するとともに、業績予想開示の多様化を後押しすめの見直しを実施(2017年2月) | | ROAについて、 2025年までに欧 米企業に遜色の ない水準を目指 |
| 監 | <会計基準の品質向上> | | <u>す。</u> |
| 監査の質の向上① | IFRSへの移行を検討している企業の参考とするの「IFRS適用レポート」の公表(2015年4月) IFRSに基づく連結財務諸表・四半期連結財務諸開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) 関係機関と連携し、企業のIFRS移行を促すためミナーを開催(2017年3月) 関係機関と連携し、「国際会計人材ネットワーク」築・公表(2017年4月) | 表の 我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、関係機関等と連携して、国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進、のれんの会計処理等IFRSに関する国際的な意見発信の強化、日本基準の高品質化、国際会計人材の育成に向けて必要な取組を推進する | |
| | <会計監査の品質向上・信頼性確保> | | |
| | 「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法 のガバナンス・コード)を策定・公表(2017年3月) | 監査法人が、実効的な組織運営の下で高品質な会計監査を提供することで、企業や株主から適切に評価され、更に高品質な会計監査の提供を目指すという好循環を確立するため、監査法人のガバナンス・コードを踏まえた各監査法人の改革の実施状況のフォローアップや、業務管理態勢の検証等により、会計監査の品質の持続的な向上・信頼性確保を図る | |
| | | | |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑥

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 2020年度~ KPI | | | | | | | | | |
|------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常 | 国会 | | | | | | | | | |
| | <事業再編の円滑化> | 株式を活用した再編の促進策も含め、事業ポート | | | | | | | | | | |
| | | 速な転換など大胆な事業再編を促進するためのプログログログログログログログログログログログログログログログログログログログ | クタについて / 4~-1 | | | | | | | | | |
| | <企業の経営支援強化のための安定的な金融機能の | 発揮等> | | | | | | | | | | |
| 事業 | 3メガバンクグループは、各行のコーポレートガバナンス報告書において、政策保有株式の縮減方針を明確化(2015年6月~7月)するとともに、「当面の削減目標」を公表(2015年11月) | 月確 - 金融機関のコーポレートガバナンス及び財務の健全性、リスク管理の更なる向上等を促進 | | | | | | | | | | |
| 浜再編のE | <企業と投資家との対話の促進等> | | ROAについて、 2025年までに欧 米企業に遜色の ない水準を目指 | | | | | | | | | |
| 事業再編の円滑化等① | | 東京証券取引所、日本銀行の取組を支援企業の中長期的な成長力や収益力の強化に向けて、企業と投資家との対話が積極的に進むように促す | | | | | | | | | | |
| (1) | <産業の新陳代謝に向けた金融機関等による企業に | 対する経営支援> | | | | | | | | | | |
| | 企業に対する事業性を重視したファイナンスや経営支 | 援等の促進 | | | | | | | | | | |
| | <グローバルベンチマークの設定による収益力向上に | .向けた取組や新陳代謝の後押U> | | | | | | | | | | |
| | グローバルベンチマークについて検討し、2015年12月までに石油化学、石油精製、鉄鋼、エレクトロニクス、板ガラス、紙パルプ及び自動車の7分野について、検討経過を公表 | グローバルベンチマークを踏まえつつ、必要に応 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑦

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | |
|-------|---|---|---|--|--|--|--|--|
| | <企業における攻めのIT経営促進> | 概算要求 税制改正要望等 秋 4末 通常国会 | | | | | | |
| | 「攻めのIT経営銘柄」の選定(2015年5月) 「攻めの IT-IR ガイドライン」の策定(2015年12月) | おイドラインに基づくIT経営に係るIR活動の促進 官民連携によるIT経営の実証研究やIT経営人材の育成・意識改革の推進 その他必要な措置の実施 企業のIT経営の実態把握のための統計整備 統計の継続的実施 | | | | | | |
| | <海外展開に伴うガバナンス機能の発揮> | | | | | | | |
| 事業再編 | 不正競争防止法の外国公務員贈賄罪に関する「外国 公務員贈賄防止指針」を2015年7月30日に改訂 | 「外国公務員贈賄防止指針」の普及・啓発 | • <u>大企業</u> (TOPIX500)の ROAについて、 | | | | | |
| の | <海外M&A・海外展開の促進> | | <u>2025年までに欧</u> <u>米企業に遜色の</u> ない水準を目指 | | | | | |
| 円滑化等② | 「海外展開支援出資ファシリティ」及び「海外展開支援融資ファシリティ」の活用(実績:出資ファシリティは17件(約1,442億円)、融資ファシリティは577件(約701億ドル)(2017年3月末)) 「海外展開支援融資ファシリティ」の重点化及び新たな融資手段として「劣後ローン」、「LBOファイナンス」の導入 | JBICの「海外展開支援出資ファシリティ」及び 「海外展開支援融資ファシリティ」の推進 | <u>す。</u> | | | | | |
| | <多様な資金供給手法を動員した成長マネーの供給促 | 進等> | | | | | | |
| | 「ふるさと投資」連絡会議(2014年10月~) の開催 | カドファンディングの利用促進 | | | | | | |
| | 地域金融機関と地域経済活性化支援機構が連携・出資 | するファンド等による資金供給の促進 | | | | | | |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑧

| | 2013年度~2016年度 | | 2017年度 | | | | | | | | | 8年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|------------------------|--|-----|---|--|-------------|--|---|----|-----|--------------|--------|------|-------------|---|---|
| | | | | | 更求 正要望等 | | 秋 | 年末 | ŧ — | 通常 | 国会 | | | | |
| | <民間資金を活用した中長期の成長資金の供給 | 促進> | | 7九市1以 | <u>工女主守</u> | | | | | | | | | | |
| | 「成長資金の供給促進に関する検討会」においまとめ、公表(2014年11月) 日本政策投資銀行法及び商工組合中央金庫法(2015年5月) | | 法改正により強化した日本政策投資銀行の成長資金供給機能の活用等も含めて成長 資金供給の成功事例を積み上げることにより、民間資金の呼び水としてエクイティ資金 等の供給を促すとともに民間の担い手育成を促進。 グローバルニッチトップ企業等の海外展開など、リスクが高く民間が独自に融資することが困難な場合に、政府系金融機関が補完・協調し、地域において需要を創出。中長期的にはこれらに対する資金供給も民間金融機関により行われるよう制度設計に配慮。 | | | | | | | | | | ●大企業 | | |
| 事業再編の円滑化等③ | <事業再生の促進> | | | | | | | | | | | | | | (TOPIX500)の ROAについて、 2025年までに欧 米企業に遜色の |
| の円滑ル | 企業再生に関する法制度や実務運用の在り方の見直し について、有識者による検討会が報告書を取りまとめ (2015年3月) | | | | | | | | | | | | | <u>水正米に跡色の</u> <u>ない水準を目指</u> <u>す。</u> | |
| 等 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 効果的な事業再生支援の実現、事業承継の円滑事業承継を契機とした経営革新等の促進に向けてな方策等について検討 | 化や | • 資金網 | ・都道府県を中心に域内の支援機関が結集する事業承継ネットワークの構築及び事業承継診断の実施 ・資金繰り管理の支援等によるプレ承継(見える化、磨き上げ)支援の強化 事業承継補助金による事業承継を契機とした経営革新等の促進等による、早期承継のインセンティブ強化 | | | | | | | | | | | |
| | | | 点を含め | | ≧業の事業 | | | | | | 必要な | な措置の | 実施 | | |
| 中小企業の事業再生・経営改善を促進するため、 | | | | | | | | | | ・ 管理等の経営さ | 女善の取組を | | | | |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑨

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | |
|-------------|---|---|---------------------------------------|---|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 | 通常国会 | | | | | | | | |
| | <積立を利用した長期・分散投資の普及・促進と | と資教育の充実等 > | | | | | | | | | |
| | 積立の手法による資産形成を促進する観点から、NISA ジュニアNISAの更なる普及と制度の発展を目指す | 積立NISA(平成30年1月開始)を含むNISA制 | 制度の更なる普及促進 | • 2020年までに、 世界銀行のビジネス環境ランキ | | | | | | | |
| 家計の安・ | 多様な投資家が参加できる厚みのある市場の形成に同 ETFの流動性向上や販売チャネル等を金融審議会であた | ETF市場の流動性の向上、ETFの認知度の 促す | D向上等に関する市場関係者の取組を政府として | ングにおいて、 日本が、2014年 先進国19位→3 位以内に入る | | | | | | | |
| 安定的 | <「顧客本位の業務運営」の定着> | | | 2020年までに、 | | | | | | | |
| な資産形成 | 金融審議会市場ワーキング・グループ報告(2016年12, 踏まえ、「顧客本位の業務運営に関する原則」及び原則 着に向けた取組を策定・公表(2017年3月) | | | | | | | | | | |
| ル 足 | <株式等の高速取引への対応> | | | 2020年までに、 | | | | | | | |
| の促進と市場環境の整備 | 情報通信技術の進展等、金融・資本市場をめぐる環化を踏まえ、金融審議会「市場ワーキング・グループいて、株式等の高速取引への対応を含め、提言を取め、公表(2016年12月) 上記提言を踏まえ、「金融商品取引法の一部を改正律案」を通常国会に提出(2017年3月) | 株式等の高速取引への制度的な対応を図点から、金融商品取引法の一部を改正する 律の早期施行に向け、所要の政令・内閣府 を整備し、市場の公正性・透明性・安定性を 保するための環境整備を推進 | が法 必要に応じ、市場の公正性・透明性・安 完性を確保するための取組の検討 | • 2020年までに、 世界経済フォー ラムの国際競争 カランキングに おいて、日本が、 2015年6位→3 位以内に入る | | | | | | | |
| 整備等① | <中長期的な投資の促進に向けた取組> | | | | | | | | | | |
| 1) | | 中長期的な視点からの投資を促進することにより、日本経済全体の好循環を実現する観点から、積立を利用した長期・分散投資の普及・促進や、コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への更なる深化、高速取引に関する登録制の導入、フェア・ディスクロージャー・ルールの導入に取り組む | | | | | | | | | |
| | | — 128 — | | | | | | | | | |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑩

| | 中位朔二性教 1 形式] // | | | | | | | | | | | |
|-------------|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | | KPI | | | | | | | | | |
| | | 概算要求 | | | | | | | | | | |
| | | 税制改正要望等 | | | | | | | | | | |
| | <金融資本市場の利便性向上と活性化> | | | | | | | | | | | |
| 家計の安定的な資 | 金融庁に「金融業の拠点開設サポートデスク」を(2017年4月) インフラファンド市場を創設(2015年4月) 不動産投資市場の政策を取りまとめ(2016年3月) 日本証券クリアリング機構において、外貨建て金スワップの取扱い開始や、金利スワップ取引と国証券先物取引のクロスマージン制度導入(2015年月) 東京プロボンド市場の活性化に向けた市場関係よる取組を政府としても促進 国債や株式等の決済期間の短縮化に向けた取消着実な実施を促す | 東京都の金融ワンストップ支援サービスとも連携して、海外金融系企業の拠点 開設に係る相談にワンストップで対応し、必要となる手続等を支援 引き続き、国債や株式等の決済期間の短縮化に向けた取組の着実な実施を促す | • 2020年までに、 世界銀行のビジネス環境ランキングにおが、2014年 先進国内に入る ・ 2020年までに、 世界の都市総 合ランキングに | | | | | | | | | |
| 産 形 成 | 総合取引所を可及的速やかに実現、電力先物・LNG先物の円滑な上場を確保 <金融規制に関する国際的な議論への対応・海外当局との協力等の強化> | | | | | | | | | | | |
| の促進と市場環境 | 国際的な金融規制改革の進め方について問題担起日本の問題提起に沿った動きが国際的にも見られつつある | 金融規制に関する国際的な議論が、日本の考え方と整合的なものとなるよう努める 国内外で共通する環境変化に対応した金融規制・監督の在り方に関して意見発信、議論に 貢献 | ● 2020年までに、 世界経済フォー ラムの国際競争 カランキングに おいて、日本が、 2015年6位→3 | | | | | | | | | |
| 境の整備等② | 各国の金融当局との間で監督協力等に関する覚 締結・書簡交換を行うなど、連携を推進 | 海外の金融当局との間の監督協力・技術協力を強化 | 位以内に入る | | | | | | | | | |
| 等 ② | 新興国の金融当局との間で技術協力に関する覚 締結・書簡交換を行い、金融インフラの整備を支援 | | | | | | | | | | | |
| | 金融庁にアジア金融連携センターを設置同センターをグローバル金融連携センターに改約 | グローバル金融連携センターにおける新興国の金融当局職員の受入れを継続、知日派を着実に育成 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑪

| 2013年度~2016年度 | | | | 2017年 | F度 | | | | | 201 | 8年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|--|--|--|---|---|--|--|--------------------------------------|--------------------------------------|------|--|---|---|---|---|
| | | | | | \square | 秋 | 年: | 末 | 通常 | 国会 | | | | |
| <東京国際金融センター構想の推進> | | | 祝制改 | 止安室寺 | | | | | | | | | | |
| について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた の対応」を取りまとめ(2016年12月) ・東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都 金融庁と連携しつつ、海外金融系企業に対し、ビジネ | が 当面 よ、 ス全 | | | | | | | | | | | | | • 2020年までに、 世界銀行のビジ ネス環境ランキ ングにおいて、 日本が、2014年 先進国19位→3 |
| IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の 開設(2017年4月) | 東京 | IFIAR事 | 事務局の | 円滑なi | 軍営で | を確 | 保す | -るた | めに必要 | な支援 | そ行う | | | 位以内に入る • 2020年までに、 世界の都市総 |
| <個人型確定拠出年金(iDeCo)や企業年金等の | 普及・ | 充実> | | | | | | | | | | | | 合ランキングに おいて、東京が、 2012年4位→3 |
| 簡易型確定拠出年金制度・小規模事業主掛金納制度の創設、運用資産選択の改善等を盛り込ん定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28律第66号)が、2016年の通常国会で成立(2016年月) ・確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主と者で柔軟に分け合えるリスク分担型企業年金制導入(2017年1月) | 付 だ確 年法 三5 加度を | を202 位式 では、リスク分担型企業年金制度の周知や、年金基金等におけるスチュワードシップ・コードの受入れの促進等を通じて、iDeCoや企業年金等の普及・充実を図る 201 により こうしゅう こうしゅう こうじゅう こうしゅう こう こう こうしゅう こう こう こうしゅう こう | | | | | | | | | 位以内に入る • 2020年までに、世界経済フォーラムの国際競争カランキングにおいて、日本が、2015年6位→3位以内に入る | | | |
| <ifrsの任意適用企業の更なる拡大促進></ifrsの任意適用企業の更なる拡大促進> | | | | | | | | | | | | | | |
| の「IFRS適用レポート」の公表(2015年4月) • IFRSに基づく連結財務諸表・四半期連結財務諸 開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) | 表の | IFRSの | 任意適月 | 用企業 <i>の</i> |)更な | る抗 | 広大化 | 足進 | | | | ľ | | |
| | ▼東京国際金融センター構想の推進> ● 国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強値について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当の対応」を取りまとめ(2016年12月) ● 東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都の金融庁と連携しつつ、海外金融系企業に対し、ビジネ般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を開(2017年4月) 「FIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の開設(2017年4月) ● 個人型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡充に変更が出まる法等の一部を改正する法律(平成28年第66号)が、2016年の通常国会で成立(2016年月) ● 確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主と者で柔軟に分け合えるリスク分担型企業年金制導入(2017年1月) ● 2017年3月に「企業年金と日本版スチュワードシェコード」を取りまとめ、公表 ✓IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進> ● IFRSへの移行を検討している企業の参考とするの「IFRS適用レポート」の公表(2015年4月) ● IFRSに基づく連結財務諸表・四半期連結財務諸開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) ● 関係機関と連携し、企業のIFRS移行を促すため | ◆東京国際金融センター構想の推進> ● 国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」を取りまとめ(2016年12月) ●東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都は、金融庁と連携しつ、海外金融系企業に対し、ビジネス全般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) 「個人型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度・小規模事業主掛金納付制度の創設、運用資産選択の改善等を盛り込んだ確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)が、2016年の通常国会で成立(2016年5月) ・確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合えるリスク分担型企業年金制度を導入(2017年1月) ・2017年3月に「企業年金と日本版スチュワードシップ・コード」を取りまとめ、公表 <ifrsの任意適用企業の更なる拡大促進> ● IFRSへの移行を検討している企業の参考とするための「IFRS適用レポート」の公表(2015年4月) ・IFRSに基づく連結財務諸表・四半期連結財務諸表の開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) ・関係機関と連携し、企業のIFRS移行を促すためのセ</ifrsの任意適用企業の更なる拡大促進> | ◆東京国際金融センター構想の推進> ● 国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」を取りまとめ(2016年12月) ●東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都は、金融庁と連携しつつ、海外金融系企業に対し、ビジネス全般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) 「個人型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度・小規模事業主掛金納付制度の創設、運用資産選択の改善等を盛り込んだ確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)が、2016年の通常国会で成立(2016年5月) ●確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合えるリスク分担型企業年金制度を導入(2017年1月) ● 2017年3月に「企業年金と日本版スチュワードシップ・コード」を取りまとめ、公表 <ifrsの任意適用企業の更なる拡大促進> ■ IFRSへの移行を検討している企業の参考とするための「IFRS適用レポート」の公表(2015年4月) ■ IFRSへの移行を検討している企業の参考とするための「IFRS適用レポート」の公表(2015年4月) ■ IFRSに基づく連結財務諸表・四半期連結財務諸表の開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) ■ 関係機関と連携し、企業のIFRS移行を促すためのセ</ifrsの任意適用企業の更なる拡大促進> | ・国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」を取りまとめ(2016年12月) ・東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都は、金融庁と連携しつつ、海外金融系企業に対し、ビジネス全般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) 「当面の対応」に当かる企業の書類の東京開設(2017年4月) 「FIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) 「「国人型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度・加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度・加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)が、2016年の通常国会で成立(2016年5月) ・確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合えるリスク分担型企業年金制度を導入(2017年1月) ・確定給付企業年金と日本版スチュワードシップ・コード」を取りまとめ、公表 「IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「IFRSの任意適用企業の目標を表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表現の表 | ・国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」を取りまとめ(2016年12月) ・東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都は、金融庁と連携しつつ、海外金融系企業に対し、ビジネス全般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) 「個人型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度・小規模事業主掛金納付制度の創設、運用資産選択の改善等を盛り込んだ確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)が、2016年の通常国会で成立(2016年5月) ・確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合えるリスク分担型企業年金制度を導入(2017年1月) ・2017年3月に「企業年金と日本版スチュワードシップ・コード」を取りまとめ、公表 《IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進》 「IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進》 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進》 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進》 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進》 「FRSの任意適用企業の関示例を改訂し公表(2016年3月・7月) ・関係機関と連携し、企業のIFRS移行を促すためのセ | ・国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」を取りまとめ(2016年12月) ・東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都は、金融庁と連携しつつ、海外金融系企業に対し、ビジネス全般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) 「自人型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度・小規模事業主掛金納付制度の創設、運用資産選択の改善等を盛り込んだ確定拠出年金法等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)が、2016年の通常国会で成立(2016年5月) ・確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合えるリスク分担型企業年金制度を導入(2017年1月) ・2017年3月に「企業年金と日本版スチュワードシップ・コード」を取りまとめ、公表 「IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる技に発表のでは、2016年3月に「企業年金と日本版スチュワードシップ・コード」を取りまとめ、公表 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「FRSの任意適用企業の更なの表別を表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表別で表 | ************************************ | ************************************ | *** | * 国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」に基づき、海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応がと取りまとめ(2016年12月) * 東京国際金融センター構想性進の観点から、東京都は、金融庁と連携しつつ、海外金融系企業に対し、ビジネス全般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) * 個人型確定拠出年金制度・小規模事業主掛金納付制度の創設、運用資産選択の改善等を盛り込んだ確定拠出年金制度・小規模事業主協全納付額度の創設、運用資産選択の改善等を盛り込んだ確定拠出年金素等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)が、2016年の通常国会で成立(2016年5月)・確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合えるリスク分担型企業年金制度を導入(2017年1月) * 2017年3月に「企業年金と日本版スチュワードシップ・コード」を取りまとめ、公表 * IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進 > IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進 > IFRSに基づく連結財務諸表・四半期連結財務諸表の開示例を改訂し公表(2016年4月) * IFRSに基づく連結財務諸素・四半期連結財務諸素の開示例を改訂し公表(2016年4月) * IFRSに基づく連結財務諸素・四半期連結財務諸素の開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) * 関係機関と連携し、企業のIFRS移行を促すためのセ | (東京国際金融センター構想の推進) ■国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」を取りまとめ(2016年12月) 東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都は、金融庁と連携しつ、海外金融系企業に対し、ビジネス全般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) 《個人型確定拠出年金(iDeCo)や企業年金等の普及・充実〉 「自力を確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度の通常国会で成立(2016年5月)が、2016年の通常国会で成立(2016年5月)・確定給付企業年金制度の運用リスクを事業主と加入者で柔軟に分け合えるリスク分担型企業年金制度を導入(2017年1月) 2017年3月に「企業年金と日本版スチュワードシップ・コード」を取りまとめ、公表 《IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進〉 IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進〉 IFRSの任意適用企業の受っまといる。 (IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進) IFRSに基づく連結財務諸表の開示例を改訂し公表(2016年4月)・IFRSに基づく連結財務諸表の開示例を改訂し公表(2016年3月・7月)・関係機関と連携し、企業のIFRS移行を促すためのセ | マ東京国際金融センター構想の推進> ・国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」を収ままたの(2016年12月) ・東京国際金融センター構想推進の観点から、東京離は、金融行ご連携しつつ、海り金融系を業に対し、ビジネス全般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) IFIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) 「場別型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金制度の加入可能範囲の拡大や簡易型確定拠出年金は等の一部を改正する法律(平成28年法律第66号)が、2016年の通常国会で成立(2016年5月)・2017年3月に「企業年金制度の運用リスクを事業主と加入者で実軟に分け合えるリスク分担型企業年金制度を導入(2017年1月) ・2017年3月に「企業年金と日本版スチュワードシップ・コード」を取りまとめ、公表 「IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進> 「IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進) 「IFRSに基づく連結財務諸素・四半期連結財務諸素の開示例を改訂し公表(2016年4月) ・IFRSに基づく連結財務諸素・四半期連結財務諸素の開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) ・IFRSに基づく連結財務諸素・四半期連結財務諸素の開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) ・IFRSに基づく連結財務諸素・四半期連結財務諸素の開示例を改訂し公表(2016年3月・7月) ・IFRSの任意適用企業の更なる拡大促進 | 《東京国際金融センター構想の推進》 ■ 国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の充実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた取組を推進の現立がと取りまとめ(2016年12月) ・東京国際金融センター構想連の現立から、東京都は、金融庁と連携しつつ、海外金融系企業に対し、ビジネス全般のサポートを行う金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) FIAR 監査監督機関国際フォーラム | 国家戦略特区の有効活用、誘致支援施策の永実強化等について、「海外金融系企業の誘致促進等に向けた当面の対応」を対しませ、2019年2月) 東京国際金融センター構想推進の観点から、東京都は、金融庁と連続しつ、海外金融系企業の誘致促進等に向けた取組を推進の観点から、東京都は、金融庁と連続しつ、海外金融系企業の比とジネス全般のサポートを行う「金融ワンストップ支援サービス」を展開(2017年4月) 「FIAR(監査監督機関国際フォーラム)事務局の東京開設(2017年4月) 「FIAR事務局の円滑な運営を確保するために必要な支援を行う 「FIAR事務局の円滑な運営を確保するため、運営を確保するため、運営を確保するために必要な事をありた。「「FIAR事務局の円滑な運営を確保するため、運営を確保するため、運営を確保するため、運営を確保するため、運営を確保するため、「「FIAR事務局の円滑な運営を確保するため、「「FIAR事務局の円滑な運営を確保するため、「「FIAR事務局の円滑な運営を確保するため、「「FIAR事務局の円滑な運営を確保するため、「「FIAR事務局の円滑な運営を確保するため、「「FIAR事務局の円滑な運営を確保するため、「「FIAR事務局の円滑な運営を確保するために必要を確保するために必要を要し込んだ確定機能を表して、「DeCoや企業年金等の普及・充実を図るを表して、「DeCoや企業年金等の普及・充実を図るを表して、「DeCoや企業年金等の普及・充実を図るを表して、「DeCoや企業年金等の普及・充実を図るを図るを表して、「DeCoや企業年金等の普及・充実を図るを図るを図るを表して、「DeCoや企業年金等の普及・充実を図るを図るを表して、「DeCoや企業年金等の普及・充実を図るを図るを図るを図るを図るを図るを図るを図るを図るを図るを図るを図るを図るを |

中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑫

| | 2013年度~2016年度 | | 2017 | 年度 | | | | 2018 | 年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | |
|---------------|---|--|---|------|----|------|------|------|------|---------|---------|---|--|
| | | | 概算要求 税制改正要望等 | → 秋 | 至 | 末 | 通常国 | 国会 | | | | | |
| | <質の高い個人向け投資商品の提供促進及びNI | SAの利用拡大 | | | | | | | | | | | |
| | 投資信託の運用改善に向けた総合的な環境整備 政府令・監督指針を改正(2014年9月、12月) | 等のところとは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これで | リング等を通じ | て、販売 | 会社 | •投資: | 運用業者 | が双方 | がに対し | 、より質の高い | \商品の提供を | 2020年までに、 世界銀行のビジ ネス環境ランキ | |
| 家計の安定な | NISAの年間投資上限額を引き上げる(100万円 万円)とともにジュニアNISAを導入(2016年1月) NISAの利用状況や販売されている商品内容及 売態勢等について総合的な制度の効果検証を NISAの特設サイトを開設、運営 | リー び販 □ 積立N ************************************ | 積立NISA(平成30年1月開始)を含むNISA制度の更なる普及促進、実践的な投資教育・ 情報提供の促進 | | | | | | | | | | |
| の安定的な資産形成 | <その他> | | | | | | | | | | | 2020年までに、 世界の都市総 合ランキングに おいて、東京が、 | |
| | 大阪取引所にJPX日経インデックス400先物が上場 (2014年11月) 大阪取引所にJPX日経インデックス400オプションが上場(2016年7月) | | | | | | | | | | | | |
| 進と市場環 | 企業再生に関する法的枠組み等の検討・必要な措置の実施 監査の質・公認会計士資格の魅力の向上に向けた取組・広報 | | | | | | | | | | | | |
| 境 | JBIC「海外展開支援融資ファシリティ」の推進 | | | | | | | | | | | 2015年6位→3 位以内に入る | |
| の促進と市場環境の整備等④ | | | | | | | | | | | | | |

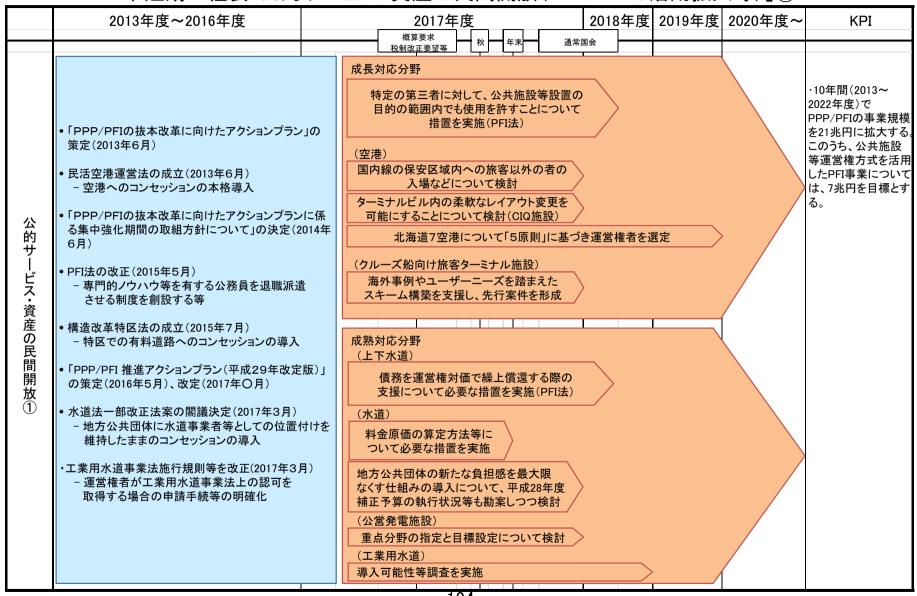
中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」⑬

| | 2013年度~2016年度 | | | | 2017年 | 度 | | | | | 2018 | 8年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|--------------|---|-----------------------|---|-----------------------|----------------------|--------------------|---------------|-------------------|------------|--------------|------|------|--------|---------|---|
| | | | | | 算要求 '正要望等 | ₩ # | 秋 | 年 | * | 通常 | 国会 | | | | |
| | <金融仲介機能の質の改善> | | | 1九市14人 | 正安王守 | | | | | | | | | | |
| | 金融機関の強固な経営管理・リスク管理態勢の システム上重要な金融機関については、引き続 金融機関に対して、ビジネスモデルの変革等を 地域金融機関については、持続可能なビジネスていく 金融機関による企業の海外進出支援について、 | き、政策 通じた紹 モデル・ | を保有株 全営基盤 を構築し | 式の着 の強化 て地域(| 実な縮減 やガバナ の発展に | 域を求 -ンス こ 貢献 | め 強(ばす | ていく とに「 るとし | うけたいう観 | 点から、 | 中長期 | 明的な経 | | ・実行を促し | 2020年までに、 世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、 日本が、2014年 |
| | <金融仲介機能の更なる充実・強化> | | | | | | | П | | | | | | | 先進国19位→3 位以内に入る |
| 金融仲介機能の質の向上① | 2013年8月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」を 同年12月に「経営者保証に関するガイドライン」を策定。民 府系金融機関に対してガイドラインを踏まえた積極的な対 請。ガイドラインの適用開始に合わせて、監督指針・金融校 ニュアルを改定。 ガイドラインの取組事例集を取りまとめ・公表。 ガイドラインのQ&Aの一部を改定。 民間・政府系金融機関におけるガイドラインの活用実績の対果を公表、金融機関によるガイドラインの活用状況の開示。 果を公表、金融機関によるガイドラインの活用状況の開示。 事業者に対する中小企業基盤整備機構等による窓口相談 周知・普及に向けた広報活動や中小企業団体等への協力 短期継続融資の取扱いの明確化(目利き力を発揮した無担保証の運転資金融資の円滑化を図るための金融検査マニの明確化)を実施。 上記、短期継続融資の取扱いの周知。 | 間・政要マ 結進。。 ・計促応請・無 | 経営:「経営金融村地域系 | コンサル 者保証 後関によ | tるガイl 生化支援 | 機能 るガイ ・ライン | の ドラ ンの | 強化 ライン)活月 | 」の記 引状況 | 5用の促 記の開示 | の促進 | | -二一制度の | | 2020年までに、世界の本がにがいる。 2012年4位入る 2012年4位入る 2020年経済のは、世界の本がでは、一ラムのカランでは、一ラムのものがである。 2015年6位 → 3 位以内に入る。 |
| | 金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチの策定(2016年9月) 融資先企業に対するヒアリングやアンケートの実施 | マーク | 金融良質 | 機関との | | る対診 の提係 | 話と | 金融 | 機関 | による開 | | 建進 | | | |
| | 働きやすく生産性の高い企業・職場表彰事業におい 融機関と連携 一部の雇用関係助成金について、生産性の判定に 評価を活用(平成29年度予算) 「戦略産業雇用創造プロジェクト」における地域金融との連携を推進 | 事業性 | | | | | | | | | | | | | |

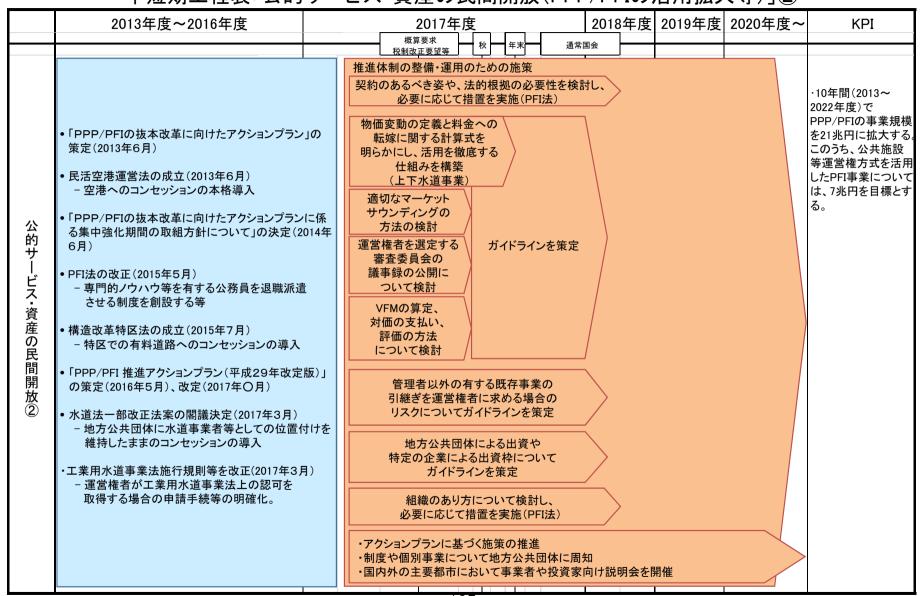
中短期工程表「「形式」から「実質」へのコーポレートガバナンス・産業の新陳代謝」(4)

| | 2013年度~2016年度 | | | ; | 2017年 | 度 | | | | | 2018 | 3年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|--------------|---|--|--|---------|-------------|----------|-----|----|---|--|------|-----|--------|---------|---|
| | | | | | [要求 正要望等 | - | 秋 — | 年末 | \vdash | 通常[| 国会 | | | | |
| 全 | | | | 12.61.2 | | | | | | | | | | | |
| | 公的・準公的資金の運用・リスク管理等の高度化等に関する有識者会議に同有識者会議において提言を取りまとめ、公表(2013年11月) GPIFは新しい基本ポートフォリオを決定、ガバナンス会議の設置等を公表(2014年10月) より安全で効率的な年金積立金の管理及び運用のためのGPIFの組織等の見直し等の所要の措置を講ずるためのGPIF法改正を含む法律が、2016年の臨時国会で成立(2016年12月) | | | | | | | | 2020年までに、 世界銀行のビジネス環境ランキングにおいて、 日本が、2014年 先進国19位→3 位以内に入る 2020年までに、 世界の都市総 | | | | | | |
| 融 | | | | | | | | | | | | | | | 合ランキングに |
| 仲介機能の | 官民ファンド、政府系金融機関に求められる、補完性の原則、外部性の原則に留意しつつ、民間からの成長資金の供給を促すため、引き続き機能発揮に向けた取組を検討 | | | | | | | | | おいて、東京が、 2012年4位→3 位以内に入る • 2020年までに、 | | | | | |
| 金融仲介機能の質の向上② | | | | | | | | | | | | | | | 世界経済フォー ラムの国際競争 カランキングに おいて、日本→3 位以内に入る |

中短期工程表「公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)」(1)



中短期工程表「公的サービス・資産の民間開放(PPP/PFIの活用拡大等)」②



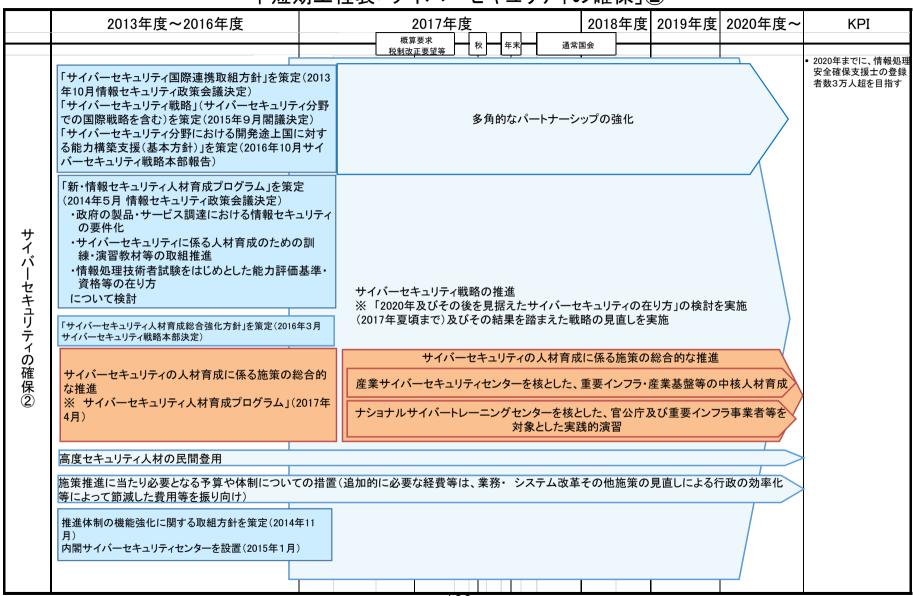
中短期工程表「国家戦略特区による大胆な規制改革」

| | | 住衣 国家戦略行体による人胆は規制以単] | ì |
|-----------|--|---|--|
| | 2013年度~2016年度 | | KPI |
| - | | 概算要求 | |
| 「国家戦略特区によ | 2013年10月 国家戦略特区における「規制改革事項等の検討方針」日本経済再生本部決定 2013年12月 臨時国会において「国家戦略特別区域法」成立 2014年1月「国家戦略特別区域諮問会議」設置 2014年2月「国家戦略特別区域基本方針」閣議決定 2014年4月「国家戦略特別区域を定める政令」閣議決定 2014年5月「区域方針」内閣総理大臣決定 2014年6月「関西圏国家戦略特別区域会議」の立上げ | 祝制改正安呈寺 | • 2020年までに、 世界銀行のビジ ネス環境ランキ ングにおいて、 日本が、2014年 先進国19位→3 |
| | (14回開催、27件の事業を認定) 「福岡市国家戦略特別区域会議」の立上げ ※2016年1月より「福岡市・北九州市国家戦略 特別区域会議」に改称 (11回開催、40件の事業を認定) 2014年7月「新潟市国家戦略特別区域会議」の立上げ (8回開催、21件の事業を認定) | 国・自治体・民間による国家戦略特別区域会議の運営 区域計画の追加等 | 位以内に入る • 2020年までに、世界のかれ、では終にが、2012年4位入る 位以の年までは、2012年4位入る ・ 2020年までに、世界の中ま済際がある。、世界のコンでは、一手がでは、12015年6位→3 |
| | 「養父市国家戦略特別区域会議」の立上げ (9回開催、20件の事業を認定) 新たな措置に関する提案募集を実施 | | |
| 区に | 2014年10月「東京圏国家戦略特別区域会議」の立上げ (17回開催、80件の事業を認定) 「沖縄県国家戦略特別区域会議」の立上げ | 区域計画の認定 | |
| る大 | (5回開催、4件の事業を認定) 2015年7月 新たな規制改革事項等を追加した「国家戦略 | 特定事業の実施 | |
| 大胆な規 | おたなが前は半事項等を追加した国家報告 特別区域法及び構造改革特別区域法の一部 を改正する法律」が成立 | 更なる規制改革事項等の検討 | |
| な | 2015年8月 国家戦略特区の2次指定 | (事業実現のための「窓口」機能の強化) | 位以内に入る |
| 規制改革 | 2015年9月「仙北市国家戦略特別区域会議」の立上げ(5回開催、7件の事業を認定) 「仙台市国家戦略特別区域会議」の立上げ(5回開催、10件の事業を認定) 「愛知県国家戦略特別区域会議」の立上げ(5回開催、19件の事業を認定) 2016年1月 国家戦略特区の3次指定 2016年3月「広島県・今治市国家戦略特別区域会議」の立上げ(4回開催、14件の事業を認定) 1次指定6区域の認定区域計画の進捗状況に係る評価の実施 | 更なる規制改革事項等の法的措置等 (2017年度までを集中改革強化期間とし、残された岩盤規制について、突破口を開く) | |
| | | 必要であれば、新たな区域を指定 | |
| | | | |
| | 2016年5月 新たな規制改革事項等を追加した「国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律」が成立 2017年3月 通常国会において新たな規制改革事項等を | | |
| | 追加した「国家戦略特別区域法及び構造改革 特別区域法の一部を改正する法律案」を提出 | _ 136 - | |

中短期工程表「サイバーセキュリティの確保」①

| | 中应为工 | | _ | ヤエソノイ | | · · | | | |
|--|---|-------------------|---------------------------------------|----------------|----------------------|----------|------------|---|--|
| 2013年度~2016年 | 度 | 2 概算 | 017年度 | | | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | |
| <サイバーセキュリティの確保とITラー・「IoT推進コンソーシアム」の設置(※「IoT推進コンソーシアム」の下に「IoT推進コンソーシアム」の下に「IoT推進コンソーシアム」の下に「IoT推進コンソーシアム」の下に「IoT推進コンソーシアム」の下に「IoT推進コンソーシアム」の下に「IoT推進コンソーシアム」の下に「IoT推進コンソーシアム」の下に「IoT推進コンソーシアム」の表現では、「IoT推進コンソーシアム」の表現では、「IoT推進コンソーシアムの企業を表現しています。 | 2015年10月) | | 要望等 秋 一 秋 | 年末 1 | 五 常国会 | | | 2020年までに、情報処理 安全確保支援士の登録 者数3万人超を目指す | |
| IoTセキュリティガイドラインの策定 | ンググループ」等を設置 IoTセキュリティガイドラインの策定(2016年7月) IoTセキュリティガイドライン等の普及・見直しの検討 事業や政府系ファンドによるベンチャー企業等の育成、NED セキュリティ製品・サービスの認定制度の構築等を通じたサイバーセキュリティ産業の成長産業化 | | | | | | | | |
| のの支援等 制御ンステム等のセキュリティの国 行う機関による制御機器の認証制 企業サイバーセキュリティ対策等に係る情報 | 内での評価・認証を 度を創設(2014年度) | 制御システムのともに制御機器の | 評価についてれ D認証の普及を | 検討すると ・促進する | | | 以改座来化 | | |
| 項を明確化したガイドラインを策定(2016年 ※「企業経営のためのサイバーセキュリテ サ 国際標準に基づく第三者評価・監 | 8月) イに係る基本的な考え方」 査の実施 | 「企業経営のため的な考え方」を踏ま | | | | | | | |
| イ サイバー犯罪・サイバー攻撃対策 | の強化 | | | | | | | | |
| バー | | | 文 | 処機関における | る人的基盤の強化 | <u> </u> | | | |
| セ 「重要インフラの情報セキュリティダ 計画」の策定(2017年4月) コ 個人情報保護委員会による監視・監督体制: | 「重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第4次行動 計画」の策定(2017年4月) IT化や技術進展を踏まえ、重要インフラの対象範囲を継続的に見直し 重要インフラの情報共有体制の整備及び基盤構築、実践的な演習・訓練の実施等 | | | | | | | | |
| ユ 個人情報保護委員会による監視・監督体制・ | 個人情報保護委員会による監視・監督体制を整備 | | | | | | | | |
| ことの情報連携を通じ、国・地方全体を行る。 整備 | 府瞰した監視・検知体制を | ※ 「2020年 | | 見据えたサイバ | ーせキュリティの ご戦略の見直しを | | を実施 | | |
| 保定 は サイバーセキュリティ基本法及び情報 促進に関する法律の一部を改正する お | 処理の 政令等の 第定 | | | | 制度の運用・周 | | | | |
| (平成28年4月15日)、施行(同年10月: サイバーセキュリティ戦略本部の業務筆 ※ 改正法施行に合わせて9法人を指定 | | | 1月 手以 火でルエ | 女主雄 体文版] | | | | | |
| 中央省庁に加え、独立行政法人、府省 を行う特殊法人等についても監視対象 ※ 改正法施行に合わせて9法人を指 | を段階的に拡大 | | | | | | | | |
| GSOCシステムの検知・解析能力、運用体方針の策定 ※推進体制の機能強化に関する取組方針等を踏力を強化した第3期GSOCシステムを構築し、独法整備(2017年3月) | まえて、検知・解析能 | | | | | | | | |
| 攻撃リスクの低減等を含む政府機関等の対 | | | 事案の発生状況やサイバー攻撃の動向、IT利活用環境の変化等を踏まえた見直し | | | | | | |
| ※ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための紀 | ※ 政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群(2016年3月) 監査を通じた政府機関等の情報セキュリティ対策水準の向上 | | | | | | | | |

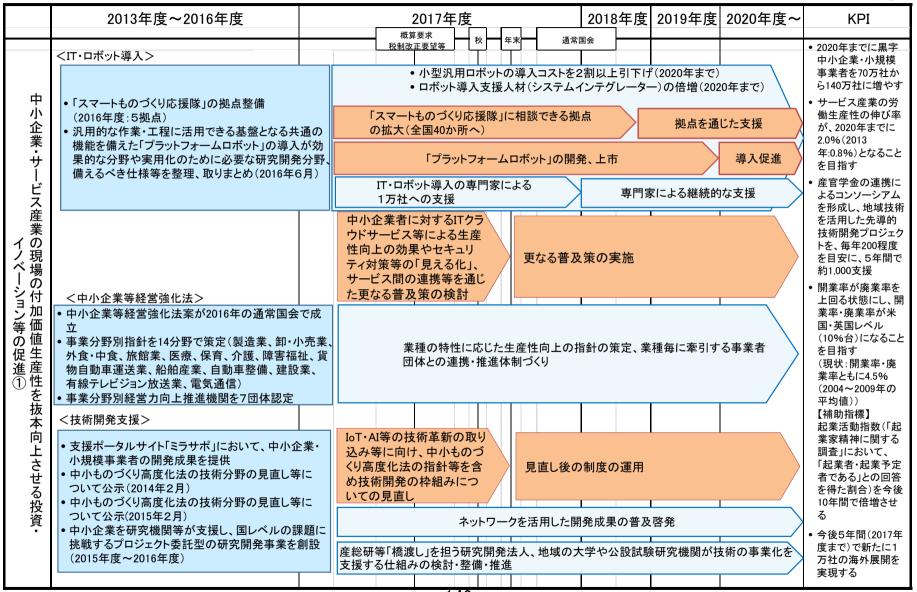
中短期工程表「サイバーセキュリティの確保」②



中短期工程表「シェアリングエコノミー」

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | | 年度 2020年度~ KPI | • |
|-------------|--|---|-------------------------------|--|---------------|
| | 2010年及 2010年及 | 概算要求 | 通常国会 | 一及 2020 一及 1011 | |
| | | 税制改正要望等 | E TELE | シェアリングエニ 用地方公共団 を平成29年度^ロ とも30地域で創 | 体の事例 中に少なく |
| シェアリングエコノミー | 「シェアリングエコノミー検討会議」を開催し、必要な措置を取りまとめた「シェアリングエコノミー推進プログラム」を公表(2016年11月)また、シェアリングエコノミー促進室を設置(2017年1月) | 「シェアリングエコノミー推進プログラム」に基別による安全性・信頼性の確保等、シェアリンがあ。また、グレーゾーン解消をです。また、グレーゾーン解消をです。とを目指す | グエコノミーの健全な発展に 制度の活用支援等を実施。 | レールの普及展 | 割出する。 |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」①



中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」②

| 2 | 013年度~2016年度 | | 2017: | 年度 | | 2018年月 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|--|------------------------------------|-------|--|--------------------------------|--------------------------|--------------|-------------------------------|------------|--|
| | 業者の取引条件の改善> | | 概算要求 税制改正要望等 | 秋 年末 | 通常 | 常国会 | | | 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす働生産性の伸び率が、2020年までに |
| (コスト転) (コスル 請払 計 準関 インベーシービス産業の現場のは ・ で まい で ま | に応じた要請文書等の発出 選送業と荷主、建設業と金属加工業の関 | 強化で見直 | 改正で された下請法の記 りし要請など、必要 たに下請Gメンを | D確認(改善状況 な対応を検討し 配置し、年間2 | 引係法令、自 兄を把握し、 、実施) | ま行動計画、課題が確認さ | 下請ガイドライン されれば、自主行 加査の実施 | 計画の | 2.0%(2013と 2.0%(2013と 2.0%(2018指) 2.0%(2018 2.0% |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」③

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|-------------|---|---|---------------------------|--|
| | 2013年度、2010年度 | 押貨亜⇒ | | KF1 |
| | <サービス産業の活性化・生産性向上(横断的取組 | 一 秋 年末 | 常国会 | 2020年までに黒字 |
| 中小企業・サー | サービスの品質を評価するおもてなし規格認証の選 (2016年8月下位認証、2017年4月上位認証の運用 始) | 用・物料性の普及 | SO化に向けた検討 | 中小企業・小規模 事業者を70万社か ら140万社に増やす |
| | サービス産業の高付加価値化に向けた人材の育 産学連携による大学等のサービス産業の経営人育成に向けたプログラム、カリキュラムの開発等を援 | オ なしスキルスタンダード(仮 | ンダード(仮称)の導入促進 | サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す産官学金の連携に |
| ビス産業の | 【日本貿易振興機構を活用した海外展開支援】 ミッション派遣、有力者招聘、フランチャイズ展示会: | 【サービス産業のグローバル化に向けた検討】 ・サービス海外展開グランドデザイン(仮称)を策 ・ハンズオン支援を中核としたワンストップサービ | | よるコンソーシアム を形成し、地域技術 を活用した先導的 技術開発プロジェク |
| イの現 | | 商慣行等の是正に必要な対応策の検討 | 必要な対応策の実施 | トを、毎年200程度 を目安に、5年間で |
| パーションパ場の付加に | 「サービス業の生産性向上協議会」の開催(2015年月~) 5分野での生産性向上のためのモデル創出・ノウルの標準化(2016年度) | 分野ごとにノウハウ・例 | 憂良事例の横展開 | 約1,000支援 ・開業率が廃業率を 上回る状態にし、開 業率・廃業率が米 |
| ■等価の値 | 「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイト イン」を策定(2015年2月)、改定(2016年2月) | ベストプラクティスの | の充実を検討・実施 | 国・英国レベル (10%台)になること を目指す |
| 促生進産 | 日本サービス大賞の創設(2015年3月) | 定期的な表彰を実施(第2 | 2回は2018年に開催) | (現状∶開業率・廃 業率ともに4.5% |
| 1 ③ 性 | IT利活用状況を自己評価できるツールの策定 | ツールの普及 | - 活用推進 | (2004~2009年の |
| を抜本 | ボランタリーチェーン化の ノウハウをまとめたマニュアルの策定に向けた検討 | マニュアルの普 | 及・活用推進 | 平均値)) 【補助指標】 起業活動指数(「起 |
| 向上させる投資・ | IoTやクラウド等を用いた外国人旅行者等の属性情等の活用や決裁環境の提供等に向けた実証事業(2016年度) | 社会実装化に向 | 向けた取組 | 業家精神に関する 調査」において、 「起業者・起業予定 者である」との回答 |
| | 「クラウド等を活用した地域ICT投資の促進に関す検討会」において、地方の小規模事業者等による利活用促進策を取りまとめ 地域の中小企業等にクラウドサービス等のICT利用の普及啓発やICT投資を促進する体制を整備 新たに整備した推進体制を支援することにより、地においてグラウド等のICT利活用を促すセミナーを制 | T 推進体制を活用したICT利活用の成功事例の普けるICT利活用促進の支援 域 | B及、セミナー開催等、地域の中小企業にお ・ | を得た割合)を今後 10年間で倍増させる ・今後5年間(2017年度まで)で新たに1 万社の海外展開を実現する |
| | | 140 | | |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」④

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|------------------|---|---|---|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | 0000左士之に田中 |
| | くサービス産業の活性化・生産性向上(横断的取組) | | 2020年までに黒字 中小企業・小規模 |
| 中 | 地域の専門支援人材のリスト化 | 中小企業支援機関に集約・共有、地域の支援ネットワークの構築 よろず支援拠点における中小企業・小規模事業者からの経営相談支援体制の強化 | 事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労 |
| 小企業 | 事業者の経営課題と解決策、 対応施策等を「見える化」し、公表(2015年7月) | 「見える化」した経営課題・解決策等や評価手法を事業者・支援機関に提供これらを活用した支援機関による積極的な支援や、地域金融機関による事業性評価に基づく融資・コンサル機能の発揮を推進 | 働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となること |
| ・サービス | 中小サービス事業者にIT利活用の助言・支援を行うコンサル人材のリスト化 | T ITコンサル人材に対する評価の仕組を含むマッチングプラットフォームの構築・運用 | を目指す • 産官学金の連携に よるコンソーシアム を形成し、地域技術 |
| ス産業の現場 | | | を活用した先導的 技術開発プロジェクトを、毎年200程度 を目安に、5年間で 約1,000支援 |
| וו | <サービス産業の活性化・生産性向上(事業分野別 | 双組(却・小売))> | • 開業率が廃業率を 上回る状態にし、開 |
| ンョン 知加 無価 | POSデータや気象情報等のビッグデータとAIを用いた要予測システムの構築(平成26年度~平成28年度) | 悪 民間を主体とした運用体制の構築及び更なる普 及の検討 更なる普及に向けて必要な措置の検討 | 業率・廃業率が米 国・英国レベル (10%台)になること |
| Pの促進④ !値生産性を抜 | 多言語での商品情報提供の課題抽出に係るワージグループの設置(2015年7月) 製・配・販連携協議会において、商品情報を多言語蓄積するデータプールと、当該データを用いて商品報を多言語で提供するスマホアプを開発(2017年3) | データプールへの多言語化された商品情報の更なる蓄積を目指し、当該取組を普及 | を目指す (現状:開業率・廃 業率ともに4.5% (2004~2009年の 平均値)) 【補助指標】 |
| 本 向 - | 倉庫や店舗内での自動走行や隊列走行を行うロボト台車の活用に向け物流業務の自動化実証(平成年度) 高齢者の買物支援等の先行実施(平成27年度予算 | 卸・小売におけるロボット活用の普及促進 | 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、「起業者・起業予定者である」との回答を得た割合)を今後 |
| 上させる投資・ | 納品期限の見直しに係る業界による実証事業の実 (2013年度) 製・配・販連携協議会において、納品期限の見直し 賞味期限の年月表示等を内容とした手引書を策定 (2016年7月) | | 10年間で倍増させる ・ 今後5年間(2017年度まで)で新たに1 万社の海外展開を 実現する |
| | | 140 | 1 |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」⑤

| | | 来 17.就快事来省07年初7 7 | | | | |
|------------|--|--|--|----------------|---------|--|
| | 2013年度~2016年度 | <u>2017年</u> 度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 秋 年末 通常 | 常国会 | | | – |
| | <サービス産業の活性化・生産性向上(事業分野 | 税制改正要望等 | | | | 2020年までに黒字 中小企業・小規模 事業者を70万社か ら140万社に増やす |
| 中小企業・サ | 宿泊施設に関する情報提供の在り方について、の方向性を取りまとめ(2014年4月) 外国人旅行者向け宿泊施設検索窓口サイトの閉(2015年7月開設) 旅館ホテル生産性向上協議会の設置(2015年16) 旅館経営者向けーラーニング講座(経営入門編 | 受 引) D両 | 旅館・ホテル等の経営者を対象とした、宿泊業の生産性向上事例集 や動画の活用 | | | |
| ービス産業の現場 | 信開始(2015年5~8月) ・旅館経営者向け産学官連携教育プログラム(経営践編)の開催 ・宿泊業の生産性向上推進事業の実施(2016年度(モデル旅館・ホテルへのコンサルティング、経営けワークショップ、宿泊業の生産性向上事例集・動の作成) | 実 や動画の活用 | | | | |
| ーション | <サービス産業の活性化・生産性向上(事業分野 | | | | | 開業率が廃業率を 上回る状態にし、開 業率・廃業率が米 |
| 等の促進⑤ 振本向上 | トラック運送事業者、荷主、国交省、厚労省、経歴等が参画する「トラック輸送における取引環境・労間改善協議会」を中央(2015年5月)及び各都道(2015年7月・8月)で立ち上げ、先進事例の共有態調査、長時間労働改善に向けたパイロット事業施 上記協議会の枠組みの中で、運賃・料金の適正に向けた方策の検討を開始(2016年7月) | 場時 県 長時間労働改善に向けたパイロット事業の実施、 をまとめたガイドラインの策定・普及、運賃・料金の に向けた方策を検討・実施等 | | ガイドライン の促進等 | ンの普及・定着 | (10%) (10% |
| | 「下請・荷主適正取引推進ガイドライン」の改訂 (手待ち時間の解消に係る項目を新設)(2015年2 トラック産業における書面化推進ガイドラインの第 (2014年1月) 独禁法や下請法との関係において問題となりうる 等を示したリーフレットを作成、周知(2017年2月・ | と せいまけ一の開催等を通じて、各種ガイドライン等の けた取組を実施 「為」 | の周知・普及を図 | 図る等、取引条 | 件の改善に向 | |
| 貸 | 中継輸送の実証実験を実施(2015年4月〜2017年 し、その結果を踏まえ、中継輸送の実施に当たって 引き書を作成(2017年3月) | | を通じた周知や | 事業者の利用 | 用を促す方策の | 今後5年間(2017年度まで)で新たに1 万社の海外展開を実現する |
| | | | | | | 75.507.0 |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」⑥

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | |
|------------------|--|---|---|
| | 2010 12 2010 12 | 斯 省 亜 | 10. 2 |
| | <サービス産業の活性化・生産性向上(事業分野 | 税制改正要望等 | 2020年までに黒字 中小企業・小規模 |
| 中小企 | 関係団体、有識者、農水省及び厚労省が参画する食・中食産業の生産性向上協議会の立ち上げ(20年6月) 製造業の専門家等と連携した活動、外食・中食事の現場におけるモデル的コンサルティング、セミナイスがあった。 | 5 セミナーの開催等を通じて、 「外食・中食産業の生産性向上に向けた手引き」の普及を図り、 ・等 外食・中食事業者の現場での実践を推進 | 事業者を70万社から140万社に増やす ・ サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013 |
| 業・サー | を通じたモデル事例から得られたノウハウの横展 (「外食・中食産業の生産性向上に向けた手引き」 成配付)等(2015年度・2016年度) | | 年:0.8%)となること を目指す ・ 産官学金の連携に |
| ビス産業 | 「外食における原産地表示ガイドライン」「惣菜・弁 情報提供ガイドライン」を通じた原産地表示等の情 提供 | | よるコンソーシアム を形成し、地域技術 を活用した先導的 技術開発プロジェク |
| イノベーの現場の | ムスリムフレンドリー、メニューの多言語化の推進 ナーの開催、飲食事業者向けインバウンド対応ガ ブックの作成、インバウンド対応セミナーの開催 | | トを、毎年200程度 を目安に、5年間で 約1,000支援 ・開業率が廃業率を 上回る状態にし、開 |
| ション等の促進⑥以付加価値生産性 | 「日本食文化普及・継承のための官民合同協議会設立、「日本食魅力発信アクションプラン10」の策算(2015年2月)、同プランを「日本食・食文化魅力発クションプラン(2016-2018)」へ改訂(2016年5月) | では、 改訂したプランに基づく食文化や食産業の海外展開を推進するとともに課題を整理の上、 新たなアクションプランを検討 | 業率・廃業率が米 (10%台)になること を目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5% (2004~2009年の |
| を 抜 | 全都道府県で地域医療構想の策定完了(2017年3 | 各都道府県が策定した地域医療構想に基づく質が高く効率的な医療提供体制の構築を支援 | 平均値)) 【補助指標】 |
| 本向 | <サービス産業の活性化・生産性向上(事業分野別 | 取組(医療))> | 起業活動指数(「起 業家精神に関する 調査」において、 |
| 上され | 医療機関間等での情報やり取りに使用する用語、二 等の標準規格を順次策定 | ード 診療データをオンラインで参照できるシステムの構築等ITを活用した効率的かつ質の高い 医療提供体制の構築を推進 | 同量」において、 「起業者・起業予定 者である」との回答 |
| させる投資・ | 医療勤務環境改善支援センターの設置 (2017年3月 47都道府県で設置済) 医療従事者の勤務環境改善に役立つ情報を提供「いきいき働く医療機関サポートWeb」の開設(2018月)・周知 各医療機関における勤務環境改善計画策定のた具体的な手引書の策定(2014年10月)・周知 | ● 医療機関の取組事例の追加等、サポートWebの掲載情報の充実 ● セミナー等を通じた手引書の周知、改善計画策定の推進 | を得た割合)を今後 10年間で倍増させる 。 ・今後5年間(2017年度まで)で新たに1 万社の海外展開を実現する |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」⑦

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|---------------|---|---|---|---|
| 中小企業・サービ | <サービス産業の活性化・生産性向上(事業分野別 | 税制改正要望等 | 国会 | 2020年までに黒字 中小企業・小規模 事業者を70万社か ら140万社に増やす |
| | 介護人材の需給推計(確定値)の公表(2015年6月) 介護人材確保に向けた福祉人材センターの機能強介護福祉士の資格取得方法の一元化等を内容と社会福祉法等の一部を改正する法律が成立(2016月) 「地域医療介護総合確保基金」を活用した介護人材保の事業の実施(2015年度~) 介護人材の働き方の実態把握 | ・新たな介護人材の働き方の実態調査等の実 ・効果検証や実態調査などを踏まえた検討を行 等を活用した量・質両面からの人材確保対策 | テい、更に「地域医療介護総合確保基金」 の総合的・計画的推進を実施 体化に向けた有識者等による検討と、 | サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術 |
| ス産業の現場の | 「福祉用具・介護ロボット実用化支援事業」において ニーズに即した実用性の高い機器の開発に向けた 現場と開発現場のマッチングを支援 介護保険の対象となる福祉用具・住宅改修に係る の随時受付を開始 | 介護 • 引き続き、介護ロボットの開発・実用化を • 引き続き、介護ロボットの開発・実用化を | | を形成し、地域技術を活用した先導的 技術開発200程間を1,000支援を目安に、5年 を1,000支援・開業率が廃業にし、 第二の表別では、10%会)に (10%会)になることを目指す (10%会)になることを目指す (10%会)によりになることを目指す (10%会)に対象のことを目指す (10%会)に対象のことを目指す |
| ーション等の促の付加価値生 | 「介護人材確保地域戦略会議」において、介護業 T活用方策を都道府県担当者と共有(2016年2月) 「地域医療介護総合確保基金」により、都道府県な IT活用事例の普及促進等を支援 | SOME WALL BEING | | |
| ずの促進⑦ (値生産性を抜 | < サービス産業の活性化・生産性向上(事業分野別・保育所において、ガイドラインに基づく第三者評価 | | | 業率ともに4.5% (2004~2009年の 平均値)) 【補助指標】 |
| 本向 | 施(第三者評価の受審及び公表を行った事業者に る受審料の補助(2015年4月~)) • ガイドラインに、IT利活用を位置付け(2016年3月) | | | 起業活動指数(「起 業家精神に関する 調査」において、 「起業者・起業予定 |
| 上させる投資 | 保育士の雇用管理のための手引きや事例集の策定 知(2015年) | ・周 手引きや事例集 | の普及啓発 | 者である」との回答 を得た割合)を今後 10年間で倍増させ |
| 投資• | | 146 | | る • 今後5年間(2017年 度まで)で新たに1 万社の海外展開を 実現する |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」⑧

| でできた。では、 | | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|--|--------------|--|---|--------------------------------|-----------------|---------|--|
| □ カルベンチマーク等を活用した成長資金の供給の促進 □ カルベンチマーク所を活用した成長資金の供給の促進 □ カルベンチマーク所の取組に関する評価に係る多様なベンチ 家の検討等に関する取組を実施 □ 金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチ マークの策定(2016年9月) ・ 融資先企業に対するヒアリングやアンケートの実施 ・ 金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチ マークの策定(2016年9月) ・ 融資先企業に対するヒアリングやアンケートの実施 □ 2013年8月に「経営者保証に関するガイドラインの張力と関係機関等の連携強化等 □ 2013年8月に「経営者保証に関するガイドラインの強化関係機関等の連携強化等 □ 2013年8月に「経営者保証に関するガイドラインの強化関係機関等の連携強化等 □ 2013年8月に「経営者保証に関するガイドラインの海内に対している実施と関係機関等の連携強化等 □ 2013年8月に「経営者保証に関するガイドラインの表別を関係機関をの連携強化等 □ 2013年8月に「経営者保証に関するガイドラインの海内に対しているでは、対してガイドラインの表別を対して、監督指針・金融後をマニュアルを改定 ・ 大がドラインのの&Aの一部を改定 ・ 大がドラインのの&Aの一部を改定 ・ 大がドラインのののの開発を取りまとめ、公表 ・ 会配機関によるガイドラインの活用状況の開示の促進 ・ 体替的融資手法の充実・利用促進 ・ 金融機関によるガイドラインの活用状況の開示の促進 ・ 体替的融資手法の充実・利用促進 ・ 金融機関によるガイドラインの活用状況の開示の促進 ・ 企融機関によるガイドラインの活用状況の開示の促進 ・ 企品を関するガイドラインの活用状況の開示の促進 ・ 企品を対して、に対した成長を通じた ・ 大部では、対した、原本・経験を通じた ・ 大部では、対した、原本・経験を通じた ・ 対した、原本・経験を通じた ・ 本語を表に表して、原本・経験を通じた ・ 本語を表に表して、に対した、原本・経験を通じないて、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対して、に対し | の活用や一 | <事業性評価に基づく、担保・保証に過度に依存しな | REVICからの地域金融機関への専門家派遣 REVICからの地域の地域を開発を表現します。 REVICからの地域を開発した。 REVICから、 REVICが可能を含まれる。 REVICが可能を含まれる。 REVICが可能を含まれる。 REVICが可能を含まれる。 RevICがのは、 RevIC | ンドや政府系金 VIC)や日本政策 ンズオン支援 | | | 中小企業・小規模 事業者を70万社か ら140万社に増やす ・サービス産業の労 働生産性の伸び率 が、2020年までに 2.0%(2013 年:0.8%)となること |
| ・金融仲介の取組に関する評価に係る多様なベンチマークの策定(2016年9月) ・融資先企業に対するヒアリングやアンケートの実施 ・ 2013年8月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置、同年12月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置、同年12月に「経営者保証に関するガイドラインを踏まえた積極的な対応を要請。ガイドラインの適用開始に合わせて、監督指針・金融検査マニュアルを改定・ガイドラインの取組事例集を取りまとめ・公表・ガイドラインのの取組事例集を取りまとめ・公表・ガイドラインのの服用・の収進・・ 大利・アークの収益の場所・の収進・・ 中小企業基盤整備機構等による事業者に対する窓口相談対応、周知・普及等を通じた 利用促進・・ 市がよびは大きないなが、原知・普及等を通じた 利用促進・・ 市がよびは大きないなが、原知・普及等を通じた 利用促進・・ 中小企業基盤整備機構等による事業者に対する窓口相談対応、周知・普及等を通じた 利用促進・・ 市がよびによる方がにの実施と思格機関による開示の促進・・ 中小企業基盤整備機構等による事業者に対する窓口相談対応、周知・普及等を通じた 「起業活動指数(「起業活動指数(「起業活動指数(「起業活動指数(「起業活動指数)」に対していて、「記案活動に関するが、「記案活動に関する。」に対していて、「記案活動に関する。 1 日本の表に関するが、1 日本の表に関する第一に関するが、1 日本の表に関するが、1 日本の表に関するは関するが、1 日本の表に関するが、1 日本の表に関するの表に関するが、1 日本の表に関するの表に関するが、1 日本の表に関するの表に関する、1 日本の表に関する、1 | ل ا | | ローカルベンチマーク等を活用し ローカルベンチマークの普及促進について、「ロー 等による参加団体を通じた周知、活用事例の収録 | ーカルベンチマ・ | 一ク活用戦略 | | よるコンソーシアム を形成し、地域技術 を活用した先導的 技術開発プロジェク トを、毎年200程度 を目安に、5年間で |
| ・2013年8月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置、同年12月に「経営者保証に関するガイドライン研究会」を設置、同年12月に「経営者保証に関するガイドラインを踏まえた。 | l tn の | マークの策定(2016年9月) | 金融機関との深度ある対話と金融機関による関 良質な金融サービスの提供に向けた競争の実 | | | | ・開業率が廃業率を 上回る状態にし、開 業率・廃業率が米 |
| | 謝等の促進① おや円滑な | 会」を設置、同年12月に「経営者保証に関するガイドイン」を策定 ・民間・政府系金融機関に対してガイドラインを踏まえ積極的な対応を要請。ガイドラインの適用開始に合っせて、監督指針・金融検査マニュアルを改定 ・ガイドラインの取組事例集を取りまとめ・公表 ・ガイドラインのQ&Aの一部を改定 ・民間・政府系金融機関におけるガイドラインの活用型積の集計結果の公表、金融機関によるガイドラインの活用状況の開示の促進 ・事業者に対する中小企業基盤整備機構等による窓相談対応 ・周知・普及に向けた広報活動や中小企業団体等への | ・「経営者保証に関するガイドライン」の一層の活用・代替的融資手法の充実・利用促進・金融機関によるガイドラインの活用状況の開示のサインの企業基盤整備機構等による事業者に対する利用促進 | D促進 | 、周知·普及 역 | 等を通じた | (10%台)になることを目指す (現状:開業・廃業をもに4.5% (2004~2009年の平均間指動指動では、 (2004~2009年の平均間指動指動では、 (2004~2009年の平均間指動指動では、 (2004~2009年の平均間ができる。 (2004~2009年の平均間ができる。 (2004~2009年の平均間ができる。 (2017年)を発きさせる。 (2017年)を会話を目(2017年)を会話を目(2017年) |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」⑨

2018年度 2019年度 2020年度~ 2013年度~2016年度 2017年度 KPI 概算要求 秋 诵常国会 税制改正要望等 2020年までに黒字 <事業再生・事業承継、適切な新陳代謝の促進と 中小企業·小規模 事業者を70万社か • 都道府県を中心に域内の支援機関が結集する事業承継ネットワークの構築及び事業承 機 ら140万社に増やす 継診断の実施 事業承継の円滑化や事業承継を契機とした経営革新 サービス産業の労 • 資金繰り管理の支援等によるプレ承継(見える化、磨き上げ)支援の強化 ഗ 等の促進に向けて必要な方策等について検討 働生産性の伸び率 プレ承継(見える化、磨き上げ)支援の強化や、事業承継補助金による事業承継を契機とし 活 • 事業承継ガイドラインを策定(2016年12月) が、2020年までに 用 た経営革新等の促進等の早期承継のインセンティブ強化 2.0%(2013 ₩ 年:0.8%)となること 事業承継を契機に、中小企業の成長性を確 を目指す 保する観点を含め、中小企業の事業の共同 必要な措置の実施 貫 産官学金の連携に 化・統合等を推進する枠組みを検討 よるコンソーシアム 業承継、 事業引継ぎ支援センターの機能強化及び金融機関・士業等との一層の連携強化を図る を形成し、地域技術 とともに、事業承継診断を実施すること等により、事業引継ぎのマッチングを更に促進 を活用した先導的 後継者不在の中小企業者の事業引継ぎを支援する 技術開発プロジェク 「事業引継ぎ支援センター」の全国展開を実現 事業引継ぎデータベースの開示範囲の拡 民間データーベースとの連携方策の実 トを、毎年200程度 事業引継ぎガイドラインを策定(2015年4月) 大と利便性の向上、民間データーベースと を目安に、5年間で 適制 の連携の検討を実施 約1.000支援 切の 事業承継の円滑化を図るため、民法特例の親族外対 開業率が廃業率を 上回る状態にし、開 新築 象化や小規模企業共済の機能強化等を盛り込んだ「承 法の執行・周知広報 業率・廃業率が米 陳を 継円滑化法案」が2015年通常国会で成立し、2016年4 国・英国レベル 代通じ 月に施行 (10%台)になること を目指す 等た (現状:開業率•廃 • 廃業資金を含めた第二創業に対する融資制度の拡充 ത 業率ともに4.5% S促進② 生産性向 不採算事業に係る廃業資金の支援も含めた第二創業を促進 • 小規模企業共済契約者を対象とした廃業準備貸付制 (2004~2009年の 度を創設(2015年10月) 平均値)) 【補助指標】 起業活動指数(「起 中小企業の資金繰りの状 業家精神に関する 信用保証制度の在り方について検討(2016年12月) 況を注視していくとともに、 調査」において、 中小企業政策審議会基本問題小委員会金融ワーキ 「起業者·起業予定 指針等の整備、制度改正内容の周知・普及 今般の制度改正が現場に ンググループにて報告書とりまとめ) 者である」との回答 浸透しその目的を果たすよ • 関連する改正法案が2017年通常国会で成立 を得た割合)を今後 な うモニタリングを実施 10年間で倍増させ 事 中小企業の事業再生・経営改善を促進するため、 再 抜本的な事業再生の促進 • 今後5年間(2017年 • 中小企業再生支援協議会による事業再生支援 度まで)で新たに1 生 認定支援機関による経営改善計画の策定支援 万社の海外展開を • 求償権放棄条例の整備に係る地方公共団体への要 資金繰り管理・採算管理等の早期の段階における経営改善の取組を促すための支援等 実現する

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」⑩

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|--------------|--|---|--|
| 金 | <中小企業支援体制の構築> | 概算要求 <u>税制改正要望等</u> 秋 年末 通常国会 | 2020年までに黒字 中小企業・小規模 |
| 融機能の活用や一貫した | 中小企業・小規模事業者の経営支援を行う 「よろず支援拠点」の整備(平成26年度予算) | 多数の事業者への支援を一層行き渡らせるために、支援人材の増強や アクセシビリティの向上等の取組を進めるなど、支援体制の大幅な強化を図る ・優れた支援人材の確保に努めるとともに、中小企業大学校等を活用した よろず支援拠点で活動する支援人材の早急な育成・レベルアップ ・よろず支援拠点を中心とした中小企業団体等との連携体制の構築 よろず支援拠点の実績向上 のための行動指針・評価手 法の策定・導入 | 事業者を70万社から140万社に増やす ・ サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す ・ 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術 |
| 業承継、適! | 「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律」に基づく商工会・商工会議所の支援能力強化のための認定制度の創設(2014年9月) | | を活用した先導的 技術開発プロジェク トを、毎年200程度 を目安に、5年間で 約1,000支援 |
| 切な新陳代謝の構築を通じ | 認定経営革新等支援機関の検索データベースの整備 (2015年) | 商工会、商工会議所等のサポート役である、中小企業全国団体によるサポートの充実に向けた取組促進 個々の機関の支援可能分野の精緻化やその中の得意分野・支援実績等の情報強化 | 開業率が廃業率を 上回る状態にし、開 業率・廃業率が米 国・アベル (10%台)になること を目指す |
| 等の促進③ | | 経営革新等支援機関について、経営支援活動の質の維持・向上のための対応策を 検討 | (現状:開業率・廃 業率ともに4.5% (2004~2009年の 平均値)) 【補助指標】 |
| 上や | 事業者の経営課題と解決策、 対応施策等を「見える化」し、公表 (2015年7月) | 「見える化」した経営課題・解決策等や評価手法を事業者・支援機関に提供 これらを活用した支援機関による積極的な支援や、地域金融機関による事業性評価に 基づく融資・コンサル機能の発揮を推進 | 起業活動指数(「起業家精神に関する調査」において、 「起業者・起業予定 者である」との回答を得た割合)を今後 10年間で倍増させ |
| 円滑な事業再生・事 | | | る • 今後5年間(2017年 度まで)で新たに1 万社の海外展開を 実現する |

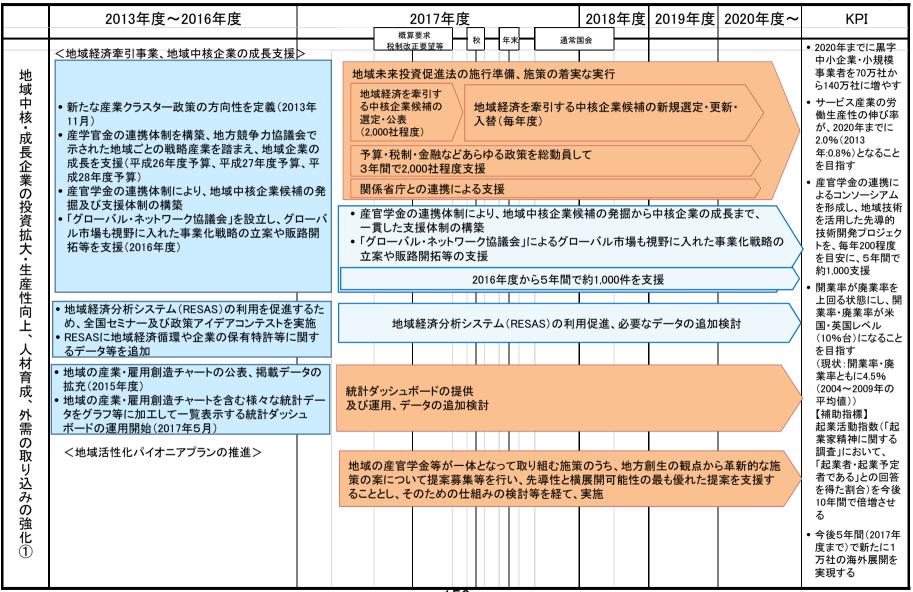
中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」⑪

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|-----------------------------|---|---|---|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | |
| 金 融 機 | <起業・創業前後の切れ目のない支援> | 祝制改正要望寺」 | 2020年までに黒字 中小企業・小規模 |
| | 全国の市町村で創業支援事業計画を策定し、地方 | 公共団体を中心とした産学官金の連携の下、雇用吸収力の大きい地域の企業を立ち上げ | 中小正未・小規模 事業者を70万社か |
| | | 創業支援事業計画の認定制度の見直しも | ら140万社に増やす |
| 機能 | | 周末文法事末計画の記定制度の先直とも 視野に、今後の創業支援策について検討 更なる創業支援策の実行 | • サービス産業の労 |
| の | | 加封に、7後の周末又版本について映画 | 働生産性の伸び率 |
| の活用 | 日本政策金融公庫等や商工会・商工会議所等の支 | | が、2020年までに |
| 規 | | 向け出張授業・ビジネスグランプリの推進、創業スクールの開催) | 2.0% (2013 |
| や | | よる地域の相談体制の整備の促進(相談窓口のネットワーク化・ワンストップ化の促進) | 年:0.8%)となること |
| 貫 | • 民間金融機関との連携・協調の促進(ノウハウ共 | | を目指す |
| 貝 | • 創業者向けの円滑な資金供給の強化(地元の市 | 町村と支援機関の連携強化) | 産官学金の連携に よるコンソーシアム |
| ₩ t- | | 創業金融の活性化に向け、創業支援ネット 創業支援ネットワークの取組や地域金 | を形成し、地域技術 |
| 業承継、 | | ワークの取組や地域金融機関との協調融 融機関との協調融資スキーム等の優 | を活用した先導的 |
| 承 後 | | 資スキーム等の優良事例の分析・収集・発 良事例のPRを通じて関係機関間の連 | 技術開発プロジェク |
| | | 信携の一層の促進を図る | トを、毎年200程度 |
| 適制 | | | を目安に、5年間で 約1.000支援 |
| 切の | 政府系金融機関による貸付金利の引下げや | | 10 / - 11111 |
| な構 | 貸付限度額の拡充等 | 政府系金融機関による創業者向け融資、 | • 開業率が廃業率を 上回る状態にし、開 |
| 新築 | (平成25年度補正予算、平成26年度予算及び | 民間融資の更なる促進 | 業率・廃業率が米 |
| 陳を代通 | 平成26年度補正予算) | | 国・英国レベル |
| 謝じ | | 関係省庁と連携し、融資の際の技術評価の | (10%台)になること |
| 等た | | 日本 日 | を目指す |
| Δ ` | プラネと矢池 | | (現状∶開業率・廃 業率ともに4.5% |
| ╽従生 | 求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する | 求職活動中に創業の準備・検討を行う者に対する | (2004~2009年の |
| 進進 | 雇用保険給付の取扱いの明確化・周知(2014年7月) | 雇用保険給付の取扱いの周知を引き続き実施 | 平均値)) |
| と と と と 産性 向 | NDO+ &+\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\ | | 【補助指標】 |
| | NPOを含むソーシャルビジネス事業者向け 融資制度の拡充(2016年2月) | NPOを含むソーシャルビジネス事業者に対する金融支援の推進 | 起業活動指数(「起 |
| 上や | 融員制度の拡充(2010年2月) | | 業家精神に関する 調査」において、 |
| | 高額の資金需要に対応する小規模事業者向け | 小規模事業者に対する金融支援の推進 | 「起業者・起業予定 |
| 円滑 | 融資制度の新設(平成27年度予算) | 7. 从关于未省(2人), 6. 亚脑又18001世 | 者である」との回答 |
| なし | 地域奴文活性ルナ短機構等による | | を得た割合)を今後 |
| 事 | 地域経済活性化支援機構等による 「地域中核企業活性化ファンド」の設立(2015年4月) | 同ファンドによる資金供給等を通じ、地域の中堅企業等の経営改善・成長を支援 | 10年間で倍増させ |
| 業 | 「地域中核正未泊注ルファフト」の設立(2013年4月) | | る |
| な事業再生 | | | • 今後5年間(2017年 |
| 生 | | | 度まで)で新たに1 |
| 事 | | | 万社の海外展開を 実現する |
| ヂ | | | 天児9つ |
| | | 150 | |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」①

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|----------------|--|---|--|
| 金融 | (事業継続計画(BCP)の裾野の広い普及の促進) | 概算要求 税制改正要望等 | 2020年までに黒写 中小企業・小規模 |
| 機能の | 事業継続計画(BCP)の策定等の取組を積極的に行ている企業等を第三者が認証する仕組み(国土強戦) | 中小企業向けのBCP策定に係るノウハウ集の 活用による普及啓発 | 事業者を70万社だら140万社に増や ・サービス産業の労働生産性の伸び |
| 活用や | 化貢献団体認証制度)を構築するため、認証に関す ガイドラインを公表(2016年2月) | | が、2020年までに 2.0%(2013 年:0.8%)となるこ |
| 一貫し | • 認証実施機関による募集を開始(2016年4月) | 金融機関等への周知・説明を通じて、例えば、金融機関がBCPに関連した融資等を行う際に 本認証を活用するなど、本認証取得のインセンティブの充実等を推進 | を目指す産官学金の連携はよるコンソーシア |
| | <成長分野進出に向けた専門的支援体制の構築> | | を形成し、地域技を活用した先導的 |
| が制め | 地方公共団体・地域金融機関・大学・大企業OBらによる生産性改善指導員の育成機関(カイゼンスクール)を 平成27年度より全国13か所で立上げ(2016年4月時点 | カイゼンスクールの全国展開、業界スクールへの横展開、企業体質強化に向けた指導方法の深掘り | 技術開発プロジュトを、毎年200程原を目安に、5年間約1,000支援 ・ 開業率が廃業率 |
| 構築を通じ | 平成26年度予算において、技術研究組合を設立し、 次世代産業用3Dプリンタ技術等の開発を開始 (2014年4月) | 技術開発プロジェクトの推進、進捗状況を踏まえた更なる措置の検討 | 上回る状態にし、 業率・廃業率が対 国・英国レベル (10%台)になる。 |
| じた、生産性 | 国際認証の取得に向けた専門家派遣制度等について 支援ポータルサイトを通じた情報提供開始 (2014年3月) | ポータルサイトを通じた情報提供の推進、関係機関への専門家派遣制度の周知 | を目指す (現状:開業率・例 業率ともに4.5% (2004~2009年の |
| k進⑤ 産性向上や円滑 | 中小企業・小規模事業者が医療機器の国際規格認 を取得する際の費用を「中小企業・小規模事業者もの づくり・商業・サービス革新事業」の補助対象に追加 開発初期段階から事業化までワンストップ支援を行 「医療機器開発支援ネットワーク」を構築 (2014年10月) | | 平均値)) 【補助指標】 起業活動指数(「 業家精神に関す 調査」において、 「起業者・起業予 者である」との回 |
| な事 | <大企業・異業種をターゲットにした新分野展開の促進 | | を得た割合)を今 10年間で倍増させ |
| な事業再生・事 | ・中小企業者や創業希望者の支援ポータルサイト「ミサポ」の本格運用を開始(2013年10月) ・優れた技術・製品を有する中小企業と、国内大手メーカーや海外企業のマッチングサイトを設立 (2014年10月) | 企業間の連携を促進する仕組みの整備 支援ポータルサイトのマッチング機能の改善 マッチングサイトの登録企業拡大 | る ● 今後5年間(2017 度まで)で新たに 万社の海外展開 実現する |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」③



中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」個

| | 2013年度~2016年度 | | 18年度 2019年度 2020年度~ | |
|-----------------|--|---|-------------------------|---|
| | | 概算要求 | | • 2020年までに黒字 |
| 抽 | <商店街、中心市街地の活性化> | 优则以上交至 | | ◆ 2020年までに無子 中小企業・小規模 事業者を70万社か |
| 地域中核・成長企業の知 | 「地域・まちなか商業活性化支援事業」において、 ・商店街の空き店舗活用等に対する支援を実施(平 26年度予算、平成27年度予算、平成28年度予算) ・商店街の成功要因や課題の分析、これに基づく対 的な取組の見える化及び地方公共団体と連携した 欲ある商店街の先進的な取組の一層の後押し、成 の普及促進(平成28年度予算) ・中心市街地の波及効果の高い商業施設整備等に する支援を実施(平成28年度予算) | 模・ステージに合った支援策を検討 中心市街地におけるまちづくり政策との連携、 人材育成・活用に向けた強化策等の検討 | 策等を通じ中心市街地活性化を支援 | 6140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに 2.0%(2013 年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術 |
| 成長企業の投資拡大・生産性向上 | <多様な人材の活用・支援> | 送出し企業や受入れ企業、働き手の抱える 課題の調査、インセンティブや受入ノウハウ 等の必要な対応方針の検討 | 要な対応策の実施 | を活用した先導的 技術開発プロジェクトを、毎年200程度 を目安に、5年間で 約1,000支援 ・開業率が廃業率を 上回る状態にし、開 |
| `` | 「中小企業・小規模事業者人手不足対応ガイドラインを策定(2016年度) | カイトラインの発信・周知 | 要に応じて改訂 | 業率・廃業率が米 国・英国レベル (10%台)になること を目指す (現状:開業率・廃 |
| 人材育成、外需の | 兼業・副業に関する委託調査を実施 (2016年度) | 兼業・副業の促進のための地 域のモデル事例等の創出 兼業・副業の促進の めの環境整備の検 | | 業率ともに4.5% (2004~2009年の 平均値)) 【補助指標】 起業活動指数(「起業家精神に関する |
| 取り | 地域の中小企業・小規模事業者に対し、人材確保か 定着まで一貫支援を行う事業を開始(2015年3月) | 地域の中小企業・小規模事業者に対し、地域内外から 一貫して支援する取組を継続 | ら多様な人材の発掘・紹介・定着まで | 調査」において、 「起業者・起業予定 者である」との回答 |
| 込みの強化② | <中小企業大学校の機能強化> | 中小企業大学校の研修拡充・高度実践プロ グラム等の試行 施 | | を得た割合)を今後 10年間で倍増させる 。 ・今後5年間(2017年度まで)で新たに1 万社の海外展開を |
| | | _ 153 _ | | 実現する |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」低

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|--------------|---|---|---|--|
| 地域中核 | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常 | | 0年までに黒字 |
| | <地域活性化プラットフォームの推進> | | 1 | ヽ企業・小規模 €者を70万社か |
| | 地域活性化に関する関係閣僚会合を設置し、持続可な都市・地域の形成、地域産業の維持・創出に関する モデルケースを選定 | 選定されたモデルケースに対し、政策対応チ 現地総合コンサルティング等を通じて、地域 | ーム、ワーキングチームの専門家による 舌性化の取組を支援 ・ サー | 10万社に増やす -ビス産業の労 E産性の伸び率 |
| | 各省の地域活性化関連施策をワンパッケージで実現するための改正地域再生法が2014年臨時国会で成立 | 地域再生法に基づき各地域活性化 | 関連施策をワンパッケージで実現 2.09 年:0 | 2020年までに %(2013).8%)となること |
| ・成長企業の投資拡 | 地方自治法を改正し、新たな広域連携の仕組みと「 「連携協約」の制度を創設連携中枢都市圏の先行的なモデルを構築 | 地方交付税措置等の支援策を通じ | た連携中枢都市圏の全国展開 ・産電よるを形 | 指す 哲学金の連携に コンソーシアム が成し、地域技術 |
| 上資 拡 大 | 連携中枢都市圏の都市圏条件を確定 定住自立圏のモデルケースを選定、取組成果の検 | 検証結果を踏まえ、定住自 | 立圏の形成等を支援 技術 | 用した先導的 所開発プロジェク 、毎年200程度 |
| 、生産性向上、 | 集落ネットワーク圏の形成による個性ある地域資源 産業と、日常生活機能の確保のためのコミュニティ・ ビジネスの育成に関する支援策の具体化 | 小さな拠点形(地域再生法や関係府省の関係施策による地域 | 成への支援 の取組への支援、先発事例の情報発信等) ・ 開業 | 安に、5年間で ,000支援 実率が廃業率を る状態にし、開 |
| | <地域のリソースの活用・結集・ブランド化> | | 国・ (10 を目 | ※・廃業率が米英国レベル%台)になることは指す状:開業率・廃 |
| 人材育成、 | 中小企業者や創業希望者の支援ポータルサイト「ミポ」の本格運用を開始(2013年10月) | ・ 支援ポータルサイトの運 ・ 積極的な周知や施策マ | 用・機能の改善業域 プの掲載情報の充実 (20) | 区ともに4.5% 04~2009年の 19値)) |
| 外需の取り | 創業に必要な基本的知識からビジネスプランの作成 支援までを実施する「創業スクール」を開催するため 「地域創業促進支援事業」を実施(平成26年度予算、 成27年度予算、平成28年度予算) | 創業希望者の知識習得を支援するために 潜在的創業者の掘り起こしを行うため、全 | 「創業スクール」認定制度を実施し、 国的なビジネスプランコンテストを開催 調査 「起 | 助指標】 美活動指数(「起 家精神に関する を」において、 まさ・起業予定 |
| 込みの強化 | | | を得 10年 る | である」との回答 計た割合)を今後 目間で倍増させ |
| 化3 | | 154 | 度ま 万社 | 後5年間(2017年 Eで)で新たに1 Eの海外展開を 見する |

中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」⑥

| 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 2020年度~ | ✓ KPI |
|---|--|--|--|
| マ「プレミアム地域ブランド」の創出> 地域 | 概算要求 税制改正要望等 地域団体商標制度の周知を通じた申請者の出 | 常国会 | 2020年までに黒字中小企業・小規模事業者を70万社から140万社に増やす サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに |
| 成長 企業 の | 地域資源活用のモード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 販路開拓を推進する 町村による 」を促進 必要な措置の実施 | 2.0%(2013 年:0.8%)となることを目指す ・産ョ学金の連携による形成した先辺し、を形用した先辺の支援を活動を活用した先辺の程度を目が1,000支援・開業のより、開業のより、開業のより、開業のより、開業のより、関連のより、関連のより、関・英国・英国・英国・英国・大きないとなる。 |
| 上、人材 では、 | 図柄入りナンバープレー | -ト制度導入·推進 | (10%台)になることを目指す (現状:開業率・廃業率ともに4.5% (2004~2009年の 平均値)) 【補助指標】 起業活動指数(「起 |
| の 高機能JISの策定を促進するため、「高機能JIS等 取 事業」を実施(平成26年度より予算措置) り 込 み | 高機能JISの策定 | ≧及び利用促進 | 業家精神に関する 調査」において、 「起業者・起業予定 者である」との回答を得た割合)を今後 10年間で倍増させ |
| が 強化 化 ④ <企業に対する経営支援強化等> | 企業に対する事業性を重視したファ | イナンスや経営支援等の促進等 | 今後5年間(2017年度まで)で新たに1 万社の海外展開を実現する |
| | _ 155 _ | | |

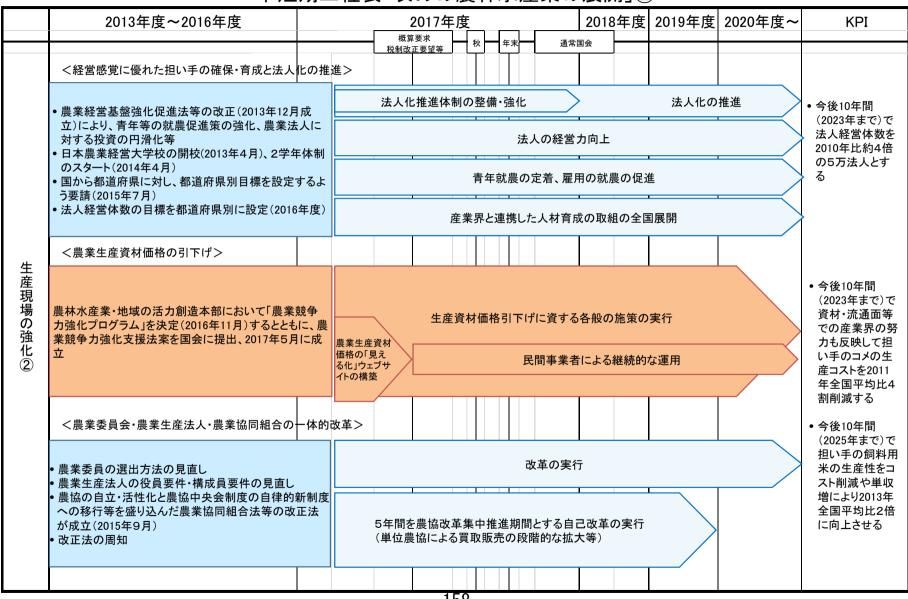
中短期工程表「中堅企業・中小企業・小規模事業者の革新/サービス産業の活性化・生産性向上」団

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 ### 2018年度 2019年度 2020年度~ ### 2018年度 2019年度 2020年度~ ### 2018年度 2019年度 2020年度~ | |
|---------------------|---|---|---|
| 地 | <中小企業等の海外展開支援> 「中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門家 | (九州以北安王守) | ● 2020年までに黒字 中小企業・小規模 事業者を70万社か ら140万社に増やす |
| 域中核・成長企業の投資拡 | 遺事業」において、JETROが海外展開に意欲ある中堅・中小企業1.616社に企業OBや現役シニア人材等を派遣(平成24年度・25年度補正予算) ・「中核企業等輸出拡大支援事業」において、地方の「核となる中堅・中小企業105社の海外販路開拓に向た戦略作りから成約までを専門家が一貫して支援(現27年度予算) ・中堅・中小企業等の海外展開を後押しするために「新出大国コンソーシアム」においてJETROがハンズ、ン支援を行う体制を構築。2017年3月までに4,062社 | 中堅・中小企業等に対して、海外展開に関する情報提供・相談体制の整備や専門家 によるハンズオン支援、各種支援機関が連携した総合的な支援を拡充・実施(新輸出 大国コンソーシアムの活用等) | サービス産業の労働生産性の伸び率が、2020年までに2.0%(2013年:0.8%)となることを目指す 産官学金の連携によるコンソーシアムを形成し、地域技術を活用した先導的 |
| 拡大・ | 対し会員証を発行。専門家を割り当て、支援を開始。 「中小企業・小規模事業者海外展開支援事業」におい | | 技術開発プロジェクトを、毎年200程度 を目安に、5年間で 約1,000支援 |
| 大·生産性向上、 | 金融機関等の認定支援機関に対し、海外展開等の経営支援の手法の研修を実施(平成25年度補正予算平成26年度補正予算、平成28年度予算) | が足又抜機関に対し、切修で砂枕天旭 支援能力向上のための。ラーニングを構築 | ************************************ |
| 上、人材育成、外需 | ・「小規模事業者販路開拓・支援基盤整備事業」において、海外向けHP、決済、物流のパッケージ化を支援 (平成25年度補正予算) ・「中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業」 おいて、海外事業の実現可能性調査の支援、海外に けHP、決済、物流のパッケージ支援を拡充し、継続 施(平成27年度予算) | 能も含む海外向けHP作成のパッケージ支援を 継続実施(平成27年度補正予算、平成28年度 予算、平成29年度予算) 海外向けeコマース等を活用した販路開拓 や海外デザイナー等を活用したブランディ | (10%台)になること を目指す (現状:開業率・廃 業率ともに4.5% (2004~2009年の 平均値)) 【補助指標】 起業活動指数(「起 |
| 満 の 取 | | ング支援策の検討 | 業家精神に関する 調査」において、 「起業者・起業予定 |
| り込み | 海外ワンストップ窓口(中小企業海外展開現地支援 プラットフォーム)を2017年3月までに21か所設置 | 企業に現地での相談対応、専門組織の紹介等を実施。中小企業等の進出動向を踏まえて拡 充。 | 者である」との回答 を得た割合)を今後 10年間で倍増させ る |
| の強化⑤ | | | • 今後5年間(2017年 度まで)で新たに1 万社の海外展開を 実現する |

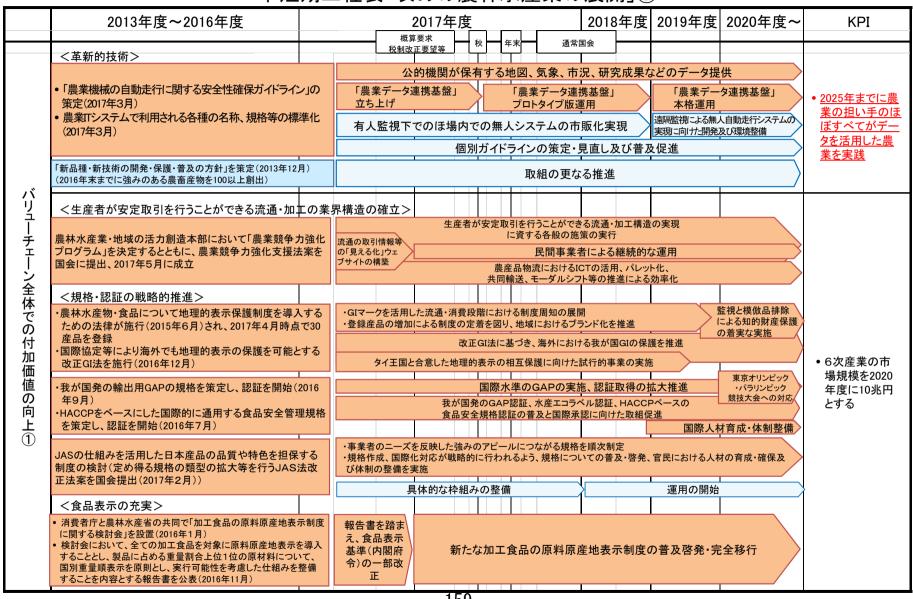
中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」①

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|-----|--|--|---|
| | 2010一尺 2010千尺 | 概管市设 | INI I |
| | | 概算要求 税制改正要望等 税制改正要望等 | |
| | <農地中間管理事業の実施> | | |
| | | | |
| | 都道府県段階に農地中間管理機構を整備する法領成立・施行(2013年12月成立。2014年3月施行) 都道府県における農地中間管理機構の指定(2014年11月時点で全都道府県で指定完了) | の 毎年度、実績の検証・評価をしつつ、農地中間管理機構の 本格稼働による着実な担い手への農地の集積・集約化 | |
| | • 機構の活動を農林水産業・地域の活力創造本部で 証・評価(2016年5月) | 大 版地グランの福祉は100元世のと目の(グランに対した)世の 100円域 版地来検と版と | 今後10年間 (2023年まで)で |
| | • 約9割の地域で人・農地プランの作成を実施(2016) | | 全農地面積の8 割が担い手に |
| | 3月末時点) • 平成28年度税制改正において、農地保有に係る課 の強化・軽減について措置 | 遊休農地所有者に対する意思確認手続の大幅な改善・簡素化等を通じた 遊休農地予備軍も含めた遊休農地の発生防止・解消対策の実行 | 割か担い子に よって利用され る |
| | 農地整備における担い手への 集積·集約化を促す措置の強化等(2013年度) | 大区画化等の農地整備や農業水利施設の整備の推進 | |
| 場の | <米政策の見直し> | | |
| 強化① | 5年後(2018年産)を目途に、行政による生産数量目の配分に頼らずとも需要に応じた生産が行える状況なるよう取り組むことを決定(2013年11月) 主食用米以外の作物の本作化(戦略作物の生産性上・本作化、生産コストの低減) 米の需給・価格情報等の情報提供を強化(2014年3以降随時) 生産数量目標の配分の工夫(2015年~) 「米の安定取引研究会」において安定取引の拡大にけた方向性を取りまとめ(2015年3月) | に 作物を選択できる環境の整備 | 今後10年間 (2023年まで)で 資材・流通面等 での産業界の努 力も反映して担 い手のコメの生 産コストを2011 年全国平均比4 割削減する |
| | <経営所得安定対策の見直し> | | • 今後10年間 |
| | 米の直接支払交付金の2018年産からの廃止を決定 (2013年11月) 畑作物の直接支払交付金等を担い手を対象として オスセルスを発売の会は(多数)の地工はがより | 米の直接支払交付金の単価を7,500円に 削減した上で2018年産から廃止 | (2025年まで)で 担い手の飼料用 米の生産性をコ |
| | 施する担い手経営安定法(通称)の改正法が成立 (2014年6月) • 「農業競争力強化プログラム」において、収入保険制 | 畑作物の直接支払交付金等を担い手を対象として実施 | スト削減や単収 増により2013年 |
| | 度の骨格を取りまとめ(2016年11月)、収入保険制度に関する関係法案を国会に提出(2017年3月) | 法案成立後、必要な準備(システム整備等)・周知 制度開始 | 全国平均比2倍 に向上させる |
| | | 157 | |

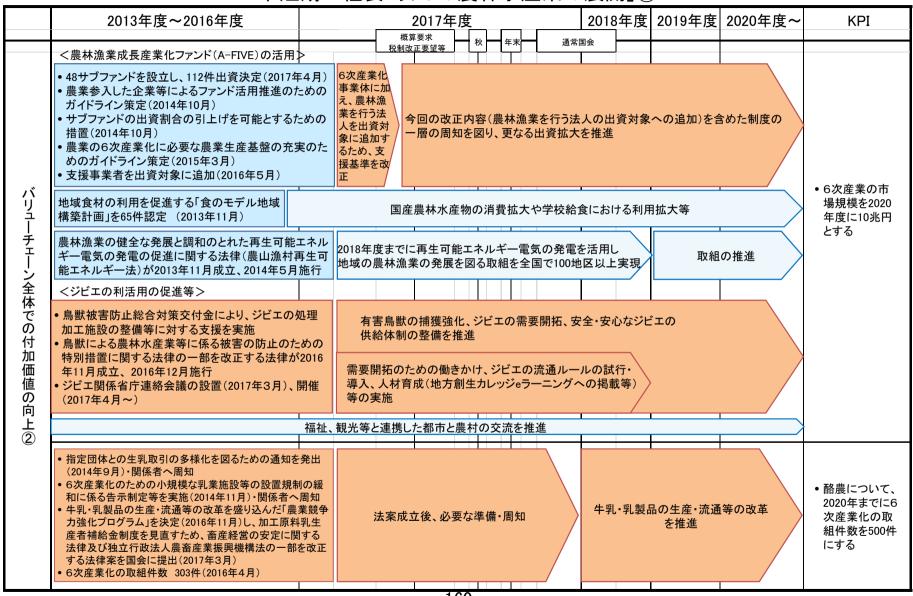
中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」②



中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」③



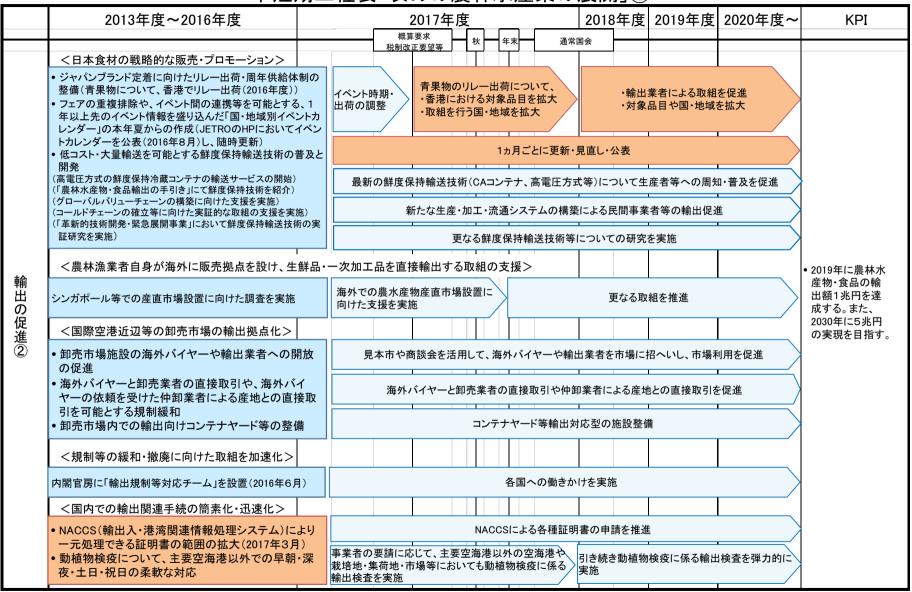
中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」④



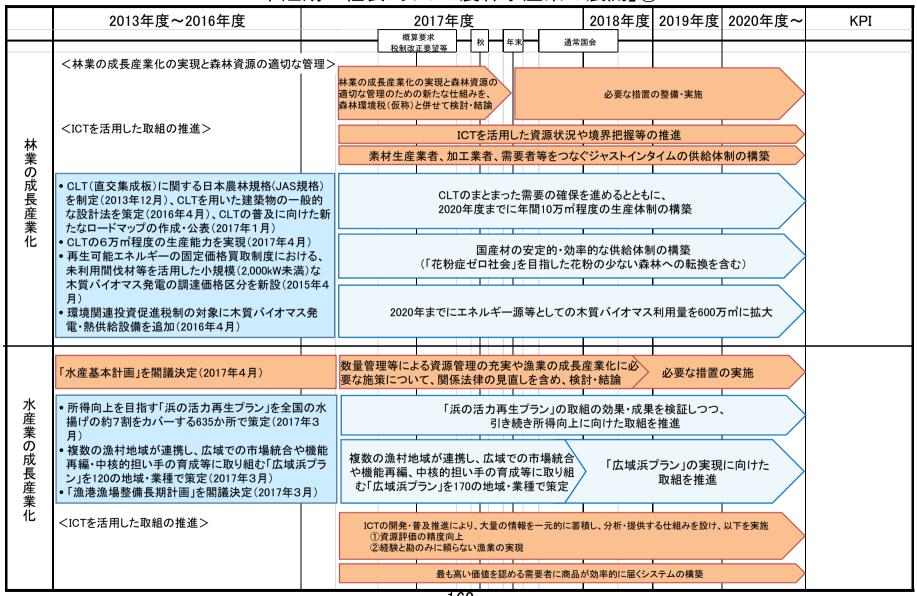
中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」⑤

| 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度 2019年度 2020年度 2020年度 | ー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | | | | | | | | |
|--|---------------------------------------|--|--|---------------|----------------------|----------|--|--|--|--|--|--|
| 「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月) 戦略に基づく取組を著実に実施 で、 | | 2013年度~2016年度 | | 2018年度 2019年月 | 度 2020年度~ | KPI | | | | | | |
| 「最林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月) ・ 関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供> ETROのHPにボータルサイトを開設 ・ 日本食材の品質を世界にアピール> ・ 外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文 化を体験できる取組等の拡大 ・ 日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み ・ 日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み ・ 「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売 ・ モデルコースの策定 ・ モデルコースの策定 ・ モデルコースの策定 ・ 在域抵先馬油ルートの各地域へ専門家を消費 | | | | 国会 | | | | | | | | |
| く関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報のJETROへの一元的な集約、事業者への提供と 展数的!輸出に関する情報を収集し、JETROに提供 HPでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明会での紹介等 く日本食材の品質を世界にアピール> 外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文 化を体験できる取組等の拡大 日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み ・「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売 ・モデルコースの策定 在外公館でジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の売込み 広域提売園ルートの各地域へ専門家を派遣 正域提売園がよります。 本書の発信拠点としての活用 では、受賞、大いの大きを表別である。 本書の表別において、「インルエンサー・は指針しての発展を表別の実現を目指す。 本書の表において、「インルエンサー」は指針しての実現を目指す。 本書の発信拠点としての活用 ・日本食材の戦略的な販売・プロモーション> 企画戦略会議を輸出観報業行委員会の下に設置し、JETR の機能を表別、関係ものの発展を表別に対しての活用を検討 ・日本食材の戦略的な販売・プロモーション> 企画戦略会議を輸出観報業行委員会の下に設置し、JETR の機能を表別、関係ものでは、サイン・ハウスの開催後、日本食品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討 ・日本食材の戦略的な販売・プロモーション> 企画戦略会議を輸出観報業行委員会の下に設置し、JETR の機能を表別、関係ものでは、サイン・ハウスの開催後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討 ・2019年に農林水 定物・食品の輸出機能を実施 関係ものでは、対象の対して、ディン・ルウスの開催後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討 ・2019年に農林水 定物・食品の輸出機能を実施 リートの名地域へ専門家を派遣 ・2019年に農林水 定物・食品の解し短いまして、ディン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン | | <戦略的輸出体制の整備> | | | | | | | | | | |
| #競門に輸出に関する情報を収集し、JETROに提供 HPでの公開、メルマガでの配信、セミナー・説明全での紹介等 <日本食材の品質を世界にアピール> 外国人旅行者を対象とした農山漁村や日本食・食文 化を体験できる取組等の拡大 日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み 「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売・モデルコースの策定 「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売・モデルコースの策定 「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売・で、ままが、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、 | | 「農林水産業の輸出力強化戦略」の策定(2016年5月) | 戦略に基づく取組を | 着実に実施 | | | | | | | | |
| JETROのHPにボータルサイトを開設 | | <関係省庁等からの現地ニーズなど輸出に関する情報 | のJETROへの一元的な集約、事業者への提供> | | | | | | | | | |
| *** | | JETROのHPにポータルサイトを開設 | | | | | | | | | | |
| 特制 の の に を は を に を な が に を は を に を な が に を に を な が に を に を な が に を に を な が に を に を な が に を に を な が に を に を な が に を に を な が に を は を で を で に を は を で を で に を な が に な に を な が に な に を な が に な に な が に な に な が に な に な が に な が に な に な | | | HPでの公開、メルマガでの配信、 | セミナー・説明会での紹介等 | | | | | | | | |
| #輸出の促進 日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み 企画立案 | | <日本食材の品質を世界にアピール> | | | | | | | | | | |
| 日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み 企画立案 | | | 一農泊 食文化海外 発信地域」の募集 「Savor Japan」の統一ブランドでの海外 | 適宜追加認 | 定 | 産物・食品の輸 | | | | | | |
| ●「食」や「農」をテーマにした旅行商品の開発・販売 ・モデルコースの策定 「は類光周遊ルートの各地域へ専門家を派遣 「は域親光周遊ルートの各地域へ専門家を派遣 「は、対き指示 の発信拠点としての活用 「ないい、フリストの発信を表しての活用 「ないい、フリストの発信を表しての活用 「ないい、フリストの発信を表しての活用 「ないい、フリストの発信を表しての活用 「ないい、フリストの表しての活用 「ないい、フリストの表して、フレスカー」と記述して、「インフルエンサー」も招待し、対する指示 フ・マーケティング、交流 製造・カ果の 取りまとめ の実現を目指す。 「は、対きる・また、2030年に5・兆円 の実現を目指す。 「は、対きる・また、2030年に5・兆円 の実現を目指す。 「ないい、フリストの表に対し、「インフルエンサー」も招待し、対する指示 フ・マーケティング、交流 を実験・効果の 取りまとめ の実現を目指す。 「は、対きる・また、2030年に5・兆円 の実現を目指す。 「ないい、フレスカー、フルエンサー」も招待し、対する指示 フ・マーケティング、交流 を実験・効果の 取りまとめ の実現を目指す。 「は、対きる・また、2030年に5・兆円 の実現を目指す。 「ないい、フルエンサー」も招待し、対き指示 フ・マーケティング、交流 を実験・効果の 取りまとめ の実現を目指す。 「マーケティング、交流 を実験・効果の 取りまとめ の実現を目指す。 「マーケティング、交流 を実験・効果の 取りまとめ の実現を目指す。 「マーケティング、交流 を実験・効果の 取りまとめ の実現を目指す。 「マーケー・フルエンサー」も招待し、対する指示 ロ・大きを表して、ロ・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア | 輸出 | 日本文化・食文化と一体となった日本食材の売込み | 企画立案 イベントの実施 | 引き続き取組を | を実施 | | | | | | | |
| 在外公館やジャパン・ハウスの日本産品・日本食材の発信拠点としての活用 | の促進① | | いて、支援対象地 型滞在プログラムの 気機 効果の | 実施 | 成する。また、 2030年に5兆円 | | | | | | | |
| の発信拠点としての活用 対する指示 日本食・日本産品PRのイベントを継続的に実施 ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す ジャパン・ハウスの開館後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討 <日本食材の戦略的な販売・プロモーション> 企画戦略会議を輸出戦略実行委員会の下に設置し、JETR のの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進 (企画戦略会議を2016年7月に設置。2017年4月には、新たに日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)を設置。) | | | 広域観光周遊ルートの各地域へ専門家を派遣 | 引き続き支援を | 実施 | > | | | | | | |
| ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す ジャパン・ハウスの開館後、日本産品、日本食・食文化の発信拠点としての活用を検討 | | | | | | | | | | | | |
| 企画戦略会議を輸出戦略実行委員会の下に設置し、JETR Oの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進 (企画戦略会議を2016年7月に設置。2017年4月には、新たに日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)を設置。) | | の光信拠点としての沿川 | ジャパン・ハウス事務局に対し開館に向けた準備を促す | | | | | | | | | |
| Oの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進 (企画戦略会議を2016年7月に設置。2017年4月には、新たに日本食品海外プロモーションセンター(JFOODO)を設置。) | | <日本食材の戦略的な販売・プロモーション> | | | | | | | | | | |
| | | Oの機能を最大限活用しつつ、官民一体となった統一的・戦略的プロモーションの企画・実行の推進 (企画戦略会議を2016年7月に設置。2017年4月には、新た | | | | , | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」⑥



中短期工程表「攻めの農林水産業の展開」⑦



中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」①

| | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · | | | | | | | | | | | | |
|--------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | | | | |
| | 1,172 | 概算要求 | | | | | | | | | | | |
| | | 税制改正要望等 | | | | | | | | | | | |
| | <魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放> | | 訪日外国人旅 行者数を2020 | | | | | | | | | | |
| | 赤坂迎賓館について、通年で一般公開を実施(2016年4月19日 我が国最高の「おもてなし」空間を接遇等に支障のない限り特別開放し、体験的に利用させ、その魅力を内外に発信する「特別開館」の試行を開始 | のない限り特別に ・「特別開館」について、実施事例の積み重ね | | | | | | | | | | | |
| | 京都迎賓館について、通年で一般公開を実施(2016年7月21日~ | ・ 引き続き、接遇等に支障のない限り通年で一般公開を実施 ・ 季節等に応じた夜間開館を実施 ・ 「特別開館」の試行を開始 | | | | | | | | | | | |
| 観光 | その他の公的施設に | ついても、観光資源として価値のあるものについて、積極的に公開 | 2030年に15兆 円とすることを | | | | | | | | | | |
| 資源 | | 桂離宮について、一日当たりのガイドツアー回数・総定員を拡充するほか、外国人専用の英語ガイドツアーを実施 | 目指す。 • 地方部での外 | | | | | | | | | | |
| の | | 公的施設の公開の拡大に伴う維持管理費用の増大への対応と更なるサービス水準の向上を図るため、料金徴収の 在り方について、有識者の意見を踏まえ検討 | 国人延べ宿泊 者数を2020年に | | | | | | | | | | |
| 魅力を極 | <新たなツーリズムの創出> | | 7,000万人泊、 2030年に1億 | | | | | | | | | | |
| 極め、 | エコツーリズム、グリーン・ツーリズム、文化観光、産業観光、スポーツツーリズム、インフラツーリズム等新たなツーリズムの創出を促進 | | | | | | | | | | | | |
| 地方創生の礎 | 産業遺産等を活用した産業観光を、国、地方公共団体、観光協会、商工会議所等が連携して推進 | | | | | | | | | | | | |
| 生の | <国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化> | | | | | | | | | | | | |
| 礎 | | 「国立公園満喫プロジェクト」の実施 | 万人とすること を目指す。 | | | | | | | | | | |
| 1 | 8つの国立公園において、「国立公園ステップアッププログム2020」を策定(2016年12月) | 関係省庁が連携して作成したプロモーション動画等を活用し、Web、SNSなど様々な媒体を通じた、 国立公園の魅力の海外への発信 消費額などの「質」に着目した指標を開発し、ステップアッププログラムのPDCAを回していく | 日本人国内旅行消額を2020年に21兆円、2030年に22兆円とすることを目指す。 地方の免税店数を約6,600店(2015年4月)か | | | | | | | | | | |
| | | その他の公園への成果の展開 | ら、2018年に | | | | | | | | | | |
| | 優れたガイド人材の養成、自 | 然資源を活用した魅力あるプログラム開発等によりエコツーリズムを推進 | 20,000店規模へ と増加させる。 | | | | | | | | | | |
| | | 16/ | CHIMIC E O. | | | | | | | | | | |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」②

| | 2013年度~2016年度 | | | | 201 | 7年度 | ŧ | | | | | 20 | 8年月 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|-------------|---|------------------------|-----------------------|----------|-----------------|----------------|-------|------|-------|---------|------------|-----------------------|-------------------|-----------------|-------------|--------------------------|
| | 2010 12 2010 12 | | | 概 | 上 算要求 | | Ĩ | П | | 1 [| .= | - | 7 | 2010 1 /2 | 2020 1 72 | |
| | | | | | 改正要望 | 等 | 秋 | | 年末 | | 通常 | 国会 | | | | |
| | <文化財の観光資源としての開花> | | | | | | | | | | | | | | | • 訪日外国人旅 |
| | COLIDATOR POPULATION COLOR POTATION | | - 4th 4 -1 | <u> </u> | L+ <i>I</i> - | + 1.1 <i>+</i> | = | A | # L | .// _// | 11 15 | . <i>a</i> === | T AD = 14 + · | じの声巻 ** 1 000 | #### | 行者数を2020 |
| | 地域の文化財を一体とした面的整備や分かりやすい多言語解説などの事業を1,000程度実施 「文化財活用・理解促進戦略プログラム2020」を策定 | | | | | | | | | | 年に4,000万人、 | | | | | |
| | | | шт. | | | | | | | | | | | 高所の地域を重点 | | 2030年に6,000 |
| | | | n++ 4=+ | | | | | | | | | - | | | 生事例の調査や活用 | 万人とすること |
| | | | | | | | | | | | 400だろり | をより短 | 11Lし C 円 | 11日 9 句/こめバー、元以 | 生事例の調宜で活用く | を目指す。 ・訪日外国人旅 |
| | のためのガイドラインを作成し、VR作品の制作を促進 <地域の文化財の保存・整備、自然、文化遺産、伝統工芸体験や伝統芸能などの国内外への発信・活用> | | | | | | | | | | | | | 行消費額を | | |
| | ・ 地域の文化財の情報発信・活用方法について、文化審議会文化財分科 | - | (PT PS/C) | 124/962 | × 100 00 0 | - *1 | 11.1. | 71 | - 7 / | и | /4/13/ | | | <u> </u> | | 2020年に8兆円、 |
| 4 -0 | 画調査会が提言を取りまとめ(2013年12月) ・日本遺産の発信手法等に係る調査研究を実施(2014年度) ・日本遺産を2015年度18件、2016年度19件、計37件を設定 ・日本遺産を2015年度18件、2016年度19件、計37件を設定 ・日本遺産プロモーション事業により、日本遺産のブランド化の推進や認定地域の課題 | | | | | | | | | | | | | | - 40 150 | 2030年に15兆 |
| 餀业 | | | | | | | | | | | | | | | | 円とすることを |
| 充 資 | | | | | | | | | | | | | | | 凹以い 誄超 | 目指す。 |
| 源 | 開催、東京で海外メディア等を招聘した日本遺産国際フォーラムを開催(2 年3月)等、日本遺産を国内外へ発信(2015年度~2016年度) | 2017 | ./3_ | ^& | ロスノ | いこ又: | 1友で | 5 天川 | Ľ | | | | | | | • 地方部での外 |
| の | | | | | | | | | | | | | | | | 国人延べ宿泊 |
| 魅 | 文化財の英語での分かりやすい解説表示の在り方・ポイント等の | 検討 | | | | | | | | | | – . – | | 説のモデルケース | | 者数を2020年に |
| カ | ・ ネイティブの専門人材と連携し、外国人観光客等に向けた分かりやすい解説の作成や情報発信を促進 | | | | | | | | | | | | | 7,000万人泊、 | | |
| を 極 | | L | 文化財 | 修理につ | いて、契 | 約・施二 | 工管 | 理をも | ・エッ | ックする | 仕組みの | の創設な | ょど、適コ | 性や透明性を確保 | し工事の質を担保 | 2030年に1億 3,000万人泊と |
| 極 | 地方における国宝等の展覧促進による文化財の保存・活用ノウハウの地方への蓄積 | | | | | | | | | することを目指 | | | | | | |
| ₩ <u></u> | | 地域の文化財の多言語での情報発信に対する支援 | | | | | | | | | | す。 | | | | |
| 地 | 美術館・博物館 | の作品、 | 各地域 | の文化財 | をデジ | ヌルアー | -カイ | ブ化し | , 1 | インター | -ネット上 | で配信 | | | | 外国人リピー |
| 方 | 能や歌舞伎、茶道体験、社寺観光、地域の伝統工芸体験、伝統芸 | | | | | | 本の |)歴史 | 文化 | 化に関 | 心の高い | \欧米等 | からのか | ・ そ行者に訴求する質 | の高い日本文化体 | ター数を2020年 |
| 創 | 験プログラムとして充実させ、体験プログラムへの参加を促進する | 522ti | こ、滞在其 | 明間の長 | 期化を図 | 図る | | | _ | | | 1 | | | | に2,400万人、 |
| 生の | • 世界文化遺産活性化事業等により、以下の取組等を支援(201 | 5年 | | | | | | | | | | | | | | 2030年に3,600 |
| 礎 | 度、2016年度) 一文化財の修理修復作業の見学等 | | | | | | | | | | | | | • | | 万人とすること を目指す。 |
| に に | ーメル射の修理修復作業の兄子寺 ーHPやパンフレット、解説展示パネル等の制作・多言語化 | | 世界文 | 化遺産 | 活性化 | 2事業 | 124 | より、 | ΗP | やパ | ンフレッ | 小の制 | 作∙多 | 言語化、観光ボ | ランティアガ | - で日相り。 - 日本人国内旅 |
| 2 | ーモニターツアーの実施 | | | | | | | | | | | | | が所在する地域 | | 行消費額を |
| Ŭ | - 観光ボランティアガイドの養成 - ガイドツール整備のための調査研究等 | | 誘客を | 図る | | | | | | | | | | | | 2020年に21兆 |
| | - カイドノール登偏のための調査研究等 - 世界文化遺産の活用実態とその効果・影響に関する調査研究 ・ | 事業 | | | | | | | | | | | | | | 円、2030年に22 |
| | の実施(2016年度) | | | | | | | | | | | | | | | 兆円とすること |
| | <景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地 | 1の鯡 | 力向上 | > | | | | | | | | | | | | を目指す。 |
| | 2020年を目途に主要な観光地で最 | | | | 観の優れ | た観光 | 上資源 | 源の保 | 全. | •活用(| こよる魅力 | 力ある観 | 光地づく | りを推進 | | • 地方の免税店 |
| | 「景観まちづくり刷新モデル地区」10地区を指定(2017年3月) | | | | | | | | T | | | | | | | 数を約6,600店 |
| | | | 景観まち | づくり刷新 | ー fモデル | 地区 10 | 0地[| 区にお | ける | る面的/ | な景観整 | 備を3年 | F間かけ [・] | て重点支援 | , | (2015年4月)か |
| | 短火地の魅力点 医中的吐光 2 の場合 にない教し等の地域 | | | | | | | | | | | | | | ロロ /ロロチ汁生のエ | ら、2018年に |
| | 観光地の魅力向上、歴史的町並みの保全、伝統的祭り等の地域文化の復興等を図るため、無電柱化の推進に関する法律に基づく無電柱化推進計画の策定とともに、PPP/PFI手法等の活 用により、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律の重点区域等で無電柱化を推進 | | | | | | | | | | | 20,000店規模へ と増加させる。 | | | | |
| | | | | | ,,,, | 161 | | | | | | | | | | と培加させる。 |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」③

| | 1 7- | 公別工住役・飢儿 スポープ 人口云門」 ② | |
|--------------|---|--|---|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
| | <滞在型農山漁村の確立・形成> | 概算要求 税制改正要望等 ・ 税制改正要望等 | |
| | 「食と農の景勝地」として、地域特有の食とそれに不可欠な食生産する農林水産業や景観等を活用して訪日外国人をもてな取組を認定、一体的に海外に発信 | 「農泊」に取り組む体制の構築、農林漁業体験プログラム等の開発や古民家の改修等による 魅力ある観光コンテンツの磨き上げへの支援を行うとともに、関係省庁と連携して、優良地域の国内 | • 訪日外国人旅 行者数を2020 年に4,000万人、 2030年に6,000 |
| | <地方の農林水産物・食品の販売促進> | | 万人とすること を目指す。 |
| 観 | 主要空港(新千歳、成田、羽田、関西、福岡)に輸出検疫力でターを設置(2015年4月以降順次設置) 輸出可能品等を分かりやすく掲載したパンフレットを作成し、国人旅行者等に配布(2015年7月以降実施) お土産を購入しようとする訪日外国人旅行者の利便性向上現するための検疫円滑化モデルの確立及び周知 | 新出可能品等を分かりやすく掲載した パンフレットを作成・配布 | 訪日外国人旅 行消費額を 2020年に8兆円、 2030年に15兆 円とすることを |
| 光資 | <古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづく | の推進> | 目指す。 ● 地方部での外 |
| 源の魅力を極め、地方創生 | <新たな観光資源の開拓> | 地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や農山村地域を中心に平成32年までに全国200 地域で展開不動産証券化手法の活用による古民家等の再生を促進するため、不動産特定共同事業法の改正により小規模不動産特定共同事業制度の創設等を行うとともに、地方公共団体や地域金融機関等と連携し、地域の事業者に対する普及・啓発を進める 従来、国内市場を対象に実施されてきた、伝統芸能、演劇、おまつり、コンサート、スポーツイベント等の参観型コンテンツや、サイクリング、スキー、ゴルフ、マラソンなどの参加型コンテンツについて、外国人の二一ズを分析し、その分析を踏まえて、多言語化、外国人枠の設定、夜間開催など受入体制を整備するとともに、SNSも活用した情報発信を強化関係省庁、関係団体、関係企業等の協力により検討会を設置 ・国立の美術館・博物館について、参加・体験型教育プログラムの充実、多言語化、開館時間の延長等を促進・インパウンドの多い新宿御苑等の国民公園等において、各公園の質の向上や施設のユニバーサルデザイン化を推進 | 国人延べ宿泊 者数を2020年に 7,000万人泊、 2030年に1億 3,000万人泊と することを目指 す。 • 外国人リピー ター数を2020年 に2,400万人、 2030年に3,600 |
| の礎に③ | | 引き続き、地方運輸局・地方経済産業局において説明会を実施し、「手続委託型輸出物品販売場制度」の活用を促して、特に地方での免税店の拡大を促進するとともに、下記に取り組むことで、地方での外国人旅行者による消費の更なる拡大を図る 外国人旅行者を惹きつけて消費を拡大するためプロデューサー派遣等を通じて地域の名産品の磨き上げを行う 商店街・中心市街地・観光地で外国人受入環境を整備(免税手続カウンターの設置、Wi-Fi環境整備、キャッシュレス端末整備、外国人コンシェルジュサービスの提供、多言語案内表示、店舗のおもてなし強化等) 市場 「またちになける」ないからいで悪事情(のまた)の関係事例の思想 | 万人とすること を目本人国内旅 行り2020年に21兆 円、2030年に22 兆円皆すること を目方の免税店 の免税店 (2015年4月)か ら、2018年に |
| | | 産地への訪日外国人などの呼込み 産地招へい、広報強化を通じた外国人目線での伝統的工芸品の魅力発信等 | 20,000店規模へ と増加させる。 |
| | | | |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」④

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度2018年度 2019年度 2020年度 | ₹~ KPI | | | | | | | | | | | | | |
|----------|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常国会 | | | | | | | | | | | | | | |
| | <広域観光周遊ルートの世界水準への改善> | 校制仪正要呈等 | ・訪日外国人旅 行者数を2020 | | | | | | | | | | | | | |
| | 地域間の広域連携を強化して情報発信力を高めるとともに、対象市場に訴求する ストーリー性やテーマ性に富んだ多様な広域ルートを開発・提供し、海外へ積極的に発信 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 地域で気づかれていなかった魅力や課題の発見、施策の提案を行うとともに、地域関係者の能力向上を支援 | | | | | | | | | | | | | | |
| | テーマ別観光ルートをコンテスト方式で選定 古民家、アニメ、サイクリング等のテーマ別観光に取り組む地域をネットワーク化し、共 同プロモーション、モニターツアー等を実施 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 観光資源 | 広域観光周遊ルート内における「都市周遊ミニルケージでの重点支援 | -ト」の選定、歴史的道すじの再生、トイレ・休憩施設等の設置、地域のまちづくり団体の活動等の/ - | 2030年に15兆 円とすることを 目指す。 ・地方部での外 | | | | | | | | | | | | | |
| 順の魅 | 駐車待ち車両と通過交通との分離による渋滞対策、円滑で確実な駐車により周辺駐車場への利用分散を促す「事前予約」の社会実験を実施 | | | | | | | | | | | | | | | |
| の魅力を極め、 | 訪日外国人の国内訪問地間の流動量や利用交通機関等の実態が把握可能な訪日外国人流動データの整備、活用促進 | | | | | | | | | | | | | | | |
| め、 | <東北の観光復興> | | することを目指 | | | | | | | | | | | | | |
| 地 | 海外の旅行会社やメディア関係者等の招請 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 創 | | 交通フリーパスの改善 | ター数を2020年 に2,400万人、 | | | | | | | | | | | | | |
| 地方創生の礎に④ | PDCAサイクルを | 明確化し、効果的な観光資源の磨上げ、受入環境整備等を実施 | 2030年に3,600 万人とすること | | | | | | | | | | | | | |
| 一 に | 広 | は観光周遊ルート形成の促進、旅館の再生・活性化 | を目指す。 • 日本人国内旅 | | | | | | | | | | | | | |
| 4) | | ンバウンド対応促進支援 語化対応等の整備支援) | 行消費額を 2020年に21兆 円、2030年に22 | | | | | | | | | | | | | |
| | 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーの第一弾として、東北プロモーションを実施 | ・ン デスティネーション・キャンペーンとして、SNSや海外の著名人による東北地域の体験映像を用したプロモーション等を実施 | ・地方の免税店 | | | | | | | | | | | | | |
| | | 「復興観光拠点都市圏」への重点的な支援 | 数を約6,600店 (2015年4月)か | | | | | | | | | | | | | |
| | 福島県に | おける国内プロモーションや教育旅行再生事業等を実施 | ら、2018年に 20,000店規模へ | | | | | | | | | | | | | |
| | | | と増加させる。 | | | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑤

| 機算要求 機制改正要望等 (<観光資源の発掘と磨き上げ、新たな発想による観光地域づくり) (観光地域のブランド化の支援と観光地づくりのビジネス化の促進 世界水準のDMOの形成・育成 日本版DMOを形成・確立していく際に参考となる「手引書」を策定し、日本版DMOの形成・確立を促進 日本版DMOの候補となりうる法人を登録し、登録法人に対して関係省庁と連携して、支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施 「DMOネット」の開発(2017年3月) 「加のネット」の機能強化 「観光予報プラットフォーム」の普及・拡充を促進 | KPI | |
|--|---|--|
| 観光地域のブランド化の支援と観光地づくりのビジネス化の促進 世界水準のDMOの形成・育成 日本版DMOを形成・確立していく際に参考となる「手引書」を策定し、日本版DMOの形成・確立を促進 日本版DMOの候補となりうる法人を登録し、登録法人に対して関係省庁と連携して、支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施 「DMOネット」の開発(2017年3月) 「DMOネット」の機能強化 | | |
| 世界水準のDMOの形成・育成 日本版DMOを形成・確立していく際に参考となる「手引書」 を策定し、日本版DMOの形成・確立を促進 日本版DMOの候補となりうる法人を登録し、登録法人に対して関係省庁と連携して、支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施 DMO形成を行う者に対する提供 「DMOネット」の開発(2017年3月) | ● 訪日外国人旅 行者数を2020 | |
| 田本版DMOを形成・確立していく際に参考となる「手引書」 を策定し、日本版DMOの形成・確立を促進 日本版DMOの候補となりうる法人を登録し、登録法人に対して関係省庁と連携して、支援の重点実施や相談へのワンストップ対応等を実施 所し、 DMO形成を行う者に対する提供 「DMOネット」の開発(2017年3月) | 年に4,000万人、 2030年に6,000 万人とすること | |
| 「DMOネット」の機能強化 | を目指す。 | |
| 「DMOネット」の機能強化 | 訪日外国人旅 行消費額を 2020年に8兆円、 | |
| 「DMOネット」の機能強化 | 2030年に15兆 | |
| 国に対しては、国際には、国際には、国際には、国際には、国際には、国際には、国際には、国際に | 円とすることを 目指す。 ・地方部での外 国人延べ宿泊 | |
| | 者数を2020年に | |
| 世界最先端の人材育成プログラムを開発・提供、研修の試行 民間による研修の本格実施 | 7,000万人泊、 2030年に1億 | |
| サー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 3,000万人泊と することを目指 | |
| 地方創生推進交付金なども活用した日本版DMOに対する総合的な支援 | することを日相 | |
| 国際 | • 外国人リピー ター数を2020年 | |
| 我 が 国 国 | に2,400万人、 2030年に3,600 万人とすること を目指す。 | |
| 我が国のの基基 幹 産 業 し 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 | 日本人国内旅 行消費額を 2020年に21兆 円、2030年に22 | |
| JNTOに地域コンサルティング窓口を設置し、地域に出向き、海外プロモーションに関するコンサルティングを行う事業を開始(2013年8月)・継続して実施 | 兆円とすること を目指す。 | |
| 観光庁と(株)地域経済活性化支援機構が、包括的 連携協定を締結(2014年5月) 観光庁と(株)地域経済活性化支援機構が相互に連携・協力の下、 観光を対象とした地域活性化ファンドを活用し、観光を軸とした地域活性化モデルを構築 | 2030年にはアジアNo.1の国際会議開催国とし | |
| 観光地域づくりを担う組織の運営体制の在り方について、 先進事例の情報提供を強化し、地域における取組の質の向上を促進 | て不動の地位を 築く。 | |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑥

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | | | | | | |
|------------|--|--|------------|--------------------|--------------|-------------------|--|--|--|--|--|--|--|
| | <観光経営人材の育成・強化> | 概算要求 | 通常 | 国会 | | | | | | | | | |
| | トップレベルの経営人材の恒常的な育成拠点を一橋大学及び 踏まえながら産学官において実践的・専門的な教育プログラム | 京都大学の大学院段階(MBAを含む)に形成するため、業 | 界ニーズを | 2018年度に設置 目指す | 【・開学し、2020年Ⅰ | に第一期生修了を | 訪日外国人旅 行者数を2020 年に4,000万人、 | | | | | | |
| 観 | 地域観光の中核を担う人材育成の強化を図るため、既のカリキュラムポリシーの策定を促進 | 存の大学観光学部等のカリキュラムの変革に向けた 経営に関する専門的・実践的な教育プログラムのも | | | 系る調査検証の | 実施、産学官で | 2030年に6,000 万人とすること を目指す。 | | | | | | |
| 光 | 観光が野を含めたり一口人産業の | 在宮に関する専門的・美成的な教育プログラムの会 | に同用光に外 | して又抜 | | | • 訪日外国人旅 | | | | | | |
| 観光産業を革新- | 2015年3月 実践的な職業教育を行う新たな高等教育権制度化に関する有識者会議において、「実な職業教育を行う新たな高等教育機関のではついて(審議のまとめ)」を取りまとめ 2016年5月 中央教育審議会答申「個人の能力と可能できせ、全員参加による課題解決社会を見 | 選送的 至り方 性を開 | | | | | 行消費額を 2020年に8兆円、 2030年に15兆 円とすることを 目指す。 ・地方部での外 | | | | | | |
| し、国際 | るための養育の多様化と質保証の在り方に て」取りまとめ 2017年3月 学校教育法の一部を改正する法律案閣議決 | בסני | | | | | 国人延べ宿泊 国人延べ宿泊 者数を2020年に 7,000万人泊、 | | | | | | |
| 競会 | 学校教育法改正法案 | 提出等 | 設置認可非 | - F続 | 専門職力 | 大学の開設 | 2030年に1億 | | | | | | |
| 国際競争力を高め | 地域の観光産業を支える、旅行者の多様なニー 改善・向上を図る | -ズに応える人材を育成するため、専修学校 | 等の教育植 | 機関と産業界7 | が連携し、教育 | デプログラムの プログラムの | 3,000万人泊と することを目指 す。 | | | | | | |
| 高め | <「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開) | > | | | | | • 外国人リピー ター数を2020年 | | | | | | |
| 、我が同 | 「観光地再生・活性化ファンド」の活動状況を踏まえつつ、官民ファンド、関係機関等と必要な連携を行い、観光まちづくりに関する投資ノウハウ・ 人材支援に関する機能を平成30年度以降も安定的・継続的に提供できる体制の整備を検討 | | | | | | | | | | | | |
| 国の | <次世代の観光立国実現のための財源の検討> | | | | | | 万人とすること を目指す。 | | | | | | |
| 我が国の基幹産業に② | 昨今のインバウンド拡大が我が国の経済、社会 に増加する観光需要に対して高次元で観光施策 | 、人々の暮らしに変化を及ぼし、観光が成長 を実行するために必要となる国の財源の確 | 戦略や地ス保策につい | 方創生の柱と7 いて検討を行う | なる状況を踏ま | まえて、今後更 | • 日本人国内旅 行消費額を 2020年に21兆 | | | | | | |
| 業に | <宿泊施設の提供> | | | | | | 円、2030年に22 兆円とすること | | | | | | |
| <u> </u> | 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の運用を明まる指針を策定し、地方公共団体へ通知を発出(2016年) | | | | | | を目指す。 • 2030年にはアジ アNo.1の国際 | | | | | | |
| | 古民家を宿泊施設にリノベーシ | ョンする事業等に対して地域の資金を活用 | たまちづく | くりファンドによ | る金融支援 | | 会議開催国として不動の地位を | | | | | | |
| | | (ンバウンド対応促進支援 言語化対応等の整備支援) | | | | | でかりでいる。 築く。 | | | | | | |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑦

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑧

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2 | | | | | | | | | 2018 | 年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|-----------|--|---|--|---|---|----------------------------------|--------------|---------------------------|-------------------------------------|--|--|----------------------------------|---|---------------|--|
| | | | | | 要求 | | 腴 | 年月 | * | 诵常 | 常国会 | | | | |
| | < 民泊サービスへの対応> イベント開催時に一時的に自宅等を提供する際に旅館業法が適用:場合を周知(2015年7月) 旅館業法施行規則を改正し、小規模の農林漁業民宿に係る構造設の特例措置の対象の範囲を拡大(2016年4月) 年1回のイベント開催時に地方公共団体の要請等により自宅を旅行供する行為を実施する地方公共団体において行うべき内容・手順等(2016年4月) | 対備基準で提 | | 税制改 | 正要望等 | | | | | | | | | | • 訪日外国人旅 行者数を2020 年に4,000万人、 2030年に6,000 万人とすること |
| 観光産業を革新- | 旅館業法施行令改正による簡易宿所の面積基準の緩和等を実施(4月) 「民泊サービス」に係るルール整備等について、「民泊サービス」のありまる検討会において報告書(2016年6月)を取りまとめ 第193回通常国会に住宅宿泊事業法案及び旅館業法の一部を改正律案を提出 国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業の用に供する施設の付間の下限の短縮等の措置を講ずる国家戦略特別区域法施行令の一正する政令を施行(2016年10月) | あり方に する法 東用期 一部を改 | 正な運営を | | に提出したるなど、観 | | | | | | | スの適 | | | を目指す。 • 訪日外国人旅行消費額を2020年に8兆円、2030年に15兆円とすることを目ませます。 |
| ار | <日本ブランド発信に向けた政府一体的に取り組む | | 博栄ノ | | | | | Ш | | | | | l | | 地方部での外 国人延べ宿泊 |
| 国際競争 | 関係省庁の海外出展等の事業を含めたプロモーション方針: (2014年7月) リオ大会の開催中に設置された「TOKYO 2020 JAPAN HOU 他省庁と連携して出展 海外メディア向け映像・画像プラットフォームを2016年8月に | JSEJIC | | | オリンピッ なって日本 | | | | | | 開催国 | こいう国際 | 終的注目度をいっ ・ | かしつつ | 国入延へ指泊 者数を2020年に 7,000万人泊、 2030年に1億 3,000万人泊と |
| 国際競争力を高め、 | 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月閣議決定 いて、観光庁が実施する訪日プロモーション事業については、原則と JNTOが発注主体となって実施することを決定、所要の体制を整備 | ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ | | や、パワー nえ、春の | ーブロガー・Y O桜、秋の紅 | outub 葉、冬 | erなと の雪(| ご、現 ^は のシー | 地におし -ズンの! | いて高い発 魅力を発信 | を信力を有っ 信すること(| する者を招 | 情し、地方の魅力を消 を通して訪日需要を | | することを目指 す。 • 外国人リピー ター数を2020年 |
| 我が | 海外の学校関係者などの招請や、海外におけるセミナーの開作援パッケージを検討し、「学校交流・体験促進プログラム」(仮称 | IE 17 ~ | 在外公館等プロモーショ | | | | 業に | 加え、 | 、ビザ線 | 暖和や現 | 地国との | 友好年・周 | 年事業等の各種 | 機会を活用し、海外 | に2,400万人、 2030年に3,600 |
| 国 | で取りまとめ、実行 ・ 欧米豪の有力なオピニ | | ÷ | 11+× 🗆 + | - /→ F-> + 1 - - - | 421 | \ 7 | ₽ III | <i>路士</i> | H 0+ | ロマル・ | L 1 – ≫ I= | | | 万人とすること |
| の基 | 欧木家の有刀はオピー海外の有力雑誌等のストーリー性のある日本 | メディアや富 | 富裕層向け | 旅行商品 | 品を扱う海タ | トの旅 | 核行会 | ≩社を | 日本名 | 予地に年 | 間100人打 | 召請し、 | | | を目指す。 • 日本人国内旅 |
| 幹産 | 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が地球輸出や対日投資につなげる「地域貢献プロジェク | | | | | | | | | | - • | い等を行 | い、対外発信力を | · 连強化。 | 行消費額を 2020年に21兆 |
| 国の基幹産業に④ | | ー外国人: のデジ現日方の 一が現日方の 一地の 一外国人: | 有識者から レマーケティ 目線でのプロ 行の魅力を 共団体・DM 上 の視点を取 | なるアド ングを活 1モーショ 表す統- Oとの連 り入れた | バイザリー 舌用した各市 ョンを市場こ 一的なメッセ 携やコンサ こJNTOウェ | ボート ち場の ごとに シージ フ・ルテ | が、マニー展やーンイトの | ーケーズ把 ジュフ ョン等 抜本 | ティング 操によ アルを消 手の地ブ ・的リニ | がやICTの にり、在外 舌用したな 方支援を ューアル |)専門人村 公館や民 グローバル 行う部署(・ やブロガ | オの活用等 間企業等 レ・キャンパ の設置に。 | り取組を実施 によるプロモーションと連携しつつ、国 ペーンの実施 はる地方が行うプロー 用 等 の心に響く形で日 | 別戦略に基づコモーションの | 円、2030年に22 兆円とすること を目指す。 • 2030年にはアジ アNo.1の国際 会議開催国とし て不動の地位を 築く。 |
| | | 111 10 | 10010 | , | | , - 0 | W-117 | , v, p | ~07U 5₹ 6 | 111 C | | | | マールンコピノロロ | |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑨

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | | | | | | | 2018 | 年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | | |
|---------|---|---|--|-----------------|-------|--------------|----------|--------|------------|---------------|-------------------|---------------------|--|--|--|
| | | | 概算3 税制改正 | | 秋 | | 年末 | 通常 | 国会 | | | | | | |
| | <クールジャパンと一体となった日本ブランドの発 | 宣促谁 > | 祝制改正 | - 安望寺 | | | T | | | | | | • 訪日外国人旅 | | |
| 観光産業を革新 | 海外のテレビ局招請による観光地紹介番組の制放映等の訪日プロモーションを実施 日本関連コンテンツのローカライズ・プロモーショ援を実施 観光促進に資する映像コンテンツ等を継続的に発信 | 作・ ・ 放送コ (クー) ン支 ・ クール 日本の ・ 観光仮 ・ 既子の ・ 海外の | 放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)や(株)海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構)とJNTOとの連携を強化。 クールジャパン機構の投資により、海外での日本のコンテンツ専用チャンネルを硝日本の魅力をPR。2020年までに22か国1.5億人(4100万世帯)への放送を実施。 観光促進に資する映像コンテンツを、継続的に海外発信。 既存の海外ネットワークを活用して日本関連コンテンツを放送し、効果的な日本の海外の消費者に対して影響力のある人材を活用した情報発信により日本の高品がス事業等のインパウンド需要の拡大等を支援。 | | | | | | | | | 力発信。 | 行者数を2020 年に4,000万人、 2030年に6,000 万人とすること を目指す。 ・訪日外国人旅 行消費額を 2020年に8兆円、 2030年に15兆 | | |
| 革 | | | | | | | | | | | | | 円とすることを | | |
| 新 | <2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を見据えた観光振興及びインパウンド(訪日外国人旅行者)の飛躍的拡大に向けた取組> | | | | | | | | | | | | 目指す。 | | |
| Ĺ | | | | | | | | | | | | | ・地方部での外 | | |
| | | | | | | | | | | | | 国人延べ宿泊 者数を2020年に | | | |
| 国 際 | (2015年11月閣議決定)。 | | | | | | | | | | | | 7.000万人泊、 | | |
| 競争力を高 | ホストタウン関係府省庁連絡会議を内閣官房に設置(2014年 ホストタウン推進要綱」を決定(2015年9月)。 | 7月)。 | 東京オリント | ピック・パラ | リンピ | ック意 | 技大会 | の開催によ | :り、多くの | 選手・観 | 客等が来訪するこ | とを契 | 2030年に1億 | | |
| 争 | • 第一次(2016年1月)、第二次(2016年6月)、第三次(2016年 | 2月 機に、地 | 也域の活性化 | 化等を推進 | 重するが | ため、 | 事前キ | ャンプの誘致 | 女等を通じ | 大会参加 | □国・地域との人的 | | 3,000万人泊と | | |
| 刀を | の登録申請において計138件(複数の地方公共団体による共 があるため、地方公共団体数としては186。相手国・地域数は | I S I HIS | と的な相互る 東京オリント | | | | | | | | こ広げる らず広く地域に波及 | なさせる | することを目指 | | |
| さ | 登録。 | ため、ス | と化プログラ | ム等の機 | 会を活 | 明し | て、全国 | の地方公共 | 団体や芸 | 芸術家等 。 | との適切な連携の | 下、文 | す。 | | |
| め | JNTOのウェブサイトにおける日本の伝統文化や地域の祭り等いての情報発信や、フランスで開催される日本のポップカルチ | , , , | -の 組を全国各地で実施 • 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、2019年ラグビーワールドカップ日本開催をはじめとする他の国際大会等の確実な開催により、各地域に国内外から人々を誘客 | | | | | | | | | | • 外国人リピー ター数を2020年 | | |
| ` ` | 祭典「JAPAN EXPO」への出展等の取組を実施。 | • 2020年 | | | | | | | | | | | に2,400万人、 | | |
| 我 が | • ラグビー人気が高いフランスの旅行会社を招請する際、ゴール | - / - | | | | | | | | | | | 2030年に3,600 | | |
| 国 | ルート上の観光地に加え、会場となるスタジアムも行程に組み 視察してもらう等の取組を実施。 | | 以降を兄が | | | | | 167477 | A Zer beyo |)ria2020) | ・ログ ノム」こして前 | SEC. | 万人とすること | | |
| | • 「beyond2020プログラム」ロゴマークを策定し、認証開始(2017 | /年1 | | | | | | | | | | | を目指す。 | | |
| 基 | 月)。 | | | | | | | | | | , | | • 日本人国内旅 | | |
| 幹 | | | | | | | | | | | | | 行消費額を | | |
| 産業 | | | | | | | | | | | | | 2020年に21兆 円、2030年に22 | | |
| の基幹産業に | ビジット・ジャパン官民連携事業において、様々な主体と連携 エー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | 府観光局(| | | | | | | | | | 兆円とすること | | |
| (5) | ■ ロモーションを展開 ■ クールジャパンを活用した訪日外国人の増加等を目的としクー | | | | | | | | | | -ションを展開 ・信等を実施 | | を目指す。 | | |
| Ü | ジャパン資源を観光に活用した地域経済活性化研究会を開作 | • 旺盛な | 観光資源として活用可能なクールジャパン資源の発掘・磨き-旺盛なインバウンド需要の開拓のため、魅力ある観光地作り | | | | | | | | | | | | |
| | | 対し、ク | 対し、クールジャパン機構が支援を実施する | | | | | | | | | アNo.1の国際 | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 会議開催国とし | | |
| | 外部のマーケティング専門家等が参画するマーケティング戦略 観光庁に設置(2014年4月) | | 学的なマ- | _ ^ | . Fit | : + + | _ | | | | | | て不動の地位を 築く。 | | |
| | 既儿儿 1~00世(2014年4月) | より付 | 구 마기/ 소 < - | / / / / - | ノフで | [天] | <u>r</u> | | | | | | 米 、。 | | |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑩

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | | |
|---------------|---|---|-----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 1.02 | 都 笛市 中 | | | | | | | | | |
| | | 税制改正要望等 秋 本本 通常国会 | | | | | | | | | |
| | <日本ブランド発信に向けた政府一体的に取り組む | 本制の構築> | • 訪日外国人旅 | | | | | | | | |
| | 「MICE推進関係府省連絡会議」及び | | 行者数を2020 | | | | | | | | |
| | 「MICE推進関係府省連絡会議ワーキングチーム」 | 「関係府省MICE支援アクションプラン」(仮称)の策定等 MICE支援策の検討を継続 | 年に4,000万人、 | | | | | | | | |
| | を設置しMICE支援策の検討等を実施 | | 2030年に6,000 | | | | | | | | |
| | - 「グローバルMICE戦略・強化都市」として7都市を選定(2013年) | | 万人とすること | | | | | | | | |
| 観 | し、支援 | *** | を目指す。 | | | | | | | | |
| 北 | • 「グローバルMICE戦略・強化都市」として2013年6月に選定した | ···································· | • 訪日外国人旅 | | | | | | | | |
| 一。 | 市に対し、2013年~2014年にマーケティング高度化支援事業を | また。 は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 行消費額を | | | | | | | | |
| 生業 | │ 施 •「グローバルMICE強化都市」として5都市を選定(2015年6月)し | | 2020年に8兆円、 | | | | | | | | |
| 未た | マーケティング高度化支援事業を実施 | | 2030年に15兆 | | | | | | | | |
| 光産業を革新 | | | 円とすることを | | | | | | | | |
| 平 | 学会の有力者等をMICEアンバサダーに任命(2013年度、2014年)具体的な国際会議の誘致活動を行っている者をMICE誘致アン | \$11 | 目指す。 | | | | | | | | |
| 机 | ダーに任命(2015年度、2016年度) | MICE誘致アンバサダープログラムにより、より効果的なMICEの誘致を促進 | ●地方部での外 | | | | | | | | |
| Ĺ | 7 (1914) | | 国人延べ宿泊 | | | | | | | | |
| 玉 | ・JNTOの市場動向の分析等に | 系るマーケティング機能を強化 | 者数を2020年に | | | | | | | | |
| 国際競争力を高め | ・JNTOのノウハウを活用したコンサルティング等を通じ、都市の司令塔となるコンベンションビューローの人材育成を強化 | | | | | | | | | | |
| 競 | <ユニークベニューの開発、利用促進> | | 7,000万人泊、 2030年に1億 | | | | | | | | |
| 争 | • 官民関係者から成るユニークベニュー利用促進協議会を設置 | | 3,000万人泊と | | | | | | | | |
| Ь'n | (2013年8月) | • ユニークベニューの海外発信 | することを目指 | | | | | | | | |
| を | • ユニークベニューの開発・利用促進のため、制度の運用上の課 | | することと日日 | | | | | | | | |
| 高 | 及び対策を整理した事例集を取りまとめ | 日本学術会議と観光庁の連携強化により、学会やアフターコンベンションでの ユニークベニューの活用を促進 | • 外国人リピー | | | | | | | | |
| \mathcal{S} | ユニークベニューのリスト化・海外発信 一元化した問合せ窓口の設置 | ・ ユニークベニューを活用した文化プログラムを実施 | ター数を2020年 | | | | | | | | |
| | ・元にのに向日と応日の改直 | | に2,400万人、 | | | | | | | | |
| 我 が 国 | <訪日外国人増加を目的とした共同行動計画の策 | ?> | 2030年に3,600 | | | | | | | | |
| <u>が</u> | | | 万人とすること | | | | | | | | |
| 国 | • 観光庁、JNTO、経済産業省、JETROの4者により「訪日外国人 加に向けた共同行動計画」を策定(2013年6月)、定期的に4者 | JNTO、経済産業省、JETROの4者により「訪日外国人増 ・ 定期的に4者会合を実施し、海外での旅行博等において連携して日本の魅力を発信 | | | | | | | | | |
| တ္ | 合を実施 | ・ 共同行動計画に基づき、クールジャパン戦略に基づく取組と訪日プロモーション事業を連携して | を目指す。 • 日本人国内旅 | | | | | | | | |
| 基 | • 海外の旅行博等において連携して日本の魅力を発信 | 「JAPAN WEEKEND」を実施 | ●ロ本人国内派 行消費額を | | | | | | | | |
| 蛀 | ✓ □ □ □ □ ★ | | | | | | | | | | |
| 産 | <国際的な大規模イベントの招致・開催> | | 2020年に21兆 | | | | | | | | |
| の基幹産業に⑥ | • 2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京への招致実 | 大阪 はつの の口 はんじょう はんにようがんに とぬる くく | 円、2030年に22 | | | | | | | | |
| | (2013年9月) | イベント大国、国際交流先進国としての日本の姿を海外に強力に発信 リンピック競技大会 | * ・ | | | | | | | | |
| (6) | 数千人規模の複数の大型国際会議の日本誘致を実現スポーツ・文化・ワールド・フォーラムの開催(2016年10月) | (2020年7月~9月) | を目指す。 | | | | | | | | |
| | | ラグビーワールドカップ2019 フールドマスタース の開催 (2019年9月~11月) ゲームズ関西の開催 | • 2030年にはアジ | | | | | | | | |
| | | の開催(2013年9月~11月) (2021年5月) | アNo.1の国際 | | | | | | | | |
| | | | 会議開催国とし | | | | | | | | |
| | | | て不動の地位を | | | | | | | | |
| | | | 築く。 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | 172 | | | | | | | | | |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」⑪

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | | | | | | | 3年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | |
|---------------------|--|------------|---------------------------------------|-----|------|---------|--------|-----------|-----------|-------------------------|---------|------------------------------------|--|
| | | | 概算要求 税制改正要望等 | 秋 | Н | 年末 | 通常 | 国会 | | | | | |
| | <最先端技術を活用した革新的な出入国審査等 | の実現> | 机的改正安主节 | | | | | | | | | • 訪日外国人旅 | |
| | 観光が持つ経済社会への波及効果を損なうことなく、外 地方空港・港湾を含めたCIQ(税関・出入国管理・検疫) | | | | | う、また | 、訪日外国人 | .旅行者数(| の増加に対 | 応できるよう、計画的 | 的に、 | 行者数を2020 | |
| | 安全確保のために不可欠な関連情報の収集分析につい | | | 14 | , 0, | | | _ | | | | 年に4,000万人、 2030年に6,000 | |
| ╅ | 船舶観光上陸許可制度の創設とクルーズ船で再入国する際の手続の迅速化を内容 正入管法が施行(2015年1月) | そとした改 | 施行 | | | | | | | | | | |
| すべての旅行者が | 「信頼できる渡航者」(トラスティド・トラベラー)として特定された者について、自動化・ | ゲートの | | | | | | | | | | | |
| ての | 対象とする新たな枠組みを構築(2016年11月) | | 5 | 付象: | 者の夏 | なる拡 | 大に向けた | :検討 | | | | │ │ • 訪日外国人旅 | |
| 旅 | 入国審査待ち時間を活用したバイオカート導入による個人識別情報の事前取得 | | | | | | | | | | | | |
| 行 | 2016年中に、関西・高松・那覇にて実施 | | | | | | | | | | | 2020年に8兆円、 | |
| 首 | 2017年4月から成田 空港等12空港に拡大 ウンストライン 2017年4月から成田 対象空港の拡大の必要性の検討 | | | | | | | | | | | 2030年に15兆 円とすることを | |
| パ、スト | 出発地空港で個人識別情報を事前取得し、入国時の手続を簡素化するためのプレクリアランス(事前確認)の早期実現 に向けた相手国・地域との調整協議 運用開始(運用開始に向けた準備を含む) | | | | | | | | | | | | |
| | 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入に向けた必要な準備 (2017年度中に一部の空港で先行導入予定) 導入・拡大 | | | | | | | | | | | | |
| な | 個人識別情報を活用し、外国人の出国時の自動化ゲート利用対象者を拡大すべく、具体的な利用対象者の範囲や実施方法等を検討 | | | | | | | | | | | 国人延べ宿泊 者数を2020年に | |
| レスなく快適に観光を満喫できる環境に① | ・ファーストレーン実施に向けて航空会社、空港会社、航空局、観光庁、CIQ(税関・出入国管理・検疫)機関等をメンバーとする検討会を設置、対象旅客の範囲、費用負担のあり方等について検討・成田空港・関西空港の入国審査場において実現(2016年3月) 中の主要空港でのファーストレーン早期導入の実現に向けた検討 | | | | | | | | | | | 7,000万人泊、 2030年に1億 3,000万人泊と | |
| に | 成田空港・関西空港において、入国諸手続に要する時間の計測・公開の |)宝証 両空港に | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ | | | | | | | <u> </u> | | することを目指 | |
| 観光 | 実験 | 準備 | | | | 1011227 | | <u> </u> | | | | す。 | |
| を | | 先進 | 的なボディスキャナーを | 那覇 | など | 3空港に | 導入 | 全国主 | 上要空港へ | への拡大 | | • 外国人リピー | |
| 満 | ボディスキャナー以外の先進的な保安検査機器(爆発物等自動検査機器)の導入を推進 | | | | | | | | <u>#</u> | ター数を2020年 | | | |
| 喫で | <新幹線、高速道路などの高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備> | | | | | | | | | に2,400万人、 | | | |
| き | 2017年3月から国内での購入が可能となった「ジャパン・レールパス」の一層の認知度向上を図るとともに、外国人旅行者が購入しやすい環境の整備を促進する | | | | | | | | | | | 2030年に3,600 万人とすること | |
| る環 | 観光客のニーズにあった観光地周辺での交通の | 充実及び共通乗車 | □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | ると | ともに | 、外国 | 語による効! | ▲ 果的な情 | 報発信や | L 、プロモーション等 | を実施 | を目指す。 | |
| 境 | すべての利用者にわかりやすい道案内の | | | | | | | 高速道路 | ナンバリン | ング」について、 | | ┃ ● 日本人国内旅 | |
| | | | け、全国の高速道路等に | | | | | 176.11.05 | | 1 | | 行消費額を | |
| (1) | SA・PAの乗継拠点整備、高速バスストップにおけるパークアンドライドを推進するとともに、道路空間の利活用による鉄道等との乗継強化の取組を官民連携で推進し、交通モード間の持て、モーダルコネクト)を強化 | | | | | | | | を通モート間の接続 | 2020年に21兆 円、2030年に22 | | | |
| | (モーダルコネクト)を強化 ● 地域バスの利用環境の向上に向けた、タウン・モビリティマネジメント、バス待ち環境の改善、道の駅のデマンドバスやカーシェアの乗継拠点化、BRT等による輸送効率化・省人化などの取 組を官民連携で推進 | | | | | | | | | | | | |
| | 過疎地等における訪日外国人をはじめとする観光客等の移動がより便利で快適なものとなるよう、国家戦略特別区域法の枠組みを活用して、自家用自動車の活用 | | | | | | | | | 活用拡大 | を目指す。 | | |
| | 高速道路会社が、国、地方公共団体、レンタカー事業者等と連携して、地方の高速道路において、定額で乗降り自由な外国人旅行者向け周遊ドライブパスなどの企画割引を展開 | | | | | | | | | 画割引を展開 | | | |
| | | | | | | | | | | | | <u> </u> | |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」①

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | | | | | | | | 2018 | 年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | | | | | |
|-----------------|---|------------------|--|------------|----------|------|------|------|------|------|----------|---|---|---|--|--|--|--|--|
| | | | | 要求 正要望等 | 1 | 秋 | 年末 | | 通常国: | 会 | | | | | | | | | |
| | 郵便局・道の駅等における観光情報の提供を促進 | | | | | | | | | | | | | • 訪日外国人旅 | | | | | |
| | 「道の駅」を地域の観光振興の核として位置付け、優れた取組 全国各地の「道の駅」の様 | | | | | | | | | | | | 点化の取組を支援 | 行者数を2020 年に4,000万人、 2030年に6,000 万人とせること | | | | | |
| す | <地方空港等のゲートウェイ機能強化> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| べての# | 首都圏空港を含めたオープンスカイについて、パプアニュギニア、ポーランド、カンボジア、ラオス等32か国・地域と | | | | | | | | | | 対して | 、 極的に推進 | | を目指す。 • 訪日外国人旅 | | | | | |
| すべての旅行者が、ス | LCC(低コスト航空会社)の参入促進のため、着陸料の引き下げ、手荷 扱施設使用料の引下げ等を実施(成田空港、関西空港) LCC専用ターミナルの整備(成田空港:第3ターミナル(LCCターミナル) 年4月8日供用開始、関西空港:第2ターミナル(国際線)2017年1月28 用開始) LCC等の新規就航、増便に対応するためのエプロン整備(中部空港) | 2015 | LCC専用ターミナルの整備(中部空港) | | | | | | | | | 行消費額を 2020年に8兆円、 2030年に15兆 円とすることを 目指す。 | | | | | | | |
| トレ | ・操縦士の年齢上限について、一定の条件を付した上で65歳未満から68歳未 満に引上げ 操縦士・整備士の確保・養成対策の推進などLCCの参入促進に資する施策の検討・実施 | | | | | | | | | | | | 才·実施 | 地方部での外 国人延べ宿泊 者数を2020年に | | | | | |
| えなり | 北海道において、複数空港の一体運営(コンセッション等)を推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| く 快適 | 地方の国管理・共用空港において、地域の国際線誘致等の取組と協議 着陸料の軽減を実施 地方空港における国際線の就航を強力に推進するため、国が重点的 を行う「訪日誘客支援空港」の認定に向けた募集を実施 | 新規京 | 扰航・増便に係 計置を実施 | 系る着陸料 | の割引 | 引や補 | 助、航 | 空旅客の | の受入班 | 環境高度 | を 化に係る | ら施設整備への 補 | 前助など、総合的な | 7,000万人泊、 2030年に1億 3,000万人泊と | | | | | |
| 観光を | 新干歳空港において、2017年3月下旬からの夏ダイヤより、1時間当た 発着枠を拡大新干歳空港において、2016年10月下旬からの冬ダイヤより、国際線航 の発着枠を大幅に拡大 | 新千歳 | 空港において の受入拡大を | | | 更の乗り | リ入れ制 | 制限の総 | 暖和及び | が1時間 | 当たりの | 発着枠の拡大を最 | 最大限活用し、国際 | することを目指す。 | | | | | |
| 満 | | | | | | | | | | | | | | • 外国人リピー ター数を2020年 | | | | | |
| く快適に観光を満喫できる環境に | 外国籍ビジネスチャーター機が我が国に乗り入れる場合において、一条件を満たす場合に、それに接続する国内区間を許可対象とする措能施 小型ビジネスジェット機によるチャーター事業を対象とした運航基準に包括的な基準の策定 羽田空港国際線旅客ターミナル内に専用CIQ施設等を備えた専用動績備 | 置を実 係る 線を整 | 羽田空港において、駐機可能スポットの増設を行うとともに 成田空港においても受入環境改善に向けて関係者間で協議を進める | | | | | | | | | に2,400万人、 2030年に3,600 万人とすること を目指す。 | | | | | | | |
| 境 (2) | 羽田空港において、ビジネスジェットの運航計画の月次申請締切日及 定日の早期化(5日前倒し) 関西国際空港において、訪日外国人のビジネスジェット利用者も使用 ファーストレーンの設置 成田空港において、ビジネスジェットが利用可能なスポットの増設 羽田空港において、ビジネスジェットの発着枠の拡大、発着調整におり 先順位の引き上げ、駐機可能機数の拡大を実施 外国籍ビジネスジェットに係る手続期間の短縮 | 可能な | 羽田・成田両空港はもとより、他空港も活用しながら、 ビジネスジェット需要を万全に受け入れられるよう検討を促進 | | | | | | | | | | 日本人国内旅 行消費額を 2020年に21兆 円、2030年に22 兆円とすること を目指す。 | | | | | | |
| | 訪日需要の急速な増加等に対応するため、地域の拠点空港等の機能強化や先進的な保安検査機器の導入等を推進 | | | | | | | | | | <u> </u> | | | | | | | | |
| | 訪日需要の急速な増加等に対応するため、地域の拠点空港等の機能強化や先進的な保安検査機器の導入等を推進 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「観光・スポーツ・文化芸術」③

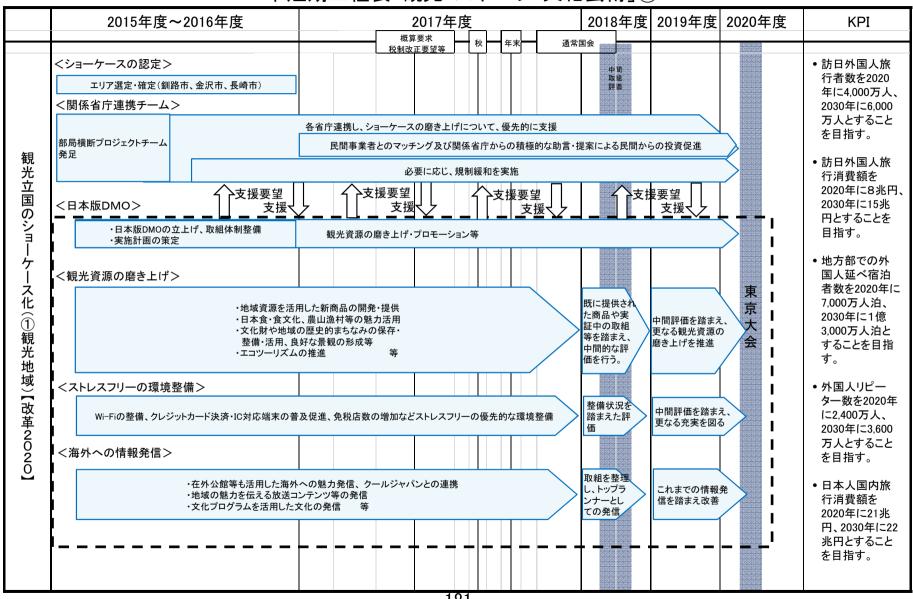
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | KPI |
|-----------------|--|---|---|
| | 首都圏空港 | の機能強化方策の具体化に向けた協議・方策の実施 | ●訪日外国人旅 |
| | • 首都圈空港年間合計発着枠75万回化達成 | メディア等を活用した広報 | 行者数を2020 年に4,000万人、 2030年に6,000 万人とすること を目指す。 ・訪日外国人旅 行消費額を 2020年に8兆円、 2030年に15兆 円とすることを 目指す。 |
| すべ | 羽田空港…年間発着枠44.7万回化達成(2014年3月) 成田空港…年間発着枠30万回化達成(2015年3月) ・年間合計発着枠75万回化達成以降の首都圏空港の更なる機能強化に向け、2014 に羽田空港の飛行経路の見直しを含む機能強化方策の具体化について、関係地 団体や航空会社が参画する協議会を設置 | 5位共 | |
| へての旅 | 羽田空港の機能強化について、住民の幅広い理解を得るため、関係地方公共団が | <mark>∼2016</mark> 施設整備 | |
| 行 | 設整備に係る工事費及び環境対策費を国が予算措置することについて、関係地方 団体から理解を得た ・ 羽田空港の飛行経路の見直しに必要な施設整備に着手するとともに、2017年1月 民塾明会を順次開催 | <u>₩</u> | |
| 者が、ス | 成田空港の第3滑走路の整備等の更なる機能強化策について、地域住民に説明が2016年9月の地方公共団体との協議会において了承されたことを受け、地域へを実施 を実施 | | |
| ストレス | | 別交流や訪日外国人の国内移動を更に活性化させるため、低廉かつ良質な交通 るLCCや高速バス等のネットワークの充実及び新たな旅行需要の創出等を図る | 地方部での外 国人延べ宿泊 者数を2020年に 7,000万人泊、 2030年に1億 3,000万人泊と |
| スなく快適 | 国内観光の振興・国際観光の拡大に向けた高速バス・LCC等の利用信 議会において取組方針をとりまとめ(2016年3月) 高速パス情報ブラットフォーム- Japan Bus-Gateway -を開設(2017年) | プラットフォームの運営・「道の駅」との連携等に取り組む | |
| に | | | 3,000万人沿と することを目指 |
| 快適に観光を満喫できる環境に③ | 外国クルーズ船に対応する「ワンストップ窓口」のPRを実施(2013年9月ハンブルク年3月・2015年3月マイアミ、2016年3月フォートローダデール、2017年3月フォートデール) 寄港地周辺の観光情報を提供するウェブサイトを開設(2014年3月)、港湾周辺でなイベントスケジュールー覧機能追加など同ウェブサイトの拡充(2015年11月) ・全国クルーズ活性化会議と連携して、クルーズ船社、港湾管理者、地方公共団体する高談会(2014年11月から2015年2月に3回、クルーズ船が1月から2016年2月に4回年10月から2017年2月に5回、クルーズ・シンボジウム(2015年1月)を開催、2016年) クルーズ船の寄港増や大型化に対応するため、クルーズ船の受入環境を緊急整備年、2016年) クルーズ旅客の利便性、安全性の確保等を図る事業を行う地方公共団体等に対す制度を創設(2016年) 日間が指定した国際クルーズ拠点の形成を図る港湾において、旅客施設等への投資クルーズ船が開発した。単数で展生のでは、2016年) 日間が指定した国際クルーズ拠点の形成を図る港湾において、旅客施設等への投資クルーズ船は、2016年3月に国会へ提出 「日本SEANウルーズ提興戦略」策定(2014年11月) ASEANと日本をつなぐクルーズの手ブルルートをASEANと共同して作成するとともルーズによる交流拡大のためのシンボジウムを開催(2016年3月) 訪日ウルーズ商品のASEAN市場への展開に向けて、現地旅行会社を対象としたセをシンガボール・タイにおいて開催(2017年1月) | ・クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現を目指し、既存施設を活用しつつ、岸壁の係船柱や防舷材の整備やドルフィン・桟橋等の整備を推進するとともに寄港地のマッチングを推進 ・「みなとオアシス」の活用等による新たなクルーズビジネスを確立 ・民間による旅客ターミナルビル等の整備に対する無利子貸付制度の活用を進めるとともに、旅客ターミナルビル等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める協定制度の創設を通じて、国際クルーズ拠点を形成 ・全国クルーズ活性化会議と連携して、寄港地の全国展開に向けたプロモーションを推進(クルーズ船社等のキーパーソンを招請し、商談会を開催) ・訪日クルーズ商品のASEAN市場への展開に向けて、現地旅行会社を対象としたセミナーを開催 ・振興戦略に基づき、ASEANからのクルーズ客の増加に寄与する施策を実施 | ・外国人リピー ター数を2020年 に2,400万人、 2030年に3,600 万人とすること を目指す。 ・日本費額を 2020年に21兆 円、2030年に22 兆円とすること を目指す。 |

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | | | |
|----------------|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 秋 年末 通常 | 常国会 | | | | | | | | | | |
| | <公共交通利用環境の革新> | 税制改正要望等 | | • 訪日外国人旅 行者数を2020 | | | | | | | | | |
| すべて | 訪日外国人旅行者の受入に向けた地方ブロック別連絡会(2015年3月) 訪日外国人旅行者の受入に向けた地方ブロック別連絡会(まとめ) | 推進地方ブロック戦略会議」を設置 | 引き続き必要な措置を実施するとともに新たな課題への対応策について検討 | 年に4,000万人、 2030年に6,000 万人とすること を目指す。 | | | | | | | | | |
| ての旅行者が | 全ての新幹線において外国語によるインターネット予約を可能とするため、東海道山陽新幹線・九州新幹線等関係鉄道事業者との調整を継続 | | | | | | | | | | | | |
| 者が、ス | • 訪日外国人旅行者に対するアンケート調査及びモニ | | 2020年に8兆円、 2030年に15兆 円とすることを 目指す。 | | | | | | | | | | |
| トレスなく | ッアーによる手ぶら観光のニーズ把握 ・共通ロゴマークの選定及び運用開始 (2016年度末現在163カウンターにおいて使用を認定 ・「手ぶら観光」をPRするホームページ・パンフレットの ・多言語による補助媒体の作成 等 | 海外旅行会社・航空会社への商品組込みの促進 F成 商店街等における免税販売手続と配送手続の一括 | - 共通ロゴマークの普及・活用 - ホームページやパンフレットを活用した「手ぶら観光」の周知や 海外旅行会社・航空会社への商品組込みの促進等 • 商店街等における免税販売手続と配送手続の一括化等によるサービスの高度化 • 免税品の海外直送(国際手ぶら観光サービス)の本格的な展開 等 | | | | | | | | | | |
| に 観 | | | | することを目指 | | | | | | | | | |
| 快適に観光を満喫できる環境に | 貸切バスの営業区域について、地方ブロック単位ま大する弾力化措置を実施(2014年4月) 地方ブロック単位又は営業所所在の隣接県まで拡大弾力化措置を実施(2015年4月) | する弾力化措置を2018年3月まで延長 | す。 • 外国人リピー ター数を2020年 に2,400万人、 | | | | | | | | | | |
| きる環境 | 交通系ICカードの普及・利便性拡大に向けた検討会まとめ(2015年7月) | 検討結果を踏まえて、ICカードの普及・利便性拡 | 広大に向け、 | 2030年に3,600 万人とすること を目指す。 | | | | | | | | | |
| 境 に ④ | 取りまとめ(2017年3月) - 交通系ICカードの普及状況及び導入における諸課是果等の把握 | 関係者へ働きかけを実施 効 | | 日本人国内旅 行消費額を 2020年に21兆 | | | | | | | | | |
| | 外国人旅行者がストレスなく快適に観光を満喫できるよ 表示の充実等の取組を実施 | 、鉄道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル等におけるバリア | アフリー化、無料公衆無線LAN環境の整備、多言語 | 円、2030年に22 兆円とすること を目指す。 | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

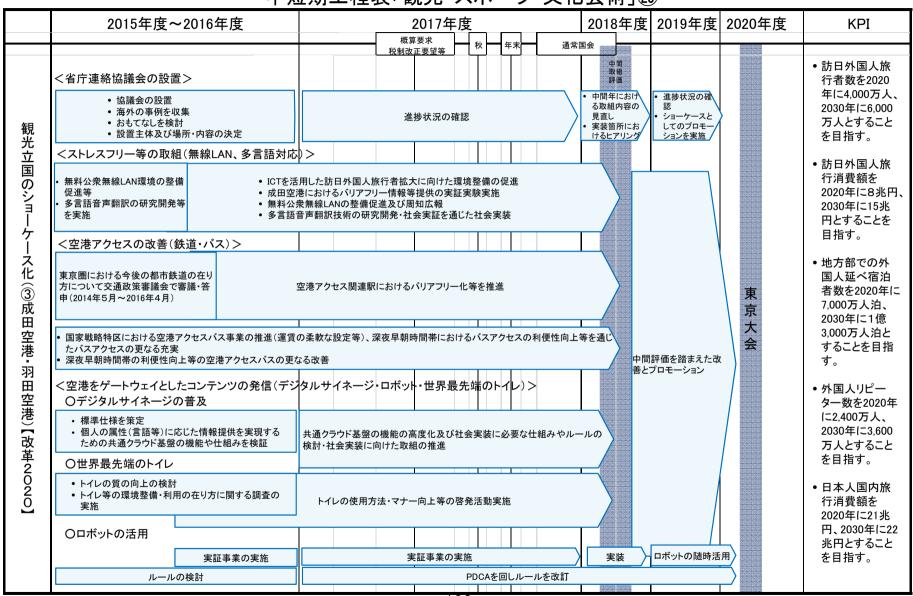
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | | | | |
|------------------|--|--|-------------------------|-------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 税制改正要望等 秋 年末 通常 | 常国会 | | | | | | | | | | | |
| | <キャッシュレス環境の飛躍的改善、通信環境の | 枕前以正安主守 | | • 訪日外国人旅 | | | | | | | | | | |
| | | が引き出せるATMの設置を促進するとともに、利用可能なATMの情報をJNTOの | DHP等にて提供 | ・ | | | | | | | | | | |
| | | クレジットカード決済端末の普及促進 | | | | | | | | | | | | |
| | | クレジットカード決済端末のIC対応化等による不正使用対策の義務付 | | 2030年に6,000 | | | | | | | | | | |
| す | | 置した、割賦販売法の一部を改正する法律による改正後の割賦販売法 な施行に向けて、政省令等を整備 | 応化等を実現 | 万人とすること を目指す。 | | | | | | | | | | |
| すべての旅行者が | 無料公衆無線LAN環境の整備促進 | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | ・無料公衆無線LAN環境整備のための推進体制として無料公衆無線LAN整 (エリアオーナーに対する整備の働きかけ、認証手続の簡素化・一元化、共通シンボルマーク(Japan, Free Wi-Fi)の普及促進、海 | | | | | | | | | | | | | |
| 旅 | 備促進協議会を設置(2014年8月) ●「訪日外国人に対する無料公衆無線LANサービスの利用開始手続・ | | | ● 訪日外国人旅 行消費額を | | | | | | | | | | |
| 行 | 化・一元化の実現等に向けた取組方針」の策定(2016年2月) | 既設の無線LANアクセスポイントの有効活用を推進すること等に。 LAN利用が可能な環境を実現 | より、20万か所以上のシームレスな無線 | 2020年に8兆円、 | | | | | | | | | | |
| 者 | ### LAN利用か可能な環境を実現 新幹線トンネルにおける携帯電話の通じない区間の2020年までの解消を目指す | | | | | | | | | | | | | |
| が、 | 訪日観光客等が持ち込む携帯電話端末等における国内発行SIMカードの利用円: | 単化の | | 円とすることを | | | | | | | | | | |
| スト | ため、電気通信事業法等の一部を改正する法律による改正電波法の施行(2016年 | 空港·店舗への販売拠点の設置推進を通じた、訪日タ | 目指す。 | | | | | | | | | | | |
| 1 | 国際ローミング料金の低廉化について、二国間協議を開始(2015年2月) 外国政府との二国間協議・多国間協議の推進 | | | | | | | | | | | | | |
| レス | | JNTO認定の外国人観光案内所を2017年度中に1,000か所程度とすることを目指 | | 地方部での外 国人延べ宿泊 | | | | | | | | | | |
| スな | | し、認定制度の周知を行うとともに、案内所の整備を促進 | | | | | | | | | | | | |
| | 観光拠点情報・交流施設の整備を促進するほか、観光地周辺の公衆トイレの洋式化等を促進 | | | | | | | | | | | | | |
| 快 | | 拡大するムスリム旅行市場からの誘客に向けた、プロモーション、受入環境整備 等を内容とする省庁横断のアクション・プランを2017年度中を目途に策定 | | | | | | | | | | | | |
| 旭 | ピクトグラムや矢羽根型路面表示の仕様を標準化し、安全で快適な自転車利用環境を創出 | | | | | | | | | | | | | |
| 観 | <外国人患者受入体制等の充実> | | | することを目指 す。 | | | | | | | | | | |
| 光 | 外国人が安心・安全に日本の医療 | サービスを受けられるよう、外国人患者受入体制及び外国人旅行者へ | の医療機関情報提供を充実 | , , | | | | | | | | | | |
| を | | 「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を100か所で整備することを 目指す | | • 外国人リピー | | | | | | | | | | |
| 満 | <休暇改革> | 基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡大に着手し、受入れ環境の更なる充実を目指す | 左記の取組を着実に実施 | ター数を2020年 | | | | | | | | | | |
| ヴァ | 5日間の年次有給休暇付与を使用者に義務付けることについて、労働政策審議会 | で検討 | ## Rent 197 | に2,400万人、 | | | | | | | | | | |
| き | し、2015年2月に取りまとめ、同年の通常国会に労働基準法等の一部を改正する を提出 | 法律案 労働基準法改正案の | 他行・周知を図る | 2030年に3,600 万人とすること | | | | | | | | | | |
| る | 10月の年次有給休暇取得促進期間に加 | え、夏季、年末年始、ゴールデンウィークなどの連続休暇を取得しやすい時季に生 | 手次有給休暇取得の集中的な広報 | を目指す。 | | | | | | | | | | |
| 環 | 地域において、関係労使、地方公共団体、NPO等が協議会 | を設置し、地域のイベント等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民 | 民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運を醸成 | 2010/0 | | | | | | | | | | |
| く快適に観光を満喫できる環境に⑤ | 「地域において家族で学ぶ機会の充実を図る観点からの学校 日の設定について(依頼)」を発出(2016年4月) | 休業 | | 日本人国内旅 行消費額を | | | | | | | | | | |
| (5) | 各地で学校休業日の柔軟 | 設定等のための様々な取組が進むよう、教育委員会や学校等に対し | て一層の周知を実施 | 2020年に21兆 | | | | | | | | | | |
| | 教育機関の柔軟な休業日の設定に | 合わせ、年次有給休暇取得を年間3日増やすよう産業界に働きかける。 | ことで、平日の家族旅行を推進 | 円、2030年に22 | | | | | | | | | | |
| | | 国家公務員の学校休業日に合わせた年次休暇取得促進 | | 兆円とすること を目指す。 | | | | | | | | | | |
| | 大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないよう対応を検討の上、学校休業日の分散化、分散化された学校休業日に合わせた有給休暇取得の促進、休日における多様な活動機会の確保、これらの取組を官民一体となって推進する(「キッズウィーク」) | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

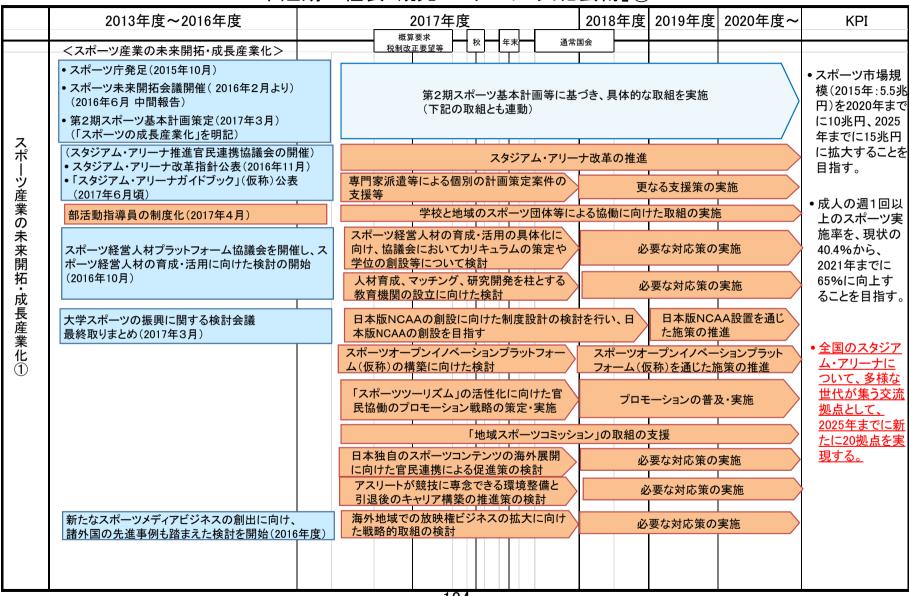
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|----------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 | | | | | | | | | |
| | | 税制改正要望等 | | | | | | | | | |
| | <多言語対応> | | • 訪日外国人旅 | | | | | | | | |
| | | | 行者数を2020 | | | | | | | | |
| | • 多言語対応の改善・強化のための共通ガイドラインを策 | ・ ガイドラインの周知 | 年に4,000万人、 | | | | | | | | |
| | 公表(2014年3月) | 各モードにおける多言語対応の推進 | 2030年に6,000 | | | | | | | | |
| す | • 多言語音声翻訳システムの研究開発及びデータベース | | 万人とすること | | | | | | | | |
| ベ | 備を実施 | 連携しながら、先進的事例の紹介やセミナーの開催 | を目指す。 | | | | | | | | |
| ての | • 「グローバルコミュニケーション計画」発表(2014年4月) | • 翻訳精度の高度化に係る研究開発、観光現場や病院など実フィールドでの社会 | • 訪日外国人旅 | | | | | | | | |
| 旅 | 社会実証の内容やシステムの検討 宿泊施設、公共交通機関、観光案内所等における多言 | 実証の実施 | 行消費額を | | | | | | | | |
| 行 | 記の整備支援(2016年4月~) | • クラウド型翻訳サービスプラットフォームを開発 | 2020年に8兆円、 | | | | | | | | |
| 者 | 1007 E MID (100 10 1 17) | | 2030年に15兆 | | | | | | | | |
| 者が | | | 円とすることを | | | | | | | | |
| ` | | 多言語音声翻訳システムの社会実証を実施 | 目指す。 | | | | | | | | |
| スト | | | | | | | | | | | |
| レレ | | | • 地方部での外 | | | | | | | | |
| ス | 外国人運転者にも分かりやすい道路標識の在り方につ | 英語を併記した「一時停止」標識等を、新設又は更新に合わせて順次整備 | 国人延べ宿泊 | | | | | | | | |
| な | て検討 | | 者数を2020年に | | | | | | | | |
| * + | | 度空港や競技場、都内の主要駅等で屋内の電子地 | 7,000万人泊、 | | | | | | | | |
| 快 適 | ・高精度測位技術等ICTを活用した情報提供、ナビゲーションのる 化に向けた課題の検討及び推進体制の構築 | 図。測片環接を軟件。活用した片架棒報サービスの | 2030年に1億 | | | | | | | | |
| 週に | ・成田空港や横浜国際総合競技場、東京駅・新宿駅で位置情報 | | 3,000万人泊と することを目指 | | | | | | | | |
| 観 | ビスの実証実験を実施 | サービスの普及を促進 | 9 のCCで日相 す。 | | | | | | | | |
| 観光 | | | 9 0 | | | | | | | | |
| を | <ツアーオペレーターの認証制度、宿泊施設につい | ての情報提供制度> | • 外国人リピー | | | | | | | | |
| 満 | 日本旅行業協会(JATA)が2013年度より運用を開始した | | ター数を2020年 | | | | | | | | |
| 喫 | ロ本派行来協会(JATA)か2013年度より運用を開始した アーオペレーターの認証制度の普及促進及び認証取得 | | に2,400万人、 | | | | | | | | |
| で | 業者の周知 | • 国内外で開催される旅行商談会等で認証事業者のPRを行うなど | 2030年に3,600 | | | | | | | | |
| き | | 海外旅行会社に対する働きかけを実施 | 万人とすること | | | | | | | | |
| を満喫できる環境に | ウンケシーロナフ柱却提供のカリナにのいて、人体のナウザナでリナ | | を目指す。 | | | | | | | | |
| 填 掉 | ・宿泊施設に関する情報提供のあり方について、今後の方向性を取りまる (2014年4月) | | | | | | | | | | |
| 児に | ・外国人旅行者向け宿泊施設検索窓口サイトの開設 | 外国人旅行者のニーズを踏まえたコンテンツ(旅館のPR動画等)の充実 | • 日本人国内旅 | | | | | | | | |
| 6 | (2015年7月開設) | | 行消費額を | | | | | | | | |
| • | | | 2020年に21兆 | | | | | | | | |
| | <宗教上の制約に配慮した受入環境の整備等> | | 円、2030年に22 | | | | | | | | |
| | ● 日本における合車・ | 以はは一般には、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、 | 兆円とすること を目指す。 | | | | | | | | |
| | 日本における食事や礼拝環境等の情報を発信 宿泊施設・旅行業者向け講習会、手引きの作成・配布による受入関係者への情報提供を実施 | | | | | | | | | | |
| | II. II. III. III. III. III. III. III. | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| | ī | | | | | , , , , | | ı | 1 | | |
|-----------------|---|--|--|--|---|--|---------|-----------------------------|---|--|--|
| | 2013年度~20 | 16年度 | | 2017年度 | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | | |
| | | | | 算要求 対正要望等 秋 — 年 | 東 通常 | 国会 | | | | | |
| すべて | <2020年東京オリンピック・パ | ・2016年2月、「ユニ・2017年2月、上記返 上記連絡会議におい バーサルデザインの行 心のバリアフリーに関 | バーサルデザイン2020月 車絡会議を「ユニバーサノ て、ユニ 街づくりや する検討 | J 係府省等連絡会議」 | | 上げ | | | • 訪日外国人旅 行者数を2020 年に4,000万人、 2030年に6,000 万人とすること を目指す。 | | |
| の旅行者が | | を行い、閣僚会議には ニバーサルデザイン2計画」を決定 連携 | | 「ユニバーサルデサ (計画決定と並行して) | | 計画」の実行、こ | フォローアップ | | • 訪日外国人旅 行消費額を 2020年に8兆円、 2030年に15兆 | | |
| が、スト | | 各地における高い水準(以下の取組を実施 | ー vの街づくり(東京大会に向け カバリアフリー化の推進)」及 vバリアフリー化調査等を踏ま | び「心のバリアフリー」を推 | 進するべく、 | | | | フロス ロップ フロス | | |
| レスなく | 2020年東京オリパラ競技大会等を見据えて、国土交通省内にパリアフリーWGを設置(2014年9月)し、具体的な施策を取りまとめ、公表(2015年8月) 上記に基づき検討会を設置 | 周辺、主要ターミナルや 「ユニバーサルデザイン ベンチマークについて者 ・ 心のパリアフリーについ 国民的運動の気運を醸 ・ バリアフリー法を含む関 ・ ズリアフリー法に基づく ・ ズリアフリー法に基づく ・ 交通機関における車い | 観光スポットにおける面的・・2020関係府省等連絡会議」(記計 数数をできませービスの導入等、水で、副教材や、当事者参画に成成 1条施策の検討、スパイラルフを通がリアフリー基準・ガイドライ交通がリアフリー基準・ガイドす利用環境改善に向けた検 | ー体的なバリアフリー化のの場において、今後達成す分かりやすい案内情報のうこよるセミナー・キャンペーアップ(ン等の作成)と職員研修のでライン、建築設計標準のできま | 推進 ドベき新たな 提供を推進 ン等を開催し、 の充実 女正 | 技会場周辺、ト、車両等のの 案内標識のは 機関における た検討を実施 報提供を充実 ・心のバリアフ 展開 | リーに関する国 | や観光スポックほか、道路はかせて交通ではからであった。 | 地方部での外 国人延べ宿泊 者数を2020年に 7,000万人泊、 2030年に1億 3,000万人泊と することを目指 す。 | | |
| 快適に観光を満喫できる環境に⑦ | ンの在り方について取りまとめ (2016年3月) | 図柄入りナンバープレー・オリバラ関連駅へのエレ・全国の主要な旅客船タ・成田空港・羽田空港旅客 ・競技会場と周辺の駅を・バリアフリー化や道路楽 | ト寄付金も活用したバリアフ レベーター増設やホームドア リーミナルのパリアフリー状況。 アターミナルのバリアフリー化 に なが なり いまない いまない は いまない は いまない は いまない は いまない は いまない は いまない は に いまない は に いまない は に いまない に いまない に いまない に いまない に いまで いまで いまで いまで いまで いまで いまで いまで いまで いまで | リー車両の導入支援 整備の重点支援 点検とパリアフリー化促進 に促進 鉄道駅、観光地周辺の道 | 路等における | 外国人観光報 害者等への ムーブメントと | 掛けをオール | | 外国人リピー ター数を2020年 に2,400万人、 2030年に3,600 万人とすること を目指す。 | | |
| 境 に ⑦ | 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、障害の有無に関わらず全ての人々にとって、参加可能な大会となるよう、大会会場やそのアクセス経路等に係るハード・ソフト両面のバリアフリー化の基準となる「Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドライン」を2016年春を目途に策定し、その考えに沿った街づくりや心のバリアフリー全国に展開することにより、潜在需要を取り込み、消費活動を活性化 | | | | | | | | | | |
| | | バリアフリ | 一法に基づく基本方針 | に定める整備目標の | 確実な達成を | 支援 | | | 円、2030年に22 兆円とすること | | |
| | | | | | | | | | を目指す。 | | |

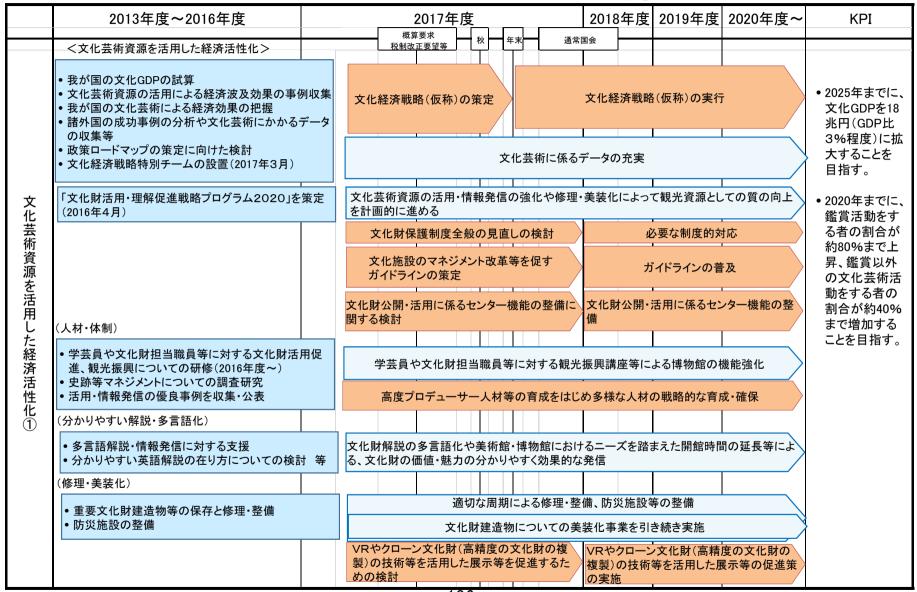


| | 2015年度~2016年度 | 2017年度2018年度 2019年度 2020年度 | KPI |
|---------------|---|--|--|
| - | | 概算要求 秋 年末 通常国会 | |
| | (ユニバーサルデザイン2020) ・「ユニバーサルデザイン2020関係府省等連絡会議」を設置(2016年2月) ・「ユニバーサルデザイン2020関係関僚会議」に格上げ(2016年2月) ・ ユニバーサルデザイン2020関係関係会議」に格上げ(2016年2月) ・ ユニバーサルデザイン2020行動計画」を取りまとめ | 「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の実行(取りまとめと並行して実行開始) | • 訪日外国人旅 行者数を2020 年に4,000万人、 2030年に6,000 万人とすること |
| 観光立国の | ショーケースとしての取組主体及び場所・内容の決定 | 中間年における取組内容の見直し ショーケースとしてのプロモーションを検討 | を目指す。 ・訪日外国人旅 行消費額を 2020年に8兆円、 2030年に15兆 |
| 国 | <公共交通機関等におけるバリアフリー化> | | 円とすることを |
| のショー | ・オリ・パラに向けたパリアフリー化調査→2015年度末に取りまとめ・2015年度のパリアフリー化調査の結果等を踏まえ、空港からのアクセスルート、競技会場やその周辺等における面的・一体的なパリアフリー化の推進 | 引き続き、空港からのアクセスルート、競技会場やその周辺等のパリアフリー化を推進するとともに、パリアフリー法の整備目標 の着実な達成を目指すことで、利用者の9割以上をカバーする旅客施設において全ての方がパリアフリー化された公共交通施 設を利用できるようにする | 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 |
| | <心のバリアフリー> | | 国人延べ宿泊 |
| ケース化(②東京) | 公共交通事業者の職員教育を通じた接遇の向上→「パリアフリー教室」の着実な開催等 一般国民に対する普及・啓発活動→副教材や、当事者参画によるセミナー・キャンペーン等を開催し、国民的運動の気運を醸成する | ・ユニバーサルデザイン2020に基づき、心のバリアフリーについて、副教材や当事者参 画によるセミナー・キャンペーン等を開催し、国民的運動の気運を醸成 ・交通・観光分野における接週の向上(接週ガイドライン等の作成)と職員研修の充実 民が手助けする文化 を醸成 | 者数を2020年に 7,000万人泊、 2030年に1億 3,000万人泊と することを目指 す。 |
| 改 | <分かりやすい案内情報提供の推進> | | • 外国人リピー ター数を2020年 |
| (②東京)【改革2020】 | デジタルサイネージによる使用言語等の属性に応じた情報提供機能の拡大の検討 個人の属性(言語等)に応じた情報提供を実現するための共通クラウド基盤の機能や仕組みを検証 | 共通クラウド基盤の機能の高度化及び社会実装に必要な仕組みやルールの検討・社会実装に向け た取組の推進 中間評価を踏まえ た改善とプロモー ション | に2,400万人、 2030年に3,600 万人とすること を目指す。 |
| Ĭ | 案内表示の統一化、ピクトグラムの新規作成等に向けた調査 →オリ・パラに向けたピクトグラムの在り方について交通エコモ財団 による検討会に参画 作成したピクトグラムのJIS化に向けた調整 情報提供設備の調査 | 2015年度、2016年度の調査結果等を踏まえ、ピクトグラムやデジタルサイネージを活用した新しい案内表示の導入支援 | • 日本人国内旅 行消費額を 2020年に21兆 |
| | 屋内外の電子地図等の整備・活用の促進に向けた先行的な実証実験の実施 オープンデータサイトの開設 大会関連施設や周辺地域における実証、試行的なオープンデータ環境の整備 第 日本の基本を表する。 日本の表する 日本のまする 日本の表する 日本のまでは、またまで | ・バリアフリールート等の情報提供の充実 ICTオープンデータプラットフォームの構築 各省施策の連携によるプレサービスの実現 | 円、2030年に22 兆円とすること を目指す。 |
| <u> </u> | | 100 | |





| | | 工性な「既儿・ヘハーノ・人 心を | | ı | l | |
|------------------|-------------------------------|------------------------|---------|--------------|-----------|-----------------------|
| | 2013年度~2016年度 | | 2018年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
| | | 概算要求 | <u></u> | | | |
| | | 祝和以正安至寺 | | | | |
| | | | | | | • スポーツ市場規 |
| | | スポーツ参画人口の拡大に向けてライフステ | テージに広じ | - たスポーツ活動 | 助を推進 | 模(2015年:5.5兆 |
| | | 女性のスポーツ実施率向上に向けた | 71-10-0 | 727111 7703 | 4) E 1E/E | 円)を2020年まで |
| | スポーツ人口の増加方策についての検討 | 「女性スポーツキャンペーン」の検討 | .tv. | 要な対応策の | ·=#= | に10兆円、2025 |
| ス | | スポーツ関係機関の役職員の女性比率に関 | 必 | 安は刈心束の | 关心 / | 年までに15兆円 |
| スポー | | する目標・対策等の方針の検討 / | | <u> </u> | | に拡大することを |
| | 全国の特別支援学校で、スポーツ・文化・教育の全 | | | | | 目指す。 |
| 産 | 国的な祭典を開催するため、「「Special プロジェクト | 障害者のスポーツ実施率向上に向けた全国的スポ | ポーツイベント | の開催や特別 | ∥支援学校の | |
| 業 | 2020」文部科学省推進本部」を設置(2016年6月)。 | 障害者スポーツ拠点活用支援 | | | | ・成人の週1回以 |
| -ツ産業の未来開拓・成長産業化② | 同年9月には、プレイベント(ボッチャ)を開催。 | | | | | 上のスポーツ実 施率を、現状の |
| 木 | | | | | | ル学で、現状の 40.4%から、 |
| 開 | | | | | | 40.4 %がら、 2021年までに |
| 拓 | | | | | | 65%に向上す |
| ь БÜ | | | | | | ることを目指す。 |
| 長 | | | | | | |
| 產 | | | | | | |
| 業 | | | | | | • 全国のスタジア |
| | | | | | | ム・アリーナに |
| 2 | | | | | | ついて、多様な |
| | | | | | | 世代が集う交流 |
| | | | | | | <u>拠点として、</u> |
| | | | | | | <u>2025年までに新</u> |
| | | | | | | <u>たに20拠点を実</u> |
| | | | | | | <u>現する。</u> |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | 100 | | | 1 | |



| | | 上作主 4文「能元ノ | | 人心云间。 | | | | | | | | |
|-----------|----------------------------|-----------------------|-------------------------------|--------------------|------------------|-------------------|--|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | | <u>17年度</u> | 2018年度 | 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | |
| | | 概算要求 概算要求 税制改正要 | | 通常国会 | | | | | | | | |
| | | 祝削以正安 | | | | | | | | | | |
| | (| | | | | | | | | | | |
| | (一体的活用) | | | | | • 2025年までに、 | | | | | | |
| | • 文化財総合活用戦略プランの開始、優先支援枠の | 平成32年までの | 間 毎年15~20件程度 | を認定し、地域主体の | 整備・活用、情報発信等に対 | 文化GDPを18 | | | | | | |
| | 設(2016年度) | | 0年度までに100件程度) | | | 兆円(GDP比 | | | | | | |
| | • 「日本遺産」認定制度の創設:計37件の認定、日本 | | | | | 3%程度)に拡 | | | | | | |
| | | | 麻中文化其木構相の等 | 告定支援(2020年まで) | -100件程度) | 大することを 目指す。 | | | | | | |
| | ● 世界文化遺産活性化事業を開始(2016年度) | | 歴史文化基本構想の策定支援(2020年までに100件程度) | | | | | | | | | |
| | • 歴史文化基本構想の策定支援(2016年度) | | 各地域における文 | 化クラスター形成の取得 | 組の支援 | | | | | | | |
| 文 | • ブランド化推進のための事業を開始(2016年度) | | 125-311-0517-05 | 107777 11719407481 | | • 2020年までに、 | | | | | | |
| 15 | | 文化芸術に対す | る国・地方の支援策への | の専門家による助言・ | 審査・評価等(アーツカウンシ | 鑑賞活動をするもの割られ | | | | | | |
| 一新 | | ル機能)の連携・ | | | | る者の割合が 約80%まで上 | | | | | | |
| 文化芸術資源を活用 | | | | | | 昇、鑑賞以外 | | | | | | |
| 源 | | | | | | の文化芸術活 | | | | | | |
| を | | | | | | 動をする者の | | | | | | |
| 温 | | | | | | 割合が約40% | | | | | | |
| | | | | | | まで増加する | | | | | | |
| t | | | | | | ことを目指す。 | | | | | | |
| 経 | | | | | | | | | | | | |
| した経済活性化② | | | | | | | | | | | | |
| 一 | | | | | | | | | | | | |
| 佐 | | | | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | 107 | | | | | | | | | |

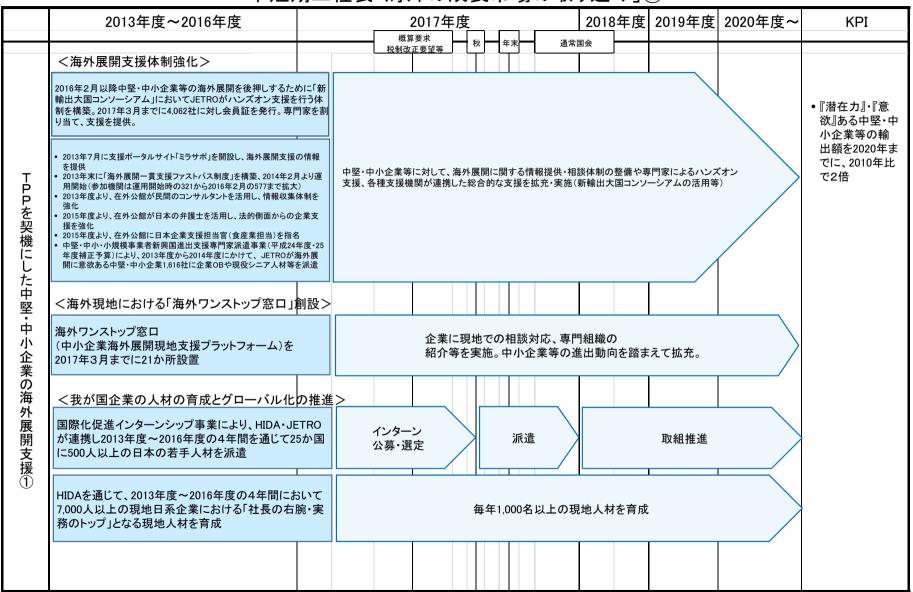
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|------------------|---|--|--|
| | | 概算要求 税制改正要望等 | |
| | (地域活性化やブランドカ向上に資する芸術文化の | | |
| 文化芸術資源を活用した経済活性化 | 全国における地方公共団体、劇場等や芸術団体実施する文化芸術活動への支援 「文化プログラム」に向けた検討、スポーツ・文化ワールド・フォーラムの開催(2016年10月)、ポーサイトに関する有識者会議の開催・試行版の構 「日本の美」懇談会の実施、障害者や高齢者等る共生社会の実現に向けた取組に関する事例は等 | 全国における 地方公共団 体、劇場等や 芸術団体の 実施する文化 芸術活動へ の支援等 ・文化プログラム(東京2020文化オリンピアード、beyond2020プログラム)等の全国展開、 海外発信 ・海外で活躍する文化人が参画するプロジェクトの実施等 ポータルサイトの試行的運用・検証 本格運用による国内外への情報発信 日本の美の国内外への発信のため、内閣官房・外務省と連携した「日本博(仮称)」の実施 | ・2025年GDPによる 年までを18 第18 第18 第18 第18 第18 第18 第18 第18 第18 第 |
| 花 | (デザク)ナスドナナルの共大士の発揮\ | アーティストの招へいの実施、「アーティスト・イン・レジデンス」の全国展開等 | |
| 3 | (デザインを通じた文化の潜在力の発揮) | | |
| | 企業・団体等へのデザイナー等の派遣による新商品・サービスの開発支援(2014年度~2016年) 企業・団体等へのデザイナー等の派遣・連携ののプラットフォームの構築(2016年度) 高度デザイン人材の育成・活用に向けた検討報の取りまとめ(2016年度) | 度) 報告書に基づき、高度デザイン人材の育成活用に向けた取組の実施 モデルとなる教育カリキュラムの検討、開発 高等教育機関における新た | |

| | | エ注名・戦ル スポーン 人に去削し | |
|------------|--|---|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 | 2020年度~ KPI |
| | | 概算要求 | |
| | | 税制改正要望等 | |
| | (コンテンツを軸とした、新たな技術・手法を用いた | 文化発信·市場拡大戦略) | • 2025年までに、 |
| 文化 | • コンテンツの海外新市場開拓を支援 | コンテンツの現地化(字幕付与等)や発信・プロ モーション活動を支援 | 文化GDPを18 寒開促進 ※円(GDP比 3%程度)に拡 |
| 芸術 | • 技術マップ2015(コンテンツ分野)の策定 (2015年2月) | 効果的な地域の魅力発信・広域 展開の継続実施 地域の魅力発信・広域 | 大することを |
| 文化芸術資源を活用 | • コンテンツ産業と観光業・製造業等の異分野連携を 通じた効果的な地域の魅力発信・広域展開を支援 | VR/AR等の先進的なコンテンツ技術を活用する ためのガイドラインの策定 ガイドラインの | 2020年までに、鑑賞活動をする者の割合が |
| 用した経済活性化 | | | 約80%まで上 昇、鑑賞以外 の文化芸術活 動をする者の |
| 性化④ | メディア芸術分野における人材育成やアーカイブの 取組の推進 | 映画やマンガ・アニメ・ゲーム等のメディア芸術分野の人材育成・展示等への3 化・多言語化・国内外への発信機能の強化等の推進 | まで増加する |
| 4 | • 「デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連 | デジタルアーカイブ化・活用の円滑化、国立国会図書館を中心とした分野横脚に構築の推進 | 近の統合ホータ |
| | 絡会・実務者協議会」において報告書の取りまとめ、 ガイドラインの策定(2017年4月) | メディア芸術祭等を通じた海外への発信 | |
| | | | |
| 消 | <消費マインドの喚起策> | | |
| 消費マインドの喚起策 | 経産省、経団連、小売業・サービス業等の経済団体により、官民連携の「プレミアムフライデー推進協議会」を設置し、実施方針・ロゴマークの決定(2016年1月) 「プレミアムフライデー」を2017年2月より実施 | 地方への浸透に向けた好事例の横展開等 | |
| 策 | | _ 180 _ | |

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」(1)

| 2013年度~2016年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI |
|--|--|
| 横算要求 秋 年末 通常国会 通常国会 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | |
| TPP: 2013年7月、TPP協定交渉に参加。2015年10月アトランタでの閣僚会合で大統合意。2016年2月オークランドにて署名し、同年3月に協定及び整備法案を国会提出。同年12月に国会で承認・可決され、2017年1月に国内手続が完了した旨を寄託国に通報した。米国のTPP協定からの離脱表明後初めて開催された同年3月のチリでの閣僚会合では、11か国の結束が重要であることを示す共同声明を発出した。 日EU・EPA: 2013年3月、交渉開始を決定し、同年4月以降、2017年4月までに18回の交渉会合を開催。同年3月の日EU首脳会談では、できる限り早期の大枠合意に達するとの強いコミットメントを再確認。 RCEP: 2013年5月以降、17回の交渉会合、6回の関僚会合を開催。2016年9 RCEP: 2013年5月以降、17回の交渉会合、6回の関僚会合を開催。2016年9 | 2018年までに、 FTA比率70%以 上 |
| | |
| の / 小姿物中, 和税条约の统结, 孙正惟准\ | • 2020年までに |
| * | 100の国・地域 を対象とする投 資関連協定(投 資協定及び投 |
| ・ 2013年度から2016年度までの間、租税条約等は計13本の新規締結・改正が ・ 2017年通常国会には、計4本の租税条約を提出(新規締結・改正2) 租税条約の締結・改正による ネットワーク拡充の取組を推進 | 資章を含む経 済連携協定)の 署名・発効 |
| と | |
| 訪日前研修の拡充、国家試験に向けた学習支援、滞在期間の延長等、訪日前後から帰国後まであらゆる段階での制度改善を通じたインドネシア、フィリピン及びペトナムからの看護師・介護福祉士候補者受入れの拡大 ・ ベトナムからの看護師・介護福祉士候補者の受入れ開始(2014年6月) ・ 経済連携協定に基づく介護福祉士候補者及び介護福祉士の受入れ対象施設の拡大等について、厚生労働省・外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において検討を行い、2016年3月に取りまとめた報告書を踏まえて、2016年4月に受入れ対象施設の拡大を実施 ・ 経済連携協定に基づく介護福祉士の就労範囲に訪問表サービスを追加するに当たっての必要な対応について、厚生労働省・外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会において検討を行い、2016年10月に取りまとめた報告書を踏まえて、2017年4月からEPA介護 | |
| 福祉士の就労範囲に訪問系サービスを追加 | |

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」②



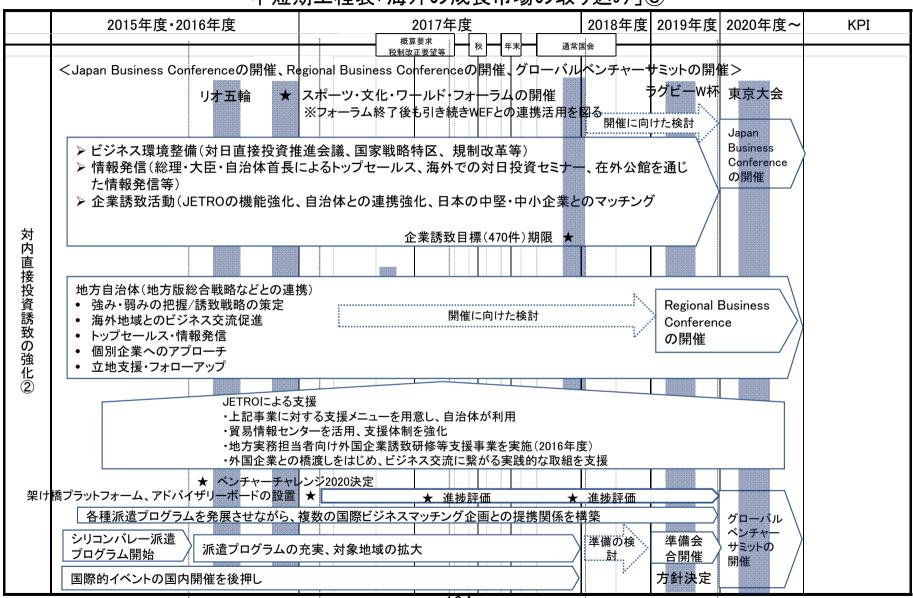
中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」③

| | 中拉其 | <u>力 — 1</u> | 土北 | · /H | 71.07 | 1%, | וי אַנ | ינפרינ | U 7 4 X | ソと | 20 7 J (| <u> </u> | | |
|------------|---|-------------------|---|------|--------------|--------|------------|--------|----------------|------|----------|------------|---------|-----|
| | 2013年度~2016年度 | | | | 20174 | 年度 | | | | 201 | 18年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
| | | | | | 算要求 女正要望等 | \Box | 秋 | 年末 | 通常 | 常国会 | | | | |
| | <国内外人材の活用による企業の海外展開 ・中堅・中小・小規模事業者新興国進出支援専門: 派遣事業(平成24年度・25年度補正予算)により、 | 家 | | | | |) JHE | | | | | T- 47 H 14 | | |
| Ī | 2013年度から2014年度にかけて、JETROが海外に意欲ある中堅・中小企業1,616社に企業OBや野シニア人材等を派遣 | 役 | シニ | ア人材等 | 等を活用 | した1 | 企業支 | 援を実 | 施 | 取組推進 | | | | |
| PPを契機にした。 | 中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者) 応援プロジェクト、海外人材確保・定着支援事業 実施 外国人雇用サービスセンターでの外国人留学生 する就職支援を実施 2014年度から新卒応援ハローワーク内に留学生 ナーを新設) | をご対 | 我が国に来ている外国人留学生の就職あっせん (年間1万人の国内での就職を目指す) | | | | | | | | | | | |
| た中堅・中小・ | <odaを活用した中小企業等の海外展開支< td=""><td>:援></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></odaを活用した中小企業等の海外展開支<> | :援> | | | | | | | | | | | | |
| 企業の海外展開支援② | ・平成25年度以降、「基礎調査」、「案件化調査」及び「管実証事業」により計482件を採択、「民間技術普及促送業」により計52件を採択し、JICAとの契約を了した案順次事業を実施 ・中堅企業も対象にした「民間技術普及促進事業」、「協備調査(BOPビジネス連携促進)」を平成27年度補正式(普及促進のみ)、平成28年度予算にて計上 ・平成28年度補正予算において、民間技術普及促進事「インフラシステム輸出特別枠」を新設 ・平成28年度から、「協力準備調査(BOPビジネス連携を発展・拡充し、「途上国の課題解決型ビジネス(SDGネス)調査」を新設 | 生事に大力学の実施を対しています。 | 「普及・実証事業」、「民間技術普及促進事業」、「途上国の課題解決型ビジネス (SDGsビジネス)調査」を実施 (中堅・中小企業等の採択、事業実施、報告書作成) | | | | | | | | ** | | | |
| | | | | | | 102 | | | | | | | | |

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」④

| | 2013年度~2016年度 | | | | 2017호 | F度 | | | | | | 2018 | 3年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|---------|---|--------------------------------|--|--|---|-----|-----|------|-------------------|-------|-------------------------------|------------------|---------------|-----------------------------------|--|------------------|
| | | | | | 算要求 | Ш | 秋 | 白 | 末 | | 通常国 | 会 | | | | |
| | <対内直接投資の促進体制強化> | | | <u>税制改</u> | <u>工要望等</u> | | | | | | | | | | | |
| | | 「外国企業 | 「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」の着実な実施 | | | | | | | | | | | | | |
| | 投資案件の発掘・誘致活動、及び必要な制度改革等の司令塔として対日直接投資推進会議を2014年4月に立ち上げ、2015年3月に総理出席のもと、同会議において、小売業や飲食店、医療機関、公共交通機関等における多言語対応の強化、無料公衆無線LANの整備、地方空港におけるビジネスジェット受入れ環境整備、外国人留学生の日本での就職支援、企業担当制の実施等を内容とする「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」を決定対直接投資推進会議において、TPPを契機に我が国が貿易・投資の国際中核拠点「グローバル・ハブ」となることを目指し、2016年5月に地域の中堅・ | | | 「政策パッケージ」に定められた各施策について、担当するそれぞれの省庁が速やかにかつ着実に実施 | | | | | | | | | | | | • 2020年における |
| | | | | 既に実施されている法人設立時の出資金払込等の手続の改善に加え、在留資格手続のオンライン化を平成30年度より開始すべく準備を進める等、規制・行政手続見直しワーキング・グループとりまとめに定められた施策の実施 | | | | | | | | | | | 対内直接投資 残高を35兆円 へ倍増(2012年 ま味を10.2米 | |
| | 中小企業に対する外国企業の出資・業務提携を含めた提携の促進 企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的簡素 人材の呼び込み強化、外国人留学生の日本での就労促進、日本人 英語教育の強化、外国人児童生徒の教育環境改善、日常生活にお | 化、高度 こ対する | | | | | Ē | 高度: | 人国术 | 材の | の受入 | れ加速 [,] | 化(再掲 |) | | 末時点19.2兆 〉 円) |
| 対 | 語対応、日本法令の外国語訳拡充の促進等を内容とする「政策パッ を決定 | ケージ」 | 外国。 | 人の就労状況を | ・把握する仕組み在留資格手続 | | | -向けた | ま悪の進度 | *(重担) | | | $\overline{}$ | を整の強化(再掲) | 手続の円滑化・迅速化(再掲) | |
| 内直接投資誘致 | 外国企業の日本への投資活動に関係する規制・行政手続の抜本的ついては、対日直接投資推進会議の規制・行政手続見直しワーキン | | 留学生就職促 | 進プログ | 国人雇用サービスセ | | | 翟 | 学生就職 [。] | | コグラム等を 、 、 雇用管理に | 通じた留学生 | | 沈職率5割達成(再掲) | (中國) |) |
| 接 | ループにおいて、平成28年12月に法人設立・登記関係、在留資格関 手続のワンストップ化、外国語での情報発信、輸入関係等の項目に | 係、行政 | (再掲) | フムの実施大学を選定 関する相談支援、サマージュブ等に係る支援等の支索(再規) 国学主教商促進プログラム修予者に対する在領資格変更手続上の侵遇措置の検討(再規) | | | | | | | | | | | | |
| 投 | 「緊急報告」をとりまとめ、2017年4月に最終的なとりまとめを行った。 • 2014年にロンドン(5月)及びニューヨーク(9月)で、2015年はロサン・ | | イバベーティブ・アジア事業の イノベーティブ・アジア事業で指定する在留資格取得上の優遇措置、インターンシップ、ジョブフェア等の実施等を通じた受入れ促進(再掲) 投機大学の開拓・調整、対象者の募集・選定、フォローアップ体制の整備・強化 | | | | | | | | | | | | | |
| 資 | 月)及びニューヨーク(9月)で、そして2016年は、ブリュッセル(5月)、 | ニュー | 可能な限り早期に、必要とする全ての外国人子弟が日本語と教科の統合指導(JSLカリキュラム)を受けられるようにする。(再掲) | | | | | | | | | | | | | |
| 誘 | ■ ヨーク(9月)において対日直接投資セミナー等を開催し、総理自ら日 投資を呼び掛けるなど、トップセールスを展開 | 本への | 全ての小学校へのALT等外部人材2万人以上の配置や教員養成・実践的な研修の充実等による全ての児童生徒に対する質の高い英語教育の実施 | | | | | | | | | | | | | |
| 致の強化 | 国家戦略特別区域法改正法が成立(2015年通常国会) 外国人患者受入れ体制が整備された医療機関を40か所程度へ拡充 世界最速級の「日本版高度外国人材グリーンカード」の創設 | | - 「外国人患者受入れ体制が整備された医療機関」を2020年までに100箇所で整備する目標を前 倒し、2017年度中の遺成を目指す - 基幹となる医療機関に加え、地域の実情を踏まえながら、外国人患者の受入れ体制の裾野拡 大に第手し、受入れ環境の更なる充実を目指す | | | | | | | | | | | | | |
| 花 | • 「我が国への貢献があると認められる者への永住許可のガイドライン | 小の改定 | 日常生活の場面での外国語対応拡充及び情報発信 | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | zールスや、在 国企業との出 | | | | 方自治体 | の更な | る連携強 | 化による対 | 日直接投資 | その案件発掘・誘致活動 | を実施 | |
| | <jetroの誘致体制の強化、外国企業に対< td=""><td>する包</td><td>括的な</td><td>゙゙゙゚゚゚゚゚゙゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚</td><td>ト等の</td><td>実施</td><td>į ></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></jetroの誘致体制の強化、外国企業に対<> | する包 | 括的な | ゙゙゙゚゚゚゚゚゙゚゙゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚゚ | ト等の | 実施 | į > | | | | | | | | | |
| | JETROにおける誘致専門のスタッフを60名(2013年度)から180名(2015増負するとともに、外国企業の拠点整備のための支援措置を整備度予算等) 各自治体のニーズと強みに応じたテイラーメード支援を強化。2016年では、9の自治体が対日投資事業をJETROに委託。 2015年4月より、東京圏国家戦略特別区域において、法人登記や税保険、雇用等、起業に係る相談及び各種申請手続のための窓口を集「開業フンストップセンター」をJETRO本部内に開設して、起業・開業 | (2016年 度におい 務、労務、 約する | | に関す | けるビジネ | ス・政 | 大策 | 情報 | の外国 | 国語(| による | 発信や記 | 绣致担旨 | 入し、重点10分野当者・分野別専門・の充実を図る | | |
| | 各種申請等について電子申請を行うことができる支援体制等を整備 • ワンストップセンターにおいて、2016年12月より窓口における申請の対象範囲を、すべての事務(8種類)に範囲を拡大することに加え、申 在留資格の対象に、「技術・人文知識・国際業務」を追加し、在留資相 も、法人開設後に同センターにて申請できる期限を5年まで段階的に • 2013年9月、JETROに対日投資相談ホットラインを設置し、包括的サ 始 ・ 進出済みの外資系企業の二次投資を誘致するための「外資系企業3 JETROに新設 | 請可能な について 延長 ポートを開 | 自治体 | への支 | 援策の充 | 実。 | また | , JE | TRO <i>σ</i> |)体制 | 削強化る | を通じ、 | 投資イン | こ加え、自治体 『 レセンティブの 提 面値部門の積極 | ·供等個別案 | |

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑤



中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑥

| | T 处表 | | | | | | - 1 | - 25 - | - 171 | | | | | | |
|---------------|---|---|---|-----------------------------------|-------------|----|------------------|--------|-------|-------|------|---------|---------|--------------------------|--|
| | 2013年度~2016年度 | | | | 2017年 | 医 | | | | 2018 | 年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI | |
| | | | | | [要求 正要望等 | 秋 | (| 末 | 通常 | 国会 | | | | | |
| | <インフラシステム輸出の拡大> | | | 1761111148 | <u> </u> | | | | | | | | | | |
| | 「インフラシステム輸出戦略」の早期実現に向け、経協イ 戦略会議にて2013年10月に実施状況の取りまとめ、201 6月、2015年6月、2016年5月及び2017年5月に同戦略の 訂を実施 | | 重要プロジェクトについては経協インフラ戦略会議等を活用して、その工程管理を実施。公的関係機関 等から支援の取組につき、ヒアリングを実施。定期的に「インフラシステム輸出戦略」のフォローアップを 実施 「国土交通省インフラシステム海外展開行動計画」の着実な実施及び毎年度の改定 | | | | | | | | | | | | |
| | トップセールスの実行と官民連携体制強化 (実績:総理・閣僚による外国を訪問してのトップセールス 実施件数は2013年から2016年の合計で286件(うち総理 閣僚155件)、うち50件には経済ミッションが同行) | | | 2020年のインフラシステム受注約30兆円(2010年約10兆円) | | | | | | | | | | | |
| 1 | | | | | | | | | | | | | | ルによるトップ | |
| ンフラシス | 2013年4月、10月、2014年6月、11月、2015年6月、201 月に円借款・海外投融資の戦略的活用のための制度で を実施 2015年2月、開発協力大綱を閣議決定 | | 経済協力の戦略的な活用 | | | | | | | | | | | セールスについ て、毎年10件以 上 | |
| ステ | | | | | | | | | | | | | | | |
| 輸出 | 2015年5月、「質の高いインフラパートナーシップ」を公 | ŧ | | | | 旅 | 憲策の | 着実か | つ効果 | 的な実別 | 拖∙活用 | 1 | | | |
| 出の | ▼ 2015年5月、「真の高いインフラバート」ーラック」を公ま 同年11月、その更なる具体策を公表 | 区。 | 国際開発金融機関との連携強化 | | | | | | | | | | | } | |
| 拡 | 2016年8月より順次、総理出演のインフラ広報映像等を 成し、官邸ウェブサイト及びTICAD VI等の国際会議・外流 | | 戦略的対外広報及び「質の高いインフラ投資」の国際的スタンダード化 | | | | | | | | | | | | |
| 大 ① | の際に発信 • 2016年10月、APEC質の高い電カインフラガイドラインを | | PR映像等対外広報資料の更なる拡充、一元的な情報発信のためのウェブサイトの整備 重点国・重点地域に向けた戦略的な対外広報 | | | | | | | | | | | | |
| | 定 | | | : | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 2016年5月、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」表。これを受け、円借款の更なる迅速化や海外投融資のな運用・見直し、JICA、JBIC、NEXI、JOGMECその他の関係の体制・機能強化及び財務基盤確保等を実施。 |)柔軟 | 世界全体の資源を含むインフラ案件に対する今後5年間に約2,000億ドルを目標とするリスクマネー供給拡大及び必要に応じて関係機関の体制強化等を引き続き実施 | | | | | | | | | | } | | |
| | 主要産業・重要分野における海外展開戦略の策定及び 踏まえたインフラシステム輸出の展開 | 海外展開戦略を踏まえたインフラシステム輸出の展開電力、鉄道、情報通信等の主要産業の海外展開戦略 策定(その他の産業に関しても要検討) | | | | | | | | | | | | | |
| | 山のんた フノノノハノ ム 神山 V/成 | | 7,172 ((| | | | | | 展開行重 | 加計画」の | 着実な | 実施及び毎年度 | の改定 | | |
| | | | | | 1/ | 95 | | | | | | | | • | |

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑦

| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 | 2018年度 2019年度 | 2020年度~ KPI | | | | | | | | | | |
|--------|---|--|--|-------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 概算要求 稅制改正要望等 秋 年末 通常 | 国会 | | | | | | | | | | | |
| | | 税制改正要呈等 | | | | | | | | | | | | |
| | 貿易保険の機能見直しを行う貿易保険法の一部を改正する法律が2014年4月、通常国会で成立し、同年10月に施行 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構法が2014年4月に通常国会で成立、同年10月に同機構を設立 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構法が2015年5 | 公的ファイナンスス | | | | | | | | | | | | |
| | 月に通常国会で成立、同年11月に同機構を設立 • NEXIを特殊会社化する貿易保険法及び特別会計に関する | 新スキームの周知・積極的活用による | 進 | | | | | | | | | | | |
| | 法律の一部を改正する法律が2015年7月に通常国会で成立(2017年4月に施行) | 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の積極的 | 株式会社海外交通・都市開発事業支援機構の積極的な活用によるインフラシステム海外展開の推進 | | | | | | | | | | | |
| | 「質の高いインフラ投資」推進のため、JICAとADBの新たな 連携パッケージの合意(2015年12月) | 都市開発を含む総合的広域開発を推進 | 都市開発を含む総合的広域開発を推進するための官民連携体制の強化 | | | | | | | | | | | |
| イン | 「質の高いインフラ投資」推進のための米州開発銀行(IDB) とのパートナーシップに合意(2016年4月) | 株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構の積極的 テンツのパッケージ展開等の推進 | -ビス及び放送コン | | | | | | | | | | | |
| ララ | JBICの機能強化のため、国際協力銀行法の一部を改正する法律が2016年5月、通常国会で成立 | 特殊会社化、貿易保険の積極的な活用に | の推進 | | | | | | | | | | | |
| ンフラシステ | | | | | | | | | | | | | | |
| 対射出 | インフラシステム海外展開の推進体制の強化 | 鉄道、空港、都市・住宅、下水道等の分野で案件形成から完工後の 運営・維持管理までを公的機関・企業がより本格的に実施できるよう にする制度的措置の検討を含めた体制構築 | | | | | | | | | | | | |
| の拡大② | | | | | | | | | | | | | | |
| | 「産業人材育成協力イニシアティブ」の公表(2015年11 | 2017年度末までに4万人の産業人材を育成 | | | | | | | | | | | | |
| | 月) | 幅広い新興国の成長市場におけ | 幅広い新興国の成長市場における戦略的な人材育成の実施 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | ・大型蓄電池等の試験評価・研究拠点の整備に向けたグローバル認証基盤整備事業を実施(平成25年度補正予算)(2015年度末に施設整備完了) ・大型蓄電池等の試験評価・研究拠点の運用開始(2016年4月) | 先進的な技術・知見等をいかした国際標準等の獲得及 野への進出支援 | シティアとなる分 | | | | | | | | | | | |
| | | 106 | | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑧

| | 2013年度~2016年度 | | | | 20174 | 丰度 | | | | | 201 | 18年 | 度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|----------|---|---|------------------------------------|-------------------|------------------------|-----|-----|-----|----------|------|-----|------------|---|---------|---------|----------------|
| | | | | | 算要求 (正要望等 | | 秋 | 年 | * | 通常 | 常国会 | | | | | |
| | <発信・連携の強化> | | | <u>ተንቲ ቱካ ፍ</u> ኦ | (正安里寺 | | Т | | | | | | | | | |
| クー | 「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」の取りま(2015年6月) クールジャパン関係府省連絡・連携会議による各省連打ロジェクトの創出・実施 クールジャパン官民連携プラットフォームの立ち上げ(2年12月) クールジャパン拠点構築検討会の開催・取りまとめ(205月~2017年5月) クールジャパン拠点間の連携による効果の実証(2016年1月~2017年3月) クールジャパン人材育成検討会の開催(2017年2月~) | 「クールジャパン戦略官民協働イニシアティブ」のアクションプランを受けた具体的施策の実施、実施状況・成果の検証 クールジャパン関係府省連絡・連携会議をブラットフォームとして新たな各省連携プロジェクトを創出・実施(大規模国際イベント等を利用した効果的な日本の魅力発信(ジャパンプレゼンテーション事業等)) 地方版クールジャパン推進会議の定期的な開催、地域のブランドで支援による地方の魅力の発掘・発信 在外公館等を活用した我が国の多様な魅力の発信とメディア関係者を含む人的交流の一層の推進民間のコンテンツ関連イベント等と連携したセミナーの開催、連携に関する各分野のニーズ調査マッチングフォーラム等において、コンテンツと周辺産業との連携プロジェクト形成を促進クールジャパン機構により、事業化アドバイスなどマッチング支援策の拡充 クールジャパン機構により、事業化アドバイスなどマッチング支援策の拡充 プロデューサー等の育成支援・産業ニーサー等の育成支援・企業ニーズを踏まえた実践的な高等教育の仕組み作り、地域の魅力や新たなブランドをプロデュースし海外に展開できる人材の育成・活用・外国人材活用・集積等 民間等によるクールジャパン拠点間の連携・ネットワーク化を後押し | | | | | | | | | | | | | | |
| ルジ | ノ(サ)を以表面眼セナゼ機構の乳ナン | 7 | を取りまとめ |) / | 1 | •地 | 域産品 | デー | タベース | の構築を | 推進 | | | | / | |
| ジャパンの推進① | <(株)海外需要開拓支援機構の設立> (株)海外需要開拓支援機構の設立(2013年11月) JETRO、放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)、日本政府観光局、九州経済連合会、四国経済連合会、北海道、鳥取県とそれぞれ業務提携 2017年3月下旬までに合計20件、約454億円の投資決定を公表 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | <コンテンツ等の海外展開の促進> | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 映像コンテンツ権利処理機構(aRma)における権利利用の徴収・分配のシステム化(自走化)(2015年措置済) 実演家に係る権利処理、レコード原盤権に係る権利処理のいて、初めから海外での販売を想定した権利処理ルの策定(2016年措置済) | 理に | 日本コンテンツの権利関連情報を集約したデータベースと連携した情報発信 | | | | | | | | | | ・2020年度まで に放送コンテン ツ関連海外売 上高を500億円 に増加させる。 | | | |
| | | | | | | | | | | _ | | | | | | <u>に指加でにる。</u> |
| | 2016年度末までに5000件以上のローカライズ・プロモーン支援を実施。 2013年度末までに72件の国際共同製作支援を採択(平24年度補正予算) | | 内な発信 | 言・プロモ | 作・現地化 Eーション 1目ない | ∕活動 | に至ん | るまっ | | | | 送コン 続実が | | ツ等海外展開の | 足進の取組の | |
| | | | | | | 107 | Ш | | | | | | | | | |

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑨

| 中位列工性我・海汁の成及自物の取り <u>と</u> の。 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|---|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | 2013年度~2016年度 | 2017年度 2018年度 2019年度 2020年度~ | KPI | | | | | | | | | | |
| | | 概算要求 | | | | | | | | | | | |
| | | 税制改正要望等 | | | | | | | | | | | |
| クールジャパン | 一般社団法人放送コンテンツ海外展開促進機構(BE/設立(2013年8月) ASEANをはじめとするアジア諸国を中心として、BEA、協力のもと、日本の魅力を紹介する放送コンテンツをに発信(平成26年度より113事業を実施) (株)海外需要開拓支援機構において、世界22か国以おいて日本のコンテンツを24時間365日放送するジャルチャンネル事業等の支援を決定(現在8カ国に展開) | ・ 放送コンテンツ海外展開促進機構(BEAJ)と密接に連携しながら、ASEAN等のアジ 継続的 ア諸国に続いて、段階的に展開先を拡大し、日本の魅力ある放送コンテンツの継続 的な放送を実施 ・ (株)海外需要開拓支援機構を活用した放送枠の確保等 | | | | | | | | | | | |
| の 推 進 ② | 知的財産戦略本部「映画の振興施策に関する検討会 取りまとめ(2016年12月~2017年3月) | 映画の海外展開促進のための取組を推進 | | | | | | | | | | | |
| | <日本産酒類の輸出促進> | | | | | | | | | | | | |
| クリー・ | 酒類教育機関WSETの日本酒講師育成コースへの協力(201月) ミラノ万博(2015年9月)、伊勢志摩サミット(2016年5月)等で本産酒類の特性・魅力の発信 駐日外交官を対象とした酒蔵ツアーの実施(2017年2月) ワイン表示ルールの策定(2015年10月)、地理的表示(GI)制改正(2015年10月)、GI「日本酒」の指定(2015年12月) TPP参加国の酒類の関税・非関税措置撤廃(2016年2月署名民間団体による日本酒輸出協議会の設立(2014年9月)、協おける「日本酒の輸出基本戦略」の改訂(2017年1月) 輸出酒類販売場制度の創設(2017年3月) | き、官民が連携して、日本産酒類のさらなる輸出拡大を図る | • 日本産酒類に ついては、2020 年までの輸出額 の伸び率が農 林水産物・食品 の輸出額の伸 び率を上回るこ とを目指す | | | | | | | | | | |
| 推進を | <海外広報体制の強化> | | | | | | | | | | | | |
| 別ある「日本型」 | 「対外広報戦略企画チーム」(2013年8月に発足)など 省庁横断的な枠組みを通じて、海外広報体制を強化 2014年度より、我が国の主要施策から社会・文化まで い情報提供を行う日本政府公式ウェブサイト「JapanG 立ち上げ、アプリ、SNS等を活用しつつ積極的に発信 | 我が国の海外広報を取り巻く環境の変化に柔軟に対応しつつ、クールジャパン、ビジット・ジャパン、 「幅広 インベスト・ジャパン等、日本の多様な魅力や政策の対外発信について、省庁間の連携強化、 | | | | | | | | | | | |
| 캦 | <クリーンで魅力ある「日本型IR」(特定複合 | 観光施設)の整備推進> | | | | | | | | | | | |
| I R | | 制度設計について、大枠取りまとめ (2017年夏頃) | | | | | | | | | | | |
| | •「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律」(平成28年法律第155号)が成立 | クリーンで魅力ある「日本型IR」(特定複合観光施設)の整備推進 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | |

中短期工程表「海外の成長市場の取り込み」⑩

| | 2013年度~2016年度 | | 2017年度 | | | | | | | | 3年度 | 2019年度 | 2020年度~ | KPI |
|-----------|--|---|---|------------------------------------|---|--------------|--------|----------------------|-------------------------|---------------------------|-----------------------|--|----------|---|
| | <地域別戦略の開始> | | | | 更求 正要望等 | 秋 | £ | 末 | 通常 | 国会 | | | | |
| | 中国・ASEAN | | <戦略の | の深化 | > | | | | | | | | | |
| | トップセールス、ミッション派遣(総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先: ハフイリビン、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ラオス) インフラ開発によるサプライチェーン強化(2014年4月に供与決定したティラワ紀開発への海外投融資などを活用して2015年9月に同区を開業、ダウェー開発に2015年7月に今後の協力に関する覚達を、同年12月にSPVへの出資に関する影響を、日本12月にSPVへの出資に関する影響を日本・タイ・ミャンマー3か国で署名、日インドネシア投資・輸出促進イニシアテ(PROMOSI)の立ち上げを2015年3月の日インドネシア街協会談で合意・新分野進出支援(2013年12月のインドネシアでのクリエイティブ・プロダクト・ウィクールジャパンによる市場獲得) 日本方式の制度の海外展開(ミャンマーの車検、インドネシアの信用情報制度) | ※ASEAI ○制度 • 日 を持 • 東 • 中[| | | | | | | | | | | | |
| | 南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米 | | | | | | | | | | | | | |
| 地域ごとの戦略的日 | ・トップセールス、ミッション派遣(総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先: ロウライナ、ウズベキスタン、カザフスタン、サウジアラビア、UAE、トルコ、バーレクウェート、カタール、コルダン、イスラエル、パレスチナ、インド、バングラデシュトリニダード・トバゴ、メキシコ、コロンビア、チリ、ブラジル、キューバ、イラン、トルクメニスタン、キルギス、タジキスタン) ・ 有望分野での投資交流・技術協力の合意形成(2015年4月「日印間の投資貿易インド太平洋経済統合に向けたアクションアジェンダ」合意) ・ 資源国との関係強化(サウジアラビアやUAEにおいて、日本企業の投資促進、公協力等により現地の産業多角化に貢献) ・ インドAP州の新州都建設に向け日本の包括的協力に合意(2014年11月)、AP:会を設立(2016年3月) ・ 投資協定の締結(2015年9月コロンビアとの協定発効、2015年10月カザフスタン発効、2015年11月ウライナとの協定発効、2015年6月オマーンとの協定署名月イランとの協定署名 | ーン、スリランカ、 は進及び 人材育成 州官民協議 | ※関係強化はできているものの、保護主義の傾向が強い国が多いことを踏まえ、 従来の取組に続き下記を実施 〇進出企業の課題解決のため、在外公館による現地政府への働きかけ及び民間 等によるロビイング強化 • 在外公館を中心とした現地政府への働きかけ • JETROや現地日系企業等による相手国でのロビイング強化 | | | | | | | | | | | 2020年までの、「輸 出額及び現地法人 売上高」の2011年 比: |
| 且つ重 | アフリカ | | | | | | | | | | | | | 等」: 2倍 |
| 点的な市場開拓 | ・トップセールス(総理・閣僚訪問に経済ミッションが同行した先:コートジポワールビーク、エチオピア、タンザニア、エジプト、ケニア)、ミッション派遣(アフリカ貿別官民合同ミッション等)。 ・第5回アフリカ開発会議(TICADV)(2013年6月)で表明した、官民合わせて32組によるインフラ整備、人材育成(ABEイニシアティブ等)等を通じた貿易・投資ローアップ。 ・ アフリカ経済戦略会議の立ち上げ(2014年3月~)。 ・ 資源・インフラ獲得のための協力枠組みの構築・取組開始(「日アフリカ資源開・シアティブ」に基づく現地人材育成)。 ・ 投資協定の締結(2014年8月下ボンビークとの協定発効、2016年8月ケニアとの名)。 ・ 出ETROアフリカ事務所の5年間での倍増計画(5→10か所)に基づき、2014年12 コ事務所を設置、2016年3月にエチオピア事務所を設置。 ・ 第6回アフリカ開発会議(TICADVI)(2016年8月)において、約1000万人への人始めとする官民総額300億ドル規模の質の高いインフラ整備等を表明、JETROI カンファレンス・展示会を開催し、民間セクター活動促進。 | ・投資促進 兆円の取 足進のフォー 発促進イニ D協定に署 2月にモロッ 材育成を | 引き網 ○商機 • 官 ラ ・ 男 | き実施 の拡大 民経解 ムの開催 に本市・展 | ・ ・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | ツカ貿官民経 投資 | 湯・投済ファ | 投資促進 オーラム D締結、 | 官民合同: の立ち上に 安全対策も | ミッション f)、TICA セミナー等 | 、官民イン DV支援 の継続写 | cめ、下記の従う vフラ会議)派遣、 策及びTICADVI3 k施等 n Desk」の運営) | ビジネス・フォー | 「南西アジア、中東、ロシア・CIS、中南米地域」: 2倍「アフリカ地域」: 3倍 |
| | <支援体制の整備> | | | | | | | | | | | | | |
| | 新興国市場獲得のためのJETRO機能強化 「海外展開ー貫支援ファストバス制度」を2014年2月から開始 「中小企業海外展開現地支援ブラットフォーム」を2017年3月までに21か所設置 ・中堅・中小企業へのシニア人材の派遣 (2013年度と2014年度に計1.616社への支援を実施) 関係府省等が海外発信のために統一ロゴ「ジャパンマーク」を使用することに含3月) | | ※これまでのJETROを通じた支援の経験を踏まえ、更に必要な支援を強化 〇海外市場獲得の推進 ・統一ロゴドシャパンマーク」の展示会等での使用、新輸出大国コンソーシアムの体制整備・充実や中小企業海外展開現地援ブラットフォーム事業の拡充等により、JETROを中心として、我が国の製品・サービス、農林水産品・食品等の海外市地獲得、知財活用ビジネス等中堅・中小企業の海外展開を、強力に推進 ○中堅・中小企業群の展開支援 ・ JETROを活用し、日本の中堅・中小企業群が持つ技術・サービスにより新興国各地の課題を解決 | | | | | | | | | | , | |